資料２―４

令和５年度
特定デジタルプラットフォーム提供者による
定期報告書（抜粋）

Apple Inc.及び iTunes 株式会社
提出資料

（注）本資料は、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」第９条第１項の規定に基づき経済産業省に提出された定期報告書から、Apple Inc.及び iTunes 株式会社において現時点で対外公表可能と判断した情報を抜粋したものである。

令和５年度　定期報告書（抜粋）　目次

１．事業の概要に関する事項
（１）事業の概要.....P2
（２）事業に関する数値
① 事業の規模を示す指標に係る数値.....【非公開】
② 国内の商品等提供利用者の数.....【非公開】
◆③ その他事業に関する数値.....【記載なし】
２．苦情の処理及び紛争の解決に関する事項
（１）利用事業者からの苦情及び紛争の件数.....P4
（２）当該苦情及び紛争の主な類型.....P4
（３）当該苦情及び紛争の処理期間の平均期間.....P4
（４）当該苦情及び紛争の結果の概要.....P4
◆（５）その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項.....【記載なし】
３．取引条件等の開示の状況に関する事項
（１）開示した提供条件の内容.....P6
◆（２）提供条件の開示の方法、行為時開示の状況等.....【記載なし】
４．利用事業者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置に関する事項
（具体的な内容及び当該措置が適切かつ有効なものと考える理由）
（１）公正性を確保するために必要な体制及び手続の整備に関する事項
① 告示２．１．１①に関する事項.....P15
② 告示２．１．１②に関する事項.....P15
③ 告示２．１．１③に関する事項.....P15
（２）苦情の処理及び紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項
① 告示２．２．１①に関する事項.....P16
② 告示２．２．１②に関する事項.....P18
（３）関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者の選任に関する事項
① 告示２．３①に関する事項.....P18
② 告示２．３②に関する事項.....P19
（４）商品等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項（上記項目以外）
① 告示２．４．１①に関する事項.....P19
② 告示２．４．１②に関する事項.....P19
◆（５）その他利用事業者との相互理解の促進を図るために講じた事項.....【記載なし】
５．自ら行った評価に関する事項
（１）苦情の処理及び紛争の解決に関する事項について自ら行った評価に関する事項.....P21
（２）取引条件等の開示の状況に関する事項について自ら行った評価に関する事項.....P21
（３）利用事業者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置に関する事項について自ら行った評価に関する事項.....P24
（４）特定デジタルプラットフォームの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項がある場合は、当該事項及びその評価.....P24
◆（５）その他５．（１）から５．（３）の自己評価に関する事項.....【記載なし】

注：◆は任意的記載事項であることを意味する。

様式第2　（施行規則第13条関係）

定期報告書

2024年5月30日

経済産業大臣　殿

住所	アメリカ合衆国カリフォルニア州95014 クーパーティノ、ワン・アップルウェイ
法人名	Apple Inc.
法人番号	該当なし
代表者の氏名	

住所	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ
法人名	iTunes 株式会社
法人番号	
代表者の氏名	

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」といいます。）第９条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　デジタルプラットフォームの名称

App Store

２　デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名

デジタルプラットフォーム提供者
Apple Inc.
iTunes 株式会社（Apple Inc.の直接子会社）

代表者

３　デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地

Apple Inc.：　アメリカ合衆国カリフォルニア州95014クーパーティノ、ワン・アップルウェイ
iTunes 株式会社：東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ

1. 特定デジタルプラットフォームの事業の概要に関する事項

(1) 特定デジタルプラットフォームの事業の概要

App Storeは、世界中のApp Storeユーザーに数百万のアプリを提供する、厳選・信頼されたオンラインプラットフォームです。Appleは、App Storeを、ユーザーが安心してアプリを見つけてダウンロードするための安全で信頼できる場所にすること、そしてすべてのデベロッパにとって素晴らしいビジネスチャンスになること、という2つの目標を念頭において創りました。今日、App Storeは、これまで以上に活気があり、かつイノベーティブなものとなっており、デベロッパがAppleの製品を通じてアプリやサービスを提供する機会を平等に提供しています。Appleは、自ら創り上げたApp Storeと、その創り上げ方に、誇りを持っています。

Appleは、日本のデベロッパがApp Storeを通じて世界中の市場とユーザーにアクセスするサポートを行ってきました。フルタイムのエディター、マーケター、ビジネスマネジャーによって構成されるAppleのチームは、日本のデベロッパが製作するアプリを世界中のユーザーが見つけられるようサポートします。Appleは、日本のデベロッパと協力して日本のアプリを宣伝し、世界中の顧客への認知度を高めます。

Appleは、日本への多額の投資を継続していきます。Appleは、日本のユーザーに対するサービスの提供とともに、デベロッパに対して、Apple製品にかかわるビジネスを展開できるよう、Apple独自のテクノロジー、ツール、サービスおよびマーケットプレースへのアクセスの提供に取り組んでいます。デベロッパがAppleの提供するツールを使って、優れたアプリの開発に専念できるように、Appleはこれらのリソースに投資しています。

Appleは、Appleと日本のデベロッパのコミュニティとの間に存在する相互理解を強化していきます。継続中の取組やこの報告期間中に発表された新たな取組の多くは、この相互理解を深め、昨年の報告書に対する評価において指摘された事項に対処するために特別に配慮されたものでした。Appleは、この報告期間中に発表された新たな取組、継続中の取組により、すべての当事者がApp Storeを通じてさらに大きな成果を上げることができるものと確信しています。

これまで同様、Appleは、日本のデベロッパのコミュニティに対し、日本国内でのエンゲージメント、スペシャルイベント、オンラインリソースの提供を通じて、継続的なサポートを提供し続けています。Appleは、日本のデベロッパのコミュニティにとって最新かつ関連性の高いトピックに焦点をあてたリソースを開発することで、日本のデベロッパを包括的にサポートすることを目指しています。

日本のデベロッパのコミュニティに対する多数の投資に加え、Appleは日本ユーザーにとって安全かつ信頼性の高いマーケットプレースの創造にも多大な投資を行っています。このようなマーケットプレースの創造はデベロッパに対して素晴らしいビジネスチャンスの創造につながります。Appleは、消費者が安心してアプリをダウンロードし、デジタルコンテンツを購入できるマーケットプレースを創り上げてきました。Appleは多数のユーザー保護機能を導入したことにより日本と世界のユーザーに対するエンパワーメントを実現しました。Appleは、悪意のあるものがApp Storeにおける消費者を不当に利用できないようにするための措置について各国政府と緊密に連携して取り組んでいます。また、Appleは消費者が使いやすくなるその他の機能もApp Storeに導入しました。デベロッパとそのアプリの成功は、AppleおよびApp Storeに対するユーザーからの信頼があってこそ、実現可能となるものです。

(2) 特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値

① 法第４条第１項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの

② 国内の商品等提供利用者の数

③ ◆その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値

2. 特定デジタルプラットフォームについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項

(1) 商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数

報告期間中デベロッパは合計4件の苦情を提出しましたが、いずれも不正によるデベロッパのアカウント終了または知的財産に関する紛争によるデベロッパのアカウント制限による「制限・停止・終了」カテゴリに属するものでした。

Appleは、法に基づき、日本のデベロッパが（1）制限・停止・終了（2）技術的な問題（3）法令遵守（4）支払いのカテゴリで苦情を申し出ることができるウェブフォーム[1]を提供しています。ウェブフォームを使用する際、それぞれのカテゴリには、苦情が、App Review、不正行為審査、仲裁、デベロッパリレーションズ、財務、法務などのApple内の責任者に確実に伝わるよう入力欄が用意されています。苦情の申出がなされると、Apple内の関連するチームは、苦情の精査、分析、社内調査を行い、デベロッパに決定を書面で回答します。適切な場合または要望があれば、日本の専門家がデベロッパ向けに電話で対応します。

提出された苦情の件数の少なさは、Appleのデベロッパリレーションズに対する積極的な取組の必然的な結果によるものと考えます。Appleの日本におけるワールドワイド・デベロッパリレーションズチーム（以下「WWDR」といいます。）は、日本のデベロッパとの間に、デベロッパ向けイベント、デベロッパプログラムのアップデート、App Store Connectを含む複数のタッチポイントを通じた高いレベルのコミュニケーションを整備しています。Appleのデベロッパリレーションズへのアプローチに関する詳細情報は、別紙「App Storeの透明性および公正性に関する報告書」に記載されています。

(2) 苦情及び紛争の主な類型

4件の苦情は「制限・停止・終了」の苦情に該当し、不正行為によるデベロッパのアカウント終了または知的財産に関する紛争によるデベロッパのアカウント制限に関するものでした。

(3) 苦情及び紛争の処理期間の平均期間

苦情の申出から、デベロッパへの決定の連絡までの平均期間は3.0暦日でした。日本のデベロッパのコミュニティに対する取組の一環として、Appleは、デベロッパの苦情および紛争を検討して解決するために多大なリソースを注いでいます。

(4) 苦情及び紛争の結果の概要

Appleが決定を支持した4つのケースにおいては、デベロッパがAppleの顧客を危険にさらし他のデベロッパに不利益を被らせることとなる不正行為を行って、App Reviewガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）およびAppleデベロッパプログラム使用許諾契約（以下「DPLA」といいます。）に繰り返し違反したことを理由として、デベロッパの契約解除措置が維持されました。このケースには、許容されないアプリ機能のApp Reviewからの隠蔽、おとり操作の使用、援助交際を助長するような隠された有料チャット機能の隠匿が含まれます。これらの行為は、App Storeをユーザーにとって安全で信頼できるアプリの入手場所とし、デベロッパにとって公正で平等な競争の場として維持するというAppleの取組の一環として、App Storeが現在も立ち向かっている脅威と課題の一例を示しています。

[1] ウェブフォームはデベロッパのApp Store Connectのアカウントログインからアクセス可能です。上記に記載の通り、報告期間において、デベロッパは合計4件の苦情を申し出ました。

(5) ◆その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項

3. 法第５条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項

(1) 利用者に開示した提供条件の内容

規約の開示

A. 一般に提供される規約 - 法第５条第１項

AppleがデベロッパにApp Storeを提供する際に適用される規約は下記にて公表されています（日本語版を含みます。）。
https://developer.apple.com/jp/support/terms/

Apple Developer契約（以下「ADA」といい、本書に添付書類1として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-agreement/Apple-Developer-Agreement-20230605-Japanese.pdf

DPLA（本書に添付書類2として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-20231222-Japanese.pdf

有料アプリケーション契約（DPLAの別紙2および3）およびその添付書類（以下「別紙」といい、本書に添付書類3として添付されています。）は 下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/support/downloads/terms/schedules/Schedule-2-and-3-20230828-Japanese.pdf
https://developer.apple.com/support/downloads/terms/exhibits/Exhibits-to-Schedule-2-and-3-20240213-Japanese.pdf

ガイドライン（本書に添付書類4として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/

Appleメディアサービス利用規約（以下「AMS」といい、本書に添付書類5として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://www.apple.com/jp/legal/internet-services/itunes/jp/terms.html

Appleプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といい、本書に添付書類6として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://www.apple.com/legal/privacy/jp/

Appleは、DPLA、別紙およびガイドラインの適用ある条件の変更のすべて（重大な変更を含みます。）について、耐久性のある媒体でデベロッパに通知しています。また、Appleは、日本語で閲覧可能なWebサイト上のニュース記事で、条件の変更をデベロッパに通知しています。[2] Appleは、2023年4月から2024年3月までの間に、9件のデベロッパ向けニュース記事を発表し、デベロッパにDPLA、別紙およびガイドラインの変更予定を伝えました。[3]

---

[5] 条件に関する最新のアップデートは下記にて閲覧が可能です。https://developer.apple.com/jp/news/
[3] 2023年12月22日付記事「最新のApple Developer Program使用許諾契約が利用可能に」は下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/news/?id=7k36ynqd

B.　規約の個別の開示 － 法第５条第２項

i.　提供の拒絶の場合の基準 － 法第５条第２項第１号（イ）

Appleは、DPLA、別紙およびガイドライン（以下「規約」と総称します。）において明記する状況に応じて、デベロッパのApple Developer Programメンバーシップを終了させることができます。これらは、不正行為、データプライバシーおよびセキュリティの侵害、ならびに違法または危険なコンテンツからユーザーおよびデベロッパを保護するために必要な規定です。Apple Developer Programの終了により、デベロッパのアプリはApp Storeから削除されます。

該当する規定は下記に規定されています。
DPLA第2.8条、DPLA第6.1条、DPLA第6.9条、DPLA第11.2条、DPLA別紙1第6.3条、別紙2および3第7.1条、ガイドライン「はじめに」、ガイドライン2.3.1、ガイドライン2.5.3、ガイドライン4.3、ガイドライン4.4.2、ガイドライン5.1.2(i)、ガイドライン5.6
具体的な規定は別紙に添付書類7として記載されています。

ii. 商品又は役務の購入の場合の条件 － 法第５条第２項第１号（ロ）

DPLAおよび別紙には手数料の条件が規定されています。

該当する規定は下記に規定されています。
DPLA第2.8条、DPLA第7.1条、DPLA第7.2条、DPLA第7.4(B)条、DPLA別紙1第1.1条、DPLA別紙1第1.5条、DPLA別紙1に対する添付書類A第1条、DPLA別紙1に対する添付書類C第3条、DPLA別紙1に対する添付書類C第10条、別紙2および3の第1.1条、別紙2の第3.4(a)条および第3.4(b)条、別紙2および3の第3.5条、別紙2の第3.13(c)条、別紙3の第3.4条
具体的な規定は別紙に添付書類8として記載されています。

iii.検索及びランキングの主要なパラメータ － 法第５条第２項第１号（ハ）

DPLAおよび別紙にはApp Storeにおけるランキングおよび見つけやすさを決定するために使用される主要なパラメータに関する情報が規定されています。

該当する規定は下記に規定されています。
DPLA別紙1に対する添付書類D第1条、別紙2および3に対する添付書類E
具体的な規定は別紙に添付書類9として記載されています。

iv. 商品等提供データを取得又は使用する場合の条件 － 法第５条第２項第１号（ニ）

DPLA、別紙およびプライバシーポリシーには、商品等提供データの取得・利用の条件が規定されています。Appleは、ユーザーやデベロッパに提供する製品およびサービスを改善し、App Storeの安全で信頼できる環境を維持し、分析、販売動向、支払い、財務記録に関する貴重なデータをデベロッパに提供する等において必要となる、最小限のデータを収集し使用します。

該当する規定は下記に規定されています。
DPLA第14.2(D)条。DPLA第14.2条に基づき収集されたデータはプラバシーポリシーの対象となります。下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://www.apple.com/legal/privacy/jp/

2024年4月5日付記事「App Reviewガイドラインの更新版を公開」は下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/news/?id=0kjli9o1

DPLA別紙1に対する添付書類D 第2条、別紙2および3に対する添付書類E、Appleのプラバシーポリシー「Appleによる個人データの使用」参照。
具体的な規定は別紙に添付書類10として記載されています。

v. 商品等提供利用者が商品等提供データを取得又は使用する場合の条件 - 法第５条第２項第１号（ホ）

DPLA、別紙およびプラバシーポリシーの条項にはデベロッパによるデータの要求および取得の条件が規定されています。

該当する規定は下記に規定されています。
DPLA別紙1に対する添付書類D 第2条、別紙2および3に対する添付書類E（商品等提供データが「個人情報」に該当する限り、当該情報はプライバシーポリシーに従います。）、プラバシーポリシー「Appleにおけるお客様のプライバシーの権利」および「Appleによる個人データの共有」参照。
具体的な規定は別紙に添付書類11として記載されています。

vi. 苦情又は協議の申出をするための方法 - 法第５条第２項第１号（へ）

DPLAおよび別紙には法に基づく苦情の申出をするための方法が規定されています。

該当する規定は下記の通りです。

> 「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business規制（以下、「P2B規則」といいます）の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、およびそれらの国に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうしたP2B規則に従い、次の問題に関して、https://developer.apple.com/contact/p2b/から苦情を提出することができます。(a)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B規則に定められた義務をAppleが遵守していない疑いがある、(b)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または(c)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Appleが講じた措置または行為。Appleは当該苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。[4]

さらにAppleは、透明性、デベロッパに対する公平性、懸念の効率的かつ効果的な解決への長期的な取組の一環として、デベロッパがAppleに問い合わせを行い、問題を解決するために、デベロッパに対して以下のような窓口を複数用意しています。

デベロッパサポート：
以下のカテゴリの問題については、多くの場合デベロッパサポートでサポートを得ることができます。
メンバーシップおよびアカウント、開発や技術面の問題、アプリの設定と配信、レポートと支払い、イベント、問題の報告、フィードバックやその他のトピック

フィードバックアシスタント：
デベロッパは、iPhone、iPad、およびMac向けのネイティブアプリであるフィードバックアシスタントアプリや、フィードバックアシスタントのWebサイトを使ってフィードバックをAppleに提出することができます。デベロッパがフィードバックを提出するとフィー

[4] DPLA別紙1に対する添付書類Dならびに別紙2および3に対する添付書類Eの第3条。

ドバックIDが発行され、フィードバックアシスタントアプリ内やWebサイト上でフィードバックの処理状況を追跡できるようになります。

App Storeコンテンツに関する異議申し立て：
デベロッパが、App Storeに掲載されているアプリまたはSearch Adsにより自身の知的財産権が侵害されていると考える場合は、App Storeの法務チームに異議の申し立てを提出することができます。

アプリ名に関する異議申し立て：
デベロッパが、特定のアプリにより、App Storeで自身の商標をアプリ名として使用する権利が侵害されていると考える場合は、App Storeの法務チームに異議の申し立てを提出することができます。

App Reviewの優先処理：
正当な理由がある場合、デベロッパはApp Reviewの優先処理をリクエストすることができます。

提出に関する問題の解決：
App ReviewまたはTestFlightのApp Reviewによりアプリが却下された場合、デベロッパはApp Store Connectを通じてAppleと連絡を取り、問題を解決することができます。Appleからの連絡には、App Reviewガイドラインを遵守していない理由など、アプリの却下に関する情報が含まれています。デベロッパは、App Reviewにビルドを再提出するまでの間、App Store Connectを通じてAppleとやり取りすることができます。返信にはスクリーンショットや根拠となる資料などの添付ファイルを含めることができます。アプリがメタデータの問題で却下された場合は、その問題を解決し、同じビルドを再提出することができます。

アプリの却下や削除に対する異議の申し立て：
デベロッパが、自身のアプリが誤解されている、またはAppleの審査に公平性が欠けていると考えるため、審査結果に同意しない場合は、異議を申し立てることができます。その後Appleによる調査が行われます。

ガイドラインの変更の提案：
Appleの目標は、App Reviewガイドラインを公正に、かつ一貫性を持って適用することです。アプリが却下され、デベロッパがApp Reviewとのやり取りで問題を解決できない場合は、ガイドラインの変更を提案できます。

解約されたメンバーシップの再開：
デベロッパは、アカウントの再開をApp Review Boardに申請することができます。その場合は、フォームに記入し、App Review Boardがアカウントの再開を検討すべき具体的な理由を提示する必要があります。

App Reviewの日本語でのコミュニケーション：
App Reviewの日本語によるコミュニケーションは、デベロッパがApp Reviewのプロセスの理解を深めるサポートとして、最も多く見られるアプリ却下の理由を日本語に翻訳し、アプリ承認の道筋を妨げる可能性のある問題点についてデベロッパが理解を深める機会を提供しました。

Ask Apple：
Appleは新しいシリーズのインタラクティブなQ&Aセッションや一対一のコンサルティン

グにより、デベロッパがAppleのエキスパートと直接つながり、洞察、サポート、フィードバックを得るためのさらに多くの機会をもたらしました。

AppleはそのWebサイトの様々な場所において上記のオプションに関する情報を提供しています。例えば、App ReviewのWebサイトは、デベロッパに対して、App Reviewの全体的なプロセス、よくあるApp Reviewの却下、およびApp Reviewへのアクセス方法、異議の申し立て、ガイドラインの変更の提案に関する情報を提供しています。[5]

vii. その他開示することが必要なものとして経済産業省令で定められる事項 - 法第５条第２項第１号（ト）

a. 最恵待遇を求める場合の条件

Appleがデベロッパに対し、その他のモバイルアプリケーションストアなど、他の販売経路と比較してAppleを最も有利に扱うように要求することはありません。すべてのデベロッパは、規約の対象とされており、また規約を遵守しなければなりません。

b. 第三者よりも有利に扱う場合の条件

すべてのデベロッパは、該当する規約に基づき平等に扱われ、Appleは、Appleのアプリを第三者であるデベロッパのアプリよりも有利な条件で扱うことはありません。別紙2および3に「Appleが開発したライセンスアプリケーションの販売について、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。」と規定されている通り、明白な理由に基づき、AppleはAppleの開発チームによるアプリの販売について、手数料を得ていません。[6]

c. 返品及び返金の条件

DPLAおよび別紙にはアプリおよびIAPの返品および返金の条件が規定されています。

該当する規定は下記に規定されています。
別紙2および3の第3.4条、DPLA第8条、DPLA付属書2の第3.4条、DPLA付属書2の第3.5条、DPLA別紙1に対する添付書類Bの第4条、DPLA別紙1の添付書類Cに対する付属書1の第2条、別紙2および3の第3.8(c)条、別紙2および3の第6.3条。
具体的な規定は別紙に添付書類12として記載されています。

さらに、第一に、（デベロッパではなく）Appleが返金手続を処理することに留意すべきです。Appleは、消費者がアプリまたはアプリ内コンテンツを取得する際に、Appleの名義で消費者と契約します。Appleは、アプリまたはアプリ内コンテンツについて代金を徴収し配信を促進することによって取引を処理します。Appleは支払取引を処理することから、返金手続も処理します。これは、ユーザーとデベロッパの双方に大きなメリットをもたらします。

- 消費者は、受信した電子メールの「問題を報告する」のメニューにアクセスするか、report aproblem.apple.comのウェブサイトにアクセスすることにより、購入に関する問題をAppleに報告し、Appleに返金を要求することができます。ユーザーにとって、デベロッパを個別に特定する必要がなく、一つの窓口で、かつAppleのような評判の高い企業に対応してもらうことのメリットは非常に大きなものです。Report a Problemは、約束したデジタル商品を提供しないデベロッパに関してサポートを必要とするユーザーから毎日受け取る何千もの報告に対してAppleが返答することを可能にします。

[5] App Reviewは下記にて日本語にて閲覧が可能です。https://developer.apple.com/jp/distribute/app-review/
[6] 別紙2および3の第3.4条。

- デベロッパにとってAppleの返金の決定システムは、デベロッパを保護し、消費者がどのような方法で返金を要求してきても一貫した解決策を提供できるよう設計されています。さらに、Appleは175ヶ国でApp Storeを運営しているため、消費者からの苦情に応じて、それらすべての国のデベロッパに関して返金のサービスを提供することができます。ほとんどのデベロッパは、175ヶ国でカスタマーサービスを提供し顧客に返金できる、また現地通貨で返金できるインフラを持っていません。これは、Appleがデベロッパに提供している貴重なサービスです。

第二に、Appleは返金要求に関する最新情報をデベロッパに提供します。App Storeは、顧客がアプリ内課金の返金を受け取ると、ほぼリアルタイムでサーバ通知をデベロッパに送信します。デベロッパがゲーム用の宝石やコインなどのコンテンツを複数のプラットフォームにわたり提供し、デベロッパがそのサーバでプレイヤーのアカウントの残高をアップデートする場合、返金の通知の受領が重要となります。デベロッパは、返金の結果デベロッパがとる措置（返金されたコンテンツへのアクセス権の削除など）をアプリ内で顧客に通知することにより、返金の通知に対応することができます。

第三に、Appleは、デベロッパに対して、消費者との関係性を管理し、サブスクリプション管理、返金、サービスまたはコンテンツ配信の問題など、そのアプリやサービスに関するシームレスなサポートを提供する方法をより充実させました。これによってすべてのデベロッパが新たなAPIを利用することが可能となり、デベロッパが消費者にアプローチし、そのビジネスを成長させることをサポートするために、Appleが長年にわたって投資してきた機能が拡大しました。Appleの目標は、デベロッパがアプリやサービスに関する問題について消費者を容易にサポートできるようにすること、そして消費者をサポートする道筋をシンプルにすることです。

さらに、デベロッパは、Request Refund StoreKit APIを使用して、消費者が返金を要求できる専用の場所をアプリ内に設けることができます。これには、一貫したインターフェイスと、「問題を報告する」タブを使用してAppleを介して直接返金を要求するときに表示されるのと同じ理由コードが含まれます。

また、Appleは、デベロッパがAppleとコミュニケーションを取り、返金に関する判断や返金プロセスの改善に役立つ情報を提供することを容易にしています。アプリデベロッパは、消費者が消費型アイテムのアプリ内課金の返金を請求した際に、新しいConsumption APIを使用してAppleに情報を送信することができるようになりました。アプリデベロッパがこのAPIの使用を選択し、消費者の同意を得た場合、購入した商品が消費されたかどうか、購入した商品が配送されて正常に動作したかどうか、購入前にコンテンツの無料体験やサンプル、情報が提供されたかどうかなどの情報を提供できます。

最後に、Appleは、デベロッパが情報を入手し、IAPの問題を迅速かつ効率的に解決するための追加的な方法を提供するため、App StoreサーバAPIを新たに開発しました。これらのAPIを使用することで、デベロッパは以下のことが可能になります。

- 新たなIn-App Purchase History APIを使用して、自社アプリのアプリ内課金取引の履歴を取得すること。
- 新たなSubscription Status APIを使用して、サブスクリプションが有効か、期限切れか、課金再試行中か、猶予期間中かを判断すること。
- 新たなInvoice Lookup APIを使用して、サポート時に消費者のアプリ内課金状況を確認すること。
- Refunded Purchases Lookup APIを使用して、消費者が過去のアプリ内課金の返金を受けたか否かを特定すること。

d.　支払いを留保する場合の条件

別紙には、日本のデベロッパの税金および調整、ユーザーへの返金、不正行為に対する支払いの留保に関する詳細および条件が規定されています。

該当する規定は下記に規定されています。
別紙2および3の第3.2条、別紙2および3の第3.3条、別紙2および3の第3.5条、別紙2および3の第3.7条、別紙2および3に対する添付書類Cの第5.1条、別紙2および3に対する添付書類Cの第5.2条、別紙2および3の第3.8(c)条、別紙2および3の第6.3条、別紙2および3の第7.1条、別紙2の第3.4条。具体的な規定は別紙に添付書類13として記載されています。

C.　規約の個別の開示（ユーザー）－ 法第５条第２項第２号

i.　検索及びランキングの主要なパラメータ - 法第５条第２項第２号（イ）

ランキングに使用される主要なパラメータを取扱うAMSの規定では「検索結果におけるAppの表示順序を決定する際に考慮される主なパラメータは、Appプロバイダが提供するメタデータ、お客様がAppやApp Storeをどのように利用しているか、およびApp StoreでのAppの人気度です。これらの主なパラメータにより、お客様の検索クエリに最も関連性の高い結果が返されます。」と言及されています。

Appleはアクセスしやすく使いやすいWebサイトを提供しており、Webサイトには、App Storeにおけるランキングおよび見つけやすさを決定するために使用される主要なパラメータに関する最新の情報が提供されています。該当するリソースは下記の通りです。

> App StoreやMac App Storeでは、アプリ、ゲーム、ストーリー、カテゴリ、アプリ内課金、デベロッパを検索することができます。「検索」では、プロダクトページのアプリやアプリ内課金のメタデータが使用され、最も関連性の高い結果が表示されます。Appleでは、ユーザーが入力する内容に対して最も的確な結果が表示されるよう、「検索」を常に改善しています。App Storeでユーザーがアプリを検索すると、テキストの関連性（アプリのタイトル、キーワード、プライマリカテゴリとの一致）やユーザーのアクティビティ（ダウンロード数、評価数とレビュー内容）など、複数の要素に基づくランキングによってアプリが表示されます。特定の検索クエリに対する検索結果に加え、探しているものをより見つけやすくするための検索ワードも表示されます。さらに、トレンド検索も表示されるため、同じ地域の他のユーザーがどのようなことに関心を寄せているのかも把握できます。[7]
>
> App StoreとMac App Storeの「カテゴリ」では、主な機能やテーマに基づいてアプリが分類されます。ユーザーは「エンターテインメント」「ショッピング」「ソーシャルネットワーキング」などのカテゴリを閲覧して、そのカテゴリに関連したアプリを見つけることができます。デベロッパは、プライマリカテゴリとセカンダリカテゴリをアプリに設定できます。アプリを見つけてもらいやすくするには、プライマリカテゴリが特に重要です。これは、ユーザーが閲覧したり検索結果を絞り込んだりした際、App Storeのどのタブにアプリが表示されるのかがプライマリカテゴリによって決まるからです。[8]
>
> App Storeの「Today」タブには、世界中のApp Storeのエディターによるオリジナルの

[7] 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」（https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/にて閲覧が可能です。）の「検索」参照。
[8] 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「カテゴリ」参照。

ストーリーが日替わりで掲載され、独占初公開の新作、新着アプリ、定番アプリの新しい一面、「今日のアプリ」、「今日のゲーム」などについて特集が組まれます。ユーザーがアプリを革新的に利用するためのヒントやハウツーガイドが紹介されるほか、注目のデベロッパに対するインタビューが掲載されます。ストーリーでは、アートワーク、ビデオ、デベロッパのコメントを通じてアプリやゲームをいきいきと紹介し、アプリが私たちの生活をどのように変えているかApple独自の視点で紹介します。[9]

App Storeは世界最高のゲームストアでもあります。おすすめの新着ゲームやアップデート、ビデオ、ランキング、エディターによる厳選コレクション、カテゴリなどを通じて情報を発信し、ユーザーの関心を引き寄せています。各タブではいずれも、アプリプレビューのビデオが消音状態で自動的に再生され、タブ内をスクロールしながら観ることができます。さらに、厳選されたアプリ内課金アイテムも紹介されており、ユーザーがApp Storeで直接購入することができます。[10]

App Storeではユーザーが直接アプリ内課金アイテムを閲覧したり、アプリをダウンロードする前に購入を開始することができるため、アプリの内容がユーザーの目に触れやすくなります。アプリのプロダクトページでは、サブスクリプションを含むアプリ内課金アイテムを最大20個までプロモーションすることができます。アプリ内課金アイテムは検索結果にも表示され、App Storeのエディターチームによってフィーチャーされる可能性もあります。[11]

ユーザーは、App Storeの「Today」タブでフィーチャーされているストーリーやコレクション、アプリ内イベントを直接ホーム画面で見つけることができます。[12]

「見つける」では、Mac App Storeの注目の最新リリースやアップデートを確認することができます。App Storeのエディターが毎週、注目のアプリやゲームについて掘り下げたストーリーや開発の舞台裏を伝えるインタビューを紹介し、ユーザーがMacでの体験をさらに楽しめるよう厳選されたコレクションを提供しています。[13]

Appleのグローバルなエディターチームが、各Appleプラットフォームに合わせてApp Storeでのセレクションを選んでいるため、適切な地域の適切なユーザーに、適切なタイミングでアプリやゲームの情報が表示されます。

新規アプリやゲームのほか、大幅なアップデート、アプリ内のスペシャルイベント、限定コンテンツ、文化や季節にちなんだコンテンツなども取り上げています。また、ユニークなストーリーを持ったアプリにもスポットライトを当てています。たとえば、デベロッパがリリースしたアプリがどのように業界に変革をもたらしたか、どのようにコミュニティをサポートしたか、アプリによってユーザーが抱える固有の課題をどのように解決したか、といった舞台裏を紹介します。[14]

ユーザーは、アプリに1〜5個の星を付けて評価できます。アプリの総合評価は、プロダクトページや検索結果に表示されます。総合評価は、App Storeの各テリトリごとに表示され、アプリの新しいバージョンをリリースする際にリセットすることができます。ただし、評価のリセットは慎重に行うことをお勧めします。総合評価をリセットすると、

---

[9] 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「「Today」タブ」参照。
[10] 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「「ゲーム」と「アプリ」タブ」参照。
[11] 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「プロモーション対象のアプリ内課金」参照。
[12] 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「App Storeウィジェット」参照。
[13] 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「見つける」参照。
[14] 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「フィーチャーについて」参照。

総合評価にはアプリの最新バージョンに対する評価のみが含まれるようになるため、以前発生していた問題点を解消したアップデートをリリースする際には便利なこともあります。一方、評価数が少なくなるとアプリをダウンロードするユーザーが減少してしまう可能性もあります。また、総合評価がリセットされても、アプリに対して投稿されたレビューはリセットされないことにも注意してください。[15]

ii. Appleが商品等購入データを取得又は使用する場合の条件 - 法第５条第２項第２号（ロ）

AMSおよびプライバシーポリシーにはユーザーデータの取得または使用に関する条件が規定されています。

該当する規定は下記に規定されています。
添付書類5のAMSのD.「プライバシー」、AMSのN.「ライセンスアプリケーションのエンドユーザ使用許諾契約」、AMSのS.「その他の規定」
具体的な規定は別紙に添付書類14として記載されています。

iii. 開示することが必要なものとして経済産業省令で定められる事項 - 法第５条第２項第２号（ハ）

該当する事項はありません。

(2) ◆法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項

[15] 記事「評価、レビュー、返答」（https://developer.apple.com/jp/app-store/ratings-and-reviews/にて日本語にて閲覧が可能です。）の「評価」参照。

4. 法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項

(1) 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和３年２月１日号外経済産業省告示第16号。以下「告示」という。）２．１に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

① 告示２．１．１①及び２．１．２①に関する事項

Appleが規約を更新するプロセスは、告示に定められた具体的な取組に一致したものです。Appleでは、地域の法規制の変更、技術の高度化、変更の必要性、ユーザーおよびデベロッパの利益および影響など、様々な要因を慎重に検討した上で、変更を実施しています。

規約の改定予定を発表する際、Appleは変更の理由を説明しています。例えば、2024年3月5日にガイドラインを変更した際、Appleは、下記Apple Developerの「ニュースとアップデート」に記載のとおり、デベロッパに対して変更に関する説明を提供しました。
https://developer.apple.com/jp/news/?id=flmb6ri3
App Reviewチームは、デベロッパがアプリ提出においてこの要件を遵守できるように、引き続きサポートします。

Appleはこれらの措置について、告示第3.1項に記載されている具体的な取組例に一致しており、したがって適切かつ効果的であると考えています。

② 告示２．１．１②及び２．１．２②に関する事項

Appleは、標準化されたワークフローと手続を利用してデベロッパへの対応に一貫性、透明性、および公正性を維持しています。例えば、App Reviewのプロセスをとりあげると、App Review Webサイトは、デベロッパにApp Reviewプロセス全般を伝え、よくあるApp Reviewの却下について開示しています。[16]Appleは、Apple Developer Programへの登録時に、すべてのデベロッパに対し、規約、特にガイドラインの対象となり、遵守しなければならないことを開示しています。デベロッパがガイドラインに同意しない場合、下記の「ガイドライン変更の提案」機能によりガイドラインの変更を提案することができます。また、Appleは、デベロッパにApp Reviewの決定への異議申し立て、App Review Boardへのアプリの優先処理のリクエストを認めています。Appleは、App Reviewチーム全員が、標準化された方針およびプラクティスを遵守し、初期および継続的なトレーニングを受けて統一的なガイドラインを適用するように徹底させることで、App Reviewのプロセスの全体での一貫性を維持しています。Appleはこれらの措置が、告示第3.1項に記載されている具体的な取組例に一致しているため、適切かつ効果的であると考えています。

③ 告示２．１．１③及び２．１．２③に関する事項

Appleの取組においては、デベロッパの意見および提案を検討することが鍵となります。Appleはデベロッパにコミュニケーションのための多数のチャネルを提供しています。ガイドラインの変更の多くは、デベロッパからの意見やリクエストによる直接の結果です。例えば、ガイドライン変更の提案機能を使用すると、デベロッパはガイドラインへの変更の提案を提出できます。App Reviewチームや関連するその他のチームは、あらゆる変更の評価に使用する基準と同じ基準に基づいてデベロッパのフィードバックおよび提案された変更を検討します。例えば、あるデベロッパによって、ガイドライン1.4の変更が提案されました。

[16] App Reviewは下記にて日本語で閲覧が可能です。https://developer.apple.com/jp/app-store/review/

ガイドラインの提案は、ユーザーへの潜在的な物理的危害の防止に関する保護の明確化を中心としたもので、この提案はAppleにおいて現在検討されており、デベロッパの提案をふまえたガイドライン1.4の更新が検討されています。

Appleは、デベロッパとのコミュニケーションおよびそのフィードバックの収集のための多数のチャネルを維持しています。すべてのデベロッパに適用されるガイドラインを変更するリクエストは、App Reviewの方針に精通した専門の担当者、App Review Boardの担当者、App Reviewの意思決定担当者、App Store、デベロッパリレーションズ、および法務チームによって評価されます。このプラクティスは、デベロッパに平等に対応するものであり、ユーザーおよびデベロッパに対して価値のあるApp Storeの運営を総合的に改善に役立ち、したがってすべてのデベロッパに対し適切、効果的かつ公平なものです。

(2) 告示２．２に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

① 告示２．２．１①及び２．２．２①に関する事項

Appleは、デベロッパに生じる可能性のある問題を効率的、効果的かつ無償で解決するために、デベロッパに対して以下を含む多くのチャネルを用意しています。

デベロッパサポート：
以下のカテゴリの問題については、多くの場合デベロッパサポートでサポートを得ることができます：メンバーシップおよびアカウント、開発や技術面の問題、アプリの設定と配信、レポートと支払い、イベント、問題の報告、フィードバックやその他のトピック。デベロッパサポートページは、デベロッパが開発ツールおよびアプリケーションの管理ツールに関するサポートを受け、各種ドキュメントを閲覧し、他のデベロッパとつながり、バグレポートを提出し、デベロッパに影響する最新のニュースおよびお知らせを知り、Appleとコミュニケーションするための中心的な場所となっています。[17]

フィードバックアシスタント：
デベロッパは、iPhone、iPad、およびMac向けのネイティブアプリであるフィードバックアシスタントアプリや、フィードバックアシスタントのWebサイトを使ってフィードバックをAppleに提出することができます。デベロッパがフィードバックを提出するとフィードバックIDが発行され、フィードバックアシスタントアプリ内やWebサイト上でフィードバックの処理状況を追跡できるようになります。[18] Appleは、フィードバックアシスタントのWebサイトにおいて、iOS、 iPadOS、macOS、tvOSおよびwatchOSのベータ版のリリースノートや、特定のソフトウェア、SDK、ファームウェアに影響がある既知の問題などの情報をデベロッパに提供しています。デベロッパは、詳細な入力フォームを使用して、Appleの運用システム、開発ツール、WebサービスおよびSDKに関するフィードバック（クラッシュ・レポート、想定外の現象、または一般的な提案など）を提出することができます。入力フォームによって自動的にフィードバックIDナンバーがデベロッパに発行され、フィードバック提出の状況を追跡することができます。

App Storeコンテンツに関する異議申し立て：
デベロッパが、App Storeに掲載されているアプリまたはSearch Adsにより自身の知的財産権が侵害されていると考える場合は、App Storeの法務チームに異議の申し立てを提出

[17] デベロッパサポートは下記にて日本語で閲覧が可能です。https://developer.apple.com/jp/support/
[18] フィードバックアシスタントへのアクセスはApple IDが必要です。下記にて閲覧が可能です。https://feedbackassistant.apple.com

することができます。[19]デベロッパが「App Storeコンテンツに関する異議申し立て」フォームを使用して問題となるアプリまたはSearch Adを特定し、権利の侵害が疑われる内容の説明をすると、App Storeの法務チームが、参照番号と共に問題となるアプリケーションを提供するプロバイダへの連絡先をデベロッパにEメールを送信してお知らせします。これにより、当事者は紛争の解決に向けて直接協力することが可能となります。

アプリ名に関する異議申し立て：
デベロッパが、特定のアプリにより、App Storeで自身の商標をアプリ名として使用する権利が侵害されていると考える場合は、App Storeの法務チームに異議の申し立てを提出することができます。[20] デベロッパが「アプリ名に関する異議申し立て」フォームに入力し提出すると、デベロッパが利用を希望する名称がどのアプリによって妨害されているのかをApp Storeの法務チームが調査し、参照番号をデベロッパにメールで送信し、妨害しているアプリを提供するプロバイダと直接コンタクトを取れるようにします。これにより、当事者は紛争の解決に向けて直接協力することが可能となります。

App Reviewの優先処理：
不測の事態（致命的なバグの修正や、デベロッパが直接関係するイベントに合わせてアプリをリリースするなど）に直面したデベロッパは、App Reviewの優先処理をリクエストすることができます。[21]デベロッパは、フォームに入力し、優先処理が必要な理由を十分詳細に提供することで、優先処理をリクエストすることができます。たとえば、特定のイベントに関係するアプリについては、そのイベントの説明、日付、およびイベントとアプリとの関係を記載することができます。

提出に関する問題の解決：
App ReviewまたはTestFlightのApp Reviewによりアプリが却下された場合、デベロッパはApp Store Connectを通じてAppleと連絡を取り、問題を解決することができます。Appleからの連絡には、App Store Reviewガイドラインを遵守していない理由など、アプリの却下に関する情報が含まれています。デベロッパは、App Reviewにビルドを再提出するまでの間、App Store Connectを通じてAppleとやり取りすることができます。Apple Reviewのデベロッパへのメッセージには、アプリ（またはアプリのいくつかの部分）がどのようにガイドラインに準拠していないかを含む、却下の理由に関する情報が含まれています。返信にはスクリーンショットや根拠となる資料などの添付ファイルを含めることができます。アプリがメタデータの問題で却下された場合は、その問題を解決し、同じビルドを再提出することができます。

アプリの却下や削除に対する異議の申し立て：
デベロッパが、自身のアプリが誤解されている、またはAppleの審査に公平性が欠けていると考えるため、審査結果に同意しない場合は、異議を申し立てることができます。その後Appleによる調査が行われます。デベロッパは、フォームに入力し、アプリがガイドラインに遵守する具体的な理由を提示することにより、異議を申し立てることができます。

ガイドラインの変更の提案：

---

[19] App Storeコンテンツに関する異議申し立ては下記にて日本語で閲覧が可能です。
https://www.apple.com/jp/legal/intellectual-property/dispute-forms/
[20] アプリ名に関する異議申し立ては下記にて日本語で閲覧が可能です。
https://www.apple.com/jp/legal/intellectual-property/dispute-forms/
[21] App Reviewの優先処理、提出に関する問題の解決、およびAppの却下や削除に対する異議の申し立ての詳細は、App Review参照。App Reviewは下記にて日本語で閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/app-store/review/

Appleの目標は、App Reviewガイドラインを公正に、かつ一貫性を持って適用することです。アプリが却下され、デベロッパがApp Reviewとのやり取りで問題を解決できない場合は、ガイドラインの変更を提案できます。

解約されたメンバーシップの再開：
デベロッパは、アカウントの再開をApp Review Boardに申請することができます。その場合は、フォームに記入し、App Review Boardがアカウントの再開を検討すべき具体的な理由を提示する必要があります。

Appleは、これらの便利なオプションに関する情報を、そのWebサイトの様々な場所で提供しています。デベロッパは、Apple Developer Programのアカウントページにログインすることにより、これらのオプションにアクセスすることができます。

上記2.に記載した通り、Appleは、日本のデベロッパが法に基づいて苦情を提出することができるチャネルも提供しています。そのような苦情は適切な社内チームに伝えられ、クレームの精査、分析、および社内調査が行われます。Appleは、P2Bデベロッパ苦情をレビューし調査するために、App Review、不正行為審査、仲裁、デベロッパリレーションズ、財務、法務の専門家で構成される専門的知見と経験に富んだ組織横断型のチームを特別に指定し、デベロッパの苦情および紛争を効果的に統一的な方法で処理できるようにします。決定がなされると、Appleは、デベロッパに書面で回答し、決定やアプリまたはアカウントの法令の遵守に必要な是正措置について、日本の専門家に電話でデベロッパに対応させています。

Appleはこれらの措置が、告示第3.2項に記載されている具体的な取組例に一致しているため、適切かつ効果的であると考えています。

② 告示２．２．１②及び２．２．２②に関する事項

Appleは、デベロッパとの関係において更なる透明性および公正性の向上を達成するという目標の一環として、また、法を含むplatform-to-business（以下「P2B」といいます。）規制に従って、プロセスと手続きの策定、実施、改善に多大な努力とリソースを投入してきました。AppleはP2B規制の制定に先立って、デベロッパの利益となるプロセスを整備しており、それらは引き続きデベロッパによって最大限に活用されています。P2B苦情ポータルのような新しい機能を開発し維持していくために、人的および技術的なリソースを投入することで、既存のプロセスの強化と改善を続けています。Appleは、すべてのP2B苦情や紛争を記録および追跡し、それぞれの苦情や決定を見直し、内部プロセスやデベロッパとのコミュニケーションを改善する機会を特定しています。Appleは、引き続き、P2Bコンプライアンスプログラムを継続的に監視および評価し、デベロッパの懸念への合理的にまたタイムリーかつ徹底した方法で対応されるよう改善しています。Appleはこれらの措置が、告示第3.2項に記載されている具体的な取組例に一致しているため、適切かつ効果的であると考えています。

(3) 告示２．３に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容および当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

① 告示２．３①に関する事項

Appleは、日本のデベロッパおよび日本の規制当局への対応を専門とした日本に所在する社員を多数雇用しています。Appleは、経済産業省とApp Storeとの間の直接の連絡窓口として、日本在住の社員を任命しています。またAppleは、日本における問題および関心事項について助言を得るために、日本の外部専門家を起用しています。Appleは、日本に拠点を置くデベロッパのために、特別なデベロッパフォーラムを日本語により開催し、その多くは無償で行われています。

Appleはこれらの措置は告示第3.3項に記載されている具体的な取組例に一致していることから、これらの措置が適切かつ効果的であり、またAppleと日本に拠点を置くデベロッパとの緊密な関係を促進するものと考えています。

② 告示２．３②に関する事項

App Storeにおける方針の決定は、すべてのデベロッパがApp Storeにおいて平等にかつ一貫性をもって扱われるように、会社レベルで行われます。Appleの日本を拠点とするチームは、日本のデベロッパおよび日本の規制当局とのハイレベルなコミュニケーションを管理するために、Appleが指定した代理人を補佐しています。Appleは、これらの措置が適切かつ効果的であると考えています。なぜなら、このような一元化された意思決定が、Appleとデベロッパとの間の一貫性、透明性、公正性を向上させ、また、日本のデベロッパとのコミュニケーションをとるために日本を拠点とする社員・専門家のチームを活用することが、Appleとデベロッパの間で強固な関係性と緊密なやりとりを生み出すためです。告示第3.3項に記載されている具体的な取組例に従い、Appleは経済産業省に日本の社員の連絡先を提供し、緊密に経済産業省とコミュニケーションを行ってきました。Appleは、これらの措置が適切かつ効果的であると考えています。

(4) 告示２．４に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

① 告示２．４．１①及び２．４．２①に関する事項

Appleは、デベロッパから積極的にフィードバックを求め、（適切な場合）デベロッパの懸念やリクエストに対処するために行動しています。例えば、日本のデベロッパ向けにAppleが開催したイベントにおいて、Appleの担当者は、新たなテクノロジー、機能、メリット、デベロッパからのフィードバック、懸念、リクエストなど様々なトピックについてデベロッパと直接対話します。デベロッパはApp Store Connectの「フィードバックアシスタント」および「ガイドライン変更の提案」の機能を使用して、フィードバックを提出し、ガイドラインへの変更を提案することも可能です。Appleはこれらの措置が、告示第3.4項に記載されている具体的な取組例に一致しているため、適切かつ効果的であると考えています。

② 告示２．４．１②及び２．４．２②に関する事項

ガイドラインの変更の多くは、デベロッパのフィードバックやリクエストが直接反映されたものです。例えば、ガイドライン変更の提案機能を使用すると、デベロッパはガイドラインへの変更の提案を提出できます。App Reviewチームおよび関連するその他のチームは、あらゆる変更を評価するために使用される基準と同じ基準に基づいて、デベロッパのフィードバックおよび提案された変更を検討します。例えば、あるデベロッパによって、デベロッパがAppleの手数料をアプリの購入フローの中でユーザーに知らせることができるように、ガイドライン2.3.10の変更が提案されました。この提案がなされた当時のガイドライン2.3.10は以下の通りです。

> 2.3.10 AppはiOS、Mac、Apple TV、 Apple Watchでの使用を前提としてください。許可を得た特定の相互作用的機能がある場合を除き、他のモバイルプラットフォームの名前、アイコン、画像をAppまたはメタデータに含めることはできません。Appのメタデータとして記述できるのは、Appとその操作性に関する情報のみです。関係のない情報（Appleまたは開発プロセスに関する情報を含みますが、それらに限定されません。）は含めないでください。

Appleは、デベロッパによる提案に同意し、ガイドライン2.3.10から「Appleまたは開発プロセスに関する情報」を含めないようにデベロッパに求めていた部分を削除しました。現行版ガイドラ

イン2.3.10は以下の通りです。

> 2.3.10 アプリはiOS、iPadOS、macOS、tvOS、watchOSでの使用を前提としてください。承認された特定のインタラクティブ機能がある場合を除き、他のモバイルプラットフォームまたは代替アプリマーケットプレイスの名前、アイコン、画像をアプリまたはメタデータに含めることはできません。アプリのメタデータとして記述できるのは、アプリとその操作性に関する情報のみです。関係のない情報は含めないでください。

Appleは、App Storeの取引条件を一律に適用することで、デベロッパへの公平性が確保されると強く信じています。同時にAppleは、地域毎の法令を遵守しており、App Storeについて協議するために、現地の規制当局と面会することを常に望んでいます。Appleは、日本の商慣習および日本のカルチャーを理解する日本の社員および専門家から、Appleの日本における業務が日本の法令およびシステムと合致しているか助言を受けています。Appleはこれらの措置が、告示第3.4項に記載されている具体的な取組例に一致していることから、これらの措置が適切かつ効果的であり、Appleと日本のデベロッパとの緊密な関係を促進するものと考えています。

③ 告示２．４．２③に関する事項

(5) ◆その他法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項

5. 法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

(1) 法第９条第１項第２号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

A. 苦情および紛争の対応

Appleは、デベロッパの苦情に対処し、Appleとデベロッパの間の紛争を解決するために必要なシステムおよび手続の整備に関する基本的な考え方および具体的な取組をレビューし、慎重に検討しました。Appleは告示に示された具体的な取組例に一致した措置を実施することができました。デベロッパからの苦情および紛争への対応は、おおむねAppleの既存の内部プロセスの明確化と改善、既存の透明性に向けた取組のタイムラインの迅速化に資するものでした。例えば、Appleはガイドラインおよび／またはDLPAの違反に関するより多くの情報を提供するために、デベロッパに対する通知の更新に時間とリソースを費やしています（ただし、このような情報の開示により、App Storeでの不正行為に対応する能力が損なわれる可能性がある場合を除きます。）。報告期間中にデベロッパから受領した4件の苦情は、社内の苦情審査プロセスおよび手続の改善に役立ちました。具体的には、これらの苦情は、デベロッパの苦情および紛争の処理を担当する、専門的知見と経験に富んだ特別に指定された組織横断型の内部チーム間の議論および協力を促進しました。

Appleは、デベロッパヘルプガイドをApple HelpウェブページからApp Store Connect Developerウェブページに移動させたことで、日本の苦情ポータルの認知度とアクセスのしやすさを向上させました。日本のデベロッパは、App Store Connect Developerウェブページを通じて、簡単に苦情ポータルを特定して法に基づく苦情を提出することができます。苦情ポータルに関する情報は、DPLA、App Store Connectや、アカウントの制限、停止、終了の通知を含む複数の方法により日本のデベロッパに共有されています。

(2) 法第９条第１項第３号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

B. 規約の開示 - 法第５条第１項乃至第４項

i. 一般に提供される規約 - 法第５条第１項

DPLA、別紙、ガイドラインおよびプライバシーポリシーの記載は十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。

ii. 規約の個別の開示（デベロッパ） - 法第５条第２項第１号

a. 提供の拒絶の場合の基準 - 法第５条第２項第１号（イ）

サービス提供の拒絶に関する規約の記載は、具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。さらに、デベロッパに提供される通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすく、アプリが削除される理由、違反があった規約の関連条項、および（可能である場合には）アプリの該当する部分のスクリーンショットが説明されています。通知では、デベロッパはApp Reviewと直接やり取りを行い、アプリを法令に遵守させることまたは決定に異議を申し立てることが可能であるということが明記されています。

b. 商品又は役務の購入の場合の条件 - 法第５条第２項第１号（ロ）

Appleの手数料に関する規約の記載は、具体的、明確かつ分かりやすく開示されています。

c.　検索及びランキングの主要なパラメータ - 法第５条第２項第１号（ハ）

App Storeにおけるアプリのランキングおよび見つけやすさに関する規約は、具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。また、この点に関するWebサイトリソースもデベロッパに提供されています。[22]例えば、デベロッパ向け記事「評価、レビュー、返答」には、アプリの評価に関する追加情報が含まれています。[23]

d.　商品等提供データを取得又は使用する場合の条件 - 法第５条第２項第１号（ニ）、（ホ）

商品等提供データの取得および利用に関する規約の記載は、具体的、明確、かつ分かりやすいものとなっています。Appleは、Appleが保有する商品等提供データの種類を開示し、App Store Connectを介してデベロッパがデータをダウンロードできる方法を説明しています。また、Appleはこの点に関して法的条項以外にも多くのリソースをデベロッパに提供しています。[24] 例えば「App Store Connect ヘルプ」には、デベロッパが利用可能な財務報告の種類に関する詳細な情報が記載されています。

e.　苦情又は協議の申出をするための方法 - 法第５条第２項第１号（へ）

規約の記載は具体的、明確かつ分かりやすいものであり、デベロッパがP2B苦情を申出する方法が説明されています。

f.　開示することが必要なものとして経済産業省令で定められている事項 - 法第５条第２項第１号（ト）

Appleは、デベロッパに対し、最恵待遇を適用することはありません。Appleは、Appleが開発したアプリが手数料の対象とならない旨を、DPLAにおいて平易な言葉で明確に開示しています。返金が発生した場合は、返金の一般的な理由を開示しますが、返金に関する詐欺やその悪用の発生を防止し、お客様のプライバシーを保護するために、特定の詳細を省略しています。規約の記載は具体的、明確かつ分かりやすく開示されており、どのような場合にAppleが税金および調整、ユーザーへの返金、不正行為に対する支払いを留保することがあるかについて説明しています。上記に記載した通り、Appleがデベロッパに対し、その他のモバイルアプリストアと比較して、Appleをより有利に扱うように要求することはありません。

iii.　規約の個別の開示（ユーザー） - 法第５条第２項第２号

a.　検索及びランキングの主要なパラメータ

Appleは、アクセスしやすく使いやすいWebサイトを整備し、App Storeのランキングおよび見つけやすさを決定するために使用される主要なパラメータに関する最新の情報を、当該Webサイトにおいて提供しています。例えば、Appleは、Webページが、これらのプラクティスに関する最も適切でユーザーに有益な開示であるように維持しています。報告期間中、Appleは、日本のデベロッパに対する透明性および公正性を向上させる直接的な取組として、検索およびランキングに

[22] デベロッパ向け記事「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」参照。下記にて日本語で閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/

[23] デベロッパ向け記事「評価、レビュー、返答」参照。下記にて日本語で閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/app-store/ratings-and-reviews/

[24] 「App Store Connectヘルプ」の「支払と財務報告」参照。下記にて日本語で閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/help/app-store-connect/measure-app-performance/overview-of-reporting-tools/

関する主要なパラメータに関して規約を更新しました。

b. Appleが商品等提供データの取得又は使用する場合の条件

Appleによる商品等提供データの取得および利用に関するプライバシーポリシーの記載、ならびにユーザーがデータを利用する方法や取得する方法に関する開示は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。

iv. 提供条件によらない取引の実施の要請 - 法第５条第３項第１号

Appleはデベロッパに対して提供条件によらない取引の実施を要請することはありません。

v. 提供の拒絶 - 法第５条第３項第２号

Appleがアプリの配信を拒絶するというAppleの決定に関してデベロッパに（耐久性のある媒体により）提供される通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。Appleは、デベロッパに対し、サービス提供の拒絶の事前通知を行わない場合、経済産業省令に規定される免責事項を遵守しています。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、Appleは、デベロッパの行動および活動がアプリ配信の拒絶の原因となった際にデベロッパに送付された通知のテンプレートを収集し、検討しました。

vi. 支払いの留保 - 法第５条第３項第３号

税金および調整、返金、不正行為に対する支払いの留保に関するデベロッパへの（耐久性のある媒体による）通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、Appleは、デベロッパの不正な行為および／または活動が支払い留保の原因となった際にデベロッパに送付された通知のテンプレートを収集し、検討しました。

vii. 提供条件の変更 - 法第５条第４項第１号

規約の変更に関するデベロッパへの（耐久性のある媒体による）通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、Appleは、規約に予定される変更に関してデベロッパに事前に送付されたEメールを収集し、検討しました。

viii. 提供の全部の拒絶/終了 - 法第５条第４項第２号

アカウントの停止に関するデベロッパへの（耐久性のある媒体による）通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。Appleは、デベロッパに対し、停止の事前通知を行わない場合、経済産業省令に規定される免責事項を遵守しています。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、デベロッパの行為および／または活動がApple Developer Programアカウントの停止の原因となった際にデベロッパに送付された通知のテンプレートを収集し、検討しました。またAppleは、デベロッパに停止の事前通知を行わなかった場合に、十分な理由があったことを確認しました。例えばデベロッパによる不正行為がある場合、通常、Appleはデベロッパに停止の事前通知を行いません。不正行為によってApp Store、ユーザーおよび他のデベロッパの安全性に切迫した重大な脅威がもたらされることから、Appleは、そのような事態においては事前通知を行わないことが合理的で適切であると考えています。

(3) 法第９条第１項第４号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

Appleは、告示に示された基本的な考え方および具体的な取組をレビューし、慎重に検討しました。Appleは告示に示された具体的な取組例に一致している措置、または法第7条第1項に示された方向性を実現する上で適切かつ有効な措置を実施することができました。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、Appleは、規約の変更、デベロッパからの苦情および紛争の対応、デベロッパのフィードバックの要請と検討に関する正式なプロセスの見直しと改善に重点を置いています。

(4) 特定デジタルプラットフォームの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項がある場合は、当該事項及びその評価

App Storeの透明性および公正性の向上に向けた取組

報告期間中、Appleはデベロッパとの相互理解、透明性および公正性を強化する新しいツール、機能、改良、方針の変更を改めて導入しました。Appleは、特に日本における強固なデベロッパの基盤を支えるために実施された取組と投資を取り上げるため、補足資料「App Storeの透明性および公正性に関する報告書」を通じ、これらの重要な取組について詳述しています。

(5) ◆その他法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

以　上

添付書類リスト

添付書類1 – Appleデベロッパ契約（ADA）

添付書類2 – Appleデベロッパプログラム使用許諾契約（DPLA）

添付書類3 – 有料アプリケーション契約（Appleデベロッパプログラム使用許諾契約（DPLA）の別紙2および3）およびその添付書類（個別または総称して「別紙」）

添付書類4 – App Reviewガイドライン（ガイドライン）

添付書類5 – Appleメディアサービス利用規約（AMS）

添付書類6 – Appleプライバシーポリシー（プライバシーポリシー）

添付書類7 – 提供の拒絶の場合の基準 – 法第５条第２項第１号（イ）に関するAppleの規約の具体的な規定

添付書類8 – 商品又は役務の購入の場合の条件 – 法第５条第２項第１号（ロ）に関するAppleの規約の具体的な規定

添付書類9 – 検索及びランキングの主要なパラメータ – 法第５条第２項第１号（ハ）に関するAppleの規約の具体的な規定

添付書類10 – 商品等提供データを取得又は使用する場合の条件 – 法第５条第２項第１号（ニ）に関するAppleの規約の具体的な規定

添付書類11 – 商品等提供利用者が商品等提供データを取得又は使用する場合の条件 – 法第５条第２項第１号（ホ）に関するAppleの規約の具体的な規定

添付書類12 – その他開示することが必要なものとして経済産業省令で定められる事項 – 法第５条第２項第１号（ト）　返品及び返金の条件に関するAppleの規約の具体的な規定

添付書類13 – その他開示することが必要なものとして経済産業省令で定められる事項 – 法第５条第２項第１号（ト）　支払いを留保する場合の条件に関するAppleの規約の具体的な規定

添付書類14 – 規約の個別の開示（ユーザー） – 法第５条第２項第２号　Appleが商品等購入データを取得又は使用する場合の条件 – 法第５条第２項第２号（ロ）に関するAppleの規約の具体的な規定

別紙

App Storeの透明性および公正性に関する報告書（2023-2024）

目次

1. はじめに
2. 日本のデベロッパに対するApp Storeの継続的な支援
    a. 日本に拠点を置くデベロッパとのエンゲージメント
    b. 日本にフォーカスしたスペシャルイベント
    c. 年次世界開発者会議
3. 日本のデベロッパをサポートするApp Storeの新たな取組
    a. Apple Vision Proデベロッパラボ - 東京
    b. Appleのエキスパートに相談
    c. Today at Appleのページ
    d. アクセシビリティ監査
4. 大臣評価において指摘された経済産業省からのコメント
    a. 規約明確化の措置
    b. 規約変更に関するデベロッパの理解を促進する措置
    c. 苦情の解決
    d. 苦情および紛争に基づく継続的な改善
    e. 手数料に関するデベロッパの理解を促進する措置
    f. 課金方法に関するデベロッパの理解を促進する措置
    g. 自社優遇に関する措置
    h. アカウント停止のプロセスと手続き
    i. アプリ削除のプロセスと手続き
    j. 返金に関するデベロッパ向けの情報
    k. アプリランキング/検索結果
    l. アプリ審査プロセスの継続的な改善
    m. 総論

1. はじめに

2023年、Appleは日本での最初のオフィス開設から40周年を迎えました[1]。このことは、日本と協力してイノベーション、経済発展、環境目標、雇用を推進するAppleの取組が認知された記念すべき機会でした。日本でAppleが40周年を迎えたことを伝えるニュースでは、Appleが100万人を超える雇用を支えており、日本のサプライヤー1,000社に対して1,000億ドルを超える投資が行われたことが示されています。Appleによる経済的な影響は依然として大きく、強固な関係を示す他の指標が数多くあります。

Appleは、本報告期間中、App Storeにおける日本のデベロッパのさらなる成功を支援するため、多大なリソースを日本のマーケットに投入することで、日本のデベロッパのコミュニティに対して長期的にコミットし続けてきました。Appleによる投資は、1）デベロッパのイノベーションおよび成長を支援し、2）最良の顧客体験および顧客保護を提供するというApp Storeの2つの主要な目標を促進し続けています。

Appleによるデベロッパの透明性と公正性を促進させる取組として、東京のApple Vision Proデベロッパラボの立ち上げが挙げられます。Appleの革新的な新製品である「Apple Vision Pro」のローンチに伴い、Appleは、Apple Vision Proデベロッパラボへの参加をはじめとして、この新しいプラットフォームで活躍するための特別な機会を日本のデベロッパに提供しました。東京のApple Vision Proラボにより、デベロッパは、制作したアプリをApple Vision Proで動作させる体験ができました[2]。日本を拠点とするデベロッパからは、426件のApple Vision Proに関するフィードバックが提供されており、東京のApple Vision Proラボは、世界中のApple Vision Proデベロッパラボの中で最も多くのフィードバックを生み出しました。東京のApple Vision Proラボには合計480のデベロッパが参加し、合計41件のアプリがレビューされました。東京のApple Vision Proラボは、日本のデベロッパに大きな影響を与えました。このラボは、Apple Vision Proが日本で展開される前から、日本のデベロッパが新製品のローンチに向けて準備をするのに役立ちました。また、このラボは、日本のデベロッパが、近い将来Apple Vision Proが利用可能となる米国やその他の国々のApp Storeの店頭で革新的なアプリを提供する新たな機会を作り出すのにも役立ちました。

全体として、調査の結果、報告期間中に日本でAppleのイベントに出席したデベロッパの満足度が93%であったことが示されました。

これまで同様、Appleは、Appleと日本のデベロッパコミュニティとの間の相互理解を強化することにコミットしています。継続中の取組やこの報告期間中に発表された新たな取組の多くは、この相互理解を深め、昨年の報告書に対する大臣評価において指摘された事項に対処するために特に調整されたものとなっています。

日本の消費者とデベロッパのコミュニティは、Appleにとって極めて重要です。Appleの米国以外の最初の直営店であるApple銀座の2003年オープンから、東京のApple Vision Proデベロッパラボの立ち上げに至るまで、Appleは幾度となく日本の重要性を表明してきました。

2. 日本のデベロッパに対するApp Storeの継続的な支援

これまで同様、Appleは、日本のデベロッパのコミュニティに対し、日本でのエンゲージメント、スペシャルイベント、オンラインリソースを通じて、継続的なサポートを提供しています。Appleは、日本のデベロッパのコミュニティにとって最新かつ関連性の高いトピックに焦点をあてたリソースを開発することで、日本のデベロッパへ包括的なサポートを提供しています。

[1] https://www.apple.com/jp/newsroom/2023/08/apple-celebrates-40-years-in-japan/
[2] https://developer.apple.com/jp/visionos/labs/

Appleは、この1年間、Appleの幹部による日本への直接訪問や、日本のデベロッパのコミュニティに向けた最近のイベントを紹介する記事やリソースの提供を通じて、日本のデベロッパとの日本国内でのエンゲージメントを引き続き促進しました。以下に、このようなAppleの継続的なサポートプログラムについて詳述します。

a. 日本に拠点を置くデベロッパとのエンゲージメント

Appleの日本の担当者は、日本に拠点を置くデベロッパ向けに日本でのイベントやセッションを開催し、日本のデベロッパのコミュニティと積極的に関わっています。日本におけるこれらのイベントやエンゲージメントセッションは、Apple社員により日本語で実施されており、デベロッパにとってApp Storeでの体験に関する疑問や意見を提起する場となっています。これらのセッションによって、情報やアイデアを相互に直接交換する機会が提供されます。日本でのイベントやエンゲージメントセッションは、デベロッパに最新のApp Storeの開発およびビジネスに関する情報を提供するとともに、Appleと日本のデベロッパとの間のプロフェッショナルな関係性を強化するものとなっています。

日本におけるワールドワイド・デベロッパリレーションズチーム（以下「WWDRジャパン」といいます。）は、デベロッパとのオープンかつダイレクトなコミュニケーションを維持するために、エンゲージメントセッションを定期的に開催しています。今年、WWDRジャパンチームは、日本におけるイベント、学生とのさらなるエンゲージメント、Apple Vision Proデベロッパによる高いエンゲージメント、インクルージョン＆ダイバーシティの向上を通じた日本のデベロッパのコミュニティの支援や、世界的な舞台において主要なビデオゲームに焦点を当てることで、飛躍的進歩をとげました。

b. 日本にフォーカスしたスペシャルイベント

Swift Student Challengeは、日本の学生のデベロッパにとって再び明るい話題となりました。報告期間中、これまでで最も多い約25名の日本の学生デベロッパが入賞しました。さらに、本年、日本は、Swift Student Challengeの受賞者7名と優秀受賞者（Distinguished Winner）1名の輩出国となり、優秀受賞者には、自作のアプリをAppleの最高経営責任者であるティム・クックと共有し、かつ、カリフォルニア州クパチーノで開催される世界開発者会議に参加する機会が与えられました[3]。

[3] https://www.pu-kumamoto.ac.jp/users_site/ilab/news/info/wwdc23-swift-student-challenge-nanako-yuto/

c. 年次世界開発者会議

Appleは、Apple Park現地とオンラインにて、2023年6月に年次世界開発者会議（以下「WWDC23」といいます。）を開催し、日本や世界中から何千人ものデベロッパが参加する機会を提供しました。WWDC23では、日本の著名なデベロッパである、小島秀夫氏が特別に登壇しました。小島氏は、新作ゲーム「*デス・ストランディング:ディレクターズカット版*」の一部を限定公開しました。

小島秀夫氏がApple ParkからWWDC23に登壇

WWDC23セッションはライブストリーミングされ、またすべてのセッションビデオには日本語字幕と検索可能な筆記録が含まれており、Appleと日本に拠点を置くデベロッパとの間の理解と透明性を向上させました。また、参加者は、Apple主催のフォーラムやスレッドを通じて、デベロッパ向けのディスカッションセッションに参加する機会を得ました。

AppleのWWDRジャパンチームは、WWDCの公式プログラムに関連して、これまで同様に日本の複数のデベロッパが主催した特別なレビューセッションを奨励し、それに参加しました。AppleのBeyond WWDCのページでは、Extended Tokyo 2023を含む、対面でのイベントやWWDC23に関連するイベントを紹介しました。Extended Tokyo 2023のイベントでは、デベロッパは、WWDC23のkeynoteプレゼンテーションを視聴し、トップエンジニアから学び、開発に関する様々なトピックを議論しました。Extended Tokyo 2023における全セッションが日本語によって行われました。

3. 日本のデベロッパをサポートするApp Storeの新たな取組

報告期間中、Appleは、日本のデベロッパコミュニティへのサポートにフォーカスした新しい画期的な取組を開始しました。

a. Apple Vision Proデベロッパラボ - 東京

日本のデベロッパコミュニティの重要性に鑑み、Appleは、Appleの革新的な新デバイスであるApple Vision Proの発売に伴い、特別なApple Vision Proデベロッパラボを開催しました。東京のApple Vision Proラボにより、日本のデベロッパは、制作したアプリをApple Vision Proで動作させる体験をすることができました[4]。日本のデベロッパから、426件のApple Vision Proに関するフィードバックが提供されており、東京のApple Vision Proラボは、世界中のApple Vision Proデベロッパラボの中で最も多くのフィードバックを生み出しました。東京のApple Vision Proラボには合計480名のデベロッパが参加し、合計41件のアプリがレビューされました。

b. Appleのエキスパートに相談

本報告期間中に、Appleは、「Appleのエキスパートに相談」を開始しました。「Appleのエキスパートに相談」は、Appleのデベロッパのコミュニティにとって、セッション、ワークショップ、ラボ、1対1のコンサルテーションなどを見つけやすく、また、参加しやすくするためのグローバルでの新しいリソースです。これらのプログラムは、デベロッパがAppleの最新のツールとリソースを学習してアプリをレベルアップさせるお手伝いをします。「Appleのエキスパートに相談」は、Appleが昨年の報告書において取り上げた一連の情報提供の場である「Ask Apple」および「Tech Talks」での成功をもとに構築されています。「Ask Apple」および「Tech Talks」のプログラムで提供されるトピックは、「Appleのエキスパートに相談」でも提供されています。「Appleのエキスパートに相談」は日本語で利用可能となっており、デベロッパが母国語で学習することができます。さらにインパクトがあるのは、デベロッパがApp Review担当者と直接やり取りできるようになったことでしょう。本年、デベロッパはApp Reviewに直接フィードバックを求めることができるようになり、日本のデベロッパは日本語での返答を求めることもできるようになりました。この新しく直接的なコミュニケーション機能は、日本のデベロッパに最高のサービスを提供し、力を与えようとするAppleのコミットメントの証拠であるといえます。

「Appleのエキスパートに相談」は以下のリンクから簡単にアクセスすることができます。
https://developer.apple.com/jp/

[4] https://developer.apple.com/jp/visionos/labs/

「Appleのエキスパートに相談」のページ

c. Today at Appleのページ

Appleのワールドワイド・デベロッパ・リレーションズチームは、Today at Apple用の日本対応を開始しました。写真、ビデオ、音楽、プログラミング、アート&デザインなど幅広い分野で、Appleの実店舗で開催される新しい講座を紹介しています。この実践的な講座は高度なトレーニングを受けたチームメンバーにより指導され、日本のデベロッパに、デペロッパとしてのスキルを向上させるためのセッションおよびレッスンを提供します。

Today at Appleのページの日本対応により、日本のデベロッパは、Appleのこれらの取組を母国語である日本語で体験できる機会が増えました。

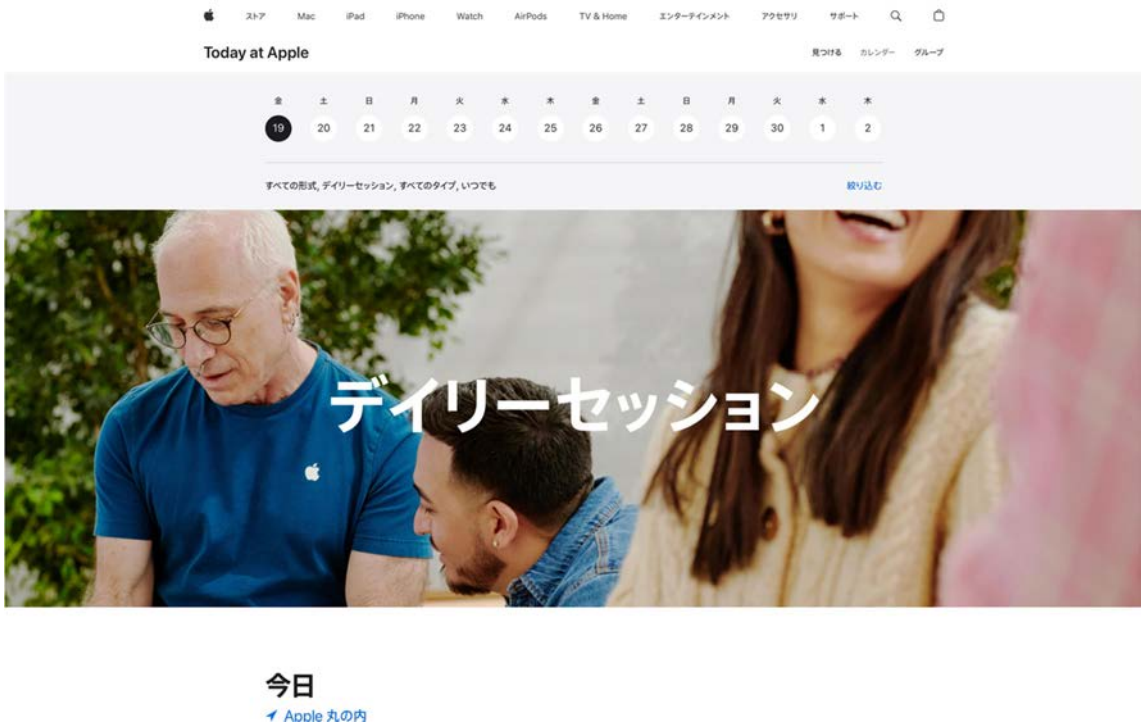

Today at Apple – 日本語での日本対応版、Apple Japanでのイベントを特集

d. <u>アクセシビリティ監査</u>

Appleは、経済産業省、そして日本政府全体が、障がい者のアクセシビリティの向上に関心を持っていることを理解しています。障がい者のアクセシビリティを向上させる取組として、Appleはアクセシビリティ監査を実施し、Appleのユーザーインターフェイスにおけるアクセシビリティ機能をテストするための調査に参加するよう、日本在住の方を招待しました。Appleの新たなアクセシビリティ機能の一例が視線トラッキング（Eye Tracking）であり、これは、iPhoneやiPadに搭載されたフロントカメラとデバイス上の機械学習を組み合わせることで、身体に障がいのあるユーザーが目だけでデバイスを操作できるようにする革新的なテクノロジーです。日本のユーザーには、視線トラッキングやその他の機能を実際に試してもらい、Appleが障がい者のためのアクセシビリティのオプションを改善するためのフィードバックを提供してもらいました。

特に日本のマーケットに向けては、視覚に障がいのあるユーザー向けの点字画面入力を利用した日本語機能が提供され、より迅速な操作とテキスト編集が可能になる予定です。

4. 大臣評価において指摘された経済産業省からのコメント

a. <u>規約明確化の措置</u>

大臣評価において、デジタルプラットフォームは、重要な情報をわかりやすく開示し続けることが求められています。また、重要な情報を利用事業者に公開し、利用事業者が探している情報を容易に見つけられるようにすることも要求されています。例えば、利用事業者が頻繁にアクセスする画面（例：アカウント画面）に表示する、プッシュ型での通知を行う、利用事業者向けヘルプページ等情報を集約したページに表示し、当該ページに検索機能を設けることなどが挙げられています。

また、経済産業省は、デジタルプラットフォームに対して、デベロッパの声を確認し、デベロ

ッパが規約等の内容を十分に理解できていない場合には、関連箇所を明確化するなどの取組を行うよう求めています。

これまでの報告書および経済産業省との議論において述べたとおり、Apple デベロッパ契約およびガイドライン（Appleデベロッパ契約（以下「ADA」といいます。）、Appleデベロッパプログラム使用許諾契約（以下「DPLA」といいます。）、DPLAの別紙、およびApp Store Reviewガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）を含みます。）はすべて、下記にて日本語で閲覧が可能であり、容易にアクセス可能です。
https://developer.apple.com/jp/support/terms/
上記の契約は、日本のデベロッパが利用および参照しやすいように、日本語で閲覧が可能です。

さらに本年、（技術文書でありながら）ヒューマンインターフェイスガイドラインが日本語化され、日本のデペロッパが利用および参照しやすいように日本語で公開されています。ヒューマンインターフェイスガイドラインは、下記にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/design/human-interface-guidelines/

ヒューマンインターフェイスガイドラインには、デベロッパがどのAppleプラットフォームでも優れた体験を設計できるようにするためのガイドとベストプラクティスが含まれています。以下は、ヒューマンインターフェイスガイドライン上でのガイドの例です。

- 「ボタン」についての説明：アプリのユーザーインターフェイスの重要な要素。

[5]

[5] https://developer.apple.com/jp/design/human-interface-guidelines/buttons

- オンボーディング：アプリユーザーのために、簡単でスムーズなオンボーディングプロセスを設計する方法についてのアドバイス。

[6]

- タブバー：iOSアプリの基本要素であるタブバーについての説明。

[7]

また、インターネットで「App Store terms（規約）」というキーワードで検索すると、App Storeに関連する消費者およびデベロッパの規約へのリンクが検索結果上位に表示されます。ここから、デベロッパは、問い合わせに適用される規約を特定することができます。

規約が更新されると、Appleは、その変更内容の説明を含む記事をApple DeveloperのWebサイトに公開します。Appleのニュース記事やヘルプセンターの記事は、Apple Developerのポータルサ

6 https://developer.apple.com/jp/design/human-interface-guidelines/onboarding
7 https://developer.apple.com/jp/design/human-interface-guidelines/tab-bars

イトを通じて広くアクセス・閲覧可能であり、デベロッパによくある質問や懸念点の説明が一通りなされています。日本語で公表された最近のニュース記事の例は、下記にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/news/?id=7k36ynqd

Appleでは、新しいリリースに関するデベロッパの理解を促進するために、日本のデベロッパが利用可能な新機能に関するセミナーを定期的に開催しています。これらのライブセミナーは約1時間の長さで、デベロッパがAppleの担当者に直接質問できる質疑応答セッションも含まれています。
本報告期間中、Appleの担当者は日本のデベロッパ向けに以下のセミナーを開催しました。

- ユーザー獲得の測定と改善のためのAppアナリティクス（2回開催）
- App Storeの価格設定機能アップグレード
- アプリの見つけやすさとマーケティングの概要
- 発見とエンゲージメントを促進するGame Centerの利用（2回開催）
- TestFlightの概要

ライブセミナーでの質疑応答セッションに加え、App Reviewの担当者は研修を受けてガイドラインの適用に関する問題に精通していることから、デベロッパは、直接App Reviewの担当者に問い合わせてアプリの提出に関するサポートを受けることもできます。

b. <u>規約変更に関するデベロッパの理解を促進する措置</u>

大臣評価において指摘のあったとおり、規約の変更等を行うに当たっては、デジタルプラットフォームは、利用事業者の事情を勘案し、十分な準備期間を設けることが求められています。また、デジタルプラットフォームでは、変更内容と理由をわかりやすく説明することが求められています。

さらに、経済産業省は、デジタルプラットフォームが利用事業者およびその事業者団体との対話に携わっていくことも求めています。例えば、デジタルプラットフォームが規約の変更案の策定時や変更の実施後に利用事業者やその事業者団体から意見を聴取し、その意見を参考に改善策を検討し、改善や検討の結果を利用事業者等にフィードバックすることなどが挙げられています。

Appleの規約が変更される場合、デベロッパに対してDPLAの更新に関する書面による事前の通知が15日以上前に行われます。さらに、デベロッパのアプリは、新しいアプリまたはアプリのバイナリの更新のいずれかを審査に提出するまでは、更新されたApp Reviewガイドラインの対象となりません。本年、Appleは、規約更新の日本語の翻訳版を英語による規約の公表から30日以内に公表することを、より目立つ形で注意喚起しました。

Apple は、ガイドラインの更新に関するデベロッパとのエンゲージメントの向上を常に追求しています。このため、Apple は、「ガイドライン変更の提案（Suggest a Guideline Change)」機能により、デベロッパによるアイデアの提供を奨励しています。Apple の目標は、App Review ガイドラインが公正かつ一貫性を持って適用されることです。デベロッパはいつでもガイドラインの変更を提案することができ、また、そうするよう奨励されています。本報告期間中、日本のデベロッパから 2 件の提案が寄せられました。提案は、定期的にレビュー、検討され、適切な場合には、ガイドラインの変更が行われます。この報告期間中に提出された 2 つの提案のうち、1 つはアプリの提出に対する異議申し立てを意図するものであったため、無効でした。もう 1 つの提案は、ガイドライン 1.4 の明確化と、ユーザーへの潜在的な身体的危害の防止に関するセーフガードを中心としたものでした。この提案は現在 Apple によって検討されており、この提案を踏まえてガイドライン 1.4 の更新が検討されています。

c. 苦情の解決

大臣評価では、デジタルプラットフォームは、苦情処理・紛争解決の手続き・体制やその実績、苦情処理・紛争解決に係る取組の客観的な評価に資する情報を開示することが求められると指摘されています。

より具体的には、大臣評価は、Appleに対し、Appleのウェブフォームからの「苦情」のみをカウントしている理由の説明と、Appleのウェブフォーム以外から寄せられた苦情や問い合わせの対応状況の明確化を求めています。大臣評価は、Appleが苦情の件数としてカウントしているウェブフォームへの申立件数の少なさは昨年度から変わらず、他方で、経済産業省が設置したデジタルプラットフォーム取引相談窓口におけるAppleに対する苦情の傾向についても大きな変動は見受けられなかったとしています。そして、当該ウェブフォーム以外からデベロッパが苦情を寄せることも考えられることから、Appleは、苦情の件数を当該ウェブフォームに限定してカウントした理由（運営実態等に応じた適切かつ合理的な理由）に加え、すべての苦情処理の状況を明らかにするよう求めています。例えば、Appleから報告されたデベロッパ向けの複数の窓口で対応した苦情および問合せに関する対応の状況（件数を含みます。）を開示することも一案であるとされています。

1. 公式ポータルを通じて寄せられた苦情

Appleは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」といいます。）に基づき、日本のデベロッパが（1）制限・停止・終了（2）技術的な問題（3）法令遵守（4）支払いのカテゴリで苦情を申し出ることができるウェブフォームを提供しています。ウェブフォームを使用する際、それぞれのカテゴリには、苦情が、App Review、不正行為審査、仲裁、デベロッパリレーションズ、財務、法務などのApple内の責任者に確実に伝わるよう入力欄が用意されています。苦情の申出がなされると、Apple内の関連するチームは、苦情の精査、分析、社内調査を行い、デベロッパに決定を書面で回答します。適切な場合または要望があれば、日本の専門家がデベロッパ向けに電話で対応します。

報告期間中に法に基づいて提出された正式な苦情として、計4件が提出されました（いずれも不正によるデベロッパアカウント終了に基づく「制限・停止・終了」カテゴリに属するものでした。）。Appleの苦情総数には、日本における公式のプラットフォームからビジネスへの（Platform to Business; 以下P2B）苦情ポータルを通じて提出された苦情のみがカウントされています。AppleのApp Reviewチームとデベロッパ・リレーションズチームは、デベロッパと常にコミュニケーションを取っています。そのため、公式のJP2B苦情ポータルを通じて提出された苦情や紛争を明確に区別することは、Appleの担当者が、法に基づき提出された苦情と、通常のApp Reviewの業務の過程で提出された意見や問い合わせとを区別する上で役立ちます。

Appleのアプローチは、法が施行される前に経済産業省に対して明示したアプローチや、EUのP2B規制を遵守するためのアプローチと合致しています。

Appleは、提出された苦情件数が少ないのは、デベロッパ・リレーションとコミュニケーションに対するAppleの積極的なアプローチの直接的な結果であると考えます。その一方で、Appleは、以下のとおり、より非公式でより実用的な様々な手段によりデベロッパの問題を解決する継続的な取組の詳細に関する追加的なデータを自主的に提供しています。

2. Appleの他の経路を通じて寄せられたデベロッパからの問い合わせ

Appleは、昨年の報告書およびモニタリング会合の結果として経済産業省から寄せられたフィードバックを踏まえ、Appleが他のコミュニケーション手段を通じて受け取った問い合わせや連絡の数を示すデータをまとめました。

本報告期間中、Appleのワールドワイド・デベロッパ・リレーションズチームは、毎月平均して、以下のとおりデベロッパからの問い合わせを受けました。

・月平均（2023年4月1日から2024年3月31日）

・Eメール：問い合わせ　3,997件/月

・電話：問い合わせ　1,095件/月

・合計：サポート問い合わせ　5,092件/月

本報告期間中、Appleのワールドワイド・デベロッパ・リレーションズチームは合計47,964件のEメールによる問い合わせ、13,145件の電話による問い合わせを受け、本報告期間中の電話およびEメールによる問い合わせ数の合計は61,109件でした。

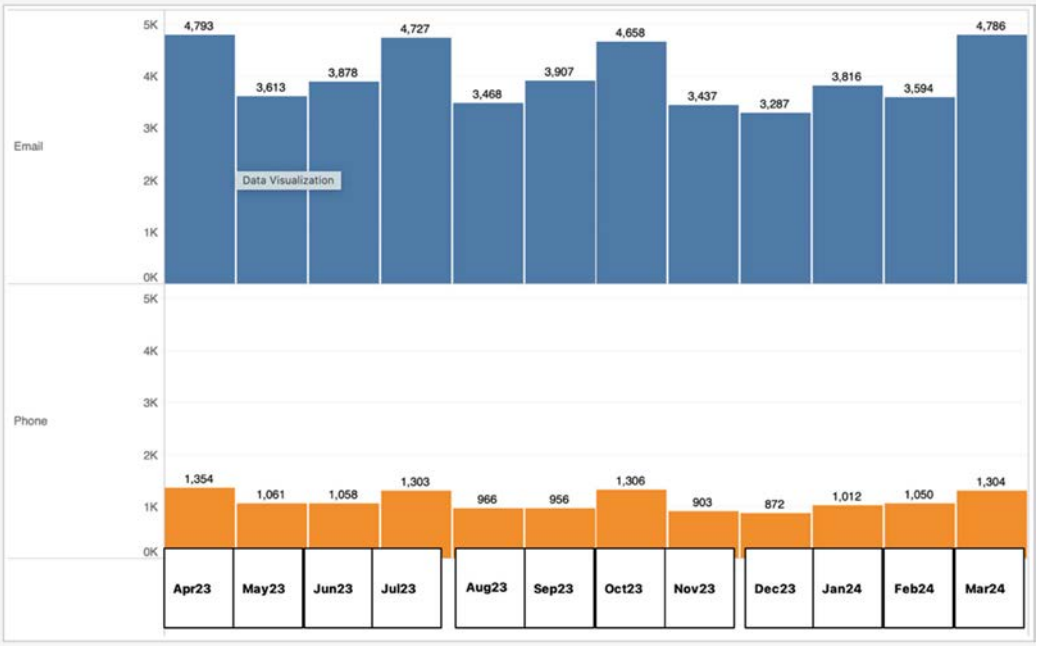

本報告期間中にワールドワイド・デベロッパー・リレーションズが受けたEメールおよび電話での問い合わせ

本報告期間中、Appleワールドワイド・デベロッパー・リレーションズの担当者がデベロッパとのコミュニケーションにおいて扱ったサポートトピックの上位5つは以下のとおりです。

1. 契約手続きを実施するためのアカウント利用者権限の確認（必要な登録についての問い合わせ）
2. チームにおける役割の割当/メンバーシップに関する問い合わせ
3. 住所の更新
4. 組織名の変更または更新
5. メンバーシップの更新に関する問い合わせ

デベロッパがワールドワイド・デベロッパー・リレーションズにEメールで問い合わせをした91%のケースで、デベロッパは受付後24時間以内にAppleから回答を受け取りました。ワールドワイド・デベロッパ・リレーションズが電話で受けた問い合わせの100%は、6分以内に回答されました。

また、デベロッパは、フィードバックアシスタントを利用して、API、ツール、サービスに関する問題を報告したり、機能強化を要求したりすることができます。本報告期間中、日本を拠点とするデペロッパは、1,352件のフィードバックアシスタントに関する問い合わせを行いました。フィードバックアシスタントの詳細については、下記のリンクにて日本語で閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/bug-reporting/

全体として、Appleが受け取った1,716件のアンケート回答のうち、77.8%のデベロッパがワールドワイド・デベロッパ・リレーションズの対応に満足していると回答しています。

d. 苦情および紛争に基づく継続的な改善

大臣評価では、デジタルプラットフォームは、利用事業者の苦情を分析し、結果を踏まえて継続的に運営改善を図っていくことが求められています。この際、潜在的な苦情および紛争も汲み上げる観点から、(i)各デジタルプラットフォームが設置した苦情相談窓口の周知や利便性の向上に努めること、(ii)デジタルプラットフォーム取引相談窓口や社外のステークホルダーと意見交換し、その声を積極的に取り入れることは、デジタルプラットフォームにとって、有効な取組の１つとなるとされています。

これまで指摘されたとおり、Appleの日本における担当者は、日本に拠点を置くデベロッパを対象とした日本向けイベントやセッションを開催することで、日本のデベロッパコミュニティと積極的に関わっています。日本におけるこれらのイベントやエンゲージメントセッションは、Appleの従業員が日本語により行い、デベロッパの皆様のApp Storeでの体験に関する質問やコメントを行う機会となることを目的としています。日本を拠点とするイベントおよびエンゲージメントのセッションによって、最新のApp Storeの開発およびビジネスに関する情報がデベロッパに提供され、Appleと日本のデベロッパとのプロフェッショナルな関係が強化されます。

さらに、Appleの担当者は、業界団体や、経済産業省が委託しているアプリストア利用事業者向けデジタルプラットフォーム取引相談窓口（以下「DPCD」といいます。）などの相談窓口から提出された要望および問い合わせを精査します。報告期間中に提出された問い合わせは、経済産業省のサポートのもと、規約に関する質問やアプリ特有の問題など、幅広いトピックにおよびました。Appleはこれまでに、DPCDからの少なくとも27件の問い合わせに対応しました。

e. 手数料に関するデベロッパの理解を促進する措置

大臣評価では、利用事業者からは、「手数料の負担が大きく収益を圧迫している」、「アプリストアや決済課金システムを通じて受けるサービスが支払う手数料に見合っていない」、「手数料の負担が一部の利用事業者に偏っている」といった声があるとの主張がされています。デジタルプラットフォームは、現行の仕組みやその説明では、デベロッパとの相互理解を深めるのは難しいとの認識の下、デベロッパからなる団体と協議を進めること等を通じて、デベロッパとの相互理解を深めるために追加的な取組を検討することが求められています。

昨年の定期報告書において指摘したように、App Storeは、アプリを世界中の消費者に配信する絶好の機会を日本のデベロッパに提供しています。AppleはこれまでApp Storeに何十億ドルもの投資をしており、またこれからも投資を継続していきます。Appleが課す手数料は、その投資に対するリターンを実現し、さらなるApp Storeのイノベーションに資金を投資することを可能としています。App Storeが初めて登場して以来、そのビジネスモデルは根本的に変わりませんが、デベロッパにとっての経済的な利益は時間とともに増加しています。

App Storeが作られた当時、Appleは、サードパーティのデベロッパが消費者とつながるための良質なデジタルマーケットプレースを提供し続けられるように、レベニューシェアポリシーを導入しました。App Storeにおける基本的な取り決めはシンプルです。App Storeで購入されたデジタル製品やサービスに対してデベロッパが代金を請求する場合、デベロッパはAppleに対し手数料を支払います。Appleの手数料は、デベロッパのアプリが配信されるためのテクノロジープラットフォームおよびチャネルとしてのApp Storeの価値を反映しています。この手数料は、App Storeを顧客にとって安全で信頼できるマーケットプレースとし、そしてデベロッパにとって大きなビジネスチャンスを生み出している様々なサービス － その中には、アプリ開発ツール、

App Review、マーケティングサービスが含まれます ー のコストをカバーしています。

Appleは、DPLA署名後も、Apple Developer Programに参加し、App Storeでアプリを配信することに対して、すべてのデペロッパに、メンバーシップ期間中年99米ドルを請求します。このわずかな料金（2008年以来変更されていません）は、デベロッパがAppleの開発ツールを利用できるようにすると同時に、不正行為の抑止にも役立ちます。

デベロッパは、App Storeを通じた以下のデジタル商品やデジタルサービスの購入に対して、Appleに30%の手数料を支払います。

- 有料アプリの購入
- デジタルコンテンツのアプリ内課金
- アプリで使用するために購入されたデジタルサブスクリプション（デジタルサブスクリプションの2年目以降は、Appleが受け取る手数料はわずか15%です。）

Appleはデベロッパが以下のいずれかの行為を行う場合、デベロッパから手数料を受け取りません。

- アプリの無料提供
- アプリ内広告のみで収益を得るアプリの提供
- アプリ内での物理的な商品やサービスのみの販売
- ユーザーがアプリ外でのみ購入またはサブスクリプションしたコンテンツ（ミュージック、本、動画など）をデバイス上のアプリでアクセス可能とするリーダーアプリの提供

App Storeの手数料は、Apple独自のツール、テクノロジー、サービスの価値、およびデベロッパをユーザーにつなぐApp Storeの価値を含むエコシステムへの投資に対して適正なリターンをAppleに提供するものです。Appleの手数料は、AppleのApp Store開始時の業界における標準的なレベニューシェア（50%から70%）を著しく下回ります。

Appleの手数料は、App Store開始以降増加していません。2年目以降のサブスクリプションや、スタートアップのアプリデペロッパが恩恵を受けることが多いSmall Business Program対象のデベロッパにおいては、むしろ30%から15%に減額しています。Appleの手数料率は相当であり、多くの場合、デジタルコンテンツを販売する他のアプリストアおよびプラットフォームの手数料を下回っています[8]。Appleは、より多くのデベロッパがAppleに支払う手数料を減額したり無料としたりすることのできる「リーダー」や「マルチプラットフォームサービス」といった新しいルールも導入しました。

[8] Jonathan Borck、Juliette CaminadeおよびMarkus von Wartburg「AppleのApp Storeと他のデジタルマーケットプレース：手数料の比較（Apple's App Store and Other Digital Marketplaces: A Comparison of Commission Rates）」（2020年7月22日、*Analysis Group*）をご参照ください。
https://www.analysisgroup.com/globalassets/insights/publishing/apples_app_store_and_other_digital_marketplaces_a_comparison_of_commission_rates.pdf

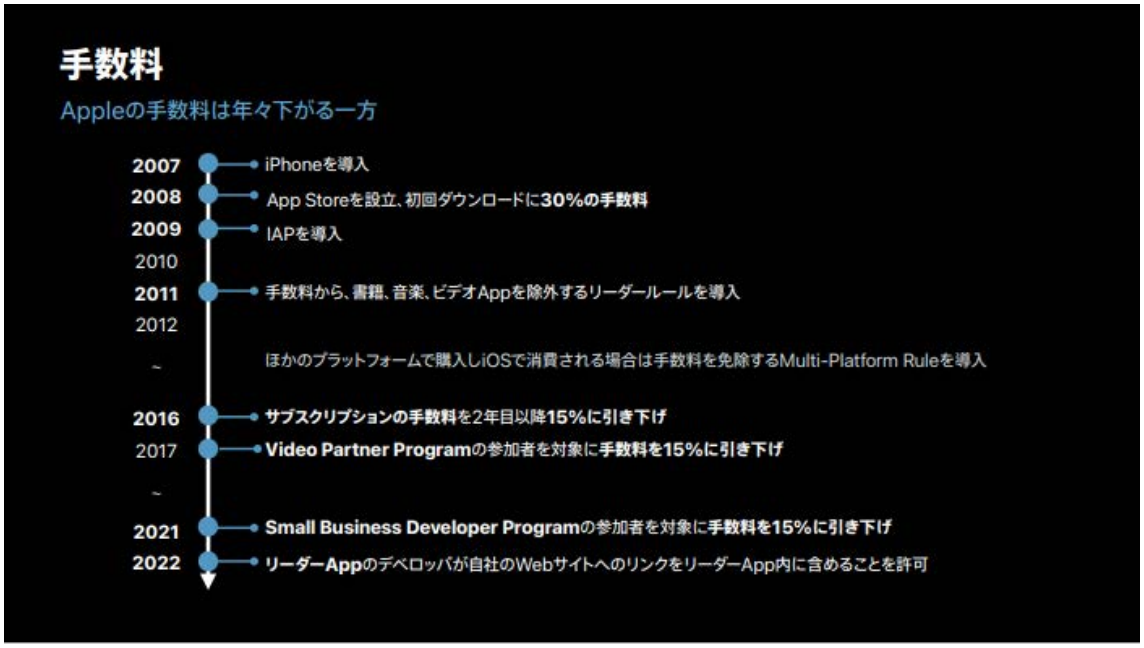

iPhone導入以降のAppleの手数料の歴史

Appleのデジタルコンテンツ購入のためのアプリ内課金（以下「IAP」といいます。）のメカニズムは、iOSエコシステムの利便性と安全性を維持する2つの中核的機能を果たします。第一に、消費者が単一の安全な支払いメカニズムを介してApp Store上で購入することができる安全で便利なメカニズムを提供します。さらにAppleは、取引に関連したあらゆる問題について、IAPを使用しなければ提供のできないサポートを顧客に提供することができます。第二に、同様に重要な点ですが、IAPは、Appleが売上を記録し、手数料を回収するメカニズムであるということです。手数料は、App Storeの維持、そしてデベロッパが最先端のアプリを生み出すのに役立てるべくAppleが提供している独自のツール、技術およびサービスに対する投資に充てられます。IAPがなければ、Appleが効率的に手数料を回収することは極めて困難となります。

AppleのIAPは特殊なものではありません。GoogleのPlay Store、Amazon Appstore、Microsoft Store、そしてXbox、PlayStation、任天堂、Steamなどの多くのビデオゲームのデジタル市場には、いずれも類似の手数料と、これらマーケットプレースの正式なアプリ内での購入機能の利用を求める同様の要件が設けられています。

<Appleが課しているApp Storeの手数料30%と他のプラットフォームの比較>

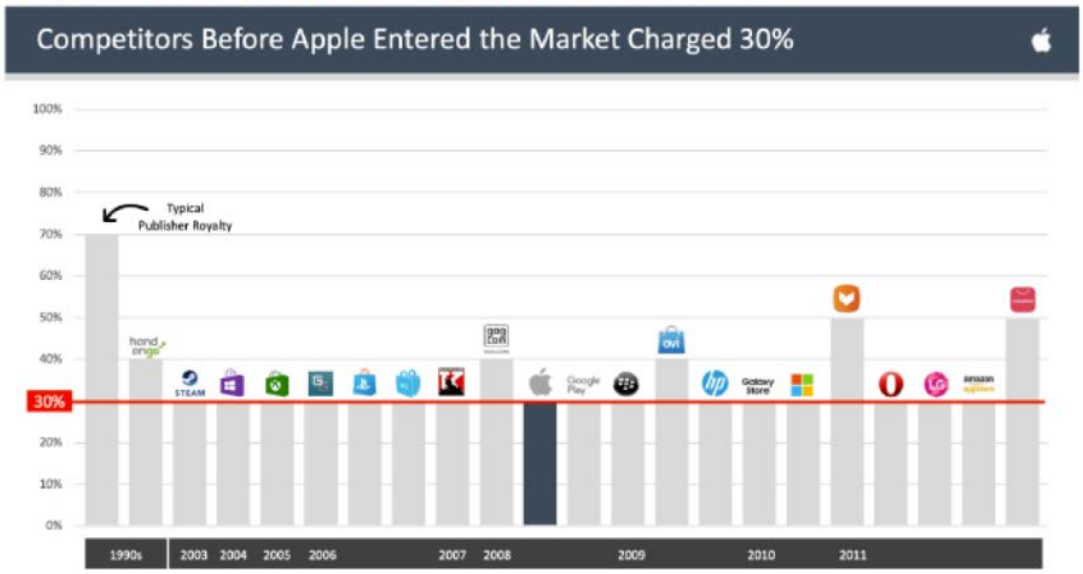

Source: Apple research based on publicly available data

セクター内のAppleの競合他社による手数料の概要

また、App Store Small Business Programに基づいて認定されたデベロッパは、一暦年の売上高が100万米ドルを超えるまでは、有料のアプリおよびアプリ内課金に（30%から引き下げられた）15%の減額された手数料率を支払います。競合他社の価格体系を踏まえると、Appleの手数料は適正な市場水準で設定されています。Small Business Programは、透明性および公正性の原則のもとに設計され、App Storeでデジタル商品やデジタルサービスを販売するデベロッパの95%以上に対して適用されています。さらに、Appleは、物理的な商品やサービスを販売したり、無料または広告でサポートされるアプリを配布したりするデベロッパから手数料を一切いただきません。プログラムの特徴、参加資格、登録、よくある質問とその回答を明確に説明した日本語の専用Webサイトを作成しました。Webサイトは下記にて閲覧可能です。
https://developer.apple.com/jp/app-store/small-business-program/

大臣評価に記載されている利用事業者の声からは、Appleの手数料体系に関して、透明性の欠如も誤解もないことは明らかです。デベロッパは、手数料に関する疑問を提起するために経済産業省に支援を要請したように思われますが、上記のとおり、Appleの手数料は公正であり、かつ一般的な市場に沿っています。このトピックに関して経済産業省が受けた苦情は、Appleとデベロッパの間の契約関係において明確に規定されている取り決めをさらに有利なものとするために、政府の支援を求める実利的な事業者によるものです。

f. 課金方法に関するデベロッパの理解を促進する措置

大臣評価は、リーダーアプリにおいてアウトリンクが認められるための条件として、様々な制約が課されていると結論づけています。そのため、経済産業省は、アウトリンクを含むリーダーアプリは円滑な利用が妨げられている状況にあり、広く利用されているとは言い難いとしています。また、大臣評価では、Webでの代替決済手段を設けたい利用事業者にとって、アウトリンクを含むリーダーアプリは、アプリ内課金と並ぶ実質的な選択肢になっているとは言い難いとされており、デジタルプラットフォームは、デベロッパにとって、アプリ内課金と比較して実質的な選択肢となるような形で、アプリ内課金に代替する決済方法を構築することが求められています。

上記のとおり、AppleのIAPのメカニズムは、iOSエコシステムの利便性と安全性を維持する2つ

の中核的機能を果たします。IAPは、消費者が単一の安全な支払いメカニズムを介してApp Store上で購入を行う安全で便利なメカニズムを提供します。また、IAPは、Appleが売上を記録し、手数料を回収するメカニズムでもあります。手数料は、App Storeの維持、そしてデベロッパが最先端のアプリを生み出すのに役立てるべくAppleが提供している独自のツール、技術およびサービスに対する投資に充てられます。IAPは、Appleが対象となるデベロッパからユーザーへの売上に関する手数料を回収するために必要なものであり、Appleのビジネスモデルに不可欠なものです。

デベロッパは、リーダーアプリのエンタイトルメントを申請することもできます。リーダーアプリとは、デジタルな雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、動画など、過去に購入したコンテンツやサブスクリプションコンテンツを提供するアプリであり、対象となるデベロッパに対し、ユーザーがアカウントを作成または管理することを目的としたデベロッパのウェブサイトへのリンクをアプリ内に含める方法を提供します。リーダーアプリのエンタイトルメントによりアウトリンクを設定するための条件は合理的です。

リーダーアプリのエンタイトルメントのプログラムの開始から、Appleは、日本のデベロッパから、リーダーアプリの分類を利用し、ユーザーがアカウントを作成・管理できるようアプリ内に自社Webサイトへのリンクを含めたいというリクエストを約90件近く受けました。そのうち、約50件のリクエストが承認されました。

本報告期間中、Appleは、約30件のエンタイトルメントのリクエストを受け、そのうち17件のリクエストが承認されました。

リーダーアプリのエンタイトルメントを受けるために、アプリは以下の条件を満たす必要があります。

- アプリの主要な機能として、雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、動画のいずれかのデジタルコンテンツを提供していること。
- アカウントへのサインインを許可していること。
- サインイン後は、アプリ外（デベロッパのウェブサイトなど）で購入されたコンテンツやサービスへのアクセスを許可していること。
- 外部リンクアカウントエンタイトルメントを使用している場合は、アプリ内課金を提供しないこと。
- リアルタイムでの個人対個人のサービス（教育サービス、医療相談、不動産ツアー、フィットネスクラスなど）を提供しないこと。

エンタイトルメントが承認されなかったアプリについては、当該アプリが、①リーダーアプリにおける許可されていないIAPを使用していたか、②リーダーアプリの機能の範囲を超える機能を含んでいたか（App Storeで公開されているアプリのうち、雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、または動画の配信をメインの目的としているアプリはほとんどないことにご留意ください。）、③エンタイトルメントの申請時に、レビュー用のアプリをデベロッパが提供しなかったものです。

g. 自社優遇に関する措置

大臣評価によると、デベロッパからは、サードパーティアプリ内で配信することはリジェクトの理由となり得るコンテンツが、デジタルプラットフォーム事業者自身のアプリ内には含まれているとの不満の声が寄せられているとのことです。また、サードパーティアプリから取得したデータを利用して、当該アプリと競合する自社アプリや自社OSの機能を開発し、当該サードパーティの事業に影響を与えるとの懸念も残るとされています。そして、大臣評価は、デジタルプラットフォームに対して、自社優遇に対する懸念に応える情報開示、自社優遇措置の管理

体制の整備（例：データ利用も含めた社内ルールの整備、関係部署のルール遵守状況を監視する仕組み）を進め、これらの取組内容を客観的に検証できる形で説明していく（例：外部機関による監査や独立した部署による内部監査を実施し、その結果を開示する）ことを求めています。

上記はAppleには当てはまりません。なぜなら、Appleは、自社アプリを優遇するように、App Storeを運営することはないからです。App Storeのデータ（ユーザーエンゲージメント、財務業績および課金データを含みます。）が、アプリ開発に関する意思決定や検索の順位に影響を与えるためにAppleの他のサービスと共有されることはありません。Appleのデータ分析チームは、App Storeのデータへのアクセスを一元的に管理しており、必要とされる事前の承認なくデータが広まることを防ぐプロセスを確立しています。データへのアクセスを希望する場合は、Appleにおける役割（製品またはサービスラインを含む。）およびデータリクエストの理由を明らかにしなければなりません。App Storeのデータを自社アプリの開発に役立てたいというリクエストは、Appleのポリシーにより却下されます。分析チームは、データアクセスの承認が確実に適切になされるように、すべての有効な承認を定期的に監査しています。たとえば、Appleは、ISOにおけるデータセキュリティ基準に従っており、Appleの担当者は、ISO基準へのコンプライアンスを確保するためのプロセスを検討し、確立しています。Apple内で監査にあたるチームは、Appleのサービス事業とは独立しており、Appleのスタッフが行った内部審査によれば、App Storeのデータが不適切に使用された形跡はありません。したがって、外部機関による監査や独立した専門部署による内部監査がなくとも、上記の措置は、自社優遇を防ぐ措置として十分なものであると考えます。

Appleは、App Store上の他のモバイルアプリと比較して、自社アプリを有利に取り扱うことはありません。App Storeの精神は、デベロッパに公正で信頼できる体験を提供することです。Apple自身のアプリは、App ReviewのプロセスとApp Storeでの表示に関して、サードパーティのアプリと同じように扱われます。Appleのアプリは、App Reviewガイドラインを遵守しなければならず、有利な扱いを受けることは一切ありません。

Appleが自社アプリを有利に取り扱っておらず、むしろApp Store上のすべてのアプリを平等に取り扱っていることは、以下の画像に表れています。サードパーティのアプリは、Appleが開発した様々なアプリの製品ページで、「その他のおすすめ」機能を通じて宣伝されています。以下の画像は、Keynote、Apple BooksおよびApple Podcastsの各製品検索結果における「その他のおすすめ」が、Apple以外のアプリを表示していることを示しています。これらのおすすめされているサードパーティ製アプリは、純粋にユーザーの購入履歴と選好に基づいて順位付けされており、アプリの選択に際してのユーザーの意思決定プロセスにおける公平性を促進するために表示されています。

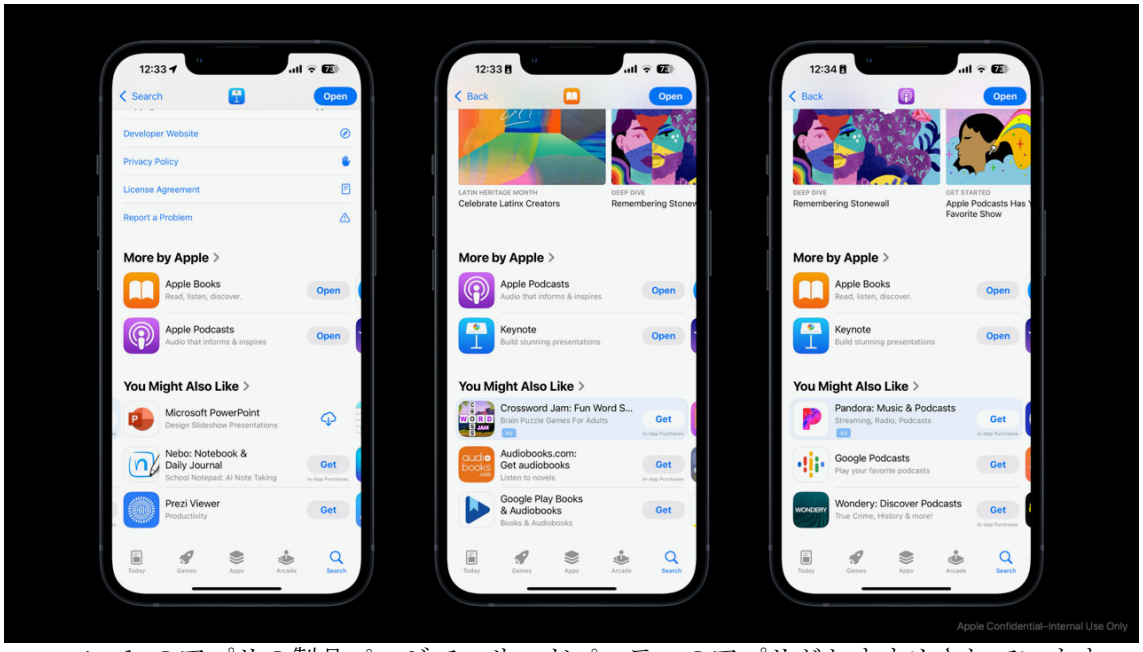

Appleのアプリの製品ページで、サードパーティのアプリがおすすめされています。

事実として、Appleが自社アプリを提供しているすべてのカテゴリにおいて、何十ものアプリが消費者に対して提供されています。そのほとんどすべてのケースで、Appleの自社アプリは、当該カテゴリで一番人気のあるアプリではありません。このことは、自社優遇の懸念が根拠のないものであることを示唆しています。

h. アカウント停止のプロセスと手続き

大臣評価は、以下のとおり、デジタルプラットフォームは、2022年度大臣評価で示された対応をさらに進めることが求められているとしています。

1. アカウント停止措置を行う必要性および相当性を慎重に判断する。特に、事前通知のない即時のアカウント停止措置を行う場合には、その必要性および相当性を含め、透明化法上の例外事由への該当性を慎重に判断する必要がある。
2. アカウント停止措置を行う場合には、原則として、利用事業者が実質的に異議申立てを行うことができる程度に具体的な理由を事前に開示する。
3. 利用事業者からの異議申立て等を通じて、誤ったアカウント停止措置であったことが判明した場合、速やかなアカウントの回復、補償の要否の検討等、利用事業者の利益に十分配慮した取組を行う。
4. アカウント停止措置の適切性について外部検証できるよう、アカウント停止措置に対する異議申立ての件数や事例等について説明する。

上記1について、大臣評価は、デジタルプラットフォームが、事前通知のない即時のアカウント停止措置を行うことについて、透明性・公正性の向上につながる追加的な取組・説明を行うことが求められるとしています。

この点について、Appleは、以下のとおり説明いたします。

Appleは通常、不正行為の有無に基づいてアカウント停止の事前通知の必要性を判断しています。不正の兆候がある場合に、Appleが、App Storeの完全性と影響を受ける消費者を保護するために、事前通知なしにアカウント停止を進めることは認められています。2023年に限っても、Appleは、18億ドルを超える潜在的な不正取引を阻止しました。世界全体では、2023年に、プライバシー、セキュリティおよびコンテンツに関するApp Storeの厳しい基準を満たしていないとして、170万

本以上のアプリの登録を却下しました。不正行為に対するAppleの取組に関する詳細については、日本語にてリリースされた今年のApp Store Fraud Reportをご覧ください（https://www.apple.com/jp/newsroom/2024/05/app-store-stopped-over-7-billion-usd-in-potentially-fraudulent-transactions/）。

不正行為に関して、Appleが不正行為の事例を処理する手順をより詳細に説明することは適切ではありません。そのような詳細な説明は、悪意のある者に審査を回避する手がかりを意図せず与えてしまう可能性があるからです。

Appleは、状況を総合的に判断し、デベロッパアカウントの停止を撤回することが妥当であると判断した場合には、不当な遅延なく、デベロッパアカウントを回復させます。

日本のデベロッパに対する透明性と公正性を維持するために、Appleは、日本のデベロッパのアカウント停止件数と、アカウント停止に対して提出された異議申し立ての件数を引き続き開示します。

2023年には、日本を拠点とするデベロッパのアカウント停止は121件ありました。これらのアカウント停止は、すべて不正なアカウント活動の発見に基づくものです。アカウント停止のうち29件については、デベロッパからの異議申し立てがありました。

i. アプリ削除のプロセスと手続き

大臣評価は、デジタルプラットフォームは、ポリシー違反の程度やユーザーへのセキュリティ上の影響が軽微である等、一定の条件を定めた上で（当該条件については、デベロッパに明らかにすることが望ましい。）当該条件を満たす場合にはアプリ削除の事前通知および具体的な削除理由の開示を行うことで、デベロッパがアプリ削除前に修正対応や異議申立てができるようにするなど、デベロッパの事業運営にも配慮した取組を行うことを求められるとしています。

合わせて、大臣評価は、デジタルプラットフォームは、デベロッパからの異議申立て等を通じて、誤ったアプリ削除措置であったことが判明した場合には、速やかなアプリの回復、補償の要否の検討等、利用事業者の利益に十分配慮することが求められるとしています。

Appleのこれまでの提出書類に記載のとおり、App Reviewチームは、問題の深刻さに応じて、アプリを削除したり追加の措置を講じたりする前に（コンテンツの取り下げや、ユーザーのブロックなどの方法により）、好ましくないコンテンツの問題を是正するための14～30日間の猶予をデベロッパに与えることがあります。

Appleは、状況を総合的に判断し、アプリの削除を撤回することが妥当であると判断した場合には、不当な遅延なく、App Storeに当該アプリを復帰させます。

上記二段落で述べた措置は、Appleが何年も前からすでに実施してきたものです。違反が軽微な場合には、Appleは、コンプライアンスのためにデベロッパと協力します。不正行為の場合など、違反が深刻なときには、Appleは、即座に当該アプリを削除し、デベロッパのアカウントを停止します。なお、2023年には、日本政府から受けた削除要請は0件、削除されたアプリは3,226件でした。これらのアプリ削除の主な理由は、アプリのアプリ設計上の欠陥、不正行為、そして知的財産権の侵害です。

j. 返金に関するデベロッパ向けの情報

大臣評価は、デジタルプラットフォームは、自らの判断で返金する場合に、デベロッパの求めに応じて、個別の事案における返金要求を認容した理由（例：ユーザーが誤購入を理由に返金

要求をした場合に、誤購入であることを認定した理由）を示すことが求められるとしています。また、デベロッパがその理由を確認してその返金要求の認容に異議申立てを行いたい場合に、簡易・迅速に異議申立てを行うことができるような措置を講じることが求められるとしています。

経済産業省の見解では、返金に関する各種ツール等を提供していることを知らない利用事業者が一定数存在することを踏まえ、Appleには、当該ツール等を積極的にわかりやすく説明することが求められるとしています。例えば、利用可能なツールを一覧できるような返金処理に関する情報を日本語でまとめたページを作成する、利用事業者に向け返金に関する説明会を行うこと等がAppleに求められるとしています。

これまでに指摘しているとおり、返金処理に関する情報は、デベロッパポータルから入手可能です。デベロッパは、消費者の返金手続きをサポートすることを選択できます。返金手続きの方法に関するサポート記事を消費者に示すことにより、デベロッパは消費者の返金手続きのサポートが可能です[9]。さらに、デベロッパは、Request Refund StoreKit APIを使用して、アプリ内で返金手続きが可能なReport a Problemへのダイレクトリンクを表示することも可能です[10]。デベロッパは、顧客の返金手続きをサポートするアプリ内の同じ場所で、消費者を満足させるためのアイテムを配付することができます。実際にAppleは、ヒューマン・インターフェース・ガイドライン（「代替となる解決策の提示を検討する。」）において、購入に問題が生じた消費者への最大限のサポートの一環として、デベロッパにこのような対応を検討することを提案しています[11]。例えば、デベロッパは消費者のアカウントに入金することができます。

払い戻しの表示

日次ユニット数の合計には処理済みの払い戻しが含まれていますが、フィルタを追加することにより、「売上とトレンド」で払い戻しの合計数を確認することができます。

1. App Store Connect ホームページから「売上とトレンド」をクリックします。
2. 右上で日付範囲を選択します。
3. 左上隅の「フィルタの追加」をクリックして、「トランザクションタイプ」を選択します。
4. 「トランザクションタイプ」で、「払い戻し」を選択します。払い戻しは、右側に負の単位値として表示されます。パーセンテージ範囲は、各 App または App 内課金について、前の期間からの払い戻し合計の変化を示します。

処理済みの払い戻しを表示しフィルタリングする
日本のデベロッパ向けのApp Store Connect機能

また、Appleは、デベロッパがAppleとコミュニケーションを取り、返金に関する判断や返金プロセスの改善に役立つ情報を提供することを容易にしています。アプリのデベロッパは、消費者が消費型アイテムのアプリ内課金による購入について返金を請求した際に、新しいConsumption APIを使用してAppleに情報を送信することができるようになりました。アプリのデベロッパがこのAPIの使用を選択し、消費者の同意を得た場合、購入した商品が消費されたかどうか、購入した商品が配信されて正常に動作したかどうか、購入前にコンテンツの無料体験やサンプル、情報が提供されたかどうかなどの情報を提供できます。

さらに、Appleは、アプリのデベロッパが情報を入手し、IAPの問題を迅速かつ効率的に解決するための追加的な方法を提供するため、App Store Server APIを新たに開発しました。これらの

[9] https://support.apple.com/ja-jp/HT204084
[10] https://developer.apple.com/documentation/storekit/transaction/3803220-beginrefundrequest
[11] https://developer.apple.com/jp/design/human-interface-guidelines/in-app-purchase/overview/introduction/#providing-help-with-in-app-purchases

APIを使用することで、デベロッパは以下のことが可能になります。

- 新たなIn-App Purchase History APIを使用して、自社アプリのアプリ内課金取引の履歴を取得すること。
- 新たなSubscription Status APIを使用して、サブスクリプションが有効か、期限切れか、課金再試行中か、猶予期間中かを判断すること。
- 新たなInvoice Lookup APIを使用して、サポート時に消費者のアプリ内課金状況を確認すること。
- Refunded Purchases Lookup APIを使用して、消費者が過去のアプリ内課金の返金を受けたか否かを特定すること。

これらのコミュニケーション手段の追加により、デベロッパは、カスタマーサービスの問題に関してユーザーと効果的に関わるために必要な情報を、容易に得ることができます。また、これらの手段の追加により、Appleの返金プロセスをさらに改善し、ユーザーとデベロッパの双方に便益がもたらされます。

DPLAの付属書2の第3.4条に基づき、Appleが、DPLAの別紙2の条件に従い、自らの裁量で返金を行うことを許可されていることは、デベロッパに通知されています。DPLAの付属書2の第3.5条に基づき、デベロッパは、返金プロセスおよび購入に関する紛争プロセスを改善するために、エンドユーザーの購入情報を、Appleに提供することができます[12]。デベロッパは、REFUND通知をデベロッパのサーバ上のプレイヤーアカウントにマッピングすることで、返金が何度も繰り返されている購入を特定し、不正な返金を減らすことができます。デベロッパは、データのモニタリングと分析を継続し、不審な返金アクティビティを特定する必要があります。

払い戻しに関する情報は十分に文書化されており、日本のデベロッパはこの情報に容易にアクセスできます。一部のAPI情報を除いて、返金に関するドキュメントは次のリンクから日本語でアクセス可能です。https://developer.apple.com/jp/

大臣評価における経済産業省のコメントを受けて、Appleのビジネスチームは、返金プロセスに関する追加の情報を、デベロッパ向けセミナーや説明資料に組み込むことにコミットしています。

k. アプリランキング/検索結果

大臣評価は、アプリの検索結果やカテゴリごとのランキングについては、その主要な構成要素は開示されているものの、デジタルプラットフォームは、恣意的な運用を行っていないことの説明を行うなど、透明性・公正性の確保につながる追加的な取組や説明を行うことが求められるとしています。

また、大臣評価は、デジタルプラットフォームが、アプリに順位を付して表示する様々な「おすすめ」（App Storeにおける「Today」等）について、それらの表示の決定に用いられる主要な事項を開示し、その内容についてデベロッパにさらに周知することが求められるとしています。

Appleメディアサービス利用規約には、ランキングにおいて使用される主要なパラメータに関する条項が含まれています。セクションN「検索結果およびランキング」にあるこの条項は、「検索結果におけるAppの表示順序を決定する際に考慮される主なパラメータは、Appプロバイダが提供するメタデータ、お客様がAppやApp Storeをどのように利用しているか、およびApp StoreでのAppの人気度です。これらの主なパラメータにより、お客様の検索クエリに最も関連性の高

[12] https://developer.apple.com/jp/documentation/storekit/in-app_purchase/handling_refund_notifications/

い結果が返されます。」と規定しています。App Storeで入手可能なアプリが180万を超えるため、Appleは、最も関連性の高いアプリがユーザーに表示されること、ユーザーが楽しいApp Store体験をできるようにするためのポリシーとプロセスの実装を目指しています。

検索結果およびランキングに関する情報は、Appleのデベロッパとの契約、特にランキングで使用されるパラメータに言及しているDPLAの別紙1に対する添付書類Dに記載されている情報と類似しています。デベロッパは、DPLAに組み込まれたリンク（https://developer.apple.com/app-store/discoverability/（日本語版（https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/））より該当する情報を直接入手できます。

App Storeの見つけやすさに関するページには、検索、カテゴリ、「Today」タブ、およびフィーチャーに関する情報が含まれています。

App Storeでの検索によって、ユーザーはアプリ、ゲーム、ストーリー、カテゴリ、アプリ内課金、デベロッパを見つけることができます。「検索」では、デベロッパのプロダクトページのアプリやアプリ内課金のメタデータが使用され、最も関連性の高い結果が表示されます。Appleでは、ユーザーが入力する内容に対して最も的確な結果が表示されるよう、「検索」を常に改善しています。App Storeでユーザーがアプリを検索すると、テキストの関連性（アプリのタイトル、キーワード、プライマリカテゴリとの一致）やユーザーのアクティビティ（ダウンロード数、評価数とレビュー内容）など、複数の要素に基づくランキングが付されたアプリのリストが表示されます。特定の検索クエリに対する検索結果に加え、探しているものをより見つけやすくするための検索ワードも表示されます。

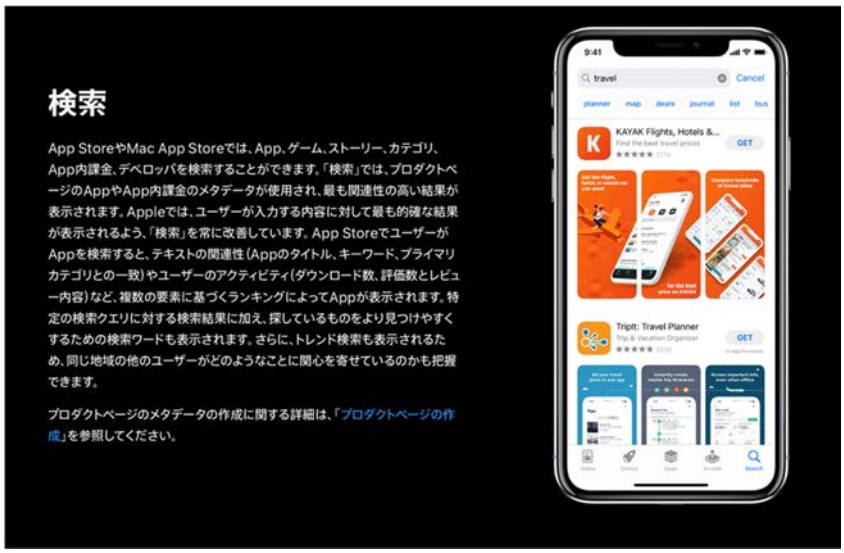

App Storeの見つけやすさ – 「検索」ページ

App Storeの「カテゴリ」では、主な機能やテーマに基づいてアプリが分類されます。ユーザーは「エンターテインメント」「ショッピング」「ソーシャルネットワーキング」などのカテゴリを閲覧して、そのカテゴリに関連したアプリを見つけることができます。デベロッパは、プライマリカテゴリとセカンダリカテゴリをアプリに設定できます。アプリを見つけてもらいやすくするには、プライマリカテゴリが特に重要です。これは、ユーザーが閲覧したり検索結果を絞り込んだりした際、App Storeのどのタブにアプリが表示されるのかがプライマリカテゴリによって決まるからです。

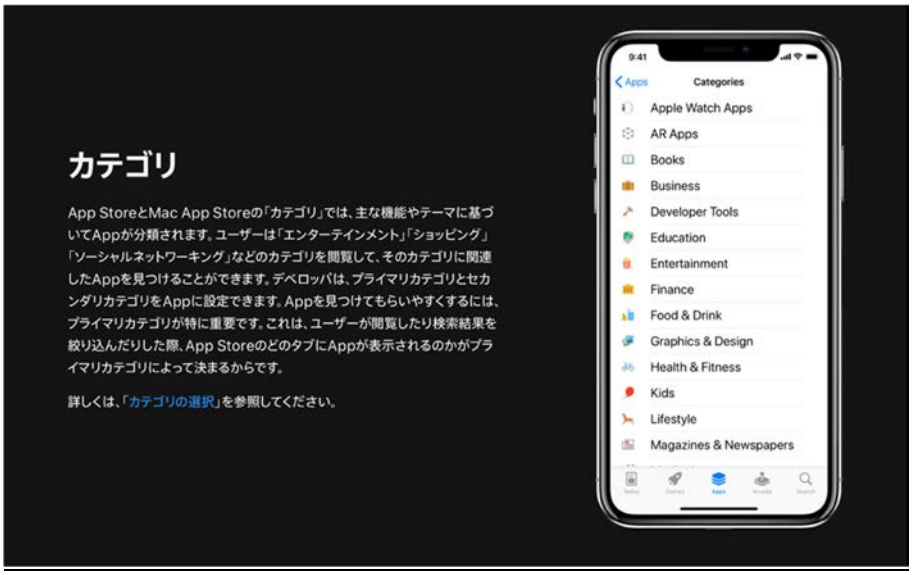

App Storeの見つけやすさ – 「カテゴリ」ページ

App Storeの「Today」タブには、世界中のAppleのエディターによるオリジナルのストーリーが日替わりで掲載され、独占初公開の新作、新着アプリ、定番アプリの新しい一面、「今日のアプリ」、「今日のゲーム」などについて特集が組まれます。「Today」タブでは、ユーザーがアプリを革新的に利用するためのヒントやハウツーガイドが紹介されるほか、注目のデベロッパに対するインタビューが掲載されます。ストーリーでは、アートワーク、ビデオ、デベロッパのコメントを通じてアプリやゲームをいきいきと紹介し、アプリが生活をどのように変えているかApple独自の視点で紹介します。

App Storeの見つけやすさ – 「Today」ページ

Appleのエディターチームが、各Appleプラットフォームに合わせてApp Storeでのセレクションを選んでいるため、適切な地域の適切なユーザーに、適切なタイミングでアプリやゲームの情報が表示されます。新規アプリやゲームのほか、大幅なアップデート、アプリ内のスペシャルイベント、限定コンテンツ、文化や季節にちなんだコンテンツなども取り上げています。また、ユニークなストーリーを持ったアプリにもスポットライトを当てています。たとえば、デベロッパがリリースしたアプリがどのように業界に変革をもたらしたか、どのようにコミュニティをサポートしたか、アプリによってユーザーが抱える固有の課題をどのように解決したか、といった舞台裏を紹介します。

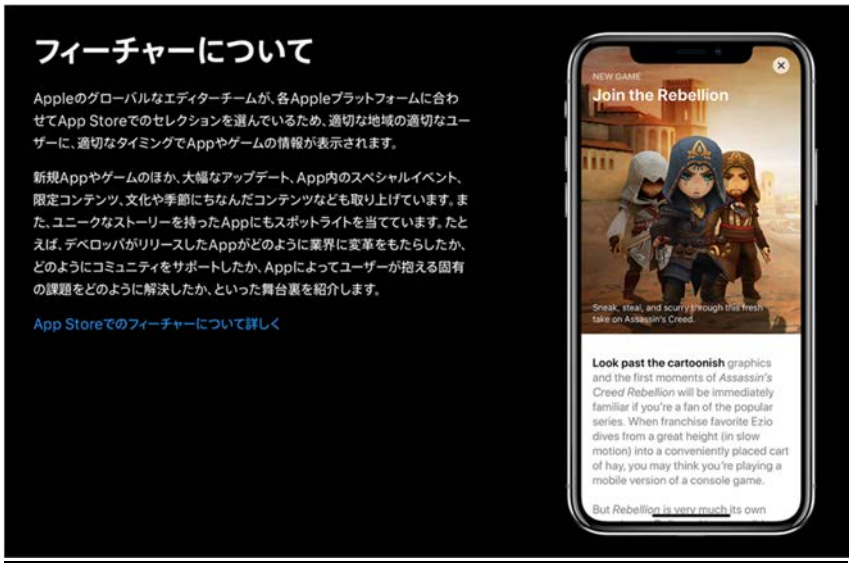

App Storeの見つけやすさ－「フィーチャーについて」ページ

確かなこととして申し上げますが、アプリのランキングおよび検索結果は、恣意的なものではありません。ユーザーのApp Storeでの体験を向上させるため、パーソナライズされたおすすめを生成する目的で、機械学習モデルが使用されており、パーソナライズをオプトインしたユーザーには、機械学習モデルによるおすすめが提供されます。

この機械学習モデルによるパーソナライズされたおすすめ技術は、デモグラフィック、App Storeでの購入・利用活動から推測される特徴、解析信号およびアプリ・ゲームの利用セグメントなど、ユーザーに関する事実情報を含みます。これらのデータポイントは、ユーザーに対し、そのニーズや好みに基づいてパーソナライズされたおすすめを確実に提供するのに役立っています。

1. <u>アプリ審査プロセスの継続的な改善</u>

大臣評価は、デジタルプラットフォームに対し、再審査を受ける上での参考となる情報を提供する観点から、リジェクトの根拠となる提供条件や認定した事実関係を詳細にデベロッパに示すことが求められるとしています。

また、大臣評価は、デジタルプラットフォームに対し、アプリ審査担当者による判断のばらつきを減少させる観点から、例えば、審査結果のチェックの在り方、審査担当者向けのトレーニングやマニュアルを点検し、必要に応じて充実させる等して、一貫性・公平性のある審査がなされる適切な仕組みを構築することが求められるとしています。

Appleは、デベロッパとの間の透明性及び公正性を向上させるために、App Reviewプロセスを改善する機会を継続的に模索しています。App Reviewチームは、提出されたアプリをリジェクトする際には、常に適用された利用規約の条項および認定された事実関係に関する詳細な説明をデベロッパに提供します。調査の結果は、デベロッパによって特定された問題を解決するために特別に調整されたガイダンスとともに、タイムリーにデベロッパに個別に返送されます。

App Reviewでのリジェクトに関するデベロッパの理解促進に向けたAppleのコミットメントを示す例として、Appleは、2023年に開始した日本語によるコミュニケーションプログラムを全面的に導入しました。Appleは、日本語によるコミュニケーションプログラムの初期的な導入でみられた肯定的な結果に基づいて、日本語によるコミュニケーションプログラムを全面的に採用す

ることを決定しました。Appleは、引き続き、上位のリジェクト理由のスニペットを日本語に翻訳する予定です。日本語によるコミュニケーションプログラムの一環として、AppleのApp Reviewチームには、日本語が流暢または堪能なスタッフが配置され、提出されたアプリのトリアージや日本語での回答に対応します。

日本語によるコミュニケーションプログラムの目的は、日本のデベロッパと母国語でやりとりを行うことで、審査プロセスのより早い段階で、アプリに関する懸念事項が解決されるよう促すことです。

日本語によるコミュニケーションプログラムに参加したデベロッパの多くは、母国語での対応がタイムリーに懸念事項を解決するのに非常に役立ったと感じています。しかし、一部の日本のデベロッパは、フォーラムおよびその他の英語で利用可能なインターネット上のリソースを活用するために、英語によるリジェクト理由のスニペットの方が好ましいと述べました。

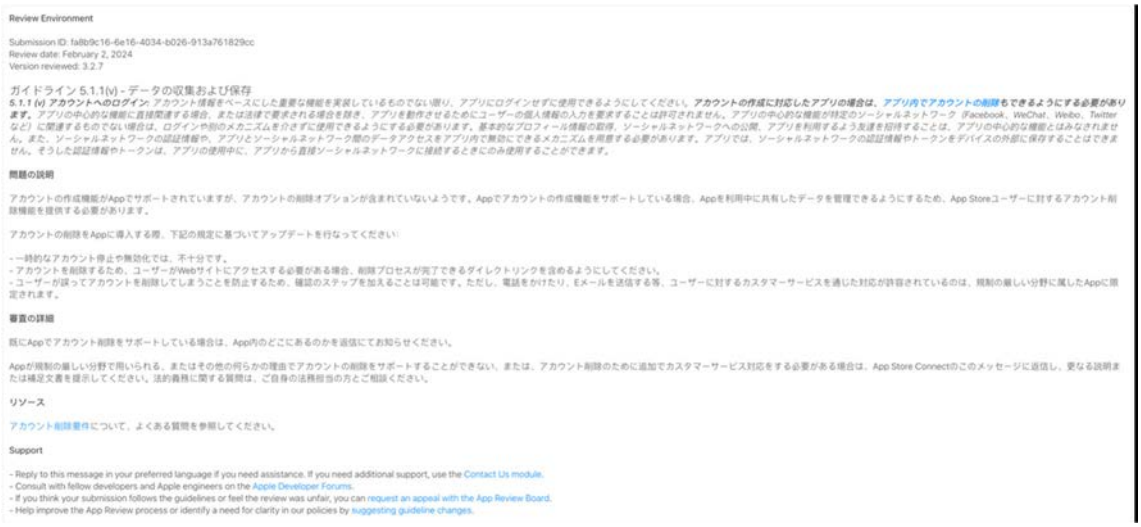

Review Environment

Submission ID: fa8b9c16-6e16-4034-b026-913a761829cc
Review date: February 2, 2024
Version reviewed: 3.2.7

ガイドライン 5.1.1(v) - データの収集および保存

5.1.1 (v) アカウントへのログイン: *アカウント情報をベースにした重要な機能を実装しているものでない限り、アプリにログインせずに使用できるようにしてください。**アカウントの作成に対応したアプリの場合は、アプリ内でアカウントの削除もできるようにする必要があります。**アプリの中心的な機能に直接関連する場合、または法律で要求される場合を除き、アプリを動作させるためにユーザーの個人情報の入力を要求することは許容されません。アプリの中心的な機能が特定のソーシャルネットワーク（Facebook、WeChat、Weibo、Twitter など）に関連するものでない場合は、ログインや別のメカニズムを介さずに使用できるようにする必要があります。基本的なプロフィール情報の取得、ソーシャルネットワークへの公開、アプリを利用するよう友達を招待することは、アプリの中心的な機能とはみなされません。また、ソーシャルネットワークの認証情報や、アプリとソーシャルネットワーク間のデータアクセスをアプリ内で無効にできるメカニズムを用意する必要があります。アプリでは、ソーシャルネットワークの認証情報やトークンをデバイスの外部に保存することはできません。そうした認証情報やトークンは、アプリの使用中に、アプリから直接ソーシャルネットワークに接続するときにのみ使用することができます。*

問題の説明

アカウントの作成機能がAppでサポートされていますが、アカウントの削除オプションが含まれていないようです。Appでアカウントの作成機能をサポートしている場合、Appを利用中に共有したデータを管理できるようにするため、App Storeユーザーに対するアカウント削除機能を提供する必要があります。

アカウントの削除をAppに導入する際、下記の規定に基づいてアップデートを行なってください:

- 一時的なアカウント停止や無効化では、不十分です。
- アカウントを削除するため、ユーザーがWebサイトにアクセスする必要がある場合、削除プロセスが完了できるダイレクトリンクを含めるようにしてください。
- ユーザーが誤ってアカウントを削除してしまうことを防止するため、確認のステップを加えることは可能です。ただし、電話をかけたり、Eメールを送信する等、ユーザーに対するカスタマーサービスを通じた対応が許容されているのは、規制の厳しい分野に属したAppに限定されます。

審査の詳細

既にAppでアカウント削除をサポートしている場合は、Appの内のどこにあるのかを返信にてお知らせください。

Appが規制の厳しい分野で用いられる、またはその他の何らかの理由でアカウントの削除をサポートすることができない、または、アカウント削除のために追加でカスタマーサービス対応をする必要がある場合は、App Store Connectのこのメッセージに返信し、更なる説明または補足文書を提示してください。法的義務に関する質問は、ご自身の法務担当の方とご相談ください。

リソース

アカウント削除要件について、よくある質問を参照してください。

Support

- Reply to this message in your preferred language if you need assistance. If you need additional support, use the Contact Us module.
- Consult with fellow developers and Apple engineers on the Apple Developer Forums.
- If you think your submission follows the guidelines or feel the review was unfair, you can request an appeal with the App Review Board.
- Help improve the App Review process or identify a need for clarity in our policies by suggesting guideline changes.

日本語によるコミュニケーションプログラムを通じたリジェクトメッセージの例

経済産業省の上記2つ目の要請（アプリ審査担当者による判断のばらつきを減少させるための措置）について、デベロッパは、App Reviewによって平等でない取扱いを受けたと感じた場合には、その判断に異議を申し立てることができます。App Reviewの担当者は、継続的にトレーニングを受けるとともに、最新のガイダンスを受けています。App Reviewの担当者が、コミュニケーションや異議申立プロセスを通じて、間違ったと思われる結果を得たとデベロッパから警告を受けた場合には、App Reviewチームはなぜ間違った判断が行われたかを調査し、理解し、それを記録に残し、App Reviewプロセスを改善するためのトレーニングに組み込み、当該プロセスの変更がその後に継続的に実施されるようにします。以前に述べたとおり、AppleのApp Reviewチームは、十分な経験を持ち高度な研修を継続して受けている専門家により構成されています。

日本語によるコミュニケーションプログラムは、日本のデベロッパにとってApp Storeをよりよいものとするための Appleの取組の一部に過ぎません。Appleは、近時、日本のデベロッパのApp Storeにおける体験を向上させるために、3つの重要な技術的改善を導入しました。

第一に、「アプリの類似性改善」の取組は、App Storeで提供されているアプリのなりすましの可能性を特定するのに役立ちます。この取組は、日本のデベロッパがマーケットリーダーであるゲーム分野において、非常に効果的であることが示されています。「アプリの類似性改善」は、他の悪意のある主体によるアプリコンテンツのなりすましから、ゲームのデベロッパを保護することに役立てるべくリリースされました。

第二に、「コンセプト検出」の取組は、審査に提出されたアプリのコンセプトを認識するためにAppleのモデルを訓練することで、提出されたアプリごとの変化を理解し、審査プロセスをさらに合理化するために、機械学習技術を利用しています。機械学習モデルは、アプリを可能な限り迅速にApp Storeに掲載するための取組の一環として、審査担当者がアプリのコンセプトを素早く理解するのに役立つものであることから、ここでも、ゲーム分野はこの取組の重要なユースケースとなっています。

最後に、「マイナーな変更」の取組は、デベロッパがアプリを可能な限り迅速かつ効率的にApp Storeに掲載することに役立てるべく、アプリ審査のプロセスを合理化することを目的としたもう一つのプログラムです。「マイナーな変更」プログラムの下では、審査担当者は、デベロッパによる変更点の説明に基づいて、アプリに加えられたアップデートのみを審査します。指標的な観点からみると、「マイナーな変更」プログラムを利用する審査担当者は、プログラムの導入以前は典型的には1日あたり70件のアプリを審査していたところ、1日あたり400件のアプリを審査することが可能となりました。これは、「マイナーな変更」プログラムの下では、アプリがApp Storeに掲載されるまでの時間は、標準的な審査プロセスの下では14時間から17時間であったところ、約4時間から6時間となることを意味しています。

m. 総論

2022年度の大臣評価で示されているように、デジタルプラットフォームが、デベロッパや社会全体から信頼を確保していくに当たっては、外部から検証できるような形で、自社の取組を説明していくことは重要です。そのために、デジタルプラットフォームは、次回の定期報告書並びに対外的な説明等において、以下の事項を求められています。

1. 定量的な実績、課題への対処に至った具体例、改善を実効的に進めるための工夫等、各種取組の実効性をその根拠資料とともに示すこと、その際、独立した部署による内部監査や外部機関による監査結果があるものについては、これを添付すること
2. 既に実施した改善措置に限らず、現状の課題と考えている事項および今後の対応方針について説明することで、自主的かつ積極的に運営改善を行う姿勢を示すこと
3. その際、利用事業者を含む関係者とのコミュニケーションを担う国内管理人が、運営改善に向けた中心的な役割を果たしていくこと

これまで本報告書において、Appleは、大臣評価で指摘された3つの項目を満たすべく取り組んできました。そのような情報が入手可能な限り、Appleの取組の実効性を示す客観的なデータを掲載しました。Appleはデータ分析会社でないことから、データ収集や統計は他社ほど強固ではありません。Appleは今後も、デベロッパリレーションシッププログラムに光を当てる指標を提供する機会を探してまいります。また、デベロッパからのフィードバックや、そのようなデベロッパからのフィードバックの結果として行われたその後の更新も含める予定です。

こちらはお客様と Apple Inc.（以下「Apple」という）との間における法的契約であり、お客様による Apple Developer としての参加に適用される条件を定めるものです。「同意する」ボタンを押してこのページの下部にあるボックスにチェックを入れる前に、本 Apple Developer 契約（以下「本契約」という）をお読みください。お客様は、「同意する」を押すことにより、本契約の条件に拘束されることに同意することになります。本契約の条件に同意しない場合は、「キャンセル」を押してください。

Apple Developer 契約

1. Apple との関係、Apple ID とパスワード。 お客様は、Apple に登録して Apple Developer（以下「**Apple Developer**」という）となることにより、お客様と Apple との間に法律上のパートナーシップまたは代理関係が創出されるものではないことを理解し、同意するものとします。お客様は、これとは異なる表明をしないことに同意するものとします。また、お客様は、自らが 13 歳以上であることを証するとともに、Apple Developer として登録することが法的に許可されていることを表明するものとします。本契約は、法令によって禁止されている場所では無効であり、Apple Developer として登録する権利は当該法令の管轄地では付与されません。Apple の書面による別段の同意または許可がない限り、お客様は、Apple Developer であることに関連して Apple から受け取る特典を共有または譲渡することはできません。お客様が Apple Developer アカウントへのログインに使用する Apple ID とパスワードは、いかなる方法によっても、いかなる者とも共有することはできません。お客様は、Apple ID およびパスワードを秘密に保持すること、ならびにアカウントに関連する活動について責任を負うものとします。

2. Developer の特典。 お客様は、Apple Developer として、特定の Apple Developer カンファレンス、テクニカルトーク、その他のイベント（当該イベントのオンラインまたは電子放送を含む。以下「**Apple イベント**」という）に参加する機会がある場合があります。さらに、Apple は、お客様による Apple Developer としての参加に関連する、お客様自身によるご利用を唯一の目的として、本契約および Apple Developer ウェブページ（以下「**本サイト**」という）においてより詳細に記載されるとおり、特定のサービス（以下「**本サービス**」という）を提供することを申し出ることがあります。本サービスには、Apple イベントまたは本サイトにおいて Apple が提供するサービス、および本サイトに表示されるコンテンツまたは資料（以下「**本コンテンツ**」という）の提供が含まれる場合がありますが、これらに限られません。Apple は、通知をすることなく、かつ、責任を負うことなく、お客様への本サービス、本サイト、および本コンテンツのお客様への提供をいつでも変更、一時停止、または中止することができ、提供される特定の機能および資料に制限を課したり、お客様による当該資料の一部または全部へのアクセスを制限したりできるものとします。

3. 制限。 お客様は、本サイト、または Apple Developer としてのお客様に Apple が提供する本サービス、Apple イベント、もしくは本コンテンツを、不正な方法で悪用しないことに同意するものとします。これには、不正侵入、ネットワークキャパシティの圧迫、または許可された目的以外での本サービス、本サイト、もしくは本コンテンツの利用が含まれますが、これらに限定されません。著作権その他の知的財産権に関する法令は、お客様に提供される本サイトおよび本コンテンツを保護するものであり、お客様は、これらに含まれるすべての通知、ライセンス情報、および制限を遵守および維持することに同意するものとします。本契約において明示的に許可されている場合、または Apple との個別の契約で別途許可されていない限り、お客様は、本サイト、本コンテンツ、または本サービスの変更、公開、ネットワーク化、賃貸、リース、貸借、送信、販売、譲渡もしくは販売への関与、複製、派生物の創出、再配布、実演、表示、または何らかの方法による悪用を行ってはなりません。お客様は、本サービス、本サイト、または本コンテンツのソフトウェアまたはセキュリティコンポーネントの逆コンパイル、リバースエンジニアリング、もしくは逆アセンブルを行ってはならず、またはこれらのソースコードの導出を試みてはなりません（ただし、前述の制限が適用される法令により禁じられている場合、または前述に付随するライセンス条件によって許可される場合は、その限りにおいて適用除外とします）。コンピュータネットワーク、ソフトウェア、パスワード、暗号化コード、技術的保護手段のセキュリティを侵害、改ざん、もしくは回避するための、本サイト、本コンテンツ、もしくは本サービスの利用、もしくはその他の方法による違法行為（その種類を問わない）への関与、または他者が当該行為を行うことを可能にすることは、明示的に禁じられています。Apple は、本サイト、本コンテンツ、Apple イベント、および本サービスにおけるすべての権利の所有権を留保するものとし、本契約に明示的に規定される場合を除き、Apple 知的財産権に基づいて他の権利またはライセンスが付与または黙示されるものではありません。

4. 機密保持。 本契約に別段の規定がある場合を除き、お客様は、Apple Developer としてのお客様に提供される Apple のソフトウェア、サービス、ハードウェアのすべてのプレリリース版（関連する文書および資料を含む。以下「**プレリリース資料**」という）、ならびに Apple イベントに関連して Apple がお客様に開示する情報が「**Apple 秘密情報**」とみなされ、当該呼称で言及され、本契約の秘密保持義務の対象となることに同意します。

上記に関わらず、次のいずれかに該当する情報は、Apple 秘密情報に含まれないものとします。(a) お客様の過失または違反によることなく、一般的かつ適法に公開されている情報、(b) Apple によって一般に公開される情報、(c) Apple 秘密情報を利用することなく、お客様によって独自に開発された情報、(d) お客様に制限を課すことなく譲渡もしくは開示する権利を有する第三者から正当に取得した情報、または (e) Apple によってお客様に提供される第三者のソフトウェアおよび／もしくは文書であって、かつ、当該ソフトウェアおよび／もしくは文書の利用もしくは開示に秘密保持義務を課さないライセンス条件が付随するもの。さらに、Apple は、WWDC (Apple の Worldwide Developers Conference) で Apple が開示したプレリリースのソフトウェア、サービス、ハードウェアに関する技術情報に関して、お客様が前述の秘密保持に関する規定に拘束されないことに同意します。ただし、お客様は、当該資料のスクリーンショットを投稿したり、公開レビューを書いたり、再配布したりすることはできません。

5. Apple 秘密情報の開示および利用の禁止。 Apple によって別途明示的に書面で同意または許可されない限り、お客様は、いかなる者にも Apple 秘密情報を開示、公開、または配布しないことに同意するものとします。ただし、お客様と同じ事業体で働く従業員および外部契約者である他の Apple Developer に対して、Apple が当該開示を別途禁止しない限りにおいて開示する場合を除きます。Apple Developer としてのお客様の承認された目的のためである場合、または Apple によって書面で明示的に同意もしくは許可された場合を除き、お客様は、いかなる方法によっても Apple 秘密情報を利用しないことに同意するものとします。これには、各場合において、Apple の正式な権限を付与された代表者の事前の書面による承認なしに、お客様自身または第三者の利益のために利用する場合を含みますが、これに限られません。さらに、お客様は、Apple 秘密情報の不正な利用、開示、公開、または拡散を防止するために、合理的な予防措置を講じることに同意するものとします。お客様は、Apple 秘密情報の不正な開示または利用により、回復不能な損害および重大かつ解明困難な被害が Apple に発生する恐れがあることを認めるものとします。したがって、お客様は、本契約に基づくお客様の義務の履行を求めるための、即時の差止命令による救済を要求する権利に加え、Apple が有し得るその他あらゆる権利および救済手段を Apple が有することに同意するものとします。法令もしくは規制により、または管轄裁判所の有効かつ拘束力のある命令に基づいて、お客様が Apple 秘密情報を開示することが義務付けられる場合、お客様は、当該開示を行うことができますが、お客様が当該開示を行う前に Apple に通知し、かつ、開示を制限するとともに、当該情報の秘密性を保持し、保護するための取り扱いを求めるために、お客様が商業的に合理的な努力を尽くすことを条件とします。前述の規定に基づく開示は、当該情報を Apple 秘密情報として保持するお客様の義務からお客様を免除するものではありません。

6. 秘密性のあるプレリリース資料。

A. ライセンスおよび制限。 Apple がプレリリース資料をお客様に提供する場合、お客様が本契約の諸条件を遵守することを条件として、Apple は、本契約において、この第 6 条に規定する、限定された目的のためにのみ、プレリリース資料を利用するための、非独占的かつ譲渡不能な権利およびライセンスをお客様に付与するものとします。ただし、当該プレリリース資料が別のライセンス契約の適用対象である場合、お客様は、本契約の第 4 条および第 5 条に加えて、当該資料に付随するライセンス契約も、お客様によるプレリリース資料の利用に適用されることに同意するものとします。さらに、お客様は、本契約の第 4 条および第 5 条とライセンス契約の秘密保持に関する制限事項との間に矛盾がある場合には、ライセンス契約が優先的に適用されることに同意するものとします。お客様は、プレリリース資料の設計において、当該プレリリース資料用とされているのと同じオペレーティングシステムと組み合わせて動作するように設計された製品を、お客様がテストまたは開発する目的以外のためにプレリリース資料を利用しないことに同意するものとします。本契約は、Apple 知的財産権 (例えば、営業秘密、特許、著作権、商標、および工業意匠を含むが、これらに限られない) を製品に組み込んだり、利用したりする権利またはライセンスをお客様に付与するものではありません。本契約に明示的に規定されている場合を除き、Apple 知的財産権に基づいて、その他の権利またはライセンスが付与されたり、黙示されたりすることはありません。お客様は、プレリリース資料を逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、または他の方法で人間が認識できる形式に変換しないことに同意するものとし、プレリリース資料の全部または一部を変更、ネットワーク化、賃貸、リース、送信、販売、または貸借してはなりません。

B. プレリリース資料にアクセスするための許容年齢。 プレリリース資料にアクセスした場合、お客様は、お客様が居住する法域における法定成人年齢 (多くの国や地域では 18 歳以上) であることを保証し、プレリリース資料へのアクセスを法的に許可されていることを表明したことになります。本契約は、法律によって禁止されている場所では無効であり、プレリリース資料にアクセスする権利は当該法律が適用される管轄地では付与されません。お客様が、お客様が居住する管轄地において、年齢が 13 歳から法定成人年齢までの間である個人の親または法定後見人である場合、お客様は、本契約に従い、お客様の監督下でのみ行うプレリリース資料へのアクセスに関連した使用のために、当該個人がお客様の Apple ID およびパスワードを使用することを許可できます。お客様は、当該個人による本契約および Apple とのその他すべての契約の遵守および違反について責任を負います。

C. プレリリース資料の機能。 プレリリース資料を、最終リリース版の商用グレード製品と同様に機能するものとして信頼するべきではなく、十分かつ定期的にバックアップされていないデータと共に使用するべきでもありません。また、プレリリース資料には、まだ利用できない特徴、機能、またはその他のソフトウェアもしくはサービスが含まれている場合があります。お客様は、Apple が当該プレリリース資料の可用性について公表していない場合があること、および Apple が当該プレリリース資料を将来公表することまたは利用できるようにすることについてお客様に約束または保証していないこと、ならびに Apple が当該ソフトウェアまたはサービス、もしくはこれらと類似性または互換性のある技術を公表または市販することについて、お客様に明示的または黙示的に伝える義務を負わないことを認め、これに同意します。お客様は、プレリリース資料に関してお客様が実施する研究または開発は、すべてお客様自身の責任で行うことを明示的に認め、これに同意します。

D. 追加のプレリリース資料。 Apple は随時、お客様がエンドユーザーとして評価する目的で使用するために、追加のプレリリース資料へのアクセスを提供する場合があります。追加のプレリリース資料には、本契約に加えて別途規定される条件が適用されるものもあり、その場合には、お客様による利用にもそれらの条件が適用されます。当該プレリリース資料は、すべての言語、またはすべての国や地域で利用できるとは限りません。また、Apple は、それらが特定の場所での利用に適していることや利用可能であることについていかなる表明も行いません。お客様が当該プレリリース資料にアクセスすることを選択する限りにおいて、お客様はこれを自発的に行い、適用されるあらゆる法律（適用される現地法を含むが、これに限られない）を遵守する責任を負います。お客様は、Apple が、第三者または Apple の提供するあらゆるサービスについて、お客様およびエンドユーザーを含むその他の人に対して一切の責任を負わないことを認め、これに同意します。Apple およびそのライセンサーは、随時、サービスへのアクセスを変更、中止、削除、または無効化する権利を有すること。いかなる場合にも、Apple は、かかるサービスに対するアクセスの削除または無効化について、一切責任を負わないこと。さらに、お客様は、当該プレリリース資料の商用リリース時に、または Apple が求める場合はそれよりも前に、本契約に基づいてエンドユーザーとして評価する目的でお客様に提供されたプレリリース資料の使用をすべて中止することに同意します。

E. データの収集および利用に対する同意。 Apple の製品およびサービスをテスト、提供、改善するため、かつお客様がデベロッパシードプロセスの一環として提供されるプレリリース資料をインストールまたは使用することを選択した場合に限り、お客様は、Apple とその子会社および代理人が、プレリリース資料から診断情報、技術情報、利用情報、および関連情報を収集する可能性があることを認め、これに同意します。Apple は、お客様に対し、Apple Developer ポータル上の当該情報の収集について通知するものとし、お客様は、当該プレリリース資料をインストールまたは使用するかどうかを選択する前に、通知された情報につき、Apple が開示するリリースノートおよびその他の情報を注意深く検討する必要があります。当該プレリリース資料をインストールまたは使用した場合、お客様は、Apple とその子会社および代理人が、前記の通り、当該情報のすべてを収集および使用することについてお客様の許可を得ることになることについて認め、これに同意したことになります。

7. デベロッパコンテンツのライセンスおよび制限。 お客様は、Apple Developer として、Apple が随時お客様による利用を可能にする場合がある特定の専有コンテンツ（ビデオプレゼンテーションおよびオーディオ録音を含むが、これらに限られない。以下「**本コンテンツ**」という）にアクセスすることができます。コンテンツは、Apple によって書面で別途同意または許可されない限り、Apple 秘密情報とみなされます。Apple によって明示的に許可されていない限り、Apple Developers であるかどうかに関わらず、お客様は、お客様と同じ事業体で働く従業員および外部契約者を含むがこれらに限られない、いかなる者との間でも本コンテンツを共有してはなりません。これらの規定を前提として、Apple は、お客様が Apple Developer として承認された目的のために本コンテンツにアクセスし、および本コンテンツを利用するための個人的かつ譲渡不能のライセンスをお客様に付与するものとします。ただし、お客様がダウンロードできるのは本コンテンツのコピー1 部のみであり、当該ダウンロードは Apple が指定したダウンロード期間内に完了する必要があります。Apple によって明示的に許可されている場合を除き、お客様は、本コンテンツもしくはその一部を変更、翻訳、複製、もしくは配布し、またはそれらの派生物を創出してはなりません。お客様は、本コンテンツに存するいかなる権利も、賃貸、リース、貸借、販売、サブライセンス、譲渡、またはその他の方法で移転してはなりません。Apple または Apple のライセンサーは、本コンテンツ自体およびそのコピーまたはその一部の所有権を保持します。本コンテンツは、本契約に基づいて利用するためにのみ、Apple によって実施許諾されるものであり、販売されるものではありません。
Apple は、お客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保します。お客様がこれらの規定のいずれかを遵守しない場合、本コンテンツを利用し、および本コンテンツにアクセスするための本ライセンスに基づくお客様の権利は、Apple からの通知なく、自動的にその効力を失うものとします。

8. 互換性検証ラボ、Developer Technical Support（DTS）。お客様は、Apple Developer として、Apple が随時、Apple Developer の特典として、または別途有償で、お客様による利用を可能な状態にすることがある、Apple のソフトウェアおよび／もしくはハードウェアの互換性テストおよび開発ラボ（以下「**ラボ**」という）ならびに／またはデベロッパのテクニカルサポートインシデント（以下「**DTS サービス**」という）を利用できる場合があります。お客様は、当該ラボおよび DTS サービスのすべての利用が、お客様への事前の通知の有無に関わらず、随時変更される、当該サービスに関する Apple の利用ポリシーに従ったものとなるようにすることに同意するものとします。前述の規定を制限することなく、Apple は、本サイトに当該変更の記載を含む投稿を行ったり、当該変更を記載した E メールをお客様に送信したりする場合があります。本サイトに当該通知が掲載されていないか、または Apple で登録した E メールアドレス宛てに当該通知が届いていないかを確認することは、お客様の責任です。お客様は、当該サービスの変更または休止について、Apple がお客様または第三者に対して責任を負わないことに同意するものとします。DTS サービスの一環として、Apple は、特定のコードスニペット、サンプルコード、ソフトウェア、その他の資料（以下「**本資料**」という）をお客様に提供する場合があります。お客様は、Apple が DTS サービスの一部として提供するすべての本資料がお客様に実施許諾されるものであり、本資料に付随する諸条件に従ってお客様によってのみ利用されなければならないことに同意するものとします。Apple は、当該本資料に存するすべての権利、権原、および権益の所有権を留保するものとし、Apple 知的財産権に基づいて他の権利またはライセンスが付与されたり、黙示されたりすることはありません。本資料に付随する諸条件において明示的に規定されている場合を除き、お客様は、当該本資料を複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、サブライセンス、または他の方法で配布する権利を有するものではありません。**お客様は、DTS サービスからテクニカルサポートを要求および受領する場合、お客様のソフトウェアに組み込まれている情報を含め、お客様または第三者の秘密情報を Apple に提供しないことに同意するものとします。お客様は、お客様が Apple に提供する当該本資料に含まれる、矛盾するあらゆる通知、凡例、またはラベルがいかなる効力も持たないことに同意するものとします。Apple は、該当する特許または著作権を前提として、お客様から受け取った当該情報を適切な態様で自由に利用できるものとします。**Apple は、時期および理由を問わず、ラボへのアクセスまたは DTS サービスへのアクセスの要求を拒否する権利を留保するものとします。拒否した場合、Apple は、拒否された当該ラボまたはサポートリクエストについて、クレジットをお客様に付与する場合があります。紛失または変更されたファイル、データ、プログラム、または提供された他の資料の復元については、お客様が単独で責任を負うものとします。

9. 修正契約、連絡。Apple は、自己の裁量において、いつでも、規則およびポリシーを含め、本契約を変更する権利を留保するものとします。お客様は、Apple から通知される当該変更（新しい条件、更新、改訂、補足、変更、ならびに追加の規則、ポリシー、および諸条件を含む。以下「**本追加条項**」という）を確認し、これらに精通する責任を負うものとします。すべての本追加条項は、本契約において、この参照により本契約に組み込まれるものであり、お客様が引き続き本サイトを利用することにより、お客様による本追加条項の承諾が示唆されることになります。さらに、Apple は、随時お客様に連絡する場合があります。当該連絡は、電話または E メールの形式で行われる場合があり、会員情報、マーケティングマテリアル、技術情報、ならびにお客様による Apple Developer としての参加に関する更新または変更が含まれる場合がありますが、これらに限られません。本契約に同意することにより、お客様は、Apple が当該連絡を行う場合があることに同意することになります。

10. 契約期間および解除。Apple は、Apple の単独の裁量において、いつでも、登録済みの Apple Developer としてのお客様の資格を剥奪または一時停止することができるものとします。Apple が登録済みの Apple Developer としてのお客様の資格を剥奪した場合、Apple は、Apple の単独の裁量において、いつでも、お客様による再申請を拒否する権利を留保するものとします。お客様は、その意思を書面で Apple に通知することにより、時期および理由を問わず、登録済みの Apple Developer としての参加を終了することができます。終了、または Apple の裁量による一時停止により、Apple によってお客様に付与されたすべての権利およびライセンスはその効力を失うものとします。これには、本サイトにアクセスする権利が含まれます。また、お客様は、お客様が保有または支配する、あらゆる Apple 秘密情報を破棄することに同意するものとします。Apple の要求に応じて、お客様は、当該破棄を証する書面を Apple に提供することに同意するものとします。その理由を問わず、本契約に基づいて支払われた料金または他の料金は、一部たりとも返金されることはありません。本契約の終了後も、第 1 条、第 3 条から第 5 条、第 7 条（ただし、Apple が当該利用について指定した期間に限る）、第 10 条から 19 条は、引き続き両当事者を拘束するものとします。

11. Apple による独立した開発。本契約のいかなる規定も、お客様が開発、生産、販売、または配布する可能性のあるその他の製品、ソフトウェア、もしくは技術と同じまたは類似の機能を実行し、または他の態様で当該製品、ソフトウェア、もしくは技術と競合する製品、ソフトウェア、または技術を開発、取得、ライセンス供与、マーケティング、販売促進、または配布する Apple の権利を損なうものではありません。

12. Apple の商標、ロゴ等の利用。お客様は、www.apple.com/legal/guidelinesfor3rdparties.html で公開され、随時変更される可能性がある Apple 商標および著作権使用に関するガイドライン（以下「**本ガイドライン**」という）に従うことに同意するものとします。お客様は、「Apple」、Apple のロゴ、「Mac」、「iPhone」、もしくは「iPod touch」のマーク、または Apple に帰属し、もしくは Apple にライセンスが付与されたその他のマークを、各場合において Apple によって書面で明示的に承認されるか、または Apple の本ガイドラインで許可される場合を除き、いかなる態様でも利用しないことに同意するものとします。お客様は、お客様による Apple の商標の承認された利用から生じるすべてののれんが、Apple の利益のために効力を生じるものであり、かつ、Apple に帰属することに同意するものとします。

13. 保証の否認。Apple ならびにその関連会社、子会社、役員、取締役、従業員、代理人、パートナー、およびライセンサー（本第 13 条および第 14 条の目的のために、以下「**Apple**」と総称する）は、本サイト、本コンテンツ、本サービス（前述の機能または特徴を含む）、ラボ、DTS サービス、またはお客様が Apple Developer として本契約に基づいて受け取る他の情報もしくは資料（本第 13 条および第 14 条の目的のために、以下「**本サービス**」と総称する）について、正確であり、信頼でき、適時のもので、安全であり、エラーがなく、中断されず、瑕疵が修正されることを約束しません。本サービスは、「現状有姿」および「利用可能な範囲」で提供されるものであり、通知なしで変更されることがあります。Apple は、お客様がアクセスしたり、本サービスからダウンロードしたりするコンテンツ（ファイル、情報、その他のデータを含む）に、ウイルス、汚染、または有害な内容が含まれていないことを保証できません。さらに、Apple は、本サービスの一環として結果または問題の特定もしくは是正を保証するものではなく、Apple は、当該事項に関連する一切の責任を否認します。Apple は、明示または黙示を問わず、正確性、権利の非侵害、商品性、および特定目的適合性を保証しないことを含め、一切の保証をしません。Apple は、お客様による本サービスの利用に関連し、またはこれに関する第三者の作為、不作為、および行為に関して一切の責任を否認します。お客様は、本サービスの利用についてのすべての責任を負うとともに、すべての危険を負担するものとします。これには、当該サービスにおいて入手した情報を含みますが、これに限られません。本サービスへの不満について、お客様が Apple に対して有する唯一の救済は、本サービスの利用を停止することです。救済に関するこの制限は、両当事者間の取引の一部を構成するものとします。Apple がプレリリースのソフトウェア、ハードウェア、またはこれらに関する他の製品、本サービス、もしくは情報を、Apple Developer としてのお客様のために利用可能な状態とする場合、お客様は、Apple が更新、機能強化、または修正を提供したり、Apple が行う可能性のある製品またはサービスの変更についてお客様に通知したり、将来の任意の時点において製品またはサービスを公開または紹介したりする義務を負わないことを理解するものとします。

14. 責任の否認。適用される法令によって禁じられていない限りにおいて、Apple は、いかなる場合においても、本契約またはお客様による本サービスの利用、もしくは利用できないことから、またはこれらに関連して生じるものであって、いかなる態様で生じたかを問わず、また、契約、保証、不法行為（過失を含む）、製造物責任、または他の理論に基づくか否かを問わず、提供の遅延から生じる損害、逸失利益、データ、ビジネス、もしくはのれんについての損害、ビジネスの中断についての損害、または他の商業的な損害もしくは損失を含むが、これに限られない、人的傷害、またはその種類を問わず、付随的、特別、間接、結果的、もしくは懲罰的損害について、Apple が当該損害の可能性について知らされていた場合であっても、また、救済の重要な目的を達することができない場合であっても、責任を負わないものとします。いかなる場合においても、すべての損害についての本契約に基づく Apple のお客様に対する合計責任額（人的傷害が関わる場合に適用される法令によって義務を負わされているものを除く）は、50 ドル（$50.00）を超えないものとします。

15. 第三者の通知および製品。Apple が Apple Developer としてのお客様に提供する第三者ソフトウェアには、独自のライセンス条項が付随している場合があります。その場合、当該ライセンス条項は、その特定の第三者ソフトウェアの利用に適用されます。Apple Developer としてのお客様に提供される資料、文書、広告、またはプロモーションにおける第三者および第三者製品への言及は、情報提供のみを目的としており、保証または推奨を構成するものではありません。すべての第三者製品の仕様および説明は、それぞれのベンダーまたはサプライヤーによって提供されており、Apple は、これらのベンダーまたは製品の選択、性能、または利用に関して責任を負わないものとします。あらゆる理解、合意、または保証は、ベンダーと将来お客様となる可能性のあるユーザーとの間において直接なされるものです（存在する場合）。

16. 輸出管理。

A. お客様は、米国の法令および Apple 秘密情報が取得された地を管轄する法令によって承認されている場合を除いて、Apple から受け取った Apple 秘密情報を使用したり、他の態様で輸出または再輸出したりしてはなりません。特に、ただし、限定することなく、Apple 秘密情報は、該当する当局からの必須の承認を得ることなく、(a)米国の禁輸国もしくは地域、または(b)米国財務省の特別指定国リスト(list of Specially Designated Nationals)、米国商務省の拒否人名リスト(Denied Person's List)、または他の制限当事者リストに記載されている者に対して、輸出または再輸出されてはなりません。Apple Developer になることにより、または Apple 秘密情報を利用することにより、お客様は、お客様が当該の国または地域に居住しておらず、当該リストに記載されていないことを表明および保証したことになります。また、お客様は、核兵器、化学兵器、もしくは生物兵器、または他の軍事最終用途の開発、設計、製造、または生産を含むが、これらに限られない、米国の法令によって禁止されているいかなる目的のためにも Apple 秘密情報を利用しないことにも同意するものとします。

B. デベロッパは、デベロッパ、およびデベロッパを直接的もしくは間接的に支配するまたはデベロッパと共に支配下にある法人もしくは個人が、次のいずれにも該当しないことを表明および保証するものとします。(a) App Store を利用できる国または地域の制裁リストに記載されていること、(b) 米国の通商禁止国または通商禁止地域でビジネスを行っていること、または (c) 15 C.F.R. § 744 で定義および詳述されている軍事関係のエンドユーザー。本 16 条で用いる「支配」とは、かかる法人または個人が、議決権株式の所有、登録資本金の持分比率、契約、またはその他の手段によって、その他の企業体の経営方針を直接的ないし間接的に決定し、または決定させる権限を所有することを意味します。

17. 準拠法。本契約は、法の抵触に関する規定を除き、カリフォルニア州の法令を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとします。さらに、両当事者は、本契約から生じる紛争について、アメリカ合衆国カリフォルニア州北地区の地方裁判所、カリフォルニア州サンタクララ郡上位裁判所、サンタクララ郡自治体裁判所、またはサンタクララ郡のその他すべての裁判所のうち、いずれかの裁判所に提訴するものとし、当該裁判所の人的管轄および裁判地についてのあらゆる異議を放棄するものとします。

18. エンドユーザーが合衆国政府である場合。特定の Apple 秘密情報は、場合に応じて 48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202 で使用されている用語である「商業コンピュータソフトウェア」(Commercial Computer Software)および「商業コンピュータソフトウェア文書」(Commercial Computer Software Documentation)により構成される 48 C.F.R. §2.101 で定義されている「商業品目」(Commercial Items)とみなされる場合があります。48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202-1 から 227.7202-4 に呼応して、商業コンピュータソフトウェアおよび商業コンピュータソフトウェア文書は、アメリカ合衆国政府のエンドユーザーに対して、(a)商業品目としてのみ、かつ(b)本契約条件に従ってその他のエンドユーザーすべてに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開の権利は、アメリカ合衆国の著作権法に基づき留保されています。

19. 雑則。本契約に基づき措置を講じることが遅れたこと、または措置を講じることができなかったことは、Apple の正式な権限を付与された代表者によって署名された書面において明示的に権利が放棄されない限り、権利放棄を構成するものではありません。また、1 度権利放棄をすることは、継続的または後続の権利放棄を構成するものではありません。本契約は、お客様の承継人を拘束しますが、Apple の正式な権限を付与された代表者の書面による承認なしに、お客様が本契約の全部または一部を譲渡することはできません。要件を遵守していない譲渡はすべて無効とします。いずれかの条項が執行不能または無効であることが判明した場合、当該条項は必要最小限の範囲で制限または削除され、本契約はそれ以外については完全に効力を有し、有効かつ執行可能な状態を維持するものとします。本契約は、その主題に関する両当事者間の完全合意を構成し、当該主題に関する以前のすべての理解に優先します。本契約の条項の追加、削除、または変更は、Apple の正式な権限を付与された代表者によって署名された書面によるものでない限り、Apple を拘束するものではありません。両当事者は、本契約において、本契約ならびにすべての添付文書および関連文書が英語で起草されるよう両当事者が要求したことを確認します。*Les parties ont exigé que le présent contrat et tous les documents connexes soient rédigés en anglais.*

AppleソフトウェアまたはAppleサービスをダウンロードまたは使用する前に、以下のApple Developer Program使用許諾契約（Appleデベロッパプログラム使用許諾契約）の各条項をよくお読みください。これらの各条項は、デベロッパとAppleとの間の法的な契約を構成します。

Apple Developer Program使用許諾契約（Appleデベロッパプログラム使用許諾契約）

目的

デベロッパは、Appleブランド製品用の1つまたは複数のアプリ（以下に定義します）を開発する目的でAppleソフトウェア（以下に定義します）を使用することを希望しています。Appleは、本契約に記載された条件に基づき、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストを行うために本プログラムに基づきデベロッパに提供されるAppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用するための限定的ライセンスをデベロッパに付与する用意があります。

本契約に基づき開発したiOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、およびwatchOS向けアプリは、（1）App Storeを通じた配布（Appleにより選ばれた場合）、（2）登録済みデバイス（以下に定義します）での限定的な使用のための配布、（3）TestFlightでのベータ版テストのための配布が可能です。iOS、iPadOS、macOS、およびtvOS向けに開発したアプリは、カスタムアプリとして配布することも可能です（Appleにより選ばれた場合）。さらに、macOS向けに開発したアプリは、本契約に記載されているように別個で配布することもできます。

Appleの「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合するアプリは、Appleが、App StoreもしくはカスタムAppの配信経由での配布、またはTestFlight経由でのベータテストの目的で検討できるように、これを提出することができます。デベロッパによって提出されAppleによって選定された場合、デベロッパのアプリケーションは、該当する場合、Appleによって電子的に署名され、配布されます。App StoreまたはカスタムAppの配信経由での無償のアプリ（無償コンテンツを配布するためにIn-App Purchase APIを使用するアプリを含みます）の配布は、本契約の別紙1に記載された配布条件に従うものとします。デベロッパが有料のアプリを配布したい場合または有料コンテンツを配布するためにIn-App Purchase APIを使用したい場合、Appleと別途契約（別紙2）を締結しなければならないものとします。デベロッパがカスタムAppの配信経由で支払い済みのアプリを配布したい場合、デベロッパは、Appleとの間で、別途契約（別紙3）を締結するものとします。また、デベロッパは、本契約に基づきiOSまたはwatchOSで使用するためにパス（以下に定義します）を作成し、ウォレットで使用するためのパスを配布することができます。

1. 本契約の受諾、定義

1.1 受諾

AppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用するには、デベロッパは、本契約に同意する必要があります。本契約に同意しない、または同意できない場合には、AppleソフトウェアまたはAppleサービスを使用することはできません。その場合はAppleソフトウェアまたはAppleサービスをダウンロードまたは使用することのないようにしてください。デベロッパは、以下のいずれかを行うことで、デベロッパ自身のため、またはデベロッパ企業、組織、教育機関、もしくは連邦政府の省庁、機関もしくは部局から授権された法定代理人として当該団体のために、本契約の条項を受諾し同意したことになります。
(a) 本契約の末尾に記載されたボックスにチェックマークを付けること（デベロッパが本契約をAppleのウェブサイト上で読んでいる場合）、または
(b) 「同意する」もしくはそれに類するボタンをクリックすること（Appleがこの選択肢を提供している場合）。

1.2 定義

本契約において先頭が大文字で表記されている用語（英語）は、常に以下の定義とします。

「**広告ネットワークAPI**」とは、暗号化された署名とAppleへの登録処理の組み合わせを使用して、サポートされているAppleブランド製品で広告活動がコンバージョンに結び付いたことを検証するための方法を提供する文書化されたAPI群のことをいいます。

「**広告サポートAPI**」とは、広告識別子およびトラッキング設定を提供する文書化されたAPI群のことをいいます。

「**広告識別子**」とは、特定のAppleブランドデバイスと関連付けられ、かつAppleが書面で明示的に別段の許可をしない限り、広告目的にのみ使用される広告サポートAPIを通じて提供する、個人を特定しない一意の非永続的な識別子のことをいいます。

「**本契約**」とは、本契約の一部を構成するあらゆる付属書、別紙1およびその他の添付書類を含む本Apple Developer Program使用許諾契約のことをいいます。疑義を避けるため、本契約は、iOS Developer Program License Agreement（あらゆる付属書、別紙1およびそれらのあらゆる添付書類を含みます）、Safari Extensions Digital Signing Agreement、Safari Extensions Gallery Submission Agreement、ならびにMac Developer Program License Agreementに優先するものとします。

「**App Store**」とは、Apple、Apple子会社、またはその他のAppleの関連会社がブランド化、所有および／または管理し、それらを経由してライセンスアプリケーションが取得され得る、電子ストアおよびそのストアフロントのことをいいます。App Storeは、iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、およびwatchOS向けにそれぞれ存在します。

「**App Store Connect**」とは、アプリのための、Appleが所有するオンラインコンテンツ管理ツールのことをいいます。

「**Apple**」とは、One Apple Park Way, Cupertino, California 95014, U.S.A.に主たる事務所を有するカリフォルニア州法人であるApple Inc.のことをいいます。

「**Apple証明書**」または「**証明書**」とは、本プログラムに基づきAppleからデベロッパに対して提供される、Appleが発行するデジタル証明書のことをいいます。

「**Apple Maps Server API**」とは、デベロッパがサーバ間のマッピング機能またはその機能性を、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリに追加できるようにした文書化されたAPIのことをいいます。

「**Appleマップサービス**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに関してのみ使用するために、MapKit APIおよび／もしくはApple Maps Server API経由でAppleが提供する、またはデベロッパのアプリケーション、ウェブサイトもしくはウェブアプリに関してのみ使用するためにMapKit JSおよびマップコンテンツを取得するための関連ツール（例えばMapSnapshotter）経由でAppleが提供する、マッピングプラットフォームおよびマップデータのことをいいます。

「**Apple Pay API**」とは、エンドユーザーが、アプリによりまたはこれを通じて行われる支払手続きに使用するために、サポート対象のAppleブランド製品上に保存した支払情報を当該アプリに送信することを可能にする文書化されたAPIを意味し、かつドキュメントに記載されているその他の支払関連機能が含まれます。

「**Apple Pay Payload**」とは、支払手続の一環として、AppleソフトウェアおよびApple Pay APIを通じて提供されるカスタマーデータパッケージ（例えば、氏名、電子メール、請求先住所、送付先住所、およびデバイスアカウント番号）のことをいいます。

「**Appleプッシュ通知サービス**」または「**APN**」とは、デベロッパがプッシュ通知をデベロッパのアプリに対して送信できるようにするために、またはMDMプロトコル経由で、またはその他本契約で許容された利用のために、Appleがデベロッパに対して提供できるAppleプッシュ通知サービスのことをいいます。

「**APN API**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対してプッシュ通知を送信するために、またはその他本契約で許容された利用のために、APNを使用できるようにするための文書化されたAPIのことをいいます。

「**Appleサービス**」または「**サービス**」とは、デベロッパが取扱製品または対象製品と共に使用するため、もしくはデベロッパが開発で使用するため、Appleが提供できる、またはAppleソフトウェアを通じてもしくは本プログラムの一部としてAppleが利用可能にすることができる、デベロッパサービスのことをいいます。本プログラムに基づきAppleがデベロッパできる、それらのあらゆるアップデート（存在する場合）も含みます。

「**Appleソフトウェア**」とは、Apple SDK、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、および／またはmacOS、プロビジョニングプロファイル、FPS SDK、FPS導入パッケージ、および本プログラムに基づきAppleがデベロッパに提供するその他のあらゆるソフトウェアをいい、本プログラムに基づきAppleがデベロッパに提供する場合には、それらのあらゆるアップデート（該当する場合）も含むものとします。

「**Apple SDK**」とは、本契約に基づき提供されるApple専有ソフトウェア開発キット（SDK）のことをいい、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、またはMac SDKの一部としてラベル付けされ、それぞれiOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、および／またはmacOSを実行するAppleブランド製品を対象とする目的でXcodeデベロッパツールパッケージおよびSwift Playgroundsに含まれているヘッダーファイル、API、ライブラリ、シミュレータ、ならびにソフトウェア（ソースコードおよびオブジェクトコード）を含みますが、これらに限定されません。

「**Apple子会社**」とは、発行済み株式または証券（取締役またはその他の管理機関の選挙の投票権を表す）の少なくとも50%を、直接的または間接的にAppleに保有または支配されており、App Store、カスタムAppの配信、TestFlightの運営に関わっている、またはそれらと提携しており、本契約において言及されている（例：付属書4）会社のことをいいます。

「**Apple天候データ**」とは、WeatherKit APIを通じて提供されるあらゆるコンテンツ、データ、または情報のことをいい、天候アラート、一般的な天気予報、およびその他の天候データを含みますが、これらに限定されません。

「**適用される欧州の法律**」とは、いずれかの当事者に適用される可能性がある場合に、欧州関係に関連する、または関連すると申し立てられるEU法またはEU加盟国の法律（いずれの場合も、改正、拡張、または再制定を含み、随時策定されるすべての実施法令を含む）のことをいいます。これには、規則および条約が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

「**アプリ**」とは、デベロッパ自身の商標またはブランドで配布するために、かつ該当するiOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、またはwatchOSを実行するAppleブランド製品で特に使用するために、「ドキュメントおよびプログラム要件」に従い、デベロッパが開発した1つ以上のソフトウェアプログラム（1つのソフトウェアバンドルに同梱される拡張、メディアおよびライブラリを含みます）のことをいい、そのソフトウェアプログラムのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリースおよび新バージョンを含むものとします。

「**認定デベロッパ**」とは、デベロッパの従業員および外部契約者、デベロッパの組織のメンバー、またはデベロッパが教育機関である場合にはデベロッパの教職員および認定学生デベロッパで、(a)各々Appleにおける有効なAppleデベロッパアカウントを有し、(b)取扱製品または対象製品の開発およびテスト目的で、Appleソフトウェアの情報または使用を明らかに必要としていると認められ、かつ、(c)当該個人がApple秘密情報に接する機会を有する限りにおいて、各々Apple秘密情報の不正使用および開示を防ぐため法的拘束力のある書面による合意をデベロッパと締結している者のことをいいます。

「**認定学生デベロッパ**」とは、デベロッパが大学である場合にはデベロッパの学生で、認定デベロッパとなる要件も満たしている者のことをいいます。

「**認定テストユニット**」とは、本プログラムに基づきデベロッパが所有または管理し、デベロッパがデベロッパ自身のテストおよび開発を行う目的で指定するAppleブランドのハードウェアユニットをいい、ならびにデベロッパが許可する場合に、当該ユニットをデベロッパのためのテストおよび開発を行う目的で使用し、本契約で許可される限りにおいて、デベロッパの認定デベロッパが所有または管理するAppleブランドのハードウェアユニットのことをいいます。または、デベロッパが大学である場合には、本契約で許可される限りにおいて、デベロッパが教育目的で指定し、デベロッパまたはデベロッパの認定学生デベロッパが所有または管理するAppleブランドのハードウェアユニットのことをいいます。

「**Background Assetsフレームワーク**」とは、ユーザーによるアプリの初回起動前に、および初回起動後のほかのタイミングにおいて、バックグラウンドでダウンロード処理を実行する機能をアプリに提供する文書化されたAPIのことをいいます。

「**ベータ版テスター**」とは、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版をテストするためにTestFlightにサインアップするよう勧誘し、かつTestFlightアプリの利用規約に同意したエンドユーザーのことをいいます。

「**ClassKit API**」とは、大学が管理する環境において、デベロッパが学生進捗データを送信することを可能にする文書化されたAPIをいいます。

「**CloudKit API**」とは、デベロッパのアプリケーション、ウェブソフトウェア、またはデベロッパのエンドユーザー（デベロッパが当該エンドユーザーを許可した場合）による、iCloudのパブリックまたはプライベートコンテナからの構造化データの読み取り、書き込み、クエリ、または取得を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**構成プロファイル**」とは、デベロッパに対し、Appleコンフィグレータもしくはその他の類似のAppleブランドソフトウェアツール、電子メール、ウェブページ、もしくは無線の導入を通じて、またはモバイルデバイスマネジメント（MDM）を経由して、互換性のあるAppleブランド製品への構成情報（例えば、VPNまたはWi-Fi設定）およびデバイス機能の制限（例えば、カメラを無効にする）の配布を可能にするXMLファイルのことをいいます。

「**対象製品**」とは、デベロッパのウェブサイト、ウェブアプリ、またはデベロッパのソフトウェアアプリのその他のバージョンのことをいいます。

「**取扱製品**」とは、本契約に基づき開発されたデベロッパのアプリケーション、ライブラリ、パス、Safari拡張、Safariプッシュ通知、またはFPS実装のことをいいます。

「**カスタムAppの配信**」とは、Apple Business Manager、Apple School Managerの使用を通じて、またはその他Appleが許可するとおり、ユーザーに対し、ライセンスアプリケーションを取得することを可能にするストアまたはストアフロントの機能をいいます。

「**DeviceCheck API**」とは、デベロッパによる2ビットのデバイスに関するデータおよび当該ビットが最後にアップデートされた日付の設定およびクエリを可能にするサーバサイドAPIを含むAPI一式のことをいいます。

「**DeviceCheckデータ**」とは、DeviceCheck APIを通じて保存および返却されたデータのことをいいます。

「**ドキュメント**」とは、Appleが、Appleソフトウェア、Appleサービス、Apple証明書に関連するまたはその他本プログラムの一部としての使用のために、デベロッパに提供する技術またはその他の仕様書または文書のことをいいます。

「**文書化されたAPI**」とは、Appleが文書化したアプリケーションプログラミングインターフェイスで、Appleのドキュメントとして発行したもので、Appleソフトウェアに含まれているもののことをいいます。

「**欧州関係**」とは、本契約、Appleソフトウェア、Appleハードウェア、またはその他のいずれに起因するかを問わず、以下の(i)および／または(ii)に関連する、Appleおよび／またはApple Distribution International Ltd.とデベロッパとの関係のことをいいます。(i)EU加盟国または地域のApp Storeを通じてエンドユーザーに配布される、または配布されることを意図されている限りにおけるアプリ、ライセンスアプリケーション、および／またはカスタムアプリケーション、(ii)EUに所在するエンドユーザーによってiOSまたはiOSデバイスで使用される、または使用されることを意図されている限りにおける、アプリ、ライセンスアプリケーション、および／もしくはカスタムアプリケーション、その他のソフトウェア(取扱製品および／または対象製品を含むがこれらに限定されない)、および／またはApple以外のブランドのハードウェア。

「**欧州関係に関する申し立て**」とは、契約上の申し立て、適用される欧州の法律に基づく申し立て、暫定的救済の申し立て、および契約に基づかない申し立てを含むがこれらに限定されない、欧州関係に関連する範囲の(およびその範囲に限る)すべての申し立てまたは訴訟のことをいいます。

「**顔データ**」とは、人間の顔に関連する情報(例えば、アップロードされた写真を含む、顔のメッシュデータ、フェイシャルマップデータ、フェイスモデリングデータ、フェイシャルコーディネートまたはフェイシャルランドマークデータ)であり、ユーザーのデバイスから、またはAppleソフトウェアの使用(例えば、ARKit、Camera APIまたはPhoto APIの使用)を通じて入手されたもの、またはアプリにより、もしくはアプリ経由でユーザーが提供した情報(例えば、顔分析サービスのためのアップロード)のことをいいます。

「**FPS**」または「**FairPlay Streaming**」とは、FPS SDKに記載のAppleのFairPlayストリーミングサーバのキー配信メカニズムのことをいいます。

「**FPS開発パッケージ**」とは、Appleがデベロッパに提供する場合の、FPSの商用導入のためのD機能仕様書、D機能リファレンス実装、FPSサンプルコード、およびデベロッパが特にFPS実装で使用するための固有プロダクションキーセットのことをいいます。

「**FPS SDK**」とは、Appleがデベロッパに提供する、FPS仕様書、FPSサーバリファレンス実装、FPSサンプルコード、およびFPS開発キーのことをいいます。

「**FOSS**」(無償オープンソースソフトウェア)とは、使用、複製、修正、再配布の条件として、当該ソフトウェアとその二次的著作物がソースコードで公開または配布され、二次的著作物を創作する目的でライセンスが付与される、または無償で再配布される条件に従うソフトウェアのことをいい、GNU General Public LicenseまたはGNU Lesser/Library GPLに基づき配布されるソフトウェアを含みますが、これらに限定されません。

「**Game Center**」とは、デベロッパのデベロッパアカウントに関連付けられたデベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが使用するためにAppleが提供するゲームコミュニティサービスおよび関連するAPIのことをいいます。

「**HealthKit API**」とは、Appleのヘルスケアアプリケーションにおけるエンドユーザーの健康またはフィットネス情報の読み取り、書き込み、クエリ、または取得を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**HomeKitアクセサリプロトコル**」とは、互換性のあるAppleブランド製品との通信を目的として、指定されたホームアクセサリとHomeKit API(ライト、ロックなど)との連携を可能にするAppleの独占的所有に帰するプロトコルで、かつMFi Programの下でライセンスが付与されるもののことをいいます。

「**HomeKit APIs**」とは、エンドユーザーのホーム構成、またはAppleのHomeKitデータベースのエンドユーザーが指定したエリアからのホームオートメーション情報の読み取り、書き込み、クエリまたは取得を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**HomeKit Database**」とは、エンドユーザーのライセンスHomeKitアクセサリおよび関連情報に関する情報を保存および管理するためのAppleのリポジトリのことをいいます。

「**iCloud**」または「**iCloudサービス**」とは、リモートオンラインストレージを含む、Appleが提供するiCloudオンラインサービスのことをいいます。

「**iCloud Storage API**」とは、iCloudの使用を通じて、アプリおよびウェブソフトウェアに対して、ユーザーが作成したドキュメントおよびその他のファイルの保存または取得、ならびにキー値データ（例えばファイナンスアプリの株式リストやアプリの設定）の保存または取得を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**ID確認データ**」とは、年齢確認または本人確認のプロセスの一環として、AppleソフトウェアおよびID確認APIを通じて提供されるエンドユーザーのデータパッケージのことをいいます。

「**ID確認API**」とは、デベロッパまたは取引業者が、デベロッパのアプリの使用を通じてエンドユーザーの年齢またはIDの情報を確認できるようにするための文書化されたAPIのことをいいます。

「**In-App Purchase API**」とは、追加料金の有無を問わず、アプリ内で使用するために受け取りまたは利用することができる、追加コンテンツ、機能、またはサービスの提供を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**仲介者**」とは、(a)アプリ外でApple Payエンドユーザーの支払手続を処理するために当該エンドユーザーのApple Pay Payloadを取引業者に提供する者、または(b)取引業者によるTap to Pay取引の実行を可能にするためにアプリを開発して利用できるようにする者のことをいいます。

「**iOS**」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関する場合にのみデベロッパが使用するためにAppleが提供する、iOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「**知的財産権**」とは、世界のどの場所であるか、登録されているかどうか、または登録可能かどうかを問わず、著作権、商標、プライバシーとパブリシティに関わる権利、営業秘密、特許、または類似もしくは関連する性質のその他の知的財産権または法的権利（音楽の作曲権または演奏権、ビデオ権、写真または画像の権利、ロゴ権、第三者のデータ権など）のことをいい、すべてのアプリと前述のいずれかを申請する権利を含みます。

「**iPadOS**」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関する場合にのみデベロッパが使用するためにAppleが提供する、iPadOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「**iPodアクセサリプロトコル**」または「**iAP**」とは、サポートされているAppleブランド製品と通信するためのAppleの独占的所有に帰するプロトコルで、かつMFi Programの下でライセンスが付与されるもののことをいいます。

「**iWork API**」とは、エンドユーザーがデベロッパのアプリまたは対象製品でiWork文書をPDF形式に書き出すことを可能にする、「iWork Document Exporting API」と呼ばれる文書化されたAPIのことをいいます。

「**Journaling Suggestions API**」とは、ジャーナリングの提案の表示を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**ライブラリ**」とは、アプリと切り離してインストールまたは実行することができず、Appleブランド製品と共に使用するためにのみ「ドキュメントおよびプログラム要件」に従ってデベロッパが開発したコードモジュールのことをいいます。

「**ライセンスアプリケーション**」とは、(a)すべての「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たし、準拠するアプリで、かつ、(b)Appleが配布するために選定してデジタル署名したアプリのことをいいます。これには、In-App Purchase APIを使用するアプリ内でデベロッパが提供する、あらゆる追加的に許諾される機能、コンテンツ、サービスが含まれます。

「**ライセンスアプリケーション情報**」とは、別紙1または適用がある場合には別紙2もしくは別紙3に従って利用する目的で、デベロッパがAppleに提供するライセンスアプリケーションに関するスクリーンショット、画像、イラスト、プレビュー、アイコン、またはその他のテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**ライセンスHomeKitアクセサリ**」とは、HomeKitアクセサリプロトコルをサポートする、MFi Programに基づきライセンスが付与されるハードウェアアクセサリのことをいいます。

「**ローカル通知**」とは、確定前またはデベロッパのアプリケーションをバックグラウンドで実行しながら他のアプリをフォアグラウンドで実行している際に、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーに提供するメッセージ(コンテンツまたはデータを含みます)のことをいいます。

「**macOS**」とは、デベロッパが使用するためにAppleが提供するmacOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**管理対象Apple ID**」とは、組織が従業員または学生のために作成し、当該組織のIT管理者が管理するApple IDのことをいいます。

「**マップデータ**」「マップデータ」とは、画像、地形データ、緯度と経度の座標、輸送データ、見どころおよび交通量データを含む(がこれらに限定されない)、Apple地図サービス経由で提供されるあらゆるコンテンツ、データ、または情報のことをいいます。

「**MapKit API**」とは、デベロッパがマッピング機能またはその機能性をアプリに追加できるようにした文書化されたクライアントサイドAPIのことをいいます。

「**MapKit JS**」とは、デベロッパがマッピング機能またはその機能性を、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリに追加できるようにしたJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**MDM互換製品**」とは、MDMプロトコル(Appleがデベロッパに任意で提供する場合があります)を使用して、サポートされているAppleブランド製品の管理を可能にするエンタープライズサーバソフトウェア製品を指し、その主な目的はエンタープライズのデバイス管理です。疑義を避けるために明記すると、Appleが書面で明示的に許可している場合を除き、消費者使用または個人使用の製品はMDM互換製品から除外されます。

「**MDM顧客**」とは、デベロッパのMDM互換製品の顧客である企業組織などの営利団体、教育機関、または政府機関のことをいいます。疑義を避けるために明記すると、MDM顧客は、Appleが書面で明示的に許可した場合を除き、消費者または個人ユーザーを明確に除外するものとします。

「**MDMプロトコル**」とは、Appleが任意で本契約に基づいてデベロッパに提供する独自のプロトコル文書のことをいい、デベロッパが本契約で明示的に許可されているサポート対象のAppleブランド製品と関わり合い、管理、設定、クエリできるようにします。

「**取引業者**」とは、自身の名前、商標、またはブランドで、(a)Apple Pay支払い手続きを処理する者、(b)TTP APIを使用し、デベロッパのアプリを通じて支払いの受付、取引の実行、および関連サービスへのアクセスを行う者(例えば、その名がエンドユーザーのクレジットカード利用明細書に表示される者)、または(c)ID確認APIを使用し、デベロッパのアプリを通じて年齢確認あるいは本人確認を実行する者のことをいいます。

「**MFiアクセサリ**」とは、MFi Programの下でライセンスを付与された技術を使用するAppleブランド製品とのインターフェイス接続、通信、もしくは連携を行い、またはかかるAppleブランド製品をコントロールする（例えば、iPodアクセサリプロトコルを通じてサポート対象Appleブランド製品をコントロールするなど）、Apple外のブランドのハードウェアデバイスのことをいいます。

「**MFiライセンシー**」とは、MFi Programに基づきAppleからライセンスを付与された当事者のことをいいます。

「**MFi Program**」とは、選定されたAppleブランド製品とのインターフェイス接続、通信、もしくは連携を行う手段として、またはかかるAppleブランド製品をコントロールする手段として、特定のAppleテクノロジーをハードウェアアクセサリもしくはデバイスに組み込むため、またはこれらと共に使用するためのライセンスをデベロッパに提供する、独自のAppleプログラムのことをいいます。

「**モバイルデバイス管理**」（MDM）とは、Appleが提供するデバイス管理機能および関連APIのことで、MDMプロトコルおよびApple発行のデジタル証明書を使用して、サポートされるAppleブランド製品のリモート管理および設定を行うことができます。

「**Motion & Fitness API**」とは、エンドユーザーが当該データへのアクセスを無効化しない限り、互換性のあるAppleブランド製品におけるモーションとフィットネスのプライバシー設定によりコントロールされ、かつモーションおよびフィットネスのセンサーデータ（例えば、身体運動、歩数、上った階数）へのアクセスを可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**マルチタスク機能**」とは、他のアプリの実行中に、バックグラウンドでの実行を可能にするアプリの機能のことをいいます。

「**MusicKit API**」とは、デベロッパのアプリケーションまたはAppleがドキュメントで許可したその他の方法を通じて、Apple Musicユーザーが自身のサブスクリプションにアクセスすることを可能にするAPI一式のことをいいます。

「**MusicKitコンテンツ**」とは、MusicKit APIを通じて表示される音楽、ビデオまたは画像コンテンツのことをいいます。

「**MusicKit JS**」とは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、ウェブアプリを通じて、Apple Musicユーザーが自身のサブスクリプションにアクセスすることを可能にするJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**ネットワーク拡張フレームワーク**」とは、互換性のあるAppleブランド製品の特定のネットワーク機能をカスタマイズ（例えば、Wi-Fiホットスポット、VPN機能、コンテンツフィルタリングメカニズムの認証プロセスのカスタマイズなど）する機能をアプリに提供する、文書化されたAPIのことをいいます。

「**パス**」とは、本契約に基づきデベロッパが開発する、デベロッパ自身の商標またはブランドで、かつデベロッパのパスタイプIDにより署名された、またはドキュメントに従ってデベロッパが開発した、1つ以上のデジタルパス（例えば、映画チケット、クーポン、ポイントカード、搭乗券、会員カードなど）のことをいいます。

「**パス情報**」とは、デベロッパが、パス上でまたはパスに関連してデベロッパのエンドユーザーに対して提供する、またはデベロッパのエンドユーザーから受け取るパスに関するテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**パスタイプID**」とは、デベロッパのパスに署名するため、またはAPNと通信するために、デベロッパが使用するApple証明書とプッシュアプリケーションIDとの組み合わせのことをいいます。

「**本プログラム**」とは、本契約で予定している全般的なAppleの開発、テスト、デジタル署名、および配布プログラムのことをいいます。

「**決済サービスプロバイダ**」とは、(a)直接的か間接的かを問わず、取引業者のTTPデータの処理を伴う決済処理サービスを提供するプロバイダで、かつ、(b)ドキュメントで規定されているプロバイダのことをいいます。

「**プログラム要件**」とは、Appleが定義する技術、ヒューマンインターフェイス、デザイン、製品カテゴリ、セキュリティ、パフォーマンス、その他の基準および要件のことをいいます。これには、**第3.3条**に定義される現行の要件が含まれますが、それらに限定されません。各基準および要件は、本契約に従い、Appleによって適宜修正される可能性があります。

「**プロビジョニングプロファイル**」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関連したデベロッパによる使用のため、ならびに登録デバイスおよび／または認定テストユニットにおけるデベロッパのアプリケーションの限定配布のためAppleが提供するファイル(適用されるエンタイトルメントまたはその他の識別子を含みます)のことをいいます。

「**プッシュアプリケーションID**」とは、APNにアクセスして使用できるようにするため、またはMDMと共に使用するためにAppleがアプリ、パス、サイトに割り当てた、一意の識別番号またはその他の識別子のことをいいます。

「**プッシュ通知**」または「**Safariプッシュ通知**」とは、デベロッパが、デベロッパのアプリおよびデベロッパのパスで配布するためにエンドユーザーに配信する通知、および／またはmacOSの場合はmacOS上のSafariを介してかかるメッセージを受信することを選択したデベロッパのサイトのユーザーのmacOSデスクトップに配信する通知、および／またはMDMを使用して配信される通知のことをいい、コンテンツもしくはデータを含むものをいいます。

「**登録済みデバイス**」とは、本プログラムに基づき当該製品がAppleに特に登録されている場合に、デベロッパが所有または管理する、またはデベロッパの関係者である個人が所有するAppleブランドのハードウェアユニットのことをいいます。

「**Roster API**」とは、学校のIT管理者がデベロッパのアプリまたは対象製品で学生、教師および職員の名簿データを受け取ることができるようにしている場合に、当該学校からのこうしたデータの共有を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**名簿データ**」とは、Roster APIの使用を通じて、その使用に関連して、またはその使用から取得、収集するあらゆるユーザーデータまたはトークンのことをいい、特定の個人に関するデータ、個人の特定が可能なデータ、またはそうした個人に関連付けられているか関連付け可能なデータを含みますが、これらに限定されません。

「**Safari拡張機能**」とは、本契約に従い、Safariで使用する目的でのみ、本契約に基づきデベロッパが開発した1つまたは複数のソフトウェア拡張機能のことをいいます。

「**セキュリティソリューション**」とは、FairPlayとして販売されているApple専有のコンテンツ保護システムのことをいいます。App Storeで配信されるライセンスアプリケーションに適用され、ライセンスアプリケーションに関するAppleの標準使用規定を施行するもので、かかるシステムおよび規定は必要に応じて変更されるものとします。

「**Sensitive Content Analysisフレームワーク**」とは、アプリにコミュニケーションの安全性および／または不適切なコンテンツの警告を実装し、ユーザーがデベロッパのアプリで送受信する画像およびビデオにヌードが含まれているかどうかをデバイス上で判断できるようにする、文書化されたAPIのことをいいます。

「**ShazamKit API**」とは、デベロッパが音声ベースの認識機能または機能性をデベロッパのアプリケーションおよび対象製品に追加できるようにする、文書化されたAPIのことをいいます。

「**ShazamKitコンテンツ**」とは、Appleが提供し、ShazamKit APIを通じて表示されるメタデータ、音楽、またはグラフィックコンテンツのことをいいます。これにはMusicKitコンテンツが含まれますが、これに限定されません。

「**Appleでサインイン**」とは、デベロッパが、ユーザーによるApple IDまたは匿名化された認証情報を使用したデベロッパのアプリケーション（および対象製品）へのログインを可能にする、文書化されたAPIおよびJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**職場と学校におけるAppleでサインイン**」とは、ユーザーが所属する組織のIT管理者によるアクセスの管理を条件として、デベロッパが、ユーザーによる管理対象Apple IDを使用したデベロッパのアプリケーション（および対象製品）へのログインを可能にする、文書化されたAPIおよびJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**SiriKit**」とは、ドキュメントに記載されているように、デベロッパのアプリケーションが、SiriKitドメイン、インテント、ショートカット、寄付、およびその他の関連する機能にアクセスすること、または提供することを可能にするAPIのセットのことをいいます。

「**サイト**」とは、デベロッパ自身の名称、商標、ブランドで、デベロッパが提供するウェブサイトのことをいいます。

「**シングルサインオン仕様書**」とは、本契約に基づき、Single Sign-On APIのためにAppleが提供する、随時更新されるドキュメントのことをいいます。

「**Tap to Payデータ**」または「**TTPデータ**」とは、取引の一環として、AppleソフトウェアおよびTap to Pay APIを通じて提供される取引業者の顧客のデータパッケージ（例えば、主要アカウント番号、取引金額）のことをいいます。

「**Tap to Pay API**」または「**TTP API**」とは、取引業者によるデベロッパのアプリケーションの使用を通じた取引の実行を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**契約期間**」とは、**第11条**で定義される期間のことをいいます。

「**TestFlight**」とは、AppleのTestFlightアプリケーションを通じて利用できる、プレリリース版アプリケーションのためのAppleのベータテストサービスのことをいいます。

「**TestFlightアプリ**」とは、TestFlightを通じて、（TestFlightデベロッパウェブサイトで指定された）限定された数のデベロッパの認定デベロッパおよび限定された数のベータ版テスターに対してデベロッパのアプリケーションのプレリリース版を配信できるようにするAppleのアプリのことをいいます。

「**トラッキング設定**」とは、エンドユーザーによる広告トラッキング設定を可能にするAppleの設定のことをいいます。

「**TV App API**」とは、デベロッパがAppleにTV Appデータを提供できるようにする、TV App仕様書において文書化されたAPIのことをいいます。

「**TV Appデータ**」とは、TV App APIを通じてAppleに提供するために、TV App仕様書において定義されるデータのことをいいます。

「**TV App機能**」とは、TV AppまたはtvOS、iOS、iPadOS、またはmacOSデバイスを通じて利用することができ、ユーザーがコンテンツに関するカスタマイズされた情報およびおすすめを視聴すること、ならびにユーザーのアプリを通じて当該コンテンツにアクセスすることを可能にし、またはユーザーが以前視聴したコンテンツの視聴を継続することを可能にする機能のことをいいます。

「**TV App仕様書**」とは、本契約に基づき、TV App APIのためにAppleが提供する、随時更新されるドキュメントのことをいいます。

「**tvOS**」とは、tvOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**アップデート**」とは、Appleのソフトウェアやサービス、またはAppleのソフトウェアやサービスに含まれる部分に対する、バグ修正、更新、アップグレード、修正、改良、補足、新規リリース、新規バージョンのことをいいます。

「**visionOS**」とは、visionOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**ウォレット**」とは、iOS、iPadOS、watchOS、またはmacOSのSafariで使用するためのパスを保存および表示できるようにする機能を備えたAppleのアプリのことをいいます。

「**WatchKit拡張機能**」とは、watchOS上でWatchKitアプリを実行および表示するためにiOS上のWatchKitフレームワークにアクセスする、デベロッパのアプリケーションの一部としてバンドルされる拡張機能のことをいいます。

「**watchOS**」とは、watchOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**天候アラート**」とは、気象機関からWeatherKit APIを通じて随時提供される、所在地における特定の天候条件を説明する、天候に関するあらゆる警告またはその他のアラートのことをいいます。

「**WeatherKit API**」とは、デベロッパが天候に関する機能または機能性をデベロッパのアプリケーションおよび対象製品に追加できるようにする文書化されたAPIのことをいいます。

「**ウェブソフトウェア**」とは、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一の権限および実質的に同等の機能ならびに機能性を有するデベロッパのソフトウェアアプリケーションのウェブベースバージョン（例えば機能パリティ）のことをいいます。

「**ウェブサイトプッシュID**」とは、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名するために、および／またはAPNと通信するために、デベロッパが使用するApple証明書とプッシュアプリケーションIDとの組み合わせのことをいいます。

「**Xcodeクラウド**」または「**Xcodeクラウドサービス**」とは、Appleのクラウドでホストされた、継続的インテグレーションサービス、継続的デリバリーサービス、および関連するテクノロジーのことをいいます。

「**Xcodeクラウドコンテンツ**」とは、**Xcode**クラウドサービス（デベロッパがログイン資格情報を提供するソースコードリポジトリに存するソフトウェアを含む）にアクセスまたは使用する際に投稿または利用可能にする、ソフトウェア、テスト、スクリプト、データ、情報、テキスト、図形、ビデオ、またはその他のコンテンツのことをいいます（デベロッパにライセンスが付与されたAppleのマテリアルを除く）。

「**デベロッパ**」および「**デベロッパの**」とは、自己のデベロッパアカウントで本契約を受諾した、かつAppleソフトウェアを使用している、またはその他本契約に基づく権利を行使する個人または法人（例えば、会社、組織、教育機関、政府機関、機関、部門など）のことをいいます。

注：この点につき疑義を避けるため、デベロッパは、自身のために外部契約者にアプリを開発させることができますが、当該アプリは、デベロッパが所有し、デベロッパが自身のデベロッパアカウントで提出し、かつ本契約で明示的に許諾された場合に限りアプリとして配信するものとします。デベロッパは、デベロッパのアカウントで行われる自身の外部契約者の行為（例えば、デベロッパのチームに外部契約者を加えて開発業務を遂行させること）、および外部契約者による本契約の遵守について、Appleに対して責任を負うものとします。本契約から生じる、デベロッパの外部契約者によってなされたあらゆる行為はデベロッパ自身によってなされたとみなされるものとし、かつデベロッパは（デベロッパの外部契約者に加えて）、かかる行為のすべてについてAppleに対して責任を負うものとします。

2. 内部使用ライセンスおよび制限

2.1 許可される使用および制限 - プログラムサービス

本契約の条項を前提として、Appleはデベロッパに対し、本契約期間中、以下に定める制限付き、非独占的、一身専属的、取消可能、サブライセンス不可、かつ譲渡不能なライセンスを、ここに付与します。

(a) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、該当するAppleブランド製品上で運用するために指定された取扱製品の開発またはテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパによる内部使用のために、デベロッパが所有または管理するAppleブランド製品上に、本プログラムに基づきデベロッパに提供されるAppleソフトウェアの合理的な数のコピーをインストールすること。
(b) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、ドキュメントの合理的な数のコピーを作成し、認定デベロッパによる内部使用のみ、および取扱製品の開発またはテストのみを目的として認定デベロッパに配布すること。
(c) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパが内部使用のために、デベロッパの各認定テストユニットに、デベロッパが登録し、ライセンスを取得した認定テストユニット数を上限として、プロビジョニングプロファイルをインストールすること。
(d) デベロッパが登録およびライセンスを取得した登録デバイスの上限数を限度として、登録デバイスでのデベロッパアプリの配布および使用を可能にすることのみを目的として、各登録デバイスにプロビジョニングプロファイルをインストールすること。かつ
(e) デベロッパのアプリケーション、パス、Safari拡張機能、Safariプッシュ通知に電子署名することを目的として、およびその他本契約により別途明示的に許可されたとおり、本契約に従いデベロッパに対して発行されたApple証明書を組み入れること。

Appleは、各ライセンシーが本プログラムの下でAppleに登録してライセンスを取得することのできるAppleブランド製品の上限数を設定する権利を留保するものとします（以下「**登録デバイスライセンス承認数**」といいます）。Appleが書面による別段の合意をした場合を除き、**第7.3条（特別配布）**に基づき登録デバイスで限定的な配布をするために、各会社、組織、教育機関またはグループは、登録デバイスライセンス承認数1件のみを取得することができるものとします。デベロッパは、故意に、同一の会社、組織、教育機関またはグループで使用するために、承認数1件を超える登録デバイスライセンスを取得したり、または他社に取得させたりしてはならないものとします。

Appleは、（例えばデバイスまたはアプリプロビジョニング、マネージングチームまたはその他のアカウントリソースなど）デベロッパがデベロッパアカウントと共に使用するためのプログラムにより、またはかかるプログラムを経由して、サービスへのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、（Appleのデベロッパウェブサイトを通じてアクセスされる）プログラムウェブポータル経由、または プログラム（例えばXcode、App Store Connect、Swift Playgrounds）と連動して動作するように設計されたAppleブランド製品経由でのみ、かつAppleが承認したようにのみ、かかるサービスにアクセスすることに同意するものとします。デベロッパ（またはデベロッパの認定デベロッパ）がそうしたほかのAppleブランド製品を経由してデベロッパアカウントにアクセスする場合、デベロッパは、デベロッパアカウントのいかなる使用にも、また、この方法で（例えばApple証明書およびプロビジョニングプロファイルは、本契約で許可された限定的な方法においてのみ使用できるなど）デベロッパ（またはデベロッパの認定デベロッパ）に使用可能となるプログラムのいかなる機能または機能性にも、本契約が継続して適用されることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、プログラムにより、またはプログラムを経由して提供されたサービスの使用またはかかるサービスへのアクセスを通じて、代替または類似するサービスを作成しないこと、または作成を試みないことに同意するものとします。Appleがデベロッパのアプリケーションのためにパワー指標およびパフォーマンス指標を提供した場合、デベロッパは、当該指標をデベロッパ自身の内部使用のためにのみ使用できること、および（**第2.9条**の規定を除き）第三者に提供してはならないことに同意するものとします。また、デベロッパは、自身のデベロッパアカウントに関連づけられたApple IDまたは認証情報（例えばキー、トークン、パスワードなど）を使用するサービスのみにアクセスすることができ、デベロッパはデベロッパのApple IDおよび認証情報を不正利用から守り、Appleが認証した方法でのみ使用すること、また、本契約の規定（**第2.8条**および**第5条**を含むがそれらに限定されない）に従って使用することについて、完全な責任を有するものとします。本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパは、全部または一部を問わず、デベロッパのチームの認定デベロッパ以外のいかなる者に対しても、デベロッパのデベロッパ

アカウントまたはそれと共に提供されるあらゆるサービスへのアクセスを共有、販売、再販売、レンタル、リース、貸与またはその他の提供をしないことに同意し、かつ、デベロッパはAppleデベロッパプログラムのメンバーに対して、そのApple ID、認証情報または関連のアカウント情報およびマテリアル（例えば、App StoreまたはTestFlightに配布または提出するために使用されるApple証明書など）を提供するよう依頼または要請しないことに同意します。デベロッパは、各チームメンバーが、デベロッパのアカウントにアクセスするためには各々のApple IDまたは認証情報を保有していなければならないことを理解しているものとします。またデベロッパのアカウントを通じて、またはこれに関連して行われたあらゆる行為について、アカウントの所有者であるデベロッパが全責任を負うものとします。デベロッパがAppleのmacOSサーバまたはXcodeサーバ（以下「**本サーバ**」といいます）が搭載されたApple製コンピュータを所有またはコントロールし、かつそれを当該プログラムに関するデベロッパ自身の開発目的で使用したい範囲内において、デベロッパは、かかる本サーバ用のデベロッパ自身のApple IDまたは他の認証情報を使用することに同意し、かつ、かかる本サーバによってなされるあらゆる行為について責任を負うものとします。

2.2 認定テストユニットとプレリリース版Appleソフトウェア

認定テストユニットにAppleソフトウェアのプレリリース版またはサービスのプレリリース版の利用が含まれている限り、デベロッパは、当該認定テストユニットへのアクセスをデベロッパの認定デベロッパに限定すること、また、当該認定テストユニットを第三者に開示、表示、レンタル、リース、貸与、販売その他の方法により譲渡しないことに同意するものとします。また、デベロッパは、すべての認定テストユニットを紛失または盗難から保護すべく、合理的な予防措置を講じ、デベロッパの認定デベロッパにも、かかる保護をするように指示することに同意するものとします。さらに、本契約の条項に従い、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパに対し、デベロッパ自身の内部テストおよび開発目的で、限定された数の認定テストユニット上で使用するために、デベロッパのアプリケーションを導入することができます。

デベロッパは、デベロッパの認定テストユニットにプレリリース版Appleソフトウェアをインストールすること、またはデベロッパの認定テストユニットでプレリリース版サービスを利用することにより、これらの認定テストユニットがテストモードに「ロック」され、現状に復帰させることができなくなる場合があることについて認め、同意するものとします。プレリリース版Appleソフトウェアまたはプレリリース版サービスの利用は、評価および開発目的でのみ行うものとし、商用運用環境で使用したり、重要なデータとともに使用したりしてはならないものとします。プレリリース版Appleソフトウェアまたはプレリリース版サービスを利用する場合、あらかじめデータをバックアップするものとします。Appleは、デベロッパの認定テストユニットおよび登録デバイスのプロビジョニング、デベロッパの取扱製品の開発、または本Appleソフトウェアもしくはプレリリース版Appleサービスのインストールもしくは使用の結果として、デベロッパが被る恐れのある費用、経費、その他の債務（これには設備の損害、またはソフトウェアや情報もしくはデータの損害、喪失または破壊を含みますが、それらに限定されません）について、一切責任を負いません。

2.3 プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスの秘密性

Appleは、本契約期間中、適宜、デベロッパに対して、Appleの秘密情報を構成するプレリリース版のAppleソフトウェアまたはAppleサービスを提供することがあり、その場合、本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の秘密保持義務が適用されるものとします。当該プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスは、最終リリース版の商用グレード製品と同様に機能するものと信頼されるべきでなく、十分かつ定期的にバックアップされていないデータと共に使用されるべきではなく、また、まだ利用できないソフトウェアまたはサービスに関する機能、機能性、APIを含んでいることがあります。デベロッパは、Appleがプレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスの可用性について公表していない場合があること、Appleがデベロッパに対して、当該プレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスが将来公開されることまたは利用できることについて約束または保証をしていないことを認め、同意するものとします。またデベロッパは、Appleがデベロッパに対して、当該ソフトウェアもしくはサービス、またはこれらと類似性もしくは互換性のある技術が公開または市販されることについて、明示的または黙示的に伝える義務を負わないことに同意するものとします。デベロッパは、プレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスについてデベロッパが行うリサーチまたは開発は、すべてデベロッパ自身の責任で行われることについて、明示的に認め、同意するものとします。

2.4 複製

デベロッパは、本契約に基づきデベロッパによる作成が許可されるAppleソフトウェアおよびドキュメントのすべての複製・コピーにおいて、Appleの著作権、免責条項その他の知的財産権の表示（提供されるAppleソフトウェアおよびドキュメントに表示されるもの）を、すべて保持および複写することに同意するものとします。

2.5 所有権

Appleは、Appleソフトウェア、サービスおよび本契約に基づきデベロッパに提供するアップデートに関する、すべての権利、権原および利益を留保します。デベロッパは、AppleのソフトウェアおよびAppleのサービスに対して、かつAppleのソフトウェアまたはAppleのサービスに対するあらゆる権利の主張をデベロッパが認識する限りにおいて、Appleの所有権を保持するためにAppleに協力することに同意するものとします。また、デベロッパは、Appleソフトウェアに関する権利の主張があった場合、すみやかにAppleに伝えるための合理的な努力を払うことに同意するものします。両当事者は、本契約はAppleに対して、デベロッパの取扱製品または対象製品に関するいかなる所有者としての利益も与えていないことを認め、同意するものとします。

2.6 その他の許可される使用の不存在

本契約で特段の定めのない限り、デベロッパは、Appleソフトウェア、Apple証明書、またはあらゆるサービスの全部または一部について、レンタル、リース、貸与、ウェブサイトもしくはサーバへのアップロード、ウェブサイトもしくはサーバ上でのホスティング、販売、再配布、または再使用許諾を行わないこと、また、他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、該当するすべての付属書および別紙を含め、本契約により明示的に許可されていない目的で、Appleソフトウェア、Apple証明書、または本契約に基づいて提供されるいかなるサービスも使用することはできないものとします。デベロッパは、Apple SDKをAppleブランドでないコンピュータでインストール、使用もしくは実行しないこと、iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、watchOS、およびプロビジョニングプロファイルをAppleブランド製品以外のデバイスでインストール、使用または実行しないこと、および他者がこれらの行為をすることを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、Appleソフトウェア、Apple証明書、またはAppleソフトウェアもしくはその他本契約に基づいて提供されるサービス、またはこれらの一部について、複製（本契約に基づき明示的に許可される場合を除きます）、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード取得の試み、改変、復号、または二次的著作物の創造を行うことはできないものとし、これらの行為を行わないこと、および他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします（ただし、上記の制限が適用法により禁止される場合、およびAppleソフトウェアに含まれるオープンソースのコンポーネント、またはサンプルコードの使用に適用されるライセンス条件により許可される場合のみを除きます）。デベロッパは、あらゆるAppleソフトウェア、Apple証明書、または本契約に基づき提供されるサービスを、許可されていない方法（ネットワーク容量の超過や過重負荷、または当該Appleソフトウェア、Apple証明書またはサービスにより提供されるデータの収集もしくは不正使用をすることを含みますが、これらに限定されません）で利用しないことに同意するものとします。このような行為を試みることは、AppleソフトウェアまたはAppleサービスに関するAppleおよびそのライセンサーの権利を侵害することになります。デベロッパが上記の制限に違反した場合、訴追および損害賠償請求を受ける恐れがあります。本契約で明示的に付与されていない一切のライセンスはAppleに留保され、Appleは、黙示、明示を問わずその他のいかなるライセンス、免責または権利も、暗示、禁反言その他により付与するものではありません。本契約は、Appleに帰属する何らかの商標、ロゴ、サービスマークを使用する権利をデベロッパに付与するものではありません。これにはiPhoneまたはiPodのワードマークを含みますが、これに限定されません。デベロッパがAppleの製品や技術に言及する場合、またはAppleの商標を使用する場合、https://www.apple.com/legal/intellectual-property/guidelinesfor3rdparties.htmlに公開されているガイドライン（Appleにより随時変更される場合があります）の遵守に同意しているものとみなされます。

2.7 FPS SDKおよびFPS導入パッケージ

デベロッパは、デベロッパのアプリ経由でデベロッパが（またはデベロッパのために）ストリーミングするビデオ、またはデベロッパのアプリ経由で閲覧するためにダウンロードするビデオと共に使用する目的でのみ、iOS、iPadOS、および／またはtvOSで、もしくはmacOSのSafari経由で、またはその他Appleが書面で許可する場合に、FPSのサーバ側実装を開発およびテストするためにFPS SDKを使用することができます（以下「**認定FPSアプリ**」と総称

します)。デベロッパは、FPSの業務利用または商業利用をする前に、本プログラムウェブポータル上で、デベロッパが、FPS導入パッケージをリクエストする必要があることを理解しているものとします。かかるリクエストの一部として、デベロッパは、リクエストするFPSの使用に関する情報を提出することが必要になります。Appleは、デベロッパのリクエストを審査し、Appleの自由裁量により、デベロッパにFPS導入パッケージを提供しない権利を留保します。この場合、デベロッパはFPSを導入することができません。デベロッパがFPS SDKで行ういかなる導入およびテストも、デベロッパ自身の危険負担および費用負担の下で行われるものとし、Appleがデベロッパに対して、かかる使用に対する負担義務、またはデベロッパの業務環境または商業環境でFPSの使用リクエストが却下された場合の負担義務を負うことは一切ありません。

AppleがデベロッパにFPS導入パッケージを提供する場合、デベロッパは、Appleが許可したとおりにのみ、かつ、認定FPSアプリにデベロッパが(もしくはデベロッパのために)ストリーミングするビデオコンテンツ、またはデベロッパの認定FPSアプリ経由で閲覧するためにダウンロードするビデオコンテンツに関してのみ、その使用に同意するものとします。**第2.9条(第三者サービスプロバイダ)**で許可される場合を除き、デベロッパは、Appleの事前の書面による承諾を得ることなく、いかなる第三者にもFPS導入パッケージを提供せず、また、いかなる第三者にもFPS導入パッケージまたはFPS SDKを再使用許諾、販売、再販売、リース、開示または再配布(またはこれらのいかなる実装)をしないものとします。

デベロッパは、FPS導入パッケージ(FPSプロダクションキーセットを含みます)が、**第9条(秘密保持)**で定めるとおり、Appleの秘密情報であり、さらに、かかるFPSキーは、デベロッパ企業または組織に固有のものであり、かつ、それらの保管および保護に関して、デベロッパが単独で責任を負うことを認め、同意するものとします。デベロッパは、認定FPSアプリで表示するため、デベロッパが認定FPSアプリにストリーミングする、または認定FPSアプリ経由での視聴目的でダウンロードするビデオコンテンツを復号するために使用されるデベロッパのコンテンツキーを配布および保護する目的でのみ、かかるFPSキーを使用することができます。Appleは、FPSキーに対する、またはFPSに関連する本契約に基づいてストリーミングされる、またはその他の方法で提供されるあらゆるコンテンツに対する不正アクセスまたはその使用について、一切の責務または責任を負いません。デベロッパのFPSキーが開示、露見、悪用または紛失された場合、デベロッパは、product-security@apple.com宛てにメールを送信し、当該キーを無効にするようAppleに求めることができます。またデベロッパは、Appleがデベロッパに対して、代替キーを提供する義務を負わないことを理解しているものとします。Appleは、デベロッパが要求する場合、デベロッパが本契約に違反した場合、その他Appleが妥当もしくは合理的とみなす場合、または本契約の期間満了もしくは解除時に、デベロッパのFPSキーをいつでも取り消す権利を留保します。

デベロッパは、Appleが、いつでもその自由裁量により、デベロッパによるFPSへのアクセスおよびその使用(またはそれらの一部)を取り消すか、削除する権利を留保することを認め、同意するものとします。さらに、Appleは、FPS導入パッケージまたはFPS SDKのいかなる修正、アップデートまたは後継バージョンもデベロッパに提供する義務を一切負わず、かつ、旧バージョンとの互換性を維持する義務を一切負いません。Appleが、FPS導入パッケージまたはFPS SDKの新バージョンをデベロッパが利用できるよう提供した場合、デベロッパは、Appleがかかる要求をする時には、いつでも合理的な期間内にそれらをアップデートすることに同意するものとします。

2.8 Appleサービスの利用

Appleは、AppleソフトウェアのAPI経由でデベロッパの取扱製品または対象製品が要求し得る、またはAppleがその他のメカニズムで、例えば本プログラムに基づいてAppleがデベロッパのアクセスを許可するキーの使用を通じて、Appleサービスへのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、当該アクセスのためにAppleが提供するメカニズム経由でのみ、かつ、Appleブランド製品で使用するためにのみ、かかるAppleサービスにアクセスすることに同意するものとします。**第2.9条(第三者サービスプロバイダ)**で許可される場合またはその他本契約で定める場合を除き、デベロッパは、Appleサービスを使用するために、Appleがデベロッパに提供するメカニズムへのアクセスを第三者と共有しないことに同意するものとします。さらに、デベロッパは、Appleサービスの使用またはアクセスを通じて、代替もしくは類似サービスを作成しないことまたは作成を試みないことに同意するものとします。

デベロッパは、かかるAppleサービスを使用する資格を有するデベロッパの取扱製品または対象製品向けのサービスおよび機能を提供するために必要な範囲内でのみ、かつ、Appleがドキュメントを含む書面で許可する場合にのみ、かかるサービスにアクセスして使用することについて同意するものとします。デベロッパは、本契約の条項と矛盾する方法、第三者もしくはAppleの知的財産権を侵害する方法、または、適用法令もしくは規制に違反するいかなる方法でもAppleサービスを使用しないものとします。デベロッパは、Appleサービスが、Appleおよびそのライセンサーが所有し、かつ、適用のある知的財産およびその他の法令で保護される専有コンテンツ、情報およびマテリアルを含むものであることに同意するものとします。デベロッパは、本契約に基づくAppleサービスの許可された使用またはその他Appleが書面で同意する場合を除き、方法の如何を問わず、かかる専有コンテンツ、情報およびマテリアルを使用しないことに同意するものとします。

デベロッパは、デベロッパとデベロッパのエンドユーザーの双方につき、Appleサービスに関する保存容量、送信、または取引上の上限があり得ることを理解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーがかかる上限に達した場合に、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、Appleサービスを使用することができなくなること、または、デベロッパの取扱製品や対象製品経由、あるいは適用されるエンドユーザーアカウント経由でのかかるAppleサービスへのアクセス、またはかかるAppleサービスからのデータの読み出しができなくなることがあります。デベロッパは、デベロッパの取扱製品または対象製品経由でのAppleサービスへのアクセスもしくはその使用、またはその中で提供されるいかなるコンテンツ、データもしくは情報のみについていかなる料金もエンドユーザーに請求しないことに同意するものとし、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Appleサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。デベロッパは、エンドユーザーアカウントを不正に作成しないこと、または自身に適用されるエンドユーザー規約もしくはAppleとのサービス契約に反するよう、もしくはかかるエンドユーザーサービスに関するApple利用ポリシーに反するようエンドユーザーを促さないことに同意するものとします。本契約で明示的に定める場合を除き、デベロッパは、エンドユーザーのかかるサービスへのいかなるアクセスまたはその使用も阻害しないことに同意するものとします。

Appleは、いつでも、予告なく、Appleサービスまたはその一部へのアクセスを変更、停止、廃止、拒否、制限、または無効化する（サービスへのアクセスを可能にする権利の剥奪またはそうしたサービスへのアクセスを可能にするAppleソフトウェアにおけるAPIの変更、またはデベロッパに権利を付与しないことを含みますが、それらに限定されません）権利を留保します。いかなる場合も、Appleは、前述のアクセスの剥奪または無効化のいずれについても、一切責任を負いません。Appleは、いつでも、デベロッパへの予告なくまたは責任を負うことなく、自らの自由裁量で、Appleサービスの使用もしくはアクセスに関する上限および制限を課し、Appleサービスを無期限に削除し、デベロッパのAppleサービスへのアクセスを剥奪し、またはAppleサービス（またはその一部）を取り消すことがあります。

Appleは、あらゆるAppleサービスにより表示されるいかなるデータまたは情報の可用性、正確性、完全性、信頼性または適時性も保証しません。デベロッパが、デベロッパの取扱製品または対象製品で、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、かかるデータまたは情報をデベロッパ自身が信頼したことについて、責任を負うものとします。デベロッパは、AppleソフトウェアおよびAppleサービスのデベロッパ自身による使用につき責任を負い、かつ、デベロッパがかかるサービスを使用する場合に、サービスのデベロッパによる使用の一部として、ホスティングのためにデベロッパがAppleに提供するあらゆるコンテンツを含む（これらに限定されません）、あらゆるデベロッパのコンテンツ、情報、およびデータの適切な代替のバックアップを維持することに責任を負うものとします。デベロッパは、本契約の期間満了または解除時に、デベロッパが、特定のAppleサービスにアクセスできない場合があること、およびAppleが、本契約に基づき提供されたかかるサービスのデベロッパによる使用を通じて、デベロッパまたはデベロッパの取扱製品もしくは対象製品が保存したコンテンツ、データまたは情報へのアクセスを停止し、または削除する権利を留保することにつき、理解して同意するものとします。デベロッパは、Appleサービスを利用する前に、Appleが掲載するドキュメント、およびポリシー通知を確認する必要があるものとします。

Appleサービスは、すべての言語、または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Appleは、いかなる特定の地域における使用もしくはいかなる特定の製品の使用についても、かかるサービスが適切、正確、利用可能であると表明しないものとします。デベロッパが、デベロッパのアプリケーションで、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、デベロッパ自身の自発性に基づきかかる行為をなすものとし、かつ、あらゆる適用法令の遵守に

ついて責任を負うものとします。Appleは、デベロッパによるAppleサービスの利用につき料金を課す権利を留保します。Appleは、Appleサービスの料金または料金の改定につき、電子メールでデベロッパに通知します。かつ、かかる料金に関する情報は、本プログラムウェブポータル、App Store ConnectまたはCloudKitコンソールに掲載されます。Appleサービスの可用性と料金設定は、適宜変更される場合があります。さらに、Appleサービスは、すべての取扱製品または対象製品に対して利用可能であるとは限らず、かつ、すべてのデベロッパが利用できるとは限りません。Appleは、いつでも、その自由裁量で、一部またはすべてのデベロッパに対して、Appleサービスを提供しない（または提供を中止する）権利を留保します。

2.9 第三者サービスプロバイダ

ドキュメントまたは本契約でAppleが特に禁止しない限り、デベロッパは、本契約に基づき提供されるAppleソフトウェアおよびAppleサービスの利用において支援を受けるため、第三者（以下「**サービスプロバイダ**」といいます）を雇用または起用することが許可されます。これには、当該サービスプロバイダが、デベロッパのために、デベロッパのアプリケーションのサーバを維持および管理することが含まれますがこれらに限定されません。ただし、当該サービスプロバイダによるAppleソフトウェアおよびAppleサービスまたはこれらに関連するあらゆるマテリアルの使用は、デベロッパのためにのみ、かつ本条件に従ってのみ、行われるものとします。前記の定めに関わらず、デベロッパは、App Storeにアプリケーションを提出するために、またはデベロッパの代わりにTestFlightを使用するために、サービスプロバイダを使用しないものとします。デベロッパは、本契約に含まれるものと最低限同程度に、制限的かつAppleを保護する条項を有する、デベロッパのサービスプロバイダとの、法的拘束力のある書面による契約を締結することに同意するものとします。デベロッパのアプリケーション、またはAppleソフトウェアもしくはAppleサービスの使用に関する、または本契約に起因する、かかるサービスプロバイダが行うあらゆる行為はデベロッパが行った行為とみなされ、かつ、（サービスプロバイダに加えて）デベロッパは、Appleに対して、すべてのかかる行為（またはあらゆる不作為）につき責任を負うものとします。サービスプロバイダによる作為または不作為が本契約に対する違反を構成する、または、その他のあらゆる損害を引き起こす場合に、Appleは、デベロッパに対し、かかるサービスプロバイダの使用の中止を要求する権利を留保します。

2.10 アップデート；サポートおよびメンテナンスの否定

Appleは、いつでも予告なく、Appleソフトウェアまたは本契約に基づき提供されるサービス（もしくはそれらの一部）を拡張、改良またはその他の方法により改変することができますが、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのいかなるアップデートもデベロッパに提供する義務は負わないものとします。アップデートがAppleから提供されたときは、当該アップデートに別途のライセンスが添付されている場合（その場合は当該ライセンスの条項が適用されるものとします）を除き、当該アップデートには本契約の条項が適用されるものとします。デベロッパは、かかる改変によってデベロッパにデベロッパの取扱製品または対象製品の変更またはアップデートが要求される場合があることについて理解するものとします。また、デベロッパは、かかる改変がAppleソフトウェアおよびAppleサービスの使用、アクセス、または連携に関するデベロッパの能力に影響を与える場合があることを認め、これに同意するものとします。Appleは、AppleソフトウェアまたはAppleサービスについて、メンテナンスサポート、テクニカルサポート、その他のサポートを提供する義務を負いません。デベロッパは、Appleが、将来いかなる者に対しても、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのアップデートを発表または提供する、明示的または黙示的な義務を負わないことに同意するものとします。アップデートが提供された場合、それらのアップデートは、本契約に基づきライセンスが付与されたAppleソフトウェアまたはAppleサービスに見られるものとは異なるAPI、機能、サービス、または機能性を備える場合があります。

3. デベロッパの義務

3.1 一般

デベロッパはAppleに対し、以下のすべての事項を保証し、同意するものとします。

(a) デベロッパは、その居住する法域における法律上の成人（多くの国または地域では18歳以上）であり、本契約を自ら締結する権利および権限を有すること、または、デベロッパが所属する会社、組織、教育機関、または連邦政府の省庁、機関もしくは部局を代表して本契約を締結する場合は、当該団体または組織を本契約の条項および義務に法的に拘束する権利および権限を有すること。デベロッパが大学である場合、デベロッパの認定学生デベロッパは、

デベロッパが居住する法域における法律上の成人（多くの国または地域では18歳以上）であり、デベロッパの大学に現在就学中であること。
(b) ライセンスアプリケーション情報またはパス情報を含む（これらに限定されません）、デベロッパが、Appleまたはデベロッパのエンドユーザーに対し、本契約またはデベロッパの取扱製品もしくは対象製品に関連して提供するすべての情報は、最新、真正、正確、裏付けのある、かつ完全なものであり、デベロッパがAppleに提供する情報について、デベロッパは、当該情報のいかなる変更についてもAppleに対してすみやかに通知すること。さらに、デベロッパは、Appleが当該情報（電子メールアドレスおよび郵便送付先住所を含みます）をそれらに関連する目的（例えば知的財産権に関する質問、カスタマーサービスへの問い合せなど）で知る必要がある第三者に共有する場合があることに同意すること。
(c) デベロッパは、本契約の各条項を遵守するとともに、デベロッパの認定デベロッパによるAppleソフトウェアおよびAppleサービスの使用について要求されるあらゆる同意を取得することを含む、本契約に基づくその義務を履行すること。また、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパによるかかる使用のすべておよび本契約の条項の遵守について監視するとともに、かかる使用および遵守について一切の責任を負うことに同意すること。
(d) デベロッパは、Appleソフトウェア、Appleサービス、認定テストユニット、登録デバイス、デベロッパの取扱製品、対象製品、およびデベロッパによるこれらに関連する開発作業および配布の努力（これにはデベロッパがサービスを利用する際に関連する、あらゆる開発努力、ネットワークおよびサーバ周辺機器、インターネットサービス、またはデベロッパが使用するあらゆるその他のハードウェア、ソフトウェア、もしくはサービスを含みますが、これらに限定されません）に関して、デベロッパおよび認定デベロッパに発生したすべての費用、 経費、損失、および債務、ならびに前記に関してデベロッパおよびデベロッパの認定デベロッパが行った活動について、単独で責任を負うこと。認定学生デベロッパは、Appleが書面で許可しない限り、Appleがデベロッパに提供するいかなるエンタイトルメントプロファイルにもアクセスできません。
(e) 別紙1（該当する場合）において、デベロッパは、AppleおよびApple子会社を、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布に関するデベロッパの全世界における代理人として指名するために必要な権利を所有またはコントロールしていること、ならびにAppleおよびApple子会社が前記の指名を果たすことが第三者の権利を妨害または侵害しないことを、表明および保証すること。
(f) デベロッパは、デベロッパが負う既存の義務もしくは責務と抵触する態様、またはそのような義務もしくは責務を妨げる態様で行為しないこと。ならびにデベロッパがこれまでに締結した契約は、本契約に基づくデベロッパの義務の遂行を妨げないこと。

3.2 AppleソフトウェアおよびAppleサービスの使用

AppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用する条件として、デベロッパは以下のすべての事項に同意するものとします。
(a) デベロッパは、Appleソフトウェアおよびあらゆるサービスを、本契約により明示的に許可された目的のためにのみ、本契約により明示的に許可された方法により、適用されるすべての法令に従って、使用すること。
(b) デベロッパは次のことを行うために、AppleソフトウェアまたはいかなるAppleサービスも使用しないものとします。（1）非合法もしくは違法な行為をなすため、または犯罪やその他の不法行為、非合法もしくは違法な行為に関与するもしくはそうした行為を促進する可能性がある取扱製品または対象製品を開発するため、（2）暴力行為、テロリズム、その他の重大な害を及ぼすと脅す、そそのかす、もしくは促すため、または（3）子供を性的に搾取または虐待することを助長するコンテンツや活動を作成または配信するため。
(c) デベロッパのアプリケーション、ライブラリ、またはパスは、「ドキュメントおよびプログラム要件」（現行規定は下述の**第3.3条**に定めるもの）を遵守して開発されること。
(d) デベロッパの知る限りにおいて、デベロッパの取扱製品または対象製品、ライセンスアプリケーション情報、Xcodeクラウドコンテンツ、およびパス情報は、第三者またはAppleの著作権、商標、プライバシーとパブリシティに関わる権利、営業秘密、特許その他の知的財産権もしくは法的権利（例えばデベロッパのアプリに含まれることのあるコンテンツとマテリアルのための原盤権や実演化権、映像化権、写真または画像に関する権利、ロゴの権利、第三者のデータに関する権利など）を妨害、不正使用、または侵害しておらず、今後も侵害しないこと。
(e) Appleソフトウェア、Apple証明書、Appleサービスまたはその他のサービス手段を通じて、次のことを行う取扱製品、対象製品、またはその他のコードまたはプログラムを作成しないこと。（1）無効化、ハッキング、またはその他の手段で、iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、watchOS、Appleソフトウェア、もしくはあらゆるサービスもしく

はその他のAppleソフトウェアやテクノロジーに実装されている、セキュリティソリューション、またはあらゆるセキュリティ、デジタル署名、デジタル著作権管理、検証もしくは認証メカニズムを妨害すること、またはAppleによる書面の許可がある場合を除き他者がそうした妨害を行うことができるようにすること、または(2)あらゆるユーザー、ネットワーク、コンピュータ、通信システムのセキュリティ、整合性、可用性を侵害すること。
(f) デベロッパは、直接または間接を問わず、いかなるAppleソフトウェアもしくはサービス、本契約の目的、またはAppleの商行為を阻害することを目的とするあらゆる行為に関与しないこと。これには、App Store、カスタムAppの配信、TestFlight、Xcodeクラウド、アドホック配信、またはプログラムの性能もしくは使用目的を妨害する行為(例えば、デベロッパ自身のアプリまたは第三者のアプリの不正なレビューを提出すること、消費者による混同をもたらす目的で第三者のアプリの名称と実質的に類似するデベロッパのアプリの名称を選択すること、または第三者による適法な使用を妨害する目的で当該アプリの名称を保持し続けること)が含まれますが、これらに限定されません。さらにデベロッパは、デベロッパの取扱製品または対象製品に関して、いかなる不法、不公平、誤解を生じる、詐欺的、不適切、または誠実でない行為または商業慣行に関与しなこと、または他者の関与を促さないこと(例えば、おとり価格、消費者に対する不正表示、詐欺的な商業慣行、または他のデベロッパとの不公平な競争など)。
(g) Appleソフトウェアを用いて開発されたiOS、iPadOS、tvOS、visionOS、およびwatchOS向けアプリは、本契約に定める通り、Appleにより、その自由裁量で、選択された場合に限り、App Store経由の配布、TestFlight経由のベータ版配布、またはAd Hoc配布を通じて配布されること。iOS、iPadOS、macOS、およびtvOS向けアプリは、カスタムアプリの配信経由で配布することもできる。Appleソフトウェアを用いて開発されたパスは、付属書5を含む本契約の条件に従い、デベロッパのエンドユーザーに対し、電子メール、ウェブサイトまたはアプリケーションを経由して配布される場合があること。Apple証明書で署名されたSafari拡張機能は、付属書7を含む本契約の条件に従い、デベロッパのエンドユーザーに配布される場合があること。またmacOS用アプリは、**第5.3条**および**第5.4条**の規定に従い、Apple証明書またはチケットを用いてApp Store外で配布される場合があること。

3.3 プログラム要件

App Store、カスタムアプリの配信、もしくはTestFlightに提出され、または、Ad Hoc配信を通じて配布されるいかなるアプリも、**第3.3条**で以下に定めるプログラム要件を含め、ドキュメントおよび本契約に従って開発されなければならないものとします。また、対象製品、ライブラリおよびパスは、同様の要件に従うものとします。

3.3.1 API、機能、およびユーザインターフェイス

A. 文書化されたAPI

アプリは、Appleの定めた方法でのみ文書化されたAPIを使用することができ、私用のAPIを使用したり、呼び出したりしてはならないこと。さらに、App Storeで配布するためにAppleに提出されるmacOSアプリは、macOSのデフォルトのインストールまたはXcodeおよびMac SDK、またはSwift Playgroundsのバンドルとして含まれている文書化されたAPIのみを使用することができ、サポート終了予定の技術(Javaなど)を使用することはできません。

B. 実行コード

次の段落で規定する場合を除き、アプリケーションは、実行コードをダウンロードまたはインストールしてはならないこと。インタープリター型コードは、アプリケーションにダウンロードできる場合がありますが、当該コードが、(a) App Storeに提出されたアプリの予定および広告した目的に合致しない機能または機能性を提供してアプリの主要な目的を変更せず、(b) 他のコードまたはアプリ用のストアもしくはストアフロントを作成せず、かつ、(c) 署名、サンドボックス、またはその他OSのセキュリティ機能を迂回しない場合に限ります。

プログラミング方法の学習に使用することを目的とするプログラミング環境のアプリは、次の条件を満たす場合に限り、実行コードをダウンロードして実行することができます。(i)ドキュメントで別途許容される場合を除き、実行コードで取得されるアプリの視聴エリアまたは画面が80%以下であること、(ii)アプリは、ユーザーがプログラミング環境にいることについて、アプリ内で合理的にユーザーの目につく表示をしなければならないこと、(iii)アプリは、ほかのコードまたはアプリ用のストアまたはストアフロントを作成しないこと、ならびに、(iv)アプリが提供するソースコードは、完全に閲覧が可能で、かつユーザーによる編集も可能でなければならないこと(例えば、ダウンロードされたコードにプリコンパイルライブラリまたはフレームワークが含まれていないこと)。

C.　追加的な機能または機能性

Appleの書面による事前の承認なく、または**第3.3.9条(A)(In-App Purchase API)**で許諾されているとおり、アプリは、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlight以外の配布メカニズムにより、追加的な機能または機能性を提供し、解除し、または有効化してはならないこと。

D.　指定コンテナ領域、macOSアプリ

Appleが別途定める場合を除き、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、またはvisionOS向けアプリは、デバイス上で当該アプリの指定コンテナ領域のみからデータを読み取り、または当該領域のみへデータを書き込むことができること。App Storeで配布するためにAppleに提出されるmacOSアプリについて、(a)macOSを実行するためにアプリに必要なすべてのファイルが、Appleに提出されるアプリケーションバンドルに含まれていなければならず、かつApp Storeによりインストールされなければならないこと、(b)すべてのローカリゼーションが同じアプリケーションバンドルに含まれていなければならず、かつ独立のアプリの組合せまたは集積が単一のアプリケーションバンドルに含まれていてはならないこと、(c)macOSのネイティブユーザーインターフェイス要素または動作(例えば、システムメニュー、ウィンドウサイズ、色など)が改変、修正、またはその他変更されないこと、(d)デベロッパは、Appleの書面による許可またはドキュメントにおける明記がない限り、かかるアプリで、デジタル著作権管理またはその他の複製もしくはアクセスコントロールメカニズムを使用しないこと、(e)**第3.3.9条(A)(In-App Purchase API)**による別段の許可がなされる場合は除外されること。による別段の許可がなされる場合を除き、当該アプリは、ソフトウェアのディストリビューションメカニズムとして機能してはならないこと、かつ、当該アプリ内にソフトウェア配布のためのソフトウェアストア、ディストリビューションチャネルまたはその他のメカニズムを作成する、または可能にする機能もしくは機能性を含めてはならないこと(例えば、オーディオアプリは、当該アプリ内にオーディオフィルタープラグインストアを設けてはならない)。

E.　iPad OS上での互換モード

iOS向けアプリは、ユーザーがiPadOS上で互換モードで実行する際に最低限同一の機能および機能性を有すること(例えば、iPad上でiPhoneと同等のサイズのウィンドウで実行するiPhoneアプリは、iPhone上で実行する時と実質的に同一の方法で機能しなければならない。ただし、この義務は、カメラが存在しない機器におけるビデオ録画機能など、特定のハードウェア機器ではサポートされない機能または機能性には適用されない)。また、デベロッパは、互換モードでデベロッパのアプリケーションを運用することを妨害しないこと、またはかかる妨害を試みないことに同意すること。

F.　マルチタスク機能

デベロッパは、ドキュメントに記載された本来の目的のためにのみマルチタスクサービスを使用することができること。

G.　ドキュメント

アプリは、ヒューマンインターフェイスガイドライン(HIG)およびその他のAppleが定めるドキュメントを遵守していること。デベロッパは、Apple製品の設計と互換性のあるデベロッパのアプリケーション用の適切なユーザーインターフェイスおよび機能を開発するため、HIGに従うことに同意するものとする(例えば、watchOSアプリはHIGのwatchOS設計テーマに沿った迅速なインタラクション向けに設計されたユーザーインターフェイスを有している必要があります)。

3.3.2　法令遵守

デベロッパは、適用されるあらゆる規制における要件を満たすこと。これには、アメリカ合衆国におけるデベロッパのアプリケーションの製造、マーケティング、販売、および配布に関連する、すべての適用される法律、規則、および施策の完全な遵守、特に米国食品医薬品局(以下「FDA」といいます)、ならびにFAA、HHS、FTC、およびFCCなどのその他の米国規制当局の要件、かつ、デベロッパが使用、またはデベロッパのアプリケーションを利用可能とするあらゆる国、領土または地域における法律、規則、およびその他の適用される規制当局(例えばMHRA、CFDA)の施策が含まれます。ただし、デベロッパは、デベロッパがマーケティングに関するいかなる規制上の許諾も求めないこと、また、Apple製品が規制の対象とみなされる可能性のある、またはAppleに義務や制限を課す可能性のあるいかなる決定もしないことに同意すること。デベロッパは、配布のために選別されることを目的としてAppleにデベロッパの

アプリケーションを提出することによって、適用されるあらゆる法律、規則、および施策を遵守していることを表明および保証したものとみなされます。これには、アメリカ合衆国、およびデベロッパがデベロッパのアプリケーションを利用可能とすることを予定しているその他の国、領土または地域における、デベロッパのアプリケーションの製造、マーケティング、販売、および配布に関連するFDAのすべての法律、規則、および施策が含まれますが、これらに限定されません。また、デベロッパは、許可または承認された、意図する使用または適応のためのみ、かつ、適用される規制上の要件を厳守している場合にのみ、デベロッパのアプリケーションを上市することを表明および保証すること。Appleが要求する場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの市販の根拠となる許認可に関する書面をすみやかに提供することについて同意すること。FDAまたはその審査手続きの一環として、デベロッパのアプリケーションを審査またはテストする必要がある、ほかの政府機関から要求された場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを審査目的で当該機関に提供すること。デベロッパは、Appleに対して、当該規制上の要件に関連する、デベロッパのアプリケーションに関するあらゆる苦情または苦情の恐れに関して、**第14.5条**で定める手順に従って、すみやかに告知することについて同意すること。また、その場合、Appleは当該デベロッパのアプリケーションの配布を停止することができるものとします。

3.3.3 データとプライバシー

A. 記録等

デベロッパのアプリケーションが、ビデオ、マイク、スクリーン、またはカメラでキャプチャまたは記録を行う場合、デバイスに保存されるかサーバに送信されるかを問わず（例えば、画像、写真、音声、またはスピーチのキャプチャもしくはその他の記録）（以下「**記録等**」と総称します）、記録等が行われていることを示すため、アプリの一部として、明らかに目につく聴覚的、視覚的、またはその他のインジケータをユーザーに示す必要があること。

- さらに、デベロッパのアプリケーションにより、これを通じてまたはこれに関連して行われるあらゆる形式のユーザーデータ、ユーザーコンテンツ、またはユーザー情報の収集、処理、メンテナンス、アップロード、同期、保存、送信、共有、開示、または使用は、適用されるすべてのプライバシー法令のほか、関連するプログラム要件（通知または同意に関する要件を含みますがこれらに限定されません）を遵守しなければならないこと。

B. データ収集およびデータ使用

デベロッパ、デベロッパのアプリ、およびデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者は、ユーザーの事前の承諾なく、当該データがユーザーから直接取得されたものかAppleソフトウェア、Appleサービス、またはAppleSDKの使用を通じて取得されたものかを問わず、ユーザーデータまたはデバイスデータを収集しないこと。そしてデータの収集は、アプリの使用に直接関わるサービスまたは機能を提供するため、または**第3.3.3条（E）**に基づき広告をするためにのみ行われること。デベロッパは、データ収集の拡張または変更に関するユーザーの事前の同意なくして、以前に収集されたユーザーデータまたはデバイスデータを拡張またはその他の方法で使用範囲を変更することはできないこと。デベロッパまたはデベロッパのアプリのいずれも、いかなる恒久的なデバイスベースの識別子またはそこから抽出されるいかなるデータも、デバイスを一意に識別する目的で使用しないこと。デベロッパまたはデベロッパのアプリのいずれも、デバイスまたはユーザーを一意に識別する目的で、デバイスからいかなるデータも抽出しないこと。

デベロッパは第三者のSDK（Appleが提供するSDKではないもの）を含め、デベロッパのアプリが本契約およびドキュメントに準拠していることを確認する責任を負うこと。デベロッパのアプリがドキュメントで説明されている特定のAPIを使用している場合、デベロッパのアプリのメタデータに、デベロッパによるかかるAPIの使用およびその使用のために抽出されたデータを正確に反映している、1つまたはそれ以上の許可された理由を明記すること。デベロッパは、かかるAPIおよびその使用により抽出されたデータを、明記された理由のためにのみ使用すること。さらに、デベロッパのアプリに、よく使用されるものとしてドキュメントに記載されている第三者のSDKが含まれている場合、デベロッパは、かかる第三者のSDKがSDKプロバイダによって署名されていること、かつ、ドキュメントで説明されている必要なメタデータが含まれていることを確認しなければならないこと。

C. ユーザーへの開示

デベロッパは、ユーザーに対して、デベロッパによるユーザーデータまたはデバイスデータの収集、使用、および開示について、例えば、App Store上のアプリの説明におけるユーザーデータおよびデバイスデータのデベロッパによる使用に関する記述などで、明確かつ完全な情報を提供しなければならないこと。さらに、デベロッパは、第三者による不正な使用、開示、またはアクセスから当該データを保護するための適切な措置を講じなければならないこと。ユーザーがデベロッパによるデバイスデータまたはユーザーデータの収集、使用、または開示に同意することを取り止めた場合、または積極的に同意を撤回した場合、デベロッパ（およびデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者）は当該データの使用すべてを直ちに中止しなければならないこと。また、デベロッパはデベロッパのアプリケーション、App Store上、または、デベロッパによるユーザーデータもしくはデバイスデータの収集、使用、開示、共有、保持および削除を説明するデベロッパのウェブサイト上において、プライバシーポリシーを提供しなければならないこと。デベロッパは、データ漏洩でデベロッパのアプリケーションから収集されたユーザーデータが漏洩した場合、デベロッパのユーザーに対し、適用法に従って通知することに同意すること（例えば、デベロッパは、そのユーザーデータの意図的でない開示または悪用があった場合、デベロッパのユーザーに電子メールで通知を送ること）。

D. 法的要件およびその他の要件

アプリは、適用のある刑事、民事、およびその他の制定法および規則（デベロッパのアプリケーションが提供される、または利用可能となるすべての法域におけるこれらの法令および規則を含む）を遵守しなければならないこと。また、以下についても確認してください。

- デベロッパおよびアプリは、ユーザーデータまたはデバイスデータ（例えば、ユーザーのIPアドレス、ユーザーのデバイスの名前、およびユーザーに関連したインストール済みアプリ）の収集、使用、または開示に関する、適用されるすべての個人情報やデータ収集に関する法律および規則を遵守しなければならないこと。

- アプリを、ハラスメント、濫用、スパム、ストーキング、脅迫、またはその他の方法による他者の法的権利（プライバシーおよびパブリシティ権など）の侵害を目的として設計または販売してはならないこと。

- デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、当該サービスに関してAppleがデベロッパに対して明示的に提供または利用可能にしたデータを除き、Appleまたはそのライセンサーにより提供されたソフトウェア、データまたはサービスを、スクレイピング、マイニング、検索、キャッシュ、分析するために、もしくはインデックスを作成するために、または当該データを取得するために（もしくは取得を試みるために）、機能を動作させたり、コンテンツ、サービス、情報またはデータにリンクさせたり、ロボット、スパイダー、サイト検索またはその他の検索用アプリもしくはデバイスを使用したりしてはならないこと。デベロッパは、当該データを不正な目的で収集、流布、または使用しないことに同意すること。

- デベロッパのアプリケーションが人体の研究を目的としている場合、または個人データを含む可能性のある医療や健康に関連した使用のためHealthKit APIを使用する場合（例えば健康記録の保存）、デベロッパは、参加者に対して、その研究または医療や健康に関連した使用の一環として参加者の個人情報を使用する目的および開示について通知し、かかる研究または医療や健康に関連した目的のためにデベロッパのアプリケーションを使用する、かかる参加者（またはその保護者）の承諾を得ることに同意すること。さらに、デベロッパは、デベロッパが匿名化またはコード化された情報を提供する第三者に対して、参加者の承諾なく、かかる情報を使用して参加者を再特定する（または再特定を試みる）ことを禁止するものとし、また、当該第三者に対して、匿名化またはコード化された情報を受領するその他一切の者に前記の制限を課すべき旨を要求することに同意すること。

E. 広告識別子およびトラッキング設定；広告ネットワークAPI

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション（ならびにデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者）は、広告をするためにのみ、広告識別子および広告識別子の使用を通じて取得したあらゆる情報を使用することができること。ユーザーが広告識別子をリセットした場合、そのあと、デベロッパは、直接または間接を問わず、以前の広告識別子および派生情報とリセットされた広告識別子との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことについて同意すること。あらゆるAppleブランド製品用にコンパイルされた広告サポートAPIへのアクセスを提供

するアプリについて、デベロッパは、広告識別子を使用した広告をする前に、ユーザーのトラッキング設定を確認することについて同意すること、ならびに、デベロッパは、広告識別子を使用する際、およびその他のユーザーデータまたはデバイスデータを追跡に使用する際、トラッキング設定におけるユーザーの設定を遵守することについて同意すること。

さらに、デベロッパは、アプリケーション広告のコンバージョンイベントを追跡するために広告ネットワークAPIを使うよう要請できること。デベロッパが、広告ネットワークAPIの使用許可を与えられている場合であっても、広告のコンバージョンイベントの一環として広告検証情報を検証する以外の目的のために、当該API、または広告ネットワークAPIの使用を通じて取得した情報を使用しないことに同意すること。デベロッパは、広告ネットワークAPIの使用を通じて広告検証の一環として提供された情報を、直接または間接を問わず、デベロッパがユーザーについて有する他の情報との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことに同意すること。Appleは、自身の単独の裁量により、広告ネットワークAPIを使用するリクエストを拒否する権利を留保すること。

F. 位置情報およびマップ；ユーザーの同意

(i) 位置情報対応API（例えば、コアロケーション、MapKit API、Apple Maps Server API）を使用する、またはその他の位置情報サービスを提供するアプリは、車両の動きの自動制御もしくは自律制御のために、または緊急目的もしくは救命目的で、設計または販売してはならないこと。

(ii) 位置情報サービスまたは機能を提供する、またはAppleソフトウェアまたはAppleサービスの使用を通じて他の方法でユーザーの位置を取得するアプリは、当該アプリによりユーザーの位置情報データが収集、送信その他の方法により使用される前に、当該ユーザーに通知し、その同意を得なければならず、そうしたデータはユーザーが同意した方法で、かつ本契約で許可された方法で使用されなければならないこと。例えば、継続的な収集およびユーザーの位置情報データの使用のために、デベロッパがデベロッパのアプリケーションの中で「常に」の位置情報オプションを使用する場合、デベロッパは、明確に定義された正当な理由およびユーザーにとってのメリットを提供しなければならず、そうした提供は、ユーザーの許可を得る際に明示しなければなりません。

(iii) デベロッパが、Appleマップサービスを通じて提供されるAppleマップと併用して、デベロッパ自身の位置情報サービス、データ、または情報の提供を選択する場合（例えば、Appleマップの上に、デベロッパが作成したマップまたはルートをオーバーレイすること）、デベロッパは、デベロッパのサービス、データまたは情報が、使用されているAppleマップと正確に整合するようにすることについて単独で責任を負うこと。リアルタイムルートガイダンス用位置情報対応APIを使用するアプリの場合（ターンバイターン方式のナビゲーションシステムまたはその他センサーを用いてナビゲーションする方式を含みますが、これらに限定されません）、デベロッパは、下記の告知が含まれているエンドユーザー使用許諾契約を締結しなければならないこと。このリアルタイムルートガイダンスアプリケーションを利用する場合、ご自身の責任で利用してください。位置情報データは、正確でない可能性があります。

(iv) アプリは、Appleが実行するシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネル等を無効化、オーバーライド、またはその他妨害してはならないこと。これにはユーザーの位置情報データ、アドレス帳データ、カレンダー、写真、音声データ、またはリマインダーが収集、送信、メンテナンス、処理、もしくは使用しよう旨をユーザーに通知することを目的とし、またはかかる使用についての同意を得ることを目的とすることを含みます。また、デベロッパがそうしたアラート、警告、および表示パネルに説明（例えば、カメラAPI用の目的文字列の中の情報）を追加することができる場合、そうした説明は正確でなければならず、使用範囲を不正確に伝えるものであってはならないこと。同意が拒否または撤回された場合、アプリは、かかるデータを収集、送信、維持、処理、使用したり、またはユーザーが同意を拒否もしくは撤回したその他の行為を行ったりしてはならないこと。

(v) デベロッパのアプリ（または該当する場合はウェブサイトもしくはウェブアプリ）が、iOSバージョン6以降を実行しているデバイスからMapKit API、Apple Maps Server APIもしくはMapKit JSを使用する場合、またはこれにアクセスする場合、デベロッパのアプリケーション（または該当する場合はウェブサイトもしくはウェブアプリ）は、Appleマップサービスにアクセスしてこれを使用すること。MapKit API、Apple Maps Server API、MapKit JS、およびAppleマップサービスの使用は、すべて本契約（プログラム要件を含みます）および付属書6（Appleマップサービスの使用に関する付加条件）の条件に従わなければならないこと。

G. ネットワーク拡張フレームワーク

デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションが主としてネットワーキング機能を提供するために指定され、かつ、デベロッパがAppleからかかるアクセスの権限を得ていない限り、ネットワーク拡張フレームワークにアクセスしてはならないこと。デベロッパがかかる権限を得る場合、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパは、エンドユーザーに対し、どのようにデベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがエンドユーザーのネットワーク情報を使用するのか、および該当する場合に、どのようにエンドユーザーのネットワークデータをフィルタリングするのかに関して、明確に開示することに同意し、かつ、デベロッパは、エンドユーザーから明示的に同意を取得し、本契約で明示的に許可された方法でのみ、かかるデータおよび情報を使用することに同意すること。

- デベロッパは、安全かつ適切な方法で、エンドユーザーからのネットワーク情報またはデータを保存、および通信することに同意すること。

- デベロッパは、非開示の、不適切な、または誤解を招く手段（例えば広告収入を得るため、またはウェブサイトのなりすましのためにウェブサイト経由のフィルタリングをするなど）で、エンドユーザーのネットワークデータまたは情報を転用しないことに同意すること。

- デベロッパは、エンドユーザーの設定を迂回または無効化するためにエンドユーザーからのネットワークデータまたは情報を使用しないことに同意すること（例えばエンドユーザーがデベロッパのアプリケーション向けの位置情報サービスを無効にしている場合に、エンドユーザーの所在地を特定するために、デベロッパがエンドユーザーのWiFiネットワークの利用を追跡しないことなど）。

- **第3.3.3条（B）**の定めに関わらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するネットワーキング機能を提供すること以外の目的で、ネットワーク拡張フレームワーク、およびネットワーク拡張フレームワーク経由で取得されるデータまたは情報を使用しないこと（例えば、広告を提供するために、またはその他の方法で広告のためのユーザープロファイルを構築するために、エンドユーザーのインターネットトラフィックを使用しないことなど）。

Appleは、その自由裁量で、デベロッパにネットワーク拡張フレームワークを使用する権限を提供せず、かつ、いつでもかかる権限を取り消す権利を留保します。加えて、デベロッパが、Access WiFi Information API（接続されているデバイスにWiFiネットワークを提供するもの）の使用を希望する場合、デベロッパはかかる使用についてAppleから権限を得るようリクエストしなければならず、また、**第3.3.3条（B）**の規定に関わらず、デベロッパは、当該アプリに直接関連したサービスまたは機能の提供のためにのみ（例えば広告を提供するためでなく）、かかるAPIを使用することができます。

H. HealthKit API；Motion & Fitness API；Journaling Suggestions API

デベロッパのアプリケーションは、HealthKit APIまたはMotion & Fitness APIの使用が健康、運動、またはフィットネスの目的である場合を除き、HealthKit APIまたはMotion & Fitness APIにアクセスしてはならないこと。また、Journaling Suggestions APIの使用がジャーナリングの目的である場合を除き、デベロッパのアプリケーションはJournaling Suggestions APIにアクセスしてはならないこと。 かかる使用は、マーケティングテキストとユーザーインターフェイスで明確に示されている必要があること。また、以下についても確認してください。

- **第3.3.3条（B）**の定めに関わらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリは、デベロッパのアプリに関する健康、運動、またはフィットネスサービスを提供すること以外の目的で、HealthKit APIもしくはMotion & Fitness API、またはHealthKit APIもしくはMotion & Fitness API経由で取得されるいかなる情報も使用できないことに同意すること（例えば、広告提供目的ではないことなど）。さらに、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関連してジャーナリングサービスを提供する以外の目的で、Journaling Suggestions APIを使用したり、Journaling Suggestions API経由で情報を収集したりしてはならないこと。

- デベロッパは、エンドユーザーの事前の明示的な同意なく、エンドユーザーの健康、運動、フィットネス、またはジャーナリングの提案に関する情報を第三者に開示または提供するために、これらのAPIまたはこれらのAPI経由で入手した情報を使用してはならず、第三者が本契約で許可されている方法で健康、運動、フィットネス、ジャーナリングサービスを提供できるようにする目的でのみ使用すること。例えば、デベロッパは、これらのAPI経由で収集した情報を、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有したり販売したりしてはならないこと。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、エンドユーザーが医学研究のために、HealthKit APIまたはMotion & Fitness API経由で収集されたデータを第三者と共有することに同意することを許可することはできます。

- デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがどのようにエンドユーザーの健康、運動、フィットネス、またはジャーナリングの提案に関する情報を使用するのかについて、エンドユーザーに明確に開示すること、かつ、エンドユーザーが明示的に承諾して本契約で明示的に許可されている場合に限り、かかる情報を使用することに同意すること。

I. HomeKit API

デベロッパのアプリケーションは、ライセンスが付与されたHomeKitアクセサリについて、ホームコンフィギュレーションサービスまたはホームオートメーションサービス（例えば、電気を点けたり、ガレージのドアを持ち上げたりすることなど）を提供することを主目的として設計され、かつ、この用法がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明確に示されていない限り、HomeKit APIにアクセスしてはならないこと。デベロッパは、ライセンスが付与されたHomeKitアクセサリとのインターフェイス接続、通信、相互運用、もしくはコントロール以外の目的で、またはHomeKitデータベースを使用するために、HomeKit APIを使用しないこと、かつ、デベロッパのアプリケーションに関するホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーション目的でのみ、それを使用することに同意すること。また、以下についても確認してください。

- デベロッパのアプリケーションは、Appleがドキュメントで明示的に別段の許可をしない限り、HomeKit APIまたはHomeKitデータベースから入手された情報を、互換性のあるAppleブランド製品上でのみ使用することができ、かつ、該当する製品からかかる情報をエクスポート、リモートアクセス、または転送してはならないこと（例えば、ロックパスワードは、Apple以外のデータベースに保存するためにエンドユーザーのデバイスに送信してはならない、など）

- **第3.3.3条（B）**の定めに関わらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーションサービスを提供することまたは改善すること以外の目的で（例えば、広告提供目的ではないことなど）、HomeKit API、またはHomeKit API経由もしくはHomeKitデータベース経由で取得されるいかなる情報も使用できないことに同意すること。

J. SiriKit

(i) デベロッパのアプリケーションが、デベロッパのアプリケーションがサポートしている該当するSiriKitドメインに関して、関連するレスポンスをユーザーに提供するように、またはユーザーのリクエストまたはインテントを実行するように設計されている（例えば、ライドシェアリングなど）場合にのみ、かつ当該使用がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明示されている場合に限り、デベロッパはデベロッパのアプリケーションを、Appleが定義するSiriKitドメインを使用する目的として登録することができること。また、デベロッパのアプリケーションがSiriKitにアクションを提供する場合がありますが、そうしたアクションは、デベロッパのアプリケーション内のユーザーの行為または活動に関連しており、デベロッパがユーザーに適切な回答を提供できる場合に限ります。デベロッパは、そうしたユーザーの活動または行為に関する誤った情報をSiriKitを通じて送信しないこと、または、SiriKitが提供する予測を妨害しないことに同意するものとします（例えば、SiriKitが提供する情報は実際のユーザの行為に基づくものである必要があります）。

(ii) デベロッパのアプリケーションは、SiriKitを通じて入手した情報を、サポートされたApple製品上でのみ使用することができ、ユーザーに対して関連するレスポンスを提供または改善するため、またはユーザーのリクエストを実行するため、またはデベロッパのアプリケーションに関連して必要な程度を超えて、そうした情報をデバイスから

エクスポート、リモートアクセス、または譲渡することはできないこと。**第3.3.3条(B)**の定めに関わらず、デベロッパおよびそのアプリケーションは、SiriKit、またはSiriKitを通じて入手したいかなる情報も、ユーザーに適切な回答を提供する、またはデベロッパのアプリケーションがサポートするSiriKitドメインの意思または動作に関連したユーザーの要求や意思を実行する、またはユーザーの要求に対するデベロッパのアプリケーションの応答性を改善するため以外の目的(例えば、広告を提供するため)で使用することはできません。

(iii) デベロッパのアプリケーションが、Appleがオーディオデータを処理することを可能にするためにSiriKitを使用する場合、デベロッパは、エンドユーザーに対して、デベロッパおよびそのアプリが、録音されたオーディオデータを、スピーチを認識する、処理する、または書き起こすためにAppleに送信すること、ならびに当該オーディオデータがApple製品およびサービスの改善と提供のために使用される場合があることを明確に開示することに同意すること。デベロッパはさらに、エンドユーザーが明示的に同意し、本契約において明示的に許可された方法でのみ、そうしたオーディオデータおよびSiriKitから返される認識されたテキストを使用することに同意すること。

K. アドレス帳

デベロッパのアプリケーションがAddress Book API経由でエンドユーザーのアドレス帳のデータにアクセスする場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーのアドレス帳データにアクセスする前に、またはかかるデータを使用する前に、当該エンドユーザーへの通知およびエンドユーザーの同意の取得をする必要があること。また、デベロッパのアプリケーションは、エンドユーザーデバイスの外部に、エンドユーザーのアドレス帳のFacebookデータ部分のみをすべて、自動的に送信するメカニズムを提供できないものとします。疑義を避けるため、これは、ユーザーへの通知およびユーザーの同意の要件が満たされている限り、ユーザーのアドレス帳のすべてを包括的に自動送信することを禁止するものではありません。また、ユーザーがユーザーのアドレス帳データの一部を手動で送信すること(例えば、切り取って貼り付けるなど)、またはユーザーが送信する特定のデータ項目を個別に選択することを可能にすることを禁止するものではありません。

L. 顔データ

デベロッパのアプリケーションが顔データにアクセスする場合、デベロッパは、アプリの使用に直接関連するサービスや機能を提供するためだけに、それらにアクセスしなければならないこと、および、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが顔データを使用、開示することをユーザーに対して通知し、ユーザーの明確かつ確実な同意を得てから、顔データの収集または使用を開始することに同意すること。**第3.3.3条(B)**の定めに関わらず、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、およびデベロッパが広告を提供するために契約したいかなる第三者も、広告を提供するため、またはその他の関連外の目的で顔データを使用することはできないこと。また、以下についても確認してください。

- デベロッパは、デベロッパのユーザー(またはあらゆる第三者)の法的権利を損なう方法で、または、違法な、不公平な、誤解を招く、不正な、不適切な、搾取的な、または好ましくないユーザーエクスペリエンスを提供するために顔データを使用することはできず、ドキュメントに沿った方法でのみ使用できること。

- デベロッパは、認証、広告、マーケティング、その他類似の方法でエンドユーザーを対象にして、顔データを使用することはできません。

- デベロッパは、ユーザープロファイルの構築を目的として顔データを使用することはできず、または、その他顔データに基づいて匿名ユーザーを特定もしくはユーザープロファイルを再構築することを試み、促し、第三者に推奨することはできません。

- デベロッパは、広告プラットフォーム、分析プロバイダ、データブローカー、情報再販業者、およびその他の類似の者に対して顔データを譲渡、共有、販売、またはその他の手段で提供することはできません。

- デベロッパは、譲渡につきユーザーの明確かつ確実な同意を得ない限り、顔データをユーザーのデバイス外に共有または譲渡することはできず、かつ、顔データは、デベロッパが提供するアプリ固有のサービスまたは機能を達成する目的のみに使用しなければなりません（例えば、アプリ内でユーザーの画像を表示する目的で顔メッシュを使用することなど）。また、使用方法が、本契約とドキュメントに準拠していることが必要になります。デベロッパは、使用するサービスプロバイダに対して、ユーザーが同意する範囲かつ本契約の条項に沿う方法に限定して、顔データを使用するよう要求することに同意すること。

M. Background Assetsフレームワーク

デベロッパは、App Storeを通じて配布されたデベロッパのアプリ向けまたはTestFlight経由でのベータ版テスト向けの追加アセットをダウンロードするためにのみ、Background Assetsフレームワークを使用でき、その他の使用が許可されないものとします。デベロッパは、ユーザーもしくはデバイスの特定を目的としてデータを収集もしくは送信するため、または広告もしくは広告に関する測定を行うために、Background Assetsフレームワークを使用できないものとします。デベロッパによるBackground Assetsフレームワークおよびダウンロードしたアセットの使用は、App Store Reviewガイドラインを含みますがこれに限定されない、本契約の条項に準拠していなければならないものとします。

N. ID確認API

デベロッパのアプリは、デベロッパのアプリを通じてエンドユーザーの年齢確認または本人確認を行えるようにする目的でのみ、ID確認APIを使用することができます。さらに、デベロッパは次を認め、これに同意するものとします。

- AppleがID確認APIの使用を通じて実行される年齢確認または本人確認の当事者ではなく、かかる確認（なりすましを含むがこれらに限定されない）については一切責任を負わないこと。

- デベロッパは、適用されるすべての法律およびドキュメントに従い、かつ、安全な方法（例えば、サーバ上での暗号化）で、デベロッパによるID確認APIの使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーおよびID確認データを保存すること。

- デベロッパのアプリを通じてエンドユーザーの年齢確認または本人確認を行えるようにする以外の目的で、ID確認APIを呼び出したり、その他の目的でID確認APIを通じて情報を取得しようとしたりしないこと。

- ID確認APIによって実行される年齢確認または本人確認がエンドユーザーによって適切に認識され、同意されていることを確認する責任をAppleが負わないこと。Appleは、いかなる場合においても、年齢確認または本人確認に関する不正や詐欺について責任を負わないこと。

- デベロッパは、ドキュメントに従って、ID確認APIを使用する前、またはデベロッパのアプリを通じてID確認データを収集する前に、デベロッパおよびデベロッパのアプリを使用する各取引業者がID確認のサービス規約を承諾し、これに同意していることを確認する必要があること。

O. Sensitive Content Analysisフレームワーク

デベロッパは、画像やビデオにヌードが含まれていることがSensitive Content Analysisフレームワークによって検出されたかどうかに関するいかなる情報も、ユーザーのデバイスに送信することはできません。

3.3.4 コンテンツの権利とライセンス

A. コンテンツとマテリアル

(i) デベロッパのアプリケーション内に収録されているマスターレコードおよび楽曲は、デベロッパにより完全に所有されているか、または、料金、ロイヤリティもしくは費用の総額を以後Appleがデベロッパもしくは第三者に支払う必要がないよう、対価全額払込済みの状態でデベロッパにライセンスが付与されていなければならないこと。また、デベロッパのアプリケーションを米国外で配布する場合、デベロッパのアプリケーション内に収録されているマスターレコードおよび楽曲は、(a) 現在または将来において、録音権または演奏／コミュニケーション権を収集または

ライセンス管理している団体の管理作品に該当せず、かつ、(b) ライセンスを付与されたものである場合には、デベロッパのアプリケーションについて、該当する著作権者からデベロッパに対し、独占的なライセンスが付与されていなければならないこと。

(ii) デベロッパのアプリケーションにほかのコンテンツが現在または将来含まれる場合、デベロッパは、当該コンテンツのすべてを所有しているか、または当該コンテンツの所有者から、デベロッパのアプリケーションにおける使用許諾を得ていなければならないこと。

(iii) アプリは、好ましくないまたは不適切と判断される恐れがあるとAppleが合理的に判断するコンテンツ、またはあらゆる種類のマテリアル(文章、図形、画像、写真、音楽等)、例えば、卑猥、性的、もしくは中傷的と推定されるマテリアルが含まれている場合、却下される可能性があること。

(iv) アプリには、マルウェア、悪意のあるもしくは有害なコード、プログラム、またはその他の内部コンポーネント(例えば、コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」など)が含まれてはならず、Appleソフトウェア、サービス、Appleブランド製品、その他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービス、またはネットワークに損害を与え、これらを破壊し、またはこれらに悪影響を及ぼす可能性のあるものが含まれてはならないこと。

(v) デベロッパのアプリまたは対象製品にFOSSが含まれる場合には、デベロッパは、適用されるすべてのFOSSのライセンス付与条件を遵守することに同意すること。また、デベロッパのアプリまたは対象製品の開発において、AppleソフトウェアのFOSS以外の部分にFOSSのライセンス付与に関する条項または義務が適用されることになるような方法で、FOSSを使用しないことに同意すること。

(vi) デベロッパのアプリケーションにプロモーション用の懸賞またはコンテスト機能を含めることができること。ただし、デベロッパが当該プロモーションの単独のスポンサーであり、かつ、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションが、適用されるすべての法律を遵守しており、さらに、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションが利用可能な当該プロモーションが行われる国、領土または地域における適用のある登録要件をすべて満たしていることが必要です。デベロッパは、自身が一切のプロモーションおよび賞金について単独で責任を負うことに同意すること。かつ、各プロモーションについて、Appleが当該プロモーションのスポンサーではなく、その実施について一切責任を負わないことを、法的拘束力のある正式な規定に明記することに同意すること。

(vii) デベロッパは、デベロッパのアプリケーションに、エンドユーザーが寄付を行うことができるデベロッパのウェブサイトのページに直接誘導するリンクを含めることができること。ただし、デベロッパが、適用されるすべての法律(領収書の発行が含まれる場合があります)を遵守し、かつ、当該寄付を行うことができるようにする国、領土または地域において適用のある規制または登録要件をすべて満たしていることが必要です。また、デベロッパは、Appleが寄付金の募集者ではないことを明示することに同意すること。

B. スポットライト画像検索サービス

デベロッパが、デベロッパのライセンスアプリケーションに関連するデベロッパのドメイン(以下「関連ドメイン」といいます)へのアクセス権と共にAppleのSpotlight画像検索サービスを提供する場合、デベロッパは、本契約をもって、Appleに対し、本条項で定める目的で、関連ドメイン内のコンテンツ(以下「ライセンス対象コンテンツ」といいます)をクロール、スクレイプ、コピー、送受信、またはキャッシュする許可を付与すること。ライセンス対象コンテンツは、本契約において、ライセンスアプリケーション情報として取り扱われること。また、デベロッパは、本契約をもって、Appleに対し、(ファイルサイズの低減、サポートされるファイルの種類への変換、またはサムネイル表示の目的で)ライセンス対象コンテンツのファイル形式、解像度、および外観を使用、作成し、作成させ、複製、トリミング、または変更するライセンス、ならびに、ライセンス対象コンテンツを公に表示、公に実行、統合、組込み、および配布することで、Appleのメッセージ機能におけるライセンス対象コンテンツの検索、検出、およびエンドユーザーへの配布の機能を強化するライセンスをさらに付与すること。理由の如何を問わず、本契約の解除時に、Appleブランド製品の

エンドユーザーは、当該解除前にAppleブランド製品の使用を通じて取得したあらゆるライセンス対象コンテンツを継続して使用および配布することを許可されます。

3.3.5 エンタープライズテクノロジーおよび教育テクノロジー

A. 構成プロファイル

構成プロファイルは、WiFi、APN、VPN、もしくはMDM設定の構成を目的とする場合を除き、または最新の構成プロファイル参照ドキュメントにおいてAppleが明示的に別段の許可をした場合を除き、ユーザーに配布することはできないこと。デベロッパは、構成プロファイルの使用につながるユーザーアクションが行われる前に、収集するユーザーデータの種類、および収集したユーザーデータがアプリ画面またはその他の通知メカニズムでどのように使われるかを明確に表示しなければならないこと。デベロッパは、構成プロファイル経由で取得したユーザーデータを、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有または販売することはできないこと。さらに、デベロッパは、構成プロファイルまたはその他の構成プロファイルメカニズムのための同意パネルをオーバーライドできないこと。

B. ClassKit API；Roster API

デベロッパのアプリケーションが教育サービスを提供することを主目的として設計されており、かかる使用がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明確に記載されている場合を除き、デベロッパのアプリケーションにClassKit APIを含めてはならないこと。デベロッパは、ClassKit APIを通じて、誤った、もしくは不正確なデータを送信しないこと、またはClassKit APIを通じて送信されたデータに割り当てられたデータカテゴリの再定義を試みないことに同意すること（例えば、学生の位置情報データはサポート対象のデータタイプではなく、送信することはできない）。

デベロッパは、名簿データをいかなる第三者（例えば、関連会社、広告プラットフォーム、データブローカー、情報再販業者）にも共有、販売、譲渡、または開示することはできません。デベロッパは、名簿データを教育目的で処理する場合は必ず、学校のIT管理者の指示に従わなければなりません。デベロッパは、名簿データの契約更新または名簿データの使用に対する学校の同意の撤回について、学校のIT管理者の選択に従わなければなりません。学校のIT管理者が学校の名簿データについて契約を更新しない場合、またはその名簿データへのデベロッパのアクセス権を取り消した場合、デベロッパは、自身が保有している当該学校の名簿データを30日以内に破棄しなければなりません。デベロッパは、自身によるRoster APIの使用に関連して適用されるすべての法的要請を遵守する責任を負います。

C. Appleでサインイン、職場と学校におけるAppleでサインイン

デベロッパは、自身による使用がデベロッパのアプリケーションにおいてAppleでサインインまたは職場と学校におけるAppleでサインインを含めることと同等である限りにおいて、デベロッパの対象製品でAppleでサインインまたは職場と学校におけるAppleでサインインをそれぞれ使用できます。デベロッパは、Appleでサインインまたは職場と学校におけるAppleでサインイン経由で取得したユーザーデータを、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有または販売することはできません。

Appleでサインインのユーザーが Appleでサインインの一環としてユーザーデータを匿名化することを選択した場合、デベロッパは、事前にユーザーの同意を取得することなく、個人を直接特定する情報、およびAppleでサインイン外において取得した情報に当該匿名化データを紐づけることを試みないことに同意すること。

デベロッパは、職場と学校におけるAppleでサインインから自身が受け取ったデータを処理する場合は必ず、その組織のIT管理者の指示に従わなければなりません。

本**第3.3.5条（C）**の目的でのみ、デベロッパの対象製品は、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一のタイトルおよび実質的に同一の機能を有していなければなりません。

D. モバイルデバイス管理

MDMのすべての使用は、本契約（プログラム要件を含む）および付属書10（MDMの使用に関する付加条件）の条件を遵守する必要があります。

3.3.6 エンターテインメントテクノロジー

A. Game Center

Game Centerの使用はすべて、本契約（プログラム要件を含みます）および付属書3（Game Centerに関する付加条件）の条件を遵守しなければならないこと。

B. Single Sign-On API

デベロッパは、デベロッパがマルチチャネルビデオプログラミングディストリビュータ（MVPD）でない限り、または、デベロッパのアプリケーションが主としてサブスクリプションを前提とするMVPDサービスを通じて認証されるビデオプログラミングを提供するために設計されており、かつ、デベロッパがAppleからSingle Sign-On APIを使用する権限を得ていない限り、Single Sign-On APIにアクセス、またはこれを使用してはならないこと。デベロッパがかかる権限を有している場合、デベロッパは、シングルサインオン仕様書に従い、Apple製品を視聴するためにデベロッパのMVPDコンテンツにアクセスするユーザーの権限を認証する目的でのみ、Single Sign-On APIの使用が許されること。かかる使用はすべて、シングルサインオン仕様書のドキュメントを遵守しなければならず、デベロッパは、Appleが、デベロッパにかかる権限を提供しない権利、およびかかる権限をいつでもその自由裁量で取り消す権利を留保することを認めること。

デベロッパがSingle Sign-On APIを使用する場合、デベロッパは、デベロッパのMVPDコンテンツにアクセスする権利を認証するために、ユーザーがサインインするSingle Sign-On APIを通じてユーザーがアクセスするサインインページを提供する責任を負うものとします。デベロッパは、かかるサインインページが広告を表示せず、かつ、コンテンツおよびかかるページの外観が、Appleの事前の審査および承認を条件とすることについて同意すること。デベロッパがSingle Sign-On APIを使用し、かつ、Appleがかかる API、またはシングルサインオン仕様書のアップデート版を提供する場合、デベロッパは、Appleからアップデート版を受領してから3か月以内に、デベロッパの実装を、当該の新しいバージョンおよび仕様書に適合するようにアップデートすることについて同意すること。

デベロッパは、Appleに対し、ユーザーがプロバイダを選び、かつ、シングルサインオンを通じて認証するApple製品でのユーザーインターフェイス画面における使用を含む、シングルサインオン機能に関して使用するために、デベロッパが提供する商標を使用、複製、および表示すること、または、ユーザーに対して、当該ユーザーがシングルサインオンを通じてアクセス可能なアプリのリストを提供することを許諾すること。また、デベロッパは、Appleに対して、インストラクション資料、トレーニング資料、マーケティング資料、およびあらゆる媒体における広告の使用（を含みますがこれらに限定されません）に関して、当該ユーザーインターフェイスのスクリーンショットおよび画像を使用する権利を付与すること。Single Sign-On APIを通じて提供されるデータは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づくライセンスアプリケーション情報とみなされること。

デベロッパは、Apple製品におけるデベロッパのMVPDコンテンツに対するユーザーのアクセス権限を認証すること、デベロッパのMVPDコンテンツに対するアクセス権限をユーザーに提供すること、またはデベロッパのMVPDサービスのパフォーマンスおよび技術的問題を解決すること以外の目的で、Single Sign-On APIを通じて提供されるデータを収集、保存、または使用してはならないこと。デベロッパは、MVPDサブスクリプションの一環としてそのプログラミングがデベロッパにより提供されるビデオプログラミングプロバイダに対して提供された認証情報で、かつ、ユーザーのMVPDサブスクリプションに基づくApple製品における当該ビデオプログラミングに対するユーザーのアクセス権限の認証目的のみの場合を除き、いかなる第三者に対しても、Single Sign-On APIの使用から取得されたデータ、コンテンツまたは情報を提供または開示しないこと。

C. TV App API

デベロッパは、(a) デベロッパのアプリケーションが主としてビデオプログラミングを提供するために設計され、(b) デベロッパがAppleから権限を得ており、かつ、(c) デベロッパの使用がTV App仕様書に準拠している場合でない限り、TV App APIを使用することはできないこと。デベロッパがTV AppデータをAppleに提供する範囲内で、Appleは、(a) TV App機能に関する情報およびおすすめをユーザーに提供すること、(b) ユーザーが、デベロッパのライセンスアプリケーション経由で視聴するために、当該おすすめ、または情報からコンテンツにリンクできるようにすること、または、(c) TV App機能のサービス提供、保守、および最適化の目的でのみ、当該データを保存、使用、複製、および表示することができること。本契約の解除前にデベロッパが提出したあらゆるTV Appデータについて、Appleは、本契約の解除後、**第3.3.6条(C)**に従い、当該データの使用を継続することができること。TV Appデータは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づきライセンスアプリケーション情報とみなされること。デベロッパは、Appleがその自由裁量により、TV App機能にデベロッパのライセンスアプリケーションを含めない権利を留保することについて認めること。

Appleは、Apple IDに基づき表示されるデベロッパのライセンスアプリケーションをTV App機能に含める前に、ユーザーのApple IDに基づいてユーザーの同意を取得します。また、Appleは、以後ユーザーがいつでも当該コンテンツを撤回できるようにし、かつ、AppleのシステムからTV Appデータを削除できるようにします。さらに、デベロッパは、自身のサブスクリプション登録者IDシステムに基づいてユーザーの同意を求めることができるものとします。デベロッパは、デベロッパによるTV AppデータのAppleへの提供に関するユーザーの同意を取得するために、あらゆる現地の適用法令を含む、すべての適用法令をデベロッパが遵守することについて責任を負うこと。

D. MusicKit

デベロッパは、デベロッパのエンドユーザーによるApple Musicサブスクリプションへのアクセスの促進に関連しない目的で、MusicKit APIまたはMusicKit JSの呼び出し(またはその他の方法でMusicKit APIまたはMusicKit JSを通じて情報を得ること)を試みないことに同意すること。デベロッパがMusicKit APIまたはMusicKit JSにアクセスする場合、デベロッパは、Apple Musicアイデンティティガイドラインに従うこと。デベロッパは、デベロッパによるMusicKit APIまたはMusicKit JSの使用を通じて、またはその他いかなる方法においても、Apple Musicサービスへのアクセスに対し、支払いを要求しない、または間接的な収益化(例えば、アプリ内での購入、広告、ユーザー情報のリクエストなど)を行わないことに同意すること。また、以下についても確認してください。

- デベロッパがMusicKit APIまたはMusicKit JSを通じて音楽再生を提供する場合、全楽曲の再生が可能でなければならず、かつ、ユーザーが再生を開始でき、「再生」、「停止」、および「スキップ」などの標準的なメディアコントロール機能を使用して再生を操作できなければならないこと、かつ、デベロッパはそうしたコントロール機能を不正確に伝えることのないことに同意すること。

- デベロッパは、いかなるMusicKitコンテンツもダウンロード、アップロード、または改変することはできず、かつ、かかる行為をデベロッパのエンドユーザーに許可することもできず、その他ドキュメントでAppleが別段の許可をしない限り、MusicKitコンテンツは、他のいかなるコンテンツとも同期することができないこと。

- デベロッパは、MusicKit API または MusicKit JS により表示され、かつ、ドキュメントで許可された方法でのみ(例えば、アルバム作品およびMusicKit APIからの音楽関連テキストは、音楽再生または再生リストの管理とは異なる目的で使用することはできない)、MusicKitコンテンツを再生できること。

- ユーザーからのメタデータ(プレイリストやお気に入りなど)は、エンドユーザーに対して明確に開示され、かつ、Appleの自由裁量により決定されたとおりに、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリの使用と直接関連するサービスまたは機能を提供するためにのみ使用できること。

- デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリの中のスタンドアロンライブラリとしてのみ、かつ、ドキュメントで許可されたとおりにのみ、MusicKit JSを使用することができること(例えば、デベロッパは、MusicKit JSをその他のいかなるJavaScriptコードとも組み合わせることはできず、または別途ダウンロードしたり、再ホストしたりすることはできないに同意すること)。

E. ShazamKit

ShazamKit APIの使用はすべて、本契約(Apple Musicアイデンティティガイドラインおよびプログラム要件を含む)およびドキュメントの条件を遵守しなければならないこと。Apple Musicで入手可能な曲に対してShazamKitコンテンツを表示する場合、Apple Musicアイデンティティ ガイドラインに沿い、Apple Music内におけるかかるコンテンツへのリンクを提供するものとします。本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、方法の如何を問わず、ShazamKitコンテンツを複製、改変、翻訳、二次的著作物の作成、公表、または公開しないことにつき、同意するものとします。さらに、デベロッパは、他の音声認識サービスを改善または作成する目的で、ShazamKit APIにより提供されたデータを使用または比較してはならないものとします。ShazamKit APIを使用するアプリは、コンプライアンスを目的として設計または販売することはできません(例えば、音楽のライセンス供与やロイヤリティの監査など)。

3.3.7 インフラストラクチャーテクノロジー

A. MFiアクセサリ

デベロッパのアプリケーションは、(i) デベロッパがデベロッパのアプリケーションを最初に提出した際に、MFi Programに基づいて当該MFiアクセサリに関するライセンスが付与され、(ii) MFiライセンシーがデベロッパのアプリケーションを、MFiアクセサリとの相互運用を認めるリストに追加しており、かつ、(iii) MFiライセンシーが、MFi Programから当該追加について承認を得ている場合にのみ、ワイヤレストランスポートを通じて、またはAppleのライトニングケーブルを通じて、またはAppleの30ピンコネクタを通じて、MFiアクセサリ(上に定義)とのインターフェイス接続、通信、またはその他の相互運用またはコントロールを行うことができること。

B. 携帯電話ネットワーク

(i) アプリケーションが携帯電話ネットワークへのアクセスを必要とする場合、または携帯電話ネットワークにアクセスができるようになる場合には、そのようなアプリケーションは、さらに、

- アプリによる携帯電話ネットワークへのアクセスおよびその使用の方法に関するAppleのベストプラクティスおよびその他のガイドラインを遵守しなければならず、かつ、

- ネットワーク容量または帯域幅を過剰に使用し、またはこれらに極度な負担をかけるとAppleが合理的に判断するものであってはなりません。

(ii) 携帯電話ネットワーク事業者の中には、当該事業者のネットワーク上でのボイスオーバーインターネットプロトコル(VoIP)機能、例えば携帯電話ネットワーク上でのVoIP電話の利用を禁止または制限している場合があり、かつ、VoIPについて追加料金等の費用を請求する場合があるため、デベロッパは、エンドユーザーに対して、例えば、App Store上のデベロッパのアプリケーションに同梱して提供されるマーケティングテキストの中で当該通知をするなどの手段で、購入前に、当該事業者との契約条件を確認するよう通知することに同意すること。さらに、デベロッパのアプリケーションが、エンドユーザーにSMSメッセージを送ること、または音声通話を行うことを可能にするものである場合、デベロッパは、エンドユーザーに対して、当該機能を使用する前に、標準テキストメッセージ料金、またはその他の使用料がかかる使用に対して適用される可能性があることについて伝えること。

C. Appleプッシュ通知サービスおよびローカル通知

Appleのプッシュ通知サービスを通じたプッシュ通知またはローカル通知の使用はすべて、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書1(Appleのプッシュ通知サービスおよびローカル通知に関する付加条件)の条件を遵守しなければならないこと。

D. iCloud

iCloud Storage APIおよびCloudKit APIの使用および本契約に基づくデベロッパによるiCloudサービスの使用はすべて、本契約（プログラム要件を含みます）および付属書4（iCloudの使用に関する付加条件）の条件を遵守しなければならないこと。

E. 機能拡張

アプリケーションバンドルにおける拡張機能を含むアプリケーションは、アプリケーションがWatchKit拡張機能を含む場合を除き、単なる拡張機能を超える何らかの機能性（例えば、ヘルプスクリーンや追加設定など）を提供しなければならないこと。また、以下についても確認してください。

- （WatchKit拡張機能を除く）拡張機能は、その拡張内容に、広告、製品プロモーション、ダイレクトマーケティング、またはアプリ内での購入の提示を含めてはならないこと

- 拡張機能は、Appleブランド製品の画面全体をブロックすることはできず、または、他のデベロッパのアプリもしくはAppleが提供する機能やサービスのユーザーの使用について、非公開または想定外の方法で転送、妨害、干渉することはできないこと。

- 拡張機能は、ドキュメントで定められている通り、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、またはvisionOSの、Appleが指定する領域においてのみ運用することができること。

- キーボード機能を提供する拡張機能は、あらゆるネットワークアクセスの独立性を保つことができなければならず、かつ、Unicode文字を含んでいなければならないこと（絵文字のみではなく）。

- かかる拡張機能により行われるいかなるキーストロークロギングも、エンドユーザーに対し、当該データがiOSまたはiPadOSから送信される前に、明確に開示されなければならず、かつ、**第3.3.3条（B）**の定めに関わらず、当該データはデベロッパのアプリのキーボード機能の提供または改善目的でのみ使用することができること（例えば、広告提供目的で使用してはならない）。

- 拡張機能により行われるいかなるメッセージフィルタリングも、エンドユーザーに対して、明確に開示されなければならず、かつ、**第3.3.3条（B）**の定めに関わらず、いかなるSMSまたはMMSデータも、メッセージフィルタリング拡張機能を通じてアクセスされるのか、またはiOSによってメッセージング拡張機能の対応サーバに対して送信されるのかを問わず、スパムや不明な発信元からのメッセージを減らすことにより、ユーザーのメッセージング体験の提供または改善を実現する目的でのみ使用することができること、および、広告提供またはその他の目的で使用されてはならないこと。さらに、拡張機能内でアクセスされるユーザーからのSMSデータまたはMMSデータは、いかなる場合も拡張機能の指定のコンテナエリアからエクスポートしてはならないこと。

- デベロッパのアプリケーションは、拡張機能の自動インストールまたはその他ユーザーが認識しない拡張機能のインストールをさせてはならず、かつ、デベロッパはユーザーに対して、拡張機能の目的および機能を正確に提示しなければならないこと。

F. DeviceCheck API

デベロッパがDeviceCheckデータを保存するためにDeviceCheck APIを使用する場合、デベロッパは、該当する場合、それらの値をリセットするためにユーザーがデベロッパに連絡することができる方法を提供しなければならないこと（例えば、試用サブスクリプションの再設定、または新規ユーザーがデバイスを取得した際に一定の使用を再度認証することなど）。デベロッパは、不正行為に関する単一の識別子としてDeviceCheckデータに依存することはできず、かつ、他のデータまたは情報に関してのみDeviceCheckデータを使用しなければならないこと（例えば、デバイスが譲渡されたり再販売されたりする可能性があるため、DeviceCheckデータをそれのみでデータポイントとして扱うことはできない）。Appleは、いつでもその自由裁量で、DeviceCheckデータを削除する権利を留保し、かつ、デベロッパは、かかるデータに依存しないことについて同意すること。さらに、デベロッパは、デベロッパを代理して

行為を行うサービスプロバイダを除き、デベロッパがAppleから取得したDeviceCheckトークンを、いかなる第三者とも共有しないことに同意すること。

3.3.8 その他のテクノロジー

A. Xcodeクラウド

(i) デベロッパがXcodeクラウドサービスを使用してデベロッパのXcodeクラウドコンテンツを管理し、デベロッパのアプリケーションを構築する限り、デベロッパは、本契約によって、Apple、ならびにAppleの関連会社および代理店に、複製、ホスト、処理、表示、送受信、改変、派生作品の作成を行うことに関して、またはその他の方法でAppleがXcodeクラウドサービスを提供するためにのみデベロッパのXcodeクラウドコンテンツを使用することに関して、非独占的に、あらゆる場所で、対価全額払込済みの状態で、ロイヤリティフリーのライセンスを付与するものとします。Appleは、Xcodeクラウドサービスをデベロッパに提供する目的に限り、デベロッパのXcodeクラウドコンテンツのうちのソースコードを使用します。デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。(a)デベロッパは、かかるXcodeクラウドコンテンツに単独で責任を負い、Appleは所有権を有さないこと、(b)Xcodeクラウドサービスと共に第三者のサービス(例えばソースコードのホスティング、アーティファクトストレージ、メッセージング、またはテスティングサービス)を使用することを選択した場合、かかる第三者サービスの利用規約の遵守はデベロッパの責任で行うこと、(c)Xcodeクラウドサービスによるユーザー生成コンテンツのプロビジョニングは、契約上または使用許諾上の責務としての配信とみなされること、(d)Xcodeクラウドにおけるデベロッパのクラウドコンテンツの実行は、Xcodeクラウドコンテンツのテストのためのものに制限されること、(e)Xcodeクラウドを使用して暗号通貨のマイニングを行わないこと、および(f)デベロッパのXcodeクラウドコンテンツが、**第3.3.4条(A)(iv)**および**第3.3.4条(A)(v)**で定められたアプリの要件を満たすこと。

(ii) 本契約に定めるAppleのその他の権利を一切制限することなく、Appleは、デベロッパが本契約の条項に違反したと特定した、またはそのように信じるに足る理由が存在する場合、その単独の裁量で措置を講じる権利を留保します。かかる措置には、Xcodeクラウドサービスへのアクセスを制限、停止、もしくは取り消すこと、またはデベロッパのビルドを終了することが含まれます。

B. WeatherKit API

WeatherKit APIのいかなる使用も、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書8(WeatherKit APIの利用に関する付加条件)の条件に準拠しなければならないものとします。

C. 部分的に没入感のある体験

デベロッパが部分的に没入感のある体験(.mixedRealityスタイルの使用など)をエンドユーザーに提供する場合は、ドキュメントに準拠する必要があります。ドキュメントに記載されている範囲内でのエンドユーザーの視野を遮る体験については、visionOSによるシステム境界を有効にするのではなく、完全に没入感のある体験(.virtualRealityスタイルの使用など)を提供してください。

D. iWork API

デベロッパは、デベロッパのアプリまたは対象製品にAppleのPages、Keynote、およびNumbersファイル形式で保存されたエンドユーザーの文書について、かかる文書のプレビューをPDF形式に変換することにより作成する目的でのみ、iWork APIを使用することができます。iWork APIを使用する際、関連するiWork文書はプレビューを生成する目的でAppleサーバに送信されます。デベロッパは、ドキュメントおよび適用される法律に従い、エンドユーザーに通知を送信する、および/またはエンドユーザーから同意を得る必要があります。

E. Shallow Depth & Pressure機能

デベロッパのアプリは、浅い水深で行うウォーターアクティビティ(プールでの水泳、スノーケリングなど)で使用する目的でのみ、水深データをユーザーに提供するためにShallow Depth & Pressure機能を使用することができます。スキューバダイビングアプリや、ドキュメントで定められている水深制限を超えた水深で行われるウォーターアクティビティでは使用できません。デベロッパのアプリは、ドキュメントで定められている水深制限の範囲内でのみ、水深データをユーザーに提供できます。

3.3.9 取引およびパス

A. In-App Purchase API

In-App Purchase APIおよび関連サービスの使用はすべて、本契約（プログラム要件を含みます）および付属書2（In-App Purchase APIの利用に関する付加条件）の条件に従ってなされなければならないこと。

B. Wallet

デベロッパによるパスの開発、ならびに本契約に基づくパスタイプIDおよびWalletの使用は、本契約（プログラム要件を含みます）および付属書5（パスに関する付加条件）の条件を遵守しなければならないこと。

C. Apple Pay API

(i) Appleが書面で許可しない限り、デベロッパのアプリは、デベロッパのアプリにより、またはこれを経由して行う支払い手続きを円滑にする目的でのみ、およびiPhone、iPad、またはApple Watch以外で使用される商品およびサービスを購入するためにのみ、Apple Pay APIを使用することができること。疑義を避けるため、本**第3.3.9条（C）（i）**は、**第3.3.1条（C）**およびガイドラインを含みますがこれらに限定されない、In-App Purchase APIの使用に関するいかなる規定および要件に取って代わるものではありません。また、以下についても確認してください。

- デベロッパは、Appleが、Apple Pay APIの使用を通じて円滑化された一切の支払手続の当事者ではなく、かつ、あらゆるエンドユーザーの支払用カードが利用できないこと、または不正決済が行われること（を含みますがこれらに限定されない）を含め、かかる支払手続について一切責任を負わないことを認め、承諾すること。かかる支払手続は、デベロッパと、デベロッパが手続きの処理に利用するデベロッパの銀行、加盟店契約会社、カードネットワーク、またはその他の当事者との間で行われるものであり、かつ、かかる第三者との間でデベロッパが締結した契約を遵守することについて、デベロッパが責任を負うこと。かかる契約には、Apple Pay APIの機能を使用することに関するデベロッパの決定について、デベロッパが同意して責任を負うことになる一定の権利、義務、または制限条項が含まれる場合があること。

- デベロッパは、ドキュメントに従い、かつ、安全な方法（例えば、サーバ上での暗号化）で、デベロッパによるApple Pay APIの使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーを保存することについて同意すること。デベロッパは、iPhoneまたはiPad上に、暗号化されていない方法で、いかなるエンドユーザーの支払い情報も保存しないことについて同意すること。疑義を避けるため、デベロッパは、iPhoneまたはiPad上のいかなるエンドユーザーの支払い情報も復号できないものとします。

- デベロッパは、エンドユーザーの支払い手続きを円滑にすることに関連しない目的で、Apple Pay APIを呼び出さないこと、または、その他Apple Pay APIを通じて情報を入手しようとしないことについて同意すること。

- デベロッパのアプリがエンドユーザーの残高を保存する場合、デベロッパは、Apple Pay APIを使用して、Apple Payに設定されたユーザーのカード会社のカードに送金できるようにすること。

- デベロッパがデベロッパのアプリケーション内でApple Pay APIを使用する場合、Apple Cashがそうしたアプリが配布される地域の法域内で使用可能である限り、デベロッパは商業的に合理的な努力をもって、ドキュメントに従って、デベロッパのApple Pay APIの使用において、Apple Cashを支払いオプションとして含めることに同意するものとします。

(ii) Apple Pay API経由でのエンドユーザーの支払手続を円滑にする一環として、Appleは、デベロッパ（デベロッパが取引業者、仲介者として行為するか、またはApple Payでのエンドユーザーの支払手続を円滑にする、取引業者のウェブページを表示するかを問わない）に、Apple Payペイロードを提供することがあります。デベロッパがApple Payペイロードを受け取る際、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパが取引業者として行為する場合、デベロッパはエンドユーザーの支払手続を処理するために、および デベロッパがエンドユーザーに開示したその他の使用のために、かつ、適用法令を遵守してのみ、Apple Pay ペイロードを使用できること。

- デベロッパが仲介者として行為する場合、

(a) デベロッパは、取引業者とエンドユーザーとの間の支払手続を円滑にする目的、および当該手続の一環として デベロッパ自身の注文を管理する目的(例えば、カスタマーサービスなど)でのみ、Apple Payペイロードを使用 できること。
(b) デベロッパは、デベロッパが支払手続、および注文管理目的の遂行に必要な期間を超えて、これらの目的で収集 されたApple Payペイロードデータを保有することはできないことに同意すること。
(c) デベロッパは、Apple Payペイロードを含みますがこれに限定されない、Apple Pay API経由で取得したデータ を、デベロッパが当該エンドユーザーに関して保有するその他のいかなるデータとも結合させないことに同意すること (ただし、注文管理目的で必要な、限定された範囲を除きます)。疑義を避けるため、仲介者は、広告宣伝のため、 ユーザープロファイルの構築もしくは強化のため、またはその他エンドユーザーを対象として、Apple Pay API経由で 取得したデータを使用することはできないものとします。
(d) デベロッパは、デベロッパが手続の仲介者であることをエンドユーザーに開示し、かつ、デベロッパの名前を 仲介者として含めることに加えて、Apple Payペイメントシートにおける特定の取引に関する、取引業者の情報を エンドユーザーに提供することに同意すること。
(e) デベロッパが取引業者を利用する場合、デベロッパは、デベロッパの選定した取引業者が、デベロッパから提供 されるApple Payペイロードをエンドユーザーの支払手続の処理およびその他エンドユーザーに開示された使用目的 でのみ、かつ、適用法令を遵守してのみ、使用することについて責任を負うこと。デベロッパは、最低限、本契約の規定と 同じ程度に制限的かつAppleを保護する条件が含まれる法的拘束力のある書面による契約を、当該取引業者と締結 することに同意すること。かかるApple Payペイロードに関して当該取引業者によりなされたあらゆる行為または支払 手続は、デベロッパによってなされたものとみなされること、かつ、デベロッパは、当該取引業者に加えて、かかる行為 (または不作為)のすべてについてAppleに対して責任を負うこと。本契約違反を構成する、またはその他の損害の 原因となる、当該取引業者の作為または不作為について、Appleはデベロッパに対して、当該取引業者の使用中止を 要求する権利を留保すること。

- デベロッパが、Apple Payでのエンドユーザーの支払手続を円滑にする、取引業者のウェブページを表示するが、 仲介者としても取引業者としても行為しない(すなわち、デベロッパがWKWebViewを通じて取引業者の チェックアウトをホストする)場合、

(a)理由の如何を問わず、Apple Payペイロードにアクセスしないことに同意すること。
(b)取引業者のウェブページを表示する以外の目的で、Apple Pay支払手続に由来または関連する情報を使用しない ことに同意すること。

D. Tap to Pay API

(i) デベロッパのアプリケーションは、取引業者によるデベロッパのアプリケーションを通じた取引の実行を可能 にする目的でのみ、Tap to Pay APIを使用することができ、デベロッパのアプリケーションは、Tap to Pay APIへの アクセスについてAppleから権限を得ていない限り、当該アクセスを行ってはなりません。さらに、デベロッパは次を 認め、これに同意するものとします。

- Appleは、Tap to Pay APIの使用を通じて円滑化された一切の取引の当事者ではなく、かつ、あらゆる支払い用 カードが利用できないこと、または不正決済が行われることを含め(ただし、これらに限定されない)、かかる取引に ついて一切責任を負わないこと。かかる取引は、デベロッパと、取引業者、デベロッパが取引の処理に利用する デベロッパの決済サービスプロバイダ、加盟店契約会社、カードネットワーク、またはその他の当事者との間で行われる ものであり、かつ、かかる第三者との間でデベロッパが締結した契約を遵守することについて、デベロッパが責任を負う

こと。かかる契約には、Tap to Pay APIの機能を使用することに関するデベロッパの決定について、デベロッパが同意して責任を負うことになる一定の権利、義務、または制限条項が含まれる場合があること。

- デベロッパは、ドキュメントに従い、かつ、安全な方法(例えば、サーバ上での暗号化)で、デベロッパによるTap to Pay APIの使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーおよびTTPデータを保存すること。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、決済サービスプロバイダとしてTTPデータを処理する場合を除き、いかなる暗号化されたTTPデータも復号できないものとします。

- デベロッパは、取引業者によるデベロッパのアプリの使用を通じた取引の実行を可能にすることに関連しない目的で、TTP APIを呼び出さないこと、または、その他TTP APIを通じて情報を入手しようとしないこと。

- Appleは、Tap to Pay APIにより円滑化された取引が正当に承認されていることを確認する責任を一切負わないこと。Appleは、不正または詐欺的な取引が行われた場合でも、責任を負いません。

- デベロッパは、Apple Payがデベロッパのアプリが配布される地域の法域内で使用可能である限り、商業的に合理的な努力をもって、ドキュメントに従って、デベロッパのTap to Pay APIの使用において、Apple Payを支払いオプションとして含めること。

(ii) Appleは、デベロッパ(デベロッパが取引業者または仲介者のいずれとして行為するかを問わない)に、TTPデータを提供することがあります。デベロッパがTTPデータを受け取る際、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパが取引業者として行為する場合、デベロッパは取引を処理するためにのみ、および注文を管理する目的でのみ、かつ、いずれの場合も適用法令を遵守して、TTPデータを使用できること。

- デベロッパが仲介者として行為する場合、(a)デベロッパは取引業者と取引業者の顧客の間における取引を円滑化するためにのみ、および注文を管理する目的でのみ、TTPデータを使用できること、(b)デベロッパは取引を円滑化するために必要な当事者にのみ、TTPデータの譲渡または開示を制限しなければならないこと、(c)デベロッパは取引の遂行および注文管理目的で必要な期間を超えて、TTPデータを保有することはできないこと、ならびに(d)デベロッパは、TTPデータを含みますがこれに限定されない、Tap to Pay API経由で取得したデータを、デベロッパが取引に関与する取引業者または取引業者の顧客に関して保有するその他のいかなるデータとも結合することはできないこと(ただし、取引の円滑化および注文管理目的で必要な、限定された範囲を除きます)。疑義を避けるために明記すると、仲介者は、広告宣伝のため、取引業者の顧客プロファイルの構築もしくは強化のため、またはその他取引業者の顧客を対象として、Tap to Pay API経由で取得したデータを使用することはできないものとします。

- デベロッパが決済サービスプロバイダとして行為しない場合、(i)デベロッパは決済サービスプロバイダと契約を締結し、(ii)当該決済サービスプロバイダが、取引を処理する目的(不正検知サービスの適用が含まれる場合があります)でのみ、および注文を管理する目的でのみ、かつ、いずれの場合も適用法令を遵守して、デベロッパが取得したTTPデータを使用することを確実にしなければならないこと。疑義を避けるために明記すると、当該決済サービスプロバイダはデベロッパの第三者サービスプロバイダです。デベロッパが取引業者であるか仲介者であるかに関わらず、デベロッパからデベロッパの決済サービスプロバイダに転送されたTTPデータに関してデベロッパの決済サービスプロバイダによりなされたあらゆる行為は、デベロッパによってなされたものとみなされること、かつ、デベロッパは、デベロッパの決済サービスプロバイダに加えて、かかる行為(または不作為)のすべてについてAppleおよび取引業者の顧客に対して責任を負うこと。

- デベロッパが仲介者である場合、デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションを使用する取引業者がドキュメントに従ってデベロッパのアプリケーションを使用して取引を実行できるようにする前に、当該各取引業者がTap to Pay Platform利用規約に承諾および同意していることを確認しなければならないこと。デベロッパが

取引業者である場合、デベロッパはデベロッパのアプリケーションで取引を実行する前に、Tap to Pay Platform利用規約に承諾および同意しなければならないこと。

Appleは、その自由裁量で、デベロッパにTap to Pay APIを使用する権限を提供せず、かつ、いつでもかかる権限を取り消す権利を留保します。

3.3.10 その他のサービスまたはソフトウェア

A. 追加のサービスまたはプレリリース版ソフトウェア

Appleは随時、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに関連して利用するために、または評価目的でエンドユーザーとして利用するために、デベロッパに追加のサービスまたはプレリリース版Appleソフトウェアへのアクセスを提供することがあります。これらの中には、本契約のほか、別途定める条件の適用を受けるものもあり、その場合、デベロッパによる利用は、当該条件の適用を受けること。当該サービスまたはソフトウェアは、すべての言語で、またはすべての国もしくは地域で利用可能であるとは限らず、またAppleは、それらが特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパが当該サービスまたはソフトウェアにアクセスすることを選択する限りにおいて、デベロッパは自発的にアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担すること。当該ソフトウェアにAppleのFaceTimeまたはメッセージ機能が含まれる場合、デベロッパは、かかる機能を使用する際、当該ソフトウェアおよび機能の提供および改良のため、電話番号およびデベロッパの認定テストユニットと接続されたデバイスの識別子、ならびにデベロッパが提出した電子メールアドレスまたはApple ID情報を、Appleが使用および保持する場合があることを認め、同意すること。Appleソフトウェアを通じてデベロッパのアクセスを可能にするサービスは、第三者から提供される場合があること。デベロッパは、当該第三者サービスまたはAppleの提供するあらゆるサービスについて、Appleが、デベロッパおよびエンドユーザーをはじめとするその他の者に対して一切の責任を負わないことを認めること。Appleおよびそのライセンサーは、随時、サービスへのアクセスを変更、中止、削除、または無効化する権利を有すること。いかなる場合にも、Appleは、かかるサービスに対するアクセスの削除または無効化について、一切責任を負わないこと。さらに、当該ソフトウェアまたはサービスの商用リリース時に、またはAppleが求める場合はそれよりも前に、デベロッパは、本契約に基づき、評価のため、エンドユーザーとして、デベロッパに提供されたプレリリース版Appleソフトウェアまたは Appleサービスのすべての使用を中止することに同意すること。

B. Googleセーフブラウジングサービス

デベロッパのアプリケーションが、Appleソフトウェアを通じてGoogleセーフブラウジングサービスにアクセスする場合、当該アクセスには、https://developers.google.com/safebrowsing/termsに規定されているGoogleのサービス条件が適用されること。デベロッパが当該サービス条件に同意しない場合、デベロッパのアプリケーション内でGoogleセーフブラウジングサービスを使用することはできず、かつ、デベロッパは、かかる使用が当該サービス条件への同意を意味することについて認め、同意すること。

4. プログラム要件または契約条項の変更

Appleは、プログラム要件または本契約の条項を、いつでも変更することができるものとします。新設または修正されたプログラム要件が、App StoreまたはカスタムAppの配信経由ですでに配布されたライセンスアプリケーションに、遡及的に適用されることはありません。ただし、デベロッパは、Appleがいつでも新設または修正したプログラム要件に合致しないアプリを、App StoreまたはカスタムAppの配信から削除する権利を留保することにつき、同意するものとします。Appleソフトウェア、Apple証明書、またはすべてのサービスの使用を継続するために、デベロッパは、新しいプログラム要件、または本契約の新しい条項を承諾し、これに同意する必要があります。新しいプログラム要件または新しい契約条項への同意が行われない場合、Appleは、デベロッパによるAppleソフトウェア、Apple証明書、およびあらゆるサービスの使用を停止または終了します。デベロッパは、そのような新しい契約条項またはプログラム要件の承諾を、電子的手段（デベロッパがボックスにチェックマークを付けること、または「同意する」もしくは類似のボタンをクリックすることを含みますがこれらに限定されません）により示すことができることに同意するものとします。本条は、Appleの**第5条（Apple証明書；取消し）**に基づく権利に影響を与えるものではありません。

5. Apple証明書；取消し

5.1 証明書の要件

すべてのアプリは、認定テストユニットや登録デバイスにインストールされるため、またはApp Store、カスタムAppの配信、またはTestFlight経由での配布用にAppleに提出されるためには、Apple証明書による署名を受ける必要があります。同様に、すべてのパスは、Walletで認識および承認されるため、Apple証明書による署名を受ける必要があります。Safari拡張機能は、macOS上のSafariで実行するために、Apple証明書による署名を受ける必要があります。デベロッパは、macOS上のSafari経由でデベロッパのサイトのための当該通知の受信に同意したユーザーのmacOSデスクトップに対し、Safariプッシュ通知を送信するためにウェブサイトIDを使用する必要があります。また、デベロッパは、本契約およびドキュメントで定めるその他の目的で、他のApple証明書およびキーを取得することもできます。

以上に関して、デベロッパはAppleに対し、次の(a)から(e)に定める事項を表明および保証するものとします。
(a) デベロッパは、Apple証明書、キー、またはプロビジョニングプロファイルの通常動作に干渉する行為を行わないこと。
(b) デベロッパは、許可を受けていない者または組織がデベロッパのApple証明書およびキーにアクセスすることを予防する責任を単独で負うと共に、デベロッパのApple証明書およびキーを漏えいから保護するために自身の最善の努力を払うこと（例えば、デベロッパは、App Store配布用のデベロッパのApple証明書を、第三者が使用できるようにクラウドリポジトリにアップロードしないこと）。
(c) デベロッパは、そのApple証明書またはキーが漏洩したと考える理由がある場合は、直ちにAppleに書面で通知することに同意すること。
(d) デベロッパは、本プログラムに基づき提供されたApple証明書またはキーを、第三者に提供または譲渡しないこと。ただし、本契約の規定に従い、デベロッパのために、かつドキュメントまたは本契約でAppleによって明示的に許可された限定範囲でのみ、それらを使用するサービスプロバイダを除きます（例えば、デベロッパは、App Storeへの配信または提出のために使用されるデベロッパのApple証明書を、サービスプロバイダに提供または譲渡することを禁じられています）。また、デベロッパは、デベロッパのApple証明書を、第三者のアプリ、パス、拡張機能、通知、実装、またはサイトに署名するために使用することはできません。
(e) デベロッパは、Appleが許可するとおりにのみ、かつ、ドキュメントに従って、本契約に基づき提供されたApple証明書またはキーを使用すること。
(f) デベロッパは、本プログラムに基づき提供されるApple証明書を、本プログラムにおいて示されている通りに、またはその他Appleが許可する通りに、かつ、本契約に従ってのみ、テスト、Appleへの提出、MDM、および／または登録デバイスもしくは認定テストユニットで使用するための限定的な配布を行うために、デベロッパのパスに署名すること、デベロッパのSafari拡張機能に署名すること、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名すること、APNサービスにアクセスすること、またはデベロッパのアプリに署名することのみを目的として使用すること。前記に対する限定的な例外として、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダに対し、Apple発行の開発証明書で署名するために、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、および／またはvisionOSを搭載したAppleブランド製品上で、デベロッパのためにデベロッパのアプリのテストを実施させる目的でのみ、デベロッパのアプリの複数のバージョンを提供することができるものとします。ただし、かかるテストはすべて、デベロッパのサービスプロバイダによって内部的に行われるものであり（例えば、デベロッパのアプリを外部に配信しないなど）、かつ、デベロッパのアプリは、かかるテストの実施後、合理的な期間内に削除される必要があります。また、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダが、かかるテストサービスの実施によって取得されたデータを、デベロッパにデベロッパのアプリケーションの性能に関する情報を提供する目的でのみ使用することにつき（例えば、デベロッパのサービスプロバイダが、デベロッパのアプリケーションのテスト結果と、その他のデベロッパのテスト結果とを統合することは禁止されることなど）、同意するものとします。

さらに、デベロッパは、Appleに対し、デベロッパのアプリ、デベロッパのSafari拡張機能、デベロッパのサイトの登録バンドル、またはデベロッパのパスに適用される、またはデベロッパの取扱製品もしくは対象製品に含まれる、第三者のコードもしくはFOSSに適用されるライセンス条項が、プログラムのデジタル署名、コンテンツの保護、またはプログラムもしくは本契約の条項、条件、もしくは要件と一致し、それらと矛盾するものではないことを表明し、保証するものとします。特に、前記のライセンス条項が、Apple（またはその代理人）に対して、App Storeを含む、Appleソフトウェアの一部として利用される、セキュリティソリューション、デジタル署名もしくはデジタル著作権管理

メカニズム、またはセキュリティに関する、キー、認証コード、メソッド、手順、データ、またはその他の情報の開示または提供を要求する趣旨ではないものとします。デベロッパが上述した内容に関する不一致または抵触を発見した場合は、デベロッパはその旨を直ちにAppleに通知することに同意するものとし、また、当該問題を解決するためにAppleと協力するものとします。デベロッパは、Appleが、問題となったライセンスアプリケーションまたはパスの配布を直ちに中止することができ、また、Appleが合理的に満足のいくように当該問題が解決されるまで、デベロッパからの以後のアプリまたはパスの提出の受理を却下することがあることについて認め、同意するものとします。

5.2 信頼した当事者の証明書

AppleソフトウェアおよびAppleサービスは、AppleソフトウェアもしくはAppleサービスによる承認を得るために(例えば、Apple Payなど)、またはデベロッパに対する情報提供に使用するために(例えば、取引の領収書、App Attestの受領書など)、Apple証明書または第三者の証明書のいずれかのデジタル証明書を許可する機能性を含むことがあります。それらを信頼する前に、デベロッパがAppleから受領するあらゆる証明書または領収書の有効性を検証することはデベロッパの責任です(例えば、デベロッパは、In-App Purchase APIを使用してコンテンツをエンドユーザーに配布する前に、Appleから届いた受領書について検証する必要があります)。デベロッパは、かかる証明書および受領書を信頼することに関するデベロッパの判断について、単独で責任を負い、かつ、Appleは、デベロッパが、Apple(または第三者)から届くかかる証明書もしくは受領書の検証ができない場合、またはデベロッパがApple証明書またはその他のデジタル証明書を信頼する場合に、いかなる責任も負いません。

5.3 macOS用の公証アプリ

デベロッパは、デベロッパのmacOSアプリケーションの公証を得るために、Appleのデジタル公証サービスに対して、アプリケーションの公証用のデジタルファイル(以下「**チケット**」といいます)を請求することができます。デベロッパは、このチケットをデベロッパのApple証明書と共に使用して、macOS上のデベロッパのアプリケーションの署名およびユーザーエクスペリエンスの改善を図ることができます。デベロッパは、このチケットをAppleのデジタル公証サービスに請求するため、継続的なセキュリティチェックを目的として、Appleのデベロッパツール(またはその他の要求された仕組み)を用いて、デベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードしなければなりません。こうした継続的なセキュリティチェックには、マルウェア、その他の有害もしくは疑わしいコードやコンポーネント、またはセキュリティ上の脆弱性を検出するための、Appleによるデベロッパのアプリケーションの自動スキャン、自動テスト、および自動分析が含まれます。さらに、限定的な状況においては、同様の目的のため、Appleによるデベロッパアプリの手動の技術調査が含まれる可能性があります。このデジタル公証サービスのためにデベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードすることで、デベロッパは、Appleが、かかるデベロッパのアプリケーションに対して、マルウェアまたは他の有害または疑わしいコードやコンポーネントの検出を目的として、セキュリティチェックを実施する場合があること、および、Appleが、同様の目的のため、セキュリティチェックを継続するためにデベロッパのアプリケーションを保持し、使用する場合があることに同意したことになります。

Appleが、デベロッパの署名を認証し、デベロッパのアプリケーションが最初のセキュリティチェックに合格した場合、Appleは、デベロッパに対して、Apple証明書と共に使用するチケットを提供することができます。Appleはその自由裁量でチケットを発行する権利を留保します。また、Appleは、デベロッパのアプリケーションがマルウェア、または悪意がある、疑わしい、もしくは有害なコードやコンポーネントを含んでいる、またはデベロッパの身元を証明する署名に問題があるとAppleが信じるに足る理由、または合理的な疑いがある場合、Appleはその裁量で、チケットを随時取り消すことができるものとします。デベロッパは、随時、product-security@apple.comに電子メールを送信し、Appleがデベロッパのチケットを取り消すよう要求することができるものとします。Appleがデベロッパのチケットまたはデベロッパの Apple証明書を取り消した場合、それ以降、デベロッパのアプリケーションをmacOS上で実行することはできません。

デベロッパは、デベロッパのチケット請求に関してAppleと協力するものとし、かつ、Appleのセキュリティチェックに対してデベロッパのアプリケーションをAppleから隠したり、迂回を試みたり、その一部を不正確に伝えたり、または他の方法でAppleによるセキュリティチェックの実施を妨げたりしないことに同意するものとします。デベロッパは、Appleがデベロッパのアプリケーションのセキュリティチェックやマルウェア検出を行ったこと、またはAppleがAppleのデジタル公証サービスからデベロッパにチケットを発行するために、デベロッパのアプリケーションの審査を行った、

もしくは認証したことにつき、言及しないことに同意するものとします。デベロッパは、AppleがAppleのデジタル公証サービスと関連してのみセキュリティチェックを実施すること、およびそうしたセキュリティチェックは、確実にマルウェアを検出するものではなく、何らかのセキュリティ検証結果として用いることもできないことを認め、同意するものとします。デベロッパは、自身のアプリについて、および、デベロッパのアプリケーションが安全で、エンドユーザーが確実に使用できるものであることについて（例えば、マルウェアの問題が発生した場合、エンドユーザーに対して、デベロッパのアプリケーションが停止することがあると通知することなど）、完全に責任を負うものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードする場合、当該デベロッパの法域における輸出要件を遵守することに同意し、かつ、デベロッパは、以下のいずれかに該当するアプリをアップロードしないことに同意します。以下のいずれかに該当するアプリをアップロードしないことに同意します。(a) 米国輸出管理規則、15 CFRパーツ730-774または国際武器取引規則、22 CFRパーツ730-774に従うもの。(b) 特定の種類の暗号化ソフトウェアおよびソースコードを含むがこれらに限定されない、事前の書面による政府の承認なしに、その承認を最初に取得しない限り、輸出することのできないもの。Appleは、デベロッパのアプリや対象製品内のマルウェア、または他の疑わしい、有害なコードもしくはコンポーネントを検出できないことについて、またはその他のセキュリティ上の問題について、またはチケットの発行や取り消しについて、デベロッパに対して、またはいかなる第三者に対しても責任を有さないものとします。Appleは、Appleがデベロッパのアプリのセキュリティチェックを実施したという事実を含むがそれに限定されない、デベロッパのアプリ開発、対象製品の開発、Appleソフトウェアやサービスの使用（デジタル認証サービスを含む）、またはApple証明書、チケット、もしくはプログラムへの参加の結果としてデベロッパに生じたいかなる費用、経費、損害、損失、または他の債務について、責任を負わないものとします。

5.4 証明書の取消し

本契約において別段の定めがない限り、デベロッパは、デベロッパに対して発行されたApple証明書をいつでも取り消すことができます。デベロッパがデベロッパのパスに署名するために使用された、またはデベロッパに対してApp Store外で配布されたmacOSアプリと共に使用するために発行された、Apple証明書を取り消すことを希望する場合、デベロッパは、随時、product-security@apple.comに電子メールを送信し、AppleがかかるApple証明書を取り消すよう要求することができます。Appleもまたその自由裁量で、いつでもあらゆるApple証明書を取り消す権利を留保します。例として、Appleは、以下のいずれかに該当する場合に、かかる行為を選択することがあります。(a)デベロッパのApple証明書もしくは対応するプライベートキーが漏えいし、またはいずれかが漏えいしたとAppleが信ずる理由がある場合、(b)デベロッパの取扱製品または対象製品が、マルウェア、悪意のある、疑わしい、または有害なコードもしくはコンポーネント（例えば、コンピュータウイルス）を含んでいるとAppleが信ずる理由または合理的な疑いを有する場合、(c)デベロッパの取扱製品が、Appleブランド製品またはかかる製品によりアクセスもしくは使用されるその他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、またはネットワークのセキュリティに悪影響を与えるとAppleが信ずる理由がある場合、(d)Appleの証明書発行手続きに不正アクセスされた場合、またはかかる手続きに不正アクセスされたとAppleが信ずる理由がある場合、(e)デベロッパが本契約のいずれかの条項または条件に違反した場合、(f)Appleが本プログラムに基づき、デベロッパの取扱製品または対象製品に対してApple証明書の発行を中止した場合、(g)デベロッパの取扱製品または対象製品が、本契約に基づき提供されるサービスを悪用している、または過大な負荷をかけている、または(h)かかる措置が適切または必要であるとAppleが信ずる理由がある場合に、かかる行為を選択することがあります。さらに、デベロッパは、エンドユーザーのプライバシー、安全、もしくはセキュリティを保護するためにAppleがかかる措置が必要であると信じる場合、またはその他Appleの合理的な判断により適切もしくは必要であると決定された場合、Appleが、Apple証明書で署名された取扱製品または対象製品に関して、エンドユーザーに通知を送信することがあることを理解し、これに同意するものとします。Appleの証明書ポリシーおよび認証実務規定は、https://www.apple.com/certificateauthorityでご確認いただけます。

6. アプリケーションの提出および選定

6.1 App StoreまたはカスタムAppの配信経由で配布するためのAppleへの提出

デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのテストが適切に行われ、完成したと判断した場合、デベロッパは、AppleがApp StoreまたはカスタムAppの配信を通じて配布することができるように、これをAppleに提出することができます。デベロッパのアプリケーションを提出することで、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびにAppleが本プログラムのウェブポータルまたはApp

Store Connectに掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされます。デベロッパは、デベロッパが提出したアプリの機能、コンテンツ、サービス、または機能性を、Appleが審査できないように隠したり、不正確に伝えたり、その他Appleがかかるアプリを十分に審査できないようにしたりしてはならないものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが、MFiアクセサリを含むがこれに限定されない、物理デバイスに接続される場合には、App Store Connect経由で書面でその旨をAppleに知らせるものとし、かかる場合には、その接続手段(iAP、Bluetooth Low Energy(BLE)、ヘッドフォンジャック、またはその他の通信プロトコルもしくは規格のいずれか)を開示し、デベロッパのアプリケーションが通信できるよう設計されている物理デバイスを少なくとも一つ明示することに同意するものとします。Appleが要求した場合、デベロッパは、デベロッパの費用負担で、当該デバイスに対するアクセスまたはそのサンプルを提供することに同意するものとします(サンプルは返却されません)。デベロッパは、かかる提出プロセスにおいてAppleに協力すること、および、質問への回答およびAppleが合理的に要求するデベロッパの提出したアプリに関する情報および資料の提供を行うことに同意するものとします。これには、デベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが保有する保険情報、デベロッパの事業の運営、または本契約におけるデベロッパの義務が含まれます。Appleは、デベロッパに対し、特定の種類のアプリについて、一定レベルの保険に入ること、および、追加の被保険者としてAppleを指定することを求めることができるものとします。デベロッパが、Appleへの提出後にアプリに変更を加える場合(In-App Purchase APIの利用を通じて提供する機能を含みます)、デベロッパは、アプリをAppleへ再提出しなければならないものとします。同様に、Appleによる別段の許可がない限り、App StoreまたはカスタムAppの配信経由での配布用とされるためには、デベロッパのアプリケーションのすべてのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリース、および新規バージョンもまた、Appleがこれを審査できるよう、Appleへの提出が必要になるものとします。

6.2 App Thinningおよびバンドルリソース

App StoreまたはカスタムAppの配信へのデベロッパのアプリケーション提出の一環として、Appleは、対象とする特定のデバイス上でより効率的に実行し、かつ、より少ないスペースの使用で済むよう、デベロッパのアプリケーションの特定の機能および提供されたリソース(ドキュメントに記載のとおり)を再パッケージすることにより、対象デバイスに対するデベロッパのアプリケーションを最適化することがあります(以下「**App Thinning**」といいます)。例えば、Appleは、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションの32ビットまたは64ビットバージョンのみを配布し、かつ、対象デバイスのディスプレイ上では表示されないアイコンの配布や画面表示をしないことがあります。デベロッパは、Appleが、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションのより最適化されたバージョンを配布するため、デベロッパのアプリケーションの再パッケージにApp Thinningを使用する場合があることにつき、同意するものとします。

App Thinningの一環として、デベロッパは、デベロッパのコード提出の一部である、バンドルされた当該リソース(以下「**バンドルリソース**」といいます)を特定することにより、デベロッパのアプリケーション向けの特定のリソース(例えば、GPUリソース)の対象デバイスへの配布をAppleに要求することもできます。デベロッパは、対象とするデバイスへのアセットの配布もしくは時期にバリエーションを持たせるように、かかるバンドルリソースを定義することができます(例えば、ユーザーがあるゲームで一定のレベルに達したら、コンテンツをオンデマンドで対象デバイスに配布するなど)。App ThinningおよびバンドルリソースはすべてのAppleオペレーティングシステムについて利用可能とは限らず、かつ、Appleは、いくつかの対象デバイスに完全なアプリバイナリの配布を継続することがあります。

6.3 macOSとvisionOSでのiOSおよびiPadOS向けアプリ

デベロッパが、iOSおよび/またはiPadOS向けのデベロッパのアプリをコンパイルし、当該アプリをApp Store上での配布のために提出する場合、デベロッパは、デベロッパがApp Store Connectのオプトアウトプロセスに従い、macOSおよび/またはvisionOS上でデベロッパのアプリを利用可能にすることについてオプトアウトしない限りにおいて、AppleがApp Store経由でmacOSおよびvisionOSでもデベロッパのアプリを利用可能にすることに同意するものとします。デベロッパは、前記の定めが、現在App Store上で利用可能な、デベロッパが提出したiOSおよび/またはiPadOS向けのアプリ、およびデベロッパがiOSおよび/またはiPadOS向けにコンパイルしてApp Storeに提出する将来のアプリに対して適用されることに同意するものとします。前記に関わらず、当該アプリが第7条に従いApp Store上で配布するためにAppleに選択された場合、および当該アプリがmacOSおよび/またはvisionOS上(該当する場合)で適切に機能し、かつ互換性があると、Appleが独自の裁量において判断した場合に限り、App Storeでの利用可能性が適用されるものとします。デベロッパがデベロッパのアプリをmacOSおよび/

またはvisionOS上で運用することについて適切な権利を有するかどうかについては、デベロッパが判断し、その権利を取得する責任を負うものとします。デベロッパが当該権利を有しない場合、デベロッパは、macOSおよび／またはvisionOS上で当該アプリを利用可能にすることについてオプトアウトすることに同意するものとします。デベロッパは、macOSおよびvisionOS上の当該アプリのテストについて責任を負うものとします。

6.4 Bitcodeの提出

いずれかのAppleオペレーティングシステム向け（例えば、watchOS向け）に、App StoreまたはカスタムAppの配信へアプリを提出することについて、Appleは、デベロッパに対し、LLVMコンパイラ向けバイナリファイル形式で、デベロッパのアプリケーションの中間表示の提出を求めることがあります（以下「**Bitcode**」といいます）。デベロッパは、その他のサポート対象のAppleオペレーティングシステム向けBitcodeを提出することもあります。かかるBitcode提出により、Appleが、デベロッパのBitcodeを、対象となる特定のAppleブランドデバイスにコンパイルすることが可能になり、かつ、デベロッパのアプリケーションの後続リリース向けのデベロッパのBitcodeを、Appleハードウェア、ソフトウェア、またはコンパイラの変更のために再コンパイルすることが可能になります。Bitcodeを提出する際、デベロッパは、Bitcodeにおけるデベロッパのアプリケーション用の記号を含めるか否かにつき、選択することができます。ただし、デベロッパが記号を含めない場合、Appleは、後述の**第6.6条（デベロッパのアプリケーションの改良）**で定める、記号化されたクラッシュログまたはその他の診断情報をデベロッパに提供することはできなくなります。さらに、デベロッパは、デベロッパのBitcodeを含むデベロッパのアプリケーションのコンパイルされたバイナリの提出を求められることがあります。

BitcodeをAppleに提出することにより、デベロッパは、Appleに対し、特定のApple製デバイスを対象とする生成されたバイナリにデベロッパのBitcodeをコンパイルし、アップデートされたハードウェア、ソフトウェア、またはコンパイラの変更のため、デベロッパのアプリケーションの以降のリビルドおよびリコンパイルのため、デベロッパのBitcodeをリコンパイルする権限を与えたものとみなされます（例えば、Appleが新たなデバイスをリリースした場合、Appleは、再送信を要求することなく、デベロッパのBitcodeを使用してデベロッパのアプリケーションをアップデートする場合があります）。デベロッパは、Appleが、Appleのデベロッパツールのテストおよび改良を目的とした自己の内部使用のために、かつ、Appleオペレーティングシステムで実行するためにアプリを最適化する方法を分析および改良する目的で、かかるBitcodeをコンパイルすることがあることに同意するものとします（例えば、どのフレームワークが最も頻繁に使用されるか、特定のフレームワークがどのようにメモリーを消費するか、など）。デベロッパは、Appleがどのようにデベロッパのバイナリ形式に処理するかを確認しテストするため、Appleのデベロッパツールを使用することができるものとします。Bitcodeは、すべてのAppleオペレーティングシステムで使用できるとは限りません。

6.5 TestFlightの提出

デベロッパが、デベロッパのアプリケーションをTestFlight経由でデベロッパ企業外または組織外のベータ版テスターに配布したい場合、デベロッパは、まず審査のためにデベロッパのアプリケーションをAppleに提出する必要があります。かかるアプリを提出することにより、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびにAppleが本プログラムのウェブポータルまたはApp Store Connectに掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされます。しかる後、Appleは、デベロッパに対し、当該アップデート版が、デベロッパがApp Store ConnectでAppleに報告し、当該アプリの再審査を受けることに同意している重大な変更を含まない限り、Appleによる審査を経ずに、かかるアプリのアップデート版をデベロッパのベータ版テスターに直接配布することを許可する場合があります。Appleは、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight経由での、または特定のベータ版テスターへのデベロッパに対する、アプリの配布の中止を要求する権利を留保します。

6.6 デベロッパのアプリケーションの改良

さらに、デベロッパのアプリが、App Store、カスタムアプリの配信、またはTestFlight経由で配布するために提出された場合、デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリとApple製品およびサービスとの互換性テストを行う限定的な目的のため、Apple製品およびサービス、またはデベロッパのアプリのバグおよび問題点の検出および修正を行うため、デベロッパのアプリにおけるまたはそれとのiOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、またはmacOSの

パフォーマンスの問題点を評価する内部使用のため、セキュリティテストを行うため、ならびにデベロッパに対してその他の情報(例えば、クラッシュログなど)を提供するため、デベロッパのアプリを利用することがあることに同意するものとします。デベロッパはアプリのシンボルの情報をAppleに送信することにオプトアウトすることができます。その場合、デベロッパはAppleが、かかるシンボルを、Apple製品およびサービスを使用するデベロッパのアプリケーションのクラッシュログおよびその他の診断情報、互換性テストの復元情報をデベロッパに提供することを目的として、かつAppleの製品およびサービス、またはデベロッパのアプリケーションのバグや問題を検出し、解決するため、デベロッパのアプリケーションをシンボル化するものとして使用することに同意します。Appleがデベロッパにデベロッパのアプリケーションのクラッシュログまたはその他の診断情報を提供する場合、デベロッパは、当該クラッシュログおよび情報を、デベロッパのアプリケーションおよび関連製品のバグの修正およびパフォーマンスの改善の目的でのみ使用することに同意するものとします。また、デベロッパは、匿名の非属人的事項に限って当該情報を収集し、かつ、特定のエンドユーザーもしくはデバイスに関する情報を識別または抽出する意図で当該情報を再結合、関連付け、または使用しない限り、デベロッパのアプリケーションから、それがクラッシュした際に、数字列および変数を収集することができるものとします。

6.7 解析

デベロッパは、デベロッパのアプリおよび関連製品を改良する目的でのみ、Appleがアプリの解析サービスを通じて提供するデータを使用することに同意するものとします。さらに、デベロッパは、サービスプロバイダを除き、かかるデータをいかなる第三者にも提供しないことに同意するものとします。サービスプロバイダは、デベロッパのために、かかるデータの処理および解析を支援する必要があり、その他の目的での使用またはその他のいかなる者への開示も許可されていません。例えば、デベロッパは、本サービスの一環としてAppleがデベロッパに提供したデータを、その他のデベロッパの解析情報と統合(または第三者による統合を許可)してはなりません。また、デベロッパがデベロッパ間で相互に解析するために、かかる情報をリポジトリに投稿することもできません。かつ、デベロッパは、解析サービス、またはいかなる解析データも、特定のエンドユーザーのデバイスに関する情報を識別または抽出する目的で使用してはならないものとします。疑義を避けるため、この段落は法律で明示的に許可されている共有または使用を禁止するものではありません。

Appleは、App Store上の類似したアプリとの比較に基づくデベロッパのアプリのパフォーマンスに関して、App Analyticsのデータをデベロッパに提供することがあります。このデータは、アプリとエンドユーザーを保護するため、差分プライバシーを使用して算出されます。デベロッパの個人データは、いかなる場合においてもAppleプライバシーポリシーに従って取り扱われます。プライバシーポリシーは、https://www.apple.com/jp/legal/privacy/でご確認いただけます。

6.8 現在出荷されているOSバージョンとの互換性要件

App Store経由で配布するために選択されたアプリは、Appleへの提出時に、現在出荷されているAppleのオペレーティングシステム(OS)ソフトウェアとの互換性がなければならず、かつ、かかるアプリは、当該アプリがApp Store経由で配布される限りにおいて、最新で、該当するOSバージョンの各新規リリースとの互換性を維持しなければならないものとします。デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーションがその時点で最新のOS版との互換性を有しないときに、いつでも、その自由裁量で、アプかかるリケーションをApp Storeから削除する場合があることを理解し、同意するものとします。

6.9 Appleによる配布のための選定

デベロッパが、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlight経由で配布するために、デベロッパのアプリケーションをAppleに提出する場合、デベロッパは、Appleが、その自由裁量で、以下のいずれかの行為を行うことがあることを理解し、同意するものとします。

(a) デベロッパのアプリケーションが、その時点において有効な「ドキュメントまたはプログラム要件」の全部または一部に適合していないと判断すること。
(b) デベロッパのアプリケーションが、「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合している場合であっても、何らかの理由でデベロッパのアプリケーションの配布を却下すること。

(c) デベロッパのアプリケーションを、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlightを通じた配布用に選定し、電子的に署名すること。

Appleは、デベロッパのアプリケーションがApp StoreまたはカスタムAppの配信経由で配布されるために選定されなかった事実を含みますがこれに限定されない、デベロッパによるアプリの開発、Appleソフトウェア、Appleサービス、もしくはApple証明書の使用、または、本プログラムへの参加に起因してデベロッパが被った費用、経費、損害、損失（事業機会の喪失もしくは逸失利益を含みますがこれに限定されません）、またはその他の責任について、一切責任を負いません。デベロッパは、安全で、設計および操作において瑕疵がなく、かつ、適用される法令に従ったアプリを開発することについて、単独で責任を負うものとします。また、デベロッパは、かかるアプリに関する一切の文書、ならびに、エンドユーザーである顧客へのサポートおよび保証に関しても、単独で責任を負うものとします。Appleがアプリケーションを審査、テスト、承認、または選定したという事実があっても、デベロッパが前記の責任を免れることはありません。

7. アプリおよびライブラリの配布

アプリ：

本契約に基づき開発したiOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、またはwatchOS向けアプリは、(1) App Storeを通じた配布（Appleにより選ばれた場合）、(2) **第7.3条**に基づくAd Hoc配布、および (3) **第7.4条**に基づくTestFlightを通じたベータテストのための配布が可能です。iOS、iPadOS、macOS、およびtvOS向けに開発したアプリは、カスタムアプリとして配布することも可能です（Appleにより選ばれた場合）。さらに、macOS向けアプリは、本契約に記載されているように別個で配信することもできます。

7.1 App Store経由またはカスタムAppの配信経由の無償ライセンスアプリケーションの配布

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格である場合、かかるアプリは、Appleおよび／またはApple子会社によるApp Store経由またはカスタムAppの配信経由でのエンドユーザーへの配布について、適格性を有することになります。デベロッパが、エンドユーザーに対して、App Store経由またはカスタムAppの配信経由で、無償の（無料の）、Appleおよび／またはApple子会社による、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布、またはIn-App Purchase APIの使用を通じたデベロッパのライセンスアプリケーションにおける追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供の許可を希望する場合、デベロッパは、デベロッパが無償のアプリに指定するライセンスアプリケーションに関して、別紙1の条項に従って、Appleおよび／またはApple子会社を、デベロッパの法的な代理人、またはコミッショナーに指名するものとします。

7.2 別紙2および別紙3（有償ライセンスアプリケーション向け）；領収書

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格であり、かつ、In-App Purchase APIの使用を通じて、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対して、またはデベロッパのアプリケーション内で、エンドユーザーに対して何らかの課金をする場合、App Store経由でかかるデベロッパのライセンスアプリケーションの商用配布が開始される前に、または、デベロッパがエンドユーザーに対して課金をする追加のコンテンツ、機能、またはサービスの商用配布がデベロッパのライセンスアプリケーションにおけるIn-App Purchase APIの使用を通じて許可される前に、AppleまたはApple子会社と別途契約（別紙2）を締結しなければならないものとします。デベロッパがAppleの署名を受領し、アプリをカスタムAppの配信経由で有償配布することを希望する場合、デベロッパは、かかる配布が実施される前に、AppleまたはApple子会社と別途契約（別紙3）を締結しなければならないものとします。AppleまたはApple子会社と別紙2もしくは別紙3の契約を締結する場合、またはすでに締結している場合、別紙2もしくは別紙3の条項は、この引用により本契約に組み込まれるものとみなされます。

エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーションをインストールした場合、Appleは、デベロッパに対して、Apple証明書付きの署名された取引領収書に提供します。ドキュメントで定められたとおり、デベロッパは、当該証明書および領収書がAppleにより発行されたことの検証を、自身の責任で行うものとします。デベロッパは、In-App Purchase APIに関連して、ライセンスアプリケーションの購入に関する、デベロッパによる当該証明書

および領収書の使用またはこれらに対する信頼は、デベロッパが単独でその責任を負うものとします。Appleは、明示または黙示を問わず、当該Apple証明書および領収書に関する商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、一切保証または表明しません。デベロッパは、ドキュメントに従ってのみ当該領収書および証明書を使用すること、および、一切の偽造またはその他の悪用を含め（これらに限定されません）、当該領収書および証明書の正常な運用の妨害または改ざんをしないことに同意するものとします。

7.3 登録デバイス上での配布（特別配布）

本契約の規定に従い、デベロッパは、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、およびvisionOS向けのデベロッパのアプリを、デベロッパの社内、デベロッパの組織内、教育機関内、グループ内の個人、またはデベロッパと提携関係にある者に対して、限定数量の登録デバイス（プログラムウェブポータルで指定）で使用するために配布することができるものとします。ただし、本契約に定める通り、デベロッパが所有するApple証明書を用いて、デベロッパのアプリがデジタル署名されていることを条件とします。このような方法で、登録デバイス上でデベロッパのアプリケーションを配布することにより、デベロッパは、Appleに対して、デベロッパのアプリケーションがその時点で有効なAppleの「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たしていることを表明および保証したものとみなされます。さらに、デベロッパは、Appleが合理的な範囲で要求する、デベロッパのアプリケーションに関する質問への回答および情報提供に協力することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパ、組織、教育機関、または関連グループ内のどの個人がデベロッパのアプリケーションや登録デバイスにアクセスし、利用する権利を有するかを決定し、かかる登録デバイスの管理に単独で責任を負うものとします。Appleは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションを、上述の方法により配布した場合に発生する費用、支出、損害、損失（事業機会の喪失、逸失利益を含みますがこれらに限定されません）、またはその他の債務について、一切責任を負わないものとします。また、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションおよび登録デバイスへのアクセスおよびその利用の適切な管理、制限、またはその他のコントロールをできない場合についても、Appleは一切責任を負わないものとします。デベロッパは、デベロッパの自由裁量により、さらにデベロッパのアプリケーションに適切な利用条件等を付帯させる責任を負います。デベロッパの利用条件に対する違反について、Appleは一切責任を負いません。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションに関するユーザー支援、保証、およびサポートについて、単独で責任を負うものとします。

7.4 TestFlight配布

A. 認定デベロッパおよびApp Store Connectユーザーへの内部配布

デベロッパは、（TestFlightデベロッパサイトで指定された）限定された数のデベロッパの認定デベロッパ、またはデベロッパ企業もしくは組織の一員であるデベロッパのApp Store Connectユーザーに対し、デベロッパのアプリケーションのテスト、評価、または開発における彼らの内部使用のためにのみ、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を内部配布する目的で、TestFlightを使用することができるものとします。Appleは、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight経由でデベロッパの認定デベロッパもしくはデベロッパのApp Store Connectユーザーへの、または特定の認定デベロッパもしくはApp Store Connectユーザーへの、かかるアプリの配布の中止を要求する権利を留保します。

B. ベータ版テスターへの外部配布

デベロッパは、（TestFlightデベロッパWebサイトで指定された）限定された数のベータ版テスターに対し、デベロッパのアプリケーションのテストおよび評価を行う目的でのみ、かつ、デベロッパのアプリケーションが、**第6.5条（TestFlight提出）**で定めるとおり、Appleがかかる配布をするために承認されている場合に限り、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を外部配布するためにTestFlightを使用することができるものとします。デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターに対し、AppleのTestFlightに参加するための、または当該プレリリース版を使用するためのいかなる種類の費用も請求することはできないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版の品質、パフォーマンス、または有用性の改善に関連しない目的で、TestFlightを使用することはできません（例えば、App Storeを回避する意図でデベロッパのアプリケーションのデモ版を継続的に配布したり、App Storeでの好ましい評価を得る目的でデベロッパのアプリケーションの体験版を提供したりすることは許可されません）。さらに、デベロッパのアプリケーションが主として子どもを対象とする場合、デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターが、各々の法域における成人年齢に達していることを確かめる必要があります。デベロッパが、ベータ版テスターをTestFlightに追加することを選択した場合、デベロッパは、かかる

エンドユーザーに対する招待の送信について、およびかかるユーザーへの連絡について同人の同意を取得することについて、責任を負います。Appleは、TestFlightを介してかかるエンドユーザーに招待を送信することのみを目的として、TestFlightを経由してデベロッパが提供した電子メールアドレスを使用するものとします。ベータ版テスターに対して招待を送信する目的で電子メールアドレスをアップロードすることにより、デベロッパは、デベロッパが招待を送信する目的でそうした電子メールアドレスを使用する適切な法的根拠を有していることを保証したものとみなされます。ベータ版テスターが（TestFlight経由で、またはその他の方法により）、デベロッパからの連絡を中止するよう要求した場合、デベロッパはすみやかに連絡を中止することに同意するものとします。

C. TestFlight情報の使用

TestFlightが、エンドユーザーによるデベロッパアプリのプレリリース版の使用に関するベータ版解析情報（例えば、インストール時間、アプリの各自の使用頻度など）、またはその他の関連情報（例えば、テスターの提案、フィードバック、スクリーンショット）をデベロッパに提供する場合、デベロッパは、かかるデータをデベロッパのアプリケーションおよび関連商品を改善する目的でのみ使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのために、かかるデータの処理および解析について、デベロッパを援助し、かつ、その他の目的での使用またはその他いかなる者への開示も許可されていないサービスプロバイダを除き（かつ、その場合でも、Appleによって禁じられていない限定範囲のみとする）、かかる情報をいかなる第三者にも提供しないことについて同意するものとします。疑義を避けるため、デベロッパは、TestFlightの一環としてデベロッパのアプリに関してAppleがデベロッパに提供したベータ版解析情報を、その他のデベロッパのベータ版解析情報と統合（または第三者による統合を許可）してはならず、またはデベロッパ間で相互にベータ版解析を行うために、かかる情報をリポジトリに投稿してはならないものとします。さらに、デベロッパは、TestFlight経由で提供されたベータ版解析情報を、TestFlight外で、特定のデバイスから得られた情報または特定のエンドユーザーに関する情報を非匿名化する目的で使用してはならないものとします（例えば、デベロッパは、特定のエンドユーザーに関するTestFlight経由で集められたデータを、Appleの解析サービス経由で匿名で提供された情報と結び付けることを試みてはなりません）。

ライブラリ：

7.5 ライブラリの配布

デベロッパは、Appleソフトウェアを使用するライブラリを開発することができます。XcodeとApple SDKの利用規約、またはSwift Playgrounds契約の定めに関わらず、本契約において、デベロッパは、XcodeおよびApple SDKライセンス、またはSwift Playgroundsライセンスの一部として提供される該当するApple SDKを使用するiOS、watchOS、iPadOS、tvOS、および／またはvisionOS向けのライブラリを開発することができます。ただし、かかるライブラリは、Appleブランド製品と使用するためにのみ開発および配布されるものとし、かつ、デベロッパは、かかるライブラリの使用を、かかる製品と共に使用するために限定するものとします。Appleが、デベロッパのライブラリがAppleブランド製品と使用するために設計されていないと判断した場合、Appleは、デベロッパに対し、いつでもデベロッパのライブラリの配布を中止するよう要求することができるものとし、かつ、デベロッパは、Appleから通知された場合はただちにかかるライブラリのすべての配布を中止すること、およびかかるライブラリの残りの複製を削除するためにAppleに協力することに同意するものとします。疑義を避けるため、前述の制限は、macOS向けライブラリの開発を禁止する趣旨ではありません。

7.6 本契約において許可されていない配布の禁止

第7.1条および**7.2条**に基づくApp StoreまたはカスタムAppの配信経由での無償ライセンスアプリケーションの配布、**第7.2条**（特別配布）で規定する登録デバイスでの利用のためのアプリの配布、**第7.4条**で規定するTestFlight経由のベータテストのためのアプリの配布、**第7.5条**に基づくライブラリの配布、付属書5に基づくパスの配布、macOS上のSafariプッシュ通知の送信、macOS上のSafari拡張機能の配布、macOS向けに開発されたアプリおよびライブラリの配布、およびその他本契約で許可される場合を除き、Appleソフトウェアを用いて開発されたプログラムまたはアプリのその他の配布は、本契約では一切認められないものとします。Appleと別途契約を交わしていない場合、デベロッパは、他の配布方法により、iOS、iPadOS、tvOS、visionOS、またはwatchOS向けのデベロッパのアプリを、第三者に配布したり、または他者がかかる行為をできるようにしたり、もしくはそれを許可

したりしてはならないものとします。デベロッパは、本契約に準拠した方法でのみ、デベロッパの取扱製品を配布することに同意するものとします。

8. プログラム料金

デベロッパがAppleから有効な料金免除を受けている場合を除き、本契約に基づきデベロッパに付与される権利およびライセンス、ならびにデベロッパによる本プログラムへの参加の対価として、デベロッパは、本プログラムのウェブサイトで定める本プログラム年会費をAppleに支払うことに同意するものとします。当該料金の払戻しは行われず、かつ、Appleソフトウェア、Appleサービス、またはデベロッパによる本プログラムの使用について賦課され得る一切の税金はデベロッパが負担するものとします。デベロッパの本プログラム料金は、本契約に基づきデベロッパがアプリをAppleに提出（または再提出）する時点において全額が支払われなければならず、後払いすることはできないものとし、該当する場合、デベロッパによる本プログラムウェブポータルおよびAppleサービスの継続使用は、デベロッパによるかかる料金の支払いを条件とします。デベロッパは、デベロッパが自動更新でデベロッパの年間プログラム料金を支払うことを選択した場合、デベロッパが自動更新メンバーシップへの登録を選択した時にプログラムウェブポータルでデベロッパが同意した条件に従い、AppleはデベロッパがAppleに登録したクレジットカードに当該料金を請求することができることに同意するものとします。

デベロッパがApple Developerアプリを通じてデベロッパの本プログラム料金を支払う場合、付属書9（Apple Developerアプリを通じて購入したサブスクリプションに関する付加条件）の条項も適用されます。

9. 機密保持

9.1 Appleの秘密情報とみなされる情報

デベロッパは、プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービス（プレリリース版ドキュメントを含む）、プレリリース版Appleハードウェア、FPS導入パッケージが、「Appleの秘密情報」とみなされることに同意するものとします。ただし、Appleソフトウェアが一旦商用販売された場合、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのプレリリース版機能を開示した利用規約は、秘密性を喪失するものとします。上記に関わらず、次のいずれかに該当する情報は、Apple秘密情報に含まれないものとします。(i) デベロッパの違反によらずして、合法的に公知となった情報、(ii) Appleが一般に開示した情報、(iii) デベロッパが、Apple秘密情報に頼ることなく単独で開発した情報、(iv) デベロッパに対して制約を受けることなく情報の譲渡または開示を行う権利を有する第三者から正当に入手した情報、(v) Appleソフトウェアに含まれているフリーオープンソースソフトウェア（FOSS）であり、その利用または情報開示について秘密保持義務をライセンス条件に課していないもの。 さらに、Appleは、デベロッパがプレリリース版Appleソフトウェア、Appleサービス、またはハードウェアのスクリーンショットの掲載、パブリックレビューの記載、または再配布をしてはならないことを除き、デベロッパが、WWDC（AppleのワールドワイドデベロッパカンファレンスでAppleにより開示されたプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスに関する技術情報について、前記秘密保持条項に拘束されないことに同意します。

9.2 Apple秘密情報に関する義務

お客様は、同等の重要性を有するお客様自身の秘密情報を保護する場合と少なくとも同じ注意をもって、ただし少なくとも相当な注意をもって、Apple秘密情報を保護することに同意されるものとします。お客様は、本契約に基づくお客様の権利の行使と義務の履行のためにのみ、Apple秘密情報を使用し、Appleの書面による事前の許可を得ることなく、ほかのいかなる目的にも、また、お客様自身または第三者の利益のために、Apple秘密情報を使用しないことに同意されるものとします。お客様はさらに、Apple秘密情報を次に掲げる者以外に開示または流布しないことに同意されるものとします。(i) デベロッパの従業員または外部契約者、またはデベロッパが教育機関である場合にはその教職員で、Apple秘密情報を知る必要があり、Apple秘密情報の無断使用や開示を禁止する契約を交わした者、または、(ii) その他Appleが書面をもって合意または許可した者。お客様は、法令によりApple秘密情報を開示することが求められた場合、開示要求されている限度において、開示できるものとします。ただし、お客様は、Apple秘密情報を開示する前にかかる要求があった旨をAppleに通知し、Apple秘密情報の保護措置を講ずるための合理的な対応を行うものとします。お客様は、Apple秘密情報を不適切に開示した場合の損害は回復不能となり得ること、したがって、Appleはほかのあらゆる救済措置に加え、差止命令および仮差し止め命令を含めた衡平法上の救済措置を求める権利を有することを認めるものとします。

9.3 Appleに提出された情報は秘密情報とはみなされないこと

Appleは多数のアプリデベロッパおよびソフトウェアのデベロッパと業務を行っており、当該デベロッパの製品の中には、特定のデベロッパのアプリケーションと類似または競合する製品が存在する場合があります。また、Apple自らが類似または競合する自社のアプリおよび製品を開発する可能性、または将来においてかかる開発を行うことを決定する可能性もあります。誤解の可能性を避けるため、かつ、本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Appleは、デベロッパのアプリケーションについての情報、ライセンスアプリケーション情報、およびメタデータ（を含みますがこれらに限定されません）、本契約またはプログラムに関連してデベロッパが提供することのある一切の情報（かかる開示情報を「**ライセンシーによる開示情報**」といいます）に関して、明示、黙示を問わず、秘密保持義務または使用制限に同意することは一切できず、これについての責任を明示的に否認します。デベロッパは、かかるライセンシーによる開示情報は**非秘密情報**であることに同意するものとします。本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Appleは、デベロッパに通知または補償を行うことなく、ライセンシーによる開示情報をすべて自由かつ無制限に使用および開示することができるものとします。デベロッパは、ライセンシーによる開示情報のいずれかの部分の受領、確認、使用、または開示に起因して発生する可能性があるすべての責任および義務に関してAppleを免責するものとします。デベロッパがAppleに提出する一切の有形物はAppleの資産となり、Appleは、これらの有形物をデベロッパに返却する義務、またはその廃棄を証明する義務を負いません。

9.4 プレスリリースおよびその他の宣伝

デベロッパは、Appleの明示的な書面による事前の承認なく、本契約およびその条件、または両当事者間の関係に関してプレスリリースを発行してはならず、またその他の公式発表も行ってはなりません。Appleは前記の承認を、その裁量において留保することができます。

10. 補償

適用される法律によって認められる範囲内において、デベロッパは、次のいずれかに起因して（ただし、本条においては、App Store外で配布され、かつ、Appleサービスまたは証明書を使用しないmacOS向けのあらゆるアプリを除きます）、Apple、その取締役、役員、従業員、独立した外部契約者および代理人（各々を「Apple被補償当事者」といいます）に対して、Apple被補償当事者が負担した、以下のいずれかに起因するか、またはそれに関連して発生した一切の請求、損失、負債、損害、税金、経費、および費用（弁護士報酬および訴訟費用を含みますがこれに限定しない）（以下「本件損失」と総称します）について、補償し、保護すること、およびAppleの要求により防御することに同意します。(i) デベロッパによる（該当する場合は別紙2および別紙3を含む）本契約における認証、約定、義務、表明、または保証に対する違反、(ii) デベロッパの取扱製品や対象製品、またはデベロッパの取扱製品や対象製品の配布、販売、売込み、使用または導入（単独または組み合わせの重要な部分として）、ライセンスアプリケーション情報、メタデータ、またはパス情報が、第三者の知的財産または財産権に違反または侵害しているとの請求、(iii) （該当する場合は別紙1、別紙2、または別紙3で定める）ライセンスアプリケーションのためのエンドユーザー使用許諾契約に定める義務の違反、(iv) Appleから認められたデベロッパのライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、Safariプッシュ通知、Safari拡張機能（該当する場合）、パス、パス情報、メタデータ、関連商標およびロゴ、または本契約（該当する場合は別紙2または別紙3を含む）に基づきデベロッパがAppleに提供した画像およびその他のマテリアルの使用、プロモーション、または配布、(v) デベロッパの取扱製品、対象製品、ライセンスアプリケーション情報、パス情報、または関連するロゴ、商標、コンテンツもしくは画像に関するあらゆるエンドユーザーの請求を含むがこれに限らないすべての請求、(vi) Appleソフトウェアもしくはサービス、デベロッパのライセンスアプリケーション情報、パス情報、メタデータ、デベロッパの認定テストユニット、デベロッパの登録デバイス、デベロッパの取扱製品、デベロッパの対象製品、構成プロファイルのデベロッパによる使用、またはまたはこれらのデベロッパによる開発および配布、または (vii) MDM顧客からの、デベロッパのMDM互換製品に関する請求、およびデベロッパのMDM互換製品が第三者の知的財産権または所有権を違反または侵害しているという請求。

デベロッパは、Appleソフトウェアまたはいかなるサービスも、当該取扱製品または対象製品のコンテンツ、機能、サービス、データ、または情報の誤りまたは不正確性、あるいはそれらの不具合により、死亡、負傷、または深刻な物理的もしくは環境上の損害を引き起こし得る取扱製品または対象製品の開発に使用されることを意図していないことを了解し、かつ、法令により許容される範囲内において、デベロッパは、本契約により、かかる使用を

原因としてApple被補償当事者に発生した一切の本件損失について、各Apple被補償当事者がこれを被らぬよう補償し、保護することに同意するものとします。

いかなる場合においても、デベロッパは、Appleの書面による事前の同意なく、何らかの方法でAppleの権利に影響し、またはAppleを拘束するような和解または類似の合意を第三者との間で締結してはならないものとします。

11. 契約の期間と解除

11.1 契約期間

本契約の契約期間は、デベロッパのプログラムアカウントが最初にアクティベートされた日から1年間とします。以後は、デベロッパが年次更新料を支払うこと、および本契約の条項を遵守することを条件として、1年間ごとに自動的に契約期間が更新されます。ただし、本契約に従って途中解除された場合を除きます。

11.2 解除

以下のいずれかの事由に該当する場合、本契約および本契約に基づきAppleが付与したすべての権利、ライセンス、およびサービスは、Appleから通知が行われ次第、即時解除されるものとします。

(a) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、本**第11.2条**で以下に規定する条項以外の本契約のいずれかの条項を遵守せず、かつ、当該違反を認識したあと、または当該違反の通知を受領したあと、30日以内に当該違反を是正しなかった場合。
(b) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、**第9条（秘密保持）**の条項を遵守しなかった場合。
(c) 下述の「分離」条項に定める状況に陥った場合。
(d) デベロッパが、契約期間中にAppleに対し特許侵害訴訟を提起した場合。
(e) デベロッパが支払不能に陥り、支払期限に債務を支払うことができず、解散もしくは事業を停止し、破産を請求、またはデベロッパに対して破産の申立てが行われた場合。
(f) デベロッパ、またはデベロッパを直接的もしくは間接的に支配するまたはデベロッパと共に支配下にある法人もしくは個人は（ここでの「支配」とは第14.8条で定義された意味を持ちます）、App Store Connectで利用可能な国または地域における制裁措置またはその他の制限事項の対象である、または対象になります。
(g) デベロッパが、本契約に関して、デベロッパのアプリケーションの性質に関する不正確な表示（例えば、Appleの審査から機能を隠した場合または隠すことを試みた場合、デベロッパのアプリケーションに対するユーザーのレビューを改ざんした場合、支払い不正に関与した場合など）を含むがこれらに限定されない、誤解を招く行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為にかかわった場合、または他者をしてかかわらせた場合。

また、Appleは、**第4条**に定める新しいプログラム要件または契約条項をデベロッパが承諾しなかった場合、本契約を解除し、またはデベロッパがAppleソフトウェアもしくはサービスを使用する権利を停止することができるものとします。いずれの当事者も、正当な理由の有無を問わず、都合により本契約を解除することができるものとし、解除の意思の書面通知を他方当事者に行ってから30日後に解除の効力が生ずるものとします。

11.3 解除の効果

理由の如何を問わず、本契約が解除された場合、デベロッパは、直ちにAppleソフトウェアまたはサービスの一切の使用を中止すること、ならびにデベロッパおよびその認定デベロッパが保有または管理するAppleソフトウェアおよびAppleサービスに関連する情報（デベロッパのプッシュアプリケーションIDを含む）の全部または一部の複製のすべて、およびApple秘密情報の複製のすべてを消去および破棄することに同意するものとします。デベロッパは、Appleから要請があった場合には、前記の破棄を証明する文書をAppleに提出することに同意するものとします。別紙1に定義および記載されている配布期間が満了した場合には、Appleが保有または管理する一切のライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報（Appleの標準のビジネスプラクティスに従って保管されるアーカイブコピー、および適用される法律、規則、または規制により保管が義務づけられるアーカイブコピーを除きます）を、以後合理的な期間内に削除または破棄するものとします。次の規定は、本契約の終了後も存続するものとします。第1条、第2.3条、第2.5条、第2.6条、第3.1条（d）、第3.1条（e）、第3.1条（f）、第3.2条、第3.3条、第5.1条第2段（存続する制限以外の最後の2文を除く）、第5.1条第3段、第5.3条の第1段の最後の文、および第5.3条の制限、

第5.4条、第6.6条の第1文および制限、第6.7条の制限、第6.9条の第2段、第7.1条（配布期間については別紙1）、第7.3条、第7.4条、および第7.5条の制限、第7.6条、第9条乃至第14条。付属書1の第1.1項の最後の1文、第2項、第3.2項（ただし、現に存在するプロモーションに限る）、第4項の第2文および第3文、第5項、および第6項。付属書2の第1.3項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、および第7項。付属書3の第1項、第2項（第2.1項の第2文を除く）、第3項、および第4項。付属書4の第1.2項、第1.5項、第1.6項、第2項、第3項、および第4項。付属書5の第2.2項、第2.3項、第2.4項（ただし、現に存在するプロモーションに限る）、第3.3項、および第5項。付属書6の第1.2項、第1.3項、第2項、第3項、および第4項。付属書7の第1.1項および第1.2項。ならびに付属書8。Appleは、本契約をその条項に従って解除したことにより、いかなる種類の補償、免責、または損害賠償をする責任も負わないものとし、また、本契約の解除により、Appleが現在または将来において有するその他の権利または救済手段が損なわれることはないものとします。

12. 補償の免除

AppleソフトウェアまたはAppleサービスは、不具合やデータ喪失を生じうる誤りやエラーが含まれる可能性があり、不完全である可能性があります。Appleまたはそのライセンサーは、いつでも予告なく、あらゆるサービス（またはそれらの一部）を変更、停止、削除、またはアクセス不能にする権利を留保します。いかなる場合にも、Appleまたはそのライセンサーは、当該サービスの削除またはアクセス不能について、一切責任を負いません。また、Appleまたはそのライセンサーは、いつでも、いかなる状況にも、予告なく、一切の責任を負うことなく、特定のサービスの使用もしくはアクセスに制限を課し、または無期限にサービスを削除したり、もしくはサービスを取り消すことがあります。適用法令により許容される最大限の範囲内において、デベロッパは、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、および一切のサービスを使用する上での危険はデベロッパのみが負担し、充分な品質、パフォーマンス、正確性、および労力に関する包括的危険がデベロッパに帰することを明確に認め、同意するものとします。Appleソフトウェア、セキュリティソリューションおよびいかなるサービスも、すべての瑕疵を問わず、かつ一切の保証を伴わない「現状有姿」かつ「利用可能な限度」で提供され、Apple、Appleの代理人およびAppleのライセンサー（**第12条および13条において「Apple」と総称します**）は、本契約によって、Appleソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスに関するすべての明示、黙示、または法定の保証および条件を明確に否認するものとします。当該保証および条件は、商品性、充分な品質、特定の目的についての適合性、正確性、適時性、および第三者の権利を侵害していないことに関する黙示の保証および条件を含みますが、これらに限定されません。Appleは、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスを享受する上での阻害要因がないこと、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスがデベロッパの要求を満たすこと、Appleソフトウェアの運用、セキュリティソリューション、またはサービスの提供が阻害されず、適時性があり、安全性があり、またはエラーがないこと、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスにおける欠陥またはエラーが修正されること、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスが将来のApple製品のサービスもしくはソフトウェア、または第三者のソフトウェア、アプリもしくはサービスと互換性があること、Appleソフトウェアまたはサービスを通じて処理、保存または送信された情報が喪失、破損、または損害を受けないことを保証しません。デベロッパは、AppleソフトウェアおよびAppleサービスが、核施設の運営、航空機の航行もしくは通信システム、または航空交通管理、生命維持もしくは武器システムを含みますがこれらに限定されない、AppleソフトウェアまたはAppleサービスによるかまたはこれらを通じた、データまたは情報の処理、送信または保存におけるエラー、遅延、不具合または不正確性によって、死亡、人身傷害、または金銭的、物理的、財産的もしくは環境上の損害を引き起こす恐れのある状況または環境での使用を目的とするものではなく、かつ、かかる使用に適していないことを認めるものとします。AppleまたはAppleの権限ある代表者による、口頭または書面による情報もしくは助言の一切は、明示的に本契約において規定されない限り、新しい保証を生じさせるものではありません。Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスに瑕疵があると判明した場合、デベロッパは、すべてのアフターサービス、修理または修正に要する全費用を負担するものとします。いかなるサービスまたはソフトウェアによって提供される位置情報データまたはマップデータも、基礎的なナビゲーションのみを目的とするものであって、精密な位置情報が必要とされる状況、または誤った、不正確な、もしくは不完全な位置情報データが死亡、人身障害、対物損害、または環境破壊につながる恐れがある状況で信頼されることを意図しないものとします。Appleもそのライセンサーも、サービスまたはソフトウェアによって表示された位置情報データ、またはその他のデータもしくは情報に関して、その利用可能性、正確性、完全性、信頼性、または適時性を保証することはありません。

13. 責任の制限

適用法令により禁止されない範囲内において、いかなる場合も、Appleは、本契約、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、サービス、Apple証明書のデベロッパによる使用もしくは使用不能、またはプログラムにおけるデベロッパによる開発努力もしくは参加に起因または関連する、逸失利益、データの消失、事業の中断、またはその他の商業的な損害もしくは損失を含みますがこれらに限定されない、人身傷害、または一切の偶発的、特別、間接的、結果的、もしくは懲罰的な損害について、それが契約、保証、不法行為（過失を含みます）、製造物責任、またはその他のいずれに基づいて発生したかに関わらず、Appleが当該損害の可能性を示唆されていた場合であっても、かつ、救済措置の主たる目的が達成されない場合であっても、一切責任を負いません。いかなる場合も（人身傷害に関わる場合に適用法が要求する場合を除いて）、本契約におけるすべての損害に関するデベロッパに対するAppleの賠償責任総額は、50米ドルを上限とします。

14. 一般法的条項

14.1 第三者への通知

Appleソフトウェアまたは本サービスの一部には、第三者製のソフトウェアおよびその他の著作物が利用されている、または含まれている場合があります。当該著作物に対する承認、ライセンス条項および免責については、Appleソフトウェアおよび Appleサービスに関する電子的書面に記載されており、デベロッパによる当該著作物の使用については、それらの各条項が適用されるものとします。

14.2 データの収集および使用に対する同意

A. プレリリース版iOS、watchOS、tvOS、visionOS、iPadOS、およびmacOS

Apple、そのパートナー、および第三者のデベロッパによるその製品およびサービスの提供、テスト、および改良の支援を行うために、かつ、該当するプレリリース版iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、またはmacOSでデベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパがオプトアウトした場合を除き、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、デベロッパシードプロセスの一環として、（プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスを実行している）デベロッパの認定テストユニットから診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報を収集、使用、保存、送信、処理、および解析（以下総称して「**収集**」といいます）することを認めるものとします。この情報は、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパを個人として特定しない方法で収集され、かつ、デベロッパの認定テストユニットから、いつでも収集される可能性があります。収集される情報には、一般的な診断情報および利用データ、各種固有デバイス識別子、各種固有システムまたはハードウェアの識別子、ハードウェアおよびオペレーティングシステム仕様の詳細、パフォーマンス統計情報、ならびにデベロッパがデベロッパの認定テストユニット、システム、アプリソフトウェア、および周辺機器をどのように使用したかに関するデータ、さらに位置情報サービスが利用できる場合には一定の位置情報が含まれますが、これらに限定されません。デベロッパは、Appleが、パートナーおよび第三者の開発者がAppleブランド製品上またはそれと接続して実行するその製品およびサービスを改良できるようにする目的で、かかる診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報を共有できることについて同意するものとします。**デベロッパがデベロッパの認定テストユニットで、プレリリース版iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、またはmacOSをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、本条において前記に定める通り、かかる情報のすべての収集および使用に関してデベロッパの許可を得たことになることを認め、同意したものとみなされます。**

B. その他のプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービス

Appleの製品およびサービスのテスト、提供および改良のために、かつ、デベロッパがデベロッパシードプロセスまたは本プログラムの一環として提供されたその他のプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスのインストールまたは使用を選択した場合にのみ、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、その他のプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスから、診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することを認める ものとします。Appleは、デベロッパに対し、プログラムウェブポータル上のかかる情報の収集について通知し、また、デベロッパは、かかるプレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスをインストールまたは使用するか否かについて選択する前に、Appleが開示するリリースノートおよびその他の情報を注意深く検討しなければならないものとします。**かかるプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスをインストールまたは使用**

することにより、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、前記のとおり、かかる情報のすべてを収集および使用することについてデベロッパの許可を得ることになることについて、認め、同意したものとみなされます。

C. デバイス導入サービス

AppleソフトウェアおよびAppleサービスのデバイスプロビジョニング、アカウント認証、および導入機能をセットアップおよび使用するために、デベロッパのAppleブランド製品およびアカウント情報に関する特定の固有識別子が必要になることがあります。これらの固有識別子は、デベロッパの電子メールアドレス、デベロッパのApple ID、デベロッパのコンピュータのハードウェア識別子、およびかかるAppleブランド製品向けのAppleソフトウェアまたはAppleサービスにデベロッパが入力したデバイス識別子を含む場合があります。かかる識別子は、デベロッパのAppleサービスとの連携、ならびにデベロッパによるこれらの機能、Appleソフトウェア、およびAppleサービスの使用に関連して記録されることがあります。**これらの機能を使用することにより、デベロッパは、Appleおよびその子会社および代理人が、かかる識別子を、アカウント認証および不正行為防止措置のために使用することを含む、Appleソフトウェアおよび**Appleサービスを提供する目的で、この情報を収集することがあることにつき、同意することになります。デベロッパがこの情報を提供したくない場合、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのプロビジョニング、導入または認証機能を使用しないでください。

D. Appleサービス

Appleの製品およびAppleのサービスをテスト、提供、および改良するために、かつ、本契約に基づきデベロッパがAppleサービスの使用を選択した場合にのみ（および本契約で別段の定めがある場合を除き）、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、Appleサービスから診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することがあることを認めるものとします。この情報の中には、デベロッパを個人として識別しない形式で、収集されるものもあります。ただし、場合により、Appleは、デベロッパを個人として識別する情報の収集が必要な場合がありますが、Appleが、以下のいずれかのためにかかる収集が合理的に必要であると誠実に信じる場合に限られます。(a) Appleサービスの提供、(b) 法的手続または要件の遵守、(c) 本契約の条項の遵守の検証、(d) 潜在的な技術上の問題または違反の調査を含む、不正行為の防止、(e) 法令により要求または許容されるApple、その開発者、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、セキュリティ、または安全の保護。**かかるAppleサービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人、本条で定めるかかる情報のすべてを収集および使用するためのデベロッパの許可を得ることについて、認め、同意することになります。**さらに、デベロッパは、Appleが、パートナーおよび第三者開発者がAppleブランド製品上またはそれに接続して実行する製品およびサービスを改良できるようにする目的で、診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報（個人識別情報を除く）を共有する場合があることに同意するものとします。

E. プライバシーポリシー

本**第14.2条**に従い収集されたデータは、https://www.apple.com/jp/legal/privacyで閲覧できるAppleのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

14.3 譲渡、当事者の関係

本契約は、Appleの書面による明示的な事前承諾なしに、法律の運用、合併、またはその他の手段で譲渡することはできず、本契約に基づくお客様の義務の全部または一部を委任することはできません。かかる承諾なしで試みられた譲渡は無効となります。譲渡に対するAppleの同意リクエストを送信するには、developer.apple.comでアカウントにログインし、メンバーシップの手順に従ってください。別紙1で指定された代理人指名（該当する場合）を除き、本契約では、デベロッパとAppleの間に、その他の代理関係、またはパートナーシップ、合弁、信認関係 、またはその他のいかなる法的な関係も構成されず、かつ、デベロッパは、明示または黙示を問わず、外観その他に関わりなく、これと異なる表明をしないものとします。本契約は、第三者の利益のためになされるものではありません。

14.4　開発の独立性

本契約におけるいかなる条項も、ライセンスアプリケーション、取扱製品、対象製品、またはその他のデベロッパが開発、製造、販売、もしくは供給する製品もしくは技術と、同一または類似の機能を有する製品または技術、あるいはこれらと競合する製品または技術を、Appleが開発、取得、使用許諾、販売、宣伝、または配布する権利を損なうものではありません。

14.5　通知

第14.3条に別途規定する場合を除き、本契約に関するいかなる通知も書面によるものとします。デベロッパが登録の過程で提供した電子メールアドレスまたは住所にAppleが発信することにより、Appleによる通知がなされたものとみなされます。**第14.3条**に規定する場合を除き、本契約に関するAppleに対する通知はすべて、Appleの住所であるDeveloper Relations Legal, Apple Inc., One Apple Park Way, 169-4ISM, Cupertino, California, 95014 U.S.Aに対して次が行われた時点でなされたものとみなされます。(a)直接届けられた時、(b)配達証明付きの商業運送業者による翌日配達便で発送されてから3営業日後、および(c)郵便料金前払いの第一種郵便または書留が以下のAppleの住所に送付されてから5営業日後。デベロッパは、Eメールで通知を受け取ることに同意するとともに、Appleがデベロッパに電子的に送付する通知が法的な送達要件を満たすことに同意するものとします。当事者は、前記のその他の書面による通知を行うことにより、Eメールまたは住所を変更することができます。

14.6　契約可分性

管轄権を有する裁判所が、理由の如何を問わず、本契約のいずれかの条項を履行不能であると判断した場合、本契約の当該条項は、当事者の意図を実現するために許容される最大限の範囲内で履行されるものとし、かつ、本契約の残りの部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。ただし、準拠法により、デベロッパが、別紙1もしくは本契約の「内部使用ライセンスおよび制限」、「デベロッパの義務」、または「Apple証明書、取消し」の条項を完全かつ個別に遵守すること、またはこれらの条項に基づきAppleもしくはApple子会社をデベロッパの代理人として指名することを禁止または制限されている場合、またはこれらの条項または別紙1のいずれかの履行が妨げられる場合、本契約は、直ちに解除され、かつ、デベロッパは、「契約期間および解除」の条項で定めるとおり、Appleソフトウェアの使用を直ちに中止するものとします。

14.7　権利放棄および解釈

Appleが本契約のいずれかの条項を履行しなかった場合も、当該条項またはその他の条項の将来における履行を放棄したとはみなされないものとします。契約文言が起草者に不利に解釈されるといういかなる法律や規則も、本契約には適用されないものとします。各条項の表題は便宜的に付けられたものであり、本契約の解釈または理解においては考慮されないものとします。

14.8　輸出規制

A. デベロッパは、アメリカ合衆国の法律、デベロッパがAppleソフトウェアを取得した法域の法律、ならびにその他の適用される法律および規則で認められている場合を除き、Appleソフトウェア、本サービス、またはドキュメントを使用、輸出、再輸出、輸入、販売、リリース、または譲渡することはできません。特に、Appleのソフトウェア、本サービス、ソースコード、テクノロジー、およびドキュメント(本第14.8条では「Appleテクノロジー」と総称します)を、以下に対して輸出もしくは再輸出、譲渡、またはリリースすることはできません。(a)アメリカ合衆国の通商禁止国もしくは地域、(b)アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト(list of Specially Designated Nationals)もしくはアメリカ合衆国商務省の取引禁止対象者リスト(Denied Persons List)、またはその他のあらゆる規制対象当事者リストに記載の者。Appleテクノロジーを使用することにより、デベロッパは、前記の国または地域に居住していないこと、または前記のリストに該当するものではないことを表明および保証したことになります。また、デベロッパは、デベロッパがアメリカ合衆国の法律で禁止されている目的で、あらゆるプレリリース版を含む、Appleテクノロジーを使用しないことに同意するものとします。当該目的には、核、ミサイル、化学兵器、もしくは生物兵器の開発、設計、製造、もしくは生産目的、または15 C.F.R. § 744で定義されたその他の軍事的最終用途を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、Appleテクノロジーのプレリリース版が開発とテストのためだけに使用されるものであり、貸出、販売、リース、再使用許諾、譲渡、その他の移転されないことを保証するものとします。また、デベロッパはそのような

プレリリース版のAppleテクノロジーの直接成果であるいかなる製品、プロセス、サービスも、販売、譲渡、または輸出しないことを保証するものとします。

B. デベロッパは、デベロッパ、およびデベロッパを直接的もしくは間接的に支配するまたはデベロッパと共に支配下にある法人もしくは個人が、次のいずれにも該当しないことを表明および保証するものとします。(a) App Store Connectで利用可能な国または地域の制裁リストに記載されている、(b) 米国の通商禁止国または地域で事業を行っている、および (c) 15 CFR § 744で定義および詳述されている軍事関係のエンドユーザー。本14.8条で用いる「支配」とは、かかる法人または個人が、議決権株式の所有、登録資本金の持分比率、契約、またはその他の手段によって、その他の企業体の経営方針を直接的ないし間接的に決定し、または決定させる権限を所有することを意味します。

14.9 政府機関のエンドユーザー

Appleソフトウェアおよびドキュメントは、「商業用コンピュータソフトウェア」(Commercial Computer Software)、「商業用コンピュータソフトウェアドキュメント」(Commercial Computer Software Documentation)から構成される、48 C.F.R. 2.101条で定義する「商業品目」(Commercial Items)であり、当該用語は、該当の場合に応じ48 C.F.R. 12.212条または48 C.F.R. 227.7202条で使用されています。該当の場合に応じて48 C.F.R. 12.212条または48 C.F.R. 227.7202-1条乃至227.7202-4条に従い、商業用コンピュータソフトウェアドキュメントは、アメリカ合衆国政府のエンドユーザーに対して、(a) 商業品目としてのみ、かつ、(b) 本契約条件に従ってその他のエンドユーザーすべてに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開の権利は、米国の著作権法に基づき留保されています。

14.10 紛争解決、準拠法

本契約、Appleソフトウェア、またはデベロッパとAppleとの関係に起因または関連して生じた、デベロッパとAppleとの間の訴訟またはその他の紛争(特許庁での特許異議申立以外)は、カリフォルニア州北部地区で行われるものとし、デベロッパとAppleは当該訴訟または紛争の解決のため、同地区内の州、連邦裁判所の対人管轄権と独占的裁判地に同意するものとします。本契約は、法の抵触に関するカリフォルニア州法の規定を除き、米国法およびカリフォルニア州法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。前記に関わらず、

(a) デベロッパが米国連邦政府の代理人、機関、または部局である場合、本契約は米国連邦法に準拠し、適用される連邦法が存在しない場合には、カリフォリニア州法が適用されるものとします。さらに、本契約(**第10条(補償)**を含みますがこれに限定されません)に異なる定めがある場合でも、すべての請求、申立、訴訟、および紛争は、場合に応じて契約紛争法(合衆国法典第41編601条乃至613条)、タッカー法(合衆国法典第28編1346 (a)条および1491条)、もしくは連邦不法行為請求権法(合衆国法典第28編1346 (b)条、2401条乃至2402条、2671条乃至2672条、2674条乃至2680条)、またはその他の適用される政府の権限に服するものとします。疑義を避けるため、デベロッパが米国の連邦、州、もしくは地方政府の代理人、機関 、もしくは部局、または米国の公立および認定の教育機関である場合には、デベロッパの補償義務は、デベロッパによる適用法令(例えば、赤字予算防止法(Anti-Deficiency Act)など)違反を招来せず、かつ、デベロッパが法的に要求されるあらゆる権限または権限を付与する法令を有する範囲内でのみ適用されるものとします。
(b) デベロッパが(本契約を締結している団体として)米国の公立および認定の教育機関または米国内の連邦、州、もしくは地方政府の代理人、機関、もしくは部局である場合、(a)抵触法に関する州法の規定をのぞき、本契約は、デベロッパの団体が所在する米国内の州の州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、かつ、(b)本契約、Appleソフトウェア、デベロッパのAppleとの関係に起因または関連する、デベロッパとAppleとの間の訴訟またはその他の紛争は、カリフォルニア州北部地区内の連邦裁判所で行われるものとし、さらに、デベロッパの団体が所在する州の州法で明示的に禁止されない限り、デベロッパおよびAppleは、本契約により、同地区の対人管轄権および独占的裁判地に同意するものとします。
(c) デベロッパが国際的な政府間組織であって、その政府間憲章または協定により国内裁判所について裁判権免除特権が認められている場合、本契約またはその違反に起因または関連して生じる論争または請求については、仲裁により、仲裁申請の時点で有効な国際商業会議所の仲裁規則(以下「ICC規則」といいます)に基づき、ICC規則に従って選任される3名の仲裁人によって判断されるものとし、国際法曹協会(IBA)国際仲裁証拠調べ規則に準じて行われる

こととします。仲裁地は英国のロンドンとします。仲裁手続きで使用する言語は英語とします。Appleの要求に応じて、お客様は、当該特権および免責を付与された政府間機関としてのお客様の地位に関する証拠を提供することに同意するものとします。
(d) デベロッパがAppleおよび／またはApple Distribution International Ltd.と欧州関係を有する場合、デベロッパとAppleおよび／またはApple Distribution International Ltd.との欧州関係に関する申し立ては、アイルランドの裁判所の専属管轄権に服するものとします。本**第14.10条(d)**、ならびに欧州関係に起因または関連して生じる契約外の義務は、アイルランドの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。矛盾が存在する場合、本**第14.10条(d)**が、デベロッパとAppleおよび／またはApple Distribution International Ltd.との間のその他の管轄権および／または準拠法に関する合意よりも優先されるものとします。本**第14.10条(d)**は、知的財産権の違反、不正使用、または侵害に関連して、当該法域で適用される法律に基づいて申し立てを行う、または訴訟を起こす、AppleまたはApple Distribution International Ltd.の権利に影響を与えるものではありません。

本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、かかる条約の適用は明示的に排除されます。

14.11 完全合意、適用言語

本契約は、本契約に基づき使用許諾されたAppleソフトウェア、Appleサービス、およびApple証明書の使用について、当事者間の完全な合意を定めるものであり、本契約で別段の定めがある場合を除き、その主題に関する従前のあらゆる取り決めに優先します。前記に関わらず、本プログラムに基づきデベロッパがプレリリース版マテリアルを提供され、かつ、かかるプレリリース版マテリアルが別の使用許諾契約の適用を受ける限りにおいて、デベロッパは、デベロッパのかかるマテリアルの使用が、本契約**第9条(秘密保持)**に加え、かかるマテリアルに同梱される使用許諾契約の適用も受けることに同意するものとします。デベロッパがXcodeとApple SDKの利用規約をすでに締結している場合、または今後締結する場合に、同一の事項について、両者の間に相違があるときには、本Apple Developer Program使用許諾契約が適用されるものとします。ただし、Apple Developer Program使用許諾契約は、デベロッパが、XcodeとApple SDKの利用規約においてデベロッパに付与された権利を、同契約で定める条項および条件に従い行使することを妨げるものではありません。デベロッパがSwift Playgrounds契約をすでに締結している場合、または今後締結する場合に、同一の事項について、両者の間に相違があるときには、本Apple Developer Program使用許諾契約が適用されるものとします。ただし、Apple Developer Program使用許諾契約は、デベロッパが、Swift Playgrounds契約においてデベロッパに付与された権利を、同契約で定める条項および条件に従い行使することを妨げるものではありません。本契約は、(a) 両当事者が署名した書面による改訂によるか、または (b)(例えば、Appleによるデベロッパへの書面または電子メールによる通知など)本契約で明示的に認められている範囲内においてのみ、改訂することができます。本契約書の翻訳は、参考として提供されるものであり、英語版とそれ以外の言語版とで差異矛盾がある場合、デベロッパの法域における現地法が禁止しない範囲内において本契約の英語版が適用される ものとします。デベロッパがカナダのケベック州に所在する場合またはフランス国内の政府機関である場合には、次の条項がデベロッパに適用されます。両当事者は本契約およびすべての関連文書が英語で起草されるよう要求したことをここに認めます。*Les parties ont exigé que le présent contrat et tous les documents connexes soient rédigés en anglais.*

付属書1
（本契約に対する）
Appleプッシュ通知サービスおよびローカル通知に関する付加条件

以下の条件は、本契約の規定に追加され、かつ、APN（Appleプッシュ通知サービス）のあらゆる利用に適用されます。

1. APNおよびローカル通知の使用

1.1 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内で、デベロッパのパス内で、またはmacOS上のSafari経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザーのmacOSデスクトップに対してSafariプッシュ通知を送信する際にのみ、APNを使用することができます。デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、またはデベロッパのパスは、APN API経由でのみ、かつ、デベロッパがAppleからプッシュアプリケーションIDを割り当てられている場合にのみ、APNにアクセスできます。APNの使用についてデベロッパを支援しているサービスプロバイダを除き、デベロッパは、デベロッパのプッシュアプリケーションIDをいかなる第三者にも共有しないことに同意します。デベロッパは、デベロッパの本契約の満了または解除後、APNのアクセスまたは使用ができないことを理解するものとします。

1.2 デベロッパは、本契約、APNドキュメント、ならびにあらゆる適用の法律および規則（あらゆる知的財産法を含みます）で明示的に許可されている場合、デベロッパのアプリケーション、デベロッパのパス、またはmacOS上のSafari経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザーのmacOSデスクトップに対し、プッシュ通知を送信する目的でのみ、APNおよびAPN APIを使用することが許可されます。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの提出プロセスの一環として、Appleに対し、APNのあらゆる使用について開示しなければならないことに同意するものとします。

1.3 デベロッパは、APNを介してプッシュ通知をエンドユーザーに送信する前に、エンドユーザーが当該通知の受信に同意しなければならないことを理解するものとします。デベロッパは、Appleが実装した同意パネルや、通知機能の有効化／無効化を行うAppleのシステム環境設定を、無効化したり、オーバーライドまたはその他の干渉をしたりしないことに同意するものとします。エンドユーザーのプッシュ通知の受信同意が拒否された場合、または後から取り消された場合、デベロッパは、エンドユーザーに対してプッシュ通知を送信してはならないものとします。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、エンドユーザーに対して、求められていないメッセージを送信する目的で、またはフィッシングやスパムの目的で、APNまたはローカル通知を使用してはならないものとします。これには、アンチスパム法令に違反するあらゆる種類の行為、またはその他不適切、不正、もしくは違法となる行為を含みますが、これらに限られません。APNとローカル通知は、ユーザーに関連し、ユーザーに利益をもたらす通知（例えば、エンドユーザーからの情報請求への対応、アプリに関連した情報の提供など）を送信するために使用される必要があります。

2.2 デベロッパは、APNまたはローカル通知を、種類に関わらず広告、製品プロモーション、またはダイレクトマーケティング（例えば、より高額の商品の販売や抱き合わせ販売など）で使用してはならないものとします。これには、デベロッパのアプリケーションの使用を促進するためのメッセージの送付や、新機能やバージョンの有効性の広告を含みますが、これらに限定されません。ただし、そのようなメッセージの受信を、デベロッパのアプリのユーザインターフェイスに表示される同意メッセージを通じてエンドユーザーが明示的にオプトインしており、かつオプトアウトする手段をデベロッパがアプリ内に用意している場合を除きます。前記に関わらず、デベロッパは、当該使用がパスに直接関連する限りにおいて、例えば、ストアクーポンがWallet内のデベロッパのパスに送信される場合など、デベロッパのパスのプロモーションを目的として、APNまたはローカル通知を使用することができます。に直接関連する限りにおいて、

2.3 デベロッパは、Appleの合理的な裁量による判断に従い、APNの全体的なネットワーク機能または帯域幅を過剰に使用したり、Appleブランド製品またはエンドユーザーに過度なプッシュ通知またはローカル通知を使って不当な負荷をかけたりすることはできないものとします。デベロッパは、Appleのネットワークもしくはサービス、またはAPNに接続された第三者のサーバもしくはネットワークに害を与えたり、干渉したりしてはならず、また、他のデベロッパによるAPNの使用を中断させてはならないものとします。

2.4 デベロッパは、APNまたはローカル通知を、猥褻、性的、不快感を与える、もしくは中傷的なコンテンツもしくはあらゆる種類のマテリアル（文章、図形、画像、写真、音声など）、またはデベロッパのアプリケーション、パス、もしくはサイトのエンドユーザーにより好ましくないと判断される恐れがあるとAppleが合理的に判断するその他のコンテンツもしくはマテリアルが含まれているマテリアルを送信するために使用してはなりません。

2.5 デベロッパは、APNまたはAppleブランド製品の通常の動作に損害を与えたり、中断したり、制限したりする可能性のあるウイルスまたはその他のコンピュータコード、ファイルまたはプログラムを含むマテリアルを送信、保存、またはその他の方法で利用可能にすることはできません。また、APNに組み込まれている、またはAPNが使用するセキュリティ、デジタル署名、検証、または認証メカニズムを無効にしたり、なりすましを行ったり、ハッキングしたり、その他の方法で妨害したり、他の人がそうできるようにしたりしないことに同意するものとします。

3. ウェブサイトプッシュIDの付加条件

3.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、デベロッパのウェブサイトプッシュIDを使用してデベロッパが送信するSafariプッシュ通知が、デベロッパ自身の名称、商標、またはブランドで送信されなければならず（例えば、通信がデベロッパのサイトから届いていることをユーザーに知らせなければならないことなど）、かつ、アイコン、商標、ロゴ、またはその他のデベロッパのサイトを識別するためのマークが含まれていなければならないことを理解し、これに同意するものとします。デベロッパは、Safariプッシュ通知の発信元について、他のサイトもしくは団体と偽り、またはこれになりすまし、またはその他ユーザーの誤解を招くことのないようにすることに同意するものとします。デベロッパがデベロッパのSafariプッシュ通知内で第三者の商標またはブランドに言及する限りにおいて、デベロッパは、デベロッパが必要なすべての権利を有することを表明および保証するものとします。

3.2 本契約で許可されたとおり、APNを有効化し、かつ、デベロッパのサイトのためにSafariプッシュ通知を送信することにより、デベロッパは、本契約により、デベロッパがプロモーション目的で使用する権利を有さず、かつ、デベロッパがAppleに対し書面で特定したプロモーションを除き、Appleが、宣伝目的で、マーケティング資料において、(i) macOS上のデベロッパのSafariプッシュ通知のスクリーンショット、および、(ii) かかる通知に関連する商標およびロゴを使用することを許可したものとみなされます。また、デベロッパは、Appleの合理的な要求に応じて、Appleが、宣伝目的で、マーケティング資料において、デベロッパがAppleに対して提供する画像およびその他のマテリアルを使用することも許可するものとします。

4. APNまたはローカル通知を通じた提供。デベロッパは、APNを提供し、かつ、デベロッパのプッシュ通知をAppleブランド製品において利用できるようにするために、Appleが、デベロッパのプッシュ通知を、様々な公共ネットワーク、様々なメディアを通じて送信し、またはネットワークやデバイスに接続するために、修正もしくは変更する可能性があることについて理解し、同意するものとします。デベロッパは、APNが、保証された、または安全なデリバリーサービスではなく、そのように意図されたものでもないことを認め 、同意するものとします。またデベロッパは、APNを、そのように使用または信頼してはなりません。さらに、APNを使用する、またはローカル通知を提供する条件として、デベロッパは、当該通知の一部として、個人に属する、センシティブな個人情報または秘密情報（例えば社会保障番号、金融口座もしくは取引情報、または個人が安全な送信を合理的に期待するようなあらゆる情報）を通信しないことに同意し、デベロッパは、エンドユーザーの個人情報の収集、通信、維持、処理、または使用について、該当する通知または同意リクエストに準拠することに同意するものとします。

5. **デベロッパの承諾。**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

5.1 Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前の通知の有無に関わらず、(a) あらゆる特性や機能性の変更または削除を含めて、APNを修正すること、(b) APN APIを修正すること、サポートを終了すること、再発行または再版することができるものとします。デベロッパは、そのような修正によって、デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトを、デベロッパ自身の費用で、変更またはアップデートする必要が生じる可能性があることにつき、理解するものとします。Appleは、APNを提供する、または提供を継続することについて、明示または黙示の義務がないものとし、APNのすべてまたは一部を、いつでも停止または中止することができるものとします。Appleは、APNまたはAPN APIの上記のサービスの停止もしくは中止、または上記の変更に起因または関連して、デベロッパまたはその他の当事者が被った、損失、損害、または費用について、一切責任を負いません。

5.2 APNは、すべての言語、または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパがAPNにアクセスしてそれを使用することを選択する限りにおいて、デベロッパは、自身の判断でアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担するものとします。

5.3 Appleは、デベロッパに対し、デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトと共に使用することを意図してAPNを提供するものとし、かつ、エンドユーザーに直接APNを提供することはないものとします。デベロッパは、あらゆるプッシュ通知が、Appleではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトのエンドユーザーに対して送信されることを認め、これに同意するものとします。かつ、デベロッパのみが、かかる通知によって送信されたあらゆるデータまたはコンテンツ、およびあらゆるAPNの当該使用について、単独で責任を負うものとします。さらに、デベロッパは、あらゆるローカル通知が、Appleではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対して送信されることを認め、同意するものとします。デベロッパのみが、かかる通知によって送信されたあらゆるデータまたはコンテンツについて、単独で責任を負うものとします。

5.4 Appleは、デベロッパに対して、APNの可用性または稼働時間について一切保証せず、APNのメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートを提供しないものとします。

5.5 Appleは、いつでも、その自由裁量により、デベロッパのAPNへのアクセス権を削除する権利、デベロッパによるAPNの使用を制限する権利、またはデベロッパのプッシュアプリケーションIDを無効にする権利を留保します。

5.6 Appleは、AppleがAPNおよびその他のApple製品またはAppleサービスを改良 するため、およびデベロッパが本契約を遵守しているかを確認するため、デベロッパによるAPNの使用について、情報（技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません）をモニターおよび収集できるものとします。ただし、Appleは、かかるアクセスまたは開示が以下のいずれかの事由のために合理的に必要であるとAppleが誠実な判断を行う場合を除き、プッシュ通知の内容についてアクセスまたは開示することはありません。(a) 法的な手続きもしくは要求に従うため、(b) 本契約の違反の恐れを調査するなど、本契約を履行するため、(c) セキュリティ、不正、または技術上の問題を検出、防止し、またはそれに対処するため、 (d) 法律で要求される、または認められるところにより、Apple、そのデベロッパ、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、もしくは安全を保護するため。前記に関わらず、デベロッパは、ユーザーのリクエストに対応すること、およびデバイス上のユーザーエクスペリエンスおよび提案をパーソナライズすることのみを目的として、iOS、iPadOS、macOS、およびwatchOSが、ユーザーのデバイス上でローカルに、プッシュ通知にアクセスできることを認め、同意するものとします。

6. **追加免責。**Appleは、停電、またはシステム障害、ネットワーク攻撃、計画的もしくは計画外のメンテナンス、もしくはその他の中断を含みますがこれらに限定されない、あらゆるAPNの中断または通知の使用を含む、APNの使用に起因するいかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書2
（本契約に対する）
In-App Purchase APIの利用に関する付加条件

1. In-App Purchase APIの使用

1.1 デベロッパは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション内で利用可能にしたコンテンツ、機能、またはサービス（例えば、デジタルブック、追加的なゲームのレベル、ナビゲーションマップサービスへのアクセスなど）に、エンドユーザーがアクセスできるようにするため、またはそれらを受領できるようにするために限り、In-App Purchase APIを使用することができます。デベロッパは、デベロッパのアプリケーション外で製品またはサービスを提供するために、In-App Purchase APIを使用することはできません。

1.2 デベロッパは、この付加条件および本契約**第6条（アプリケーションの提出および選定）**に規定される手続きに従って、In-App Purchase APIを使用して提供することを予定しているすべてのコンテンツ、機能、またはサービスを、Appleが審査および承認するために、Appleに対し、提出する義務を負います。デベロッパは、提出に際し、常に名称、テキスト記述、価格、固有の識別番号、およびAppleが合理的に要求するその他の情報（以下「**Submission Description**」と総称します）を提供する必要があります。Appleは、Submission Descriptionに記載された実際のコンテンツ、機能、またはサービスを、いつでも（提出手続中およびAppleによるSubmission Descriptionの承認後を含みますが、これらに限定されません）審査する権利を留保します。デベロッパが、In-App Purchase APIを通して、デベロッパのSubmission Descriptionに記載されていない追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供を希望する場合、デベロッパは、In-App Purchase APIを使用してそれらを利用可能にする前に、Appleの審査および承認を受けるため、新規の、または更新したSubmission Descriptionを提出する必要があります。Appleは、従前に承認したコンテンツ、機能、またはサービスの承認を取り消す権利を留保し、さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内のかかるコンテンツ、機能、またはサービスを利用不能にすることに同意するものとします。

1.3 In-App Purchase APIを通して提供されるすべてのコンテンツ、機能、またはサービスは、「アプリのためのプログラム要件」（Program Requirements for Applications）に従うものとします。かつ、かかるコンテンツ、機能、またはサービスがライセンスアプリケーションに加えられると、それらはライセンスアプリケーションの一部とみなされ、ライセンスアプリケーションと同一の義務および条件に従う必要が生じるものとします。疑義を避けるため、キーボード拡張機能を提供するアプリは、キーボード拡張自体内において、In-App Purchase APIを使用することはできません。ただし、アプリ内の別の機能でIn-App Purchase APIの使用を継続することはできます。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、エンドユーザーが、コンテンツ、機能、またはサービスを継続的に購入するために使用できるプリペイドアカウントを設定できるようにするため、または、その他後日エンドユーザーが購入するために引き換えまたは使用できる残高やクレジットを作成するために、In-App Purchase APIを使用してはならないものとします。

2.2 デベロッパは、エンドユーザーに対して、In-App Purchase APIを使用して、いかなる種類の通貨も購入できるようにしてはならないものとします。これには、デベロッパのアプリケーション内外での購入または取得において交換、贈与、引き換え、送金、取引、または使用する ための通貨を含みますが、これらに限定されません。「通貨」とは、個人のグループまたは団体が、特定の価値を有するものと認識しているあらゆる形式の通貨、ポイント、クレジット、リソース、コンテンツ、その他のアイテムもしくは単位のことをいい、交換媒体として移転 または流通させることができるものをいいます。

2.3 コンテンツおよびサービスは、サブスクリプションベースで、In-App Purchase APIを通じて提供することができるものとします（例えば、新聞および雑誌の購読）。映画、テレビ番組、音楽、書籍などの特定の承認されたレンタルコンテンツを除き、In-App Purchase APIを通じてコンテンツ、サービス、または機能のレンタルを行うことはできません（例えば、事前に指定された一定期間内の特定のコンテンツの使用は制限されない場合があります）。

2.4 デベロッパは、いかなるソフトウェアアップデートをデベロッパのアプリケーションに送るためにも、また、その他デベロッパのアプリケーションにいかなる追加的な実行コードを付加するためにも、In-App Purchase APIを使用してはならないものとします。アプリ内購入製品は、デベロッパのアプリケーション内にすでに存在していて、かつロックを解除されること、In-App Purchase APIのトランザクション完了後にデベロッパのアプリケーションに配信されること、または、かかるトランザクション完了後にデベロッパのアプリケーションに単なるデータとしてダウンロードされることを待機している状態である必要があります。

2.5 デベロッパは、Appleが好ましくないまたは不適切と合理的に判断するいかなる種類のコンテンツまたはマテリアル（文章、図形、画像、写真、音声など）を含むあらゆるもの、例えば、不快、猥褻、または中傷的なマテリアルを配信するために、In-App Purchase APIを使用することはできません。

2.6 エンドユーザーがデベロッパのアプリケーション内で消費するまたは使い切るコンテンツのアイテム（例えば、建材のような仮想の供給品）（以下「消耗品」といいます）を除き、In-App Purchase APIを使用して引き渡されるその他のあらゆるコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプション（例えば、ゲーム用の剣）（以下「非消耗品」といいます）は、ライセンスアプリケーションと同一の利用規則に従って、エンドユーザーによる利用を可能としなければなりません（例えば、かかるコンテンツ、サービス、または機能は、エンドユーザーのアカウントに関連するすべてのデバイスで利用可能である必要があります）。デベロッパは、Appleに対して消耗品を特定する責任、およびエンドユーザーに対して消耗品が他のデバイスで使用できないことについて開示する責任を負うものとします。

3. デベロッパの責任

3.1 Appleは、デベロッパに対し、In-App Purchase APIの使用を通じて正常に完了した取引ごとに、取引領収書を発行します。デベロッパは、エンドユーザーに対するあらゆるコンテンツ、機能、またはサービスの引き渡し前に、かかる領収書の有効性を確認する責任を負います。そして、Appleは、かかる取引領収書がAppleから提供されたものか否かについての検証をデベロッパが怠ったことについて、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleがシステムユーザーインターフェイス要素を表示する場合を除き、デベロッパは、デベロッパのアプリが、エンドユーザーに対して、In-App Purchase APIを使用した注文を表示するユーザーインターフェイスを開発する責任を負います。デベロッパは、デベロッパによるIn-App Purchase APIを使用したアイテムのプロモーションおよび販売に関して、デベロッパがApp Store Connectを通じて送信するライセンスアプリケーション情報、およびあらゆるメタデータ（を含みますが、これらに限定されません）において、不正確な表示、虚偽の請求、または、不公正もしくは詐欺的な誘導もしくは勧誘行為もしくは実践をしないことに同意するものとします。デベロッパは、すべての適用される法律および規制に従うことに同意するものとします。これには、デベロッパがコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプションを、In-App Purchase APIを通じて利用可能にするあらゆる法域における法律および規制（消費者保護法および輸出規制を含みますが、これらに限定されません）が含まれます。

3.3 Appleは、デベロッパがIn-App Purchase APIを通じてデベロッパのエンドユーザーへの提供することを希望する非消耗品に関して、ホスティングサービスを提供することがあります。Appleがデベロッパのためにかかる非消耗品をホスティングをする場合であっても、デベロッパは、適時に（すなわち、デベロッパがデベロッパのエンドユーザーに対して、そのアイテムが追って利用可能になることを明示した場合を除き、Appleが取引領収書を発行したあとすみやかに）、In-App Purchase APIを通じて注文されたアイテムを提供し、これらに関連するすべての適用法令（注文品の取消しまたは引き渡しに関する法律、規則、規制を含みますが、これらに限定されません）に従う責任を負うものとします。また、デベロッパは、すべてのかかる取引について、デベロッパ自身の記録を保持する責任を負います。

3.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、一切の払い戻しを行わないものとします。かつ、デベロッパは、Appleが、別紙2の条件に従って、エンドユーザーに対して払い戻しを行う場合があることに同意するものとします。

3.5 デベロッパは、返金プロセスおよび購入に関する紛争プロセスについて情報を提供し、これらのプロセスを改善するために、デベロッパのアプリケーションから得られたエンドユーザーの購入情報を、Apple、その子会社、およびAppleの代理人に提供することができます。デベロッパは、ドキュメントおよび適用法に従い、ユーザーに通知を送信する、またはユーザーから同意を得る必要があります。

4. Appleのサービス

4.1 Appleは、適宜、In-App Purchase APIのトランザクションに関する追加のサービスおよび機能の提供を選択する可能性があります。Appleは、In-App Purchase API、またはあらゆるAppleサービスについて、継続的にデベロッパによる利用が可能であること、それらがデベロッパの要望に適合し、中断なく、適時に、安全に、もしくは誤りがないこと、または、デベロッパがIn-App Purchase APIもしくはあらゆるAppleサービスから取得するすべての情報が正確で、信頼できること、もしくは欠陥が修正されることについて、一切保証するものではありません。

4.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後、デベロッパがIn-App Purchase APIにアクセスまたは使用することができないことについて、理解するものとします。

5. デベロッパの承諾。デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。
Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a) In-App Purchase APIを改変すること(あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b) In-App Purchase APIを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、In-App Purchase APIの使用を継続するため、デベロッパのアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならなくなる場合があることについて理解するものとします。Appleは、In-App Purchase API、またはこれに関連するいかなるサービスについても、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、In-App Purchase API、またはこれに関連するいかなるサービスの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、一切責任を負わないものとします。Appleは、デベロッパに対して、In-App Purchase APIまたはその他のあらゆるサービスで、本契約に関連してAppleがデベロッパに提供するものの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Appleは、本契約に関連し、いかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Appleは、デベロッパに対し、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションと共に使用するために、In-App Purchase APIを提供するものとします。また、In-App Purchase APIに関連するサービス(例えば、非消耗品のホスティングサービス)をデベロッパに提供する場合があります。Appleは、デベロッパによるIn-App Purchase APIの使用を通じて、エンドユーザーが注文したいかなるコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプションについても、提供またはロック解除する義務を負わないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、Appleではなくデベロッパによって、当該アイテムが利用可能にされること、および、デベロッパのみが、In-App Purchase APIの使用を通じて注文された当該アイテムおよびデベロッパのアプリケーションにおけるIn-App Purchase APIの当該使用またはこれに関連するサービスのあらゆる使用について、単独の責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

6. アプリ内での購入におけるデジタル証明書の使用。エンドユーザーがデベロッパのアプリケーションにおいて、In-App Purchase APIを通じた取引を完了した場合、Appleは、デベロッパに対し、Apple証明書により署名された取引領収書を提供します。ドキュメントで定められたとおり、デベロッパは、当該証明書および領収書がAppleにより発行されたことの検証を、自身の責任で行うものとします。デベロッパは、In-App Purchase APIに関連して、当該証明書および領収書を信頼するというデベロッパの判断について、単独で責任を負うものとします。Appleは、明示または黙示を問わず、当該Apple証明書および領収書に関する商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、一切保証または表明しません。デベロッパは、ドキュメントに従ってのみ当該領収書および証明書を使用すること、および、一切の偽造またはその他の悪用を含め(これらに限定されません)、当該領収書および証明書の正常な運用の妨害または改ざんをしないことに同意するものとします。

7. **追加免責**。Appleは、In-App Purchase APIおよびあらゆるAppleサービスの使用から生じるいかなる損害または損失についても、一切責任を負わないものとします。これには、(I) あらゆる逸失利益（直接または間接を問わない）、のれんもしくはビジネスの評判に対する損失、データの喪失、またはその他の無形的損失、(II) AppleがIn-App Purchase APIもしくはあらゆるサービスに加えた一切の変更 、または In-App Purchase APIもしくはそれに付随するサービス（もしくはサービス内のあらゆる機能）の提供の、永久的もしくは一時的な停止、(III) デベロッパによるIn-App Purchase APIまたはサービスの使用によって送受信 されるあらゆるデータの削除、破損、または提供不能性を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、デベロッパがAppleに対してホスティングサービスのために提供する可能性がある非消耗品（を含みますがこれに限定されません）、デベロッパの情報、およびデータについて、適切な代替バックアップを保持することに責任を負います。

付属書3
（本契約に対する）
Game Centerに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションでGame Centerサービスを利用する場合に適用されます。

1. Game Centerサービスの使用

1.1 デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Appleが明示的に許諾した場合を除き、Game Centerサービスに接続することまたはGame Centerサービスを使用することはできません。デベロッパは、本契約（本付属書3を含みます）、Game Centerドキュメント、およびすべての適用法令を遵守することを条件として、Game Centerサービスを使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの本契約の期間満了後または解除後は、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれもが、Game Centerサービスにアクセスまたは Game Centerサービスを使用することはできないことを理解するものとします。

1.2 Appleは、デベロッパに対して、Game Centerサービスの一部として、エンドユーザーのエイリアスと関連する独自の識別子（以下「プレーヤーID」といいます）を提供する場合があります。デベロッパは、エンドユーザーまたは第三者に対して、プレーヤーIDを表示しないことに同意するものとし、かつ、プレーヤーIDを、デベロッパによるGame Centerの使用に関してエンドユーザーを区別するためのみに使用することに同意するものとします。デベロッパは、本契約において明示的に許可される範囲内を除き、Game Centerサービスにより提供されるプレーヤーID、エイリアス、またはその他のデータもしくは情報について、リバースルックアップ、トレース、リレーション、アソシエーション、マイニング、ハーベスティング、またはその他の方法で悪用しないことに同意するものとします。例えば、デベロッパは、エンドユーザーの身元の特定を試みないものとします。

1.3 デベロッパは、Game Centerサービスにより提供された情報を、デベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な限度でのみ使用するものとします。例えば、デベロッパは、当該情報を第三者のサービスに対してホストまたは書き出しを行わないものとします。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な場合を除き、Game Centerサービスを通じて取得したいかなるユーザー情報またはデータ（個別のものか統計的なものかは問わず）も、第三者に送信またはコピーせず、それを行う場合にはユーザーの明示の承諾があり、さらに、本契約上禁止されていないときに限ることに同意するものとします。

1.4 デベロッパは、Appleが明示的に許諾していない方法で、Game Centerサービスから情報を入手することを含め（これらに限定されません）、Game Centerサービス（またはその一部）の不正使用または不正アクセスをすること、または他者にかかる不正使用または不正アクセスさせることを試みないものとします。例えば、デベロッパは、Game Centerに接続されたシステムまたはネットワークから通信プロトコルを傍受するためにパケットスニファーを使用したり、Game Centerからデータまたはユーザー情報のスクレイピングをしたり、またはGame Centerを通じてプレーヤー、ゲームデータ、アカウント、もしくはサービス使用パターンに関する情報を収集するために第三者のソフトウェアを使用したりしないものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、Appleのネットワークやサービス、もしくはGame Centerサービスに接続された第三者のサーバやネットワークを阻害もしくは干渉しないこと、または、他の開発者またはエンドユーザーによるGame Centerの使用に対するその他の妨害をしないことに同意するものとします。デベロッパは、テストまたは開発目的を除き、例えば、デベロッパのアプリケーションについて不正なコードを使用して過度の高スコアを作成したり、ユーザーアカウント数を改ざんしたりすること等、エンドユーザーによるGame Centerサービスの使用を妨害する方法で、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションに関する情報について虚偽の表示をするために、Game Center

サービスの使用を通じて虚偽のアカウントを作成したり、Game Centerサービスのその他の使用をしたりしないことに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、サービス拒否攻撃を通じて、スパイダー、スクリプト、ボットなどの自動化プロセスまたはサービスの使用を通じて、またはGame CenterサービスもしくはAppleソフトウェアのバグの利用を通じてなど、Game Centerの妨害を発生させ、支援し、可能にしてはならないものとします。デベロッパは、Game Centerサービスの脆弱性について調べ、テストし、またはスキャンしてはならないことに同意するものとします。また、デベロッパは、Game Centerサービスに組み込まれている、またはGame Centerサービスで使用されている 、データ保護、セキュリティ、検証または認証メカニズムに対して、無効化、なりすまし、ハッキング、弱体化、またはその他の妨害行為を行わないこと、および他人がそれを行えるようにしないこと に同意するものとします。

2.3 デベロッパは、Game CenterやAppleブランド製品の正常な運用を、阻害、中断、もしくは制限する可能性のあるウイルスもしくはその他のコンピュータコード、ファイル、またはプログラムを含むマテリアルを送信、保存、またはその他利用可能にしてはならないものとします。

2.4 デベロッパは、エンドユーザーに対して、承諾されていない、不適切な、もしくは不適当なメッセージを送信するために、または、Game Centerユーザーのポーチング、フィッシング、もしくはスパム目的で、Game Centerサービスのいかなる部分も使用しないことに同意するものとします。デベロッパは、Game Centerのユーザーを、デベロッパがGame Centerサービスの利用を通じて取得した情報を使用するその他のサービスに迂回させない(または迂回を試みない)ものとします。

2.5 デベロッパは、Game Centerサービスへのアクセス、または、Game Centerサービスにおけるデータもしくは情報について、エンドユーザーに対して、一切料金を請求することはできません。

2.6 Appleがデベロッパに対して、App Store Connect経由でデベロッパのアプリケーションのために特定のGame Centerの特性および機能性を管理することを許可する範囲内において(例えば、不正ユーザーを阻止し、またはデベロッパのアプリケーションのリーダーボードから不審なリーダーボードスコアを削除する機能など)、デベロッパは、そのような不正ユーザーまたは不審なスコアが、誤解を与える行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為の結果であるとデベロッパが合理的に判断した場合にのみ、かかるGame Centerの特性および機能性の管理を行うことに同意するものとします。

3. **デベロッパの承諾。**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a) Game Centerサービスを改変すること(あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b) Game Center APIを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならなくなる場合があることについて理解するものとします。Appleは、Game Centerサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、Game CenterサービスもしくはGame Center APIの停止、中止、または改変に起因もしくは関連して、デベロッパもしくはその他の者が被る一切の損失、損害、または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleは、デベロッパに対して、Game Centerサービスの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Appleは、当該サービスのいかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Appleは、いつでも、その自由裁量により、デベロッパのGame Centerサービスへのアクセス権を削除する権利を留保します。Appleは、AppleがGame Centerサービスおよびその他のApple製品またはサービスを改善するため、ならびにデベロッパが本契約を遵守しているかを確認するため、デベロッパによるGame Centerサービスの使用について、情報（技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません）をモニターおよび収集できるものとします。

4. **追加免責**。Appleは、Game Centerの中断、またはシステム障害、ネットワーク攻撃、計画的もしくは計画外のメンテナンス、もしくはその他の中断に起因する損害もしくは損失について、一切責任を負わないものとします。

付属書4
（本契約に対する）
iCloudの使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアに関するソフトウェアの開発およびテストのための、デベロッパによるiCloudサービスの利用に適用されます。

1. iCloudの使用

1.1 デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアは、Appleがデベロッパに権限を付与した場合にのみ、iCloudサービスにアクセスすることができます。デベロッパは、iCloud Storage API、CloudKit API、またはプログラムの一環として提供されるCloudKitコンソール経由を除き、iCloudサービス、または当該サービスに含まれるあらゆるコンテンツ、データ、もしくは情報にアクセスしないことについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの権限をいかなる第三者とも共有せず、Appleが明示的に許諾した目的以外に使用しないことについて同意するものとします。デベロッパは、本契約およびiCloudドキュメントで明示的に許可されたとおりにのみ、かつ、適用のあるあらゆる法令および規制を遵守して、iCloudサービス、iCloud Storage API、およびCloudKit APIを使用することに同意するものとします。さらに、Appleがその自由裁量で判断するところにより、かかるウェブソフトウェアにおけるデベロッパによるiCloudサービスの使用が、対応するライセンスアプリケーションにおけるデベロッパの使用と同等である限りにおいてのみ（例えば、ライセンスアプリケーションで検索またはアップデートされた同じタイプのデータを保存するため）、デベロッパのウェブソフトウェアは、iCloudサービスへのアクセスおよび使用を許可されるものとします。Appleサービスが、理由の如何を問わず、他のコンテナへのデータの転送のために、iCloudにおけるストレージコンテナのデベロッパへの割り当て分を超えて、デベロッパが使用することを許可する場合に、デベロッパは、かかる機能を実行するために合理的に限定的な期間のみ、かかる追加のコンテナを使用し、かつ、ストレージおよび割り当て分を増加させないことについて、同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後は、デベロッパがソフトウェアの開発またはテストのためにiCloudサービスにアクセスまたは使用することを許諾されていないことを理解するものとします。ただし、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアをインストールし、かつ、iCloudを使用するために有効なAppleのエンドユーザーアカウントを有するエンドユーザーは、適用のあるiCloud利用規約およびそれらの条件に従い、当該ユーザーが作成したドキュメント、プライベートコンテナ、およびデベロッパがiCloud Storage APIまたはCloudKit API経由でかかるエンドユーザーのアカウントに保存することを選択したファイルへのアクセスを継続することができます。デベロッパは、エンドユーザーのiCloudへのアクセス（または当該エンドユーザー自身が作成したドキュメント、プライベートコンテナ、およびファイルへのアクセス）を阻害しないこと、また、方法の如何を問わず、常に、その他エンドユーザーのiCloudの使用を妨害しないことについて同意するものとします。デベロッパがCloudKit API経由でパブリックコンテナに保存したファイルについて（デベロッパまたはエンドユーザーのいずれが作成したかを問わず）、Appleは、デベロッパの本契約の期間満了もしくは解除時、またはその他AppleがCloudKitコンソール内で指定する場合に、かかるデータの全部もしくは一部へのアクセスを停止し、またはかかるデータの全部もしくは一部を削除する権利を留保します。

1.3 デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションおよびウェブソフトウェアにとって重要な価値を有するデータ（例えば、ファイナンスアプリ内の株式のリスト、アプリの設定など）の保存および取得、ならびに、デベロッパのエンドユーザーがiCloudサービスを通じてユーザーが作成したドキュメントおよびファイルにアクセスできるようにする目的でのみ、iCloud Storage APIの使用を許されるものとします。デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアは、iCloudドキュメントに従い、デベロッパがパブリックコンテナまたはプライベートコンテナに保存することを選択した構造化データの保存、取得、およびクエリを行うために、CloudKit APIを使用することを許可されます。デベロッパは、iCloud Storage APIまたはCloudKit API経由で、デベロッパのアプリケーションがiCloud利用規約、またはデベロッパのアプリケーションに関するプログラム要件に違反することになるいかなるコンテンツまたはマテリアルもかかる違反について認識がありながら保存しないことについて同意するものとします（例えば、デベロッパのアプリケーションは、違法または権利を侵害するマテリアルを保存してはなりません）。

1.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの使用を通じてiCloudから、またはウェブソフトウェアから、ユーザーがユーザー自身が作成したドキュメントおよびファイルにアクセスすることを認めることができるものとします。ただし、デベロッパは、同一タイトルの異なるバージョン間で当該データを共有する場合でない限り、またはデベロッパがユーザーの同意を得た場合でない限り、デベロッパのアプリケーションの重要な価値を有するデータを、他のアプリまたはウェブソフトウェアと共有することはできません。

1.5 デベロッパは、デベロッパがCloudKit APIおよびiCloud Storage APIの使用を通じてiCloudに保存した、あらゆるコンテンツおよびマテリアルに関する責任を負い、かつ、デベロッパがiCloudサービスを通じて保存した情報を保護するため、合理的かつ適切な措置を講じなければならないものとします。デベロッパのエンドユーザーがiCloud Storage APIまたはCloudKit APIの使用を通じてデベロッパのアプリに保存したコンテンツおよびマテリアル（例えば、ユーザー作成のドキュメント、パブリックコンテナへのエンドユーザーによる掲載など）に関する第三者の請求について、デベロッパは、デジタルミレニアム著作権法（DMCA）に従って送信された通知にデベロッパが遵守していることを含み（ただしこれらに限定されません）、一切のかかる請求について適切に対処し、かつ、すみやかに処理を進める責任を負うことに同意するものとします。

1.6 Appleが書面で明示的に別段の許可をしない限り、デベロッパは、「保護された健康情報」（45 C.F.R § 160.103にて別途定義）を含む、センシティブな個人を識別できる健康情報を、作成、受領、保持、または転送するために、iCloud、iCloud Storage API、CloudKit API、またはこれらのコンポーネントもしくは機能を使用せず、または、Apple（もしくはAppleの子会社）をデベロッパまたは第三者の「取引先」（45 C.F.R. § 160.103で別途定義）にするいかなる方法でも、iCloudを使用しないものとします。デベロッパは、デベロッパの本条違反に起因する、法律または契約に基づくあらゆる報告要件の遵守について、単独で責任を負うことに同意するものとします。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのエンドユーザーの双方にとって、iCloudサービスのストレージの容量、トランスミッション、およびトランザクションに制限があることを了解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーがかかる制限に達した場合、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーが、かかる容量制限に適合するように、iCloudサービスから十分なデータを削除する、ストレージの容量を増加する、またはその他デベロッパによるiCloudの利用を修正するまで、iCloudサービスを利用できないことがあり、かつ、この間、iCloudからデータのアクセスまたは検索ができないことがあります。

2.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアを通じたiCloudサービスへのアクセスまたは利用について、ユーザーにいかなる料金も請求してはならず、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Appleサービスの一部の再販売を含む（ただしこれに限定されません）、iCloudサービスへのアクセスを販売しないことについて同意するものとします。デベロッパは、（かかるエンドユーザーがiCloudアカウントを有しているか否かに関わらず）エンドユーザーがアクセスできるようにパブリックコンテナにデータを保存する目的でCloudKit APIを使用することを除き、Appleの有効なエンドユーザーiCloudアカウントを有するエンドユーザーにストレージを提供するために、かつ、当該ユーザーアカウントの利用規約に従って使用するためにのみ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアで、iCloudサービスを使用するものとします。デベロッパは、エンドユーザーによる、適用のあるAppleとのiCloudサービス契約の条項に対する違反、またはiCloudサービスに保存されたデータもしくは情報の利用に関する一切のAppleのポリシーに対する違反を引き起こさないようにするものとします。

2.3 デベロッパは、ネットワークの容量またはiCloudサービスの全体的な処理機能を過度に使用してはならず、その他不合理なサイズのデータの読み込みまたはクエリを行って、当該サービスに負荷をかけてはならないものとします。デベロッパは、Appleのネットワークもしくはサーバ、またはiCloud接続された第三者のサーバもしくはネットワークに悪影響または害を与えないこと、または、他の開発者やユーザーによるiCloudサービスの使用を妨害しないことについて同意するものとします。

2.4 デベロッパは、AppleがiCloudサービスのエンドユーザーに提供する警告、システム設定、お知らせ、または通知を無効にしたり、阻害したりしないものとします。

3. デベロッパの承諾

デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a) iCloud Storage APIまたはCloudKit APIを改変すること(あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b) かかるAPIを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならなくなる場合があることについて理解するものとします。Appleは、iCloudサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、iCloudサービス、iCloud Storage API、もしくはCloudKit APIのサービスの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 iCloudサービスは、すべての言語、または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。iCloud Storage APIまたはCloudKit APIを通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアでiCloudサービスへのアクセスを提供することをデベロッパが選択する限りにおいて(例えば、パブリックコンテナまたはプライベートコンテナにデータを保存する場合)、デベロッパは、自身の判断でそれを行うものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。

3.3 Appleは、デベロッパに対して、iCloudサービスの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Appleは、iCloudサービスのいかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Appleは、iCloudサービスに対してデベロッパが行った支出、投資、もしくはコミットメント、または、iCloudサービスの使用もしくはアクセスについて、一切責任を負わないものとします。

3.4 Appleは、いつでも、その自由裁量により、デベロッパのiCloudサービスへのアクセス権を停止または削除する権利、またはデベロッパによるiCloudサービスの使用を制限する権利を留保します。さらに、Appleは、いつでも、その自由裁量により、iCloudサービスを通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアが送受信するトランザクションに制限を課すもしくは調整を加える、または、それらが使用するリソースまたは容量を設定または調整することがあります。

3.5 Appleは、AppleがiCloudサービスおよびその他のApple製品またはサービスを改善することを支援するために、iCloud Storage API、CloudKit API、またはCloudKitコンソールを通じて、iCloudサービスの使用について、情報(技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません)をモニターおよび収集することがあります。ただし、Appleは、法規制上の手続きまたは要件を遵守するために、当該アクセス、使用、保存、もしくは開示が合理的に必要であると誠実に判断した場合を除き、または、その他iCloud Storage API経由でエンドユーザーのiCloudアカウントに、もしくはCloudKit API経由でエンドユーザーのプライベートコンテナに保存されたデータに関してエンドユーザーが要求した場合を除き、CloudKitを通じてプライベートコンテナに保存されたあらゆるエンドユーザーデータ、CloudKitを通じてパブリックコンテナに保存されたあらゆるアプリデータ、または、iCloud Storage APIおよびiCloudサービスを使用して保存されたユーザーが作成したあらゆるドキュメント、ファイル、もしくは重要な価値を有するデータへのアクセスまたは開示をすることはないものとします。

3.6 さらに、デベロッパが、iCloud Storage APIまたはCloudKit APIの使用を通じて、iCloudサービス内に、個人や個人が特定可能な情報に関連する個人情報(以下「個人データ」と総称します)を保存する限りにおいて、デベロッパは、Apple(および本第3.6条の目的に該当するすべてのApple子会社)が、当該個人データの処理、保存、

および取り扱いに関して、デベロッパの代理人として行為することに同意するものとします。Appleは、かかる個人データを処理する権限を持つ任意の個人が、（条項を通じて、または該当する法定義務のもとで）守秘義務の履行に同意していることを保証することに同意するものとします。Appleは、デベロッパによるiCloudサービスの使用の結果としてのみ生じるかかる個人データに関して、いかなる権利、権限、または権益を有することもありません。デベロッパは、デベロッパのみが、iCloudサービスを通じたデータおよび情報の使用または収集に関して、プライバシーおよびデータ保護に関する法令を含む、すべての適用法令の遵守について責任を負うことに同意するものとします。また、デベロッパは、個人データおよび個人データに関する行為のモニタ、不適切なデータおよび行為の防止、およびそれらへの対応、データの削除や当該データを入手可能にするアクセス権の削除および解除などを含む（ただしそれらに限定されません）、かかる個人データに関連するあらゆる行為について責任を負うものとします。また、デベロッパは、デベロッパのスタッフによるかかる個人データへのアクセスの保護および制限、ならびにデベロッパのためにiCloudサービスを使用するためのアクセスを許可されたデベロッパのスタッフの行為について責任を負う ものとします。デベロッパおよびデベロッパのユーザーがiCloudサービスを通じてAppleに提供した個人データは、iCloudサービスを提供し改善するために必要な場合にのみ、そしてデベロッパのために以下の行為を行うためにのみ、Appleによって使用される可能性があります。Appleの行為とは以下の通りです。

(a) 本契約に規定されたデベロッパの指示および許可、ならびに適用される法律、規則、協定、または条約に従ってのみ、そうした個人データを使用し、取り扱います。EEAおよびスイスにおいては、別途EUまたは加盟国の法律で要請されていない限り、個人データは、本契約に規定されたデベロッパの指示および許可に従ってのみ、Appleによって取り扱われ、別途EUまたは加盟国の法律で要請されている場合には、Appleはそうした特定の法的要請についてデベロッパに通知します（法律によりAppleが通知することを禁止されている限定的な場合は除きます）。
(b) デベロッパに対して、適用される法律で定義された、ユーザーアクセス、削除、または制限のリクエストを管理するための合理的な方法を提供します。デベロッパによるiCloudサービスの誠実な使用に起因した、データ保護規則当局またはかかる個人データに関する類似の規制当局によるデベロッパの調査があった場合、Appleはデベロッパに対し、合理的な援助およびサポートを提供します。
(c) Appleが、Appleサービスへの不正なアクセスの結果、デベロッパの個人データが変更、削除、または紛失されていることを認識した場合、過度に遅延することなく、かつデベロッパに適用され、特定の期間内に通知することを義務付ける法的要請に従い、Appleが選択した合理的な方法で、デベロッパに通知を行います。デベロッパは、本契約の条項に従い、かかる通知のために、最新の連絡先情報をAppleに提供する責任を有します。
(d) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016（GDPR：EU一般データ保護規則）第28条に規定されたコンプライアンス義務を果たすために必要な、そしてかかる規定で要請された監査を可能 とし、それに 貢献するための情報を、デベロッパが利用できるようにします。ただし、デベロッパは、AppleのISO 27001および27018認証は、そうした要請される監査のために十分なものであることに同意するものとします。
(e) GDPRの第33条乃至 36条に規定されたコンプライアンス要件を確実に遵守するため、Appleが選択した合理的な方法により、デベロッパを支援します。デベロッパがiCloudに保存した情報に関する第三者からの要請をAppleが受領した場合、別途法律でまたは当該要請の条件で要請されている場合を除き、Appleはそうした要請の受領についてデベロッパに通知し、要請者に対して、当該要請をデベロッパに対して行うように伝えます。法律や当該要請で別途要請されている場合を除き、デベロッパはそうした要請に対応する責任を負うものとします。
(f) 個人データの送信、処理、および保存を行う間、個人データを保護するため、業界標準の方法を使用します。暗号化された個人データの地理的な保存場所は、Appleの裁量で決定されます。
(g) 本契約の文脈で生じる個人データがEEAまたはスイスから送信されており、デベロッパが個人データが送信されていると信じる場合、データの送信先が、常に、適切な水準の保護を確実に行っている、または要求により、デベロッパに対して提供されるモデル契約条項またはスイス越境データフロー契約を使用している第三国のみであるようにします。

4. **追加免責**。Appleまたはそのサービスプロバイダは、データ処理、または不適切なもしくは不正なデータ保存、またはデベロッパによる本契約に反する取り扱いに関するあらゆる請求を含む、iCloud、iCloud Storage API、もしくはCloudKit APIの使用、誤用、信頼、使用不能、中断、停止、もしくは解除、またはデベロッパのデータもしくはエンドユーザーのデータについての不正アクセス、改ざん、削除、破損、損害、損失、もしくは保存の失敗、またはデベロッパのエンドユーザーによる前記のあらゆる使用に起因する損害または損失について、一切責任を負わないものとします。

付属書5
（本契約に対する）
パスに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパによるパスの開発および配布に適用されます。

1. パスタイプIDの使用および制限

デベロッパは、Walletでの使用のためのデベロッパのパスのデジタル署名のため、またはデベロッパのパスとのAPNサービスの使用目的でのみ、パスタイプIDを使用することができるものとします。デベロッパは、以下の**第2条**で定められているパスタイプIDを、デベロッパ自身の商標またはブランドの下で配布する場合、またはデベロッパがデベロッパのパス内で第三者の商標またはブランドに言及する場合（特定の商品のストアクーポンなど）に限り、デベロッパのパスに組み込まれているパスタイプIDを配布することができます。デベロッパは、必要な権利を有することを表明および保証します。デベロッパは、デベロッパのパスタイプIDを第三者と共有せず、第三者に提供または転送しないこと（サービスプロバイダに対する、本契約で許可する限定的な範囲を除く）、または第三者のパスの署名にデベロッパのパスタイプIDを利用しないことについて、同意するものとします。

2. パスの配布；マーケティングの許諾

2.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、エンドユーザーに対し、ウェブ、電子メール、またはアプリケーションにより、デベロッパのパスを配布することができます。デベロッパは、パスが、当該ユーザーによって、Walletに読み込まれる前に承諾されなければならないこと、および、パスが、当該ユーザーによって、いつでも、パスブックから削除または転送できることを理解するものとします。

2.2 この方法でデベロッパのパスを配布することで、デベロッパは、Appleに対し、デベロッパのパスがその時点で有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書5の条項に準拠していることについて、表明および保証したものとみなされます。Appleは、かかる方法でデベロッパのパスを配布した結果、デベロッパに生じ得るあらゆる費用、経費、損害、損失（事業機会の喪失または逸失利益を含みますがこれらに限りません）、またはその他の責務について、一切責任を負わないものとします。

2.3 デベロッパは、氏名および住所、ならびにエンドユーザーがデベロッパのパスに関する質問、苦情、または申し立てについて問い合わせるべき連絡先情報（電話番号、電子メールアドレス）をパスに記載することについて、同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの裁量により、いずれかのデベロッパのパスに、関連するエンドユーザー利用規約を添付する、またはその他の形で含めることについて、一切の責任を負うものとします。Appleは、デベロッパのエンドユーザー利用規約に関するいかなる違反についても、一切責任を負いません。デベロッパは、デベロッパのパスのあらゆるユーザー支援、保証、およびサポートについて、単独で責任を負うものとします。デベロッパは、エンドユーザーに対し、Walletを利用するために、デベロッパのパスにアクセスすることについて、いかなる料金も請求することはできません。

2.4 本契約で許諾するとおり、デベロッパのパスを配布することにより、デベロッパは、デベロッパがプロモーション目的で使用する権利を有さず、かつ、デベロッパがAppleに対して書面で特定したプロモーションを除き、Appleが、マーケティング資料およびギフトカードにおけるプロモーションのため、(i) デベロッパのパスのスクリーンショット、(ii) デベロッパのパスに関する商標およびロゴ、ならびに (iii) パス情報を使用することについて、許諾するものとします。また、デベロッパは、Appleの合理的な要求に応じて、Appleに対して、マーケティング資料やギフトカードにおけるプロモーションのため、Appleに提供する可能性のある画像やその他の資料を使用することを許諾するものとします。

3.　パスの付加条件

3.1　Appleは、デベロッパに対し、デベロッパのパスの作成に使用するためのテンプレートを提供することがあります。デベロッパは、自身による使用に該当するテンプレートを選択すること（例えば、デベロッパは、搭乗券用テンプレートを映画観賞券用に使用しないこと）について、同意するものとします。

3.2　パスは、Appleがパス用の容量の領域として指定したWallet内、ドキュメントに従い互換性のあるAppleブランド製品のロックスクリーン上のWalletを通じてのみ、運用および表示できます。

3.3.　本契約**第3.3.3条（B）**の定めに関わらず、ユーザーの事前の同意を取得の上、デベロッパおよびデベロッパのパスは、かかる共有が、パスまたはアプリの使用、または本契約**第3.3.3条（E）**に基づく広告の提供に直接関連するサービスまたは機能の提供を目的とする限りにおいて、ユーザーまたはデベロッパのアプリケーションのデバイスデータを共有することができます。

3.4　デベロッパが、デベロッパのパスと共に埋込型近距離無線通信（NFC）技術を使用することを希望する場合、デベロッパは、デベロッパのウェブポータルから、NFCをパスと共に使用するためのApple証明書を要請することができます。Appleは、デベロッパの要請を検討し、デベロッパに対し、かかるApple証明書の使用のために、別途契約を提供することがあります。Appleは、かかるApple証明書をデベロッパに提供しない権利を留保します。

4.　デベロッパのパスを審査するAppleの権利；取消し。デベロッパは、Appleが、本契約期間中、いつでも、デベロッパのエンドユーザーによる使用のためにデベロッパが配布しようとする、またはデベロッパのエンドユーザーがすでに使用しているパスを審査および承認または却下する権利を留保することについて理解し、それに同意するものとします。Appleが要求する場合、デベロッパは、Appleに対し、かかるパスを直ちに提供することについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのパスの特性、コンテンツ、サービス、もしくは機能性について、Appleによる審査から隠蔽、不正確な表示、誤導、または不明瞭にしようとしたり、その他Appleが当該パスを包括的に審査することを妨げようとしたりしないことについて同意するものとします。さらに、デベロッパは、Appleに協力し、質問に答え、さらに当該パスに関してAppleが合理的に要求する情報および資料を提供することについて、同意するものとします。デベロッパは、Appleへの提出後、デベロッパのパスにいかなる変更を加えた場合にも、Appleに対して通知し、かつ、Appleが要求する場合には、変更したパスをデベロッパのエンドユーザーに配布する前に、デベロッパのパスをAppleに再提出することについて、同意するものとします。Appleは、理由の如何を問わず、いつでも、その自由裁量で、たとえデベロッパのパスが「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書5の規定に則ったものであっても、デベロッパのパスタイプIDを取り消し、かつ、デベロッパのパスをデベロッパのエンドユーザーに配布することを拒否する権利を留保し、かつ、かかる場合、デベロッパは、かかるパスをデベロッパのエンドユーザーに配布できないことについて同意するものとします。

5.　追加免責。Appleは、Walletにおけるデベロッパのパスの喪失もしくは表示不能、またはエンドユーザーによるそれらの使用に起因するあらゆるエンドユーザーの請求を含む（ただしこれらに限定されません）、Wallet、デベロッパのパスタイプID、デベロッパのパス、またはこれらに関連して提供されるあらゆるサービスの使用、配布、誤用、信頼、使用不能、中断、停止、または解除に起因するいかなる損害または損失についても、一切責任を負いません。

付属書6
（本契約に対する）
Appleマップサービスの使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、または
ウェブアプリにおけるAppleマップサービスの使用に適用されます。

1. マップサービスの使用

1.1 デベロッパのアプリケーションは、MapKit API経由でのみ、Apple Maps Server API経由でのみ、または
MapKit JS経由でのみ、Appleマップサービスにアクセスすることができ、デベロッパのウェブサイトもしくは
ウェブアプリは、MapKit JSまたはApple Maps Server API経由でのみAppleマップサービスにアクセス
することができます。デベロッパは、該当する場合、MapKit API経由、Apple Maps Server API経由、または
MapKit JS経由以外によりAppleマップサービスまたはマップデータにアクセスしないことについて、同意するものと
します。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリにおけるApple
マップサービスの使用は、プログラムの要件に準拠していなければならないことについて、同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリのためのサービスおよび機能
の提供に必要な場合にのみ、Appleマップサービスおよびマップデータを使用するものとします。デベロッパは、本契約
（本付属書6を含みますがこれに限定されません）、MapKit、Apple Maps Server API、およびMapKit JS
ドキュメントによって明示的に許諾された場合にのみ、かつ、適用のあるすべての法律および規制を遵守してのみ、
Appleマップサービス、MapKit API、Apple Maps Server API、およびMapKit JSを使用することについて、同意
するものとします。MapKit JSは、次の商用目的のためにApple以外のブランドのハードウェアで実行される
デベロッパのウェブサイトまたはアプリ上で使用することはできません。フリート管理（配車を含む）、資産管理、企業
ルート最適化、または当該ウェブサイトまたはアプリの主な目的が自動車保険のリスクを評価することである場合。

1.3 デベロッパは、デベロッパがAppleマップサービスから受け取る結果が、天候、道路状況および交通状況、
ならびに地政学的な事象など、マップデータの正確性に影響し得る各種の状況により、実際の状況とは異なり得ること
について認め、これに同意するものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリは、Appleまたはその
ライセンサーの著作権告知、商標、ロゴ、またはその他の財産権もしくは法的告知、Appleマップサービス内で表示
されるかもしくはこれを通じて提供される文書もしくはハイパーリンクを削除してはならず、不明瞭にしてはならず、
または改ざんしてはならないものとします。

2.2 デベロッパは、一括ダウンロードもしくはマップデータのフィードを可能にするもしくは許可する、または
マップデータの一部を抽出、スクレイプ、もしくは再利用するいかなる方法でも、Appleマップサービスを使用しない
ものとします。例えば、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、二次的または派生的データベース
の一部として、マップデータのすべてまたはその一部を、使用または利用可能することはできません。

2.3 本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、方法の如何を問わず、マップデータをコピー、
改変、翻訳、二次的著作物の作成、公表、または公開しないことにつき、同意するものとします。さらに、デベロッパは、
他のマップサービスを改善または作成する目的で、Appleマップサービスにより提供されたデータを使用または比較
してはならないものとします。デベロッパは、Appleマップサービスの使用またはアクセスを通じて、代替するまたは
類似するサービスを作成しないことまたは作成を試みないことに同意するものとします。

2.4 デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリは、本契約で許可されたとおりにマップデータを表示し、かつ、マップデータをマップ上に表示する際は、デベロッパは、Appleマップサービス経由で提供されたAppleマップ上にのみ表示することにつき、同意するものとします。また、デベロッパは、対応するAppleマップを表示することなく、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリ内のマップデータを表出することはできません（例えば、デベロッパがAppleマップサービスを通じて住所の検索結果を表出する場合、デベロッパは住所の検索結果と共に、対応するマップを表示する必要があります）。

2.5 Appleにより書面で別途明示的に許可されない限り、マップデータは、一時的かつ限定的に、(a)デベロッパが本付属書やMapKitもしくはMapKit JSドキュメントで許可されたとおりにAppleマップサービスを使用するため、および／または(b)デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、もしくはウェブアプリにおけるAppleマップサービスのパフォーマンスの改善のために必要に応じてのみ行われる場合を除き、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションにより、キャッシュ、事前読み込み、または保存することはできません。これらの処理を行った場合は、いかなる場合も、そのあとで当該マップデータを削除しなければなりません。

2.6 デベロッパは、エンドユーザーに対し、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリを通じたAppleマップサービスへのアクセスまたはその使用のみついて、いかなる料金も請求できず、かつ、デベロッパは、その他の方法によるAppleマップサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。

2.7 デベロッパは、Appleが、デベロッパによるAppleマップサービスの利用について制限を課すことができること（例えば、デベロッパのアプリケーションがMapKit APIもしくはApple Maps Server APIを通じて作成できる処理数を制限するなど）、またはAppleの自由裁量で、いつでも、デベロッパによるAppleマップサービス（もしくはその一部）へのアクセスを取り消す、もしくは削除することができることを認め、これらに同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパがAppleマップサービスから受け取る可能性がある結果が、道路または天候の状況など、マップデータの正確性に影響し得る変動要因により、実際の状況に応じて異なり得ることを認め、これに同意するものとします。

3. **デベロッパの承諾。**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a)Appleマップサービスおよび／またはMapKit API、Apple Maps Server API、もしくはMapKit JSを改変すること（あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます）、または(b)MapKit API、Apple Maps Server API、もしくはMapKit JSを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、もしくは再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならなくなる場合があることについて理解するものとします。Appleは、Appleマップサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、Appleマップサービス、MapKit API、Apple Maps Server API、またはMapKit JSの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleマップサービスは、すべての言語または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での使用に適したものであり、または使用できるものである、とのいかなる表明もするものではありません。デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、もしくはウェブアプリにおいて、またはMapKit API、Apple Maps Server API、もしくはMapKit JSを通じてAppleマップサービスへのアクセスの提供を選択する限りにおいて、デベロッパは、自身の判断でかかる選択をするものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。

4. **デベロッパのMapKitまたはMapKit JSの実装を審査するAppleの権利。**デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリにおけるデベロッパによるMapKitおよび／またはMapKit JSの実装を、本契約期間中、いつでも、審査および承認、または拒否する権利を留保することを理解し、

これに同意するものとします。Appleから要求された場合、デベロッパは、デベロッパによるMapKitおよび／またはMapKit JSの実装に関する情報をすみやかにAppleに提供することに同意するものとします。デベロッパは、Appleと協力し、質問に答え、そうした実装に関してAppleが合理的に要求する情報および資料を提供することについて、同意するものとします。Appleは、いつでも、その自由裁量で、デベロッパによるMapKitおよび／またはMapKit JSの使用が「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書の条項に則ったものであっても、デベロッパによるMapKitへのアクセスならびに／またはデベロッパのMapKit JSキーおよび類似の認証情報を、随時取り消す権利を留保します。例として、Appleは、デベロッパのMapKitおよび／もしくはMapKit JSの実装がAppleマップサービスに過剰かつ過度な負荷をかける場合、マップを表示する際にAppleマップのロゴまたは組み込みリンクを不明瞭にするか消去する場合、または攻撃的もしくは違法なマップコンテンツを用いてAppleマップサービスを使用する場合、Appleは前記の認証情報を取り消す可能性があります。

5. **追加免責**。Apple、そのライセンサー、またはサービスプロバイダは、システム障害、ネットワーク攻撃、または計画的もしくは計画外のメンテナンスによる中断など、Appleマップサービスの使用、誤用、信頼、使用不能、中断、停止、または解除に起因する、いかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書7
（本契約に対する）
Safari拡張機能に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、Apple証明書で署名されたSafari拡張機能に適用されます。

1.1 Safari拡張機能の要件

デベロッパがApple証明書で署名されたデベロッパのSafari拡張機能の配布を希望する場合、デベロッパは、かかるSafari拡張機能に関する以下の要件を遵守することに同意するものとします（要件はAppleにより随時変更される可能性があります）。

- デベロッパのSafari拡張機能には、マルウェア、悪意のあるもしくは有害なコード、またはその他の内部コンポーネント（例えば、コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」など）が含まれてはならず、Appleハードウェア、ソフトウェアもしくはサービス、または第三者のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービス、またはネットワークに損害を与え、これらを破壊し、またはこれらに悪影響を及ぼすものが含まれてはならないこと。

- デベロッパのSafari拡張機能は、ハラスメント、濫用、ストーキング、スパム、誤解を招く行為、詐欺行為、脅迫行為、またはその他の方法による他者の法的権利（プライバシーおよびパブリシティ権など）の侵害を目的として設計または販売してはならないこと。さらに、デベロッパは、ユーザーの明示の同意なく、ユーザーの行動（例えば、サイトの閲覧）を追跡するSafari拡張機能を作成してはならないこと。

- デベロッパのSafari拡張機能は、Safari拡張機能用の指定されたコンテナ領域内でのみ運用されなければならず、かつ、Appleが実装するシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネルなどの無効化、オーバーライドまたはその他の干渉をしないこと。

- デベロッパのSafari拡張機能は、単一の目的を有していなければならず、かつ、いかなるアップデートも、デベロッパのSafari拡張機能の当該目的を変更するものであってはならないこと。デベロッパは、ユーザーに対し、デベロッパのSafari拡張機能の特性および機能性を正確に伝え、かつ、かかる情報に従って行為をすることにつき、同意すること。例えば、デベロッパは、明示の同意なく、Safari上でユーザーが従前選択したものとは異なる検索プロバイダにユーザーの検索をリダイレクトしてはなりません。さらに、デベロッパのSafari拡張機能は、当該動作がユーザーに開示されていない限り、ウェブサイトでリンク（またはアフィリエイトリンク）をリダイレクトしてはならないこと。デベロッパは、デベロッパは、デベロッパのSafari拡張機能の特性または機能性を隠すことのないことに同意すること（例えば、難読化コードを含むなど）。

- デベロッパのSafari拡張機能は、Safari拡張機能とは異なる目的を有するアプリとバンドルしてはならないこと。デベロッパのSafari拡張機能は、ウェブサイトに広告を挿入するものであってはならず、かつ、ポップアップ広告を表示するものであってはならないこと。デベロッパは、デベロッパのSafari拡張機能の有効化をスクリプト化または自動化してはならず、または、第三者にかかる行為を可能としてはならないこと。

- Safari拡張機能は、Safari、macOS、iOS、iPadOS、visionOS、またはその他のAppleブランド製品のセキュリティ、ユーザーインターフェイス、ユーザー体験、機能、または機能性を妨げてはならないこと。

1.2　　コンプライアンス；証明書。デベロッパのSafari拡張機能は、当該Safari拡張機能が提供されるまたは利用可能となるすべての法域における法令および規則を含む、ドキュメントおよび適用されるすべての法令および規則を遵守しなければならないものとします。デベロッパは、Appleがその自由裁量により、いつでも、デベロッパのSafari拡張機能の署名に用いられるApple証明書を取り消す可能性があることにつき理解するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのSafari拡張機能が、本**第1.1項**で定める要件に準拠していない場合、またはその他SafariもしくはAppleブランド製品のユーザーに悪影響を与える場合、AppleがデベロッパのSafari拡張機能をブロックする（つまり、Safariユーザーにとって利用不能またはアクセス不能になる）可能性があることを認め、これに同意するものとします。

付属書8
（本契約に対する）
WeatherKit APIの利用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品でApple天候データおよびWeatherKit APIを利用する場合に適用されます。

1. Apple天候データおよびWeatherKit APIの使用

1.1 デベロッパは、Apple天候データおよびWeatherKit APIを使用する際は、プログラム要件を遵守しなければならないことに同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品を通じて元の形態で提示されるApple天候データへのアクセスまたは当該データの使用について、エンドユーザーに対して一切料金を請求することはできません。ただし、デベロッパは、付加価値サービスまたは製品については、エンドユーザーに対して料金を請求できます。付加価値サービスまたは製品とは、Apple天候データに由来し、いかなるエンドユーザーまたはその他の第三者もAppleから提供された元の形態のApple天候データ（全体か一部かを問いません）にアクセスしたり、当該データを発見、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で確認もしくは使用したりすることができないように変換されている、デベロッパが開発したデータ、製品、および／またはサービスのことをいい、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、WeatherKit APIまたは元の形態のApple天候データに対し、サブライセンス権を付与することはできません。デベロッパは、内部目的で、または付加価値サービスもしくは製品を作成、制作、もしくはデベロッパのエンドユーザーに表示するために、Apple天候データを使用することができます。デベロッパのエンドユーザー使用許諾条項では、エンドユーザーまたはその他の第三者に対し、目的の如何を問わず、WeatherKit APIまたはApple天候データのリバースエンジニアリングを許可してはなりません。

1.3 WeatherKit APIを使用するアプリまたは対象製品は、緊急目的または救命目的で設計または販売してはなりません。

1.4 デベロッパのアプリケーションまたは対象製品は、WeatherKit APIを通じてのみ、Apple天候データにアクセスできるものとします。デベロッパは、Apple天候データを表示する際は、すべての適用されるアトリビューション要件、およびプログラム要件に定めるその他のあらゆる仕様を遵守しなければならないことに同意するものとします。デベロッパは、方法の如何を問わず、天候アラートを改変、変更、改ざんしたり、不明瞭にしたりしてはなりません。

1.5 デベロッパは、Apple天候データもしくはその一部の一括ダウンロードもしくはフィードを可能にするもしくは許可する、またはApple天候データの一部を抽出もしくはスクレイプしようとするいかなる方法でも、WeatherKit APIを使用してはなりません。例えば、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、デベロッパの対象製品のいずれも、二次的または派生的データベースの一部として、Apple天候データのすべてまたはその一部を、使用または利用可能することはできません。

1.6 ドキュメントで別途明示的に許可されない限り、Apple天候データは、一時的かつ限定的にデベロッパのアプリケーションまたは対象製品におけるWeatherKit APIのパフォーマンスの改善のためにのみ行われる場合を除き、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、またはデベロッパの対象製品により、キャッシュ、事前読み込み、または保存することはできません。

2. デベロッパの承諾

デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

2.1 WeatherKit APIは、すべての言語または国で利用できるわけではなく、Appleは、かかるAPIが、特定の地域での使用に適したものであり、または使用できるものである、とのいかなる表明もするものではありません。デベロッパが、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品においてWeatherKit APIを通じてApple天候データへのアクセスの提供を選択する限りにおいて、デベロッパは、自身の判断でかかる選択をするものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。デベロッパによるWeatherKit APIの使用についてはデベロッパが単独でその責任を負い、デベロッパは、係争中の領土でのApple天候データの表示を含め、世界のどの場所であるかを問わず、自身がWeatherKit APIを使用したことに起因するあらゆる責任を負うものとします。

2.2 リアルタイム天候ガイダンスを目的としてWeatherKit APIを使用するアプリまたは対象製品の場合、デベロッパは、下記の告知が含まれているエンドユーザー使用許諾契約を締結しなければなりません。このリアルタイム天候ガイダンスアプリケーションまたはウェブサイトを利用する場合、ご自身の責任で利用してください。天候データは、正確でない可能性があります。Apple天候データは、信号の問題や地政学的な事象など、Apple天候データの正確性に影響し得る変動要因により、実際の状況とは異なる場合があります。

3. 遵守

3.1 デベロッパが前記の要件を遵守していると判断するために必要に応じて、Appleから要求された場合、デベロッパは、デベロッパによるWeatherKit APIの実装に関する情報をすみやかにAppleに提供することに同意するものとします。

3.2 本契約に定めるAppleのその他の権利を一切制限することなく、Appleは、デベロッパが本契約の条項に違反したと特定した、またはそのように信じるに足る理由が存在する場合、その単独の裁量で措置を講じる権利を留保します。かかる措置には、デベロッパによるApple天候データおよびWeatherKit APIへのアクセスを制限、停止、または取り消すことが含まれる場合があります。

4. 追加免責。Apple、そのライセンサー、またはサービスプロバイダは、システム障害、ネットワーク攻撃、または計画的もしくは計画外のメンテナンスによる中断など、WeatherKit APIの使用、誤用、信頼、使用不能、中断、停止、または解除に起因する、いかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

5. 補償。本契約に定めるAppleのその他の権利を制限することなく、デベロッパは、Apple被補償当事者に対して、デベロッパによるWeatherKit APIの使用が現地の地図作成に関する法律またはその他の適用される法律に準拠していない旨の請求に起因または関連して発生し、Apple被補償当事者が負担した一切の本件損失について、補償し、保護することに同意するものとします。

付属書9

（本契約に対する）

Apple Developerアプリを通じて購入したサブスクリプションに関する付加条件

Apple Developerアプリを通じて、デベロッパは、本プログラム料金を支払うことができ、本プログラムのメンバーとして、ほかのサブスクリプションを購入して使用することができます。本付属書9においてのみ、「Apple」とは以下のいずれかの会社のことをいいます。

- One Apple Park Way, Cupertino, Californiaに所在するApple Inc.（デベロッパがアメリカ合衆国（プエルトリコを含む）に所在する場合）
- 120 Bremner Blvd., Suite 1600, Toronto ON M5J 0A8, Canadaに所在するApple Canada Inc.（デベロッパがカナダに所在する場合）
- 1 Alhambra Plaza, Ste 700 Coral Gables, Floridaに所在するApple Services LATAM LLC（デベロッパがメキシコ、中南米、またはカリブ諸国もしくは領土内（プエルトリコを除く）に所在する場合）
- 〒106-6140東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズに所在するiTunes株式会社（デベロッパが日本に所在する場合）
- Level 3, 20 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australiaに所在するApple Pty Limited（デベロッパがオーストラリアまたはニュージーランド（領土または関連法域を含む）に所在する場合）
- Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Irelandに所在するApple Distribution International Ltd.（デベロッパが前記以外の地域に所在する場合）

サブスクリプションは、デベロッパのアカウント所有者のアカウント設定で解約するまで、自動的に更新されます。請求は、更新日の24時間以内前に行われます。サブスクリプションの解約について詳しくは、https://support.apple.com/ja-jp/HT202039を参照してください。

Appleは、あらゆるサブスクリプション（税金を含みます）について、デベロッパのアカウント所有者が選択したお支払い方法に請求します。デベロッパのアカウント所有者が選択したお支払い方法をApple Walletにも追加している場合、Appleは、Apple Payを使用してApple Walletのその方法に請求することがあります。デベロッパのアカウント所有者は、自身のApple IDに複数のお支払い方法を関連付けることができます。デベロッパは、Appleが当該複数のお支払い方法を保存してその方法に請求できることに同意するものとします。主要なお支払い方法は、アカウント設定のお支払いに関するページの一番上に表示されます。

何らかの理由で主要なお支払い方法に請求できない場合、デベロッパは、Appleが、アカウント設定のお支払いに関するページに表示される、デベロッパのアカウント所有者のほかの有効なお支払い方法に、上から下まで請求を試みることを許可するものとします。Appleがデベロッパのアカウント所有者に請求できない場合、デベロッパは未収金全額について引き続き責任を負うものとし、Appleは、再請求または別のお支払い方法の要求を試みることがあります。これにより、請求発生日が変更される場合があります。法律で認められているとおり、Appleは、支払情報が決済ネットワークまたは金融機関から提供された場合、当該情報を自動的に更新することができます。

本プログラムのメンバーシップには、1か月あたり最大500,000回のWeatherKit API呼び出しが含まれます。デベロッパがWeatherKit API呼び出しのサブスクリプションを購入した場合、そのサブスクリプションの期間、本プログラムのメンバーシップに含まれるWeatherKit API呼び出しと置き換えられます。

本プログラムのメンバーは、Xcodeクラウドのコンピュート時間を1か月あたり最大25時間使用する資格も有します。デベロッパがXcodeクラウドのコンピュート時間のサブスクリプションを購入した場合、そのサブスクリプションの期間、デベロッパがプログラムのメンバーとして使用する資格を有する、Xcodeクラウドの1か月あたりのコンピュート時間である25時間と置き換えられます。Appleは、容量の許す限り、デベロッパをXcodeクラウドにオンボードするか、またはXcodeクラウドのコンピュート時間のサブスクリプションを購入する機会をデベロッパに提供する権利を留保します。デベロッパがXcodeクラウドの使用を直ちにキャンセルしてオプトアウトする場合、デベロッパのアカウント所有者はAppleサポートに連絡して返金を要求することができます。

サブスクリプションのアップグレードは直ちに反映され、返金は元のサブスクリプションの該当月における残り時間に基づいて行われます。サブスクリプションのダウングレードまたはキャンセルは、次回の請求日に反映されます。Appleは、WeatherKit API呼び出しまたはXcodeクラウドのコンピュート時間の使用状況に基づいて、返金額を計算するか、または返金要求を拒否する権利を留保します。

付属書10
（本契約に対する）
MDMの使用に関する付加条件

1. MDMおよび構成プロファイルの使用

1.1 デベロッパは、デベロッパが所有または管理する従業員のAppleブランドデバイスもしくはデベロッパの認定デベロッパの認定テストユニットの社内管理のために、または、デベロッパが第三者のMDMデベロッパとしてAppleによって選ばれた場合に、MDM互換製品の一部としてMDMへのアクセスをMDM顧客に提供するためにのみ、MDMにアクセスまたはMDMを使用することができます。当該製品でMDMまたはデバイス構成を使用する前に、構成プロファイルを各デバイスにインストールする必要があります。デベロッパまたはデベロッパのMDM顧客は、デベロッパのMDM互換製品について、デベロッパまたは当該MDM顧客に割り当てられた証明書に応答するように構成された証明書および構成プロファイルを使用する場合にのみ、MDMを使用することができます。MDMの使用は、本契約、MDMプロトコルおよびドキュメントで明示的に許可されている場合に限り、適用される法律に従って許可されます。

1.2 MDMを使用するには、AppleのAPNまたはその他のAppleウェブサービスとやり取りするための安全なサーバを維持する必要があります。デベロッパは、かかるサーバもしくはサービスの全体的なネットワーク容量または帯域幅を過度に使用したり、Appleのネットワークもしくはサーバ、またはAPN、その他のAppleウェブサービス、もしくはMDMに接続されている第三者のネットワークまたはサーバに害を与えたり、干渉したり、それらを中断させたりすることはできません。

1.3 本契約に明示的に規定されている場合を除き、デベロッパは、MDMの一部としてAppleが提供する資料または文書を第三者と共有しないものとします。本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、MDMの全部または一部を第三者に販売、再販、リース、またはその他の方法で提供したり、互換性のあるAppleブランド製品以外の製品でMDMを使用、または使用して代替または類似のサービスを作成したり、MDMへのアクセスを試みたりしないことに同意するものとします。

2. 社内導入の付加条件

2.1 MDMを社内導入に使用している場合は、構成プロファイルをインストールする前に、従業員および／または認定デベロッパに、プロファイルの検査、インストールまたは削除、インストールされているアプリの表示、セキュリティで保護された消去機能の使用、デバイスパスコードの適用などを含めて、そのデバイスとリモートで通信できることを通知することに同意します。デベロッパは、この方法でMDMプロトコルを使用して取得したあらゆる情報を収集、使用、および管理するために必要なすべての権利を有し、同意することをAppleに表明し、保証します。

2.2 デベロッパは、MDMを、従業員、認定デベロッパ、または任意のデバイスを非公開の方法で監視する目的で、またはフィッシング、収集、またはその他の不正な情報を収集する目的で使用することはできません。これには、ユーザーのプライバシーを侵害する活動に従事すること、または不適切、不正、または違法であることが含まれますが、これらに限定されません。

2.3 社内導入のためのMDMの使用を通じて入手したすべての情報は、適用される法律に従って、デベロッパの内部情報技術およびデバイス管理の目的でのみ使用することができます。

3. MDM互換製品の付加条件

3.1 **第2条**に定められている場合を除き、デベロッパがAppleによってMDM互換製品の第三者のデベロッパとして選択されている場合、デベロッパは、互換製品を開発し、デベロッパのMDM顧客に配布する目的でのみMDMを使用することができます。Appleが書面で明示的に許可した場合を除き、デベロッパは、MDM互換製品の全部または一部を、非商業的な個人的使用のために提供する目的でMDMを使用することはできません。さらに、デベロッパは、互換製品内でのMDMの使用とは別に、MDMの全体または一部をライセンス供与、販売、またはその他の方法で提供することはできません。

3.2 MDM互換製品は、フィッシング、収集、ユーザーのプライバシーを侵害する行為、またはその他の不適切もしくは違法な行為など、不正な方法でエンドユーザーまたは互換性のあるAppleブランド製品を監視することを目的として設計または販売することはできません。

3.3 本契約に定められている場合を除き、MDMの使用を通じてデベロッパが入手したすべての情報は、適用される法律に従って、デベロッパのMDM顧客のためにMDM互換製品を開発または導入するためにのみ使用することができます。

4. MDM互換製品向けの証明書の使用

4.1 デベロッパのMDM顧客が、デベロッパのMDM互換製品でMDMを使用するには、AppleからMDM証明書を取得しなければならず、デベロッパが証明書署名要求（CSR）に署名した場合に当該証明書を申請することができます。デベロッパは、デベロッパが企業名と個人の連絡先情報を検証済みの、デベロッパのMDM顧客に対してのみ、CSRに署名することができます。リクエストに応じて、デベロッパは、当該情報をAppleに提供し、MDMの使用に関してAppleと協力することに同意するものとします（例えば、MDMまたは証明書アプリの使用に問題がある場合は、当該団体に連絡することなど）。

4.2 デベロッパは、MDM顧客を認証するために、デベロッパの証明書をMDM顧客またはデベロッパの再販業者を含むその他のいかなる団体にも提供、共有、または譲渡することはできません。デベロッパは、当該証明書のセキュリティとプライバシーを保護するために適切な措置を講じることに同意するものとします。または、デベロッパは、当該証明書をデベロッパの互換製品に含めることはできません。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、MDM顧客がキーを生成してCSRをデベロッパに送信できるようサポートするために、MDMプロトコルを使用してデベロッパの互換製品を開発することができます。デベロッパは、デベロッパのMDM顧客のプライベートキーを生成したり、その他の方法でアクセスしたりすることはできず、また、証明書を提供するAppleのプロセスに干渉することもできません。さらに、デベロッパは、AppleとのMDM証明書サービス契約の条項、またはMDM、構成プロファイル、もしくは証明書の使用に関するAppleのポリシーに違反するよう他者を誘導することはしないものとします。

4.3 デベロッパは、デベロッパのMDM顧客にサポートおよび援助を提供することについて、単独で責任を負います。これには、文書およびエンドユーザーのサポートと保証が含まれますが、これらに限定されません。

5. **デベロッパの承諾：**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

5.1 MDMまたは承認されたメカニズムを介して送信される構成プロファイルは、Appleではなくデベロッパによって送信されます。デベロッパは、デベロッパ、デベロッパの従業員、デベロッパの認定デベロッパ、またはデベロッパのMDM顧客によるMDMおよび構成プロファイルの使用について、単独で責任を負います。

5.2 Appleは、お客様への事前の通知の有無に関わらず、いつでも(a)特性や機能性の変更または削除を含めて、MDMの全部または一部を変更、一時停止、または中止すること、もしくは(b)MDMプロトコルを変更、再発行、または再公開することができます。Appleは、MDMの可用性、信頼性、パフォーマンスについて一切保証しません。Appleは、MDMについて、メンテナンスサポート、テクニカルサポート、その他のサポートを提供する義務を負いません。

5.3 Appleは、自由裁量により、デベロッパによるMDMへのアクセスをいつでも削除する権利を留保します。また、Appleは、その自由裁量により、MDMのためのデベロッパの証明書またはデベロッパのMDM顧客の証明書を無効にする権利を留保します。

6. **追加免責**。Appleは、デベロッパによるMDMまたは設定プロファイルの使用に起因または関連する費用、経費、損害、または損失に対して責任を負わないものとします。これには、予定されたメンテナンスまたは予定外のメンテナンス、サービスの中断、データの紛失または盗難、MDMまたは構成プロファイルの使用によるデバイスへのアクセスによる責任(あらゆるプライバシー違反を含む)、または本契約に基づくAppleのパフォーマンスまたは不履行が含まれますが、これらに限定されません。

別紙1

1.　　代理人の指名

1.1　　デベロッパは、本契約により、AppleおよびApple子会社（以下「Apple」と総称します）を、(i) 本別紙1に対する添付書類A第1項に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙1に対する添付書類A第2項に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store Connectツールおよびカスタム Appの配信サイトにおいて定められ、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは、Appleが、1つまたは複数のApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトを介して、デベロッパのためにデベロッパに代わって、ライセンスアプリケーションのマーケティングをし、かつ、エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。本別紙1において、以下の条件が適用されます。

「カスタムApp」または「カスタムアプリケーション」とは、特定の組織または第三者企業顧客による使用のためにデベロッパが開発したライセンスアプリケーションカスタムのことをいい、デベロッパの組織の内部使用のために開発された専有のライセンスアプリケーションを含みます。

(a) 「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与したApp Store Connectユーザーが含まれます。

(b) 「エンドユーザー」には、個人の購入者、ファミリー共有、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者のアカウントと関連付けられた適格のユーザーが含まれます。組織の顧客については、「エンドユーザー」とは、ライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共有デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、ならびにその従業員、代理人、および関連会社が使用するためにライセンスアプリケーションを入手したAppleが承認した教育機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

(c) 本別紙1において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

「ボリュームコンテンツサービス」とは、ボリュームコンテンツ規約、条件、または要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する能力およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供するAppleのサービスのことをいいます。

1.2　　本別紙1の1.1条に基づくAppleの指名に基づき、デベロッパはAppleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a) デベロッパのために、App Store Connectツールでデベロッパにより特定された地域に所在するエンドユーザーについて、ライセンスアプリケーションを販売、勧誘、および入手すること。

(b) ライセンスアプリケーションのストレージおよびエンドユーザーにアクセスさせるため、および、その他Appleによりライセンスまたは許諾された限りにおいて、第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c) セキュリティソリューションおよびその他本契約で特定された最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d) 1つか複数のApp Store、またはカスタムAppの配信サイトを介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発した当該ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータをデベロッパから取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーがライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、特定の購入を国外に移転する場合はエンドユーザーがそうできるように調整すること。デベロッパは、本別紙1に基づき、以下の場合にデベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許諾するものとします。(i) ファミリー共有を介して別のエンドユーザーのアカウントに関連付けられたアカウントを複数のエンドユーザーが使用する場合、(ii) デベロッパのライセンスアプリケーションにアクセスするために、およびhttps://support.apple.com/ja-jp/HT212360に記載の通り、iCloudに保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先が使用する場合、(iii) ライセンスアプリケーションがApple Configuratorを通じて、Apple Configuratorソフトウェアライセンス契約に準拠して提供されている場合、単一のApple IDの下で複数のエンドユーザーが使用する場合、および (iv) カスタムAppの配信を介して、所属するエンドユーザーが利用できるように使用する場合、またはボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または支配する、Apple IDと関連付けられていないデバイスにインストールするために単一の組織の顧客が使用する場合。

(e) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙1の第2.1条に基づき、デベロッパがAppleに当該ライセンスアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標、もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティング資料およびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i) ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、プレビューまたは30秒までの抜粋、(ii) ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに、(iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティング資料およびギフトカードにおいて、ならびに車両ディスプレイに関して、Appleの合理的な要請時に、デベロッパが、Appleに提供することがある画像およびその他のマテリアルを使用すること。加えて、上述の制限に従い、デベロッパは、Appleはデベロッパのアプリケーションのスクリーンショット、アイコン、および30秒までの抜粋を、Appleのデベロッパイベント(例えば、WWDC、Tech Talksなど)用に使用する場合があることに同意すること。

(f) その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および本別紙1に基づき、ライセンスアプリケーションの販売および配布時に、合理的に必要となる関連資料を使用すること。デベロッパは、本別紙1の第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとします。

(g) 本契約、可用性、および随時App Store Connectツールにおいてアップデートされるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版(ベータ版テスト)の配布を促進すること。かかるベータ版テストの目的で、デベロッパは、かかるデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版の配布およびダウンロードに関する販売金額、収益、またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布およびユーザーに関するあらゆる使用料の支払いまたはその他の第三者に対する支払い、ならびにかかるベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが継続的に責任を負うことについて、同意するものとします。明確にするために記すと、そうした配布に関し、Appleに対していかなる手数料も支払う義務を負いません。

1.3 両当事者は、本別紙1に基づくその関係が、添付書類A第1項および添付書類A第2項でそれぞれ定めるとおり、場合により、本人および代理人、または本人およびコミッショナーであること、ならびに、本別紙1で定めるとおり、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連するあらゆる債権債務につき、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙1に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての、Appleの指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは本別紙により、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人および／またはコミッショネアとして指名するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、AppleおよびApple子会社による当該指名の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4 本別紙1に関して、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始する期間をいうものとし、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人としてのAppleの指名は、本契約の終結後も30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙1の4.1条および6.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙1の1.2(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

1.5 本別紙1の2.1条に基づきデベロッパがAppleに配布するライセンスアプリケーションのすべては、エンドユーザーが無料でダウンロードできるようAppleの使用に供するものとします。Appleは、ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーからいかなる料金を徴収する義務もないものとし、本別紙1に基づくいかなるライセンスアプリケーションに関しても、デベロッパに対していかなる支払いの義務もないものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションまたはアプリ内での購入に関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、ライセンスアプリケーションに関するAppleとの本契約（別紙2）の拡張契約を別途締結しなければならないものとします（または以前に締結済みであること）。デベロッパがカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、カスタムアプリケーションに関するAppleとの本契約（別紙3）の拡張契約を別途締結しなければならないものとします（または以前に締結済みであること）。

2. Appleへのライセンスアプリケーションの配布

2.1 デベロッパは、App Store Connectサイトまたはその他のAppleが提供するメカニズムを使用して、Appleに対して、自己の負担をもってライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連メタデータを、本別紙1に基づくエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配信につき要求されている通り、Appleが指定するフォーマットで、配信するものとします。本別紙1に基づきデベロッパがAppleに提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします。(i) 各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) エンドユーザーの当該ライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが可能にするようデベロッパが希望し、指定する地域、(iii) カスタムアプリケーションの承認済みダウンローダーとしてデベロッパが指定するエンドユーザー、(iv) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(v) デベロッパのプライバシーポリシー、(vi) 該当する場合、本別紙1第3.2条に基づくデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（EULA）、ならびに、(vii) Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および開示を拡張するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメント、またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのライセンスアプリケーションは、Secure FTPサイトアドレスのサイトのソフトウェアツール、または、Appleが指定するその他の配信方法を使用してデベロッパからAppleに配信されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙1に基づきデベロッパがAppleに引き渡すすべてのライセンスアプリケーションが、米国輸出管理規則15 C.F.R. Parts 730-774を含みますがこれらに限定されない、あらゆる適用法令の条件に従い、第2.1条に基づき米国からデベロッパによって指定された各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。さらに、Appleに提供するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象ではなく、15 C.F.R § 744で定義され詳述されている軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本第2.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i) いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または (ii) いずれかのライセンスアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局（以下「BIS」といいます）が発行する輸出規制分類番号（CCATS）、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。デベロッパは、Appleが、本別紙1に基づくライセンスアプリケーションにエンドユーザーがアクセスしたり、ダウンロードしたりすることができるよう許可する際に、第2.3条のデベロッパの証明を信頼していることを認めるものとします。第2.3条の定める以外の事項について、Appleは、本別紙1に基づくライセンスアプリケー

ションへのエンドユーザーのアクセスならびにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合することに責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所についてデベロッパのライセンスアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織（以下、それぞれを「評価委員会」といいます）が要求するあらゆる年齢評価またはペアレンタルアドバイザリーサービスを決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーション中の、成人向けまたは他の規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を有するものとします。

3. 所有権およびエンドユーザーのライセンスおよびエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションの提供

3.1 デベロッパは、Appleが、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングを行うこと、または本別紙1の第1.2(b)項に従って第三者にホスティングを許諾できるようにすること、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードの許可をすることを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase APIを使用してデベロッパが販売または提供したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび引き渡しについては、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ（すなわち、アプリ内での購入が単に解放されているコンテンツ）、または本契約の付属書2の第3.3項に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負うものとします。本契約の当事者は、Appleがライセンスアプリケーション、その情報に対する所有権および権原を取得しないことを認め、同意するものとし、ライセンスアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任、および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Appleは、ライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。ただし、本契約または本別紙1で特に許可した場合はこの限りでないものとします。

3.2 デベロッパは、本別紙1の2.1条に基づきライセンスアプリケーションをAppleに配信する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに対して提出できるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙1の添付書類Bに定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があってはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが許可することをデベロッパが希望するあらゆる地域の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Appleは、各エンドユーザーに対し、Appleが当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザーに配信する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（存在する場合）を確認することができるようにするものとします。また、Appleは、各エンドユーザーに対し、当該ライセンスアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（存在する場合）で定める条件の適用を受ける旨を告知するものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに提出しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの利用について、Appleの標準エンドユーザー使用許諾契約（App Storeサービス規約に含まれます）が適用されることを認め、これに同意するものとします。

3.3 デベロッパは、各ライセンスアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間のみの契約であり、かつ、適用される法令を遵守したものであることを認めるものとします。Appleは、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対して一切の責任がなく、またそれに基づくいかなる賠償責任も負わないものとし、デベロッパもしくはエンドユーザーが、いかなるエンドユーザー使用許諾契約の条項に違反しても、Appleに一切責任は生じず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

3.4 ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で（例えば、デベロッパのウェブサイトを通じて）提供されるコンテンツ（雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ）を読み込み、または実行することができます。ただし、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、プロモーションをしたりしないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.5 デベロッパがアプリ内での購入のプロモーションおよび提供をする場合、デベロッパは、あらゆる法規制上の要請を遵守するものとします。

3.6 デベロッパのライセンスアプリケーションが定期的に発行されるコンテンツベースのもの（例えば、雑誌や新聞など）である場合、Appleは、それらがIn-App Purchase APIを通じてサブスクリプションの自動更新を要求する際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関連付けられている氏名、電子メールアドレス、および郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパに対するデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用すること、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に閲読可能で同意を与えられている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。

4. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

4.1 デベロッパは、以下のすべての事項に相違がないことを表明および保証するものとします。(a) デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、および、各ライセンスアプリケーションを複製し配布する権利、ならびにエンドユーザーが、App StoreまたはカスタムAppの配信サイトを介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードすることをAppleが許可する権限をAppleに与えること。(b) ライセンスアプリケーション、またはAppleもしくはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権または契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションをAppleに提出しないこと。(c) カスタムアプリケーションまたはAppleもしくはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権、または契約上の権利を一切侵害しないこと。かつ、デベロッパは、Appleのボリュームコンテンツ規約またはカスタムAppの配信に従い単独または複数の第三者から許諾を受けたライセンスに基づく場合を除き、単独または複数の第三者のために、カスタムアプリケーションをAppleに提出しないこと。(d) ライセンスアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙1第2.1条で指定した地域それぞれで配布、販売、利用に供すること。および、当該指定地域へ輸出または輸入することが当該地域の法規制およびその他の適用されるあらゆる輸出入規制を遵守していること。(e) ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻なもの、公序良俗に反するもの、または、デベロッパが本別紙1の2.1条で指定した地域の法令規則で禁止または制限されているものを一切含んでいないこと。(f) ライセンスアプリケーションに関する情報など、App Store Connectのツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報が正確であること。および、万一かかる情報が正確性を欠く状況になった場合は、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して直ちに正確なものに更新すること。ならびに、(g) デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツ、またはApp StoreもしくはカスタムAppの配信サイトにおいてデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、Appleが、当該の紛争を提起する当事者にデベロッパの連絡先情報を共有すること認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Appleのアプリ紛争に関するプロセスに従うことに同意すること。

4.2 デベロッパは、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、デベロッパが配信したライセンスアプリケーションそれぞれの、AppleによるApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトを介して本別紙1に基づき実施するマーケティングおよびAppleの義務履行に関する情報を提供し、ライセンスアプリケーションそれぞれに対して、評価を行うものとします。各ライセンスアプリケーションに対してレーティングを割り当てるため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツに関する正確かつ包括的な情報を提供するよう最善の努力を払うものとします。デベロッパは、Appleが(i) デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、

ならびに、(ii) かかるライセンスアプリケーションを以下に指定する各地域でエンドユーザーがダウンロードできるようにすることに対して、本別紙第4.1条に示す事実関係の表明および保証を行ったこと。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが割り当てられたデベロッパのあらゆるライセンスアプリケーションのレーティングを訂正することを許可するものとします。また、デベロッパは、そうした訂正後のレーティングに同意するものとします。

4.3 本契約でデベロッパが指定する地域が、当該ライセンスアプリケーションの配布または利用の条件として、政府または業界の規制当局による承認またはレーティングを要求した場合、デベロッパは、Appleが、当該地域のエンドユーザーがApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトから当該ライセンスアプリケーションをダウンロードすることを拒否することを選択することができることに異議を述べないものとします。

5. 義務および責任

5.1 Appleは、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのインストールまたは使用に関して、一切責任を負わないものとします。すなわち、デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、全責任を負うものとします。

5.2 デベロッパは、(i) エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反に関する請求、(ii) 製造物責任に関する請求、(iii) ライセンスアプリケーションのいずれか、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求を含みますがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの使用またはその両者に起因もしくは関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Appleは一切義務および責任を負わないものとします。

6. 契約の解除

6.1 本別紙1およびAppleの本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。

6.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、または、本別紙1に基づきAppleに対してエンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、すみやかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectサイトに設けたツールを用いて、App StoreまたはカスタムAppの配信サイトより当該ライセンスアプリケーションを削除するものとします。ただし、デベロッパが本第6.2条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパのAppleに対する義務、またはAppleまたはエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションに関するいかなる責任も免責されるものではありません。

6.3 Appleは、いつでも、理由の如何に関わらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの販売、提供、およびダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第6.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、人間による審査および／または系統的審査（適用法令の下で受け取る通知を含みますが、これに限定されません）に基づいて、以下の状況であると合理的に判断する場合、Apple独自の裁量により、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの一部または全部のダウンロードの許可を中止したり、その他の暫定的措置を講じたりすることができることを認めるものとします。(i) デベロッパが、本別紙の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つか複数の地域に、当該ライセンスアプリケーションを輸出することにつき、輸出管理令またはその他の法令に基づき許可されておらず、(ii) 当該ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーがライセンスアプリケーションを所有もしくは使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害し、(iii) 当該ライセンスアプリケーションの配布または使用が、本別紙1の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つか複数の地域の適用法令に違反し、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙1、または、App Store Reviewガイドラインを含みますがこれらに限定されない、その他のドキュメントの条件に違反している、または、(v) デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開しているいずれかの地域における

制裁措置の対象になっていると合理的に判断する場合、Appleは、Appleの自由裁量により、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの一部または全部のダウンロードの許可を中止し、またはその他の暫定的措置を講じることがあることについて、認めるものとします。Appleが、本第6.3条に基づいて、ライセンスアプリケーションのダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパの義務は一切免責されないものとします。

6.4 デベロッパは、App Store Connectサイトのツールを用いて、理由の如何によらず、随時、ライセンスアプリケーションの全部または一部をApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトから削除することができるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは、本条をもって、Appleに対し、本別紙1の第4.1条および6.2条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り、本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙1の第1.2(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可および指示するものとします。

7. 法的影響

本別紙1に基づくデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの法的義務について、デベロッパの顧問弁護士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

別紙A
（別紙1に対する）

1. 代理人としてのApple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc.（以下「Apple Canada」といいます）を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited（以下「APL」といいます）を指名するものとします。

オーストラリア
ニュージーランド

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Inc.を指名するものとします。デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Inc.を指名するものとします。

米国

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、、Apple Services LATAM LLCを指名するものとします。。。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントクリストファー・ネイビス
アンギラ	チリ*	ホンジュラス*	セントルシア
アンチグア・バーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	セントビンセントおよび グレナディーン諸島
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	スリナム
バルバドス	ドミニカ	モントセラト	トリニダード・トバゴ
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	タークス・カイコス諸島
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	ウルグアイ
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	ベネズエラ*
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	
英領ヴァージン諸島	ガイアナ		

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本

2. コミッショネアとしてのApple

デベロッパは、App Store Connectサイト経由で随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードのコミッショナーとして、Apple Distribution International Ltd.を指名するものとします。本契約において「コミッショナー」とは、多くの大陸法系法制度において一般的に認識されているとおり、自己のために行為することを目的とし、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します

アフガニスタン	ガボン	マラウィ	サウジアラビア*
アルバニア	ガンビア	マレーシア*	セネガル
アルジェリア	ジョージア	モルディブ	セルビア
アンゴラ	ドイツ*	マリ	セイシェル
アルメニア	ガーナ	マルタ共和国*	シエラレオネ
オーストリア	ギリシャ*	モーリタニア	シンガポール*
アゼルバイジャン	ギニアビサウ	モーリシャス	スロバキア*
バーレーン*	香港*	ミクロネシア連邦	スロベニア*
ベラルーシ	ハンガリー	モルドバ	ソロモン諸島
ベルギー*	アイスランド*	モンゴル	南アフリカ
ベナン	インド	モンテネグロ	スペイン*
ブータン	インドネシア	モロッコ	スリランカ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	イラク	モザンビーク	スワジランド
ボツワナ	アイルランド*	ミャンマー	スウェーデン*
ブルネイ	イスラエル*	ナミビア	スイス*
ブルガリア*	イタリア*	ナウル	台湾*
ブルキナファソ	ヨルダン	ネパール	タジキスタン
カンボジア	カザフスタン	オランダ*	タンザニア
カメルーン	ケニア	ニジェール	タイ*
カーボベルデ	韓国*	ナイジェリア	トンガ
チャド	コソボ	ノルウェー*	チュニジア
中国*	クウェート	オマーン	トルコ*
コンゴ民主共和国	キルギスタン	パキスタン	トルクメニスタン
コンゴ共和国	ラオス	パラオ	アラブ首長国連邦*
コートジボワール	ラトビア*	パプアニューギニア	ウガンダ
クロアチア	レバノン	フィリピン*	ウクライナ*
キプロス*	リベリア	ポーランド	英国*
チェコ共和国	リビア	ポルトガル	ウズベキスタン
デンマーク*	リトアニア*	カタール*	バヌアツ
エジプト*	ルクセンブルク*	ルーマニア*	ベトナム*
エストニア*	マカオ	ロシア*	イエメン
フィジー	マケドニア	ルワンダ	ザンビア
フィンランド*	マダガスカル	サントメ・プリンシペ	ジンバブエ
フランス*			

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

添付書類B
（別紙1に対する）
デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

1. **了解事項**：デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Appleとの間で締結したものでないことを了解するものとし、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびそのコンテンツに関して全責任を負うことを了解するものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在（デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日）の、Appleメディアサービス利用規約またはボリュームコンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。

2. **ライセンスの範囲**：ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーに付与されるライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆるAppleブランド製品上でライセンスアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、ボリューム購入、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者と関連付けられた他のアカウントにより、アクセス、取得、および使用される場合を除き、Appleメディアサービス利用規約で定める利用条件で許可されたとおりに限定されていなければならないものとします。

3. **メンテナンスおよびサポート**：デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関し、全面的に責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザーは、Appleが、ライセンスアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する義務を一切負わないことを認めるものとします。

4. **保証**：デベロッパは、製品に対するあらゆる保証について、明示または法律に基づく黙示の保証のいずれであるかに関わらず、免責が有効になされているものを除いて、単独で責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーはAppleにその旨を通知し、Appleは当該エンドユーザーに対してライセンスアプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容されるかぎり、ライセンスアプリケーションに関して、Appleは、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとします。

5. **製品に関する申し立て**：デベロッパおよびエンドユーザーは、(i) 製造物責任に関する請求、(ii) ライセンスアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに関する請求、(iii) 消費者保護法、または類似の法令（デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションでのHealthKitおよびHomeKitフレームワークの使用に関連するものを含みます）に基づき発生する請求を含みますがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの請求に対処する責任を、Appleではなくデベロッパが負うことを認めなくてはならないものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに関するデベロッパの責任を制限してはならないものとします。

6. **知的財産権**：デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の知的財産権を侵害するとの第三者による申し立てがあった場合、デベロッパは、当該知的財産権の侵害に対する申し立てに関する調査、反論、和解、および解決について全責任を負うものとし、Appleは一切の責任を負わないものとします。

7. **法令遵守**：エンドユーザーは、自身の所在地域が、(i) 米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」国家に指定されている地域ではないこと。および (ii) エンドユーザーが禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。

8. **デベロッパの名前および住所**：デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名前、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションに関して質問、苦情、または請求を行う窓口となる連絡先情報（電話番号や電子メールアドレスなど）を記載するものとします。

9. **第三者の契約条件**：デベロッパは、デベロッパのアプリを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、例えば、デベロッパがVoIPアプリを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載しなければならないものとします。

10. **第三者受益者**：デベロッパおよびエンドユーザーは、AppleおよびAppleの子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Appleは、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を獲得し、かつ、かかる権利をAppleが引き受けたものとみなすことを認め、これに同意するものとします。

添付書類C
（別紙1に対する）
App Storeプロモーションコード規約

本契約または本別紙1のその他の規定に関わらず、デベロッパはここに、以下の条項が、App Store Connectツールによりデベロッパが要求するすべてのApp Storeプロモーションコード（以下「プロモーションコード」といいます）に適用されることに同意するものとします。本添付書類Cにおいては、「デベロッパ」にはデベロッパのApp Store Connectチームの追加メンバー（例えば、マーケティング担当および技術担当の個人）も含まれるものとします。

本書において書面により別途明示される場合を除き、本添付書類Cのいかなる規定も、本契約もしくは本別紙1を変更するものとは解釈されないものとし、また、以下に定義されていない（英文で）大文字の語句は、すべてプログラム契約に定められている意味を有するものとします。

1. 定義：

「ホルダー」とは、デベロッパが1つまたは複数のプロモーションコードを提供する地域に所在する個人のことをいいます。

「プロモーションコード」とは、本添付書類Cに従い、Appleが作成し、デベロッパに提供する、アルファベットと数字で構成された固有のコードであり、App Storeの利用者であるホルダーに対して、デベロッパがApp Store上で、無料か有料かに関わらず、App Store Connectツールを通じてかかるコードを要求したライセンスアプリケーション（以下、「プロモーションコンテンツ」といいます）を、App Storeから無料でダウンロードし、またはこれにアクセスすることを可能とするものをいいます。

「有効期間」とは、プロモーションコードがアクティベートされた日からプロモーションコードが失効する日までの期間のことをいいます。

2. 承認および義務：デベロッパは、ここにAppleに対して、本添付書類Cの条項に従い、要請に応じてデベロッパにプロモーションコードを提供することを許諾および指示し、かつ、デベロッパは、かかるコードを要求するすべてのチームメンバーに、本添付書類Cの条項を遵守させることにつき、一切の責任を負います。デベロッパは、ライセンスアプリケーションの名称もしくはその他の徴表、またはライセンスアプリケーション、広告、マーケティングもしくはその他のプロモーションマテリアル、一切のメディアに登場するまたはその他取り上げられる者の名称もしくはその他の画像のデベロッパによる使用を含め、プロモーションコードおよびライセンスアプリケーションの使用に関して必要な一切のライセンスおよび許諾を確保すべき責任を負うものとします。Appleは、有効期間中いつでも、デベロッパに対してかかるライセンスおよび許諾のコピーを請求し受領する権利を留保します。

3. 無償：本添付書類C第10項に定めるデベロッパの義務を除き、デベロッパはAppleに対して、プロモーションコードに対するいかなる手数料を支払う義務も負いません。

4. 提供：App Store Connectツールを通じてデベロッパから請求を受けた時は、Appleはデベロッパに対して、プロモーションコードを、App Store Connect、電子メール、またはAppleが指定するその他の方法により電子的に提供します。

5. プロモーションコードのアクティベーション日：プロモーションコードは、デベロッパに提供された時に、ホルダーが使用できるようアクティブになります。

6. プロモーションコードの失効日：未使用のプロモーションコードは、Apple IDに適用されるか否かを問わず、すべて (a) プロモーションコードの提供から28日後、および (b) 本契約の終了日のうち、いずれか先に到来する日の午後11:59（太平洋時間）に失効します。

7. **許諾された使用方法：**デベロッパは、プロモーションコードを、メディアによるレビューまたはプロモーションの目的で、当該アプリの事例を提供するために限り、プロモーションコード失効日の10暦日前まで、配布することができます。ライセンスアプリケーションの販売または配布が許可されていない地域の所有者にプロモーションコードを配布することはできません。

8. **追加資料：**Appleは、プロモーションコード自体以外の、プロモーションコードに関連する資料の開発および作成について責任を負わないものとします。

9. **表明、保証、および補償：**お客様は、(i)第2項記載の権利、ライセンスおよび許諾を与えるために必要なすべての権利を所有し、管理していること、また、かかる権利、ライセンスおよび許諾の行使はいかなる第三者の権利も妨害もしくは侵害しないものとすること、ならびに、(ii)プロモーションコードの使用はすべて添付書類Cの条項に従うものとし、また、いかなる第三者の権利も侵害せず、または該当の地域もしくは世界中その他のいかなる地の政府機関の、適用される法律、指令、準則、および規則に違反しないものとすることを表明し、かつ、これを保証するものとします。デベロッパは、Apple、その子会社および関連会社（ならびにこれらの各会社の取締役、役員、および従業員）に対して、本項記載の表明および保証に対する違反、または本契約および本別紙1のその他の条項に対する違反により生ずる請求、要求、訴訟、またはその他の手続きに起因する一切の損失、責任、損害、もしくは費用（合理的範囲の訴訟費用を含みます）につき補償し、損害を被らせないことに同意するものとします。

10. **支払いに対する権利放棄：**デベロッパはここに、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布およびダウンロードに対するロイヤリティ、収益、または報酬について、本契約（別紙1を含みます）の適用のある場合に、本契約に基づいて支払われることがあるかどうかに関わらず、これを回収する一切の権利を放棄します。両当事者は、Appleおよびデベロッパ間においては、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布、およびダウンロードに関する第三者に対するロイヤリティの支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は、本契約の定めによるものとすることを承諾するものとします。

11. **条項および条件：**デベロッパはさらに以下の条項に同意するものとします。

(a) デベロッパはプロモーションコードを販売したり、またはプロモーションコードの配布に関連していかなる形式の支払い、現物取引、またはその他の報酬も受け取ったりしないものとし、かつ、デベロッパは第三者にかかる行為を行わせないものとします。

(b) 本添付書類Cのいかなる取引に関しても、本添付書類Cのいかなる規定も当事者をパートナー、ジョイントベンチャー当事者、もしくは共同所有者とするものではなく、または、いずれの当事者も他方当事者の代理人、従業員、もしくは代表者となることはできず、もしくは他方当事者に自己に代わって行為し、拘束し、もしくはその他、いかなる義務を設定もしくは負担する権限を与えることはできないものとします。ただし、本第11項(b)のいかなる規定も本契約の別紙1、2、および3に基づく当事者間の代理もしくは受託関係を含む各当事者の権利および義務のいずれにも影響を与え、これを阻害もしくは変更するものではないものとします。

(c) デベロッパは、該当の地域において法律上要求されているコンテンツの年齢制限もしくは注意事項を明示するものとし、また、プロモーションコードが当該ライセンスアプリケーションに対するApp Storeのレーティングに即した適切な年齢の個人に対してのみ配布されることを保証するものとします。

(d) デベロッパは、誠実かつ倫理的に行動するものとし、また、非常識なもしくは違法な、または違法もしくは危険な行為を助長する、またはAppleもしくはそのビジネスの評価を低下させ、毀損し、もしくは有害となるような言及（口頭であると書面であるとを問いません）をせず、そのような行為をせず、またはそのような活動に従事しないものとします。

(e) Appleは、デベロッパもしくはホルダーに対して、Appleが標準的もしくは通常のApp Store利用者に提供するものを超えるテクニカルサポートまたはカスタマーサポートを提供すべき責任を負わないものとします。

(f) デベロッパは付属書1として本書に添付されている追加のプロモーションコード条項および条件に同意するものとします。

(g) デベロッパはプロモーションコードについて、地域別の固有のホルダー利用規約およびプロモーションコードの失効日を、ホルダーにプロモーションコードを配布するために使用される文書（例えば、証明書、カード、電子メールなど）に記載するものとします。この情報に関して、App Store Connectツールでプロモーションコードをリクエストする際、該当する地域向けにローカライズされた情報にもアクセスすることができます。

(h) デベロッパは、デベロッパによるプロモーションコードの使用（デベロッパのApp Store Connectチームのその他のメンバーによる使用を含みます）、およびこれによるデベロッパもしくはAppleに生じる一切の損失もしくは責任につき、単独で責任を負うものとします。

(i) デベロッパのライセンスアプリケーションがなんらかの理由でApp Storeから削除された場合、デベロッパは、自身のプロモーションコードの配布を停止すること、およびAppleが当該プロモーションコードを無効とすることができることに同意するものとします。

(j) デベロッパは、Appleが、デベロッパが本添付書類C、本契約またはその別紙1、2、もしくは3の条項のいずれかに違反した場合、すでにホルダーに配布済みであったとしても、当該プロモーションコードのアクティベーションを無効とする権利を留保することに同意するものとします。

(k) デベロッパは、プロモーションコードを該当地域において配布することができますが、該当地域外における使用のためにいかなるプロモーションコードも輸出しないものとし、また、かかる輸出の権利もしくは能力を有していると表明しないことに同意するものとします。プロモーションコードに対する権原の喪失および移転の危険は、App Store Connect内、電子メール、またはAppleが提供するその他の方法によりデベロッパに引き渡された時にデベロッパに移転し、デベロッパが負担するものとします。

12. Appleの商標：プロモーションコードに関するデベロッパによるAppleの商標の使用は、「iTunes」および「App Store」（以下「本商標」といいます）に限定され、以下およびAppleが随時発行する可能性があるその他のガイドラインに従うものとします。

(a) デベロッパは有効期間内に限り本商標を使用することができます。

(b) デベロッパはAppleに対して、既存のもしくは以後作成される一切のメディアにおいて、本商標を付した広告資料、マーケティング資料、プロモーション資料、もしくはその他の資料を使用する前に、書面による承認を受けるためにこれを提出するものとします。Appleにより書面により明示的に承認されていない資料は、Appleにより承認されなかったとみなされるものとします。

(c) デベロッパは本商標を参照としてのみ使用することができ、いかなる資料においても、本商標を最も目立つ視覚要素として使用することはできません。デベロッパ企業名、商標、またはサービスマークは、本商標への参照と比べて、著しく大きなものにする必要があります。

(d) デベロッパは直接的もしくは間接的に、デベロッパ、デベロッパのライセンスアプリケーション、またはデベロッパがプロモーションコードを要求しているプロモーション活動について、Appleの後援、提携、もしくは推奨を示すことはできません。

(e) デベロッパは、本商標はAppleの独占的な財産であることを認め、本商標に対するいかなる権利、権原、もしくは利益も主張せず、または、いかなるときも本商標に対するAppleの権利に異議を述べず、これを争わないことに同意するものとします。デベロッパによる本商標の使用によって生じる信頼は、Appleの利益のためにのみ効力を生じ、本商標に対するデベロッパの権利、権原、または利益を生じるものではないものとします。

13. **準拠法 :** 本添付書類Cより生ずる、またはこれに関連する事実に起因または関連する、デベロッパおよびApple間の訴訟またはその他の紛争の解決は、本契約第14.10条に準拠するものとします。

付属書1
（別紙1の添付書類Cに対する）
App Storeプロモーションコード利用規約

1. 本添付書類Cに基づき交付されたプロモーションコードは、App Storeアカウントに振り向けられたものであるか否かを問わず、すべて添付書類Cの定めに従い失効します。

2. プロモーションコードおよび未使用の残額は現金と引き換えることはできず、または、現金の払い戻しにより返却されることや交換されることはできず、または、デベロッパおよびホルダーのいずれによってもその他の商品の購入または割引またはiTunesまたはApp Storeギフトの提供に使用されることはできません。これには未使用で失効したプロモーションコードも含まれます。

3. プロモーションコードは、有効なApple IDを有する該当地域内の個人のみが利用することができ、該当地域内のApp Storeを通じてのみ引き換えることができます。App Storeのすべての製品がすべての地域において利用できるわけではありません。インターネットへの接続（使用料がかかる場合があります）、Appleソフトウェアの最新のバージョン、およびその他の互換性のあるソフトウェアとハードウェアが必要になります。

4. App Storeへのアクセス、App Storeでのプロモーションコードの引き換え、またはApp Storeからの購入、およびApp Storeで購入した製品の使用には、引き換えもしくは購入時に提示されるそのサービス規約（https://www.apple.com/jp/legal/internet-services/itunes/jp/terms.html）を承諾することが必要となります。

5. プロモーションコードはホルダーの該当するApple IDに組み入れられ、譲渡することはできません。

6. ホルダーの注文がプロモーションコードで利用可能な金額を超過する場合、ホルダーはApple IDを作成し、その差額をクレジットカードで支払う必要があります。

7. 別途規定する場合を除き、データの収集および使用はAppleのプライバシーポリシー（https://www.apple.com/jp/legal/privacy）に従う必要があります。

8. Appleは、プロモーションコードの紛失または盗難について責任を負いません。ホルダーが質問をお持ちの場合はAppleサポート（https://support.apple.com/ja-jp/apps）にアクセスするものとします。

9. プロモーションコードがApp Storeにおいて不正に取得された、または不正に使用された場合、Appleは、ホルダーアカウントを閉鎖し、他の支払い方法を請求する権利を有します。

10. Appleおよびそのライセンシー、関連会社、およびライセンサーは、プロモーションコードもしくはApp Storeに関して、明示もしくは黙示の商品性または特定目的への適合性の保証を含め（ただし、これらに限定されません）、いかなる明示もしくは黙示の保証も行いません。プロモーションコードが機能しない場合、かかるプロモーションコードの交換をもって、ホルダーもしくは会社の唯一の救済手段であり、かつAppleの唯一の責任とします。これらの制限は適用されない場合もあります。地方および地域の法律によっては、黙示の保証に対する制限または一定の損害賠償の免責もしくは制限を認めないものもあります。これらの法律が適用される場合、前記の責任放棄、除外、または制限は適用されない可能性があり、デベロッパもしくはホルダーは、追加的な権利を有することがあります。

11. Appleは告知なく、本付属書1記載の条項および条件のいずれかを随時変更する権利を留保します。

12. 本条項および条件のいずれの部分も、法律により禁止もしくは制限される場合は無効となる可能性があります。

添付書類D
（別紙1に対する）
App Store追加規約

1. App Storeでの見つけやすさ：App Storeにおけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Appleは、App Store内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) アプリランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。例えば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store内でのローンチの日付（関連する検索のために考慮される場合があります）、Appleが公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータにより、お客様の検索クエリに最も関連性の高い結果が返されます。

(b) App Store内で取り上げるアプリを検討する場合、Appleのエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいアプリおよび大幅にアップデートされたアプリに着目し、高品質のアプリを探します。Appleのエディターが考慮する主なパラメータは、UIデザイン、ユーザーエクスペリエンス、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store製品ページのスクリーンショット、Appプレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールに関するかかるパラメータに関しても考慮します。これらの主なパラメータを通じて、質が高く設計に優れた革新的なアプリが示されます。

(c)デベロッパがApp Store上でのデベロッパのアプリに対する有料プロモーションのためにAppleサービスを利用する場合、デベロッパのアプリは、プロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

アプリの見つけやすさに関して詳しくは、https://developer.apple.com/app-store/discoverability/をご参照ください。

2. App Storeデータへのアクセス

デベロッパは、Appアナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリの販売およびApp内課金（サブスクリプションを含む）に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、Appアナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store/measuring-app-performance/をご参照ください。Appアナリティクスのデータは、Appleの顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store-connect/analytics/をご参照ください。Appleは、他のデベロッパによるApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。またAppleは、デベロッパのApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することもありません。そのようなデータ共有は、AppleのプライバシーポリシーおよびAppleによる当該データの取り扱い方法に対するAppleの顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパがApp Store Reviewガイドラインに従っている場合に限ります。

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されている通りに個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、https://www.apple.com/legal/privacy/data/en/app-store/の「App Storeとプライバシー」をご確認ください。Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple Newsと「株価」において表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。そうしたパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

3. P2BおよびDSAの規則に従った救済オプション

デジタルサービスのための単一市場に関する2022年10月19日の欧州議会・理事会規則（EU）2022/2065および指令2000/31/ECの改正（デジタルサービス法（DSA））の対象となる、欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して用意されている、Appleがデベロッパに対して行った措置（デベロッパアカウントの停止やApp Storeからのアプリの削除など）に関連して利用可能な救済オプションに関する詳しい情報は、apple.com/legal/dsa/redress-optionsで確認できます。

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business規制（以下、「P2B規則」といいます）の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、およびそれらの国に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうしたP2B規則に従い、次の問題に関して、https://developer.apple.com/contact/p2b/から苦情を提出することができます。(a) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B規則に定められた義務をAppleが遵守していない疑いがある、(b) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または (c) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Appleが講じた措置または行為。Appleは当該苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Appleは以下の仲裁委員会を指定します。Appleは当該仲裁委員会と共に、関連するApp Storeサービスの提供に関して生じたAppleとデベロッパとの間の紛争（Appleの苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む）の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するべく努めます。

Centre for Effective Dispute Resolution
P2B Panel of Mediators
70 Fleet Street
London
EC4Y 1EU
United Kingdom
https://www.cedr.com/p2bmediation/

LYL158
12/22/2023

デベロッパは、本書によりAppleがデベロッパに提供する本別紙2にクリックして同意することで、Appleが、デベロッパとAppleとの間で現在効力を有するApple Developer Program使用許諾契約（以下、「本契約」といいます）を修正し、本契約に本別紙2を追加する（既存の別紙2がある場合は置き換える）ことに同意したものとみなされます。本契約において別段の定めがある場合を除き、（英文で）大文字で始まる用語は、すべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙2

1. 代理人およびコミッショネアの指名

1.1 デベロッパは本別紙により、AppleおよびApple子会社（以下、「Apple」と総称します）を、(i) 本別紙2に対する添付書類A第1条に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙2に対する添付書類A第2条に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパのコミッショネアとして、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store Connectツールにおいて定められるものとし、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは本別紙により、Appleが、1つ以上のApp Storeを通じて、デベロッパのために、デベロッパに代わり、ライセンスアプリケーションをマーケティングし、かつエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。本別紙2において、以下の定義が適用されます。

(a) 「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与したApp Store Connectユーザーが含まれます。

(b) 「エンドユーザー」には、個人の購入者、ファミリー共有、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者のアカウントと関連付けられた適格のユーザーが含まれます。組織の顧客の場合、「エンドユーザー」とは、組織の購入者によりライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共有デバイス上へのインストールの管理に責任を負う当該組織の管理者、ならびにAppleが承認した教育機関で、その従業員、代理人、関連会社に使用させるためにライセンスアプリケーションを入手した機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

(c) 本別紙2において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張機能、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

1.2 本別紙2の第1.1条に基づくAppleの指名を推進するために、デベロッパは本別紙により、Appleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a) App Store Connectツールでデベロッパにより特定された地域に所在するエンドユーザーに対して、デベロッパに代わってライセンスアプリケーションをマーケティング、勧誘、および受注すること。

(b) ライセンスアプリケーションの保存およびエンドユーザーによるアクセスのため、ならびにその他Appleによりライセンス付与または許可された限りにおいて、第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c) セキュリティソリューションおよび本契約で特定されたその他の最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d) 1つか複数のApp Storeを介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発したライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーが、当該ライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、ボリュームコンテンツ購入の国外移転の場合には、エンドユーザーがそうできるよう手配すること。また、デベロッパは本別紙により、以下の場合に本別紙2に基づいてデベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許可するものとします：(i)ファミリー共有経由で家族のほかのメンバーと関連付けられた個人のアカウントがライセンスアプリケーションを購入する際に、複数のエンドユーザーによって使用される場合（App Store Connectツールで示されているデベロッパの選択に応じて、本別紙2を締結する前に行われた購入を含みます）、(ii)https://support.apple.com/ja-jp/HT212360に記載の通り、デベロッパのライセンスアプリケーションに、iCloudに保存された関連する情報とメタデータと共にアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先によって使用される場合、ならびに、(iii)ボリュームコンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザーが利用できるように、ならびに／または、ボリュームコンテンツ規約、条件、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有もしくは管理する、Apple IDと関連付けられていないデバイスにインストールするために、単一の組織の顧客によって使用される場合。

(e) エンドユーザーが支払うべきライセンスアプリケーションの購入価格について請求書を発行すること。

(f) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙2の第2.1条に基づき、デベロッパがAppleに当該ライセンスアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i)ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、プレビュー、および／または30秒までの抜粋、(ii)ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに(iii)ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおいて、ならびに車両ディスプレイに関して、Appleの合理的な要請時に、デベロッパがAppleに提供することがある画像およびその他の素材を使用すること。

(g) その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、ならびに本別紙2に従ってライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布時に合理的に必要となる場合がある関連メタデータを使用すること。デベロッパは、本別紙2の上記第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の報酬の支払いがなされないことについて同意するものとします。

(h) 本契約、可用性、および随時App Store Connectツールにおいてアップデートされるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版（以下、「ベータ版テスト」といいます）の配布を促進すること。当該ベータ版テストの目的において、デベロッパは本別紙により、デベロッパのアプリケーションのそうしたプレリリース版の配布およびダウンロードに関する購入価格、収益、またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布および使用に関する第三者に対するあらゆる使用料の支払いまたはその他の支払い、ならびに当該ベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが引き続き責任を負うことについて、同意するものとします。明確にするために記すと、そうした配布に関し、Appleに対していかなる手数料も支払う義務を負いません。

1.3 両当事者は、本別紙2に基づくその関係が、添付書類A第1条および添付書類A第2条でそれぞれ定める通り、場合により、本人と代理人、または本人とコミッショネアであること、ならびに、本別紙2で定める通り、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連するあらゆる請求および債務について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙2に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショネアとしての、Appleの指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは本別紙により、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人および／またはコミッショネアとして指名するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、AppleおよびApple子会社による当該指名の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4　本別紙2において、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始し、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人およびコミッショネアとしてのAppleの指名は、本契約の期間満了後も30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙2の第5.1条および第7.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙2の第1.2条(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

2.　Appleへのライセンスアプリケーションの配布

2.1　デベロッパは、App Store Connectツールまたはその他のAppleが提供するメカニズムを使用して、Appleに対してライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連メタデータを、本別紙2に従ってエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配布に対して要求されているようにAppleが指定するフォーマットおよび方法で、自己の費用負担をもって配布するものとします。本別紙2に基づきデベロッパがAppleに提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします：(i)各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii)エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが可能にするようデベロッパが希望し、指定する地域、(iii)あらゆる著作権またはその他知的財産権の通知、(iv)デベロッパのプライバシーポリシー、(v)存在する場合、本別紙2第4.2条に従ったデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(以下、「EULA」といいます)、ならびに、(vi)Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および検出を強化するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメントおよび／またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2　すべてのライセンスアプリケーションは、ソフトウェアツール、Secure FTPサイトアドレス、および／またはAppleが指定するその他の配布方法を使用してデベロッパからAppleに配布されるものとします。

2.3　デベロッパは本別紙により、本別紙2に基づきデベロッパがAppleに配布するすべてのライセンスアプリケーションが、あらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類Aに列挙する各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。当該適用法令には、米国輸出管理規則15 C.F.R. Parts 730-774が含まれますが、これに限定されません。さらに、デベロッパは、デベロッパがAppleに配布するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象になっていないこと、および軍事関連のエンドユーザーまたは軍事関連の最終用途向けに設計、作成、変更、または構成されていないことを表明し、保証するものとします。本第2.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i)いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または(ii)いずれかのライセンスアプリケーションが、当該データ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局(以下、「BIS」といいます)が発行する輸出規制分類番号(CCATS)、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。デベロッパは、Appleが、本別紙2に基づくライセンスアプリケーションへのアクセスおよびライセンスアプリケーションのダウンロードをエンドユーザーに許可する際に、第2.3条のデベロッパの保証に依拠していることを認めるものとします。
本第2.3条に定める以外の事項について、Appleは、本別紙2に基づくライセンスアプリケーションへのアクセスおよびライセンスアプリケーションのダウンロードをエンドユーザーに許可する際に、輸出行政規則の要件を遵守する責任を負うものとします。

2.4　デベロッパは、その地域の各場所についてデベロッパのライセンスアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織(以下、それぞれを「評価委員会」といいます)が要求するあらゆる年齢評価またはペアレンタルアドバイザリーサービスを決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を負うものとします。

3. エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配布

3.1 デベロッパは、Appleが、デベロッパの代理人および／またはコミッショネアとして行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングを行うこと、または本別紙2の第1.2(b)項に従って第三者にホスティングを許可できるようにすること、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードを許可することを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase APIを使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび配布については、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ(つまり、App内課金でロックが解除されるだけのコンテンツ)または本契約の付属書2の第3.3条に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負うものとします。すべてのライセンスアプリケーションは、App Store Connectツールに定められ、Appleにより随時アップデートされることがある価格表から、デベロッパ独自の裁量により、1つの価格帯に設定される、デベロッパが指定した価格で、Appleがデベロッパを代理してエンドユーザーにマーケティングするものとします。また、デベロッパは、App Store Connectを通じて選択することにより、認定された組織の顧客に対してデベロッパが設定した価格帯から50%割引でライセンスアプリケーションをマーケティングするようAppleに指示することができます。デベロッパは、App Store Connectツールに定められ、随時アップデートされることがある価格表に従って、あらゆるライセンスアプリケーションの価格帯を、デベロッパの裁量で、いつでも変更することができます。Appleは、デベロッパの代理人および／またはコミッショネアとして、本別紙2に基づいてエンドユーザーが入手したライセンスアプリケーションについて、当該エンドユーザーが支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負います。

3.2 エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、本別紙2に対する添付書類Bに従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる可能性がある、デベロッパのライセンスアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、デベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがデベロッパのライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleが合理的な期間内に調整を処理したあと、それ以降のライセンスアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがデベロッパのライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleがデベロッパの税分類の調整を処理する前に発生したライセンスアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパのライセンスアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、その税務上の影響について単独で責任を負うものとします。Appleが、その合理的な裁量で、デベロッパのライセンスアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Appleは、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正したあと、Appleは、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Appleがデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙2の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金および／または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.3 当事者各自の税務上の遵守義務を励行するために、Appleは、特に(i)デベロッパの居住地域、および(ii)ライセンスアプリケーションにアクセスできるようにすることをAppleに対して希望する地域としてデベロッパが指定した地域に応じて、デベロッパが本別紙2に対する添付書類CまたはApp Store Connectに列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙2に対する添付書類Cで求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供する前に、Appleがデベロッパのライセンスアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Appleは、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供するまで、デベロッパのためにその金額を信託保持する判断を下すことができます。Appleは、本第3.3条に基づき本別紙2の規定に従い、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Appleがデベロッパのために信託保持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金します。

3.4　Appleは、本別紙2に基づくデベロッパの代理人および／またはコミッショネアとしてのAppleのサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

(a)　Appleは、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ（以下に定義）内の有料サブスクリプションサービスの利用が1年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Appleは、保持猶予期間または更新延長期間に関わらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが（例えば、解約または不払いなどの理由により）終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は60日間を超えないものとし、変更されることがあります。更新延長期間とは、デベロッパが顧客のサブスクリプションの更新日を追加の費用なく延長する期間を指します。本第3.4条（a）項に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料の決定において、エンドユーザーが支払うべき価格は、本別紙2の第3.2条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いたあとの価格とします。

(b)　App Storeスモールビジネスプログラム。AppleによりApp Storeスモールビジネスプログラムに認定および承認されたデベロッパに関しては、Appleは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、本別紙2の添付書類Bに列挙する地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に引き下げられた手数料を受け取る権利を有します。デベロッパは、本契約、本別紙2、および以下の条件に従って、App Storeスモールビジネスプログラムにおける承認に必要な資格を満たすことができます。

標準的な商慣行に基づいてAppleが計算する、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの前暦年の12会計月（以下、「暦年」といいます）における合計収益額が1,000,000米ドル以内（Appleの手数料ならびに特定の税額および調整額を除いた純売上額）である必要があります。

App Storeスモールビジネスプログラムに登録するには、デベロッパは、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントに関して求められる情報を、すべてAppleに提供する必要があります。デベロッパとその関連するデベロッパアカウントとの関係に変更があった場合、デベロッパはそうした情報を更新する必要があります。「関連するデベロッパアカウント」とは、(i)デベロッパが所有もしくは管理する、または(ii)デベロッパのアカウントを所有もしくは管理するApple Developer Programアカウントを指します。例えば、本契約および本別紙2の条件に同意した個人または法人で、以下のいずれかの条件が当てはまるデベロッパには、関連するデベロッパアカウントが存在します。

- 別のApple Developer Programメンバーのアカウントの所有権または割り当てにおいて、当該デベロッパが企業、個人、またはパートナーシップの持分の過半数（50%超）を保有している。
- 別のApple Developer Programメンバーが、当該デベロッパのアカウントの所有権または割り当てにおいて、企業、個人、またはパートナーシップの持分の過半数（50%超）を保有している。
- 当該デベロッパが、別のApple Developer Programメンバーのアカウントに対する最終決定権を有している。
- 別のApple Developer Programのメンバーが、当該デベロッパのアカウントに対する最終決定権を有している。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Apple Developer Programのメンバーとして優良な状態である必要があります。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの現暦年における合計収益額が1,000,000米ドルを超えた場合、当該暦年の残りの期間については、本別紙2の第3.4条（a）項に定める標準の手数料率でデベロッパに請求されます。

Appleは、各会計暦月の末日から15日以内に、App Storeスモールビジネスプログラムへの参加資格の有無を判断し、資格を満たしているデベロッパに対して参加を承認します。

そのあとの1暦年においてデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの合計収益額が1,000,000米ドル以内である場合、デベロッパは翌暦年のApp Storeスモールビジネスプログラムへの承認に必要な資格を再度満たすことができます。

デベロッパが譲渡人または譲受人（以下、「アプリ譲渡当事者」といいます）としてライセンスアプリケーションの譲渡に関与している場合、当該ライセンスアプリケーションに関連する収益は、App Storeスモールビジネスプログラムへの参加の適格性を判断するために、あらゆるアプリ譲渡当事者の収益の合計額の計算に含まれます。例えば、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して、自身のデベロッパアカウントからほかのデベロッパアカウントにライセンスアプリケーションを譲渡すると、譲渡したライセンスアプリケーションに関連する収益は、デベロッパの合計収益の計算、およびライセンスアプリケーションの譲受先のデベロッパアカウントの合計収益の計算に含まれることになります。ライセンスアプリケーションが特定の暦年に複数回譲渡された場合、当該ライセンスアプリケーションに関連する収益は、各アプリ譲渡当事者全員の収益の合計額の計算に含まれます。

App Storeスモールビジネスプログラムへの参加資格の判断に関して、デベロッパまたはその関連するデベロッパアカウントが、疑わしい、誤解を招く、不正な、不適切な、合法でない、または不誠実な行為または不作為に関与した場合（例えば、虚偽または不正確な情報をAppleに提供すること、App Storeスモールビジネスプログラムから不適切に利益を得るために複数のApple Developer Programアカウントを作成または使用することなど）、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Appleの裁量で、App Storeスモールビジネスプログラムへの参加資格を失い、資格が解除されます。

Appleは、本規定に違反したデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントへの支払いを留保できるものとします。

本別紙2の第3.2条に別途定められている場合を除き、Appleは、本別紙2の第3.4条に定められている手数料を、ライセンスアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはエンドユーザーの義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Appleが開発したライセンスアプリケーションの販売について、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。

3.5 Appleは、本別紙に基づきエンドユーザーに配布されるライセンスアプリケーションの価格として当該エンドユーザーから金額を徴収する時に、当該ライセンスアプリケーションに関するAppleの手数料全額と本別紙の第3.2条および第3.4条に基づきAppleが徴収するあらゆる税金を差し引いて、Appleの標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i)銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii)送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii)デベロッパがApp Store Connectサイトで送金に関連する特定の情報を提供する必要があること、および、(iv)前述の要件に従うことを条件として、対応する金額をAppleがエンドユーザーから受け取った月の末日から45日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Appleは、当該月に販売されたライセンスアプリケーションおよびAppleからデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から45日以内にApp Store Connectサイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは本別紙により、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配布について、Appleが当該ライセンスアプリケーションの価格を当該エンドユーザーから徴収できない場合でも、Appleが本第3.5条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。Appleがエンドユーザーから受け取ったライセンスアプリケーションの購入価格の通貨がAppleとデベロッパとの間で合意した送金通貨以外である場合、当該ライセンスアプリケーションの購入価格は、本別紙2の第3.1条に従って、App Store Connectツールに反映されており随時アップデートされることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換され、Appleがデベロッパに送金する金額が決定されるものとします。Appleは、App Store Connectにおいて、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨（以下、「指定通貨」といいます）を指定できるようにする手段を提供することがあります。Appleは、デベロッパに送金する前に、Appleの提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとします。デベロッパは、その結果生じる為替差額またはAppleの提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行とAppleの提携銀行を仲介する銀行から請求されるすべての手数料（例えば、銀行振込手数料）に引き続き責任を負うものとします。

3.6　何らかのライセンスアプリケーションについてAppleの手数料またはエンドユーザーが支払うべき価格が、(i)源泉徴収もしくは類似する税金、(ii)本別紙の第3.2条に基づきAppleが徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金もしくは賦課金、または、(iii)その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金または賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙2に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとします。

3.7　Appleからのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引においてAppleが受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Appleは、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Appleは、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleが満足できる、デベロッパが源泉徴収税の当該軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書をAppleに提供している場合に限ります。Appleが合理的に指定する手段を使用して、デベロッパからAppleに対し適時に書面による要求があった場合、Appleは、Appleがデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびに罰金および／またはその利息の過少納付（源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません）に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.8　デベロッパは、一部の地域において、本別紙2の条件に従って、In-App Purchase APIを使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。ただし、以下の条件を満たしている場合に限ります。

(a)　自動更新機能は、デベロッパがApp Store Connectツールで選択する価格で、1週間ごと、1か月ごと、2か月ごと、3か月ごと、半年ごと、または1年ごとの設定である必要があります。デベロッパは、デベロッパのサブスクリプションについて複数の期間およびサービスレベルを提供することができ、顧客がサブスクリプショングループのオプションの中で簡単にアップグレード、ダウングレード、およびクロスグレードできるように、サブスクリプショングループ内でこれらのサブスクリプションアイテムを関連付けてランク付けすることができます。デベロッパは、サブスクリプション登録者がアップグレードまたはクロスグレード（異なる期間へのクロスグレードを除く）する場合は、当該サービスレベルの適用がただちに開始され、それに応じてデベロッパの収益が調整されること、およびサブスクリプション登録者がダウングレードする場合は、現在のサブスクリプション期間が終了した時点で新しいサービスが開始されることを理解し、これに同意するものとします。

(b)　デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を、明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとします。

- 自動更新サブスクリプションのタイトル（アプリ内の製品名と同じである場合があります）
- サブスクリプションの期間
- サブスクリプションの価格および単価（該当する場合）

デベロッパのライセンスアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできる必要があります。

(c)　デベロッパは、マーケティングされるサブスクリプション期間全体（デベロッパが許可した請求の猶予期間を含みます）にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙2の本第3.8条（c）項に違反した場合、本別紙により、Appleに対し、Apple独自の裁量により、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部をエンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Appleがそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、それに対するクレジットをAppleに付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Appleが本別紙2の第7.3条に基づくAppleの権利を行使できることを認めるものとします。

3.9　デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connectツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持することを選択できます。エンドユーザーの同意が必要となる地域に所在する既存のサブスクリプション登録者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション登録者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10　デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションのプロモーションおよび売り込みを行う場合、あらゆる法規制上の要求を遵守してそうしなければなりません。

3.11　ライセンスアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、App内課金を使用する必要があります。

In-App Purchase APIを使用することに加えて、ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で（例えば、デベロッパのWebサイトを通じて）提供されるコンテンツ（雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ）を読み込みまたは実行することができます。ただし、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、マーケティングをしたりしないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12　デベロッパのライセンスアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの（例えば、雑誌や新聞）である場合、Appleは、当該ライセンスアプリケーションでIn-App Purchase APIを通じて自動更新サブスクリプションの購入が行われる際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用し、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に閲読可能でなければならず同意を得ている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守してそうすることを条件とします。ユーザーがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

3.13　デベロッパは、一部の地域において、本契約、本別紙2、および以下の条件に従って、サブスクリプションオファーコードを使用してデベロッパの自動更新サブスクリプションのプロモーションをすることができます。

(a)　サブスクリプションオファーコードとは、当該条件に従いAppleがデベロッパに提供するコードであり、デベロッパから1つ以上のサブスクリプションオファーコードを提供されたエンドユーザーが、デベロッパのライセンスアプリケーションをダウンロードまたはこれにアクセスできるようになるものです。

(b)　デベロッパからApp Store Connectツールを通じて要請された場合、Appleはサブスクリプションオファーコードをデベロッパに対して電子的に提供するものとします。サブスクリプションオファーコードは、デベロッパに提供された時点で、エンドユーザーが使用できるようアクティブになります。

デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションを販売または配布することが許可されていない地域において、アクティブでなくなったサブスクリプションオファーコードをエンドユーザーに配布してはならないものとします。

デベロッパは、地域外における使用のためにいかなるサブスクリプションオファーコードも輸出しないものとし、また、当該輸出の権利または能力を有していると表明しないものとします。

サブスクリプションオファーコードに対する権原の喪失および移転の危険は、デベロッパに引き渡された時点でデベロッパに移転します。

デベロッパは、デベロッパがサブスクリプションオファーコードを配布する地域における適用法令をすべて遵守するものとします。

(c) Appleは、サブスクリプションオファーコード自体を除き、サブスクリプションオファーコードに関連するいかなるマテリアルの開発および作成についても責任を負わないものとします。

デベロッパは、サブスクリプションオファーコードの売却、またはサブスクリプションオファーコードの配布に関連していかなる形式の支払い、現物取引またはその他の報酬の受け取りもしないものとし、また、第三者による当該行為を禁止するものとします。

エンドユーザーがサブスクリプションオファーコードを使用してデベロッパのライセンスアプリケーションのサブスクリプションに無料でアクセスできる期間において、デベロッパは本別紙により、当該アクセスに対する使用料、収益または報酬について、本契約、本別紙2および本契約に対する別紙1の適用ある場合に、本項の定めがなければこれらに基づき支払われることがあるか否かに関わらず、これらを徴収する一切の権利を放棄するものとします。両当事者は、Appleとデベロッパの間においては、サブスクリプションオファーコードによりデベロッパのライセンスアプリケーションでサブスクリプションにアクセスするエンドユーザーに関する第三者に対する使用料の支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は本契約および本別紙2の定めによるものとすることを認めるものとします。

デベロッパは、デベロッパによるサブスクリプションオファーコードの使用（デベロッパのApp Store Connectチームのその他のメンバーによる使用を含みます）およびこれによるデベロッパまたはAppleに対する一切の損失または債務につき、単独で責任を負うものとします。

デベロッパのライセンスアプリケーションが何らかの理由でApp Storeから削除された場合、デベロッパは、すべてのサブスクリプションオファーコードの配布を停止すること、およびAppleは当該サブスクリプションオファーコードを無効化することができることに同意するものとします。

デベロッパは、Appleが、デベロッパが本契約または本別紙2の条項のいずれかに違反した場合、すでにエンドユーザーに配布済みであったとしても、当該サブスクリプションオファーコードを無効化する権利を有することに同意するものとします。

(d) デベロッパは、以下のサブスクリプションオファーコードに関するエンドユーザー条項を、エンドユーザーにサブスクリプションオファーコードを配布するために使用されるすべての手段（例えば、証明書、カード、電子メール、クーポン、オンライン投稿）において、記載する必要があります：(i) コードの有効期限日または提供数が終了するまでであること、(ii) コードを利用できる地域、(iii) Apple IDが必要であり、使用許諾条項および利用規約に事前に同意する必要があること、(iv) コードは転売できないこと、およびコードに金銭的な価値がないこと、(v) 全条項が適用されること（https://www.apple.com/jp/legal/internet-services/itunes/を参照）、ならびに (vi) オファーおよびコンテンツはデベロッパにより提供されること。

3.14　利用可能な場合、デベロッパは、デベロッパが提供する複数のライセンスアプリケーションを1つのコレクション（以下、「バンドル」といいます）として、App Store Connectツールに定められ、随時アップデートされることがある、デベロッパが指定した価格帯で、エンドユーザーに提供することができます。さらに、デベロッパは本別紙により、Appleが、バンドル内の全部ではなく一部のライセンスアプリケーションを購入したユーザーに対し、バンドル内の残りのアイテムへのアクセスおよび当該アイテムのダウンロード（以下、「コンプリート・マイ・バンドル」または「CMB」といいます）をCMB価格で提供することを許可し、指示するものとします。デベロッパは、CMB価格（デベロッパが設定したバンドル価格からユーザーが先に購入済みのライセンスアプリケーションに対して支払った小売価格の合計を差し引いた金額に相当します）に対する収益を受け取るものとします。CMB価格がApp Store Connectツールに定められている価格帯のもとで価格帯1より低くゼロより高い場合、デベロッパは本別紙により、Appleが当該ユーザーに対するCMB価格を価格帯1に設定することを許可し、指示するものとします。CMB価格がゼロより低い場合、デベロッパは本別紙により、Appleがバンドル内の残りのライセンスアプリケーションをエンドユーザーに無料で提供することを許可し、指示するものとします。各CMB取引は、デベロッパの明細書に以下のように反映されます：(i) バンドルに支払われた価格でのバンドル全体の新規販売（CMB販売と記載されます）、および、(ii) 対象となる、バンドルに含まれている購入済みの各ライセンスアプリケーションについて、当該ライセンスアプリケーションにこれまで支払われた金額の返金（すなわち、マイナスの取引）（それぞれCMB返金と記載されます）。価格帯0で提供されるバンドルでは、本別紙2の第3.8条に従って、バンドルに含まれる各ラインセンスアプリケーションで自動更新サブスクリプションサービスを提供する必要があります。また、バンドルに含まれるいずれかのアプリ内からそうしたサブスクリプションサービスを購入するユーザーは、追加費用なしで、バンドル内のその他の各ライセンスアプリケーションでも当該サブスクリプションサービスにアクセスできなければなりません。

4.　所有権およびエンドユーザーへの使用許諾

4.1　当事者は、Appleがライセンスアプリケーションまたはライセンスアプリケーション情報に対する持分権を一切取得しないこと、ならびにライセンスアプリケーションに関する権原、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに留まることを認め、同意するものとします。Appleは、いかなるライセンスアプリケーションまたはライセンスアプリケーション情報も、目的または方法の如何を問わず、一切使用できないものとします。ただし、本契約または本別紙2で特に許可されている場合はこの限りではありません。

4.2　デベロッパは、本別紙2の2.1条に従ってライセンスアプリケーションをAppleに配布する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに対して提供できます。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙2の添付書類Dに定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があってはなりません。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが許可することをデベロッパが希望するあらゆる地域のすべての適用法令に準拠していなければなりません。Appleは、各エンドユーザーに対し、Appleが当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザーに配布する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（存在する場合）を確認することができるようにするものとします。また、Appleは、各エンドユーザーに対し、当該ライセンスアプリケーションの使用には、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（存在する場合）で定める条件が適用される旨を通知するものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに提供しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの使用について、Appleの（App Storeサービス規約の一部である）標準エンドユーザー使用許諾契約が適用されることを認め、これに同意するものとします。

4.3　デベロッパは本別紙により、各ライセンスアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間のみの契約であり、かつ、適用法令に準拠したものであることを認めるものとします。Appleは、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対しても、またデベロッパもしくはエンドユーザーによるいかなるエンドユーザー使用許諾契約の条件への違反に対しても、一切の責任を負わず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、以下のすべての事項を表明および保証するものとします：(a)デベロッパは、本契約を締結する権利、各ライセンスアプリケーションを複製し配布する権利、およびエンドユーザーが1つまたは複数のApp Storeを介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードして使用することを許可する権限をAppleに与える権利を有すること、(b)ライセンスアプリケーション、またはAppleもしくはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用のいずれも、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権、または契約上の権利も一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションをAppleに提出していないこと、(c)各ライセンスアプリケーションは、デベロッパが本別紙2の第2.1条に基づいて指定した各地域における配布、販売、および使用、当該地域への輸出および輸入を、当該地域の法規制およびその他の適用されるあらゆる輸出入規制に従って行うことが許可されていること、(d)ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻なもの、公序良俗に反するもの、または、デベロッパが本別紙2の第2.1条で指定した地域の法規制で禁止または制限されているものを一切含んでいないこと、(e)ライセンスアプリケーションに関する情報を含め、App Store Connectのツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報が正確であること、また当該情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して速やかに正確なものとなるよう更新すること、ならびに、(f)デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツまたはApp Storeでのデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、当該紛争を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共有をAppleに認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Appleのアプリの紛争に関するプロセスに従うことに同意すること。

5.2 デベロッパは、デベロッパが配布するライセンスアプリケーションそれぞれに対してレーティングを割り当てるために、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、Appleが本別紙2に基づきApp Storeを通じて実施するマーケティングおよび義務履行について各当該ライセンスアプリケーションに関する情報を提供するものとします。各ライセンスアプリケーションに対してレーティングを割り当てるため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツに関する正確かつ包括的な情報を提供するよう最善の努力を払うものとします。デベロッパは、Appleが本別紙でデベロッパが指定する各地域でエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにする際に、(i)デベロッパが、各ライセンスアプリケーションについて求められている情報の正確かつ完全な提供を誠実にかつ相応の注意を払って行っていること、ならびに、(ii)デベロッパが本別紙の第5.1条に定める表明および保証を行っていることに依拠していることを認め、これに同意するものとします。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが割り当てられたデベロッパのあらゆるライセンスアプリケーションのレーティングを訂正することを許可するものとします。また、デベロッパは、そうした訂正後のレーティングに同意するものとします。

5.3 本別紙でデベロッパが指定する地域において、ライセンスアプリケーションの配信、販売および／または使用の条件として、政府または業界の規制当局による当該ライセンスアプリケーションの承認またはレーティングが求められている場合、デベロッパは、Appleが、当該地域においてApp Storeから当該ライセンスアプリケーションをエンドユーザーがダウンロードできるようにしないことを選択できることを認め、これに同意するものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いライセンスアプリケーション、および購入するように子どもに働き掛けたり（「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」などの語句を含みますが、これらに限定されません）、子どものために購入するよう他者に促したりするライセンスアプリケーションは、こうしたマーケティング活動が違法とされている地域において提供してはならないものとします。デベロッパは、本別紙2の第5.1条(c)項に従って、デベロッパのライセンスアプリケーションが適用法令（消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません）に準拠していることについて全責任を負うことを明示的に承諾し、これに同意するものとします。欧州連合の加盟地域における法的要件の詳細は、http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfairtrade/index_en.htmをご確認ください。

6. 義務および責任

6.1 Appleは、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのインストールおよび／または使用に関して、一切責任を負わないものとします。デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、単独で責任を負うものとします。

6.2 以下の請求を含みますがこれらに限定されない、ライセンスアプリケーション、および／またはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの使用に起因または関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、および経費について、デベロッパは単独で責任を負うものとし、かつAppleは一切義務および責任を負わないものとします：(i)エンドユーザー使用許諾契約で規定されているか、適用法令に基づいて定められているかに関わらず、保証違反に関する請求、(ii)製造物責任に関する請求、ならびに(iii)いずれかのライセンスアプリケーション、および／またはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの保有または使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求。

6.3 Appleが、エンドユーザーから、(i)エンドユーザーがいずれかのライセンスアプリケーションをダウンロードした日から90日以内、もしくは第3.8条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内(当該期間が90日未満である場合)に、エンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii)ライセンスアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Appleは、当該ライセンスアプリケーションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額をエンドユーザーに返金することができます。Appleが当該価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。エンドユーザーがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をAppleがペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。

7. 契約の解除

7.1 本別紙2および本別紙に基づくAppleのすべての義務は、本契約の期間満了または解除の時点ですべて終了するものとします。いかなる当該終了に関わらず、Appleは、(i)終了日より前(本別紙の第1.4条に定めるフェーズアウト期間を含みます)にエンドユーザーがダウンロードしたライセンスアプリケーションのすべてのコピーに対するすべての手数料、および、(ii)終了日の前後を問わず、本別紙2の第6.3条に従って、Appleがエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が解除された場合、Appleは、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Appleが合理的であると判断する期間、デベロッパに対する期限が到来している支払いをすべて保留することができます。Appleは、デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した、または関与するようほかのデベロッパに奨励した、もしくはほかのデベロッパと共に参加したとAppleが判断した、またはその疑いを持った場合はいつでも、デベロッパまたは当該ほかのデベロッパに対する期限が到来している支払いを保留することができます。

7.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配信する法的権利を喪失した場合、または、本別紙2に従ってAppleに対してエンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、その旨を速やかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectサイトで提供されているツールを用いて、App Storeから当該ライセンスアプリケーションを取り下げるものとします。ただし、デベロッパが本第7.2条に基づいて当該取り下げを行った場合であっても、本別紙2に基づくデベロッパのAppleに対する義務、または当該ライセンスアプリケーションに関するAppleおよび／もしくはエンドユーザーに対するいかなる責任も免除されるものではありません。

7.3 Appleは、いつでも、理由の如何に関わらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、ライセンスアプリケーションのマーケティング、提供、およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第7.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、人間による審査および／または系統的審査（適用法令の下で受け取る通知を含みますが、これに限定されません）に基づいて、以下の状況であると合理的に判断する場合、Apple独自の裁量により、ライセンスアプリケーションの一部または全部のマーケティングおよびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止したり、その他の暫定的措置を講じたりすることができることを認めるものとします：(i)添付書類Aに列挙する1つまたは複数の地域に当該ライセンスアプリケーションを輸出することが輸出管理令またはその他の法令により許可されていない、(ii)当該ライセンスアプリケーションならびに／またはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの所有および／もしくは使用が第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、またはその他の知的財産権を侵害する、(iii)当該ライセンスアプリケーションの配布、販売、および／または使用が、本別紙2の第2.1条に基づき、デベロッパが指定するいずれかの地域の何らかの適用法令に違反する、(iv)デベロッパが、本契約、本別紙2、またはその他のドキュメント（App Store Reviewガイドラインを含みますが、これに限定されません）の条件に違反した、(v)デベロッパのライセンスアプリケーションが本別紙2の第5.4条に違反した（規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません）、または、(vi)デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開するいずれかの地域における制裁措置の対象になっている。Appleが、本第7.3条に従って、ライセンスアプリケーションのマーケティングおよびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙2に基づくデベロッパの義務は免除されないものとします。

7.4 デベロッパは、App Store Connectサイトで提供されているツールを用いることにより、理由の如何によらず、いつでも、ライセンスアプリケーションの全部または一部をApp Storeから取り下げることができます。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは本別紙により、Appleに対し、デベロッパが本別紙2の第5.1条および第7.2条に従って別段の意思表示をしない限り、本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙2の第1.2条(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可し、指示するものとします。

8. 法的影響

本別紙2により確立されるデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響および／または税務上の影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本別紙に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパ自身の顧問弁護士および顧問税理士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

デベロッパは、本書によりAppleがデベロッパに提供する本別紙3にクリックして同意することで、Appleが、デベロッパとAppleとの間で現在効力を有するApple Developer Program使用許諾契約（以下、「本契約」といいます）を修正し、本契約に本別紙3を追加する（既存の別紙3がある場合は置き換える）ことに同意したものとみなされます。本契約において別段の定めがある場合を除き、（英文で）大文字で始まる用語は、すべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙3

1. 代理人およびコミッショネアの指名

1.1 デベロッパは本別紙により、AppleおよびApple子会社（以下、「Apple」と総称します）を、（i）本別紙3に対する添付書類A第1条に列挙する地域（変更されることがあります）に所在する、カスタムAppの配信の顧客および該当するエンドユーザーに対するカスタムAppの配信を介したデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、（ii）本別紙3に対する添付書類A第2条に列挙する地域（変更されることがあります）に所在する、カスタムAppの配信の顧客および該当するエンドユーザーに対するデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパのコミッショネアとして、配布期間中、指名します。デベロッパのカスタムアプリケーションに関してデベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store Connectツールにおいて定められるものとし、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは本別紙により、Appleが、カスタムAppの配信サイトを通じて、デベロッパのために、デベロッパに代わり、カスタムアプリケーションをマーケティングし、かつカスタムAppの配信の顧客がカスタムアプリケーションを購入し、エンドユーザーがダウンロードできるようにすること、または特定のAppleライセンスソフトウェアに関してのみ、カスタムAppの配信の顧客が複数のエンドユーザーに配布するために単一のApple IDを使用してダウンロードできるようにすることを認めるものとします。

本別紙3において、以下の定義が適用されます。

「コンテンツコード」とは、Appleが生成し、カスタムAppの配信の顧客に配布するアルファベットと数字から成るコンテンツ用コードを意味し、エンドユーザーは、このコードを利用してカスタムアプリケーションの使用許諾されたコピーをダウンロードすることができます。

「カスタムアプリケーション」には、デベロッパがIn-App Purchase APIを使用してカスタムアプリケーション内で販売している、あらゆる追加的な許可されている機能、コンテンツ、またはサービスも含まれます。

「エンドユーザー」とは、組織の購入者によりカスタムアプリケーションの使用を許された個人または故人アカウント管理連絡先、共有デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、ならびにAppleが承認した教育機関で、その従業員、代理人、関連会社に使用させるためにカスタムアプリケーションを入手した機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

「ライセンスアプリケーション」は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張機能、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

「ライセンスアプリケーション情報」は、カスタムアプリケーションに関連するライセンスアプリケーション情報を含みます。

「ボリュームコンテンツサービス」とは、ボリュームコンテンツ規約、条件、およびプログラム要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する機能およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供するAppleプログラムをいいます。

「カスタムAppの配信の顧客」とは、Appleのボリュームコンテンツサービスおよび／またはカスタムアプリケーションの配信に登録されている第三者をいいます。

「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与したApp Store Connectユーザーが含まれます。

1.2　本別紙3の第1.1条に基づくAppleの指名を推進するために、デベロッパは本別紙により、Appleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a)　App Store Connectツールで特定された地域に所在する、デベロッパにより特定されたカスタムAppの顧客および関連するエンドユーザーに対して、デベロッパに代わってカスタムアプリケーションをマーケティング、勧誘、および受注すること。

(b)　カスタムアプリケーションの保存およびエンドユーザーによるアクセスのため、ならびに特定のAppleライセンスソフトウェアに関してのみ当該カスタムアプリケーションのホスティングを第三者に許可するために、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c)　セキュリティソリューションおよび本契約で特定されたその他の最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、カスタムアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d)　カスタムAppの配信サイトを介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発したカスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーが、当該カスタムアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、ボリュームコンテンツ購入の国外移転の場合には、エンドユーザーがそうできるよう手配すること。また、デベロッパは本別紙により、以下の場合に本別紙3に基づいてデベロッパのカスタムアプリケーションの配布を許可するものとします：(i)単一の組織の顧客がボリュームコンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザーが利用できるように、ならびに／または、ボリュームコンテンツ規約、条件、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有もしくは管理する、Apple IDと関連付けられていないデバイスにインストールするために、カスタムアプリケーションを購入する際に、複数のエンドユーザーによって使用される場合、ならびに、(ii)https://support.apple.com/ja-jp/HT212360に記載の通り、デベロッパのカスタムアプリケーションに、iCloudに保存された関連する情報とメタデータと共にアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先によって使用される場合。

(e)　カスタムAppの配信の顧客が支払うべきカスタムアプリケーションの購入価格について請求書を発行すること。

(f)　デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙3の第2.1条に基づき、デベロッパがAppleに当該カスタムアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したカスタムアプリケーション、商標もしくはロゴ、またはカスタムアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティングマテリアルにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i)カスタムアプリケーションのスクリーンショットおよび／または30秒までの抜粋、(ii)カスタムアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに(iii)ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティングマテリアルにおいて、および車両ディスプレイに関して、Appleの合理的な要請時に、デベロッパがAppleに提供することがある画像およびその他の素材を使用すること。

(g)　その他、カスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、ならびに本別紙3に従ってカスタムアプリケーションのマーケティングおよび配布時に合理的に必要となる場合がある関連メタデータを使用すること。デベロッパは、本別紙3の上記第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の報酬の支払いがなされないことについて同意するものとします。

1.3　両当事者は、本別紙3に基づくその関係が、添付書類A第1条および添付書類A第2条でそれぞれ定める通り、場合により、本人と代理人、または本人とコミッショネアであること、ならびに、本別紙3で定める通り、デベロッパが、本人として、カスタムアプリケーションに関与または関連するあらゆる請求および債務について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙3に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショネアとしての、Appleの指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは本別紙により、デベロッパのカスタムアプリケーションを配布するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人および／またはコミッショネアとして指名するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、AppleおよびApple子会社による当該指名の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4　本別紙3において、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始し、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人またはコミッショネアとしてのAppleの指名は、本契約の期間満了後も、デベロッパのカスタムアプリケーションの最後の未利用のコンテンツコードが利用されてから30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙3の第5.1条および第7.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙3の第1.2条(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

2.　Appleへのカスタムアプリケーションの配布

2.1　デベロッパは、App Store Connectツールを使用して、 Appleに対してカスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連メタデータを、本別紙3に従ってエンドユーザーへのカスタムアプリケーションの配布に対して要求されているようにAppleが指定するフォーマットおよび方法で、自己の費用負担をもって配布するものとし、このマテリアルをApp Store Connectサイトを介してカスタムアプリケーションとして特定するものとします。本別紙3に基づきデベロッパがAppleに提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします：(i)各カスタムアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii)カスタムアプリケーションの承認された購入者としてデベロッパが指定しており、そのエンドユーザーがコンテンツコードを使用できるカスタムAppの配信の顧客、(iii)あらゆる著作権またはその他知的財産権の通知、(iv)デベロッパのプライバシーポリシー、(v)存在する場合、本別紙3第4.2条に従ったデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(以下、「EULA」といいます)、ならびに、(vi)Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および検出を強化するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメントおよび／またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2　すべてのカスタムアプリケーションは、ソフトウェアツール、Secure FTPサイトアドレス、および／またはAppleが指定するその他の配布方法を使用してデベロッパからAppleに配布されるものとします。

2.3　デベロッパは本別紙により、本別紙3に基づきデベロッパがAppleに配布するすべてのカスタムアプリケーションが、あらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類Aに列挙する各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。当該適用法令には、米国輸出管理規則15 C.F.R. Parts 730-774が含まれますが、これに限定されません。さらに、デベロッパは、デベロッパがAppleに配布するカスタムアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象になっていないこと、および軍事関連のエンドユーザーまたは軍事関連の最終用途向けに設計、作成、変更、または構成されていないことを表明し、保証するものとします。本第2.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i)いかなるカスタムアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または(ii)いずれかのカスタムアプリケーションが、当該データ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局(以下、「BIS」といいます)が発行する輸出規制分類番号(CCATS)、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該カスタムアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可のPDFコピーを、要請に応じてAppleに提供するものとします。デベロッパは、Appleが、本別紙3に基づくカスタムアプリケーションへのアクセスおよびカスタムアプリケーションのダウンロードをエンドユーザーに許可する際に、第2.3条のデベロッパの保証に依拠していることを認めるものとします。本第2.3条に定める以外の事項について、Appleは、本別紙3に基づくカスタムアプリケーションへのアクセスおよびカスタムアプリケーションのダウンロードをエンドユーザーに許可する際に、輸出行政規則の要件を遵守する責任を負うものとします。

2.4　デベロッパは、その地域の各場所についてデベロッパのカスタムアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織（以下、それぞれを「評価委員会」といいます）が要求するあらゆる年齢評価またはペアレンタルアドバイザリーサービスを決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのカスタムアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を負うものとします。

3.　エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの配布

3.1　デベロッパは、Appleが、デベロッパの代理人および／またはコミッショネアとして行為する過程において、デベロッパを代理して、カスタムアプリケーションのホスティングを行うこと、コンテンツコードをカスタムAppの配信の顧客に提供すること、および当該カスタムアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードを許可することを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase APIを使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび配布については、カスタムアプリケーション自体に含まれるコンテンツ（つまり、App内課金でロックが解除されるだけのコンテンツ）またはプログラム契約の第3.3条に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負うものとします。すべてのカスタムアプリケーションは、App Store Connectツールに定められ、Appleにより随時アップデートされることがある価格表から、デベロッパ独自の裁量により、1つの価格帯に設定される、デベロッパが指定した価格で、Appleがデベロッパを代理してカスタムAppの配信の顧客のエンドユーザーにマーケティングするものとします。デベロッパは、App Store Connectツールに定められた価格表に従って、あらゆるカスタムアプリケーションの価格帯を、デベロッパの裁量で、いつでも変更することができます。Appleは、デベロッパの代理人および／またはコミッショネアとして、本別紙3に基づいてエンドユーザーが入手したカスタムアプリケーションについて、カスタムAppの配信の顧客が支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負います。

3.2　エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、本別紙3に対する添付書類Bに従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる可能性がある、デベロッパのカスタムアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、デベロッパのカスタムアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがデベロッパのカスタムアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleが合理的な期間内に調整を処理したあと、それ以降のカスタムアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがデベロッパのカスタムアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleがデベロッパの税分類の調整を処理する前に発生したカスタムアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパのカスタムアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、その税務上の影響について単独で責任を負うものとします。Appleが、その合理的な裁量で、デベロッパのカスタムアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Appleは、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正したあと、Appleは、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Appleがデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙3の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金および／または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.3　当事者各自の税務上の遵守義務を励行するために、Appleは、特に（i）デベロッパの居住地域、および（ii）カスタムアプリケーションを販売し、カスタムアプリケーションにアクセスできるようにすることをAppleに対して希望する地域としてデベロッパが指定した地域に応じて、デベロッパが本別紙3に対する添付書類CまたはApp Store Connectに列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙3に対する添付書類Cで求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供する前に、Appleがデベロッパのカスタムアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Appleは、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供するまで、デベロッパのためにその金額を信託保持する判断を下すことができます。Appleは、本第3.3条に基づき本別紙3の規定に従い、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Appleがデベロッパのために信託保持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金します。

3.4　Appleは、本別紙3に基づくデベロッパの代理人および／またはコミッショネアとしてのAppleのサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

Appleは、カスタムAppの配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、各カスタムAppの配信の顧客が支払うべきすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ（以下に定義）内の有料サブスクリプションサービスの利用が1年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Appleは、保持猶予期間または更新延長期間に関わらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが（例えば、解約または不払いなどの理由により）終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は60日間を超えないものとし、変更されることがあります。更新延長期間とは、デベロッパが顧客のサブスクリプションの更新日を追加の費用なく延長する期間を指します。本第3.4条に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料の決定において、カスタムAppの配信の顧客が支払うべき価格は、本別紙3の第3.2条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いたあとの価格とします。

本別紙3の第3.2条に別途定められている場合を除き、Appleは、本別紙3の第3.4条に定められている手数料を、カスタムアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはカスタムAppの配信の顧客の義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Appleが開発したライセンスアプリケーションおよび／またはカスタムアプリケーションの販売について、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。

3.5　Appleは、本別紙に基づきカスタムAppの配信の顧客が指定するエンドユーザーに配布されるカスタムアプリケーションの価格として、カスタムAppの配信の顧客から金額を徴収する時に、当該カスタムアプリケーションに関するAppleの手数料全額と本別紙の第3.2条および第3.4条に基づきAppleが徴収するあらゆる税金を差し引いて、Appleの標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i) 銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii) 送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii) デベロッパがApp Store Connectサイトで送金に関連する特定の情報を提供する必要があること、および、(iv) 前述の要件に従うことを条件として、対応する金額をAppleがエンドユーザーから受け取った月の末日から45日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Appleは、当該月に販売されたカスタムアプリケーションおよびAppleからデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から45日以内にApp Store Connectサイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは本別紙により、カスタムAppの配信の顧客へのコンテンツコードの提供について、Appleが当該カスタムアプリケーションの価格を当該カスタムAppの配信の顧客から徴収できない場合でも、Appleが本第3.5条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。AppleがカスタムAppの配信の顧客から受け取ったカスタムアプリケーションの購入価格の通貨がAppleとデベロッパとの間で合意した送金通貨以外である場合、当該ライセンスアプリケーションの購入価格は、本別紙3の第3.1条に従って、App Store Connectツールに反映されており随時アップデートされることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換され、Appleがデベロッパに送金する金額が決定されるものとします。Appleは、App Store Connectにおいて、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨（以下、「指定通貨」といいます）を指定できるようにする手段を提供することがあります。Appleは、デベロッパに送金する前に、Appleの提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとします。デベロッパは、その結果生じる為替差額またはAppleの提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行とAppleの提携銀行を仲介する銀行から請求されるすべての手数料（例えば、銀行振込手数料）に引き続き責任を負うものとします。

3.6　何らかのカスタムアプリケーションについてAppleの手数料またはカスタムAppの配信の顧客が支払うべき価格が、(i) 源泉徴収もしくは類似する税金、(ii) 本別紙の第3.2条に基づきAppleが徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金もしくは賦課金、または、(iii) その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金または賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙3に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとします。

3.7　Appleからのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引においてAppleが受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Appleは、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Appleは、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleが満足できる、デベロッパが源泉徴収税の当該軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書をAppleに提供している場合に限ります。Appleが合理的に指定する手段を使用して、デベロッパからAppleに対し適時に書面による要求があった場合、Appleは、Appleがデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびに罰金および／またはその利息の過少納付（源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません）に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.8　デベロッパは、一部の地域において、本別紙3の条件に従って、In-App Purchase APIを使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。ただし、以下の条件を満たしている場合に限ります。

(a)　自動更新機能は、デベロッパがApp Store Connectツールで選択する価格で、1週間ごと、1か月ごと、2か月ごと、3か月ごと、半年ごと、または1年ごとの設定である必要があります。ただし、デベロッパは複数のオプションを提供することができます。

(b)　デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を、明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとします。

- 自動更新サブスクリプションのタイトル（アプリ内の製品名と同じである場合があります）
- サブスクリプションの期間
- サブスクリプションの価格および単価（該当する場合）

デベロッパのライセンスアプリケーション内またはカスタムアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできる必要があります。

(c)　デベロッパは、マーケティングされるサブスクリプション期間全体（デベロッパが許可した請求の猶予期間を含みます）にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙3の本第3.8条（c）項に違反した場合、本別紙により、Appleに対し、Apple独自の裁量により、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部をエンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Appleがそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、それに対するクレジットをAppleに付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Appleが本別紙3の第7.3条に基づくAppleの権利を行使できることを認めるものとします。

3.9　デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connectツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持することを選択できます。エンドユーザーの同意が必要となる地域に所在する既存のサブスクリプション登録者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション登録者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10　デベロッパは、デベロッパのカスタムアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションのプロモーションおよび売り込みを行う場合、あらゆる法規制上の要求を遵守してそうしなければなりません。

3.11　カスタムアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、App内課金を使用する必要があります。当該サービスの料金は、カスタムAppの配信の顧客アカウントではなく、エンドユーザーのiTunesアカウントに請求されます。

In-App Purchase APIを使用することに加えて、カスタムアプリケーションは、カスタムアプリケーション外で（例えば、デベロッパのWebサイトを通じて）提供されるコンテンツ（雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ）を読み込みまたは実行することができます。ただし、デベロッパは、カスタムアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、マーケティングをしたりしないものとします。デベロッパは、カスタムアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12　デベロッパのカスタムアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの（例えば、雑誌や新聞）である場合、Appleは、当該カスタムアプリケーションでIn-App Purchase APIを通じて自動更新サブスクリプションの購入が行われる際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用し、かつ、その他、デベロッパのカスタムアプリケーションを通じて容易に閲読可能でなければならず同意を得ている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。ユーザーがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

4.　所有権およびエンドユーザーへの使用許諾

4.1　当事者は、Appleがカスタムアプリケーションまたはライセンスアプリケーション情報に対する持分権を一切取得しないこと、ならびにカスタムアプリケーションに関する権原、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに留まることを認め、同意するものとします。Appleは、いかなるカスタムアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報も、目的または方法の如何を問わず、一切使用できないものとします。ただし、本別紙3で特に許可されている場合はこの限りではありません。

4.2 デベロッパは、本別紙3の2.1条に従ってカスタムアプリケーションをAppleに配布する際に、当該カスタムアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに対して提供できます。
ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙3の添付書類Dに定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があってはなりません。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、米国のすべての適用法令に準拠していなければなりません。Appleは、Appleが当該カスタムアプリケーションへのアクセスを許可している各エンドユーザーに対し、Appleが当該カスタムアプリケーションを当該エンドユーザーに配布する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（存在する場合）を確認することができるようにするものとします。また、Appleは、各エンドユーザーに対し、当該カスタムアプリケーションの使用には、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（存在する場合）で定める条件が適用される旨を通知するものとします。デベロッパがカスタムアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに提供しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの使用について、Appleの（App Storeサービス規約の一部である）標準エンドユーザー使用許諾契約が適用されることを認め、これに同意するものとします。

4.3　デベロッパは本別紙により、各カスタムアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間のみの契約であり、かつ、適用法令に準拠したものであることを認めるものとします。Appleは、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対しても、またデベロッパもしくはエンドユーザーによるいかなるエンドユーザー使用許諾契約の条件への違反に対しても、一切の責任を負わず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、以下のすべての事項を表明および保証するものとします：(a)デベロッパは、本契約を締結する権利、各カスタムアプリケーションを複製し配布する権利、およびエンドユーザーがカスタムAppの配信サイトを介して各カスタムアプリケーションをダウンロードして使用することを許可する権限をAppleに与える権利を有すること、(b)カスタムアプリケーション、またはAppleもしくはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの許可された使用のいずれも、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権、または契約上の権利も一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数のカスタムAppの配信の顧客からのライセンス許諾に基づく場合を除き、単独または複数の第三者のために、カスタムアプリケーションをAppleに提出していないこと、(c)各カスタムアプリケーションは、デベロッパが本別紙3の第2.1条に基づいて指定した各地域における配布、販売、および使用、当該地域への輸出および輸入を、当該地域の法規制およびその他の適用されるあらゆる輸出入規制に従って行うことが許可されていること、(d)カスタムアプリケーションはいずれも、猥褻なもの、公序良俗に反するもの、または、デベロッパが本別紙3の第2.1条で指定した地域の法規制で禁止または制限されているものを一切含んでいないこと、(e)カスタムアプリケーションに関する情報を含め、App Store Connectのツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報が正確であること、また当該情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して速やかに正確なものとなるよう更新すること、ならびに、(f)デベロッパのカスタムアプリケーションのコンテンツまたはカスタムAppの配信サイトに関連したデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、当該紛争を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共有をAppleに認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Appleのアプリの紛争に関するプロセスに従うことに同意すること。

5.2 デベロッパは、デベロッパが配布するカスタムアプリケーションそれぞれに対してレーティングを割り当てるために、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、Appleが本別紙3に基づきカスタムAppの配信サイトを通じて実施するマーケティングおよび義務履行について各当該カスタムアプリケーションに関する情報を提供するものとします。各カスタムアプリケーションに対してレーティングを割り当てるため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該カスタムアプリケーションのコンテンツに関する正確かつ包括的な情報を提供するよう最善の努力を払うものとします。デベロッパは、Appleが本別紙でデベロッパが指定する各地域でエンドユーザーがカスタムアプリケーションをダウンロードできるようにする際に、(i)デベロッパが、各カスタムアプリケーションについて求められている情報の正確かつ完全な提供を誠実にかつ相応の注意を払って行っていること、ならびに、(ii)デベロッパが本別紙の第5.1条に定める表明および保証を行っていることに依拠していることを認め、これに同意するものとします。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが割り当てられたデベロッパのあらゆるカスタムアプリケーションのレーティングを訂正することを許可するものとします。また、デベロッパは、そうした訂正後のレーティングに同意するものとします。

5.3 本別紙でデベロッパが指定する地域において、カスタムアプリケーションの配信、販売および／または使用の条件として、政府または業界の規制当局による当該カスタムアプリケーションの承認またはレーティングが求められている場合、デベロッパは、Appleが、当該地域においてカスタムAppの配信サイトから当該カスタムアプリケーションを、カスタムAppの配信の顧客が購入および／またはエンドユーザーがダウンロードできるようにしないことを選択できることを認め、これに同意するものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いカスタムアプリケーション、および購入するように子どもに働き掛けたり（「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」などの語句を含みますが、これらに限定されません）、子どものために購入するよう他者に促したりするカスタムアプリケーションは、こうしたマーケティング活動が違法とされている地域において提供してはならないものとします。デベロッパは、本別紙3の第5.1条(c)項に従って、デベロッパのカスタムアプリケーションが適用法令（消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません）に準拠していることについて全責任を負うことを明示的に承諾し、これに同意するものとします。欧州連合の加盟地域における法的要件の詳細は、http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfairtrade/index_en.htmをご確認ください。

6. 義務および責任

6.1 Appleは、エンドユーザーによるカスタムアプリケーションのインストールおよび／または使用に関して、一切責任を負わないものとします。デベロッパは、各カスタムアプリケーションについて、製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、単独で責任を負うものとします。

6.2 以下の請求を含みますがこれらに限定されない、カスタムアプリケーション、および／またはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの使用に起因または関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、および経費について、デベロッパは単独で責任を負うものとし、かつAppleは一切義務および責任を負わないものとします：(i)エンドユーザー使用許諾契約で規定されているか、適用法令に基づいて定められているかに関わらず、保証違反に関する請求、(ii)製造物責任に関する請求、ならびに(iii)いずれかのカスタムアプリケーション、および／またはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの保有または使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求。

6.3 Appleが、エンドユーザーから、(i)エンドユーザーがいずれかのカスタムアプリケーションをダウンロードした日から90日以内、もしくは第3.8条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内(当該期間が90日未満である場合)に、エンドユーザーが当該カスタムアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii)カスタムアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Appleは、当該カスタムアプリケーションに対してカスタムAppの配信の顧客またはエンドユーザーが支払った価格の全額をカスタムAppの配信の顧客および／またはエンドユーザー(該当する場合)に返金することができるものとします。Appleが当該価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該カスタムアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。エンドユーザーがカスタムアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をAppleがペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該カスタムアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。

7. 契約の解除

7.1 本別紙3および本別紙に基づくAppleのすべての義務は、本契約の期間満了または解除の時点ですべて終了するものとします。いかなる当該終了に関わらず、Appleは、(i)終了日より前(本別紙の第1.4条に定めるフェーズアウト期間を含みます)にカスタムAppの配信の顧客に提供された、カスタムアプリケーションのコピーと引き換え可能なすべてのコンテンツコードに対するすべての手数料、および、(ii)終了日の前後を問わず、本別紙3の第6.3条に従って、AppleがカスタムAppの配信の顧客および／またはエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が解除された場合、Appleは、カスタムApp配信の顧客および／またはエンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Appleが合理的であると判断する期間、デベロッパに対する期限が到来している支払いをすべて保留することができます。Appleは、デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した、または関与するようほかのデベロッパに奨励した、もしくはほかのデベロッパと共に参加したとAppleが判断した、またはその疑いを持った場合はいつでも、デベロッパまたは当該ほかのデベロッパに対する期限が到来している支払いを保留することができます。

7.2 デベロッパがカスタムアプリケーションを配信する法的権利を喪失した場合、または、本別紙3に従ってAppleに対してエンドユーザーが当該カスタムアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、その旨を速やかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectサイトで提供されているツールを用いて、カスタムAppの配信サイトから当該カスタムアプリケーションを取り下げるものとします。ただし、デベロッパが本第7.2条に基づいて当該取り下げを行った場合であっても、本別紙3に基づくデベロッパのAppleに対する義務、または当該カスタムアプリケーションに関するAppleおよび／もしくはエンドユーザーに対するいかなる責任も免除されるものではありません。

7.3　Appleは、いつでも、理由の如何に関わらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、カスタムアプリケーションのマーケティング、提供、ならびにカスタムAppの配信の顧客による購入およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第7.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、人間による審査および／または系統的審査（適用法令の下で受け取る通知を含みますが、これに限定されません）に基づいて、以下の状況であると合理的に判断する場合、Apple独自の裁量により、カスタムアプリケーションの一部または全部のマーケティングおよびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止することができることを認めるものとします：(i)添付書類Aに列挙する1つまたは複数の地域に当該カスタムアプリケーションを輸出することが輸出管理令またはその他の法令により許可されていない、(ii)当該カスタムアプリケーションならびに／またはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの所有および／もしくは使用が第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害する、(iii)当該カスタムアプリケーションの配布、販売、および／または使用が、本別紙3の第2.1条に基づき、デベロッパが指定するいずれかの地域の何らかの適用法令に違反する、(iv)デベロッパが、本契約、本別紙3、またはその他のドキュメント（App Store Reviewガイドラインを含みますが、これに限定されません）の条件に違反した、(v)デベロッパのライセンスアプリケーションが本別紙3の第5.4条に違反した（規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません）、または、(vi)デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開するいずれかの地域における制裁措置の対象になっている。Appleが、本第7.3条に従って、カスタムアプリケーションのマーケティングおよびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙3に基づくデベロッパの義務は免除されないものとします。

7.4　デベロッパは、App Store Connectサイトで提供されているツールを用いることにより、理由の如何によらず、いつでも、カスタムアプリケーションの全部または一部をカスタムAppの配信サイトから取り下げることができます。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは本別紙により、Appleに対し、デベロッパが本別紙3の第5.1条および7.2条に従って別段の意思表示をしない限り、エンドユーザーによる未利用のコンテンツコードの利用要求に応えること、また、本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙3の第1.2条(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可し、指示するものとします。

8.　法的影響

本別紙3により確立されるデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響および／または税務上の影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本別紙に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパ自身の顧問弁護士および顧問税理士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

添付書類A

1. 代理人としてのApple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc.（以下「Apple Canada」といいます）を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited（以下「APL」といいます）を指名するものとします。

オーストラリア
ニュージーランド

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Inc.を指名するものとします。

米国

デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Services LATAM LLCを指名するものとします。

アルゼンチン*
アンギラ
アンチグア・バーブーダ
バハマ
バルバドス
ベリーズ
バミューダ諸島
ボリビア*
ブラジル*
英領ヴァージン諸島
ケイマン諸島
チリ*
コロンビア*
コスタリカ*
ドミニカ
ドミニカ共和国*
エクアドル*
エルサルバドル*
グレナダ
ガイアナ
グアテマラ*
ホンジュラス*
ジャマイカ
メキシコ*
モントセラト
ニカラグア*
パナマ*
パラグアイ*
ペルー*
セントクリストファー・ネイビス
セントルシア
セントビンセントおよびグレナディーン諸島
スリナム
トリニダード・トバゴ
タークス・カイコス諸島
ウルグアイ
ベネズエラ*

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本

2. コミッショネアとしてのApple

デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッショネアとして、Apple Distribution International Ltd.を指名するものとします。本契約において「コミッショネア」とは、多くの大陸法体系において一般的に認識されているとおり、自己のために行為すると称し、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します。

アフガニスタン
アルバニア
アルジェリア
アンゴラ
アルメニア
オーストリア
アゼルバイジャン
バーレーン*
ベラルーシ
ベルギー*
ベナン
ブータン
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ボツワナ
ブルネイ
ブルガリア*
ブルキナファソ
カンボジア
カメルーン
カーボベルデ
チャド
中国*
コンゴ民主共和国
コンゴ共和国
コートジボワール
クロアチア
キプロス*
チェコ共和国
デンマーク*
エジプト*
エストニア*
フィジー
フィンランド*
フランス*
ガボン
ガンビア
ジョージア
ドイツ*
ガーナ
ギリシャ*
ギニアビサウ
香港*
ハンガリー
アイスランド*
インド
インドネシア
イラク
アイルランド*
イスラエル*
イタリア*
ヨルダン
カザフスタン
ケニア
韓国*
コソボ
クウェート
キルギスタン
ラオス
ラトビア*
レバノン
リベリア
リビア
リトアニア*
ルクセンブルク*
マカオ
マケドニア
マダガスカル
マラウィ
マレーシア*
モルディブ
マリ
マルタ共和国*
モーリタニア
モーリシャス
ミクロネシア連邦
モルドバ
モンゴル
モンテネグロ
モロッコ
モザンビーク
ミャンマー
ナミビア
ナウル
ネパール
オランダ*
ニジェール
ナイジェリア
ノルウェー*
オマーン
パキスタン
パラオ
パプアニューギニア
フィリピン*
ポーランド
ポルトガル
カタール*
ルーマニア*
ロシア*
ルワンダ
サントメ・プリンシペ
サウジアラビア*
セネガル
セルビア
セイシェル
シエラレオネ
シンガポール*
スロバキア*
スロベニア*
ソロモン諸島
南アフリカ
スペイン*
スリランカ
スワジランド
スウェーデン*
スイス*
台湾*
タジキスタン
タンザニア
タイ*
トンガ
チュニジア
トルコ*
トルクメニスタン
アラブ首長国連邦*
ウガンダ
ウクライナ*
英国*
ウズベキスタン
バヌアツ
ベトナム*
イエメン
ザンビア
ジンバブエ

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

添付書類B

1. Appleは、税の適用がある場合、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙2の第3.2条に記載されている税金を徴収し、また以下の国に所在するカスタムAppの配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙3の第3.2条に記載されている税金を徴収し、管轄の税務当局に納付するものとします。

アルバニア
アルメニア
オーストラリア
オーストリア
バハマ
バーレーン
バルバドス
ベラルーシ
ベルギー
ベナン
ボスニア・
ヘルツェゴビナ
ブルガリア
カナダ
カンボジア**
カメルーン
チリ
中国*
コロンビア
クロアチア
キプロス
チェコ共和国
デンマーク
エジプト
エストニア
フィンランド
フランス
ジョージア
ドイツ
ガーナ
ギリシャ
ハンガリー
アイスランド
インド
インドネシア**
アイルランド
イタリア
カザフスタン
ケニア
韓国**
コソボ
キルギスタン**
ラトビア
リトアニア
ルクセンブルク
マレーシア
マルタ共和国
メキシコ****
モルドバ
オランダ
ニュージーランド
ナイジェリア
ノルウェー
オマーン
ポーランド
ポルトガル
ルーマニア
ロシア***
サウジアラビア
セルビア
シンガポール**
スロバキア
スロベニア
南アフリカ
スペイン
スウェーデン
スイス
台湾
タジキスタン**
タンザニア
タイ**
トルコ
ウクライナ
アラブ首長国連邦
ウガンダ
英国
米国
ウルグアイ†
ウズベキスタン**
ベトナム
ジンバブエ

*中国政府からの要求に応じて徴収される特定の税金を除き、Appleは中国において追加の税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられる税金の徴収および納付に単独で責任を負うものとすることを理解し、これに同意するものとします。
**非居住者のデベロッパにのみ適用されます。Appleが現地のデベロッパのために税金の徴収および納付を行うことはないものとし、当該デベロッパは、現地の法律で義務付けられる税金の徴収および納付について単独で責任を負うものとします。Appleは、現地のデベロッパから受け取る権利を有する手数料を決定する目的でのみ、現地のデベロッパから税区分の選択のために提供される情報に基づいてVATの額を見積もります。見積税額は、Appleの手数料の計算前に、エンドユーザーがライセンスアプリケーションについて支払うべき価格から差し引かれます。
***非居住者のデベロッパにのみ適用されます。Appleが現地のデベロッパのために税金の徴収および納付を行うことはないものとし、当該デベロッパは、現地の法律で義務付けられる税金の徴収および納付について単独で責任を負うものとします。

****メキシコにおいてVATを目的として地方税務当局に登録されていないデベロッパにのみ適用されます。メキシコにおいてVATを目的として地方税務当局に登録されているデベロッパに対しては、Appleは、現地の法律に従って、(i)現地の企業および外国人居住者に課せられるVATの合計額、ならびに(ii)現地の個人に適用されるVATの額およびその他のVATの額を徴収し、地方税務当局に対して納付するものとします。現地の法律で義務付けられている場合、当該VATの管轄の税務当局に対する納付については、デベロッパが責任を負うものとします。
†ウルグアイ政府の要求に応じてAppleが徴収する必要のある、デジタル取引に関する特定の税金を除き、Appleはウルグアイにおける追加的な税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている場合、自身の収益に課せられる税金の徴収および納付について、単独で責任を負うことを理解し、これに同意するものとします。

2. Appleは、本添付書類Bの第1条に列挙されていない地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙2の第3.2条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとし、また当該地域に所在するカスタムAppの配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙3の第3.2条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金の徴収および納付について、単独で責任を負うものとします。

添付書類C

1. オーストラリア

1.1　一般

(a)　1999年新税制（物品サービス税）法（以下、「GST法」といいます）で定義されている用語は、本第1条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(b)　本添付書類Cの本第1条は、本契約の解除後も有効に存続します。

1.2　オーストラリアにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにAPLを指名している場合：

1.2.1　デベロッパは、1999年新税制（物品サービス税）法（「GST法」）に基づくGSTの不払いまたは過少納付ならびにそれらに関する罰金または利息に対する国税庁長官（以下、「長官」といいます）からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。加えて、デベロッパは、オーストラリアでGSTの登録を怠ったとして長官により課されるいかなる罰金についても、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

1.2.2　物品サービス税（GST）

(a)　一般

(i)　本添付書類Cの本第1.2条は、オーストラリアにおいて別紙2および別紙3に基づいて、代理人であるAPLを介してデベロッパがエンドユーザーに対して行う供給に適用されます。GST法で定義されている用語は、本第1.2条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(ii)　明示的に別途定められている場合を除き、別紙2および別紙3に基づく支払い合計金額または支払い合計金額の算出に使用される金額はすべてGSTを考慮せず決定されており、本第1.2条に基づき、支払うべきGSTを考慮に入れて額を増やす必要があります。

(iii)　別紙2および別紙3に基づき供給者から受領者に行われる課税対象の供給がGSTの対象となる場合、受領者は、金銭的な対価の提供と同時にかつ同じ方法で、供給者にGSTを支払う必要があります。疑義を避けるために明記すると、これには、別紙2の第3.4条および別紙3の第3.4条に従ってAPLにより手数料として差し引かれるすべての金銭的な対価を含みます。

(iv)　本条項に基づきGSTを理由としてAPLが回収できる金額は、科料、罰金、利息、およびその他の徴収金を含むものとします。

(v)　本添付書類Cの本第1条は、本契約の解除後も有効に存続します。

(b) オーストラリア居住デベロッパ

デベロッパがオーストラリアの居住者である場合：

(i) デベロッパがオーストラリア事業者番号（以下、「ABN」といいます）を有しており、かつGST登録済みであるか、またはGST登録の発効日が別紙2および別紙3の日付以前になるようにGSTの登録申請を長官に提出済みであることが、別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、別紙2および別紙3の締結から30日以内に、デベロッパのABNおよびGST登録の十分な証拠を（App Store Connectサイトを使用して、デベロッパのGST登録証の写しまたはAustralian Business Registerからプリントアウトした証憑をAppleにアップロードすることにより）Appleに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効なABNを保持しなくなった場合、またはGST登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。

(ii) デベロッパおよびAPLは、GST法の第153-50条における手続きを行うことに同意するものとします。さらに、デベロッパおよびAPLは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うエンドユーザーへの課税対象の供給について、以下に同意するものとします。

(A) APLは、エンドユーザーに供給を行っているものとみなされます。

(B) デベロッパは、対応する別個の供給をAPLに行っているものとみなされます。

(C) APLは、自己の名において、第1.2.2条（b）（ii）項（A）に基づき行われる供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。

(D) デベロッパは、第1.2.2条（b）（ii）項（A）に基づき行われる課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。

(E) APLは、別紙2および別紙3に基づきデベロッパがAPLに行う課税対象の供給（第1.2.2条（b）（ii）項（B）に基づき行われる課税対象の供給を含みます）について受領者作成のタックスインボイスをデベロッパに発行するものとします。

(F) デベロッパは、別紙2および別紙3に基づきデベロッパがAPLに行う課税対象の供給（第1.2.2条（b）（ii）項（B）に基づき行われる課税対象の供給を含みます）についてタックスインボイスをAPLに発行しないものとします。

(c) 非居住デベロッパ

デベロッパがオーストラリアの非居住者である場合：

(i) デベロッパおよびAPLは、オーストラリアにおいてデベロッパの代理人であるAPLを介してデベロッパがエンドユーザーに対して行うすべての供給を、APLを介して行う「国外からの無形資産の消費者に対する供給」（inbound intangible consumer supplies）（GST法に定義）として取り扱うことに同意するものとします。

(ii) APLは、自己の名において、デベロッパの代理人であるAPLを介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。

(iii) デベロッパは、デベロッパの代理人であるAPLを介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。

1.3 オーストラリアのデベロッパ – オーストラリア国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアの居住者であり、オーストラリア国外におけるマーケティング、ならびにオーストラリア国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号(「ABN」)を有しており、新税制である1999年物品サービス税法(「GST法」)に基づきGSTに登録済みであることを保証することが、この契約の条件の1つとなります。デベロッパは、別紙2および別紙3の締結から30日以内に、デベロッパのABNおよびGST登録の十分な証拠を(App Store Connectサイトを使用して、デベロッパのGST登録証の写しまたはAustralian Business Registerからプリントアウトした証憑をAppleにアップロードすることにより)Appleに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効なABNを保持しなくなった場合、またはGST登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。

2. ブラジル

ブラジルにおけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがブラジルにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客に許可するためにApple Services LATAM LLCを指名している場合 :

(A) 一般

2.1 デベロッパは、デベロッパが、(i)デベロッパを代理してAppleが行う、エンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのデベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布に関する間接税(物品サービス税を含むがこれに限定されません)の納税義務、(ii)ブラジル政府への間接税の納税申告書の提出および間接税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii)単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、間接税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、Appleがブラジル国内の第三者、Appleの子会社、および/または第三者ベンダー(以下、「徴収団体」といいます)を利用して、エンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客からライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに関する金額を徴収し、その金額をブラジルからAppleに送金してデベロッパの収益をデベロッパに送金できるようにすることを許可し、これに同意し、認めるものとします。

2.3 エンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客がライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対して支払った価格のブラジル国外への送金に源泉徴収税が適用される場合、徴収団体は、その源泉徴収税の全額をAppleのデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をデベロッパの名前でブラジルの所轄の税務当局に納付するものとします。徴収団体は、商業上現実的な努力を払って、個別の源泉徴収票を発行し、ブラジルの税法で定められているとおり、その源泉徴収票はAppleがデベロッパに提供するものとします。デベロッパは、該当する場合、外国税額控除を請求できるようにするためにデベロッパの居住地域の税務当局から求められているその他の文書の提供について全責任を負うものとします。

(B) 非居住デベロッパ

2.4　デベロッパがブラジルの居住者ではなく、デベロッパへの未払い金の総額のブラジル外への送金に源泉徴収税が適用される場合、デベロッパは、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に基づく源泉徴収税の軽減税率を請求するために、デベロッパの居住地域の証明書またはそれに相当する文書をAppleに提供することができるものとします。徴収団体は、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に定められている源泉徴収税の軽減税率（存在する場合）を適用するものとします。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleにとって十分となる、デベロッパが源泉徴収税の当該軽減税率を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書をAppleに提供した後に限ります。デベロッパは、Appleがデベロッパから提供される税法上の居住者証明書またはそれに相当する文書を承認および受諾した後にのみ、軽減税率が有効になることを認めるものとします。別紙2の第3.3条および別紙3の第3.3条の定めに関わらず、Appleが当該税務文書を受領および承認する前にデベロッパの資金がブラジル国外に送金される場合、徴収団体は租税条約によって軽減されていない源泉徴収税を全額徴収して所轄の税務当局に納付できるものとします。その場合、Appleは源泉徴収および納付された当該税金の金額をデベロッパに返金しません。

デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびにそれに対する罰金および／または利息の過少納付（源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの資格の取得または事実上の喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません）に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Appleおよび徴収団体を補償し、損害を被らせないものとします。

(C) 居住デベロッパ

2.5　デベロッパがブラジルの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントをデベロッパの個別のブラジル納税者番号（CNPJまたはCPFのいずれか該当する方）で更新する必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別のブラジル納税者番号を提供しないことにより、デベロッパのブラジル納税者番号が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションがブラジルのStoreから削除される場合があることを認めるものとします。

3.　カナダ

カナダにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがカナダの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにカナダのGST／HST番号を追加する、またはアカウントのGST／HST番号を更新する必要があります。また、デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにケベック州のQST番号を追加する、またはアカウントのQST番号を更新する必要があります。

デベロッパがカナダにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにApple Canadaを指名している場合：

3.1　一般

デベロッパは、カナダにおいてデベロッパを代理してApple Canadaがエンドユーザーに行う供給およびApple Canadaがデベロッパに行う供給に関連する、消費税法（カナダ）（以下、「ETA」といいます）に基づき課される物品サービス税／統合売上税（以下、「GST／HST」といいます）、ケベック州売上税（以下、「QST」といいます）、または州小売売上税（以下、「PST」といいます）の未支払い、未徴収、または未納付、ならびにそれらに関する罰金および／または利息に対する、カナダ歳入庁（以下、「CRA」といいます）、ケベック州歳入庁（以下、「MRQ」といいます）、およびPSTを課している州の税務当局からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.2　GST／HST

(a)　本添付書類Cの本第3.2条は、カナダにおいて代理人であるApple Canadaを介してデベロッパが行うエンドユーザーへの供給に関して適用されます。ETAで定義されている用語は、本第3.2条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。Apple CanadaはGST／HSTのために登録済みであり、GST／HST登録番号はR100236199です。

(b)　デベロッパがカナダの居住者であるか、またはETAに基づきGST／HSTのための登録が求められているカナダの非居住者である場合、デベロッパがGST／HSTのために登録済みであるか、またはGST／HSTのための登録の発効日が別紙2および別紙3の日付以前になるようにGST／HSTの登録申請をCRAに提出済みであることが、別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、Apple Canadaの要請に応じて、デベロッパのGST／HST登録の十分な証拠（例：デベロッパのCRAによる確認書の写しまたはCRA WebサイトのGST/HST Registryからプリントアウトした証憑）をApple Canadaに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパがGST／HSTのための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をApple Canadaに通知することを保証するものとします。

(c)　デベロッパがGST／HSTのために登録済みである場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結することにより、(i) ETAの第177条（1.1）項に従って選定を行うことで、Apple Canadaがカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple CanadaにGST／HSTの徴収、会計処理、および納付をさせること、またフォームGST506（App Store Connectサイトで入手可能）に必要事項（自らの有効なGST／HST登録番号を含む）を記入し、署名した上でApple Canadaに返送済みであることに同意し、(ii) Appleは、デベロッパがAppleに支払うべき手数料に、デベロッパのカナダにおける住所に基づいて適用される、カナダのGST／HSTおよびQSTの額をデベロッパへの送金から差し引くことを認めるものとします。

(d)　デベロッパがGST／HSTのための登録をしていない場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結した上で、フォームGST506への必要事項の記入、署名、およびApple Canadaへの返送をしないことにより、(i) デベロッパがGST／HSTのために登録していないことを証し、(ii) デベロッパがカナダの居住者ではなく、ETAの対象となる事業をカナダで行っていないことを証し、(iii) Apple Canadaがカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple CanadaがGST／HSTを請求、徴収、および納付することを了解し、(iv) デベロッパがApple Canadaに支払うべき手数料はGST／HSTが免除されている（すなわち、GST／HST税率が0%である）ことを了解し、かつ (v) デベロッパがGST／HSTのための登録を行っていなければならず、Apple Canadaが請求した手数料がGST／HSTの対象であったことが判明した場合、Apple Canadaに課されるいかなるGST／HST、利息、および罰金についても、Appleを補償することに同意するものとします。

3.3　ケベック州売上税

ケベック州売上税に関する法令（以下、「QSTA」といいます）で定義されている用語は、本添付書類Cの本第3.3条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(a)　デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパがQSTのために登録済みであるか、またはQST登録の発効日が別紙2および別紙3の日付以前になるようにQSTの登録申請をMRQに提出済みであることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、Apple Canadaの要請に応じて、デベロッパのQST登録の十分な証拠（例：デベロッパのMRQによる確認書の写しまたはMRQ WebサイトのQST Registryからプリントアウトした証憑）をApple Canadaに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパがQSTのための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をApple Canadaに通知することを保証するものとします。

(b)　デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結することにより、(i)デベロッパがQSTのために登録済みであることを証し、(ii)QSTAの第41.0.1条に従って選定を行うことで、Apple Canadaがケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple CanadaにQSTの徴収、会計処理および納付をさせること、またフォームFP2506-Vに必要事項(自らの有効なQST登録番号を含む)を記入し、署名した上でApple Canadaに返送済みであることに同意し、かつ(iii)Apple Canadaがデベロッパを代理して行うケベック州外に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売については、当該エンドユーザーはケベック州の居住者ではなく、QSTのための登録を行っておらず、当該販売はQSTが免除されていることを前提として、Apple CanadaはQSTを請求、徴収、または納付しないことを了解するものとします。

(c)　デベロッパがケベック州の居住者ではない場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結した上で、フォームFP2506-Vへの必要事項の記入、署名およびApple Canadaへの返送をしないことにより、(i)デベロッパがケベック州の居住者でないことを証し、(ii)デベロッパがケベック州に恒久的施設を有していないことを証し、かつ(iii)Appleがケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、AppleがQSTを請求、徴収、および納付することを了解するものとします。

3.4　PST

本添付書類Cの本第3.4条は、PSTを課税または導入している州において、代理人であるApple Canadaを介してデベロッパが行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの供給に関して適用されます。デベロッパは、上記の州においてApple Canadaがデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canadaが適用されるPSTを請求、徴収、および納付できることを了解し、これに同意するものとします。

4. チリ

チリのデベロッパ – チリ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがチリの居住者である場合、デベロッパが当該地域のVAT納税者であることを保証し、デベロッパのVATステータスの証拠を提供しない限り、Appleは、チリの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にVATを適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

5. 日本

(A) 日本におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが日本においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにiTunes株式会社を指名している場合：

5.1　デベロッパは、デベロッパが、(i)デベロッパを代理してiTunes株式会社が行うエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションおよび／またはカスタムアプリケーションの配布に関する売上にかかる消費税の請求義務(存在する場合)、(ii)日本政府への消費税申告書の提出および消費税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii)単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、消費税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、かつ自身の納税管理者を任命することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。日本の税務当局から、日本における税金の収集、支払い、または申告の納税管理人としてiTunes株式会社を任命するよう求められた場合でも、iTunes株式会社は支援することはできません。デベロッパは可能な限り早期に自身の納税管理人を任命することに同意するものとします。別紙2の第3.5条および別紙3の第3.5条に基づく、デベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いは、デベロッパが自身の納税管理者を任命するまで行われない場合があります。

5.2　iTunes株式会社が日本に居住するデベロッパに請求する手数料は、消費税を含むものとします。

(B) 日本のデベロッパ – 日本国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパの主たる事務所または本店が日本に所在し、デベロッパが日本国外におけるマーケティング、日本国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパは、別紙2および別紙3に基づくデベロッパの代理人またはコミッショネアとしてのAppleのサービスに対する対価としてAppleが受け取る手数料に対して支払われるべき日本の消費税について、リバースチャージ方式を採用するものとします。

6. 韓国

韓国のデベロッパ – 韓国におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが韓国の居住者であり、韓国におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd.をデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパが韓国の事業者登録番号(以下、「BRN」といいます)または韓国国税庁への登録番号(以下、「韓国税金ID」と総称します)を持っていることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。

デベロッパは、App Store Connectで求められた場合、デベロッパのアカウントについてデベロッパの個別の韓国税金IDを更新する必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別の韓国税金IDを提供しないことにより、デベロッパの韓国税金IDが提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが韓国のStoreから削除されたり、別紙2の第3.5条および別紙3の第3.5条に基づくデベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いが行われなかったりする場合があることを認めるものとします。

デベロッパは、Apple Distribution International Ltd.の要請に応じて、デベロッパの韓国税金IDの十分な証拠(例：事業登録証明書または韓国国税庁のHome Tax Webサイトからプリントアウトした証憑)をAppleに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な韓国税金IDを保持しなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。

適用法に基づくAppleの義務を遵守してデベロッパの韓国税金IDを検証するため、Appleはサービスプロバイダを使って検証プロセスを実施します。そのためデベロッパの韓国税金IDを、その目的のためにサービスプロバイダに送信します。Appleが収集した個人データは、http://www.apple.com/jp/legal/privacy/で閲覧できるAppleのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

デベロッパが有効な韓国税金IDをAppleに提出しない場合、Appleは、本契約に基づきデベロッパに提供するサービスに対して、韓国のVATを請求する権利を留保します。

7. マレーシア

マレーシアのデベロッパ – マレーシア国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがマレーシアの居住者であり、添付書類Aに定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、Appleは、マレーシアの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にマレーシアのサービス税を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

8. メキシコ

メキシコのデベロッパ – メキシコ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがメキシコの居住者である場合、Appleは、メキシコの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にVATを適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。Appleは、当該手数料に対応する請求書を発行するものとします。

また、Appleは、メキシコ国内または国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売に対する送金について、メキシコの税法に従って、個人に適用される源泉徴収所得税率を適用するものとします。Appleは、その源泉徴収所得税の全額をAppleのデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をメキシコの所轄の税務当局に納付するものとします。

デベロッパが登録済みで、メキシコの有効な税金ID（R.F.Cと呼ばれています）を有している場合、デベロッパはApp Store Connectツールを使用してデベロッパのメキシコ税金ID登録証の写しをアップロードすることにより、Appleに提供する必要があります。デベロッパは、デベロッパが有効な税金IDを保持しなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。デベロッパがデベロッパのメキシコ税金IDを示す証拠をAppleに提出しない場合、Appleは、メキシコの税法に従って、最も高い所得税率を適用するものとします。

9. ニュージーランド

9.1　一般

(a)　1985年物品サービス税法（以下、「1985年GST法」といいます）で定義されている用語は、本添付書類Cの第9条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(b)　本添付書類Cの本第9条は、本契約の解除後も有効に存続します。

9.2　ニュージーランドにおけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客に許可するためにAPLを指名している場合：

9.2.1 一般

(a)　デベロッパは、1985年GST法に基づくGSTの不払いまたは過少納付およびそれらに関する罰金および／または利息に対する内国歳入庁からのあらゆる請求について、APLを補償し、損害を被らせないものとします。

(b)　本添付書類Cの本第9.2条は、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への供給に適用されます。

(c)　デベロッパおよびAppleは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行う、ニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への供給に関して、APLが電子マーケットプレイスの運営者であり、GSTの目的において1985年GST法の第60条（C）項に基づき当該供給の供給者として扱われることに同意するものとします。

9.2.2 居住デベロッパ

(a)　デベロッパがニュージーランドの居住者である場合、デベロッパおよびAPLは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客へのサービスの供給が、GSTの目的において1985年GST法の第60条（1C）項に基づき以下の2つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(i) デベロッパからAPLへのサービスの供給。および、

(ii) APLからニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への当該サービスの供給。

(b)　デベロッパおよびAPLは、GSTの目的において本添付書類Cの第9.2.2条（a）（i）に基づくデベロッパからAPLへのサービスの供給が1985年GST法に基づくGSTの対象でないことを認めるものとします。

9.2.3 非居住デベロッパ

(a) デベロッパがニュージーランドの居住者ではない場合、デベロッパおよびAppleは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客へのサービスの供給が、GSTの目的において1985年GST法の第60条(1B)項に基づき以下の2つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(i) デベロッパからAPLへのサービスの供給。および、

(ii) APLからニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への当該サービスの供給。

(b) デベロッパおよびAPLは、GSTの目的において本添付書類Cの第9.2.3条(a)(i)に基づくデベロッパからAPLへのサービスの供給が1985年GST法に基づくGSTの対象でないことを認めるものとします。

9.2.4 APLは、本添付書類Cの第9条に基づいて行われた供給に関連する必要な文書を、APL自身の名前でエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客に発行するものとします。

9.2.5 デベロッパは、本添付書類Cの第9.2条に基づいて行われた供給に関連する文書を、エンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客に発行しないものとします。

9.3 ニュージーランドのデベロッパ – ニュージーランド国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドの居住者であり、ニュージーランド国外におけるマーケティング、ならびにニュージーランド国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパおよびAppleは、代理人であるAppleを介してデベロッパが行うニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのサービスの供給が、GSTの目的において1985年GST法の第60条(C)項および第60条(1C)項に基づき以下の2つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(i) デベロッパからAppleへのサービスの供給。および、

(ii) Appleからニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への当該サービスの供給。

デベロッパおよびAppleは、前記の(i)に基づくデベロッパからAppleへのサービスの供給とみなされる供給によって、Appleに1985年GST法に基づくGSTコストが発生しないことを認めるものとします。

10. シンガポール

シンガポールのデベロッパ – シンガポール国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがシンガポールの居住者であり、添付書類Aに定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパがシンガポールのGSTの登録を行っているかどうかの確認をAppleに伝えることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパがGSTのために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのシンガポールGST登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがシンガポールのGSTの登録を行っていない場合、またはデベロッパのシンガポールGST登録番号をAppleに提供していない場合、Appleは、シンガポールの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にシンガポールのGSTを適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

11. 台湾

台湾におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが台湾において所得税を申告しており、台湾におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd.をデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパが台湾におけるデベロッパの統一事業者番号（デベロッパが企業である場合）または台湾におけるデベロッパの個人識別カード番号（デベロッパが個人である場合）（以下、「台湾税金ID」と総称します）をAppleに提供することが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。

12. タイ

タイのデベロッパ – タイにおけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがタイの居住者であり、添付書類Aに定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパがタイのVATの登録を行っているかどうかの確認をAppleに伝えることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパがVATのために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのタイVAT登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがタイのVATの登録を行っていない場合、またはデベロッパのタイVAT登録番号をAppleに提供していない場合、Appleは、タイの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にタイのVATを適用し、当該額をタイの顧客への販売に対するデベロッパへの送金から差し引くものとします。

13. 米国

米国におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが米国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにApple Inc.を指名している場合：

13.1　デベロッパが米国連邦所得税上の米国の居住者ではない場合、デベロッパは、内国歳入庁のフォームW-8BENおよび／またはその他の必要な納税申告書に必要事項を記入し、App Store Connectサイトの指示に従って、記入済みのそうした申告書の写し、および適用される税法および規制の遵守に必要なその他すべての情報をAppleに提供するものとします。

13.2　Appleがその合理的な確信により、いずれかのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売または配布に関連して、Appleまたはデベロッパが州または地方の売上税、使用税、または類似する取引税を支払わなければならない可能性があると判断した場合、Appleは、当該税金を徴収し、所轄の税務当局に納付するものとします。そうした税金の負担またはそうした税金を徴収する責任がデベロッパに生じた場合、デベロッパは、Appleがデベロッパを代理して当該税金を徴収および納付することを許可するものとします。ただし、Appleがエンドユーザーから、当該税金を徴収しなかった場合または当該税金に対する払い戻しを受け取らなかった場合は、当該税金についてデベロッパが引き続き第一義的な責任を負うものとし、またデベロッパは、Appleが支払う必要があるが、別途回収することができない税金の支払いについてAppleに払い戻すものとします。

13.3　所得税、免許税、法人所得税、事業・職業税、またはデベロッパの所得に基づく類似する税金の納税義務をデベロッパが負っている場合、デベロッパは当該税金について全責任を負うものとします。

14. 添付書類A第2条に記載されている地域におけるエンドユーザー

添付書類A第2条に記載されている地域におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが、添付書類A第2条に記載されている国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにApple Distribution International Ltd.（所在地：Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland）を指名している場合：

Apple Distribution International Ltd.が、デベロッパへの送金に対する、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の類似する税金または賦課金の適用を受ける場合、デベロッパは、そうした税金または賦課金の全額に単独の責任を負うことを認めるものとします。疑義を避けるために明記すると、デベロッパが Apple Distribution International Ltd.に発行する請求書は、前記の付加価値税もしくはその他の税金または課徴金を含み、実際にデベロッパに支払うべき金額に制限されます。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金および／または利息の過少納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

添付書類D

デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

1.　了解事項：デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Appleとの間で締結したものでないことを了解するものとし、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションならびにそれらのコンテンツに関して全責任を負うことを了解するものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在（デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日）の、Appleメディアサービス利用規約またはボリュームコンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。

2.　ライセンスの範囲：ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに付与される各ライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆるAppleブランド製品上でライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、一括購入、または故人アカウント管理連絡先を使った購入者に関連付けられたほかのアカウントによってアクセスおよび使用される場合を除き、Appleメディアサービス利用規約で定める利用条件で許可されたとおりに制限されていなければならないものとします。デベロッパは、特定のAppleライセンスソフトウェアに関する場合のみ、エンドユーザー使用許諾契約において、カスタムAppの配信の顧客が、デベロッパの無償カスタムアプリケーションの単一のライセンスを複数のエンドユーザーに配布することを承認する必要があります。

3.　メンテナンスおよびサポート：デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関して、単独で責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザーは、Appleが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する義務を一切負わないことを認めるものとします。

4.　保証：デベロッパは、製品に対するあらゆる保証について、明示または法律に基づく黙示の保証のいずれであるかに関わらず、免責が有効になされているものを除いて、単独で責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーはAppleにその旨を通知し、Appleは当該エンドユーザーに対して当該アプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容される限り、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して、Appleは、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが単独で責任を負うものとします。

5.　製品に関する申し立て：デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの保有および／もしくは使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの申し立て（(i) 製造物責任に関する申し立て、(ii) ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに対する申し立て、ならびに、(iii) 消費者保護法、プライバシー法、または類似の法令（デベロッパのライセンスアプリケーションでのHealthKitおよびHomeKitフレームワークの使用に関連するものを含みます）に基づき発生する申し立てを含みますがこれらに限定されません）に対処する責任をデベロッパが負担し、Appleは一切の責任を負わないことを認めるものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに関するデベロッパの責任を制限できないものとします。

6.　知的財産権：デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーションの保有および使用が、第三者の知的財産権を侵害するとの第三者による申し立てがあった場合、Appleではなくデベロッパが、当該知的財産権の侵害に対する申し立てに関する調査、反論、和解、および補償について、単独で責任を負うことを認めるものとします。

7.　法令遵守：エンドユーザーは、(i)自身の所在地域が、米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」地域に指定されている地域ではないこと、および(ii)エンドユーザーが禁輸または輸出制限の対象者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。

8.　デベロッパの名前および住所：デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名称、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して質問、苦情、または申し立てを行う窓口となる連絡先情報(電話番号や電子メールアドレスなど)を記載するものとします。

9.　第三者の契約条件：デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、例えば、デベロッパがVoIPアプリを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載するものとします。

10.　第三者受益者：デベロッパおよびエンドユーザーは、AppleおよびAppleの子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Appleは、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を獲得し、かつ、当該権利をAppleが引き受けたものとみなすことを認め、これに同意するものとします。

添付書類E

App Store追加規約

1. App Storeでの見つけやすさ：App Storeにおけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Appleは、App Store内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) アプリランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。例えば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store内でのローンチの日付（関連する検索のために考慮される場合があります）、Appleが公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータにより、お客様の検索クエリに最も関連性の高い結果が返されます。

(b) App Store内で取り上げるアプリについて検討する際、Appleのエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいアプリおよび大幅にアップデートされたアプリに注目し、質の高いアプリを探します。Appleのエディターが考慮する主なパラメータは、UIデザイン、ユーザー体験、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store製品ページのスクリーンショット、アプリのプレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールも考慮します。これらの主なパラメータを通じて、質が高く設計に優れた革新的なアプリが示されます。

(c) デベロッパがApp Store上でのデベロッパのアプリに対する有料プロモーションのためにAppleサービスを利用する場合、デベロッパのアプリは、検索結果ページ上のプロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

アプリの見つけやすさに関して詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/をご参照ください。

2. App Storeデータへのアクセス

デベロッパは、Appアナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリの販売およびアプリ内課金（サブスクリプションを含む）に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、Appアナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store/measuring-app-performance/をご参照ください。Appアナリティクスのデータは、Appleの顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store-connect/analytics/をご参照ください。Appleは、他のデベロッパによるApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。またAppleは、デベロッパのApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することもありません。そのようなデータ共有は、Appleのプライバシーポリシーおよび Appleによる当該データの取り扱い方法に対するAppleの顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパがApp Store Reviewガイドラインに従っている場合に限ります。

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されている通りに個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、https://www.apple.com/legal/privacy/data/ja/app-store/の「App Storeとプライバシー」をご参照ください。Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple News and Stocksにおいて表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。そうしたパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

3. P2BおよびDSAの規則に従った救済オプション

デジタルサービスのための単一市場に関する2022年10月19日の欧州議会・理事会規則（EU）2022/2065および指令2000/31/ECの改正（デジタルサービス法（DSA））の対象となる、欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して用意されている、Appleがデベロッパに対して行った措置（デベロッパアカウントの停止やApp Storeからのアプリの削除など）に関連して利用可能な救済オプションに関する詳しい情報は、apple.com/legal/dsa/redress-optionsで確認できます。

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business規制（以下、「P2B規則」といいます）の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、および当該地域に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうしたP2B規則に従い、次の問題に関して、https://developer.apple.com/contact/p2b/から苦情を提出することができます。(a)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B規則に定められた義務をAppleが遵守していない疑いがある、(b)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または(c)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Appleが講じた措置または行為。Appleは当該苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Appleは以下の仲裁委員会を指定します。Appleは当該仲裁委員会と共に、関連するApp Storeサービスの提供に関して生じたAppleとデベロッパとの間の紛争（Appleの苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む）の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するべく努めます。

Centre for Effective Dispute Resolution
P2B Panel of Mediators
70 Fleet Street
London
EC4Y 1EU
英国
https://www.cedr.com/p2bmediation/

App Reviewガイドライン

デベロッパによるイノベーションを通じて、アプリは人々の生活を豊かにし、新しい方法で世界に変革をもたらしています。結果としてApp Storeは、数百万というデベロッパと10億人以上のユーザーが集まる、興奮と活気にあふれた場所に成長してきました。Appleのプラットフォームでは、開発を始めたばかりの方も、経験豊富なプログラマーが活躍する大規模なチームも、さまざまなデベロッパがアプリを開発しています。Appleでは、アプリの審査プロセスをスムーズに通過していただくため、皆さまがガイドラインを理解できるようサポートしたいと考えています。

はじめに
提出前
1.安全性
2.パフォーマンス
3.ビジネス
4.デザイン
5.法的事項
提出後

公証に関するReviewガイドラインのみをハイライトする

はじめに

App Storeのガイドラインの原則はシンプルで、ユーザーが安全にアプリを入手でき、すべてのデベロッパが成功するためのすばらしい機会を提供することです。私たちはApp Storeを提供することでこれを実現しています。すべてのアプリがエキスパートによって審査され、ユーザーが毎日新しいアプリを発見できるようエディターチームが高度にキュレーションを行っています。また、ユーザーの安全、セキュリティ、プライバシーに影響を及ぼす可能性のあるマルウェアやその他のソフトウェアがないことを確認するため、各アプリを検証しています。このような取り組みを通じて、Appleのプラットフォームは世界中のユーザーにとって最も安全なプラットフォームとなっています。

欧州連合(EU)では、デベロッパは代替アプリマーケットプレイスで公証済みのiOSアプリを配信することもできます。代替アプリマーケットプレイス (英語) およびiOSアプリの公証 (英語) について詳細をご確認ください。なお、本ガイドラインの左側のメニューで「公証に関するReviewガイドラインのみをハイライトする」をクリックすると、iOSアプリの公証に適用される条項を確認できます。

また、App Store以外では、いつでもオープンインターネットをご利用いただけます。App Storeのモデルとガイドライン、または代替アプリマーケットプレイスとiOSアプリの公証がご自身のアプリやビジネスモデルにとって最適ではない場合でも、AppleではSafariを通じて優れたWeb体験を提供しています。

このページでは、ガイドラインを「安全性」「パフォーマンス」「ビジネス」「デザイン」「法的事項」という5つの主なセクションに分類しています。ユーザーやApple製品のニーズに対応できるよう、App Storeには常に変更や改善が加えられています。そのため、App Storeでアプリを提供し続けるためには、デベロッパのアプリにも変更や改善が求められます。

Appleのプラットフォームでアプリを配信する際の注意点を以下に記載します。

- 多くの子どもが、さまざまなアプリをダウンロードしています。子ども達の安全のためには機能制限(ペアレンタルコントロール)がとても役に立ちますが、皆さまにもそのために果たすべき役割があります。Appleでは常に子どもの安全にも配慮している点にご留意ください。
- App Storeではアプリを世界中の何億もの人々に届けることができます。家族や友達に見せるために開発するアプリをApp Storeで公開するのは、最善ではありません。Xcodeを使用して無料でアプリをデバイスにインストールするか、Apple Developer Programメンバーにご利用いただけるAd Hoc配信をご検討ください。Appleプラットフォームでの開発をこれから始める方は、まずApple Developer Programの詳細をご確認ください。
- アプリの品質が高く、ユーザーの多様な意見に敬意が払われている限り、App Storeではあらゆる見解を自由に公開することができます。Appleでは、そのコンテンツや挙動が許される限度を超えていると考えられるアプリを却下します。では、その限度とは何でしょうか。それを説明するには、最高裁判所の判事がかつて述べた、「見ればわかる」という言葉がヒントになります。もしその限度を超えたときは、本人がそのことを一番知っているはずです。
- システムに対して不正行為(審査プロセスに対する不正、ユーザーデータの不正取得、他のデベロッパが作成したアプリのコピー、アプリの評価やApp Storeでの発見性の不正操作など)があった場合、そのデベロッパのアプリはApp Storeから削除され、デベロッパはApple Developer Programから除名されます。

- デベロッパは、アプリがすべての点において本ガイドラインに準拠していることを確認する責任があります。広告ネットワーク、分析サービス、サードパーティ製のSDKも含め、注意深く検証して選択するようにしてください。
- デベロッパに一般提供されていない機能やテクノロジーの中には、限定された使用ケースにおいてエンタイトルメントが付与される場合があるものがあります。たとえば、CarPlayオーディオ、ハイパーバイザ、特権ファイル操作についてはエンタイトルメントを付与しています。エンタイトルメントについて詳しくは、developer.apple.comで提供されているドキュメントを確認してください。

本ガイドラインが、審査プロセスの通過に役立ち、承認と却下の決定における一貫性を保つ一助となることを願っています。この文書は今後変更される可能性があります。新しいアプリの開発により新しい疑問が生じることもあり、その場合は随時新しい規定が追加される可能性があります。そのような変化を生み出すのは皆さまのアプリかもしれません。Appleは変化を歓迎し、デベロッパの成果に敬意を表します。デベロッパの皆さまが才能を発揮し、同時に十分な収益を得ることができる、世界でもっとも優れたプラットフォームを実現するため、Appleは全力で取り組んでいます。

提出前

App Reviewをできるだけ円滑に進めるため、以下に挙げるような、審査プロセスを遅らせる原因または却下の原因となるものをあらかじめご確認ください。このリストはガイドラインの代わりになるものではなく、承認を保証するものでもありませんが、最初にリストの全項目をご確認いただくことをお勧めします。正常に機能しなくなったアプリや、サポートされなくなっているアプリは、App Storeから削除されます。App Storeの改善について詳しくは、こちらでご確認ください。

以下についてご確認ください。

- アプリのクラッシュとバグをテストする
- アプリのすべての情報とメタデータが完全で正確であることを確認する
- App Reviewからの連絡が必要になった場合に備え、デベロッパの連絡先情報を最新のものに保つ
- App Reviewがアプリにフルアクセスできるようにする：アプリがアカウント情報をベースにした機能を含む場合は、有効なデモアカウントまたは全機能を使用できるデモモードを用意します。アプリの審査に必要となる可能性があるその他のハードウェアやリソース（ログイン情報やサンプルQRコードなど）についても用意してください。
- 審査の際に使用できるよう、バックエンドサービスを有効にする
- App Reviewの「メモ」欄に、わかりにくい機能やアプリ内課金の詳細な説明を明記する（該当する場合はサポート文書なども含む）
- アプリが以下に例を挙げる文書のガイダンスに従っていることを確認する

開発に関するガイドライン

UIKit
AppKit（英語）
WatchKit（英語）
App Extension
iOSデータストレージガイドライン（英語）
Apple File System（英語）
App Store Connectヘルプ
デベロッパアカウントヘルプ

デザインに関するガイドライン

ヒューマンインターフェイスガイドライン

ブランドとマーケティングに関するガイドライン

マーケティングリソースとアイデンティティに関するガイドライン
Apple Payマーケティングガイドライン
「Appleウォレットに追加」のガイドライン

Apple商標および著作権使用に関するガイドライン

マークのあるガイドラインは、EUにおけるiOSアプリ向けの公証（英語）に適用されます。

1.安全性

App Storeからアプリをインストールする際、ユーザーは、その安全性、つまりアプリに不適切または不快なコンテンツが含まれず、デバイスを損傷することがなく、使用しても物理的な危害が生じないものとして期待しています。以下に主な注意点をまとめます。デベロッパが、ユーザーを動揺させ不快にさせることを目的としている場合、App Storeでアプリを公開することはできません。こうした規定の一部は、iOSアプリの公証にも適用されます。

1.1 不適切なコンテンツ
アプリに不適切なコンテンツ、無神経なコンテンツ、動揺させるコンテンツ、嫌悪感を与えるコンテンツ、極めて悪趣味または不快なコンテンツを含めることはできません。以下は、そのようなコンテンツの例です。

1.1.1 宗教、人種、性的指向、性別、出身国/民族、その他特定のグループへの偏った言及または解釈など、中傷的、差別的、悪意のあるコンテンツ。特に、アプリによって特定の個人またはグループが侮辱される、脅迫される、損害を被る可能性がある場合。この要件は通常、専門家による政治風刺/ユーモアには適用されません。

1.1.2 人間または動物の殺害、負傷、拷問、虐待のリアルな描写。または暴力を助長するようなコンテンツ。ゲーム上の「敵」を、特定の人種や文化、実際の政府や企業、その他の実在する事業体として設定することは許可されません。

1.1.3 武器や危険物の違法使用や配慮に欠けた使用を助長するような表現、または銃や弾薬の購入を助長するような表現。

1.1.4 「美的または情緒的な感覚ではなく、性的興奮を引き起こすような、性器または行為の明確な記述または表示」と定義される、あからさまに性的またはわいせつなコンテンツ。これには、ポルノグラフィを含む、または売買春、人身売買、搾取を幇助するために使われる「出会い系」やその他のアプリも含まれます。

1.1.5 扇動的な宗教的解釈、不正確もしくは誤解を招くような宗教的文書の引用。

1.1.6 偽の位置追跡情報などの不正確なデバイスデータまたはトリック／ジョークの機能を含む、偽情報／不正確な情報および機能。アプリが「娯楽用」と明記されている場合も、このガイドラインは適用されます。匿名またはいたずら目的で、電話やSMS/MMSメッセージ送信を可能にするアプリは却下されます。

1.1.7 最近または現在の事象（暴力的な紛争、テロ攻撃、感染症など）を収益化する、または収益を得ることを意図した有害な概念。

1.2 ユーザー生成コンテンツ
ユーザ生成コンテンツを含むアプリでは、知的財産の侵害や匿名のいじめなどを含む、特殊な問題が生じることがあります。悪用を防ぐため、ユーザー生成コンテンツやソーシャルネットワーキングサービスを含むアプリは以下を備えている必要があります。

- 不適切な内容がアプリに投稿されることを防ぐ手段
- ユーザーが不適切なコンテンツを報告し、それに対して迅速に対応することができる仕組み
- 不適切な言動を行うユーザーをブロックする機能
- ユーザーがすみやかに連絡できる、デベロッパの連絡先情報

わいせつなコンテンツ、チャットルーレットスタイルのサービス、実在する人物を対象にしたもの（「美しいかそうでないか」の投票など）、身体的な脅威、嫌がらせなどが主な目的として使用されるようなユーザー生成コンテンツまたはサービスを用いるアプリは、App Storeでは許可されず、事前の予告なく削除される場合があります。Webベースのサービスのユーザー生成コンテンツを含むアプリで、コンテンツがデフォルトで非表示になっており、ユーザーが当該Webサイトで表示をオンにしたときのみ、成人向けの「職場閲覧不適切」コンテンツでも偶発的に表示されるものであれば、認められる場合もあります。

1.2.1 クリエイターコンテンツ
「クリエイター」と呼ばれるユーザーの特定コミュニティが作成したコンテンツを提供するアプリの場合、適切なモ

デレーションにより、優れた体験を生み出すことができます。そのようなアプリは、デベロッパではないクリエイターが提供する多種多様なコンテンツを一か所にまとめて、ユーザーが楽しめる場を提供し、同時に、これらのコミュニティがユーザー生成コンテンツを作成、共有し、収益化するためのツールやプログラムを提供するものです。これらのコンテンツは、この種のネイティブアプリの主要な機能に変更を加えるものではなく、体系化されたアプリの体験に新たなコンテンツを加えるという形で提供されるべきです。クリエイターコンテンツは、デベロッパがコーディングしたネイティブのアプリ自体ではなく、アプリ内で提供されるコンテンツであり、App Reviewではユーザー生成コンテンツとして取り扱われます。クリエイターコンテンツの例として、ビデオ、記事、オーディオの他、簡単なゲームなどがあげられます。App Storeでは、これらのユーザー生成コンテンツを提供するアプリを配信することができます。ただし、ユーザー生成コンテンツのモデレーションに関するセクション1.2、および支払いとアプリ内課金に関するセクション3.1.1を含む、本ガイドラインのすべての条項に準拠している必要があります。クリエイターコンテンツを提供するアプリの年齢制限指定には、アプリ内で利用できるコンテンツの年齢制限の中で最も高い年齢を設定し、また、どのコンテンツには追加購入が必要かをユーザーに伝えるようにしてください。

1.3「子ども向け」カテゴリ

「子ども向け」カテゴリでは、子ども向けに制作されたアプリを簡単に見つけることができます。「子ども向け」カテゴリに参加する場合は、子どもにとって良い経験を提供できるアプリの制作に注力してください。これらのアプリでは、アクセスに保護者の承認が必要な部分を除き、アプリ外へのリンク、課金要素、その他子どもに不向きなコンテンツを含めることはできません。アップデートで「子ども向け」カテゴリのアプリからそのカテゴリを外すことにした場合でも、ユーザーはそのアプリが「子ども向け」カテゴリの要件を満たしていることを期待するため、引き続き「子ども向け」カテゴリのガイドラインに従う必要があります。詳しくは、「ペアレンタルゲート」の情報をご確認ください。

子どもからデータをオンラインで収集することに関して、世界各地で適用されるプライバシー保護法に準拠する必要があります。詳しくは、このガイドラインの「プライバシー」のセクションをご参照ください。さらに、「子ども向け」カテゴリのアプリでは、個人を特定できる情報またはデバイス情報をサードパーティに送信することはできません。また、「子ども向け」カテゴリのアプリには、サードパーティ製の分析機能や広告を組み込むことはできません。これにより、子ども達にとって、より安全な環境を提供することができます。特定のケースに限り、サードパーティ製の分析機能を組み込むことが許可される場合もあります。その場合、対象のサービスが、IDFAまたは子どもを特定できる情報（名前、生年月日、メールアドレスなど）、位置情報、デバイス情報を収集または送信しないことが条件となります。そうした情報には、直接的にまたは別の情報と組み合わせることによってユーザーおよびユーザーのデバイスの特定につながる、デバイス情報、ネットワーク情報、その他の情報が含まれます。限られたケースでは、サードパーティのコンテンツ連動型広告を組み込むことが許可される場合もあります。この場合は、そのサービスが、「子ども向け」カテゴリのアプリに対する手法およびポリシーに関する文書を公開していることが条件となり、その手法やポリシーには、広告素材が年齢に応じた適切なものであることについて、人による審査を実施することが定められている必要があります。

1.4 物理的な危害

アプリの挙動によって物理的な危害が生じる可能性がある場合、そのアプリは却下されます。以下に例を挙げます。

1.4.1 不正確なデータまたは情報を提示する可能性がある医療用アプリや、患者の診断や治療に使用される可能性がある医療用アプリは、特に厳しく審査されます。

- 健康に関する測定値の精度を立証できるよう、データや手法を明確に公開する必要があります。精度や手法の有効性が確認できない場合、そのアプリは却下されます。たとえば、デバイスのセンサーのみを使用して、レントゲン写真を撮影したり、血圧、体温、血糖値、血中酸素濃度を測定したりできると主張するアプリは許可されません。
- ユーザーに、医療上の判断においてはアプリの使用だけに頼らず、医師の診断が必要であることを通知する必要があります。

医療用アプリが規制当局の認可を受けている場合は、アプリと合わせて該当する文書へのリンクを提出してください。

1.4.2 薬物の用量算出アプリは、製薬会社、病院、大学、健康保険会社、薬局、その他の許可を得た事業体によって提供されているか、FDAまたは各国の同等機関により承認されていることが必要です。Appleでは、患者への潜在的な悪影響を考慮して、アプリが長期間にわたってサポートされ、アップデートされることを確認する必要があります。

1.4.3 たばこや電子タバコ（関連製品を含む）、違法薬物、過度のアルコールの摂取を助長するアプリは許可されません。未成年者によるこれらの摂取を促すアプリは却下されます。また、規制薬物の販売（許認可を受けた薬局、または許認可済みかその他の合法的な大麻ディスペンサリによる販売を除く）、およびたばこの販売を幇助することは認められません。

1.4.4 アプリでは、法執行機関によって公開されている飲酒・薬物の影響下での運転の検問所のみを表示し、決して飲酒運転やスピード超過などの危険な行為を助長してはなりません。

1.4.5 アプリで、ユーザーに賭け事やチャレンジなどへの参加を促すことや、ユーザー本人または他人に物理的危害を与えかねないデバイスの使用を促すことはできません。

1.5 デベロッパ情報
質問やサポートに関する問題について問い合わせるため、デベロッパへの連絡方法がユーザーに明示されている必要があります。アプリの中で、またサポートURLによって、デベロッパに簡単に連絡できるようにしておく必要があります。これは、授業で使用するアプリの場合、特に重要です。正確で最新の連絡先情報を記載していない場合は、ユーザーが不快な思いをするだけでなく、国や地域によっては法律違反となります。またウォレットパスは、発行者の有効な連絡先情報が記載され、パスのブランドまたは商標の所有者に割り当てられた専用の証明書を使用して署名されている必要があります。

1.6 データのセキュリティ
アプリでは、Apple Developer Program使用許諾契約および本ガイドライン（詳しくはガイドライン5.1を参照）に従って、収集されたユーザー情報を適切に取り扱い、サードパーティによる不正な使用、開示、アクセスを防ぐため、適切なセキュリティ対策を施す必要があります。

1.7 犯罪行為の報告
犯罪行為の疑いがある活動を報告するためのアプリは、現地の法執行機関による協力や関与を得たものである必要があり、そのような協力や関与が実施されている国や地域でのみ提供できます。

2.パフォーマンス

2.1 アプリの完全性
App Reviewに提出するアプリ（予約注文に対応するアプリも含む）は、必要となるあらゆるメタデータや有効なURLを含む最終バージョンである必要があります。プレースホルダテキスト、コンテンツのないWebサイト、その他の一時的なコンテンツはすべて提出前に取り除く必要があります。提出前に、実際にデバイスを使用してアプリのバグおよび安定性をテストし、ログインが必要な場合はデモアカウント情報を記載してください（また、バックエンドサービスを有効にしてください）。法律上またはセキュリティ上の義務のためデモアカウントを用意できない場合は、Appleによる事前の承認を得た上で、デモアカウントの代わりにデモモードを内蔵することも可能です。その場合は、デモモードでアプリの機能をすべて確認できるようにしてください。アプリ内課金を含む場合は、その機能が完全かつ最新で、審査側に明示されているようにしてください。それが不可能な場合は、その理由を「メモ」欄で説明してください。App Reviewをソフトウェアのテストサービスとは考えないでください。クラッシュする、または明らかな技術上の問題がある不完全なアプリバンドルやバイナリは却下されます。

2.2 ベータ版テスト
デモ版、ベータ版、トライアル版のアプリではApp Storeでは公開せず、代わりにTestFlightを使用してください。TestFlightを使ってベータ版配信のために提出されるアプリは、一般公開に向けて「App Reviewガイドライン」に準拠している必要があります。ただし、TestFlightを使用しているアプリは、クラウドファンディングの報酬など、何らかの対価としてテスターに配信することはできません。ベータ版への大きな更新がある場合は、テスターに配信する前にTestFlight App Reviewに提出する必要があります。詳しくは、「TestFlightベータ版テスト」のページをご参照ください。

2.3 正確なメタデータ
ユーザーがアプリをダウンロードまたは購入することで何を得るのかが明確にわかるように表示する必要があります。そのため、プライバシー情報、アプリの説明、スクリーンショット、プレビューといったアプリのメタデータすべてが、アプリの主要な体験を正確に反映するようにしてください。また、新しいバージョンの提供時には、これらの情報を最新の状態にしてください。

2.3.1

(a) アプリに隠れた機能、非アクティブな機能、明文化していない機能を含めないでください。エンドユーザーにも、App Reviewチームにも、アプリの機能が明確に伝わる必要があります。新しい機能、特徴、プロダクト変更はすべて、App Store Connectの「Notes for Review（審査向けのメモ）」のセクションに具体的に記載し（具体性に欠ける説明は却下されます）、審査時に参照できるようにする必要があります。同様に、App Storeの内外にかかわらず、実際には提供されないコンテンツやサービス（iOSベースのウイルスチェックツールやマルウェアチェックツールなど）または誤った価格を宣伝するなど、誤解を招く方法でアプリの

マーケティングを行った場合は、アプリがApp Storeから削除されるか代替配信経由のインストールがブロックされ、デベロッパアカウントが停止される理由となります。

(b) 重大または繰り返しの違反行為は、デベロッパのApple Developer Programからの除名の理由となります。AppleはApp Storeを信頼できる場所にするよう努めており、デベロッパの協力も必要としています。不誠実なデベロッパとビジネスを行うことはできません。

2.3.2 アプリ内課金を含める場合は、アプリの説明、スクリーンショット、プレビューによって、特定のアイテム、レベル、サブスクリプションなどに追加購入が必要かどうかが明確にわかるようにしてください。App Storeでアプリ内課金をプロモーションする場合は、アプリ内課金の表示名、スクリーンショット、説明の内容を一般ユーザー向けに適したものにし、「アプリ内課金のプロモーション」の指定に従ってください。また、アプリの起動時にユーザーがスムーズに購入を行うことができるよう、SKPaymentTransactionObserverメソッド（英語）を適切に実装してください。

2.3.3 スクリーンショットは、単なるタイトル画面、ログインページ、スプラッシュ画面ではなく、利用中のアプリの画面を写したものである必要があります。文字や画像のオーバーレイ（タッチポイントのアニメーションやApple Pencilでの入力方法の実演など）や、Touch Barなどのデバイス機能を表示することもできます。

2.3.4 プレビューは、アプリの様子や機能をユーザーに確認してもらうために役立ちます。アプリでどのようなことができるかユーザーが確実に理解できるように、プレビューにはアプリで実際に用いられる画像以外は使用しないでください。ステッカーやその他のiMessage Extensionを用いると、メッセージアプリの様子をユーザーに伝えることができます。ビデオのみでは明確でない部分がある場合、ビデオにナレーションを追加したり、図柄やテキストを重ねて説明したりすることができます。

2.3.5 アプリに最適なカテゴリを選択してください。不明な点がある場合は、App Storeのカテゴリの定義を確認してください。カテゴリがまったく適していない場合は、Appleがカテゴリを変更する場合があります。

2.3.6 アプリにペアレンタルコントロールが正しく適用されるように、App Store Connectの年齢制限指定に関する質問には正直に回答してください。対象年齢が正しく設定されていないと、予期していなかった内容でユーザーを驚かせたり、政府の規制機関による調査対象となったりする場合があります。コンテンツレーティングや警告の表示が必要なメディア（映画、音楽、ゲームなど）がアプリに含まれている場合、デベロッパにはアプリを配信する国や地域の要件を遵守する責任があります。

2.3.7 独自性のあるアプリ名を選び、アプリを正確に説明するキーワードを選んでください。App Storeのシステムを操作する目的で、メタデータに商標登録用語、人気のアプリ名、価格情報、その他無関係のフレーズを盛り込むことは認められません。アプリ名は30文字以内にする必要があります。なお、アプリ名、サブタイトル、スクリーンショット、プレビューなどのメタデータには、メタデータタイプに該当しない価格、用語、説明などは含めないでください。アプリにサブタイトルをつけると、内容についてさらに伝えることができます。サブタイトルはApple標準のメタデータの規定に従って作成する必要があり、不適切なコンテンツ、他のアプリへの言及、製品について真偽を証明できない訴求などを含めることはできません。Appleには、不適切なキーワードを随時修正したり、悪用を防ぐためにその他の適切な措置を講じたりする権限があります。

2.3.8 メタデータは、すべてのユーザーに対して適切なものである必要があります。そのため、アプリの年齢制限指定が高い場合でも、アプリやアプリ内課金のアイコン、スクリーンショット、プレビューは「4歳以上」の対象年齢にふさわしいものにしてください。たとえば、暴力的な描写を含むゲームアプリの場合でも、恐ろしい死の描写や特定のキャラクターに銃が向けられている画面は使用しないでください。アプリのメタデータに「子ども用」といった用語を使用できるのは、App Storeの「子ども向け」カテゴリのアプリに限られます。混乱を避けるため、アプリの名前やアイコン（小アイコン、大アイコン、Apple Watchアプリ用のアイコン、代替アイコン）などのメタデータは、一貫して類似したものである必要があります。

2.3.9 デベロッパは、アプリのアイコン、スクリーンショット、プレビューなどあらゆる素材データを使用する権利を確保する責任があります。また、実在のユーザーのデータではなく架空のアカウント情報を表示してください。

2.3.10 アプリはiOS、iPadOS、macOS、tvOS、watchOSでの使用を前提としてください。承認された特定のインタラクティブ機能がある場合を除き、他のモバイルプラットフォームまたは代替アプリマーケットプレイスの名前、アイコン、画像をアプリまたはメタデータに含めることはできません。アプリのメタデータとして記述できるのは、アプリとその操作性に関する情報のみです。関係のない情報は含めないでください。

2.3.11 App Storeでの予約注文に対応するアプリを提出する場合は、提出時点でアプリが完成しており、配信可能な状態になっている必要があります。最終的にリリースするアプリが、予約注文時にプロモーションしたものと著しく異なることがないようにしてください。アプリに大きな変更を加える場合（ビジネスモデルの変更など）は、予約注文の販売をあらためて最初から行う必要があります。

2.3.12 アプリの「新機能」のテキストとして、新しい機能や製品の変更について明確に記述する必要があります。簡単なバグ修正、セキュリティアップデート、性能改善については汎用的な「説明」欄を使用できますが、より

重要な変更事項は「新機能」欄に記載する必要があります。

2.3.13 アプリ内イベントは、アプリ内で提供するタイムリーなイベントです。App Storeでイベントを公開するには、App Store Connect上で規定するイベントタイプに該当する必要があります。すべてのイベントメタデータは正確であり、アプリ全般に関するものではなく、直接イベントに関わるものである必要があります。イベントはApp Store Connect上で選択した日時で開催される必要があります（複数のストアフロントに関わる場合も含む）。本ガイドラインのセクション 3「ビジネス」の規定に違反しない限り、イベントの収益化は認められます。イベントのディープリンクは、アプリ内の正しいコンテンツに直接誘導する必要があります。アプリ内イベントで、認められるイベントメタデータとディープリンクに関するガイドラインの詳細を確認してください。

2.4 ハードウェアの互換性

2.4.1 ユーザーがアプリを最大限に活用できるように、iPhone向けのアプリは可能な限りiPadでも実行できるようにしてください。Appleは、ユーザーがすべてのデバイスで使用できるように、ユニバーサルアプリの構築を検討することをお勧めします。詳しくは、「ユニバーサルアプリ（英語）」をご確認ください。

2.4.2 電力を効率的に使用できるように、またデバイスを損傷させるおそれのない方法で使用できるようにアプリを設計してください。アプリが急速にバッテリーを消費すること、過度な熱を発生させること、デバイスのリソースに不必要な負荷をかけることがないようにしてください。たとえば、充電中にデバイスをマットレスや枕の下に置くよう促したり、ソリッドステートドライブに過剰な回数の書き込みを行ったりするなどが例として挙げられます。アプリでは、サードパーティの広告が表示されるものも含め、暗号通貨のマイニングのような無関係なバックグラウンドプロセスを実行することはできません。

2.4.3 Apple TV用のアプリは、Siri Remoteやサードパーティ製ゲームコントローラ以外のハードウェアによる入力がなくても使用できるようにする必要があります。ただし、他の周辺機器を接続することで機能がさらに高まるようにすることは問題ありません。ゲームコントローラを必須とする場合は、追加の機器が必要であることをユーザーが理解できるよう、メタデータの中で明確に説明してください。

2.4.4 デバイスの再起動や、アプリの中心的な機能に無関係なシステム設定の変更をアプリ内で推奨または要求することは認められません。（Wi-Fiをオフにする、セキュリティ機能を無効にするなど）。

2.4.5 Mac App Storeから配信されるアプリには、以下の追加要件が適用されます。

(i) アプリは適切にSandbox化され、「macOS ファイルシステムドキュメント（英語）」に準拠している必要があります。また、他のアプリによって保存されたユーザーデータ（ブックマーク、連絡先、カレンダーのエントリなど）を修正する場合、適切なmacOS APIのみを使用する必要があります。

(ii) アプリはXcodeで提供されるテクノロジーを使用してパッケージ化し、提出する必要があります。サードパーティ製のインストーラは使用できません。また、自己完結型の、単一のアプリインストールバンドルである必要があります。コードまたはリソースを共有ロケーションにインストールすることはできません。

(iii) アプリを自動的に起動することは許可されません。また、アプリの起動時やログイン時に、同意または開始プロセスを経ることなく別のコードを自動的に実行したり、ユーザーの同意を得ることなくアプリの終了後にコードの実行を継続したりすることはできません。アプリのアイコンを自動的にDockに追加することや、ショートカットを自動的にユーザーのデスクトップに作成することは許可されません。

(iv) アプリによってスタンドアロンアプリ、KEXT、追加のコード、リソースがダウンロードまたはインストールされ、機能が追加されるようにすることは許可されません。また、審査プロセスの後でアプリを大きく変更することはできません。

(v) アプリでルート権限へのエスカレーションまたはsetuid属性の使用を要求することはできません。

(vi) ライセンス画面をアプリの起動時に表示する、ライセンスキーを要求する、独自のコピー保護を実装することがないようにしてください。

(vii) アップデートの配信にはMac App Storeを使用する必要があります。その他のアップデート方法は許可されません。

(viii) アプリは現行のOSで動作する必要があります。非推奨の、または任意でインストールされるテクノロジー（Javaなど）を使用することはできません。

(ix) アプリがサポートするすべての言語とローカリゼーションは、単一のアプリバンドルにする必要があります。

2.5 ソフトウェア要件

2.5.1 アプリでは公開APIのみ使用でき、現行のOSで動作する必要があります。公開APIについて詳しくは、こちら（英語）をご確認ください。アプリは常に最新の状態に保ち、今後のOSバージョンでサポートが終了

し、非推奨となる機能、フレームワーク、テクノロジーは段階的に使用を止めてください。アプリではその用途に合ったAPIおよびフレームワークを使用し、その内容をアプリの説明に記載してください。たとえば、HomeKitフレームワークを使用する場合はホームオートメーションサービスを提供するものである必要があります。HealthKitはヘルスケアとフィットネスの目的で、ヘルスケアアプリに統合し使用される必要があります。

2.5.2 アプリはバンドル内で完結している必要があります。他のアプリを含め、指定されたコンテナエリア外に対するデータの読み書き、またはアプリの機能を導入したり変更したりするコードをエリア外からダウンロード、インストール、実行することは許可されません。実行形式のコードの学習や開発、学生によるテストを目的とした教育用アプリでは、コードが他の目的で使用されないという、限られた状況での使用に限り、コードのダウンロードが許可される場合があります。こうしたアプリでは、ユーザーがアプリ上でソースコードの全体を確認し、編集できるようにしておく必要があります。

2.5.3 プッシュ通知やGame Centerを含むオペレーティングシステムの通常動作およびハードウェアの機能を損傷または妨害するウイルス、ファイル、コンピュータコード、またはプログラムを送信するアプリは却下されます。重大または繰り返される違反行為は、デベロッパのApple Developer Programからの除名につながります。

2.5.4 マルチタスクアプリには、VoIP、オーディオ再生、位置情報、タスクの完了、ローカル通知など、意図された目的のためのバックグラウンドサービスのみを使用してください。

2.5.5 アプリは、IPv6のみのネットワークで完全に機能する必要があります。

2.5.6 Webを閲覧するアプリでは、適切なWebKitフレームワークとWebKit JavaScriptを使用する必要があります。アプリで代替Webブラウザエンジンを使用するためのエンタイトルメントをリクエストできます。これらのエンタイトルメントの詳細（英語）をご確認ください。

2.5.7 （意図的に省略）

2.5.8 代替デスクトップ／ホーム画面環境を作成するアプリ、マルチアプリのウィジェットをシミュレーションするアプリは却下されます。

2.5.9 音量を上げる／下げる、サウンドオン／オフといった標準スイッチの機能、および他のネイティブユーザーインターフェイスの要素やその挙動を変更または無効にするアプリは却下されます。たとえば、別のアプリへのリンクやその他ユーザーが動作を想定できる機能をブロックすることはできません。

2.5.10 空の広告バナーまたはテスト広告が表示されるアプリは提出しないでください。

2.5.11 SiriKitとショートカット

(i) SiriKitとショートカットを組み込んだアプリは、他のアプリのサポートを必要とせず、説明された機能から予想されるIntentでのみ登録できます。たとえば、献立作りに関するアプリを登録する場合、フィットネスのアプリの機能を用いていたとしても、ワークアウトを始めるというIntentを組み入れることはできません。

(ii) plistに記載する用語やフレーズは、必ずアプリと、その登録IntentにおけるSiriの機能に関係のあるものとなるようにしてください。エイリアスはアプリや会社名と直接関係のあるものにする必要があります。一般的な用語を使用したり、サードパーティ製アプリの名前やサービスを含めたりすることはできません。

(iii) Siriへのリクエストやショートカットは可能な限りもっとも直接的な方法で処理される必要があります。リクエストを受け取りそれが実行される間に、いかなる広告やマーケティング要素も入れることはできません。ユーザーにリクエストの明確化を求めるのは、タスクの実行に必要な場合のみにします（ユーザーにワークアウトの種類を指定するよう求める場合など）。

2.5.12 CallKitやSMS Fraud Extensionを使用するアプリでは、スパムであることが確認されている電話番号のみブロックするようにしてください。「call-」「SMS-」「MMS-」のブロック機能やスパム検出機能を実装したアプリでは、マーケティングテキストでその機能を明確に示し、ブロックやスパムリストの基準を説明する必要があります。デベロッパは、こうしたツールがアクセスするデータを、アプリやExtensionの動作やそれらの改善に直接関係しない目的で利用すること（たとえば、トラッキングやユーザープロファイルの作成などの目的で利用、共有、販売すること）はできません。

2.5.13 アカウント認証に顔認証を使用するアプリでは、ARKitやその他の顔認証テクノロジーではなく、可能な場合は必ずLocalAuthentication（英語）を使用する必要があります。また、13歳未満のユーザー向けに、必ず代替の認証方法を用意する必要があります。

2.5.14 アプリで録音や録画、ログの記録、またはその他の方法でユーザーのアクティビティを記録する場合は、ユーザーの同意を明示的にリクエストし、記録中であることが視覚的に、および／または音声でわかるようにする必要があります。これにはデバイスのカメラ、マイク、画面収録機能、またはその他のユーザー入力ツールの使用が含まれます。

2.5.15 ファイルの表示や選択ができるアプリでは、ファイルアプリのアイテムやユーザーのiCloud Documentsを利用できるようにする必要があります。

2.5.16 ウィジェット、Extension、通知は、アプリのコンテンツや機能と関連性のあるものである必要があります。

(a) また、App Clipの機能はすべて、メインのアプリのバイナリに含める必要があります。App Clipに広告を含めることはできません。

2.5.17 Matterに対応するアプリでは、Matterでのペアリングを可能にするためにAppleのサポートフレームワークを使用する必要があります。加えて、Appleが提供するMatter SDK以外のMatterソフトウェアコンポーネントをアプリで使用する場合、そのソフトウェアコンポーネントを実行するプラットフォームは、Connectivity Standards Allianceによる認定を受けている必要があります。

2.5.18 広告の表示は、メインのアプリバイナリに限定されるべきであり、Extension、App Clip、ウィジェット、通知、キーボード、watchOS向けアプリなどに含めることはできません。アプリで表示される広告は、そのアプリの年齢制限指定に適したものであり、広告をユーザーにターゲットするために使用した情報を、ユーザーが使用中のアプリを閉じることなくすべて確認できるようにする必要があります。なお、ヘルスケア／医療データ（例：HealthKit API）、学校／授業のデータ（例：ClassKit）、子どものデータ（例：App Storeの「子ども向け」カテゴリのアプリ）など、機密性の高いユーザーデータに基づくターゲティング広告や行動ターゲティング広告を組み込むことはできません。インタースティシャル広告や、ユーザーエクスペリエンスを中断させたり妨害したりする広告では、広告であることをはっきり明示する必要があります。また、広告をタップするようユーザーの行動を操ったり、だましたりすることはできません。ユーザーが広告を簡単に閉じられるよう、操作しやすく見やすい、十分な大きさの「閉じる」ボタンや「スキップ」ボタンを用意する必要があります。広告を含むアプリでは、不適切または特定の年齢に対して不適切な広告をユーザーが報告できる機能を実装する必要があります。

3.ビジネス

App Storeでアプリによって収入を得る方法は数多くあります。ご自身のビジネスモデルが明白でない場合は、メタデータとApp Reviewの「メモ」欄で説明するようにしてください。アプリの仕組みが明確でない場合やアプリ内課金がわかりにくい場合は、審査が遅れ、却下の原因となる可能性があります。価格はデベロッパが決定しますが、Appleでは、明らかに高すぎるアプリやアプリ内課金アイテムを配信することはできません。ユーザーに不当に高い金額を請求するアプリは却下されます。

デベロッパがカスタマーレビューの内容を改ざんしたり、金銭や報酬を提供してフィードバックを得たり、フィードバックの一部のみに絞って表示したり、偽のフィードバックを書くなどしたりしてチャートランキングの上昇を図るか、そのようなサービスを提供するサードパーティと協力したことが判明した場合、AppleはApp Storeの信頼性を保つための措置を取り、そのデベロッパをApple Developer Programから除名する場合があります。

3.1 支払い

3.1.1 アプリ内課金

- アプリ内の機能（例：サブスクリプション、ゲーム内通貨、ゲームレベル、プレミアムコンテンツへのアクセス、フルバージョンの利用）は、アプリ内課金を使用してアンロックする必要があります。コンテンツや機能をアンロックするため、ライセンスキー、拡張現実マーカー、QRコード、暗号通貨、暗号通貨ウォレットなど、アプリ独自の方法を用いることはできません。
- ただし、ユーザーがアプリ内課金で購入した通貨で、デベロッパまたはデジタルコンテンツプロバイダにアプリ内で「チップ」を払うようにすることはできます。
- アプリ内課金で購入されたクレジットやゲーム内通貨に有効期限を設定することはできません。また、返還可能なアプリ内課金を導入する場合は返還のメカニズムを実装する必要があります。
- アプリ内課金のアイテムを他のユーザーに贈与できるようにすることは可能です。これらの贈与アイテムに関して、元の購入者以外のユーザーに返金することはできません。また贈与されたアイテムの交換はできません。
- Mac App Storeで配信されるアプリでは、App Store以外の方法で有効化されるプラグインまたはExtensionを使用することができます。

- 「ルートボックス」などの方法でバーチャルアイテムをランダムに購入できるアプリでは、各種アイテムの入手確率を明記して、ユーザーが購入前に確認できるようにしてください。
- デジタルの商品やサービスに利用できるデジタルのギフトカード、ギフト券、バウチャー、クーポンを販売する場合は、アプリ内課金によるアプリ内での販売のみ許可されます。物理的なギフトカードをアプリ内で販売してユーザーに郵送する場合は、アプリ内課金以外の支払い方法を使用することもできます。
- サブスクリプション型ではないアプリでは、まず一定期間の無料トライアルを提供し、その後フルバージョンをアンロックする選択肢を提示することができます。その場合、「XX日間お試し（XX-day Trial）」といった命名規則に従った非消耗型のアプリ内課金アイテムを、Tier 0の価格帯で設定する必要があります。無料トライアルの開始前に、トライアル期間の長さ、トライアル終了後に利用できなくなるコンテンツやサービス、フルバージョンを再度利用するためにかかる料金を、アプリ内で明確に示す必要があります。レシート（英語）およびDeviceCheck（英語）を使用して、コンテンツへのアクセス権やトライアル期間の長さを管理する方法について詳しくご確認ください。
- アプリは、アプリ内課金を利用して、非代替性トークン（NFT）およびNFTに関連するサービス（ミンティング、リスティング、譲渡など）を販売することができます。アプリでは、NFTを所有することによってアプリ内の機能がアンロックされないことを条件として、ユーザーが自分のNFTを確認できるようにすることが可能です。アプリ内課金以外の方法で、ユーザーを何らかの購入に誘導するボタン、外部リンク、その他の機能をアプリに含めないことを条件として、他のユーザーが所有するNFTコレクションを閲覧することをユーザーに許可することも可能です。

3.1.1（a）他の購入方法へのリンク：デベロッパは、デジタルコンテンツやサービスを購入するために、デベロッパが所有または管理責任を負うWebサイトへのリンクをアプリ内で提供するためのエンタイトルメントをリクエストできます。詳しくは以下をご覧ください。

- StoreKit External Purchase Link Entitlement：特定の地域のApp Storeのアプリでは、アプリ内課金の提供に加え、StoreKit External Purchase Link Entitlementを使用して、デジタル商品またはサービスを購入する他の方法をユーザーに知らせるデベロッパのWebサイトへのリンクを含めることができます。こちらでエンタイトルメント（英語）について詳しくご確認ください。エンタイトルメントに関する契約に従って、これらのアプリ内課金アイテムの購入先や購入方法、およびそのようなアイテムが比較的に低価格で提供されている場合はその旨を、リンクを通じてユーザーに知らせることができます。エンタイトルメントの利用は、特定のストアフロントのiOSまたはiPadOSのApp Storeに限定されます。その他のストアフロントでは、アプリ内課金以外の方法で、ユーザーを何らかの購入に誘導するためのボタン、外部リンク、その他の行動喚起をアプリやメタデータに実装することはできません。
- Music Streaming Services Entitlement：特定の地域の音楽ストリーミングアプリでは、Music Streaming Services Entitlementを使用して、デジタル音楽コンテンツやサービスを購入する他の方法をユーザーに知らせるデベロッパのWebサイトへのリンク（購入ボタンの形式も使用可能）を含めることができます。これらのエンタイトルメントでは、デジタル音楽コンテンツやサービスを販売するという明確な目的で、音楽ストリーミングアプリのデベロッパがユーザーにメールアドレスを提供してもらい、デベロッパのWebサイトへのリンクを送信することもできます。こちらでエンタイトルメント（英語）について詳しくご確認ください。エンタイトルメントに関する契約に従って、これらのアプリ内課金アイテムをどこでどのように購入できるか、およびそのアイテムの価格を、リンクを通じてユーザーに知らせることができます。これらのエンタイトルメントの利用は、特定のストアフロントのiOSまたはiPadOSのApp Storeに限定されます。その他のストアフロントでは、アプリ内課金以外の方法で、ユーザーを何らかの購入に誘導するためのボタン、外部リンク、その他の行動喚起を音楽ストリーミングアプリやそのメタデータに実装することはできません。
- アプリがエンタイトルメントに関して誤解を招くマーケティングや、詐欺その他の不正行為に関係した場合、そのアプリはApp Storeから削除され、アプリのデベロッパもApple Developer Programから除名される可能性があります。

3.1.2 サブスクリプション：App Storeでのカテゴリにかかわらず、アプリではアプリ内課金の自動更新サブスクリプションを組み込むことができます。自動更新サブスクリプションをアプリに組み込む際は、以下のガイドラインに必ず従ってください。

3.1.2（a）許容される使用方法：自動更新サブスクリプションを組み込む場合は、継続的な価値をユーザーに提供する必要があります。サブスクリプション期間は最低7日間とし、ユーザーのすべてのデバイスで利用できるようにする必要があります。サブスクリプションの適切な使用例には次のようなものがあります（すべて網羅しているわけではありません）　新しいゲ　ムレベル、コンテンツの新しいエピソ　ド、マルチプレイヤ　対応、定期的に実態のあるアップデートが提供されるアプリ、コレクションが多数にわたる、または定期的に更新されるメディアコンテンツ、サービスとしてのソフトウェア（「SAAS」）、クラウド対応、など。さらに以下についてご確認ください。

- サブスクリプションと、コンテンツの個別提供を併せて用意することもできます（映画のコレクション全体をサブスクリプションで提供すると同時に、個々の映画の購入やレンタルサービスも提供するなど）。
- 同じデベロッパの複数のアプリやサービスで同一のサブスクリプションを共有することもできます。
- ストリーミングゲームサービスのサブスクリプションで提供されるゲームでは、サードパーティのアプリやサービスで共有される単一のサブスクリプションを提供することができます。ただし、そのようなゲームはApp Storeから直接ダウンロードされ、サブスクリプション登録者に二重の支払いが発生しないように設計される必要があります。また、サブスクリプションを利用していないユーザーに不利となる形で提供することはできません。
- サブスクリプションは、アプリを利用できるすべてのデバイスで機能する必要があります。詳しくは、「アプリ間でサブスクリプションを共有（英語）」をご確認ください。
- ユーザーがアプリの機能やコンテンツにアクセスしたり使用したりする際に、アプリの評価やレビュー、他のアプリのダウンロード、同様のその他アクションをユーザーに求めることはできません。
- その他すべてのアプリと同様、サブスクリプションを提供するアプリでは、ユーザーが対価を支払ったコンテンツを、追加作業（ソーシャルメディアへの投稿、連絡先のアップロード、アプリを特定の回数開くことなど）を実行しなくても入手できるようにする必要があります。
- 消耗型のクレジット、ゲームで購入する宝石、ゲーム内通貨などはサブスクリプションとして提供することができます。また、消耗型アイテムの割引購入の権利をサブスクリプションに含めることもできます（宝石のパックを割引価格で入手できるプラチナメンバーシップなど）。
- すでに登録しているアプリをサブスクリプションベースのビジネスモデルに変更する場合、既存のユーザーがすでに対価を支払っている基本的な機能を取り除くことはできません。たとえば、「ゲーム全体のアンロック」をすでに購入しているユーザーには、新規ユーザーに向けてサブスクリプションモデルを導入した後も、ゲーム全体に引き続きアクセスできるようにする必要があります。
- 自動更新サブスクリプションアプリでは、関連する情報をApp Store Connectで提示して、ユーザーに無料トライアル期間を提供することができます。サブスクリプションオファーの提供の詳細をご確認ください。
- ユーザーに対して詐欺行為を行おうとするアプリは、App Storeから削除されます。これには、虚偽の説明でユーザーをだましてサブスクリプションを購入させようとしたり、おとり商法や詐欺的な行為をしたりするアプリが含まれます。このようなアプリはApp Storeから削除され、当該デベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。
- モバイル通信事業者のアプリでは、事前にAppleの承認を得ることで、新しい携帯電話データプランを含むバンドルで購入された際に、音楽およびビデオの自動更新サブスクリプションを含めることができます。モバイル通信事業者のアプリがユーザー向けのアプリ内課金に対応している場合は、事前にAppleの承認を得ることで、新しい携帯電話データプランと一緒に購入された際に、その他の自動更新サブスクリプションをバンドルに含めることもできます。この種のサブスクリプションで、消耗型アイテムの利用または割引価格での購入を提供することはできません。また、サブスクリプションは携帯電話データプランと同時に終了する必要があります。

3.1.2（b）アップグレードとダウングレード：ユーザーがアップグレード/ダウングレードをスムーズに行えるようにし、同じコンテンツの異なるバージョンを意図せずに購入してしまうことがないようにする必要があります。サブスクリプションのアップグレードとダウングレードのオプションを管理する方法については、ベストプラクティスを確認してください。

3.1.2（c）サブスクリプションに関する情報：ユーザーにサブスクリプションを促す際は、その価格でユーザーが何を入手できるかを事前に明確に説明する必要があります。1か月当たりの発行回数は何回か、クラウドストレージの容量はどれくらいか、サービスにアクセスする方法にはどのようなものがあるか、など。Apple Developer Program使用許諾契約の別紙2（英語）で説明されている要件も必ず明示する必要があります。

3.1.3 その他の購入方法：次に挙げるアプリでは、アプリ内課金以外の購入方法を利用することができます。3.1.3（a）の条件を満たす場合を除き、このセクションで挙げるアプリでは、アプリ内課金以外の購入方法の利用をアプリ内でユーザーに促すことは許可されません。アプリとは無関係の手段で、デベロッパがユーザーベースに対してアプリ内課金以外の購入方法に関するコミュニケーションを送信することは許可されます。

3.1.3（a）「リーダー」アプリ：以前購入したコンテンツまたはコンテンツのサブスクリプション（具体的には、雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオ）に、ユーザーがアクセスできるようにすることは許可されています。「リーダー」アプリは、無料ユーザー層向けにアカウント作成の機能や、既存ユーザー向けにアカウント管理の機能を含めることができます。「リーダー」アプリのデベロッパは、外部リンクのアカウントエンタイトルメントを申請し、デベロッパが所有する、またはデベロッパがアカウントの作成や管理の責任を保持するWebサイトへの情報リンクをアプリ内で提供することができます。詳しくは、「外部リンクアカウントエンタイトルメント」をご確認ください。

3.1.3 (b) マルチプラットフォームサービス：複数のプラットフォームで動作するアプリでは、マルチプラットフォームのゲームにおける消耗アイテムなどを含め、別のプラットフォーム上のアプリやデベロッパのWebサイトでユーザーが入手したコンテンツ、サブスクリプション、機能へのアクセスを許可することが可能です。ただし、そうしたアイテムは、アプリ内のアプリ内課金アイテムとしても購入可能でなければなりません。

3.1.3 (c) エンタープライズサービス：組織またはグループが、（たとえば業務用データベースや授業管理ツールなど）従業員や学生向けにデベロッパから直接購入するアプリの場合、エンタープライズユーザーが以前購入したコンテンツやサブスクリプションを利用できるようにすることは許可されています。一般の消費者、単独ユーザー、家族向けの販売の場合は、アプリ内課金を使用しなければなりません。

3.1.3 (d) 個人対個人のサービス：個人対個人のリアルタイムでのサービス（家庭教師、医療相談、不動産のツアー、フィットネストレーニングなど）を購入できるアプリの場合は、アプリ内課金以外の購入方法での支払いを受け付けることもできます。一方で、リアルタイムで個人対複数のサービスを提供する場合は、アプリ内課金を使用しなければなりません。

3.1.3 (e) アプリの外部で使用する商品やサービス：ユーザーがアプリの外部で使用する物理的な商品またはサービスをアプリで購入できるようにする場合、そうした商品の支払いにはアプリ内課金以外（Apple Payやクレジットカードなど）の方法を使用する必要があります。

3.1.3 (f) 無料のスタンドアロンアプリ：有料のWebベースツール（VOIP、クラウドストレージ、メールサービス、Webホストなど）に対して、スタンドアロンのコンパニオンアプリとして機能する無料アプリは、そのアプリ内で購入が発生しない、またはそのアプリ外へ購入を誘導していない限り、アプリ内課金を使用する必要はありません。

3.1.3 (g) 広告管理アプリ： 広告主（商品、サービス、イベントを広告する個人や企業）が、各種のメディア媒体（テレビ、屋外広告、Webサイト、アプリなど）にわたる広告キャンペーンを購入および管理することを唯一の目的とするアプリでは、アプリ内課金を使用する必要はありません。このようなアプリはキャンペーン管理を目的としているため、広告そのものを表示することはありません。ただし、同一アプリ内で表示するための広告（ソーシャルメディアアプリへの投稿に使用される販促コンテンツなど）の購入を含め、アプリ内で体験または消費されるコンテンツのデジタル購入には、アプリ内課金を使用する必要があります。

3.1.4 特定のハードウェアを必要とするコンテンツ：アプリのある機能の動作に特定のハードウェアが必要である場合など、いくつかの限られた状況でのみ、アプリ内課金を使用しなくても機能をアンロックすることができます（たとえば、望遠鏡と同期することで機能が追加される天文学のアプリなど）。オプションとして物理的製品（玩具など）と連動するアプリの機能では、アプリ内課金のオプションが提供されていることを前提に、当該機能をアプリ内課金を通さずにアンロックすることができます。ただし、アプリの機能をアンロックするために無関係の商品の購入を条件としたり、広告またはマーケティング活動を行うようユーザーに要求したりすることは認められません。

3.1.5 暗号通貨

(i) ウォレット：組織として登録しているデベロッパに限り、アプリで仮想通貨ストレージを提供することが許可されます。

(ii) マイニング：処理がデバイスの外部で実行されるもの（クラウドベースのマイニングなど）でない限り、アプリで暗号通貨をマイニングすることはできません。

(iii) 取引：アプリが、暗号通貨の取引を行うための適切なライセンスと認可を取得している国や地域のみで提供されることを条件として、認可されている取引に関する暗号通貨のトランザクションまたは送金をアプリで取り扱うことができます。

(iv) イニシャルコインオファリング：イニシャルコインオファリング（「ICO」）、暗号通貨の先物取引、その他の暗号証券や準証券による取引を行うアプリは、信用性のある銀行、証券会社、先物取引業者（「FCM」）、またはその他の承認された金融機関のみ提供することができます。またそうしたアプリは、適用されるすべての法令に準拠している必要があります。

(v) 暗号通貨のアプリでは、他のアプリをダウンロードする、他のユーザーにダウンロードを促す、ソーシャルネットワークに投稿するといったタスクの実行に対して通貨を提供することはできません。

3.2 その他のビジネスモデルの問題

このリストはすべてを網羅したものではなく、デベロッパからのアプリの提出によってポリシーが変更または更新される可能性がありますが、許容される行為と許容されない行為について、いくつか以下に示します。

3.2.1 許容される行為

(i) 自分のアプリだけを集めたカタログアプリである場合を除いて、自分のアプリ内で自分の他のアプリを購入または宣伝用に表示する。

(ii) 許可を得た特定の用途（健康管理、航空、アクセシビリティなど）のために作成されたサードパーティ製アプリを表示または推奨する。単なる店舗のようにしないため、アプリではしっかりとした独自のコンテンツを提供する必要があります。

(iii) レンタル期間の終了後、許可を得た特定のレンタルコンテンツ（映画、テレビ番組、音楽、書籍など）へのアクセスを無効にする。その他のすべてのアイテムおよびサービスに期限をつけることはできません。

(iv) 支払いやオファーの実行または受領、その他の認証（映画チケット、クーポン、VIPメンバーシップなど）にウォレットパスを使用する。その他の用途でウォレットパスを使用すると、アプリの却下およびウォレット認証情報の失効の原因となります。

(v) 保険アプリは無料で提供し、配信される地域の法律に準拠しており、アプリ内課金を使用しないこと。

(vi) 承認を受けた非営利団体は、「App Reviewガイドライン」のすべての条項に準拠し、かつApple Payでの支払いに対応する場合に限り、自身またはサードパーティ製のアプリ内で直接募金活動を行うことができる。こうしたアプリでは基金の活用方法を公開し、適用されるあらゆる法令を遵守し、適切な税金申告用レシートを寄付者に発行できるようにする必要があります。なお、要請に応じてApp Reviewに補足情報を提出する必要があります。アプリ内で支援者に他の非営利団体を紹介する場合は、紹介するすべての非営利団体が承認プロセスを通過していることを確認する必要があります。非営利団体として承認を受ける方法について詳しくは、こちらをご確認ください。

(vii) アプリでは、ユーザーがアプリ内課金以外の方法で別のユーザーに金銭を贈与できる方法を提供する。これは、(a) 贈与の有無は贈り手側が決定できるものとし、かつ (b) 受け手側がその贈与額の100%を受け取る場合に限られます。ただし、その金銭が、受け手側に渡る際のどの段階においても、デジタルコンテンツやサービスを経由するか、デジタルコンテンツやサービスの提供と関連付けられている場合は、必ずアプリ内課金を使用する必要があります。

(viii) 金融取引、投資、資金管理のために使用されるアプリは、それらのサービスを行う金融機関によって提出されたものである必要があります。

3.2.2 許容されない行為

(i) サードパーティ製アプリ、Extension、プラグインをApp Storeと類似した形で、または一般的なカタログとして表示するインターフェイスを作成する。

(ii) （意図的に省略）

(iii) 広告のインプレッション数またはクリックスルーを人工的に増加させる。また、広告の表示のみを目的に設計されたアプリを作成する。

(iv) 承認を受けた非営利団体の場合や、上述のセクション3.2.1 (vi) により許容される場合を除き、慈善や募金活動としてアプリ内で寄付金を収集する。そのような目的で募金活動を行うアプリは、App Storeで無料配信する必要があり、SafariやSMSなどアプリ外でのみ寄付金を収集できます。

(v) 場所または通信事業者などに基づいて、アプリを使用できるユーザーを任意に制限する。

(vi) （意図的に省略）

(vii) 他のサービスに関するユーザーの可視性、ステータス、ランキングを人為的に操作する（そのサービスの利用規約で許可されている場合を除く）。

(viii) バイナリーオプション取引を促すアプリはApp Storeでは許可されません。代わりにWebアプリを検討してください。差金決済取引（CFD）やその他のデリバティブ取引（FOREXなど）を行うアプリは、そのサービスを利用できるすべての法域で正式な認可を得たものである必要があります。

(ix) 個人向けローンを提供するアプリの場合、すべてのローン条件（実質年率（APR）の最大相当額および支払い期限を含むがこれに限らない）を明確かつ目立つ形で開示する必要があります。こうしたアプリでは、コストや手数料を含め、最大APRを36%より高く設定することはできません。また、60日以内での全額返済を求めることもできません。

4.デザイン

Appleのお客様は、シンプルで、洗練され、革新的で、使用が簡単な製品に高い価値を見出します。そして、それはAppleがApp Storeのアプリに求めるものと同じです。デザインを優れたものにできるかどうかはデベロッパ次第ですが、App Storeで承認されるためには次のような基準があります。加えて、承認を受けた後も、アプリが継続的に機能し、新規および既存ユーザーの双方にとって魅力的であり続けるよう、アップデートしていく必要があります。機能しなくなったり、サービスの品質が低下したりしたアプリは、随時App Storeから削除される可能性があります。

4.1 模倣

(a) 独自のアイデアを生み出してください。自分だけのアイデアがあるはずです。それを形にしましょう。App Storeでもっとも人気のあるアプリを単にコピーしたり、他のアプリの名前やUIを多少変更したものをご自身のアプリとして提出しないでください。知的財産侵害の申し立てをされるリスクがあるだけでなく、App Storeの運営が困難になり、また、他のデベロッパにとってもフェアではありません。

(b) その他のアプリやサービスになりすましているアプリを提出すると、「デベロッパ行動規範」に対する違反と見なされ、Apple Developer Programから除名される可能性があります。

4.2 最低限の機能

アプリを作成する際は、Webサイトを単に再パッケージしたようなものではなく、優れた機能、コンテンツ、UIを作成するようにしてください。特に利便性も独自性もなく、アプリらしさもない場合、そのアプリをApp Storeで提供することはできません。アプリが継続的に楽しめる何らかの価値、または十分な有用性を備えていない場合は、承認されない可能性があります。アプリが単に曲または映画のみである場合は、iTunes Storeに提出してください。アプリが単に書籍またはゲームの攻略本のみの場合は、Apple Books Storeに提出してください。

4.2.1 ARKitを使用するアプリは、表現に富み、統合された拡張現実体験をユーザーに提供する必要があります。単にモデルをARビューで表示したり、アニメーションを再生したりするだけでは不十分です。

4.2.2 カタログを除き、主な目的がマーケティングの資料の提供、広告、Webクリッピング、コンテンツのまとめ、リンク集であるアプリは許可されません。

4.2.3

(i) アプリは単体で機能するものである必要があり、アプリが機能するために別のアプリのインストールを求めることはできません。

(ii) 初回起動時に正しく機能させるために追加のリソースをダウンロードする必要があるアプリでは、その追加データのサイズをユーザーに開示し、起動前にこれらのリソースのダウンロードを促してください。

4.2.4 (意図的に省略)

4.2.5 (意図的に省略)

4.2.6 有料のテンプレートやアプリ作成サービスを使用して制作されたアプリは、コンテンツのプロバイダから直接提出されたものでない限り却下されます。こうしたサービスのプロバイダは、顧客の代わりにアプリを提出するのではなく、独自のユーザーエクスペリエンスを提供する革新的なアプリを、顧客が自身で作成することができるようなツールを提供する必要があります。また、こうしたサービスのプロバイダは、1つのバイナリを作成してすべてのクライアントコンテンツを統合型、もしくは「ピッカー」モデルでホストすることができます。たとえば顧客である複数のレストランが、カスタマイズされた個別のエントリやページで表示されるレストラン検索アプリや、さまざまな顧客の複数のイベントが個別のエントリで表示されるイベント情報アプリなどを提出することができます。

4.2.7 リモートデスクトップクライアント : リモートデスクトップのアプリが、ホストデバイスの一般的なミラーリングではなく、特定のソフトウェアやサービスをミラーリングする場合は、以下に準拠する必要があります。

(a) アプリはユーザーが所有するホストデバイスであるパーソナルコンピュータ、またはユーザーが所有する専用のゲームコンソールにのみ接続し、ホストデバイスとクライアントの両方がローカルのLANベースネットワークに接続されている必要があります。

(b) クライアント側に表示されるすべてのソフトウェアやサービスは、ホストデバイス上で完全に実行され、ホストデバイスの画面上にレンダリングされます。リモートデスクトップのストリーミングに必要でないAPIやプラットフォームの機能は使用できません。

(c) アカウントの作成や管理はすべて、ホストデバイスから開始する必要があります。

(d) クライアント側に表示されるUIで、iOSやApp Storeの表示画面を模倣したり、ストアに似たインターフェイスを提供したりすることはできません。また、ユーザーがまだ所有しておらず、ライセンス付与もされていないソフトウェアを閲覧、選択、購入できる機能を実装することは許可されません。なお、トランザクションがホストデバイスで処理される限り、ミラーリングされたソフトウェアで行われるトランザクションではアプリ内課金を使用する必要はありません。

(e) クラウドベースアプリのシンクライアントは、App Storeには適しません。

4.3 スパム

(a) 同一のアプリに対して複数のバンドルIDを作成しないでください。特定の場所、スポーツチーム、大学などに向けた異なるバージョンが存在するアプリの場合は、単一のアプリを提出し、異なるバージョンはアプリ内課金で提供する方法を検討してください。

(b) また、すでに飽和状態のカテゴリにアプリを追加することは避けてください。App Storeには、おなら、げっぷ、懐中電灯、占い、デート、宴会用ゲーム、カーマ・スートラといったアプリがすでに多数存在します。こうしたアプリは、ユニークで高品質な体験を提供するアプリでない限り、却下されます。App Storeでスパム行為をすると、Apple Developer Programから除名される可能性があります。

4.4 Extension

Extensionをホストするまたは含むアプリは、「App Extensionプログラミングガイド (英語) 」、「Safari App Extensionのドキュメント (英語) 」、または「Safari Web Extensionのドキュメント (英語) 」に準拠し、可能な場合はヘルプ画面や設定インターフェイスなどの機能を搭載する必要があります。どのようなExtensionが利用できるかについて、アプリのマーケティングテキストで明確かつ正確に公開する必要があります。また、Extensionにマーケティング、広告、アプリ内課金を含めることはできません。

4.4.1 キーボードExtensionにはいくつかの追加規定があります。

以下に従ってください。

- キーボード入力機能（文字のタイプなど）を備える。
- 画像や絵文字を含むキーボードの場合は、ステッカーのガイドラインに従う。
- 次のキーボードに進む方法を備える。
- 基本的に、ネットワークアクセスがなくても機能する。
- iOSデバイスにおけるユーザーのキーボードExtensionの機能を改善する目的でのみ、ユーザーのアクティビティ情報を収集する。

以下は禁止されています。

- 「設定」以外のアプリを起動する。
- キーボードボタンの用途を別の動作に変更する（Returnキーの長押しでカメラを起動させるなど）。

4.4.2 Safari Extensionは、該当するAppleオペレーティングシステムの現行バージョンのSafariで実行する必要があります。システムまたはSafariのユーザーインターフェイスを構成する要素と相互干渉してはならず、悪意のある、または誤解を生むコンテンツ、またはコードを使用することは許可されません。この規定に違反すると、Apple Developer Programから除名されることになります。Safari Extensionを使用して、機能の動作に必要でないWebサイトにアクセスするよう要求することは認められません。

4.4.3 （意図的に省略）

4.5 Appleのサイトとサービス

4.5.1 アプリではiTunes Store RSSフィードなどの承認済みApple RSSフィードを使用できますが、Appleのサイト（apple.com、iTunes Store、App Store、App Store Connect、デベロッパポータルなど）から情報を取得することや、その情報を使用してランキングを作成することは許可されません。

4.5.2 Apple Music

(i) iOSのMusicKitを利用すると、ユーザーはアプリやゲームからApple Musicおよびローカルのミュージックライブラリをネイティブに再生することができます。ユーザーがApple Musicアカウントへのアクセスを許可すれば、アプリにてプレイリストを作成したり、ライブラリに曲を追加したり、Apple Musicカタログの何百万もの曲から好きな曲を再生したりすることが可能です。その際、ユーザーがApple Musicのストリーミング再生を開始し、「再生」「一時停止」「スキップ」などの標準のメディアコントロールで曲を操作できる必要

があります。さらに、アプリでApple Musicのサービスへのアクセスに対する支払いを要求したり間接的な収益化（アプリ内課金、広告、ユーザー情報のリクエストなど）を行うことは許可されません。MusicKit（英語）に関する文書で明示的に許可されている場合を除き、MusicKit APIから音楽ファイルをダウンロード、アップロード、共有することはできません。

(ii) MusicKit APIを使っても、音楽をより深く、またはより複雑な形で組み込む際に必要となるライセンスを取得したことにはなりません。たとえば、アプリの特定の場面で特定の曲を使用する場合や、ソーシャルメディアに共有できるオーディオやビデオのファイルを作成するアプリでは、デベロッパが権利者に直接連絡して許可（同期や適合化の権利）やアセットを得る必要があります。カバーアートやその他のメタデータは音楽の再生やプレイリストに関連する目的でのみ使用でき（アプリの機能を示すためにで用いるスクリーンショットも含む）、権利者からの明確な承認がない場合はいかなるマーケティング活動や広告にも使用できません。Apple Musicのサービスをアプリに組み込む場合は、必ず「Apple Musicアイデンティティガイドライン（英語）」に従ってください。

(iii) プレイリストやお気に入りの曲など、Apple Musicのユーザーデータにアクセスするアプリでは、目的文字列にその旨を明示する必要があります。収集されるデータは、アプリの品質をサポートしたり改善したりする以外の目的でサードパーティに共有することはできません。また、このデータをユーザーやデバイスの識別、またはターゲティング広告に使用することは許可されません。

4.5.3 スパム、フィッシング行為のため、または迷惑メッセージを送信するために、Game Centerやプッシュ通知などのAppleサービスを使用することは許可されません。プレイヤーID、エイリアス、Game Centerで取得されたその他の情報の逆引き参照、トレース、関連付け、結合、マイニング、収集、その他の形での使用は許可されません。これらの行為があった場合は、Apple Developer Programから除名されます。

4.5.4 アプリが機能するためにプッシュ通知を必須とすることはできません。また、プッシュ通知を個人情報や秘密情報を送信するために使用することは許可されません。プッシュ通知をキャンペーンやダイレクトマーケティングのために使用することはできません。ただし、そのプッシュ通知を、ユーザーがアプリのUIに表示される同意メッセージを通じて明示的にオプトインすることができ、同時にオプトアウトする手段をアプリに設ける場合を除きます サ　ビスを不正に使用すると、デベロッパとしての権限を失う可能性があります

4.5.5 Game CenterのプレイヤーIDは、Game Centerの規約で承認されている形でのみ使用する必要があります。アプリで表示することや、サードパーティに共有することは許可されません。

4.5.6 アプリやそのメタデータでは、Appleの絵文字として表示されるUnicode文字を使用することができます。Appleの絵文字を他のプラットフォームで使用したり、アプリバイナリの中に直接埋め込んだりすることはできません。

4.6 アプリの代替アイコン

スポーツチームの好みに合わせてアイコンを変えるなど、アプリをカスタムアイコンで表示することは許可されています。ただし、アイコンの変更はユーザー自身が行い、元のアイコンに戻すための設定がアプリに用意されている場合に限られます。用意するアイコンはすべてアプリのコンテンツに関係するものである必要があります。また、設定や通知などに表示されるアイコンがSpringBoardでの新しいアイコンと一致するよう、変更がシステムのすべてのアセットに一貫して適用されるようにする必要があります。

4.7 ミニアプリ、ミニゲーム、ストリーミングゲーム、チャットボット、プラグイン、ゲームエミュレータ

アプリでは、HTML5のミニアプリ、ミニゲーム、ストリーミングゲーム、チャットボット、プラグインなど、バイナリに埋め込まれていない特定のソフトウェアを提供することができます。また、レトロゲームのコンソールエミュレータアプリは、ゲームのダウンロードを提供できます。デベロッパは、アプリで提供されるそのようなすべてのソフトウェアについて、当該ソフトウェアが本ガイドラインおよび適用されるすべての法令に準拠していることを確認することを含め、責任を負うものとします。ガイドラインに一項目でも準拠していないソフトウェアがある場合、アプリは却下されます。また、デベロッパは、ソフトウェアが4.7.1から4.7.5までの条項に定める追加規定に準拠していることも確認する必要があります。これらの追加規定は、App Storeに期待されているユーザー体験を維持し、ユーザーの安全を確保する上で重要です。

4.7.1 この規定に基づいてアプリで提供されるソフトウェアは、以下の条件を満たしている必要があります。

- すべてのプライバシーガイドラインに従うこと。これには、データの収集、使用、共有、および機密性の高いデータ（健康に関するデータや子どもの個人データなど）に関するガイドライン5.1に定める規定が含まれますが、これらに限定されません。
- 不適切なコンテンツをフィルタリングする手段、ユーザーが不適切なコンテンツを報告し、それに対して迅速に対応することができる仕組み、および不適切な行為を行うユーザーをブロックする機能が含まれていること。
- デジタル商品やデジタルサービスをエンドユーザーに提供する際にアプリ内課金を使用すること。

4.7.2 アプリでは、Appleから事前に許可を得ることなく、ソフトウェアに対してネイティブプラットフォームAPIを拡張したり公開することは認められません。

4.7.3 アプリで提供している個々のソフトウェアに対するデータやプライバシーに関する許可をアプリで共有するには、その都度、ユーザーの明示的な同意を得る必要があります。

4.7.4 アプリで利用できるソフトウェアやメタデータのインデックスを提示する必要があります。インデックスには、アプリで提供しているすべてのソフトウェアへのユニバーサルリンクが含まれている必要があります。

4.7.5 アプリでは、アプリ内で利用できるコンテンツの対象年齢の中で最も高い年齢を年齢制限指定として共有する必要があります。

4.8 ログインサービス

ユーザーのプライマリアカウントをアプリで設定、または認証する際に、サードパーティのログインサービスやソーシャルログインサービス（Facebookでサインイン、Googleでサインイン、Xでサインイン、LinkedInでサインイン、Amazonでログイン、WeChatでログインなど）を使用するアプリでは、同等の代替オプションとして、以下の特徴を備えた別のログインサービスも組み込む必要があります。

- データ収集をユーザーの名前とメールアドレスに限定したログインサービス
- アカウント設定の一環として、ユーザーが自分のメールアドレスを非公開にできるログインサービス
- ユーザーの同意なく広告目的でアプリとのインタラクションに関わるデータを収集することのないログインサービス

ユーザーのプライマリアカウントとは、ユーザーによる本人認証、サインイン、および機能や関連サービスの利用を目的として、アプリで作成するアカウントのことです。

以下の場合、別のログインサービスは不要です。

- アプリが、自社独自のアカウント設定やサインインシステムのみを使用している場合。
- アプリが代替アプリマーケットプレイスである場合、またはアカウント、ダウンロード、コマース機能のためにマーケットプレイス固有のログインを使用する代替アプリマーケットプレイスから配信されたアプリである場合。
- アプリが教育機関、エンタープライズ、法人用のものであり、ユーザーが既存の教育機関またはエンタープライズアカウントでサインインする必要がある場合。
- アプリが、政府または民間が運営する住基システムや電子IDを使ってユーザーを認証する場合。
- アプリが特定のサードパーティサービスのクライアントであり、コンテンツにアクセスするため、ユーザーがメール、ソーシャルメディア、その他のサードパーティアカウントに直接サインインする必要がある場合。

4.9 Apple Pay

Apple Payを使用するアプリでは、商品またはサービスの販売に先立って購入に関する重要な情報をすべてユーザーに提示する必要があります。また、「Apple Payマーケティングガイドライン」および「ヒューマンインターフェイスガイドライン」に準拠してApple Payのブランディングやユーザーインターフェイスの要素を適切に取り扱う必要があります。Apple Payを使用した定期的な支払いが発生するアプリでは、少なくとも以下の情報を公開する必要があります。

- 更新期間の長さと、キャンセルするまで継続されるという事実
- 各期間に提供されるコンテンツ
- ユーザーに請求される実際の料金
- キャンセル方法

4.10 内蔵機能の収益化

ハードウェアやオペレーティングシステムに内蔵されている機能（プッシュ通知、カメラ、ジャイロスコープなど）またはAppleのサービスやテクノロジー（Apple Musicへのアクセス、iCloudストレージ、Screen Time APIなど）を収益化することは認められません。

5.法的事項

アプリは提供されるすべての地域におけるあらゆる法的要件に準拠している必要があります（明確でない場合は法律家に相談してください）。法的要件は複雑ですが、各要件を確実に理解し、アプリを本ガイドラインのみでなく地域のすべての法律に準拠させることはデベロッパの責任です。また当然、犯罪または明らかに分別に欠ける行為を誘発、促進、奨励するアプリは却下されます。人身売買や児童労働の搾取を助長するアプリなど、極端な例においては、該当する当局に通報されます。

5.1 プライバシー

Appleのエコシステムにおいて、ユーザーのプライバシー保護は最優先事項です。個人のデータは慎重に扱い、ユーザーの期待に応えることはもちろん、プライバシーのベストプラクティス、すべての適用法および「Apple Developer Program使用許諾契約」の規約に準拠することが求められます。以下に具体例を記載します。

5.1.1 データの収集および保存

(i) プライバシーポリシー：すべてのアプリには、App Store Connectのメタデータフィールドのプライバシーポリシーへのリンクを必ず含め、これをアプリ内でアクセスしやすい形で提示する必要があります。プライバシーポリシーはわかりやすく明確なものである必要があります。

- アプリ／サービスが収集するデータの種類（該当する場合）、データの収集方法、データの用途はすべて明確に提示してください。
- 本ガイドラインに準拠して、アプリのユーザーデータをサードパーティ（分析ツール、広告ネットワーク、サードパーティ製のSDK、その他ユーザーデータにアクセスできる親会社、子会社、その他の関連組織）と共有する場合は、そのサードパーティがアプリのプライバシーポリシーで定める内容や本ガイドラインの要求事項と同一、あるいは同等のレベルでユーザーのデータを保護していることを確認する必要があります。
- データ保存/削除のポリシーと、ユーザーが同意を無効にする方法やユーザーデータの削除をリクエストする方法を記載する必要があります。

(ii) 許可：ユーザーデータや使用状況に関するデータを収集するアプリでは、収集するデータが収集の時点またはその直後の時点で匿名であると考えられる場合でも、そのデータ収集に関してユーザーから同意を得る必要があります。有料の機能は、ユーザーデータへのアクセスをユーザーが許可することに応じるもの、またはそれを条件とすることはできません。また、アプリでは、簡単にアクセスできるわかりやすい方法でユーザーが同意を撤回できるようにする必要があります。必ず、目的文字列でデータの用途を明確かつ十分に説明してください。正当な利益のため、同意を得ることなくデータを収集するアプリは、EU一般データ保護規則（GDPR）の規約、またはそれに類する制定法のすべての条項を遵守する必要があります。詳しくは、「許可のリクエスト」をご確認ください。

(iii) 必要最低限のデータ：アプリは、中心的な機能に関連するデータへのアクセスのみがリクエストされ、関連するタスクの実行に必要なデータのみが収集および使用されるものである必要があります。可能な場合、「写真」や「連絡先」といった保護されているリソースへの完全なアクセス権をリクエストする代わりに、プロセス外のピッカーやシェアシートを使用してください。

(iv) アクセス：アプリでは、ユーザーのアクセス許可設定を尊重しなければなりません。不要なデータアクセスに同意するようユーザーを巧みに誘導したり、だましたり、強制したりすることはできません。たとえば、ソーシャルネットワークに写真を投稿できるアプリで、マイクへのアクセスに同意しなければ写真をアップロードできない仕様とすることは許可されません。可能であれば、アクセスに同意しないユーザー向けに別の方法を用意してください。たとえば、位置情報の共有に同意しないユーザーには、住所を手動で入力できる機能を用意することができます。

(v) アカウントへのログイン：アカウント情報をベースにした重要な機能を実装しているものでない限り、アプリにログインせずに使用できるようにしてください。アカウントの作成に対応したアプリの場合は、アプリ内でアカウントの削除もできるようにする必要があります。アプリの主要な機能に直接関連する場合、または法律で要求される場合を除いて、アプリを動作させるためにユーザーの個人情報の入力を要求することは許可されません。アプリの主要な機能が特定のソーシャルネットワーク（Facebook、WeChat、Weibo、Xなど）に関連するものでない場合は、ログインや別のメカニズムを介さずに使用できるようにする必要があります。基本的なプロフィール情報の取得、ソーシャルネットワークへの公開、アプリを利用するよう友達を招待することは、アプリの中心的な機能とはみなされません。また、ソーシャルネットワークの認証情報や、アプリとソーシャルネットワーク間のデータアクセスをアプリ内で無効にできるメカニズムを用意する必要があります。アプリでは、ソーシャルネットワークの認証情報やトークンをデバイスの外部に保存することはできません。そうした認証情報やトークンは、アプリの使用中に、アプリから直接ソーシャルネットワークに接続するときにのみ使用することができます。

(vi) アプリを利用して密かにユーザーのパスワードやその他のプライベートデータを取得するデベロッパは、Apple Developer Programから除名されます。

(vii) ユーザーに情報を視覚的に提示する際は、必ずSafariViewControllerを使用する必要があります。SafariViewControllerを非表示にしたり、別のビューやレイヤーで隠したりすることは許可されません。また、SafariViewControllerを使用して、ユーザーの認知や同意なしにアプリでユーザーのトラッキングを行うことは許可されません。

(viii) ユーザー以外のソースから取得した個人情報、またはユーザーの明示的な同意なしに取得された個人情報を収集するアプリは、その情報が公開データベースからのものであったとしても、App Storeまたは代替アプリマーケットプレイスでは許可されません。

(ix) 規制の多い分野（バンキングや金融サービス、ヘルスケア、ギャンブル、合法大麻の使用、航空旅行など）でのサービスを提供するアプリ、機密性の高いユーザー情報を必要とするアプリは、個人のデベロッパではなく、そうしたサービスを提供する法人によって提出される必要があります。大麻の合法的な販売を促進するためのアプリは、それが合法とみなされる法的管轄地域でのみ利用できるよう、地域制限を設定する必要があります。

(x) アプリは、ユーザーの基本的な連絡先情報（たとえば名前やメールアドレスなど）の共有がユーザーの任意の選択であり、いかなる機能やサービスの提供もこれらの情報の共有を条件にしておらず、本ガイドラインのその他の規定（子どもからの情報収集に関する制限を含む）にすべて遵守するものである限り、これらの情報をユーザーにリクエストすることができます。

5.1.2 データの使用と共有

(i) 法律で許可されているものでない限り、事前にユーザーの許可を取らずに、ユーザーの個人データを使用、送信、共有することはできません。使用する場合は、どこでどのようにデータを使用するかに関する情報をユーザーが確認できる手段を提供する必要があります。アプリで収集したデータは、アプリの改善や、（「Apple Developer Program使用許諾契約」に準拠した）広告の提示といった目的でのみサードパーティと共有することができます。ユーザーアクティビティをトラッキングするには、App Tracking Transparency APIを介して、ユーザーの明示的な許可を得る必要があります。トラッキングについて、詳しくはこちらをご確認ください。ユーザーが機能やコンテンツにアクセスしたり、アプリを利用したり、金銭やその他の報酬（ギフトカードやコードを含むが、これらに限定されない）を受け取ったりする際に、アプリがシステム機能（プッシュ通知、位置情報サービス、トラッキングなど）の有効化をユーザーに求めることは認められません。ユーザーの同意なしに、またはプライバシー関連の法令を遵守せずにユーザーデータを共有するアプリはApp Storeから削除され、当該デベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。

(ii) 法律で明示的に許可されている場合を除き、特定の目的のために収集されたデータを、ユーザーの同意をあらためて取ることなく、別の目的に使用することはできません。

(iii) アプリで収集したデータに基づき、密かにユーザープロファイルを構築することは許可されません。また、Appleから提供されたAPIで収集したデータ、「匿名化」されたデータ、「集積」されたデータ、または個人を識別できないその他の方法で収集されると説明されたデータに基づいて、ユーザーの識別やユーザープロファイルの再構築を行おうとしたり、助長したり、それを他者に促したりすることは許可されません。

(iv) 「連絡先」、「写真」、ユーザーデータにアクセスするその他のAPIから収集した情報を使用して、自身での使用またはサードパーティに販売したり配信したりすることを目的とした連絡先データベースを構築することは許可されません。また、分析や広告/マーケティングを目的として、ユーザーのデバイスに他にどのようなアプリがインストールされているかに関する情報を収集することも許可されません。

(v) ユーザーの「連絡先」や「写真」で収集した情報を使用して、第三者に連絡を取ることは許可されません。ただし、ユーザー本人が明示的かつ個別にリクエストする場合はこの限りではありません。「すべて選択」のオプションを用意したり、デフォルトですべての連絡先が選択される仕様にしたりすることは許可されません。メッセージを送信する前に、どのようなメッセージが受信者に表示されるかをユーザーに明確に伝える必要があります（メッセージの内容や、表示される送信者情報など）。

(vi) HomeKit API、HealthKit、Clinical Health Records API、MovementDisorder API、ClassKit、または深度測定ツールや（ARKit、Camera API、Photo APIなどの）フェイスマッピングツールで収集したデータを、サードパーティが行うものを含めて、マーケティング、広告、またはユーザーベースのデータマイニングに使用することは許可されません。CallKit（英語）、HealthKit（英語）、ClassKit（英語）、ARKitの実装におけるベストプラクティスについて詳しくは、リンク先をご確認ください。

(vii) Apple Payを使用するアプリでは、商品またはサービスの配信を円滑化または向上させる目的でのみ、Apple Payを通して取得したユーザーデータをサードパーティと共有することができます。

5.1.3 健康および健康に関する調査

健康、フィットネス、医療データは特に慎重に扱う必要があり、ユーザーの個人情報の保護を徹底するために、この分野のアプリにはいくつかの追加規定が適用されます。

(i) 許可を得た健康管理の向上または健康調査のため以外の目的(広告、マーケティング、またはその他のユーザーベースのデータマイニングなど)で、健康、フィットネス、医療に関する調査のために収集されたデータ(Clinical Health Records API、HealthKit API、モーションとフィットネス、MovementDisorder API、健康関連の臨床調査から得られるデータなどを含む)を使用したりサードパーティに共有することはできません。ただし、ユーザーに直接メリット(より低額な保険料など)を提供する場合には、メリットを提供する組織によってアプリが提出されており、データがサードパーティと共有されない限り、ユーザーの健康やフィットネスに関するデータをアプリで使用することができます。その際、そのデバイスから収集される健康に関するデータについて具体的に明示する必要があります。

(ii) アプリの使用によって、HealthKitまたはその他の健康調査アプリや健康管理アプリに虚偽のデータまたは誤ったデータが書き込まれないようにしてください。また、個人の健康情報をiCloudに保存することはできません。

(iii) 健康に関する臨床調査を実施するアプリでは、参加者本人、未成年の場合は親または保護者から同意を得る必要があります。このような同意には、(a)調査の性質、目的、期間、(b)手順、患者へのリスクおよび利点、(c)データの機密性と扱いに関する情報(サードパーティとの共有を含む)、(d)患者が質問がある場合の連絡先、(e)辞退プロセスを含める必要があります。

(iv) 健康関連の臨床調査を実施するアプリは、独立した倫理審査委員会の適切な承認を得る必要があります。承認を受けた証拠を要望に応じて提示していただく必要があります。

5.1.4 子どもに関する配慮

(a) 多くの理由から、子どもの個人データを扱う場合は厳重な注意が求められます。児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)やEU一般データ保護規則(GDPR)などの法律、およびその他の適用される規制または法律をすべて慎重に確認してください。

アプリでは、これらの法律に準拠する目的でのみ生年月日や保護者の連絡先を要求することができます。ただし、ユーザーの年齢に関係なく、そのアプリがユーザーにとって有益な機能またはエンターテインメントの価値を提供するものである必要があります。

主に子どもを対象としたアプリには、サードパーティ製の分析機能またはサードパーティ製の広告を組み込むことはできません。これにより、子ども達にとって、より安全な環境を提供することができます。

(b) 限られたケースでは、サードパーティの分析機能およびサードパーティの広告が許可される場合もあります。この場合は、そのサービスがガイドラインの1.3で定められている条項に準拠することが条件となります。

さらに、「子ども向け」カテゴリのアプリまたは未成年の個人情報(名前、住所、メールアドレス、位置情報、写真、ビデオ、絵、チャット対応の可否、その他の個人データ、上記の任意の組み合わせによる永続的識別子など)を収集、送信、共有する機能を持つアプリにはプライバシーポリシーを設定し、子どものプライバシー保護法に関するすべての適用法に準拠する必要があります。「子ども向け」カテゴリのアプリのペアレンタルゲートと、プライバシー保護法に基づく個人データ収集への保護者の同意は、通常同じではないことにご注意ください。

ガイドラインの2.3.8で定められている点として、アプリのメタデータに「子ども用」といった用語を使用できるのは、「子ども向け」カテゴリのアプリに限られます。「子ども向け」カテゴリに属さないアプリでは、アプリ名、サブタイトル、アイコン、スクリーンショット、説明に、アプリの主な対象ユーザーが子どもであることを暗示的に表す用語を含めることはできません。

5.1.5 位置情報サービス

アプリで位置情報サービスを使用できるのは、位置情報サービスがアプリの機能またはサービスと直接関連する場合のみです。位置情報ベースのAPIは、救急サービスまたは自動車、飛行機、その他デバイスの自律制御のために使用することはできません。ただし、軽量のドローンや玩具などの小型デバイス、またはリモートコントロールの自動車警報システムなどは除きます。位置情報を収集、送信、使用する際は、事前にユーザーに通知し、同意を得る必要があります。アプリで位置情報サービスを使用する場合は、アプリにおけるこのサービスの目的を説明する必要があります。説明に関するベストプラクティスについては、「ヒューマンインターフェイスガイドライン」をご参照ください。

5.2 知的財産

アプリにはご自身が作成したコンテンツ、または使用許可を取得したコンテンツのみを使用してください。許可なくコンテンツを使用した場合はアプリを削除します。もちろん、他のデベロッパが皆さまの作品を許可なく使用した場合はそのアプリが削除されます。ご自身の知的財産権がApp Storeの他のデベロッパに侵害されているおそれが

ある場合は、Webフォームから申し立てを行ってください。国や地域によって法律は異なりますが、少なくとも以下の各項に留意する必要があります。

5.2.1 全般：商標、著作権取得済みの作品、特許取得済みのアイデアなどの保護されたサードパーティ製の素材をアプリで許可なく使用することはできません。また、誤解を招く、虚偽の、または模倣の描写、名前、メタデータをアプリバンドルやデベロッパ名に含めることは許可されません。アプリは、知的財産権およびその他の関連する権利を所有する、またはそのライセンスを受けている個人または法人によって提出される必要があります。

5.2.2 サードパーティのサイトおよびサービス：アプリがサードパーティのサービスのコンテンツを使用、アクセス、または表示する場合、あるいはそのコンテンツへのアクセスを収益化する場合、当該サービスの利用規約に従って特別の許可を得る必要があります。また、要望に応じて承認書類を提示していただく必要があります。

5.2.3 オーディオおよびビデオのダウンロード：アプリを使って違法なファイル共有を助長したり、コンテンツの供給元であるサードパーティ（Apple Music、YouTube、SoundCloud、Vimeoなど）の明示的な承認を得ることなく、そのコンテンツを保存、変換、またはダウンロードする機能をアプリに搭載したりすることはできません。オーディオおよびビデオコンテンツのストリーミングも利用規約に違反する可能性があるため、アプリでこれらのサービスにアクセスする前に必ず確認してください。また、要望に応じて承認書類を提示していただく必要があります。

5.2.4 Appleの承認

(a) Appleがアプリのデベロッパまたはサプライヤーであると示唆または暗示したり、Appleが品質または機能に関して特定のアプリを承認していると示唆または暗示することは認められません。

(b) アプリが「エディターのおすすめ」に選ばれた場合、バッジが自動的に適用されます。

5.2.5 Apple製品 Appleの既存の製品、インターフェイス（Finderなど）、アプリ（App Store、iTunes Store、メッセージなど）、および広告のテーマなどとの混同を招くような、類似したアプリを作成することは認められません。サードパーティ製のキーボードやステッカーパックを含め、アプリやExtensionにAppleの絵文字を含めることはできません。iTunesとApple Musicの音楽プレビューを娯楽的な目的で（フォトコラージュのBGM、ゲームのサウンドトラックなど）、またはその他の承認されていない目的で使用することは許可されません。iTunesやApple Musicの音楽プレビューを使用する場合は、iTunesやApple Musicの該当曲のリンクを表示する必要があります。アプリでアクティビティリングを表示する場合は、アクティビティコントロールに類似する方法で、ムーブ、エクササイズ、スタンドのデータを表示することはできません。アクティビティリングの使用に関して詳しくは、「ヒューマンインターフェイスガイドライン」をご参照ください。アプリでApple Weatherのデータを表示する場合は、WeatherKitドキュメントのアトリビューション要件に従う必要があります。

5.3 賭博ゲーム、ギャンブル、宝くじ／ロト

賭博ゲーム、ギャンブル、宝くじ／ロトは管理が複雑であり、App Storeでもっとも規制が厳しい分野の1つです。アプリを提供するすべての地域におけるあらゆる法的義務を確認した後、こうした機能を搭載してください。この場合、審査には通常よりも時間がかかります。以下の点に注意してください。

5.3.1 抽選やコンテストの主催者は、アプリのデベロッパである必要があります。

5.3.2 抽選、コンテスト、チャリティーくじの公式ルールをアプリ内で提示し、Appleは主催者ではなく、いかなる形でも関わりがないことを明記する必要があります。

5.3.3 現実のお金を使用するあらゆる形式の賭博ゲームで、ゲームのクレジットや通貨の購入にアプリ内課金を使用することはできません。

5.3.4 現実のお金を使用する賭博ゲーム（スポーツ賭博、ポーカー、カジノゲーム、競馬など）または宝くじ／ロトを提供するアプリは、アプリが利用される地域で必要なライセンスおよび許可を取得し、アプリの利用をその地域のみに制限し、App Storeで無料で配信する必要があります。カードカウンターなどの違法なギャンブルツールは、App Storeで許可されません。ロトアプリには、考慮、機会、賞品の3つの要素が必要になります。

5.4 VPNアプリ

VPNサービスを提供するアプリでは、NEVPNManager API（英語）を使用する必要があり、組織として登録しているデベロッパのみ提供することができます。また、ユーザーがサービスを購入または使用するための操作を行う前に、収集するユーザーデータとその用途についてアプリの画面上に明示する必要があります。VPNサービスを提供するアプリでは、その目的を問わずいかなるデータもサードパーティに販売、共有、開示することは認められず、その旨をプライバシーポリシーに明記する必要があります。現地の法令に違反するVPNアプリは提供できません。また、VPNサービスの提供にライセンスの取得が必要な地域でVPNアプリを提供する場合は、App Reviewの「メモ」欄でライセンス情報を提示してください。承認を受けたプロバイダによって提供されるペアレンタルコントロール、コンテンツブロック、セキュリティアプリなどにおいても、NEVPNManager APIが使用されている必要があります。

本ガイドラインに準拠していないアプリはApp Storeから削除され、代替配信経由のインストールがブロックされます。また、当該デベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。

5.5 モバイルデバイス管理

モバイルデバイス管理（MDM）サービスを提供するアプリでは、Appleが提供しているMDM機能をリクエストする必要があります。こうしたアプリは、営利企業、教育機関、政府機関のみが提供することができます。限られたケースで、ペアレンタルコントロールサービスまたはデバイスセキュリティにMDMを使用する企業による提供が許可される場合もあります。また、ユーザーがサービスを購入または使用するための操作を行う前に、収集するユーザーデータとその用途についてアプリの画面上に明示する必要があります。適用法に違反するMDMアプリは提供できません。MDMサービスを提供するアプリでは、その目的を問わずいかなるデータも販売、使用、サードパーティに開示することは許されておらず、その旨をプライバシーポリシーに明記する必要があります。特定のケースに限り、サードパーティ製の分析機能を組み込むことが許可される場合もあります。その場合、そのサービスが、デベロッパのMDMアプリのパフォーマンスに関するデータの収集または送信のみを目的とし、ユーザー、ユーザーのデバイス、そのデバイスで利用されているその他のアプリに関するいかなるデータも収集または送信しないことが条件となります。構成プロファイルを提供するアプリもこうした要件に準拠する必要があります。本ガイドラインに準拠していないアプリはApp Storeから削除され、代替配信経由のインストールがブロックされます。また、当該デベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。

5.6 デベロッパ行動規範

デベロッパは、App Storeのカスタマーレビュー、カスタマーサポートのリクエストへの対応、App Store Connectとのやり取りを含むAppleとのコミュニケーションなど、あらゆる場面で誰に対しても敬意を持って対応することが求められます。嫌がらせ、差別的な言動、脅迫、いじめなどを、いかなる形でも行わず、そのような行為を他者に促すこともないようにしてください。不正な操作、誤解を招く行為、その他の詐欺的な行為を繰り返すと、Apple Developer Programからの除名につながります。

ユーザーからの信頼は、アプリのエコシステムの基盤です。アプリでユーザーから搾取したり不当にだまし取ろうとしたり、ユーザーが不要なものを購入させようとすることは絶対に許容されません。また、不必要なデータ共有を強制したり、価格を巧妙に上乗せしたり、実際には利用できない機能やコンテンツの料金を請求したりなど、ユーザーに対する不正な操作をアプリの内外で行うことは許されません。

「デベロッパ行動規範」に違反する活動や行動に従事した場合は、Developer Programのアカウントは停止されます。アカウントを復元するため、デベロッパは詳しい改善計画を書面で提出することができます。Appleがその計画を承認し、改善が実施されたことを確認すると、アカウントが再度有効になります。

5.6.1 App Storeのカスタマーレビュー

App Storeのカスタマーレビューは、アプリの体験を構成する中でも1つの重要な要素となっています。そのため、ユーザーのコメントに返答する際は敬意を持って対応することが重要です。ユーザーのコメントに対する返答だけを記載するようにしてください。個人情報、スパム、マーケティングに関する内容を含めることはできません。

アプリのレビューをユーザーに促すには、提供されているAPIを使用してください。ユーザーがアプリから離れることなく、簡単にApp Storeでの評価とレビューを入力できるようになります。この場合、レビューを求めるカスタムプロンプトの表示は無効化されます。

5.6.2 デベロッパ情報の真正性

デベロッパのアイデンティティを確認できる情報をAppleおよびユーザーに向けて提示することは、ユーザーの信頼を得る上で非常に重要です。デベロッパは、デベロッパ自身とそのビジネス、App Storeまたは代替アプリマーケットプレイスで提供しているものについて、正確に説明する必要があります。正確かつ適切な最新の情報を提示して、AppleおよびユーザーがデベロッパについてAppleおよびユーザーがデベロッパについて理解し、問題が発生した際に問い合わせることができるようにしてください。

5.6.3 アプリの見つけやすさに関する不正行為

App Storeに参加するデベロッパには、誠実さと、ユーザーの信頼の構築と維持に取り組むことが求められます。ランキング、検索、レビュー、アプリの推薦など、App Storeにおけるユーザー体験に関わる要素を不正に操作することは、ユーザーからの信頼を損なうため、禁止されています。

5.6.4 アプリの品質

ユーザーは、App Storeにて最高品質の体験が得られることを期待しています。コンテンツ、サービス、ユーザー体験の品質を高いレベルで維持することは、ユーザーからの信頼を高めます。ネガティブなユーザーレビュー、多数の返金リクエストなど、アプリに関する懸念を伝える報告がユーザーから大量に届く場合は、ユーザーの期待に応えられていないことを示しています。デベロッパがアプリの品質の高さを維持できない場合は、「デベロッパ行動規範」が遵守されているかどうかを判断する1つの要素となる可能性があります。

提出後

アプリとメタデータをApp Store Connectに提出すると、審査プロセスが開始されます。以下の点にご注意ください。

- **タイミング：**App Reviewでは、可能な限り迅速にアプリが審査されます。ただし、複雑なアプリや新たな問題に関わるアプリには、より綿密な審査や検討が求められる場合もあります。また、同じガイドラインへの違反により何度も却下されていたり、審査プロセスを不正に操作しようとしたりした経緯がある場合は、アプリの審査完了までより長い時間がかかります。詳しくは、「App Review」をご確認ください。
- **ステータスの更新：**App Store Connectにはアプリの現時点のステータスが反映されるため、アプリの最新状況を確認できます。
- **優先審査のリクエスト：**時間に関して重大な懸念がある場合は、優先審査をリクエスト（英語）できます。他のデベロッパに配慮し、本当に必要な場合のみ優先審査をリクエストしてください。この制度を濫用していることがわかった場合、リクエストを却下する場合があります。
- **リリース日：**リリース日が未来の日付に設定されている場合、App Reviewでアプリが承認された後もその日までApp Storeに表示されません。また、選択されたすべてのストアフロントでアプリが公開されるまでに、最大24時間かかることがありますのでご了承ください。
- **却下：**Appleの目標は、ガイドラインを公正かつ一貫性を持って適用することですが、必ずしも完璧に適用できるとは限りません。アプリが却下された後に質問がある場合、または追加の情報を提出する場合は、App Store Connectを通して直接App Reviewチームにお問い合わせください。そうすることで、一度は却下されたアプリが承認されてApp Storeに公開される可能性もあります。また、これによりAppleがApp Reviewプロセスを改善し、ポリシーをより明確に提示するために役立つことにもなります。
- **異議の申し立て：**審査結果に同意できない場合は、異議の申し立てを申請（英語）してください。そうすることで、一度は却下されたアプリが承認されてApp Storeに公開される可能性があります。また、ガイドライン自体の変更を提案（英語）することもできます。これは、AppleがApp Reviewプロセスを改善し、ポリシーのどのような点を明確にする必要があるかを特定するのに役立ちます。
- **バグ修正の提出：**App Storeまたは代替アプリマーケットプレイスですでに配信されているアプリの場合、法的な問題または安全性の問題に関連しない限り、ガイドライン違反を理由にバグ修正が遅れることはありません。アプリが却下されたものの、このプロセスの対象に該当する場合は、App Store Connect経由でApp Reviewチームに直接連絡を取り、このプロセスの利用を希望する旨、および次回の提出時にその問題に対処する予定である旨を知らせてください。

皆さまの新しいアイデアを楽しみにしています。

最終更新日：2024年4月5日

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.

Appleメディアサービス利用規約

本サービス規約は、お客様とAppleの間に締結される契約（以下「契約」といいます）です。本契約をよくお読みください。

目次

A. 概要

B. 支払い、税金、返金

C. アカウント

D. プライバシー

E. 本サービスとコンテンツの利用ルール

F. 本サービスの終了および停止

G. ダウンロード

H. サブスクリプション

I. コンテンツと本サービスの提供状況

J. 他社製のデバイスおよび機器

K. 本サービスへの送信

L. ファミリー共有

M. シーズンパスおよびマルチパス

N. App Storeの追加条項

O. App Store、Apple Books、Apple Podcast、一部のコンテンツに関する追加条項

P. Apple Musicの追加条項

Q. Apple Fitness+の追加条項

R. Carrierメンバーシップ

S. すべての本サービスに適用されるその他の諸条件

A. 概要

本契約は、コンテンツ、App（以下に定義）、その他のApp内サービス（以下、総称して「コンテンツ」という）を購入、取得、使用許諾、レンタル、またはサブスクリプション登録できるAppleのサービス（以下「サービス」といいます）（例：App Store、Apple Arcade、Apple Books、Apple Fitness+、Apple Music、Apple News、Apple News+、Apple One、Apple Podcast、Apple Podcastのサブスクリプション、Apple TV、Apple TV+、Apple TVチャンネル、Game Center、iTunes（利用可能な場合））のお客様によるご利用について規定するものです。コンテンツは、Appleまたは第三者によるサービスを通じて提供することができるものとします。本サービスは、お客様が居住する国または地域（以下「本国」といいます）で利用できます。特定の国または地域で本サービスを利用するためにアカウントを作成することで、お客様はその国または地域をご自分の本国として指定することになります。本サービスの利用には、互換性のあるハードウェア、ソフトウェア（最新バージョンが推奨され、必須の場合もあります）、インターネットアクセス（料金がかかる場合があります）が必要です。本サービスのパフォーマンスは、これらの要素の影響を受けることがあります。

B. 支払い、税金、返金

本サービスのコンテンツは無料または有料で取得できます。いずれの場合も、コンテンツの取得のことを「取引」といいます。個々の取引は、お客様とAppleとの間、および／またはお客様と本サービスのコンテンツを提供する事業体との間の電子契約です。ただし、Apple Distribution International Ltd.のお客様の場合、Apple Books、Apple Podcast、またはApp Storeでお客様が取得する一部のコンテンツについては、製品ページおよび／または関連する本サービスの取得プロセス中に表示される通り、Apple Distribution International Ltd.が最終販売責任を負う商業者です。その場合、お客様はApple Distribution International Ltd.からコンテンツを取得することになり、そのコンテンツはコンテンツプロバイダ（例：Appプロバイダ（以下に定義）、ブックの発行元など）がライセンスを付与します。初めて取引を行う際に、次回以降の取引でパスワードを要求する頻度を選択するように求められます。該当するApple製ハードウェアでは、お客様がTouch IDによる取引を有効にすると、すべての取引を指紋で認証するよう求めます。また、Face IDによる取引を有効にすると、すべての取引で顔認証が求められます。パスワードの設定は、https://support.apple.com/ja-jp/HT204030に記載されている手順に従っていつでも管理できます。

Appleは、あらゆる有料の取引（適用される税金を含む）について、お客様が選択したお支払い方法に請求します。お客様が選択したお支払い方法をAppleウォレットにも追加している場合、Appleは、Apple Payを使用してAppleウォレットのその方法に請求することがあります。お客様は、自身のApple IDに複数のお支払い方法を関連付けることができ、Appleが取引のためにこれらのお支払い方法を保存してその方法に請求できることに同意するものとします。お客様の主要なお支払い方法は、アカウント設定のお支払いに関するページの一番上に表示されます。

何らかの理由（有効期限切れや残高不足など）で主要なお支払い方法に請求できない場合、お客様は、Appleがアカウント設定のお支払いに関するページに表示される、お客様のほかの有効なお支払い方法に、上から順に請求を試みることを許可するものとします。Appleがお客様に請求できない場合、お客様は未収金全額について引き続き責任を負うものとし、Appleは再請求を試みる、または別のお支払い方法の提供を要求することがあります。コンテンツを予約注文した場合は、コンテンツがお客様に配信された時点で課金されます（ただし、お客様がコンテンツの配信前にキャンセルされた場合を除きます）。現地の法律に従い、Appleは、支払いネットワークまたは金融機関からお客様のお支払い方法に関する支払い情報の提供があった場合、当該情報を自動的に更新する場合があります。ストアクレジットやギフトカード／コードに関する規約、ならびに資金決済に関する法律および特定商取引に関する法律に基づく表示は、https://www.apple.com/jp/legal/internet-services/itunes/giftcards/jp/terms.htmlで確認できます。取引の請求方法について詳しくは、https://support.apple.com/ja-jp/HT201359を参照してください。取引を取り消すことはできません。コンテンツの価格は随時変更される可能性があります。技術的な問題によりコンテンツの配信が妨げられた、または不当に遅延した場合、お客様への排他的かつ唯一の救済は、Appleが決定するところにより、コンテンツの交換または支払われた金額の返金のいずれかとなります。詐欺、不正使用、違法行為またはその他の改ざん行為など、Appleに反訴の権利を与える証拠を見つけた場合、Appleは随時、支払いを停止または取り消したり、返金リクエストを拒否したりすることがあります。

C. アカウント

本サービスの利用や取得したコンテンツへのアクセスには、Apple IDが必要になる場合があります。Apple IDは、Appleのエコシステム全体で使用するアカウントです。Game Centerの使用には本契約が適用され、Game Centerのアカウントも必要です。お客様のアカウントは大切なものであり、アカウントの機密性およびセキュリティの維持についてはお客様の責任となります。Appleは、お客様のアカウントの不正使用に起因するいかなる損失についても一切責任を負いません。アカウントが侵害された疑いがある場合は、Appleにご連絡ください。

アカウントを作成し本サービスを利用するには、13歳以上（またはApple IDの作成プロセスに明記されている、本国における同等の最低年齢）である必要があります。最低年齢に達していないユーザーのApple IDは、親権者または法定後見人が「ファミリー共有」を使用して作成するか、認可済み教育機関が発行することができますが、特定のデバイスでは、当該Apple IDからそのデバイス上の特定の本サービスにアクセスできない場合があります。未成年者のアカウントを作成する親権者または法定後見人は、その未成年者と一緒に本契約を確認し、両者が理解していることを確認する必要があります。

Apple IDの故人アカウント管理連絡先については、https://support.apple.com/ja-jp/HT212360に記載されている通りに追加、通知、または削除することができます。故人アカウント管理連絡先によるApple IDへのアクセスは、https://support.apple.com/ja-jp/HT212361に記載されている通りに制限されています。

D. プライバシー

本サービスのご利用には、Appleのプライバシーポリシー（https://www.apple.com/jp/legal/privacy/）が適用されます。

E. 本サービスとコンテンツの利用ルール

お客様による本サービスとコンテンツの利用は、このセクションに規定する規則（以下「利用ルール」といいます）に従う必要があります。ここに記載されている以外の本サービスおよびコンテンツの利用は、本契約の重大な違反となります。Appleは、本サービスとコンテンツの利用状況を監視し、お客様が本利用ルールに従っていることを確認する場合があります。

すべてのサービス：

- 本サービスとコンテンツの利用は、個人利用および非商用利用のみに限られます（以下の「App Storeのコンテンツ」セクションに規定されている場合や、Appleにより別途指定されている場合を除く）。

- Appleが本サービスまたはコンテンツを提供することで、当該サービスやコンテンツを商業または宣伝目的で使用する権利がお客様に譲渡されることはありません。また、著作権者のいかなる権利の付与や放棄を意味するものでもありません。

- 各デバイスで最大5つのApple IDを使用してコンテンツを利用できます。

- いかなる本サービスについても、最大10台のデバイスで（コンピュータは5台まで）同じApple IDを使用して同時にサインインすることができます。ただし、コンテンツの同時ストリーミング再生やダウンロードは、以下の「Apple Music」および「Apple TVのコンテンツ」セクションで定める通り、これより少ない台数のデバイスに制限される場合があります。また、各コンピュータは同じApple IDを使用して認証されている必要があります（コンピュータの認証について詳しくは、https://support.apple.com/ja-jp/HT201251を参照してください）。デバイスに関連付けるApple IDは、90日ごとに1回変更できます。

- （i）ボット、スクリプト、自動化プロセスの使用、または（ii）何らかの報酬やインセンティブの提供や受け取りを含むいかなる手段によっても、再生回数、ダウンロード数、評価、またはレビューを操作することはできません。

- コンテンツや本サービスのいかなる部分もスクレイピング、コピー、測定、分析、または監視を行うために、ソフトウェア、デバイス、自動プロセス、または類似もしくは同等の手動プロセスを使用することはできません。

- ダウンロードしたコンテンツの紛失、破壊、損傷の防止はお客様の責任となります。そのため、コンテンツは定期的にバックアップされることをお勧めします。

- 本サービスまたはコンテンツに組み込まれているセキュリティ機能を改ざんしたり、回避したりしてはならないものとします。

- 本サービスのアクセスには、必ずAppleのソフトウェアを使用する必要があります。なお、当該ソフトウェアに変更を加えたり、変更を加えられたソフトウェアバージョンを使用したりすることはできません。

- ビデオコンテンツにはHDCP接続が必要です。

オーディオ／ビデオコンテンツの販売とレンタル：

- デジタル著作権管理（DRM）フリーのコンテンツは、お客様が所有または管理している適切な数の、互換性のあるデバイスで使用できます。DRMで保護されたコンテンツは、最大5台のコンピュータとそれらのコンピュータと同期している任意の数のデバイスで使用できます。

- レンタルしたコンテンツは一度に1台のデバイスで視聴可能で、30日以内に再生し、再生開始から48時間以内に視聴を終える必要があります（停止、一時停止、再開により視聴期間が延長されることはありません）。

- 購入した音楽のオーディオプレイリストは、視聴目的で7回までディスクに書き込むことができます（この制限はDRMフリーのコンテンツには適用されません）。その他のコンテンツをディスクに書き込むことはできません。

- 購入したコンテンツは通常、Appleからダウンロード、再ダウンロード、またはその他の方法でアクセスできます。ごくまれに、お客様の購入後にコンテンツが本サービスから削除され（例：プロバイダが削除した場合など）、Appleからのダウンロードやアクセスができなくなる場合があります。コンテンツを引き続きお楽しみいただくために、購入したすべてのコンテンツをお持ちのデバイスにダウンロードし、バックアップされることをお勧めします。

App Storeのコンテンツ：

- 「App」には、Appleのプラットフォームおよび／またはオペレーティングシステム向けのAppおよびApp Clipが含まれ、これには当該AppやApp Clip内で利用可能なApp内課金、拡張機能（キーボードなど）、ステッカー、サブスクリプションが含まれます。

- 営利団体、政府機関、または教育機関（以下「エンタープライズ」といいます）を代理して業務を行う個人は、（i）エンタープライズが所有もしくは管理する1台もしくは複数のデバイスで特定の個人が使用するため、または（ii）エンタープライズが所有もしくは管理する1台の共有デバイスで複数の個人が使用するために、Arcade以外のAppをダウンロードして同期することができます。明確にするために記すと、複数のユーザーが連続して、または集団で使用するデバイスには個別のライセンスが必要です。

Apple Music：

- Apple Musicの個人メンバーシップでは、一度に1台のデバイスでストリーミング再生できます。Apple Musicのファミリーメンバーシップでは、お客様またはお客様のご家族が同時に最大6台のデバイスでストリーミング再生できます。

Apple Arcade：

- Apple ArcadeのAppは、有効なApple Arcadeのトライアルまたはサブスクリプションでのみ、ダウンロードまたは再ダウンロードすることができます。

- サブスクリプションが終了すると、Apple Arcadeでダウンロードしたアプリにはアクセスできなくなります。

Apple TVのコンテンツ：

- ほとんどのチャンネルでは、同時に最大3台のデバイスでビデオコンテンツをストリーミング再生できます。

- Apple TVのコンテンツの利用ルールについて詳しくは、https://support.apple.com/ja-jp/HT210074を参照してください。

F. 本サービスの終了および停止

お客様に本契約の条項の不遵守があるかAppleが不遵守を疑う場合、Appleは、お客様に通知することなく、(i)本契約および／またはお客様のApple IDを解除することができ、お客様は、解除日までに（解除日を含む）お客様のApple IDにおいて支払い期限が到来している全額を支払う責任を負い続けるものとし、ならびに／または(ii)ソフトウェアのライセンスを失効させることができ、ならびに／または(iii)お客様による本サービスへのアクセスを排除できるものとします。

Appleは、本サービス（またはその一部やコンテンツ）を、お客様へ通知して、または通知することなく、いつでも改変、停止、廃止する権利を留保し、そうした権利を行使する場合、Appleはお客様またはいかなる第三者に対しても責任を負いません。

G. ダウンロード

ダウンロードできるコンテンツの量を制限される場合があります。また、ダウンロードするコンテンツによっては、ダウンロード後または初回再生後に一定期間経過すると、有効期限切れとなる場合があります。コンテンツによっては、一切ダウンロードできないこともあります。

同じApple IDを使用してサインインしているデバイス（以下「関連デバイス」といいます）に、以前に取得したコンテンツを再ダウンロード（以下「再ダウンロード」といいます）できる場合があります。お住まいの国で再ダウンロードが可能なコンテンツの種類については、https://support.apple.com/ja-jp/HT204632を参照してください。本サービスでのコンテンツの提供を終了した場合、そのコンテンツは再ダウンロードできないことがあります。

また、コンテンツはいつでも本サービスから削除される可能性があり（例：プロバイダが削除した場合など）、削除後はAppleからダウンロード、再ダウンロード、またはその他の方法でアクセスすることができなくなります。

H. サブスクリプション

本サービスおよび特定のAppでは、サブスクリプションベースでコンテンツやサービスへのアクセスを購入できる場合があります（以下「有料サブスクリプション」といいます）。有料サブスクリプションは、アカウント設定の「サブスクリプションの管理」セクションで解約しない限り、自動的に更新されます。サブスクリプションの解約について詳しくは、https://support.apple.com/ja-jp/HT202039を参照してください。有料サブスクリプションの価格が上がった場合はお客様に通知され、必要な場合には、継続に際してお客様の同意が必要となります。最新の有料サブスクリプション期間が始まる24時間前までに請求が行われます。何らかの理由（有効期限切れや残高不足など）でお客様のお支払い方法に請求できず、お客様が有料サブスクリプションを解約していない場合、お客様は未収金全額について引き続き責任を負うものとし、Appleは支払い方法の情報が更新された際に、そのお支払い方法に基づいて再請求を試みます。これにより、お客様の次回の有料サブスクリプション期間の開始日が変わり、各期間の請求日が変更される場合がありますが、これはお客様の領収書に表示されます。Appleは、サブスクリプションを更新するための料金について、お客様のお支払い方法で請求を完了できない場合、お客様の有料サブスクリプションを解約する権利を留保します。一部の有料サブスクリプションでは、お支払い方法に請求する前に、無料トライアルが提供される場合があります。お支払い方法への請求が始まる前に有料サブスクリプションの登録を解除する場合は、無料トライアルが終了する少なくとも24時間前までにサブスクリプションを解約してください。

Appleがコンテンツプロバイダとして提供する有料サブスクリプション（以下「Appleの有料サブスクリプション」といいます）の無料トライアルを開始し、その期間が終了する前に解約した場合、無料トライアルを再開することはできません。

Appleの有料サブスクリプション（iCloud以外）の無料トライアルまたは無料オファーは、Apple Oneの無料トライアルや特典とは併用できません。Appleの有料サブスクリプションの無料トライアルまたは無料オファー期間中に、Apple Oneのサブスクリプションに登録する場合、お客様の無料トライアルまたは無料オファーが一時停止することはありません。これは、お客様がApple OneのサブスクリプションでAppleの当該有料サブスクリプションにアクセスできる場合でも同様です。お客様は、Apple Oneの有料サブスクリプションへの登録中に無料トライアルまたは無料オファーの有効期限が切れる場合があることを認めるものとし、Appleは、有効期限が切れた無料トライアルまたは無料オファーのいかなる部分についても、お客様に回復、払い戻し、その他の補償を行う義務を負わないものとします。

本サービスまたはコンテンツの有料サブスクリプション期間が終了した時点で、お客様は、有料サブスクリプションを必要とする当該サービスの機能やコンテンツにアクセスできなくなります。

I. コンテンツと本サービスの提供状況

お客様の本国で利用できないサービス、コンテンツの種類、機能または機能性に関する本契約の規約は、それらがお客様にとって利用可能にならない限り、またお客様に提供されるまで、お客様には適用されません。お住まいの国で利用できるコンテンツの種類を確認するには、「サービス」を開くか、https://support.apple.com/ja-jp/HT204411を参照してください。お客様の本国では利用可能なサービスやコンテンツでも、本国外に移動した際には利用できないものがあります。

J. 他社製のデバイスおよび機器

Appleブランド以外のデバイスで本サービスにアクセスする場合、一部の機能を使用できない場合があります。また、一部のサービスでは、特定の状況で、および／または特定の操作のために他社製の機器を使用することを要求、指示、または推奨する場合がありますが、そのような使用は当該機器の利用規約の対象となり、該当する製造業者の指示に従って行われるものとします。本サービスを利用することにより、お客様は、AppleがAppleのソフトウェアに対するマイナーアップデートを他社製の機器に随時自動的にダウンロードおよびインストールする場合があることに同意するものとします。

K. 本サービスへの送信

本サービスでは、お客様がコメント、評価およびレビュー、写真、ビデオ、Podcast（関連するメタデータやアートワークを含む）などの素材を送信または投稿することができます。お客様の当該機能の使用については、以下の「投稿ガイドライン」（随時更新される可能性があります）を遵守するものとします。なお、「投稿ガイドライン」に違反する素材を発見した場合、Appleはその素材を削除します。「投稿ガイドライン」を遵守していない素材（攻撃的、侮辱的、または違法なコンテンツを含む）をお客様が発見した場合は、reportaproblem.apple.comから、またはAppleサポートに連絡することにより、Appleまでお知らせください。法律により禁じられていない限り、お客様は、本契約をもって、投稿した素材を本サービスならびに関連するマーケティング内、およびAppleの社内で使用するための全世界的、ロイヤルティフリー、永続的、非独占的なライセンスをAppleに付与するものとします。Appleは、自動コンテンツフィルタおよび／または人間による審査の活用を含め、投稿された素材を監視し、削除または編集する場合があります。

投稿ガイドライン：本サービスを以下の目的で使用することはできません。

- (i) お客様が使用を許諾されていない、または使用する権利やライセンスを有していない素材、または (ii) 第三者の権利を侵害する素材の投稿

- 不適切、攻撃的、非合法、欺瞞的、不正確、または有害なコンテンツの投稿

- 第三者に帰属する個人情報、私的情報または秘密情報の投稿

- 未成年者に対する個人情報提供の依頼

- 別の人物または団体になりすましたり、それらと関係があると詐称したりすること

- スパム（未承諾または不正な広告、宣伝資料、情報告知を含むがこれらに限定されない）の投稿または送信

- 何らかの報酬やインセンティブと引き換えに行う、評価またはレビューの投稿、変更、または削除

- 不誠実、侮辱的、有害な評価またはレビューや、誤解を招く、悪意による、またはレビュー対象のコンテンツとは無関係の評価またはレビューの投稿

- 違法行為、詐欺行為、扇動行為の計画または関与

L. ファミリー共有

ファミリーオーガナイザー（以下「管理者」といいます）は、18歳（または本国における同等の成人年齢）以上で、13歳（または登録プロセスに明記されている、本国における同等の最低年齢）未満のファミリーメンバーの親権者または法定後見人である必要があります。ファミリー共有の全機能をご利用いただくには、Apple製デバイスが必要です。ファミリー共有では、対象となるサブスクリプションを最大6人の家族と共有できます。ファミリー共有について詳しくは、https://support.apple.com/ja-jp/HT201060を参照してください。

購入アイテムの共有：ファミリー共有の「購入アイテムの共有」機能では、対象となるコンテンツを最大6人の家族と共有できます。管理者は家族をグループに招待し、ファミリーメンバーが行ったすべての取引の支払いを行うことに同意します。ファミリーメンバーが行った取引の支払いは、管理者の有効なお支払い方法に請求されます。ただし、ファミリーメンバーのアカウントにストアクレジットがある場合は、まずストアクレジット残高が使われます。管理者の有効なお支払い方法が使用される場合、ファミリーメンバーが管理者の代理人として行っているものとします。本契約をもって、管理者は (1) 当該取引の料金を支払うこと、(2) 家族が行った取引は承認されたものであること、および (3) 取引の支払いは、上記のセクションBに記載された方法に従って有効なお支払い方法に請求されることに同意するものとします。管理者はお支払い方法に関する契約を遵守する責任を負い、対象となるお支払い方法へのアクセスをファミリーメンバーと共有することに関連するすべてのリスクを負うものとします。家族が行った取引の領収書または請求書は、その取引を行ったファミリーメンバーに送られます。また、管理者のお支払い方法に請求される場合は管理者にも送られます。

承認と購入のリクエスト：「承認と購入のリクエスト」は、18歳（または本国における同等の成人年齢）未満のファミリーメンバーが行った取引を管理者が承認するための機能です。ファミリーメンバーが共有するコンテンツやコンテンツコードで取得するコンテンツは通常、「承認と購入のリクエスト」の対象とはなりませんが、サブスクリプションへのアクセスを容易にするコンテンツコードは「承認と購入のリクエスト」の対象となります。管理者は、「承認と購入のリクエスト」を使用するファミリーメンバーの親権者または法定後見人である必要があります。「承認と購入のリクエスト」は13歳（または本国における同等の最低年齢）未満のファミリーメンバーに対してデフォルトで有効になり、親権者または法定後見人が無効にするまで有効のままとなります。当該ファミリーメンバーが18歳（または本国における同等の成人年齢）になり「承認と購入のリクエスト」をオフにした場合、それ以降オンにすることはできません。「承認と購入のリクエスト」を使用するために、「購入アイテムの共有」を有効にする必要はありません。

ファミリーメンバーの変更：ファミリーメンバーがグループから抜けたり、ファミリーから登録解除されたりした場合、家族は当該メンバーのコンテンツにアクセスできなくなります。これには、当該メンバーが管理者のお支払い方法で取得したコンテンツも含まれます。

ファミリー共有のルール：メンバーとして所属できるファミリーは一度に1つだけで、年に2回まで別のファミリー共有グループへの登録／切り替えができます。ファミリーに関連付けるApple IDは、90日ごとに1回変更できます。すべてのファミリーメンバーは本国が同じである必要があります。「購入アイテムの共有」で共有できないコンテンツもあります。App内課金、サブスクリプション、以前に取得したAppの一部がこれに該当する場合があります。Apple TV+、Apple TVチャンネル、Apple Oneファミリープラン、Apple Oneプレミアプラン、Apple Musicのファミリープラン、Apple Arcade、Apple News+、およびApple Fitness+のサブスクリプションは、自動的にファミリー共有の対象となります。ファミリーで共有するサブスクリプションは、サブスクリプションベースでコンテンツの使用制限の対象となる場合があります。

M. シーズンパスおよびマルチパス

パスを利用すると、テレビ番組のコンテンツが視聴可能になった時点で、コンテンツを購入し取得できます。シーズンパスは、シーズンあたりのエピソード数が限られているテレビ番組のコンテンツに適用されます。マルチパスは、継続的に視聴できるテレビ番組のコンテンツに適用されます。シーズンパスやマルチパスの価格は、取引時に全額が請求されます。シーズンパスまたはマルチパスのコンテンツは、最後のエピソードが視聴可能になった日から最大90日間ダウンロードできます。コンテンツプロバイダがAppleに提供したテレビ番組のエピソード数がシーズンパスの購入時に予定されていた数より少ない場合、Appleは、不足分のエピソード数の小売価格に相当する金額について、お客様のApple IDにクレジットを付与します。

N. App Storeの追加条項（Apple ArcadeのAppを除く）

App Storeのコンテンツのライセンス

Appのライセンスは、Appleまたは第三者のデベロッパ（以下「Appプロバイダ」といいます）が提供します。AppleはAppプロバイダの代理人としてApp Storeを運営しますが、お客様とAppプロバイダとの間の売買契約またはユーザー契約の当事者ではありません。ただし、Apple Distribution International Ltd.のお客様の場合、最終販売責任を負う商業者はApple Distribution International Ltd.です。つまり、お客様はApple Distribution International Ltd.からAppのライセンスを取得しますが、Appのライセンスを提供するのはAppプロバイダです。Appleによりライセンスが付与されているAppは「Apple製App」、Appプロバイダによりライセンスが付与されているAppは「他社製App」です。オーバーライドするカスタムエンドユーザー使用許諾契約（以下「カスタムエンドユーザー使用許諾契約」といいます）がAppleまたはAppプロバイダにより提供されない限り、お客様が取得するすべてのAppは、以下に定めるライセンスアプリケーションのエンドユーザー使用許諾契約（以下「標準エンドユーザー使用許諾契約」といいます）に準拠します。他社製AppのAppプロバイダは、現地の法律に従って、当該Appのコンテンツ、保証、および当該Appに関連した申し立てについて単独で責任を負うものとします。お客様は、Appleが各他社製Appに適用される標準エンドユーザー使用許諾契約またはカスタムエンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であり、したがって、当該契約を執行できることを認め、これに同意するものとします。ステッカーやiMessage Appなど、一部のAppはデバイスのスプリングボードに表示されないことがありますが、メッセージAppのドロワーからアクセスし、利用することができます。

App内課金

Appは、App内で使用するためのコンテンツ、サービス、機能を提供する場合があります（以下「App内課金」といいます）。Appの使用中に消費されるApp内課金（仮想コインなど）はデバイス間で転送できません。また、ダウンロードできるのは1回だけです。App内課金を行う前に、ほかのコンテンツを取得するための認証とは別に、パスワードを入力するか、Touch IDまたはFace IDを使用して、アカウントを認証する必要があります。購入のたびにパスワードを要求するように設定していない限り、あるいはTouch IDまたはFace IDを有効にしていない限り、15分以内であれば再認証なしでApp内課金を行うことができます。App内課金の機能を無効にする手順については、https://support.apple.com/ja-jp/HT201304を参照してください。

Appのメンテナンスおよびサポート

Appleは、Apple製Appに限り、適用法令に基づき要求されるメンテナンスおよびサポートを提供する責任を負います。Appプロバイダは、他社製Appのメンテナンスおよびサポートを提供する責任を負います。

Appバンドル

複数のAppがセットとして販売されることがあります（以下「Appバンドル」といいます）。Appバンドルの表示価格は、Appバンドルの購入時に請求される価格です。お客様がすでに購入または取得したAppに応じてAppバンドルの価格が割引きされる場合がありますが、その場合もAppバンドルの購入を完了するのに必要な最低料金は含まれることがあります。

検索結果およびランキング

検索結果におけるAppの表示順序を決定する際に考慮される主なパラメータは、Appプロバイダが提供するメタデータ、お客様がAppやApp Storeをどのように利用しているか、およびApp StoreでのAppの人気度です。これらの主なパラメータにより、お客様の検索クエリに最も関連性の高い結果が返されます。

ライセンスアプリケーションのエンドユーザー使用許諾契約

App Storeで取得できるAppは、お客様に対して使用を許諾するものであり、販売するものではありません。各Appに対するお客様のライセンスは、本ライセンスアプリケーションのエンドユーザー使用許諾契約（以下「標準エンドユーザー使用許諾契約」といいます）またはお客様とAppプロバイダの間のカスタムエンドユーザー使用許諾契約（以下「カスタムエンドユーザー使用許諾契約」といいます）が提供された場合、そのいずれかに事前に同意することが条件とされます。本標準エンドユーザー使用許諾契約またはカスタムエンドユーザー使用許諾契約に基づく、Apple製Appに関するお客様のライセンスはAppleにより付与されます。本標準エンドユーザー使用許諾契約またはカスタムエンドユーザー使用許諾契約に基づく、他社製Appに関するお客様のライセンスは当該Appプロバイダにより付与されます。本標準エンドユーザー使用許諾契約の対象となるAppを、本契約では「ライセンスアプリケーション」と呼びます。当該AppプロバイダまたはApple（以下「ライセンサー」といいます）は、該当する場合、本標準エンドユーザー使用許諾契約に基づいてお客様に明示的に付与されていないライセンスアプリケーションに関するすべての権利を留保します。

a. ライセンスの範囲：ライセンサーは、お客様が所有または管理し、利用ルールで認められたあらゆるAppleブランドの製品でライセンスアプリケーションを使用するための譲渡不能のライセンスをお客様に付与します。本標準エンドユーザー使用許諾契約の条件は、ライセンスアプリケーションからアクセス可能な、またはライセンスアプリケーション内で購入できるコンテンツ、素材、またはサービス、ならびに元のライセンスアプリケーションを取り替えまたは補足するライセンサーが提供するアップグレードに適用されます。ただし、かかるアップグレードにカスタムエンドユーザー使用許諾契約が付随する場合を除きます。利用ルールに定める場合を除き、お客様は、ライセンスアプリケーションを頒布することや、ネットワーク上で複数のデバイスが同時にライセンスアプリケーションを使用できるようにすることはできません。本契約により明示的に認められる場合を除き、ライセンスアプリケーションの譲渡、再頒布、またはサブライセンスを行うことはできません。お客様がApple製デバイスを第三者に売却する場合、売却前にApple製デバイスからライセンスアプリケーションを削除しなければなりません。お客様は、ライセンスアプリケーションやアップデートの全部または一部に対し、複製（本ライセンスや利用ルールで認められる場合を除きます）、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試行、修正または二次的著作物の創作を行うことはできないものとします（ただし、上記の制限が適用法により禁止される場合、またはライセンスアプリケーションに含まれる可能性があるオープンソースコンポーネントの使用に適用されるライセンス条件により許可される場合を除きます）。

b. データ使用に対する同意：お客様は、ライセンサーが技術データおよび関連情報（お客様のデバイス、システムおよびアプリケーションソフトウェア、周辺機器に関する技術情報が含まれますが、これらに限定されません）を収集して使用する場合があることに同意するものとします。なお、これらの情報は、（必要な場合）ライセンスアプリケーションに関連するソフトウェアアップデート、製品サポートおよびその他サービスをお客様へ円滑に提供するため定期的に収集されるものです。ライセンサーは、お客様を個人的に特定しない形式である限り、製品の改善またはお客様へのサービスや技術の提供のために、当該情報を使用することができるものとします。

c. 解除：本標準エンドユーザー使用許諾契約は、お客様またはライセンサーが解除するまで有効です。本標準エンドユーザー使用許諾契約に基づくお客様の権利は、お客様が本規約のいずれかの条項を遵守しなかった場合、自動的に終了します。

d. 外部サービス：ライセンスアプリケーションを使用することで、ライセンサーまたは第三者のサービスやウェブサイト（以下、総称してまたは個別に「外部サービス」といいます）を利用できる場合があります。お客様は、ご自身の責任において外部サービスを利用することに同意するものとします。ライセンサーは、第三者の外部サービスの内容やその正確性を調査または評価する責任を負わず、当該外部サービスについて、一切責任を負わないものとします。ライセンスアプリケーションまたは外部サービスに表示されるデータ（金融情報、医療情報、位置情報が含まれますが、これらに限定されません）は、一般的な情報提供のみを目的としており、ライセンサーまたはその代理人が保証するものではありません。お客様は、本標準エンドユーザー使用許諾契約の条項と矛盾する方法、またはライセンサーもしくは第三者の知的財産権を侵害する方法で外部サービスを使用してはならないものとします。お客様は、いずれかの個人または事業体に対しても、外部サービスを使用して嫌がらせ、虐待、ストーカー行為、脅迫、または中傷を行わないことに同意し、ライセンサーはかかる使用について、一切責任を負わないものとします。一部の言語または国によっては外部サービスが使用できない場合があります。地域によっては、外部サービスの使用が適切でないまたは使用可能でない場合があります。かかる外部サービスの使用を選択する限りにおいて、適用法の遵守については、お客様が単独で責任を負うものとします。ライセンサーは、外部サービスについて、通知なしに、責任を負うことなくいつでも変更、一時停止、削除、無効化する、またはアクセス制限を行う権利を留保します。

e. 保証の否認：お客様は、ライセンスアプリケーションの使用について、お客様が単独で危険を負担することを明示的に了承し、同意するものとします。適用法により許容される最大限の範囲において、ライセンスアプリケーション、およびライセンスアプリケーショ

ンにより実行または提供されるサービスは、すべての瑕疵を問わずかつ一切の保証を伴わない「現状渡し」および「利用可能な限り」提供され、ライセンサーは、本契約をもって、ライセンスアプリケーションおよび本サービスに関するすべての明示、黙示または法令上の保証および条件を明確に否認します。当該保証および条件には、商品性、品質適合性、特定目的適合性、正確性、平穏享有権および第三者の権利非侵害性を含みますが、これらに限定されません。ライセンサーまたはその正式な権限を付与された代表者の口頭または書面による情報または助言の一切は、新たな保証を行うものではありません。ライセンスアプリケーションまたはサービスに瑕疵があると判明した場合、必要なすべてのサービス、修理または修正に要する一切の費用はお客様が負担するものとします。一部の法域では黙示保証の免責または消費者の適用される制定法上の権利の制限が認められていないため、上記の免責および制限は、お客様に適用されない場合があります。

f. 責任の制限：法律により禁じられていない限り、いかなる場合においても、ライセンサーは、ライセンスアプリケーションのお客様による使用または使用不能に起因または関連する、逸失利益、データの破損や喪失、データの送受信の失敗（コースの指示、割当およびマテリアルを含みますが、これらに限られません）、業務中断、またはその他の商業的損害もしくは損失を含むがこれらに限定されない、いかなる人身傷害または付随的損害、特別損害、間接損害もしくは結果的損害についても、責任論（契約、不法行為等）にかかわらず、その発生原因を問わず、またライセンサーがかかる損害の可能性について報告を受けていたとしても、一切責任を負わないものとします。一部の法域では人身傷害、偶発的または結果的損害に対する免責または責任の制限が認められていないため、本制限は、お客様に適用されない場合があります。いかなる場合も（人身傷害を含む場合に適用法が要請する場合を除いて）、すべての損害に関するお客様に対するライセンサーの賠償責任総額は、250米ドルを上限とします。上記の救済がその本質的目的を達成できない場合でも、前述の制限が適用されます。本標準エンドユーザー使用許諾契約のその他の規定に関わらず、日本の消費者契約法の適用がある場合、ライセンサーの債務不履行または不法行為により生じた損害を賠償するライセンサーの責任を制限する規定は、Appleの故意または重過失により生じた損害には適用しないものとします。

g. お客様は、アメリカ合衆国の法律およびライセンスアプリケーションが取得された法域の法律が認めている場合を除き、ライセンスアプリケーションを使用または輸出もしくは再輸出することはできません。特に、例外なく、ライセンスアプリケーションを、次のいずれの者に対しても、輸出または再輸出を行うことはできません：（a）アメリカ合衆国の通商禁止国（b）アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト（Specially Designated Nationals List）またはアメリカ合衆国商務省の拒否人名リスト（Denied Persons List or Entity List）上の一切の者。ライセンスアプリケーションを使用することにより、お客様は、上記国家に住居を定めていないこと、または上記リストに該当するものではないことを表明および保証するものとします。また、お客様は、お客様がアメリカ合衆国の法律で禁止されている目的でこれらの製品を使用しないことに同意するものとします。当該目的には核兵器、ミサイル兵器、化学兵器、もしくは生物兵器の開発、設計、製造、または生産が含まれますが、それらに限定されません。

h. エンドユーザーがアメリカ合衆国政府である場合。ライセンスアプリケーションおよび関連文書は、「商業コンピュータソフトウェア（Commercial Computer Software）」、「商業コンピュータソフトウェア文書（Commercial Computer Software Documentation）」から構成される、48 C.F.R. §2.101で定義されている「商業品目（Commercial Items）」であり、当該用語は、48 C.F.R. §12.212または48 C.F.R. §227.7202で使用されています。場合に応じて、48 C.F.R. §12.212または48 C.F.R. §227.7202-1から227.7202-4に従い、商業コンピュータソフトウェアおよび商業コンピュータソフトウェア文書は、米国政府のエンドユーザーに対して、（a）商業品目としてのみ、かつ（b）本契約の条件に従ってその他のエンドユーザーすべてに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開の権利は、米国の著作権法に基づき留保されています。

i. 次段で明示的に定められる場合を除き、本契約およびお客様とAppleとの関係は、抵触法の規定を除き、カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。お客様およびAppleは、本契約に起因する紛争または請求を解決するにあたり、カリフォルニア州サンタクララ郡にある裁判所の対人管轄権および専属管轄権に従うことに同意するものとします。（a）お客様が米国民でない場合、（b）お客様が米国内に居住していない場合、（c）お客様が米国から本サービスにアクセスしていない場合、および（d）お客様が後述の諸国のいずれかの国民である場合には、お客様は、本契約に起因する紛争または請求が、抵触法の規定を除き、後述の適用法に準拠するものであることに同意し、また、お客様は、その法律が適用される後述の州、行政区分、または国にある裁判所の非専属的管轄権に取り消し不能の形で服するものとします。

お客様の国籍が、欧州連合加盟国または英国、スイス、ノルウェー、もしくはアイスランドの場合、お客様の通常居住場所の法律および裁判所が準拠法および法廷地となります。

国際物品売買契約に関する国連条約と称する法律の本契約への適用は、明示的に排除されます。

O. App Store、Apple Books、Apple Podcast、一部のコンテンツに関する追加条項

App Store、Apple Books、およびApple Podcast（Apple Podcastのサブスクリプションを含む）において提供される一部のコンテンツは、Appleではなく、当該コンテンツの第三者プロバイダ（製品ページおよび／または当該コンテンツの取得プロセス中に表示されます）からお客様により取得されるものです。この場合、Appleはコンテンツプロバイダの代理人としてお客様にコンテンツを提供するため、Appleはお客様と当該コンテンツプロバイダとの間の取引の当事者ではありません。ただし、Apple Distribution International Ltd.のお客様の場合、取得するコンテンツの最終販売責任を負う商業者はApple Distribution International Ltd.ですが、当該コンテンツのライセンスを提供するのはコンテンツプロバイダです。コンテンツプロバイダは、当該コンテンツに関連する利用規約を執行する権利を留保します。コンテンツプロバイダは、当該コンテンツ、保証（かかる保証の否認ができない限りにおいて）、および当該コンテンツ関連した、お客様またはその他の当事者によるいかなる申し立てについても、単独で責任を負うものとします。

App Store、Apple Books、およびApple Podcastで検索結果の表示順序を決定する際に考慮される主なパラメータは、コンテンツプロバイダが提供するメタデータと、お客様がコンテンツにどのように利用しているかです。

P. Apple Musicの追加条項

iCloudミュージックライブラリは、お客様がApple Music、iTunes Store、またはその他のソースから取得した、一致するまたはアップロードした曲、プレイリスト、ミュージックビデオ（以下「iCloudミュージックライブラリのコンテンツ」といいます）に、お客様のApple Music対応デバイスからアクセスできるようにするApple Musicの機能です。Apple Musicのメンバーシップを設定すると、iCloudミュージックライブラリが自動的に有効になります。iCloudミュージックライブラリは、iCloudミュージックライブラリのコンテンツに関するお客様の情報を収集します。この情報はお客様のApple IDに関連付けられ、Apple Musicで現在利用可能なiCloudミュージックライブラリのコンテンツと比較されます。一致しないiCloudミュージックライブラリのコンテンツは、AppleのiCloud Musicサーバに（Appleが指定する形式で）アップロードされます。最大10万曲をアップロードできます。iTunes Storeから購入した曲に、この上限は適用されません。特定の条件に一致しない曲（容量が大きすぎるファイルなど）やお使いのデバイスで認証されていない曲は、iCloudミュージックライブラリにアップロードできません。お客様がiCloudミュージックライブラリを使用する際、Appleはお客様が再生、停止、スキップした曲、お使いのデバイス、再生時刻や再生時間などの情報を記録します。お客様は、iCloudミュージックライブラリを合法的に取得したコンテンツに対してのみ使用することに同意するものとします。iCloudミュージックライブラリは「現状有姿」で提供され、エラーや不正確な情報が含まれている可能性があります。お客様は、iCloudミュージックライブラリを使用する前に、お客様のデータと情報をバックアップするものとします。Apple Musicのメンバーではない場合、iCloudミュージックライブラリを使用する、iTunes Matchのサブスクリプションを購入できます。Apple Musicのメンバーシップが終了すると、iCloudミュージックライブラリ（当該ライブラリのサーバにアップロードされたiCloudミュージックライブラリのコンテンツを含む）にアクセスできなくなります。

Q. Apple Fitness+の追加条項

Apple Fitness+は、娯楽や情報提供のみを目的としており、医学的なアドバイスを提供するものではありません。

R. Carrierメンバーシップ

利用可能な場合、お客様はご利用中の通信事業者から本サービスのメンバーシップ（以下「キャリアメンバーシップ」といいます）を購入するよう提案されることがあります。お客様がキャリアメンバーシップを購入された場合、ご利用中の通信事業者が最終販売責任を負う商業者です。つまり、お客様は当該通信事業者から本サービスのライセンスを取得し、当該通信事業者はお客様に本サービスのメンバーシップ料金を請求しますが、本サービスのライセンスを付与し、本サービスを提供するのはAppleです。お客様と通信事業者との購入関係は、本契約ではなく、当該通信事業者の規約に準拠し、キャリアメンバーシップの請求に関する異議は、Appleではなく、当該通信事業者に直接申し立てるものとします。お客様は、キャリアメンバーシップを通じて本サービスを利用することにより、当該通信事業者がお客様の通信事業者のアカウント情報、電話番号、サブスクリプション情報をAppleに提供する場合があること、およびAppleが当該情報を使用してキャリアメンバーシップのステータスを確認する場合があることに同意するものとします。

S. すべての本サービスに適用されるその他の諸条件

Appleの定義

お客様の本国に応じて、「Apple」とは以下のいずれかを意味します。

アメリカ合衆国（プエルトリコを含む）のユーザーの場合：Apple Inc.（所在地：One Apple Park Way, Cupertino, California）

カナダのユーザーの場合：Apple Canada Inc.（所在地：120 Bremner Blvd., Suite 1600, Toronto ON M5J 0A8, Canada）

メキシコ、中南米、カリブ諸国もしくは領土内（プエルトリコを除く）のユーザーの場合：Apple Services LATAM LLC（所在地：1 Alhambra Plaza, Ste 700 Coral Gables, Florida）

日本のユーザーの場合：iTunes株式会社（所在地：〒106-6140東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ）

オーストラリアおよびニュージーランド（領土や所属する管轄区域を含む）のユーザーの場合：Apple Pty Limited（所在地：Level 3, 20 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia）

その他のすべてのユーザーの場合：Apple Distribution International Ltd.（所在地：Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland）

契約の変更

Appleは、いつでも本契約を修正する権利、およびお客様の本サービスの利用に関して新たな条件または追加条件を課す権利を留保します。かかる改変や追加条項および条件は直ちに有効になり、本契約に組み込まれるものとします。お客様が本サービスを引き続き利用した場合、かかる変更を承諾したものと見なされます。

第三者の素材

Appleは、本コンテンツまたは本サービスに含まれる第三者の素材や、本コンテンツまたは本サービスにリンクされている第三者の素材について、一切の責任または義務を負いません。

ユーザーの安全

(a)特定の活動の安全性と妥当性、または(b)特定の病状や症状については、必ず適切な資格を有する医療専門家の助言を求める必要があります。

知的財産権

お客様は、本サービス(コンテンツ、グラフィック、ユーザーインターフェイス、オーディオクリップ、ビデオクリップ、記事、本サービスの実装に使用されるスクリプトとソフトウェアが含まれますが、これらに限定されません)が、Apple、当該ライセンサー、コンテンツプロバイダのすべてまたはいずれかが所有する専有情報および素材を含むこと、ならびに、適用される知的財産権およびその他の法律(著作権が含まれますが、これらに限定されません)により保護されていることに同意するものとします。お客様は、本契約に準拠して個人利用および非商用利用目的で本サービスを利用する場合を除き、かかる専有情報または素材をいかなる方法によっても使用しないことに同意するものとします。本契約で明示的に許可されている場合を除き、コンテンツおよび本サービスのいかなる部分も、形式および手段を問わず、譲渡または複製することはできません。お客様は、方法のいかんにかかわらず、本サービスまたはコンテンツを修正、レンタル、貸与、販売、共有、頒布しないことに同意し、明示的に許可されていない方法で本サービスを利用しないことに同意するものとします。

本サービスに関連して使用される、Appleという社名、Appleのロゴ、iTunes、iTunes Store、App Store、Apple Books、Apple Music、Apple TV、Apple TV+、Apple Arcade、Apple News、Apple News+、Apple One、Apple Podcast、Apple Fitness+、ならびにAppleのその他の商標、サービスマーク、グラフィックス、およびロゴは、アメリカ合衆国および世界各国におけるAppleの商標または登録商標です。前記商標のいずれについても、権利またはライセンスがお客様に付与されることはありません。

著作権

別段の記載がない限り、Appleが提供する本サービスおよびコンテンツの著作権は、Apple Inc.ならびにその子会社に帰属します。

本サービスを通じて利用可能なコンテンツが、お客様に帰属する著作権を侵害していると思われる場合は、以下のページからAppleにお問い合わせください。

- 他社製App : https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/appstorenotices/#?lang=ja

- Apple Books : https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/applebooksnotices/

- Apple TV+およびApple Fitness+ : https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/appletvplusnotices/

- Apple News : https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/applenewsnotices/

- 着信音 : https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/ringtonestorenotices/

- その他のすべてのサービス(iTunes Store、Apple Music、Apple Podcastを含むがこれらに限定されない) : https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/itunesstorenotices/

これは、申し立てられた侵害の通知をAppleが処理する最も迅速な方法です。また、当社の指定代理人に連絡し、お客様の通知を処理する方法として少し遅くなるものの、以下の郵送先住所まで、侵害を申し立てる適切かつ完全な通知を送付することもできます。

Apple Inc.

宛先 : Copyright Agent(著作権代理人)

One Apple Park Way

MS: 1IPL

Cupertino, CA 95014

電話 : 408.996.1010

Eメール : copyrightnotices@apple.com

Appleは、妥当と考えられる状況において、他者の著作権を繰り返し侵害していることが判明した、または繰り返し侵害を申告されているユーザーのアカウントを無効化および／または終了するポリシーを有しています。当該ポリシーを実施する一環として、Appleは、独自の裁量により、侵害行為を繰り返していると特定されたユーザーのアカウントを（またはその他の関連する理由により）停止、無効化、および／または終了させることがあります。

保証の否認、責任の制限

Appleは、お客様が本サービスを中断またはエラーなく利用できることを保証、表明、または確約しません。お客様は、Appleが随時、本サービスを無期限に削除でき、いつでも本サービスをキャンセルでき、またはお客様へ通知することなく本サービスへのアクセスを制限または無効化できることに同意するものとします。

お客様は、お客様による本サービスの使用、使用不能、または本サービスに関連する活動について、お客様が単独で危険を負担することに明示的に同意するものとします。本サービス、ならびに本サービスを通じてお客様に提供されるすべてのコンテンツは（Appleから明示的に定められている場合を除き）、お客様の使用のために「現状渡し」および「提供可能な限度」で提供され、商品性、特定目的適合性、権原、および権利非侵害のあらゆる黙示の保証を含め、明示または黙示を問わず、いかなる種類の保証もない状態で提供されます。黙示的保証の免責を法的に認めない地域において、上記の免責は、お客様に適用されない場合があります。

お客様は、適用法で求められていない限り、本サービスを通じてお客様にコンテンツを提供し続ける責任をAppleが負わないことに同意するものとし、コンテンツ（購入済みコンテンツを含む）がダウンロード、再ダウンロード、またはストリーミングできなくなった場合、Appleはお客様に対する法的責任を負わないものとします。

いかなる場合においても、Apple、その取締役、役員、社員、関連会社、代理人、請負業者、またはライセンサーは、お客様による本サービスの使用に起因する直接損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害、特別損害、もしくは結果的損害について、またはお客様による本サービスおよび／またはコンテンツの使用に何らかの形で関連するその他のあらゆる請求について、その可能性について知らされていた場合でも、一切責任を負わないものとします。かかる損害には、コンテンツのエラーもしくは遺漏、または本サービスを通じて投稿、送信、もしくはその他提供されるコンテンツを使用した結果として生じるあらゆる種類の傷害、損失、損害が含まれますが、これらに限定されません。結果的損害や付随的損害に対する免責または制限を認めない国、州、法域もあります。そのような国、州、法域では、Appleの責任は当該制限が法律で認められる範囲に限定されるものとします。

Appleは本サービスに関連してお客様が提出した情報を保護するために合理的な努力を払いますが、お客様は、かかる情報の提出について、お客様が単独で危険を負担することに同意するものとします。また、本契約をもって、かかる情報に関連して生じる一切の損失または責任に関してAppleを免責するものとします。

Appleは、本サービスに損失、破損、攻撃、ウイルス、障害、ハッキング、またはその他のセキュリティ侵害が生じないことを表明または保証せず、お客様は、本契約をもって、これらに関する一切の責任に関してAppleを免責するものとします。お客様は、本サービスを通じて購入または取得したコンテンツを含め、ご利用のシステムをバックアップする責任を負うものとします。

Appleは、お客様の本サービスの利用に関連して生じるデータ料金について、責任を負いません。

本契約のその他の規定に関わらず、日本の消費者契約法の適用がある場合、Appleの債務不履行または不法行為により生じた損害を賠償するAppleの責任を制限する規定は、Appleの故意または重過失により生じた損害には適用しないものとします。

権利放棄と補償

本サービスを利用することにより、お客様は、本契約にお客様が違反したこと、本サービスをお客様が利用したこと、または本契約の違反が疑われるとき、その調査の一環として、あるいは本契約の違反が見つかったことの結果としてAppleが何らかの措置を取ったことで生じるすべての請求に関して、法律で許される範囲において、Apple、その取締役、役員、社員、関連会社、代理人、請負業者、またはライセンサーを補償し、これらの者に害が及ばないようにすることに同意するものとします。お客様は、Appleが違反の疑いの調査に際して情報もしくはコンテンツの削除やアクセス拒否、お客様による本サービスへのアクセスの停止もしくは終了、またはその他の措置を行う判断を下したこと、あるいはAppleが本契約の違反があったとの結論を下したことを受けて、何らかの損害が生じても、お客様はApple、その取締役、役員、社員、関連会社、代理人、請負業者、またはライセンサーに対し訴訟を提起せず、損害賠償を求めないことに同意するものとします。この権利放棄および補償の規定は、本契約に記載されている、または本契約で想定されるすべての違反について適用されます。

公的機関の制定法上の例外

お客様が認定された公的な教育機関または政府機関である場合、かつ本契約のいずれかの部分（例：補償条項の全部または一部）が適用される現地法、国内法令、州法、または連邦法に基づき無効もしくは執行不能とされる場合、当該部分は無効または執行不能と見なされ、場合に応じて、適用される準拠法に最大限沿う形式で解釈されるものとします。

準拠法

次段で明示的に定められる場合または適用法で要求される範囲を除き、本契約、お客様とAppleとの関係、および本サービスに関するすべての取引は、抵触法の規定を除き、カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。お客様およびAppleは、本契約に起

因する紛争または請求を解決するにあたり、カリフォルニア州サンタクララ郡にある裁判所の対人管轄権および専属管轄権に従うことに同意するものとします。(a)お客様が米国民でない場合、(b)お客様が米国内に居住していない場合、(c)お客様が米国から本サービスにアクセスしていない場合、および(d)お客様が後述の諸国のいずれかの国民である場合には、お客様は、本契約に起因する紛争または請求が、抵触法の規定を除き、後述の適用法に準拠するものであることに同意し、また、お客様は、その法律が適用される後述の州、行政区分、または国にある裁判所の非専属的管轄権に取り消し不能の形で服するものとします。

お客様の国籍が、欧州連合加盟国または英国、スイス、ノルウェー、もしくはアイスランドの場合、お客様の通常居住場所の法律および裁判所が準拠法および法廷地となります。

国際物品売買契約に関する国連条約として知られている法律の本契約への適用は、明示的に排除されます。

その他の規定

本契約は、お客様とAppleの合意のすべてを定めるものであり、お客様による本サービスの使用を規定し、本件に関するお客様とAppleとの間の一切の従前の合意に取って代わります。また、お客様が取引を行う場合、または関連会社サービス、第三者コンテンツ、第三者ソフトウェア、または追加サービス(Volume Purchase Programなど)を利用する場合に適用される追加の利用規約の対象となることがあります。本契約のいずれかの部分が無効であるまたは法的拘束力を持たないとの判決が下された場合、当該の部分は、適用される法律に反しない形で、両当事者の当初の意図が可能な限り忠実に反映されるよう解釈するものとし、それ以外の部分は完全な法的拘束力を持って存続するものとします。Appleが本サービス規約の権利または規定を行使しない場合でも、当該規定または本サービス規約のその他の規定の放棄とはみなされないものとします。Appleは、自身の制御が及ばない事由に起因する義務の不履行について責任を負わないものとします。

お客様は、本サービスの利用に適用されるすべての現地法、州法、連邦法、ならびに国内法令、制定法、条例、および規制を遵守することに同意するものとします。本サービスの利用にはその他の法律が適用される場合もあります。電子取引の損失リスクは、受信者に電子転送された時点で取得者に移転します。Appleの社員または代理人には本契約を変更する権限が与えられていません。

Appleは、本サービスに関するお客様への通知を、お客様のEメールアドレス宛にメッセージを送信することにより、お客様の連絡先住所宛に郵便を送付することにより、または本サービス上に投稿することにより行うことができるものとします。通知は直ちに有効となります。Appleはメールまたはプッシュ通知でお客様に連絡を取り、本サービスに関する追加情報を送信することもできます。

お客様は、本契約をもって、本契約のいずれかの部分の遵守を履行または検証するために、Appleが合理的に必要または適切と認める措置を講じる権利を付与するものとします。お客様は、Appleが本契約のいずれかの部分の遵守を履行または検証するために合理的に必要または適切と認める場合、お客様に対する責任を負うことなく、Appleが法執行機関、政府機関、または第三者にあらゆるデータまたは情報を開示する権利を留保することに同意するものとします。これには、お客様による本サービスまたはコンテンツの利用、関連する法的手続きに対して、またはお客様による本サービスまたはコンテンツの利用が違法であるもしくは第三者の権利を侵害しているとの当該第三者の申し立てに対して、Appleが協力する権利が含まれますが、これに限定されません。

最終更新日:2023年9月18日

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.

Appleプライバシーポリシー

更新：2024年3月31日

Appleのプライバシーポリシーでは、Appleがお客様の個人データを収集、使用、共有する方法について規定しています。

本プライバシーポリシーに加えて、お客様の個人データの使用を必要とする製品および特定の機能については、データとプライバシー情報を埋め込む形で提供しています。この製品固有の情報は、データとプライバシーのアイコンと一緒に表示されます。

該当の機能を使用する前に、こうした製品固有の情報を確認する機会が設けられます。また、この情報は、該当の機能に関連する設定や、オンライン（apple.com/jp/legal/privacy/data）でいつでも確認することができます。

以下の見出しからアクセスできる当社のプライバシーポリシーを読んで内容をよく理解し、ご質問がある場合には当社にご連絡ください。

本プライバシーポリシーをダウンロードする (PDF)

Appleの健康に関する研究調査のためのアプリケーションに関するプライバシーポリシー ›

Appleにおける個人データの定義

Appleでは、プライバシーは基本的人権であると確信しており、この基本的人権は世界のどこに住んでいるお客様にも等しく適用されるべきであると考えています。**そのため、Appleでは特定された個人または特定可能な個人に関するデータや、当社によりその個人にリンクされたデータまたはリンク可能なデータを、その個人の居住地に関係なく、「個人データ」として取り扱っています。**したがって、お客様を直接特定するデータ（お客様の名前など）だけでなく、お客様を直接特定していなくてもお客様を特定するために合理的に使用できるデータ（デバイスのシリアル番号など）も個人データとなります。統計データは、本プライバシーポリシーにおいて、非個人データとみなされます。

本プライバシーポリシーでは、当社のウェブサイトでのやり取り、Appleのアプリ（Apple Musicやウォレットなど）を通じたやり取り、直接（電話やApple Storeへの来店時など）のやり取りのいずれによるかを問わず、AppleまたはApple関連会社（総称して「Apple」）が提供された個人データをどのように取り扱うかについて規定しています。また、Appleは当社のサービスで他社にリンクしたり、App Storeで他社製アプリをダウンロードできるようにしたりする場合があります。Appleのプライバシーポリシーは、他社による個人データの定義や使用には適用されません。他社とやり取りする前に、各社のプライバシーポリシーをお読みになり、お客様のプライバシーの権利について把握しておくことをおすすめします。

Appleにおけるお客様のプライバシーの権利

Appleは、お客様が自らの個人データについて、知る権利、アクセスする権利、訂正する権利、移転する権利、処理を制限する権利、削除する権利を尊重しています。当社はこれらの権利を当社の全世界のお客様に対して提供しており、お客様は、これらのプライバシーに関する権利を行使した場合でもAppleから差別的な扱いや低いレベルのサービスを受けることがない権利を有しています。また、お客様は、Appleがお客様の個人データを処理することに同意するよう求められた場合、同意後にいつでもその同意を撤回する権利を有しています。

プライバシーの権利と選択権を行使するには（他社サービスプロバイダーがAppleの代理として業務を行う場合も含む）、Appleの「データとプライバシー」のページ（privacy.apple.com）にアクセスしてください。Shazamについてはshazam.com/ja/privacy**にアクセスしてください。**お客様の個人データのセキュリティを守るために、ご自身のアカウントにサインインする必要があり、これによりお客様の本人確認が行われます。現在privacy.apple.comで確認できない個人データのコピーの入手をご希望の場合は、apple.com/jp/privacy/contactから要請していただけます。また、お客様は、担当規制当局に苦情を申し立てる権利を有しています。

ただし、状況によってはお客様からの要請にお応えできない場合があります。例えば、お客様から取引データの削除を依頼された場合、Appleがその取引の記録を保管する法的義務を負う場合は法令遵守のために要請に応じることはできません。また、要請に応じることで、詐欺や不正の防止およびセキュリティを目的とした当社によるデータの正当な使用が損なわれる可能性がある場合は、要請をお断りすることがあります（セキュリティに関する懸念のために捜査対象となっているアカウントの削除を要請された場合など）。プライバシーに関する要請をお断りする場合があるその他の理由としては、他者のプライバシーを侵害する、根拠がない、訴権乱用となる、著しく非現実的または不合理である、といった場合が挙げられます。

お客様の居住地がカリフォルニア州であり、Appleの「データとプライバシー」のページにアクセスできない場合は、お客様またはお客様の正当な代理人がapple.com/jp/privacy/contactから、または電話（1-800-275-2273）で要請を行うことができます。

権利の行使について、詳しくはsupport.apple.com/ja-jp/102283をご覧ください。

Appleがお客様から収集する個人データ

Appleでは、お客様は優れた製品を入手できるだけでなく、十分なプライバシーが保証されるべきであると考えています。そのため、当社では**必要な個人データのみを収集するよう努めています**。Appleがどのような個人データを収集するかは、お客様がAppleとやり取りする方法によって異なります。個々のサービスにおいてAppleが個人データをどのように取り扱うかについては、apple.com/jp/legal/privacy/dataをご覧ください。

お客様がApple IDの作成、事業用リース（commercial credit）のお申し込み、製品またはデバイスの購入および／またはアクティベーション、ソフトウェアアップデートのダウンロード、Apple Storeでのセミナー受講の登録、当社サービスへの接続、Appleへのお問い合わせ（ソーシャルメディアを含む）、オンライン調査への参加、などの方法でAppleとやり取りする場合、当社は以下のような様々な情報を収集することがあります。

- **アカウント情報**。Eメールアドレス、登録されているデバイス、アカウントのステータス、年齢など、Apple IDとそれに関連するアカウントの詳細。
- **デバイス情報**。デバイスを特定できるデータ（デバイスのシリアル番号など）またはデバイスに関するデータ（ブラウザのタイプなど）。
- **連絡先情報**。名前、Eメールアドレス、住所、電話番号などの、連絡先情報に関するデータ。
- **支払い情報**。銀行口座の詳細、クレジットカードやデビットカードなどの支払いカードの情報など、請求先住所と支払い方法に関するデータ。
- **取引情報**。Appleの製品とサービスの購入に関するデータや、Appleのプラットフォームでの購入を含むAppleを通じた取引に関するデータ。
- **詐欺や不正を防止するための情報**。デバイストラストスコアなど、詐欺や不正を識別し防止するために使用されるデータ。
- **使用状況データ**。Appleサービス内でのアプリの起動など、Appleの製品やサービスにおけるお客様のアクティビティと使用に関するデータ（閲覧履歴、検索履歴、製品の操作、クラッシュデータ、パフォーマンスなどの診断データ、その他の使用状況データを含む）。
- **位置情報**。「探す」や地域固有のサービス（合意している場合）のサポートのみを目的とした詳細な位置情報と、おおよその位置情報。
- **健康に関する情報**。個人の身体的または精神的な健康や状態に関するデータを含む、個人の健康状態に関するデータ。個人の健康データには、個人の健康状態について推定したり検出したりするために使用できるデータも含まれます。Appleの健康に関する研究調査のためのアプリを使用した調査に参加する場合、個人データのプライバシーに関するポリシーについては、Appleの健康に関する研究調査のためのアプリに関するプライバシーポリシーをご覧ください。
- **フィットネス情報**。お客様が共有することを選択したフィットネスとエクササイズの情報に関する詳細。
- **財務情報**。給与、所得、資産について収集された情報や、Appleブランドの金融サービスに関する情報を含む詳細。
- **政府発行のIDデータ**。特定の管轄区域においては、当社は、ワイヤレスアカウントの設定やお客様のデバイスのアクティベーションをする場合、事業用リース（commercial credit）の延長や予約の管理を目的とする場合、または法的に要求された場合などの限られた状況において、政府が発行したIDをお伺いすることがあります。

- **お客様から当社に提供されるその他の情報。**カスタマーサポートとのやり取りやソーシャルメディアチャネルを通じた連絡を含む、Appleとのコミュニケーションの内容などの詳細。

お客様には、当社が求めた個人データを提供する義務はありません。ただし、個人データをご提供いただけないと、多くの場合、当社から製品やサービスを提供できなくなったり、お客様の要請にお応えできなくなったりします。

Appleがほかのソースから受け取る個人データ

Appleは、ほかの**個人**、**お客様の指示を受けて**行動している企業または第三者、当社と連携して当社の製品やサービスを提供したりセキュリティおよび詐欺や不正の防止について当社を支援したりする当社の**パートナー**、およびその他の適法なソースから、お客様に関する個人データを受け取ることがあります。

- **個人。**Appleは、例えば、ほかの個人がお客様に製品やギフトカードを送ったり、Appleのサービスやフォーラムに参加するよう招待したり、お客様とコンテンツを共有したりした場合に、その個人からお客様に関するデータを収集することがあります。

- **お客様の指示を受けて。**お客様は、データをAppleと共有するようにほかの個人または他社に指示することができます。例えば、モバイル通信事業者に対し、アカウントのアクティベーションのためにご自身の通信事業者アカウントに関するデータをAppleと共有するように指示したり、Appleでの購入に対するリワードを獲得できるようにロイヤルティプログラムへの参加に関する情報を共有するように指示したりすることができます。

- **Appleのパートナー。**当社は、セキュリティおよび詐欺や不正の防止の目的で、例えばお客様がApple IDの作成時に提供する情報を他社からの情報を利用して検証することもあります。

当社では、研究開発の目的で、特定の個人と関連付けられる可能性のある画像、音声、その他のデータを含むデータセットを利用することがあります。当社は、そうしたデータセットを、データがホストされている管轄地域の法令など、適用法令に従って入手します。また、そうしたデータセットを研究開発の目的で利用する場合、そこに含まれている個人の再特定を試みることはありません。

Appleによる個人データの使用

Appleは、当社サービスの強化、お客様の取引の処理、お客様とのコミュニケーション、セキュリティおよび詐欺や不正の防止、ならびに法令遵守のために、個人データを使用します。また、お客様の同意の下で、その他の目的のために個人データを使用することがあります。

Appleがお客様の個人データを使用するのは、個人データを使用する正当な法的根拠がある場合のみです。Appleは状況に応じて、お客様の同意に基づいて、またはお客様との契約を履行するため、お客様や他者の重大な利益を保護するため、もしくは法令を遵守するために個人データの処理が必要であるという事実に基づいて、個人データを使用することがあります。また、当社は、お客様の利益、権利および期待を考慮して、個人データを処理することが当社または他者の正当な利益にかなうと考える場合、個人データを処理することがあります。詳しくは、前述の通り、当社の製品および機能に埋め込む形で提供されている製品固有の情報をご覧ください。法的根拠についてご質問がある場合は、apple.com/jp/privacy/contactからデータ保護責任者にお問い合わせいただけます。

- **当社サービスの強化。**Appleは、当社サービスの強化に必要な個人データを収集します。この情報には、当社の製品やサービスを改善するため、監査やデータ分析などの内部目的のため、またはトラブルシューティングのために収集される個人データが含まれることがあります。例えば、お客様がApple Musicのサブスクリプションを利用して曲にアクセスする場合、当社は、リクエストされたコンテンツの提供とロイヤルティの算出を目的として、お客様が再生した曲に関するデータを収集します。

- **お客様の取引の処理。**Appleは取引を処理するために、お客様の名前、購入内容、支払い情報などのデータを収集する必要があります。

- **お客様との連絡。**ご連絡に対応するため、お客様の取引やアカウントについて連絡するため、当社の製品やサービスのマーケティングのため、その他の関連情報を提供するため、または情報やフィードバックを依頼するため。当社は時折、ご購入に関するご連絡ならびに当社の規約、条件およびポリシーの変更などの重要な通知をお送りするために、お客様の個人データを使用することがあります。この情報は、Appleとのやり取りにとって重要なため、お客様は、このような重要な通知を受信しないように選択することはできません。

- **セキュリティおよび詐欺や不正の防止。**個人、従業員およびAppleを守るため、損失を防ぐため、ならびに詐欺や不正を防ぐため。これには、当社の全ユーザーの利益を図るために個人、従業員およびAppleを守る目的や、アップロードされたコンテンツを事前スクリーニングまたはスキャニングして、子どもの性的搾取に該当するなど違法な可能性のあるコンテンツを排除する目的が含まれます。

- **パーソナライズのために使用される個人データ。**お客様が、サービスやコミュニケーションをパーソナライズすることにした場合（パーソナライズのオプションが利用可能な場合）、Appleは、パーソナライズされたサービスやコミュニケーションを提供するために収集した情報を使用します。関連サービスがお客様の体験をパーソナライズするために情報をどのように使用するかについて、詳しくは個人データの使用を求めるサービスの初回利用時に表示されるプライバシー情報をご確認ください。当社では、この情報を見つけやすくするため、データとプライバシーのアイコンとともに表示しています。また、この情報は、お使いのAppleデバイスおよびオンライン（apple.com/jp/legal/privacy/data）でいつでもご確認いただけます。

- **法令遵守。**適用法令を遵守するため。例えば、納税義務または報告義務を果たしたり、法令に基づいた政府の要請に従ったりするため。

Appleは、人間による審査の機会を設けることなく、アルゴリズムやプロファイリングを使用してお客様に大きな影響を及ぼす決定を下すことはありません。また、Appleは、ユーザーがカリフォルニア州法に従って処理を制限する権利を行使する必要が生じるいかなる目的にも、機密性の高い個人データを使用したり開示したりすることはありません。

Appleは、個人データが収集された目的（本プライバシーポリシーまたは当社のサービスごとのプライバシー通知に示す目的を含む）を達成するのに必要な期間中、または法令により求められる期間中に限り、個人データを保持します。当社は、本プライバシーポリシーおよび当社のサービスごとのプライバシー情報に定める目的を達成するために必要な期間中、お客様の個人データを保持します。保持期間の決定にあたっては、まず、収集した個人データを保持する必要があるかどうかを慎重に検討し、保持が必要な場合は法令で認められる最小限の期間中、個人データを保持するよう努めます。

Appleによる個人データの共有

Appleは、**Apple関連会社、当社の代理として業務を行うサービスプロバイダ**、当社の**パートナー、デベロッパおよびパブリッシャー**と、または**お客様の指示を受けて**その他の他社に、個人データを共有することがあります。また、Appleが他社自身のマーケティングのために他社に個人データを共有することはありません。

- **Apple正規サービスプロバイダ。**Appleは、お客様によるサービスの利用およびお客様への製品の提供に関連して、第三者にAppleのサービスプロバイダとしての役割を果たさせたり、Appleの代理として個人データを含むデータを処理または保存するなどの特定業務を遂行させる場合があります。Appleのサービスプロバイダは、本プライバシーポリシーに準拠した態様で、当社の指示に従って個人データを取り扱う義務を負います。また、Appleのサービスプロバイダは、Appleから共有された個人データを自らの目的のために使用することはできず、Appleの要求を満たしたあとはその個人データを必ず削除または返還する義務があります。

- **パートナー。**Appleはサービスまたはその他の製品を提供するために、適宜第三者と提携することがあります。例えば、Apple CardやApple CashなどのAppleの金融サービスは、Appleとそのパートナーによって提供されています。Appleは、パートナーに対し、お客様の個人データを保護することを義務付けています。

- **サブスクリプションの提供元であるデベロッパおよびパブリッシャー。**お客様がApp StoreまたはApple News内で他社のサブスクリプションに登録した場合、当社は、お客様とデベロッパまたはパブリッシャーに固有のサブスクリプション登録者IDを作成します。サブスクリプション登録者IDは、お客様が申し込まれたサブスクリプションおよび居住国に関する情報が記載されたレポートをデベロッパまたはパブリッシャーに提供するために使用されることがあります。お客様が特定のデベロッパまたはパブリッシャーとのすべてのサブスクリプションをキャンセルした場合、再度サブスクリプションに登録しない限り、サブスクリプション登録者IDは180日後にリセットされます。この情報はデベロッパまたはパブリッシャーに提供され、サブスクリプションの状況の把握に役立てられます。

- **その他の他社。**Appleは、お客様の指示を受けるかお客様の同意を得て、その他の第三者と個人データを共有することがあります（お客様のアカウントのアクティベーションを行うために通信事業者と情報を共有する場合など）。また、当社は、国家安全保障、法の執行またはその他の公益の実現のために必要または適切であると判断した場合、お客様に関する情報を開示することがあります。さらに、当社の利用規約の履行または当社の運営もしくはユーザーの保護のために開示が合理的に必要であると判断した場合、あるいは組織再編、合併または売却に際し、法的根拠があればお客様に関する情報を開示することがあります。

Appleは、お客様の個人データを販売することはありません（ネバダ州およびカリフォルニア州で定義されている「販売」を含む）。また、Appleは、カリフォルニア州で定義されている意味において、お客様の個人データを「共有」することはありません。

Appleにおける個人データの保護

Appleは、十分なプライバシーを確保するにはセキュリティを十分に保護する必要があると考えています。当社は、個人データとその処理の性質、発生する脅威を考慮して、管理的、技術的および物理的な予防措置を講じてお客様の個人データを保護しています。当社は利用者の個人データの安全性を保持するために、常にこれらの予防措置の改善に努めています。詳しくは、「Appleプラットフォームのセキュリティ」ガイドを参照してください。

子どもと個人データ

Appleでは、**13歳未満またはお客様の法域でそれに相当する法定年齢未満の個人**を子どもとみなしており、子どもの個人データを保護することの重要性を理解しています。そのため、Appleでは子どもの個人データを安全に保護するために追加の処理および保護を実施しています。

子どもがAppleの一部のサービスにアクセスするには、お子様用のApple IDが必要です。お子様用のApple IDを作成できるのは、お子様の**保護者**です。または、管理対象Apple IDの場合は、**お子様の教育機関**が作成できます。

- **保護者。**保護者がお子様のアカウントを作成するには、「子どもに関する家族のプライバシー開示」を確認していただく必要があります。この文書では、Appleが子どもの個人データをどのように取り扱うかについて説明しています。内容に同意される場合、検証可能な保護者の同意をAppleに提供していただく必要があります。

- **教育機関。**Apple School Managerプログラムに参加している教育機関も、生徒のためにApple IDを作成できます。これを「管理対象Apple ID」といいます。対象となる教育機関は、生徒のための管理対象Apple IDに関する開示に同意する必要があります。この文書は、Apple School Manager契約に別紙Aとして含まれています。

子どもの個人データが適切な許可なく収集されたことが判明した場合、データは可能な限り速やかに削除されます。

お子様の情報に関してプライバシーの権利を行使するには、Appleのデータとプライバシーのページ（privacy.apple.com）にアクセスして、お子様のアカウントにサインインしてください。

Cookieおよびその他の技術

Appleのウェブサイト、オンラインサービス、対話型アプリケーション、および広告では、Cookieおよびその他の技術（ウェブビーコンなど）を利用することがあります。**これらの技術は、当社がセキュリティおよび詐欺や不正の防止を目的とする場合を含め、ユーザーの行動をより良く理解するのに役立ち、当社のウェブサイトのどの部分が訪問されたかを示すほか、広告およびウェブ検索の効果を促進し、評価します。**

- **通信Cookie。**このCookieは、エラーの検出を含め、Appleのシステムからネットワークトラフィックの送受信を可能にするために使用されます。

- **不可欠なCookie。**このCookieは、お客様がアクセスまたは要求した特定の機能やサービスを提供するために、必要に応じて設定されます。例えば、当社のウェブサイトを適切なフォーマットや言語で表示したり、お客様の取引を認証および検証したり、apple.comでのオンラインショッピングの際にバッグの内容を保持したりすることが可能になります。

- **その他のCookie。**このCookieは、広告やウェブ検索の有効性の評価に役立てることを含め、訪問者が当社のウェブサイトやオンラインサービスをどのように利用しているかを理解するために使用されます。また、Appleは、カスタマイズしたエクスペリエンスを提供できるように、閲覧時のお客様による選択を記憶するためにこのCookieを使用します。

AppleによるCookieの使用を希望されないお客様に対し、当社はCookieの使用を無効にする手段を提供しています。Safariウェブブラウザを利用している場合にCookieを無効にするには、Safariのプライバシー設定で「すべてのCookieをブロック」を選択してください。別のブラウザを利用している場合にCookieを無効にする方法については、プロバイダにお問い合わせください。すべてのCookieを無効にすると、Appleのウェブサイトで特定の機能を利用できなくなることがあります。

Appleは、Cookieに加え、類似する目的を達成するために役立つほかの技術を利用しています。

Appleからお客様に送信するEメールメッセージの一部には、Appleのウェブサイトのコンテンツにお客様をリンクする「クリックスルーURL」が含まれています。お客様がそのようなURLのいずれかをクリックすると、別のサーバを経由して、当社のウェブサイト上の要求されたページが表示されます。当社はこのクリックスルーを追跡することで、特定のトピックに対するお客様の関心度を把握し、お客様と効果的なコミュニケーションを行っているか測定するのに役立てています。このようなデータ収集を希望されないお客様は、Eメールメッセージに含まれるグラフィックリンクやテキストリンクをクリックしないでください。

Appleは通常、Cookieや類似の技術を使用して収集したデータを、非個人データとして取り扱います。ただし、インターネットプロトコル（IP）アドレスまたは類似の識別子が管轄法により個人データとみなされる場合には、当社は、当該法令が適用される地域において、これらの識別子も個人データとして取り扱います。また、Appleは、これらの技術で収集した非個人データを、Appleが保有するほかの個人データと組み合わせることがあります。そのようにしてデータを組み合わせた場合、当社は組み合わせたデータを、本プライバシーポリシーの目的における個人データとして取り扱います。

地域によっては、Appleの広告プラットフォームから配信される広告が、App Store、Apple News、株価、Apple TVアプリに表示される場合があります。Appleの広告プラットフォームは、お客様を追跡しません。つまり、ターゲット広告や広告効果測定を目的としてAppleのアプリから収集したユーザーやデバイスに関するデータを、第三者から収集したユーザーやデバイスに関するデータと紐付けることはありません。また、ユーザーやデバイスに関するデータをデータブローカーと共有することもありません。

これらのアプリで、Appleの広告プラットフォームから、お客様のご興味に合わせたターゲット広告の受信を希望しない場合、お客様は、お使いになっているデバイスに関わらず、パーソナライズされた広告を無効にすることにより、このような広告の配信対象からお客様のApple IDを除外できます。iOS、iPadOSまたはvisionOSデバイスでパーソナライズされた広告を無効にするには、「設定」を開き、「プライバシーとセキュリティ」＞「Appleの広告」の順に選択し、「パーソナライズされた広告」をタップして無効にしてください。Macでパーソナライズされた広告を無効にするには、「システム設定」を開き、「セキュリティとプライバシー」＞「Appleの広告」の順に選択し、「パーソナライズされた広告」の選択を解除してください。App Store、Apple News、または株価には、お客様の検索クエリやお客様が読んでいるチャネルなどのコンテキストに基づいて、引き続き広告が表示される場合があります。「アプリからのトラッキング要求を許可」を無効にすると、他社製アプリが広告識別子の使用許可を求めることができなくなります。広告識別子はデバイスのオペレーティングシステムによって提供される個人を特定しない識別子であり、他社が所有するアプリやウェブサイトにわたってお客様を追跡するために使用されます。

Appleが配信する広告とプライバシーについて、詳しくはapple.com/jp/legal/privacy/data/ja/apple-advertisingを参照してください。

国外への個人データの移転

Appleの製品とサービスは、お客様と世界をつなぎます。お客様と世界をつなぐため、また当社の製品やサービスのご利用に際し、本プライバシーポリシーで説明されているアクティビティを処理するため、**お客様の個人データは世界中の組織に移転されたり、世界中の組織からアクセスされたりすることがあります。**これにはApple関連会社も含まれます。Appleは、お客様のデータがどこにあろうと確実に保護されるように、国と国の間の個人データの移転に関する法令を遵守しています。

個人データを管理するApple法人は、お客様の居住地によって異なる場合があります。例えば、Apple Storeの情報は、各国の直営店が個別に管理します。Appleメディアサービス関連の個人データは、サービス規約の規定に従い、様々なApple法人が管理する場合があります。米国外に居住するお客様の個人データは、お客様の管轄区域で個人データを管理するApple法人に代わって、Apple Inc.およびApple関連会社が処理する場合があります。例えば、Appleマップの改善およびAppleマップのLook Around機能をサポートするためにAppleが世界中で収集する画像および関連データは、カリフォルニアのApple Inc.に移転されます。

欧州経済領域、英国およびスイスの個人のお客様に関する個人データは、アイルランドのApple Distribution International Limitedが管理します。欧州経済地域、英国、およびスイスにおいて収集された個人データのAppleによる国際移転は、標準的契約条項に準拠します。ご質問がある場合や、Appleの標準的契約条項のコピーをご希望の場合は、apple.com/jp/privacy/contactまでお問い合わせください。

Appleまたは世界中のApple関連会社が収集した個人データは、通常、米国のApple Inc.が保管します。お客様の個人データがどこで保管されているかに関わらず、Appleは等しく高レベルの保護と保護措置を維持します。アジア太平洋経済協力会議（APEC）加盟国で収集された個人データのAppleによる国際移転は、個人データの移転に関するAPEC越境プライバシールール（CBPR）システムおよび処理者向けプライバシー認定（PRP）システム (PDF)に準拠します。本プライバシーポリシーの日付においてAPEC CBPRシステムに加盟している国は、米国、オーストラリア、カナダ、台湾、日本、メキシコ、フィリピン、韓国、シンガポールです。APEC CBPRまたはPRP認証についてご質問や未解決のご懸念がある場合は、第三者の紛争解決機関にお問い合わせください。

中華人民共和国の個人に関連する個人データについては、米国のApple Inc.やアイルランド共和国のApple Distribution International Limitedなど、中華人民共和国以外の国に所在するAppleによって処理される場合があります。この場合、個人情報保護法を含む現地法に従って行われます。Appleは、本プライバシーポリシーに規定されている処理を目的として、当該個人データを他社のサービスプロバイダに転送する場合もあり、そのあと、その他社のサービスプロバイダがデータを保存したり、中華人民共和国以外に移転したりすることがあります。詳細については、中国本土のプライバシー開示情報を参照してください。

プライバシー保護のための全社的取り組み

お客様の個人データの安全性を保持するため、当社はAppleの従業員にプライバシーおよび安全性のガイドラインを伝達し、社内でのプライバシー保護対策を徹底しています。

プライバシーに関するお問い合わせ

Appleのプライバシーポリシーまたはプライバシー慣行（当社の代理として他社のサービスプロバイダが実施するプライバシー慣行も含む）に関してご質問がある場合や、当社のデータ保護責任者へのお問い合わせを希望される場合は、apple.com/jp/privacy/contactからお問い合わせいただくか、お客様の国または地域のAppleサポートの電話番号までご連絡ください。また、プライバシーに関する苦情の申し立て方法については、当社までお問い合わせいただければ、当社からサポートを提供するよう努めます。

Appleは、お客様のプライバシーに関するご質問を真摯に受け止めます。アクセスまたはダウンロードの要請に際して受け取ったお問い合わせを含め、お客様からのお問い合わせは専任のチームが確認し、ご質問やご懸念に対して最適な対応方法を判断します。ほとんどの場合、重要なお問い合わせには、すべて7日以内にご連絡を差し上げます。そうでない場合、当社は追加情報の提供をお願いするか、対応にまだ時間がかかることをお知らせします。

お客様の苦情が、プライバシーに関する当社で改善対応可能な問題の場合は、可能な早い時期に更新できるよう必要な措置を講じます。プライバシーに関する問題により、お客様または他者に悪影響が生じた場合は、お客様または当該他者とともに問題を解決するための措置を講じます。

お客様は、Appleの対応に対してご不満がある場合など、いつでも担当規制当局に苦情を申し立てることができます。お客様から当社に依頼があった場合は、お客様の状況に該当すると思われる苦情の申し立て方法について、当社はお客様に情報を提供するよう努めます。

本プライバシーポリシーに重大な変更があった場合、変更の少なくとも1週間前までに本ウェブサイトに通知を公開し、お客様のデータを当社が保有している場合は変更について直接ご連絡します。

AppleのAPEC CBPR認証を見る＞

AppleのAPEC PRP認証を見る＞

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.

別紙

添付書類

添付書類1
Apple Developer契約（ADA）

添付書類2
Appleデベロッパプログラム使用許諾契約（DPLA）

添付書類3
有料アプリケーション契約（DPLAの別紙2および3）およびその添付書類（個別または総称して「別紙」）

添付書類4
App Reviewガイドライン（ガイドライン）

添付書類5
Appleメディアサービス利用規約（AMS）

添付書類6
Appleプライバシーポリシー（プライバシーポリシー）

添付書類7

B. 規約の個別の開示- 法第５条第２項

i. 提供の拒絶の場合の基準 - 法第５条第２項第１号（イ）

終了によるサービス提供の拒否となる事由を定めた規定は下記の通りです。

> Appleは、いつでも、予告なく、Appleサービスまたはその一部へのアクセスを変更、停止、廃止、拒否、制限、または無効化する（サービスへのアクセスを可能にする権利の剥奪またはそうしたサービスへのアクセスを可能にするAppleソフトウェアにおけるAPIの変更、またはデベロッパに権利を付与しないことを含みますが、それらに限定されません）権利を留保します。 …Appleは、いつでも、デベロッパへの予告なくまたは責任を負うことなく、自らの自由裁量で、Appleサービスの使用もしくはアクセスに関する上限および制限を課し、Appleサービスを無期限に削除し、デベロッパのAppleサービスへのアクセスを剥奪し、またはAppleサービス（またはその一部）を取り消すことがあります。 … Appleは、いつでも、その自由裁量で、一部またはすべてのデベロッパに対して、Appleサービスを提供しない（または提供を中止する）権利を留保します。[1]
>
> デベロッパのアプリケーションを提出することで、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびにAppleが本プログラムのウェブポータルまたはApp Store Connectに掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされます。デベロッパは、デベロッパが提出したアプリの機能、コンテンツ、サービス、または機能性を、Appleが審査できないように隠したり、不正確に伝えたり、その他Appleがかかるアプリを十分に審査できないようにしたりしてはならないものとします。 …

[1] DPLA第2.8条。

デベロッパは、かかる提出プロセスにおいてAppleに協力すること、および、質問への回答およびAppleが合理的に要求するデベロッパの提出したアプリに関する情報および資料の提供を行うことに同意するものとします。これには、デベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが保有する保険情報、デベロッパの事業の運営、または本契約におけるデベロッパの義務が含まれます。Appleは、デベロッパに対し、特定の種類のアプリについて、一定レベルの保険に入ること、および、追加の被保険者としてAppleを指定することを求めることができるものとします。デベロッパが、Appleへの提出後にアプリに変更を加える場合（In-App Purchase APIの利用を通じて提供する機能を含みます）、デベロッパは、アプリをAppleへ再提出しなければならないものとします。同様に、Appleによる別段の許可がない限り、App Storeまたはカスタム Appの配信経由での配布用とされるためには、デベロッパのアプリケーションのすべてのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリース、および新規バージョンもまた、Appleがこれを審査できるよう、Appleへの提出が必要になるものとします。[2]

デベロッパが、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlight経由で配布するために、デベロッパのアプリケーションをAppleに提出する場合、デベロッパは、Appleが、その自由裁量で、以下のいずれかの行為を行うことがあることを理解し、同意するものとします。
(a) デベロッパのアプリケーションが、その時点において有効な「ドキュメントまたはプログラム要件」の全部または一部に適合していないと判断すること。
(b) デベロッパのアプリケーションが、「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合している場合であっても、何らかの理由でデベロッパのアプリケーションの配布を却下すること。
(c) デベロッパのアプリケーションを、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlightを通じた配布用に選定し、電子的に署名すること。[3]

以下のいずれかの事由に該当する場合、本契約および本契約に基づきAppleが付与したすべての権利、ライセンス、およびサービスは、Appleから通知が行われ次第、即時解除されるものとします。
(a) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、本第11.2条で以下に規定する条項以外の本契約のいずれかの条項を遵守せず、かつ、当該違反を認識したあと、または当該違反の通知を受領したあと、30日以内に当該違反を是正しなかった場合。
(b) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、第9条（秘密保持）の条項を遵守しなかった場合。
…
(g) デベロッパが、本契約に関して、デベロッパのアプリケーションの性質に関する不正確な表示（例えば、Appleの審査から機能を隠した場合または隠すことを試みた場合、デベロッパのアプリケーションに対するユーザーのレビューを改ざんした場合、支払い不正に関与した場合など）を含むがこれらに限定されない、誤解を招く行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為にかかわった場合、または他者をしてかかわらせた場合。
また、Appleは、第4条に定める新しいプログラム要件または契約条項をデベロッパが承諾しなかった場合、本契約を解除し、またはデベロッパがAppleソフトウェアもしくはサービスを使用する権利を停止することができるものとします。いずれの当事者も、正当な理由の有無を問わず、都合により本契約を解除することができるものとし、解除の意思の書面通知を他方当事者に行ってから30日後に解除の効力が生ずるものとします。[4]

[2] DPLA第6.1条。
[3] DPLA第6.9条。
[4] DPLA第11.2条。

Appleは、いつでも、理由の如何に関わらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの販売、提供、およびダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第6.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、人間による審査および／または系統的審査（適用法令の下で受け取る通知を含みますが、これに限定されません）に基づいて、以下の状況であると合理的に判断する場合、Apple独自の裁量により、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの一部または全部のダウンロードの許可を中止したり、その他の暫定的措置を講じたりすることができることを認めるものとします。(i) デベロッパが、本別紙の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つか複数の地域に、当該ライセンスアプリケーションを輸出することにつき、輸出管理令またはその他の法令に基づき許可されておらず、(ii) 当該ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーがライセンスアプリケーションを所有もしくは使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害し、(iii) 当該ライセンスアプリケーションの配布または使用が、本別紙1の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つか複数の地域の適用法令に違反し、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙1、または、App Store Reviewガイドラインを含みますがこれらに限定されない、その他のドキュメントの条件に違反している、または、(v) デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開しているいずれかの地域における制裁措置の対象になっていると合理的に判断する場合、Appleは、Appleの自由裁量により、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの一部または全部のダウンロードの許可を中止し、またはその他の暫定的措置を講じることがあることについて、認めるものとします。Appleが、本第6.3条に基づいて、ライセンスアプリケーションのダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパの義務は一切免責されないものとします。[5]

本別紙2および本別紙に基づくAppleのすべての義務は、本契約の期間満了または解除の時点ですべて終了するものとします。いかなる当該終了に関わらず、Appleは、(i)終了日より前（本別紙の第1.4条に定めるフェーズアウト期間を含みます）にエンドユーザーがダウンロードしたライセンスアプリケーションのすべてのコピーに対するすべての手数料、および、(ii)終了日の前後を問わず、本別紙2の第6.3条に従って、Appleがエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が解除された場合、Appleは、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Appleが合理的であると判断する期間、デベロッパに対する期限が到来している支払いをすべて保留することができます。Appleは、デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した、または関与するようほかのデベロッパに奨励した、もしくはほかのデベロッパと共に参加したとAppleが判断した、またはその疑いを持った場合はいつでも、デベロッパまたは当該ほかのデベロッパに対する期限が到来している支払いを保留することができます。[6]

システムに対して不正行為（審査プロセスに対する不正、ユーザーデータの不正取得、他のデベロッパが作成したアプリのコピー、アプリの評価やApp Storeでの発見性の不正操作など）があった場合、そのデベロッパのアプリはApp Storeから削除され、デベロッパはApple Developer Programから除名されます。[7]

アプリに隠れた機能、非アクティブな機能、明文化していない機能を含めないでください。エンドユーザーにも、App Reviewチームにも、アプリの機能が明確に伝わる必要が

[5] DPLA別紙1第6.3条。
[6] 別紙2および3の第7.1条。DPLA別紙1第6.1条に同様の記載があり、DPLAの期間満了または解除と同時にDPLA 別紙1は終了します。
[7] ガイドライン「はじめに」参照。

あります。新しい機能、特徴、プロダクト変更はすべて、App Store Connectの「Notes for Review（審査向けのメモ）」のセクションに具体的に記載し（具体性に欠ける説明は却下されます）、審査時に参照できるようにする必要があります。同様に、App Storeの内外にかかわらず、実際には提供されないコンテンツやサービス（iOSベースのウイルスチェックツールやマルウェアチェックツールなど）または誤った価格を宣伝するなど、誤解を招く方法でアプリのマーケティングを行った場合は、アプリがApp Storeから削除されるか代替配信経由のインストールがブロックされ、デベロッパアカウントが停止される理由となります。重大または繰り返しの違反行為は、デベロッパのApple Developer Programからの除名の理由となります。AppleはApp Storeを信頼できる場所にするように努めており、デベロッパの協力も必要としています。不誠実なデベロッパとビジネスを行うことはできません。[8]

プッシュ通知やGame Centerを含むオペレーティングシステムの通常動作およびハードウェアの機能を損傷または妨害するウイルス、ファイル、コンピュータコード、またはプログラムを送信するアプリは却下されます。重大または繰り返される違反行為は、デベロッパのApple Developer Programからの除名につながります。[9]

また、すでに飽和状態のカテゴリにアプリを追加することは避けてください。App Storeには、おなら、げっぷ、懐中電灯、占い、デート、宴会用ゲーム、カーマ・スートラといったアプリがすでに多数存在します。こうしたアプリは、ユニークで高品質な体験を提供するアプリでない限り、却下されます。App Storeでスパム行為をすると、Apple Developer Programから除名される可能性があります。[10]

Safari Extensionは、該当するAppleオペレーティングシステムの現行バージョンのSafariで実行する必要があります。システムまたはSafariのユーザーインターフェイスを構成する要素と相互干渉してはならず、悪意のある、または誤解を生むコンテンツ、またはコードを使用することは許可されません。この規定に違反すると、Apple Developer Programから除名されることになります。Safari Extensionを使用して、機能の動作に必要でないWebサイトにアクセスするよう要求することは認められません。[11]

法律で許可されているものでない限り、事前にユーザーの許可を取らずに、ユーザーの個人データを使用、送信、共有することはできません。 … ユーザーの同意なしに、またはプライバシー関連の法令を遵守せずにユーザーデータを共有するアプリはApp Storeから削除され、当該デベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。[12]

デベロッパは、App Storeのカスタマーレビュー、カスタマーサポートのリクエストへの対応、App Store Connectとのやり取りを含むAppleとのコミュニケーションなど、あらゆる場面で誰に対しても敬意を持って対応することが求められます。嫌がらせ、差別的な言動、脅迫、いじめなどを、いかなる形でも行わず、そのような行為を他者に促すこともないようにしてください。不正な操作、誤解を招く行為、その他の詐欺的な行為を繰り返すと、Apple Developer Programからの除名につながります。

ユーザーからの信頼は、アプリのエコシステムの基盤です。アプリでユーザーから搾取したり不当にだまし取ろうとしたり、ユーザーが不要なものを購入させようとすることは絶対に許容されません。また、不必要なデータ共有を強制したり、価格を巧妙に上乗

[8] ガイドライン2.3.1。
[9] ガイドライン2.5.3。
[10] ガイドライン4.3。
[11] ガイドライン4.4.2。
[12] ガイドライン5.1.2(i)。

せしたり、実際には利用できない機能やコンテンツの料金を請求したりなど、ユーザーに対する不正な操作をアプリの内外で行うことは許されません。

「デベロッパ行動規範」に違反する活動や行動に従事した場合は、Developer Programのアカウントは停止されます。アカウントを復元するため、デベロッパは詳しい改善計画を書面で提出することができます。Appleがその計画を承認し、改善が実施されたことを確認すると、アカウントが再度有効になります。[13]

<u>添付書類8</u>

ii. 商品又は役務の購入の場合の条件 - 法第５条第２項第１号（ロ）

アプリ内課金：アプリ内の機能（例：サブスクリプション、ゲーム内通貨、ゲームレベル、プレミアムコンテンツへのアクセス、フルバージョンの利用）は、アプリ内課金を使用してアンロックする必要があります。コンテンツや機能をアンロックするため、ライセンスキー、拡張現実マーカー、QRコード、暗号通貨、暗号通貨ウォレットなど、アプリ独自の方法を用いることはできません。

ただし、ユーザーがアプリ内課金で購入した通貨で、デベロッパまたはデジタルコンテンツプロバイダにアプリ内で「チップ」を払うようにすることはできます。

アプリ内課金で購入されたクレジットやゲーム内通貨に有効期限を設定することはできません。また、返還可能なアプリ内課金を導入する場合は返還のメカニズムを実装する必要があります。

アプリ内課金のアイテムを他のユーザーに贈与できるようにすることは可能です。これらの贈与アイテムに関して、元の購入者以外のユーザーに返金することはできません。また贈与されたアイテムの交換はできません。

Mac App Storeで配信されるアプリでは、App Store以外の方法で有効化されるプラグインまたはExtensionを使用することができます。

「ルートボックス」などの方法でバーチャルアイテムをランダムに購入できるアプリでは、各種アイテムの入手確率を明記して、ユーザーが購入前に確認できるようにしてください。

デジタルの商品やサービスに利用できるデジタルのギフトカード、ギフト券、バウチャー、クーポンを販売する場合は、アプリ内課金によるアプリ内での販売のみ許可されます。物理的なギフトカードをアプリ内で販売してユーザーに郵送する場合は、アプリ内課金以外の支払い方法を使用することもできます。

サブスクリプション型ではないアプリでは、まず一定期間の無料トライアルを提供し、その後フルバージョンをアンロックする選択肢を提示することができます。その場合、「XX日間お試し（XX-day Trial）」といった命名規則に従った非消耗型のアプリ内課金アイテムを、Tier 0の価格帯で設定する必要があります。無料トライアルの開始前に、トライアル期間の長さ、トライアル終了後に利用できなくなるコンテンツやサービス、フルバージョンを再度利用するためにかかる料金を、アプリ内で明確に示す必要があります。レシート（英語）およびDeviceCheck（英語）を使用して、コンテンツへのアクセス権やトライアル期間の長さを管理する方法について詳しくご確認ください。

[13] ガイドライン5.6。

アプリは、アプリ内課金を利用して、非代替性トークン(NFT)およびNFTに関連するサービス(ミンティング、リスティング、譲渡など)を販売することができます。アプリでは、NFTを所有することによってアプリ内の機能がアンロックされないことを条件として、ユーザーが自分のNFTを確認できるようにすることが可能です。アプリ内課金以外の方法で、ユーザーを何らかの購入に誘導するボタン、外部リンク、その他の機能をアプリに含めないことを条件として、他のユーザーが所有するNFTコレクションを閲覧することをユーザーに許可することも可能です。[14]

サブスクリプション：App Storeでのカテゴリにかかわらず、アプリではアプリ内課金の自動更新サブスクリプションを組み込むことができます。自動更新サブスクリプションをアプリに組み込む際は、以下のガイドラインに必ず従ってください。[15]

(a) 許容される使用方法：自動更新サブスクリプションを組み込む場合は、継続的な価値をユーザーに提供する必要があります。サブスクリプション期間は最低7日間とし、ユーザーのすべてのデバイスで利用できるようにする必要があります。サブスクリプションの適切な使用例には次のようなものがあります（すべて網羅しているわけではありません）。新しいゲームレベル、コンテンツの新しいエピソード、マルチプレイヤー対応、定期的に実態のあるアップデートが提供されるアプリ、コレクションが多数にわたる、または定期的に更新されるメディアコンテンツ、サービスとしてのソフトウェア（「SAAS」）、クラウド対応、など。さらに以下についてご確認ください。

サブスクリプションと、コンテンツの個別提供を併せて用意することもできます（映画のコレクション全体をサブスクリプションで提供すると同時に、個々の映画の購入やレンタルサービスも提供するなど）。

同じデベロッパの複数のアプリやサービスで同一のサブスクリプションを共有することもできます。

ストリーミングゲームサービスのサブスクリプションで提供されるゲームでは、サードパーティのアプリやサービスで共有される単一のサブスクリプションを提供することができます。ただし、そのようなゲームはApp Storeから直接ダウンロードされ、サブスクリプション登録者に二重の支払いが発生しないように設計される必要があります。また、サブスクリプションを利用していないユーザーに不利となる形で提供することはできません。

サブスクリプションは、アプリを利用できるすべてのデバイスで機能する必要があります。詳しくは、「アプリ間でサブスクリプションを共有（英語）」をご確認ください。

ユーザーがアプリの機能やコンテンツにアクセスしたり使用したりする際に、アプリの評価やレビュー、他のアプリのダウンロード、同様のその他アクションをユーザーに求めることはできません。

その他すべてのアプリと同様、サブスクリプションを提供するアプリでは、ユーザーが対価を支払ったコンテンツを、追加作業（ソーシャルメディアへの投稿、連絡先のアップロード、アプリを特定の回数開くことなど）を実行しなくても入手できるようにする必要があります。

[14] ガイドライン3.1.1。
[15] ガイドライン3.1.2。

消耗型のクレジット、ゲームで購入する宝石、ゲーム内通貨などはサブスクリプションとして提供することができます。また、消耗型アイテムの割引購入の権利をサブスクリプションに含めることもできます（宝石のパックを割引価格で入手できるプラチナメンバーシップなど）。

すでに登録しているアプリをサブスクリプションベースのビジネスモデルに変更する場合、既存のユーザーがすでに対価を支払っている基本的な機能を取り除くことはできません。たとえば、「ゲーム全体のアンロック」をすでに購入しているユーザーには、新規ユーザーに向けてサブスクリプションモデルを導入した後も、ゲーム全体に引き続きアクセスできるようにする必要があります。

自動更新サブスクリプションアプリでは、関連する情報をApp Store Connectで提示して、ユーザーに無料トライアル期間を提供することができます。サブスクリプションオファーの提供の詳細をご確認ください。

ユーザーに対して詐欺行為を行おうとするアプリは、App Storeから削除されます。これには、虚偽の説明でユーザーをだましてサブスクリプションを購入させようとしたり、おとり商法や詐欺的な行為をしたりするアプリが含まれます。このようなアプリはApp Storeから削除され、当該デベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。

モバイル通信事業者のアプリでは、事前にAppleの承認を得ることで、新しい携帯電話データプランを含むバンドルで購入された際に、音楽およびビデオの自動更新サブスクリプションを含めることができます。モバイル通信事業者のアプリがユーザー向けのアプリ内課金に対応している場合は、事前にAppleの承認を得ることで、新しい携帯電話データプランと一緒に購入された際に、その他の自動更新サブスクリプションをバンドルに含めることもできます。この種のサブスクリプションで、消耗型アイテムの利用または割引価格での購入を提供することはできません。また、サブスクリプションは携帯電話データプランと同時に終了する必要があります。

(b) アップグレードとダウングレード：ユーザーがアップグレード/ダウングレードをスムーズに行えるようにし、同じコンテンツの異なるバージョンを意図せずに購入してしまうことがないようにする必要があります。サブスクリプションのアップグレードとダウングレードのオプションを管理する方法については、ベストプラクティスを確認してください。

(c) サブスクリプションに関する情報：ユーザーにサブスクリプションを促す際は、その価格でユーザーが何を入手できるかを事前に明確に説明する必要があります。1か月当たりの発行回数は何回か、クラウドストレージの容量はどれくらいか、サービスにアクセスする方法にはどのようなものがあるか、など。Apple Developer Program使用許諾契約の別紙2（英語）で説明されている要件も必ず明示する必要があります。[16]

その他の購入方法：次に挙げるアプリでは、アプリ内課金以外の購入方法を利用することができます。3.1.3(a)の条件を満たす場合を除き、このセクションで挙げるアプリでは、アプリ内課金以外の購入方法の利用をアプリ内でユーザーに促すことは許可されません。アプリとは無関係の手段で、デベロッパがユーザーベースに対してアプリ内課金以外の購入方法に関するコミュニケーションを送信することは許可されます。

(a) 「リーダー」アプリ：以前購入したコンテンツまたはコンテンツのサブスクリプショ

[16] ガイドライン3.1.2。

ン（具体的には、雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオ）に、ユーザーがアクセスできるようにすることは許可されています。「リーダー」アプリは、無料ユーザー層向けにアカウント作成の機能や、既存ユーザー向けにアカウント管理の機能を含めることができます。「リーダー」アプリのデベロッパは、外部リンクのアカウントエンタイトルメントを申請し、デベロッパが所有する、またはデベロッパがアカウントの作成や管理の責任を保持するWebサイトへの情報リンクをアプリ内で提供することができます。詳しくは、「外部リンクアカウントエンタイトルメント」をご確認ください。

(b) マルチプラットフォームサービス：複数のプラットフォームで動作するアプリでは、マルチプラットフォームのゲームにおける消耗アイテムなどを含め、別のプラットフォーム上のアプリやデベロッパのWebサイトでユーザーが入手したコンテンツ、サブスクリプション、機能へのアクセスを許可することが可能です。ただし、そうしたアイテムは、アプリ内のアプリ内課金アイテムとしても購入可能でなければなりません。

(c) エンタープライズサービス：組織またはグループが、（たとえば業務用データベースや授業管理ツールなど）従業員や学生向けにデベロッパから直接購入するアプリの場合、エンタープライズユーザーが以前購入したコンテンツやサブスクリプションを利用できるようにすることは許可されています。一般の消費者、単独ユーザー、家族向けの販売の場合は、アプリ内課金を使用しなければなりません。

(d) 個人対個人のサービス：個人対個人のリアルタイムでのサービス（家庭教師、医療相談、不動産のツアー、フィットネストレーニングなど）を購入できるアプリの場合は、アプリ内課金以外の購入方法での支払いを受け付けることもできます。一方で、リアルタイムで個人対複数のサービスを提供する場合は、アプリ内課金を使用しなければなりません。

(e) アプリの外部で使用する商品やサービス：ユーザーがアプリの外部で使用する物理的な商品またはサービスをアプリで購入できるようにする場合、そうした商品の支払いにはアプリ内課金以外（Apple Payやクレジットカードなど）の方法を使用する必要があります。

(f) 無料のスタンドアロンアプリ：有料のWebベースツール（VOIP、クラウドストレージ、メールサービス、Webホストなど）に対して、スタンドアロンのコンパニオンアプリとして機能する無料アプリは、そのアプリ内で購入が発生しない、またはそのアプリ外へ購入を誘導していない限り、アプリ内課金を使用する必要はありません。

(g) 広告管理アプリ：広告主（商品、サービス、イベントを広告する個人や企業）が、各種のメディア媒体（テレビ、屋外広告、Webサイト、アプリなど）にわたる広告キャンペーンを購入および管理することを唯一の目的とするアプリでは、アプリ内課金を使用する必要はありません。このようなアプリはキャンペーン管理を目的としているため、広告そのものを表示することはありません。ただし、同一アプリ内で表示するための広告（ソーシャルメディアアプリへの投稿に使用される販促コンテンツなど）の購入を含め、アプリ内で体験または消費されるコンテンツのデジタル購入には、アプリ内課金を使用する必要があります。[17]

特定のハードウェアを必要とするコンテンツ：アプリのある機能の動作に特定のハードウェアが必要である場合など、いくつかの限られた状況でのみ、アプリ内課金を使用しなくても機能をアンロックすることができます（たとえば、望遠鏡と同期することで機能が追加される天文学のアプリなど）。オプションとして物理的製品（玩具など）と連

[17] ガイドライン3.1.3。

動するアプリの機能では、アプリ内課金のオプションが提供されていることを前提に、当該機能をアプリ内課金を通さずにアンロックすることができます。ただし、アプリの機能をアンロックするために無関係の商品の購入を条件としたり、広告またはマーケティング活動を行うようユーザーに要求したりすることは認められません。[18]

Appleは、世界水準のコマースおよび決済システムによって促進された、一貫性のある安全な体験を提供するために、IAPの使用を要求しています。IAPが使用されることで、ユーザーは、購入やサブスクリプションを長期にわたって容易に管理できるようになります。[19]

デベロッパは、デベロッパの取扱製品または対象製品経由でのAppleサービスへのアクセスもしくはその使用、またはその中で提供されるいかなるコンテンツ、データもしくは情報のみについていかなる料金もエンドユーザーに請求しないことに同意するものとし、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Appleサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。 … Appleは、デベロッパによるAppleサービスの利用につき料金を課す権利を留保します。Appleは、Appleサービスの料金または料金の改定につき、電子メールでデベロッパに通知します。かつ、かかる料金に関する情報は、本プログラムウェブポータル、App Store ConnectまたはCloudKitコンソールに掲載されます。Appleサービスの可用性と料金設定は、適宜変更される場合があります。[20]

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格である場合、かかるアプリは、Appleおよび／またはApple子会社によるApp Store経由またはカスタムAppの配信経由でのエンドユーザーへの配布について、適格性を有することになります。デベロッパが、エンドユーザーに対して、App Store経由またはカスタムAppの配信経由で、無償の（無料の）、Appleおよび／またはApple子会社による、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布、またはIn-App Purchase APIの使用を通じたデベロッパのライセンスアプリケーションにおける追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供の許可を希望する場合、デベロッパは、デベロッパが無償のアプリに指定するライセンスアプリケーションに関して、別紙1の条項に従って、Appleおよび／またはApple子会社を、デベロッパの法的な代理人、またはコミッショナーに指名するものとします。[21]

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格であり、かつ、In-App Purchase APIの使用を通じて、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対して、またはデベロッパのアプリケーション内で、エンドユーザーに対して何らかの課金をする場合、App Store経由でかかるデベロッパのライセンスアプリケーションの商用配布が開始される前に、または、デベロッパがエンドユーザーに対して課金をする追加のコンテンツ、機能、またはサービスの商用配布がデベロッパのライセンスアプリケーションにおけるIn-App Purchase APIの使用を通じて許可される前に、AppleまたはApple子会社と別途契約（別紙2）を締結しなければならないものとします。デベロッパがAppleの署名を受領し、アプリをカスタムAppの配信経由で有償配布することを希望する場合、デベロッパは、かかる配布が実施される前に、AppleまたはApple子会社と別途契約（別紙3）を締結しなければならないものとします。AppleまたはApple子会社と別紙2もしくは別紙3の契約を締結する場合、またはすでに締結している場合、別紙2もしくは別紙3の条項は、この引用により本契約に組み込まれるものとみなされます。[22]

デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターに対し、AppleのTestFlightに参加するた

[18] ガイドライン3.1.4。
[19] App内課金は下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/in-app-purchase/
[20] DPLA第2.8条。
[21] DPLA第7.1条。
[22] DPLA第7.2条。

めの、または当該プレリリース版を使用するためのいかなる種類の費用も請求することはできないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版の品質、パフォーマンス、または有用性の改善に関連しない目的で、TestFlightを使用することはできません（例えば、App Storeを回避する意図でデベロッパのアプリケーションのデモ版を継続的に配布したり、App Storeでの好ましい評価を得る目的でデベロッパのアプリケーションの体験版を提供したりすることは許可されません）。[23]

デベロッパは、本契約により、AppleおよびApple子会社（以下「Apple」と総称します）を、(i) 本別紙1に対する添付書類A第1項に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙1に対する添付書類A第2項に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store Connectツールおよびカスタム App の配信サイトにおいて定められ、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは、Appleが、1つまたは複数のApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトを介して、デベロッパのためにデベロッパに代わって、ライセンスアプリケーションのマーケティングをし、かつ、エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。[24]

本別紙1の2.1条に基づきデベロッパがAppleに配布するライセンスアプリケーションのすべては、エンドユーザーが無料でダウンロードできるようAppleの使用に供するものとします。Appleは、ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーからいかなる料金を徴収する義務もないものとし、本別紙1に基づくいかなるライセンスアプリケーションに関しても、デベロッパに対していかなる支払いの義務もないものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションまたはアプリ内での購入に関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、ライセンスアプリケーションに関するAppleとの本契約（別紙2）の拡張契約を別途締結しなければならないものとします（または以前に締結済みであること）。デベロッパがカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、カスタムアプリケーションに関するAppleとの本契約（別紙3）の拡張契約を別途締結しなければならないものとします（または以前に締結済みであること）。[25]

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本[26]

本添付書類C第10項に定めるデベロッパの義務を除き、デベロッパはAppleに対して、プロモーションコードに対するいかなる手数料を支払う義務も負いません。[27]

デベロッパはここに、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布およびダウンロードに対するロイヤリティ、収益、または報酬について、本契約（別紙1を含みます）の適用のある場合に、本契約に基づいて支払われることがあるかどうかに

[23] DPLA第7.4(B)条。
[24] DPLA別紙1第1.1条。
[25] DPLA別紙1第1.5条。
[26] DPLA別紙1に対する添付書類A第1条。
[27] DPLA別紙1に対する添付書類C第3条。

関わらず、これを回収する一切の権利を放棄します。両当事者は、Appleおよびデベロッパ間においては、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布、およびダウンロードに関する第三者に対するロイヤリティの支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は、本契約の定めによるものとすることを承諾するものとします。[28]

デベロッパは、本別紙により、AppleおよびAppleの子会社（以下、「Apple」と総称します）を、(i) 本別紙2に対する添付書類A第1条に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として … 指名します。[29]

Appleは、本別紙2に基づくデベロッパの代理人および／またはコミッショネアとしてのAppleのサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

(a) Appleは、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ（以下に定義）内の有料サブスクリプションサービスの利用が1年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Appleは、保持猶予期間または更新延長期間に関わらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが（例えば、解約または不払いなどの理由により）終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は60日間を超えないものとし、変更されることがあります。更新延長期間とは、デベロッパが顧客のサブスクリプションの更新日を追加の費用なく延長する期間を指します。本第3.4条(a)項に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料の決定において、エンドユーザーが支払うべき価格は、本別紙2の第3.2条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いたあとの価格とします。

(b) App Storeスモールビジネスプログラム。AppleによりApp Storeスモールビジネスプログラムに認定および承認されたデベロッパに関しては、Appleは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、本別紙2の添付書類Bに列挙する地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に引き下げられた手数料を受け取る権利を有します。[30]

本別紙2の第3.2条に別途定められている場合を除き、Appleは、本別紙2の第3.4条に定められている手数料を、ライセンスアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはエンドユーザーの義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Appleが開発したライセンスアプリケーションの販売について、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。[31]

Appleは、本別紙に基づきエンドユーザーに配布されるライセンスアプリケーションの価格として当該エンドユーザーから金額を徴収する時に、当該ライセンスアプリケーションに関するAppleの手数料全額と本別紙の第3.2条および第3.4条に基づきAppleが徴収す

[28] DPLA別紙1に対する添付書類C第10条。
[29] 別紙2および3の第1.1条。
[30] 別紙2の第3.4(a)条および第3.4(b)条。
[31] 別紙2の第3.4(b)条。

るあらゆる税金を差し引いて、Appleの標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。 … デベロッパは、本別紙により、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配布について、Appleが当該ライセンスアプリケーションの価格を当該エンドユーザーから徴収できない場合でも、Appleが本第3.5条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。[32]

エンドユーザーがサブスクリプションオファーコードを使用してデベロッパのライセンスアプリケーションのサブスクリプションに無料でアクセスできる期間において、デベロッパは本別紙により、当該アクセスに対する使用料、収益または報酬について、本契約、本別紙2および本契約に対する別紙1の適用ある場合に、本項の定めがなければこれらに基づき支払われることがあるか否かに関わらず、これらを徴収する一切の権利を放棄するものとします。両当事者は、Appleとデベロッパの間においては、サブスクリプションオファーコードによりデベロッパのライセンスアプリケーションでサブスクリプションにアクセスするエンドユーザーに関する第三者に対する使用料の支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は本契約および本別紙2の定めによるものとすることを認めるものとします。[33]

Appleは、本別紙3に基づくデベロッパの代理人および／またはコミッショネアとしてのAppleのサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

Appleは、カスタムAppの配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、各カスタムAppの配信の顧客が支払うべきすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ（以下に定義）内の有料サブスクリプションサービスの利用が1年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Appleは、保持猶予期間または更新延長期間に関わらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが（例えば、解約または不払いなどの理由により）終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は60日間を超えないものとし、変更されることがあります。更新延長期間とは、デベロッパが顧客のサブスクリプションの更新日を、追加の費用なく延長する期間を指します。本第3.4条に基づきAppleが受け取る権利を有している手数料の決定において、カスタムAppの配信の顧客が支払うべき価格は、本別紙3の第3.2条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いたあとの価格とします。

本別紙3の第3.2条に別途定められている場合を除き、Appleは、本別紙3の第3.4条に定められている手数料を、カスタムアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはカスタムAppの配信の顧客の義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Appleが開発したライセンスアプリケーションおよび／またはカスタムアプリケーションの販売について、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。[34]

<u>添付書類9</u>

[32] 別紙2および3の第3.5条。
[33] 別紙2の第3.13(c)条。
[34] 別紙3の第3.4条。

iii. 検索及びランキングの主要なパラメータ - 法第５条第２項第１号（ハ）

1. (a) アプリランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。例えば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store内でのローンチの日付（関連する検索のために考慮される場合があります）、Appleが公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータにより、お客様の検索クエリに最も関連性の高い結果が返されます。

(b) App Store内で取り上げるアプリを検討する場合、Appleのエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいアプリおよび大幅にアップデートされたアプリに着目し、高品質のアプリを探します。Appleのエディターが考慮する主なパラメータは、UIデザイン、ユーザーエクスペリエンス、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store製品ページのスクリーンショット、Appプレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールに関するかかるパラメータに関しても考慮します。これらの主なパラメータを通じて、質が高く設計に優れた革新的なアプリが示されます。

(c) デベロッパがApp Store上でのデベロッパのアプリに対する有料プロモーションのためにAppleサービスを利用する場合、デベロッパのアプリは、プロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

アプリの見つけやすさに関して詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/をご参照ください。[35]

<u>添付書類10</u>

iv. 商品等提供データを取得又は使用する場合の条件 - 法第５条第２項第１号（ニ）

Appleの製品およびAppleのサービスをテスト、提供、および改良するために、かつ、本契約に基づきデベロッパがAppleサービスの使用を選択した場合にのみ（および本契約で別段の定めがある場合を除き）、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、Appleサービスから診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することがあることを認めるものとします。この情報の中には、デベロッパを個人として識別しない形式で、収集されるものもあります。ただし、場合により、Appleは、デベロッパを個人として識別する情報の収集が必要な場合がありますが、Appleが、以下のいずれかのためにかかる収集が合理的に必要であると誠実に信じる場合に限られます。(a) Appleサービスの提供、(b) 法的手続または要件の遵守、(c) 本契約の条項の遵守の検証、(d) 潜在的な技術上の問題または違反の調査を含む、不正行為の防止、(e) 法令により要求または許容されるApple、その開発者、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、セキュリティ、または安全の保護。かかるAppleサービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人、本条で定めるかかる情報のすべてを収集および使用するためのデベロッパの許可を得ることについて、認め、同意することになります。さらに、デベロッパは、Appleが、パートナーおよび第三者開発者がAppleブランド製品上またはそれに接続して実行する製品およびサービスを改良できるようにする目的で、診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報

[35] DPLA別紙1に対する添付書類Dならびに別紙2および3に対する添付書類Eの第1条。

（個人識別情報を除く）を共有する場合があることに同意するものとします。[36]

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されている通りに個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、https://www.apple.com/legal/privacy/data/en/app-store/の「App Storeとプライバシー」をご確認ください。Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple Newsと「株価」において表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。そうしたパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。[37]

Appleは、当社サービスの強化、お客様の取引の処理、お客様とのコミュニケーション、セキュリティおよび詐欺や不正の防止、ならびに法令遵守のために、個人データを使用します。また、お客様の同意の下で、その他の目的のために個人データを使用することがあります。

Appleは状況に応じて、お客様の同意に基づいて、またはお客様との契約を履行するため、お客様や他者の重大な利益を保護するため、もしくは法令を遵守するために個人データの処理が必要であるという事実に基づいて、個人データを使用することがあります。また、当社は、お客様の利益、権利および期待を考慮して、個人データを処理することが当社または他者の正当な利益にかなうと考える場合、個人データを処理することがあります。　… 法的根拠についてご質問がある場合は、apple.com/jp/privacy/contactからデータ保護責任者にお問い合わせいただけます。[38]

Apple Developer Programへの登録時に、Appleは、デベロッパアカウントを作成・維持し、Apple Developer Programの機能を提供するために、デベロッパの氏名、メールアドレス、年齢、電話番号、使用言語、国または地域など、Apple IDに関連付けられた情報を使用します。また、Apple Developer Webサイト、イベント、コンテンツへのアクセスを提供したり、メールや通知を送信したりする目的で使用する場合もあります。

Apple Developer Programへの登録、メンバーシップの更新、既存のメンバーからのAccount Holderの役割譲渡の受諾といった特定の状況では、本人であることを確認するため、政府発行のID番号、写真付き本人確認書類（IDカード、運転免許証、パスポートなど）の画像、または自撮り画像の提供が求められることがあります（所在地域の要件に基づきます）。Appleはほかにも、Apple Developer Programへの登録申請に使用したデバイスに関する情報や、Apple IDで有効にしているセキュリティ設定の情報を収集します。また、お使いのデバイスが、不正行為を検知する目的でデバイスの利用パターン(例：デバイスが移動した時間の割合、週間通話回数の概数、マップの利用履歴)を使用することがあります。デバイスがこの情報を評価し、それに基づくスコアがAppleと共有されます。

Appleとその本人確認サービスプロバイダは、Appleの代表として、収集した情報を本人確認および不正行為防止の目的にのみ使用します。Appleはサービスプロバイダに対し、不要になった時点で、かつその保持が法律で規定されていない場合に、当該情報をただちに削除することを義務付けています。政府発行の本人確認書類の画像をご提供いただいた場合は、Appleの本人確認サービスプロバイダによって本物かどうかが確認されます。

---

[36] DPLA第14.2(D)条。DPLA第14.2条に基づき収集されたデータはプライバシーポリシーの対象とされます。下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://www.apple.com/legal/privacy/jp/
[37] DPLA別紙1に対する添付書類Dならびに別紙2および3に対する添付書類Eの第2条。
[38] プライバシーポリシー「Appleによる個人データの使用」参照。

その際、確認と不正行為防止のため、あなたの氏名、住所、書類のID番号が取得されます。Appleの本人確認サービスプロバイダは、本人確認を完了するまでの間、ご提供いただいた画像を短期間保持します。その後、画像は削除されます。政府発行の本人確認書類の提供を希望されず、かつ法律で提供が義務付けられていない場合には、developer.apple.com/contactからAppleに別の本人確認方法について問い合わせていただくことも可能です。

別のデベロッパが、Apple Developer Programであなたをチームに招待するため、Appleにあなたのメールアドレスを提供する場合があります。あなたが招待を受け入れると、あなたのApple IDがそのチームに関連付けられます。

Appleからの支払いを受けるには、銀行口座情報および税務書類を提出する必要があります。これらはApp Store Connectの「契約／税金／口座情報」セクションでいつでも更新可能です。Appleは、デベロッパへの支払い、不正行為の特定と防止、適用される法律の遵守を目的としてこれらのデータを使用します。

イベントへの参加申請を行う場合は、Apple Developer Programメンバーシップに関連付けられたApple IDを使用して申請する必要があります。このアカウント情報は、イベント参加者の選考プロセスに従って、参加者を選考したり、選出された応募者をイベントに登録したりする目的で使用されます。

Appleは、あなたがApple IDを保持している限り、Apple Developer Programのメンバーシップに関連付けられている個人データを保持します。アカウント情報は、適用される法律に基づいて保持する必要がある場合を除き、アカウントの削除依頼を受けた時点で削除されます。Apple Developer Programに関連する個人データの使用方法について質問や懸念がある場合や、Appleのデータ保護責任者への連絡をご希望の場合は、dpo@apple.comまでお問い合わせください。

Appleが収集する情報は、いかなる場合においても、Appleのプライバシーポリシー（www.apple.com/jp/privacyを参照）に従って取り扱われます。[39]

添付書類11

v. 商品等提供利用者が商品等提供データを取得又は使用する場合の条件 - 法第５条第２項第１号（ホ）

App Storeデータへのアクセス デベロッパは、Appアナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリの販売およびApp内課金（サブスクリプションを含む）に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、Appアナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store/measuring-app-performance/をご参照ください。Appアナリティクスのデータは、Appleの顧客

[39] プライバシーポリシーの一部としてリンクされている通知「Apple Developer Programとプライバシー」参照。下記にて日本語にて閲覧が可能です。
https://developer.apple.com/jp/support/privacy/

の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、https://developer.apple.com/jp/app-store-connect/analytics/をご参照ください。Appleは、他のデベロッパによるApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。またAppleは、デベロッパのApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することもありません。そのようなデータ共有は、Appleのプライバシーポリシーおよび Appleによる当該データの取り扱い方法に対するAppleの顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパがApp Store Reviewガイドラインに従っている場合に限ります。

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されている通りに個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、https://www.apple.com/legal/privacy/data/en/app-store/の「App Storeとプライバシー」をご確認ください。Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple Newsと「株価」において表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。そうしたパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。[40]

Appleは、お客様が自らの個人データについて、知る権利、アクセスする権利、訂正する権利、移転する権利、処理を制限する権利、削除する権利を尊重しています。当社はこれらの権利を当社の全世界のお客様に対して提供しており、お客様は、これらのプライバシーに関する権利を行使した場合でもAppleから差別的な扱いや低いレベルのサービスを受けることがない権利を有しています。また、お客様は、Appleがお客様の個人データを処理することに同意するよう求められた場合、同意後にいつでもその同意を撤回する権利を有しています。

プライバシーの権利と選択権を行使するには（他社サービスプロバイダーがAppleの代理として業務を行う場合も含む）、Appleの「データとプライバシー」のページ（privacy.apple.com）にアクセスしてください。Shazamについてはshazam.com/ja/privacyにアクセスしてください。お客様の個人データのセキュリティを守るために、ご自身のアカウントにサインインする必要があり、これによりお客様の本人確認が行われます。現在privacy.apple.comで確認できない個人データのコピーの入手をご希望の場合は、apple.com/jp/privacy/contactから要請していただけます。また、お客様は、担当規制当局に苦情を申し立てる権利を有しています。

ただし、状況によってはお客様からの要請にお応えできない場合があります。例えば、お客様から取引データの削除を依頼された場合、Appleがその取引の記録を保管する法的義務を負う場合は法令遵守のために要請に応じることはできません。また、要請に応じることで、詐欺や不正の防止およびセキュリティを目的とした当社によるデータの正当な使用が損なわれる可能性がある場合は、要請をお断りすることがあります（セキュリティに関する懸念のために捜査対象となっているアカウントの削除を要請された場合など）。プライバシーに関する要請をお断りする場合があるその他の理由としては、他者のプライバシーを侵害する、根拠がない、訴権乱用となる、著しく非現実的または不合理である、といった場合が挙げられます。[41]

---

[40] DPLA別紙1に対する添付書類Dならびに別紙2および3に対する添付書類Eの第2条。商品等提供データが「個人情報」に該当する限り、当該情報はAppleのプライバシーポリシーに従います。
[41] プライバシーポリシー「Appleにおけるお客様のプライバシーの権利」参照。

Appleは、お客様の指示を受けるかお客様の同意を得て、その他の第三者と個人データを共有することがあります（お客様のアカウントのアクティベーションを行うために通信事業者と情報を共有する場合など）。[42]

<u>添付書類12</u>

vii. その他開示することが必要なものとして経済産業省令で定められる事項 - 法第５条第２項第１号（ト）

c. 返品及び返金の条件

すべてのデベロッパは、該当する規約に基づき平等に扱われ、Appleは、AppleのAppを第三者であるデベロッパのAppよりも有利な条件で扱うことはありません。別紙に「Appleが開発したライセンスアプリケーションの販売について、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。」と規定されている通り、明白な理由に基づき、AppleはAppleの開発チームによるAppの販売について、手数料を得ていません。[43]

デベロッパがAppleから有効な料金免除を受けている場合を除き、本契約に基づきデベロッパに付与される権利およびライセンス、ならびにデベロッパによる本プログラムへの参加の対価として、デベロッパは、本プログラムのウェブサイトで定める本プログラム年会費をAppleに支払うことに同意するものとします。当該料金の払戻しは行われず、かつ、Appleソフトウェア、Appleサービス、またはデベロッパによる本プログラムの使用について賦課され得る一切の税金はデベロッパが負担するものとします。デベロッパの本プログラム料金は、本契約に基づきデベロッパがアプリをAppleに提出(または再提出)する時点において全額が支払われなければならず、後払いすることはできないものとし、該当する場合、デベロッパによる本プログラムウェブポータルおよびAppleサービスの継続使用は、デベロッパによるかかる料金の支払いを条件とします。デベロッパは、デベロッパが自動更新でデベロッパの年間プログラム料金を支払うことを選択した場合、デベロッパが自動更新メンバーシップへの登録を選択した時にプログラムウェブポータルでデベロッパが同意した条件に従い、AppleはデベロッパがAppleに登録したクレジットカードに当該料金を請求することができることに同意するものとします。[44]

デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、一切の払い戻しを行わないものとします。かつ、デベロッパは、Appleが、別紙2の条件に従って、エンドユーザーに対して払い戻しを行う場合があることに同意するものとします。[45]

デベロッパは、返金プロセスおよび購入に関する紛争プロセスについて情報を提供し、これらのプロセスを改善するために、デベロッパのアプリケーションから得られたエンドユーザーの購入情報を、Apple、その子会社、およびAppleの代理人に提供することができます。デベロッパは、ドキュメントおよび適用法に従い、ユーザーに通知を送信する、またはユーザーから同意を得る必要があります。[46]

デベロッパは、製品に対するあらゆる保証について、明示または法律に基づく黙示の保証のいずれであるかに関わらず、免責が有効になされているものを除いて、単独で責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーション

[42] プライバシーポリシー「Appleによる個人データの共有」参照。
[43] 別紙2および3の第3.4条。
[44] DPLA第8条。
[45] DPLA付属書2の第3.4条。
[46] DPLA付属書2の第3.5条。

が適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーはAppleにその旨を通知し、Appleは当該エンドユーザーに対してライセンスアプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容されるかぎり、ライセンスアプリケーションに関して、Appleは、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとします。[47]

プロモーションコードおよび未使用の残額は現金と引き換えることはできず、または、現金の払い戻しにより返却されることや交換されることはできず、または、デベロッパおよびホルダーのいずれによってもその他の商品の購入または割引またはiTunesまたはApp Storeギフトの提供に使用されることはできません。これには未使用で失効したプロモーションコードも含まれます。[48]

デベロッパは、マーケティングされるサブスクリプション期間全体（デベロッパが許可した請求の猶予期間を含みます）にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙2の本第3.8条(c)項に違反した場合、本別紙により、Appleに対し、Apple独自の裁量により、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部を、エンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Appleがそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、それに対するクレジットをAppleに付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Appleが本別紙2の第7.3条に基づくAppleの権利を行使できることを認めるものとします。[49]

Appleが、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがいずれかのライセンスアプリケーションをダウンロードした日から90日以内、もしくは第3.8条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内（当該期間が90日未満である場合）に、エンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) ライセンスアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Appleは、当該ライセンスアプリケーションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額をエンドユーザーに返金することができます。Appleが当該価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。エンドユーザーがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をAppleがペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。[50]

本別紙2および3ならびに本別紙に基づくAppleのすべての義務は、本契約の期間満了または解除の時点ですべて終了するものとします。いかなる当該終了に関わらず、Appleは、(i) 終了日より前（本別紙の第1.4条に定めるフェーズアウト期間を含みます）にエンドユーザーがダウンロードしたライセンスアプリケーションのすべてのコピーに対するすべての手数料、および、(ii) 終了日の前後を問わず、本別紙2の第6.3条に従ってAppleがエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が解除された場合、

[47] DPLA別紙1に対する添付書類Bの第4条。
[48] DPLA別紙1の添付書類Cに対する付属書1の第2条。
[49] 別紙2および3の第3.8(c)条。
[50] 別紙2および3の第6.3条。

Appleは、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Appleが合理的であると判断する期間、デベロッパに対する期限が到来している支払いをすべて保留することができます。Appleは、デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した、または関与するようほかのデベロッパに奨励した、もしくはほかのデベロッパと共に参加したとAppleが判断した、またはその疑いを持った場合はいつでも、デベロッパまたは当該ほかのデベロッパに対する期限が到来している支払いを保留することができます。[51]

<u>添付書類13</u>

d. 支払いを留保する場合の条件

<u>税金および調整の対応に関する規定</u>:

エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、本別紙2に対する添付書類Bに従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる可能性がある、デベロッパのライセンスアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、デベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがデベロッパのライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleが合理的な期間内に調整を処理したあと、それ以降のライセンスアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがデベロッパのライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Appleがデベロッパの税分類の調整を処理する前に発生したライセンスアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパのライセンスアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、その税務上の影響について単独で責任を負うものとします。Appleが、その合理的な裁量で、デベロッパのライセンスアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Appleは、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正したあと、Appleは、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Appleがデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙2の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金および／または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。[52]

本別紙2に対する添付書類Cで求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供する前に、Appleがデベロッパのライセンスアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Appleは、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパがAppleに提供するまで、デベロッパのためにその金額を信託保持する判断を下すことができます。Appleは、本第3.3条に基づき本別紙2の規定に従い、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Appleがデベロッパのために信託保

[51] 別紙2および3の第7.1条。
[52] 別紙2および3の第3.2条。

持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金します。[53]

Appleは、本別紙に基づきエンドユーザーに配布されるライセンスアプリケーションの価格として当該エンドユーザーから金額を徴収する時に … 本別紙の第3.2条および第3.4条に基づきAppleが徴収するあらゆる税金を差し引［く］ … ものとします。 … デベロッパは、その結果生じる為替差額またはAppleの提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。[54]

Appleからのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引においてAppleが受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Appleは、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Appleは、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleが満足できる、デベロッパが源泉徴収税の当該軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書をAppleに提供している場合に限ります。Appleが合理的に指定する手段を使用して、デベロッパからAppleに対し適時に書面による要求があった場合、Appleは、Appleがデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。[55]

日本におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが日本においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにiTunes株式会社を指名している場合：

5.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理してiTunes株式会社が行うエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションおよび／またはカスタムアプリケーションの配布に関する売上にかかる消費税の請求義務（存在する場合）、(ii) 日本政府への消費税申告書の提出および消費税の支払い（該当する場合）、ならびに、(iii) 単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、消費税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、かつ自身の納税管理者を任命することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。日本の税務当局から、日本における税金の収集、支払い、または申告の納税管理人としてiTunes株式会社を任命するよう求められた場合でも、iTunes株式会社は支援することはできません。デベロッパは可能な限り早期に自身の納税管理人を任命することに同意するものとします。別紙2の第3.5条および別紙3の第3.5条に基づく、デベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いは、デベロッパが自身の納税管理者を任命するまで行われない場合があります。[56]

5.2 iTunes株式会社が日本に居住するデベロッパに請求する手数料は、消費税を含むものとします。

[53] 別紙2および3の第3.3条。
[54] 別紙2および3の第3.5条。
[55] 別紙2および3の第3.7条。
[56] 別紙2および3に対する添付書類Cの第5.1条。

(B) 日本のデベロッパ – 日本国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパの主たる事務所または本店が日本に所在し、デベロッパが日本国外におけるマーケティング、日本国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパは、別紙2および別紙3に基づくデベロッパの代理人またはコミッショネアとしてのAppleのサービスに対する対価としてAppleが受け取る手数料に対して支払われるべき日本の消費税について、リバースチャージ方式を採用するものとします。[57]

返金の対応に関する規定:

デベロッパは、マーケティングされるサブスクリプション期間全体（デベロッパが許可した請求の猶予期間を含みます）にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙2の本第3.8条(c)項に違反した場合、本別紙により、Appleに対し、Apple独自の裁量により、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部を、エンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Appleがそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、それに対するクレジットをAppleに付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Appleが本別紙2の第7.3条に基づくAppleの権利を行使できることを認めるものとします。[58]

Appleが、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがいずれかのライセンスアプリケーションをダウンロードした日から90日以内、もしくは第3.8条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内（当該期間が90日未満である場合）に、エンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) ライセンスアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Appleは、当該ライセンスアプリケーションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額をエンドユーザーに返金することができます。Appleが当該価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。エンドユーザーがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をAppleがペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。[59]

本別紙2および本別紙に基づくAppleのすべての義務は、本契約の期間満了または解除の時点ですべて終了するものとします。いかなる当該終了に関わらず、Appleは …（ii）終了日の前後を問わず、本別紙2の第6.3条に従ってAppleがエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が解除された場合、Appleは、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Appleが合理的であると判断する期間、デベロッパに対する期限が到来している支払いをす

[57] 別紙2および3に対する添付書類Cの第5.2条。
[58] 別紙2および3の第3.8(c)条。
[59] 別紙2および3の第6.3条。

べて保留することができます。[60]

不正行為への対応に関する規定:

App Storeスモールビジネスプログラムへの参加資格の判断に関して、デベロッパまたはその関連するデベロッパアカウントが、疑わしい、誤解を招く、不正な、不適切な、合法でない、または不誠実な行為または不作為に関与した場合（例えば、虚偽または不正確な情報をAppleに提供すること、App Storeスモールビジネスプログラムから不適切に利益を得るために複数のApple Developer Programアカウントを作成または使用することなど）、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Appleの裁量で、App Storeスモールビジネスプログラムへの参加資格を失い、資格が解除されます。

Appleは、本規定に違反したデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントへの支払いを留保できるものとします。[61]

デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した、または関与するようほかのデベロッパに奨励した、もしくはほかのデベロッパと共に参加したとAppleが判断した、またはその疑いを持った場合はいつでも、デベロッパまたは当該ほかのデベロッパに対する期限が到来している支払いを保留することができます。[62]

添付書類14

本サービスのご利用には、Appleのプライバシーポリシー（https://www.apple.com/jp/legal/privacy/）が適用されます。[63]

b. データ使用に対する同意: お客様は、ライセンサーが技術データおよび関連情報（お客様のデバイス、システムおよびアプリケーションソフトウェア、周辺機器に関する技術情報が含まれますが、これらに限定されません）を収集して使用する場合があることに同意するものとします。なお、これらの情報は、（必要な場合）ライセンスアプリケーションに関連するソフトウェアアップデート、製品サポートおよびその他サービスをお客様へ円滑に提供するため定期的に収集されるものです。ライセンサーは、お客様を個人的に特定しない形式である限り、製品の改善またはお客様へのサービスや技術の提供のために、当該情報を使用することができるものとします。[64]

お客様は、Appleが本契約のいずれかの部分の遵守を履行または検証するために合理的に必要または適切と認める場合、お客様に対する責任を負うことなく、Appleが法執行機関、政府機関、または第三者にあらゆるデータまたは情報を開示する権利を留保することに同意するものとします。これには、お客様による本サービスまたはコンテンツの利用、関連する法的手続きに対して、またはお客様による本サービスまたはコンテンツの利用が違法であるもしくは第三者の権利を侵害しているとの当該第三者の申し立てに対して、Appleが協力する権利が含まれますが、これに限定されません。[65]

Appleでは、お客様は優れた製品を入手できるだけでなく、十分なプライバシーが保証されるべきであると考えています。そのため、当社では必要な個人データのみを収集する

[60] 別紙2および3の第7.1条。
[61] 別紙2の第3.4条。
[62] 別紙2および3の第7.1条。
[63] AMSのD.「プライバシー」。
[64] AMSのN.「ライセンスアプリケーションのエンドユーザー使用許諾契約」。
[65] AMSのS.「その他の規定」。

よう努めています。Appleがどのような個人データを収集するかは、お客様がAppleとやり取りする方法によって異なります。個々のサービスにおいてAppleが個人データをどのように取り扱うかについては、apple.com/jp/legal/privacy/dataをご覧ください。

お客様がApple IDの作成、事業用リース（commercial credit）のお申し込み、製品またはデバイスの購入および／またはアクティベーション、ソフトウェアアップデートのダウンロード、Apple Storeでのセミナー受講の登録、当社サービスへの接続、Appleへのお問い合わせ（ソーシャルメディアを含む）、オンライン調査への参加、などの方法でAppleとやり取りする場合、当社は以下のような様々な情報を収集することがあります。

アカウント情報。Eメールアドレス、登録されているデバイス、アカウントのステータス、年齢など、Apple IDとそれに関連するアカウントの詳細。

デバイス情報。デバイスを特定できるデータ（デバイスのシリアル番号など）またはデバイスに関するデータ（ブラウザのタイプなど）。

連絡先情報。名前、Eメールアドレス、住所、電話番号などの、連絡先情報に関するデータ。

支払い情報。銀行口座の詳細、クレジットカードやデビットカードなどの支払いカードの情報など、請求先住所と支払い方法に関するデータ。

取引情報。Appleの製品とサービスの購入に関するデータや、Appleのプラットフォームでの購入を含むAppleを通じた取引に関するデータ。

詐欺や不正を防止するための情報。デバイストラストスコアなど、詐欺や不正を識別し防止するために使用されるデータ。

使用状況データ。Appleサービス内でのアプリの起動など、Appleの製品やサービスにおけるお客様のアクティビティと使用に関するデータ（閲覧履歴、検索履歴、製品の操作、クラッシュデータ、パフォーマンスなどの診断データ、その他の使用状況データを含む）。

位置情報。「探す」や地域固有のサービス（合意している場合）のサポートのみを目的とした詳細な位置情報と、おおよその位置情報。

健康に関する情報。個人の身体的または精神的な健康や状態に関するデータを含む、個人の健康状態に関するデータ。個人の健康データには、個人の健康状態について推定したり検出したりするために使用できるデータも含まれます。Appleの健康に関する研究調査のためのアプリを使用した調査に参加する場合、個人データのプライバシーに関するポリシーについては、Appleの健康に関する研究調査のためのアプリに関するプライバシーポリシーをご覧ください。

フィットネス情報。お客様が共有することを選択したフィットネスとエクササイズの情報に関する詳細。

財務情報。給与、所得、資産について収集された情報や、Appleブランドの金融サービスに関する情報を含む詳細。

政府発行のIDデータ。特定の管轄区域においては、当社は、ワイヤレスアカウントの設定やお客様のデバイスのアクティベーションをする場合、事業用リース（commercial cr

edit）の延長や予約の管理を目的とする場合、または法的に要求された場合などの限られた状況において、政府が発行したIDをお伺いすることがあります。

お客様から当社に提供されるその他の情報。カスタマーサポートとのやり取りやソーシャルメディアチャネルを通じた連絡を含む、Appleとのコミュニケーションの内容などの詳細。

お客様には、当社が求めた個人データを提供する義務はありません。ただし、個人データをご提供いただけないと、多くの場合、当社から製品やサービスを提供できなくなったり、お客様の要請にお応えできなくなったりします。[66]

Appleは、あなたがApp Storeおよびその他のAppleオンラインストア（iTunes Store、Apple Booksなど）で購入、ダウンロード、またはアップデートするコンテンツを提供するために、あなたの個人データを収集します。

Appleは、App StoreおよびApple Newsと“株価”（利用可能な場合）であなたと関連性の高い広告を表示するために、ストアでのあなたのアカウント、購入、およびダウンロードに関する情報も使用します。後述の通り、この広告については選択が可能です。

Appleは、あなたに合わせた機能とおすすめを提供し、Appleマーケティングを含む通知を送信するために、ストアでの購入、ダウンロード、その他の活動に関する情報を使用します。後述の通り、この目的のためにこのデータを使用しないように選択することもできます。

詐欺行為の発見と防止に役立てるため、購入時に、デバイスの使用状況に関する情報（通話やメール送受信のおおよその回数など）に基づいて、デバイスのトラストスコアが計算されます。送信データは、お客様のデバイスの実際の値がAppleには分からないように設計されています。スコアは一定の期間、Appleのサーバに保存されます。

Appleは、ストアの改善に役立てるために、あなたの閲覧、購入、検索、およびダウンロードに関する情報を使用します。これらの記録は、IPアドレス、ランダムな一意の識別子（発生する場合）、またはApp Storeやその他のAppleのオンラインストアにサインインしたApple IDと共に保存される場合があります。[67]

以　上

[66] プライバシーポリシー「Appleがお客様から収集する個人データ」参照。
[67] プライバシーポリシーの一部としてリンクされている通知「App Storeとプライバシー」参照。下記にて日本語で閲覧が可能です。
https://www.apple.com/jp/legal/privacy/data/ja/app-store/

シンプルで安全なアプリ内課金

App Storeが提供するパワフルなコマースシステムを使用すると、Appleの各種プラットフォームから、デベロッパのコンテンツやサービスを世界中の人々に簡単に届けることができます。年間数十億件のトランザクションを処理するこのシステムは、エンドツーエンドの支払い処理に対応します。そのため、デベロッパはユーザーを満足させる優れたアプリやゲームの開発に集中できます。App Storeの世界レベルのコマース機能と支払い機能を活用した（サブスクリプションを含む）アプリ内課金でビジネスを成長させる方法を学びましょう。

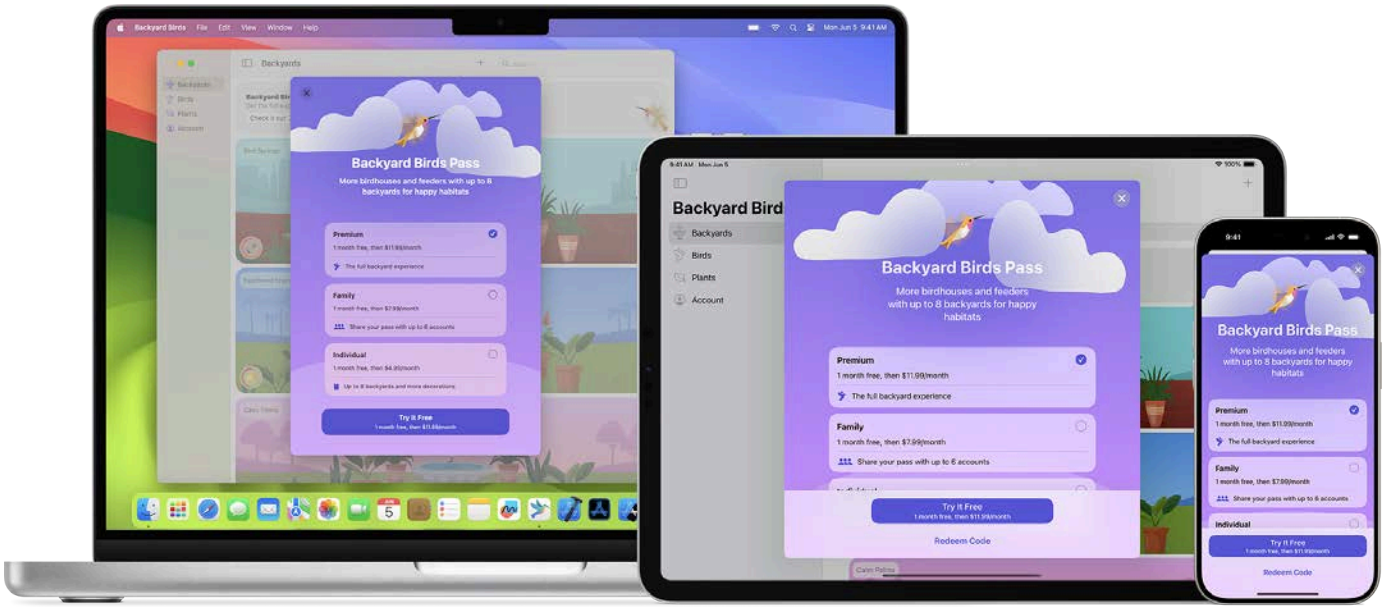

決済と支払いのサポート
シンプルな設定
マーケティングとエンゲージメントに関する機能
アナリティクスとレポート
信頼性と安全性

決済と支払いのサポート

2008年にApp Storeのコマースシステムが導入されて以降、デベロッパがこのシステムを通じて獲得した収益は3,000億ドルを超えます。毎週5億人を超えるユーザーが閲覧するApp Storeは、アプリ内課金のプロモーションに最適な場所となっています。

決済の手間を解消

App Storeのアプリ内課金システムにより、ユーザーはApp Storeやアプリ内でデジタル商品やサービスを簡単に購入できます。ユーザーは、Apple IDの作成時に、購入に利用する支払い方法を追加します。Face ID、Optic ID、Touch IDを使用して安全な認証が行われるため、ユーザーはアプリ内で数回タップするだけで購入を行うことができます。そのため、購入が不成立になる可能性が最小限に抑えられます。

購入手続きが開始されると、App Storeのペイメントシートに関連情報が表示されるため、ユーザーは購入を確定する前にトランザクションの内容（商品やサービスの種類、価格、サブスクリプション期間など）を簡単に確認できます。

世界各地の支払い方法に対応

Appleは、世界各地で使用されている支払い方法について、復号化からトークンの検証、支払いの受け取りに至るまで、エンドツーエンドの支払い処理に対応します。そのため、デベロッパが複数のペイメントプロバイダと連携する必要はありません。クレジットカード、デビットカード、キャリア決済、デジタルウォレットなど、200種類を超える支払い方法に対応しているため、ユーザーはそれぞれの地域でお好きな方法で支払いを行うことができます。

Appleは、175の地域で、できるだけ多くのユーザーにリーチできるように、対応する支払い方法を継続的に増やしています。

パワフルな価格設定ツール

App Storeのツールを使用すると、世界の市場でのアプリ内課金の価格設定を手間なく管理できます。デベロッパはより簡単にコンテンツを提供し、ビジネスを世界に拡大することができます。

地域に合わせたストアの選択：（サブスクリプションなどの）アプリ内課金を提供するストアフロントを選択し、それぞれの市場に合わせてコンテンツやサービスをカスタマイズできます。

柔軟な価格設定：0.29ドルから1万ドルまで、900種類の価格ポイントから選択できます。ほかの通貨でも同様の価格設定が可能です。価格ポイントはそれぞれの国や地域で一般的な価格設定の慣習に従って絞り込まれているため、ユーザーに対して適切な価格を設定できます。各ストアフロントでアプリ内課金のカスタム価格ポイントを設定したり、カスタム価格を期間限定または無期限で使用することもできます。

米国（USD） | 中国（CNY） | 日本（JPY） | 韓国（KRW）

価格の段階	サポートされている最低価格	サポートされている最高価格
$0.10	$0.29	$9.99
$0.50	$0.49	$49.99
$1.00	$0.99	$199.99
$5.00	$4.99	$499.99
$10.00	$9.99	$9,999.99

価格の段階	サポートされている最低価格	サポートされている最高価格
サポートされている慣習		
X.99	$0.99	$9,999.99
X.00	$1.00	$10,000
X.90	$0.90	$99.90
X.95	$0.95	$49.95

世界各地の価格を簡単に設定可能：通常使用する国や地域を指定すると、これを基準として、ほかの174の地域の43種類の通貨での価格が自動生成されます。自動生成された価格は、税金や外国為替レートを考慮して、世界的に平準化されます。アプリとアプリ内課金（自動更新サブスクリプションを除く）の価格は、税金や外国為替の変動に応じて自動的に更新されます。基準となる地域とカスタム価格が設定されている地域の価格をAppleが調整することはありません。

税金への対応

Appleが提供する自動システムは、トランザクションに関わる税金（付加価値税など）の計算、徴収、納付に対応します。また、App Storeで扱われるアプリとアプリ内課金について、（主要市場を含む）80を超える地域のコンプライアンス要件にも対応します。そのため、世界の市場でのデジタル商品やサービスの販売が容易になります。このシステムでは、動画、ブック、ニュース関連出版物など、アプリに割り当てられた税金カテゴリに基づいて、各地域の正しい税率と規制が適用されます。税金に変更があった場合、コマースシステムにシームレスに反映されます。

支払いの徴収

ユーザーには複数の支払い方法を設定することが推奨されています。特定の支払い方法で請求に問題が生じた場合、Appleは別の方法を使用して徴収を試みます。さらに可能な場合、Appleは支払い手段の自動更新を行います。更新できない場合、メッセージやフォローアップ機能を使ってユーザーに問題の解決を求めます。

自動更新サブスクリプションで請求に問題が生じた場合、App Storeでは大半のサブスクリプションの復元が行われます。さらに、（アプリの起動時、またはアプリに設定された表示のタイミングに従って）StoreKitに請求の問題（英語）に関するメッセージシートが表示されます。これにより、サブスクリプション登録者はアプリを閉じることなく請求の問題を解決できます。Appleは、プッシュ通知やアプリ内メッセージを使用して問題を通知することもあります。

App Store Connectで請求猶予期間を有効にしている場合、サブスクリプション登録者は一定期間、アプリの有料コンテンツに引き続きアクセスできます。その間にAppleは請求の問題の解決を試みます。Appleが猶予期間内にサブスクリプションを復元した場合、収益の損失が生じたり、サブスクリプション登録者への有料サービスの提供が中断されたりすることはありません。サブスクリプションの提供に関する詳しい情報は、こちらをご覧ください。

シンプルな設定

消耗型アプリ内課金、非消耗型アプリ内課金、自動更新サブスクリプション、非更新サブスクリプションのうち、1種類以上のアプリ内課金を提供できます。App Store Connect、StoreKitフレームワーク、アプリ内課金のAPIを使用してアプリ内課金を設定し、プロダクト情報の取得、支払いの処理、プロダクトの提供を行います。

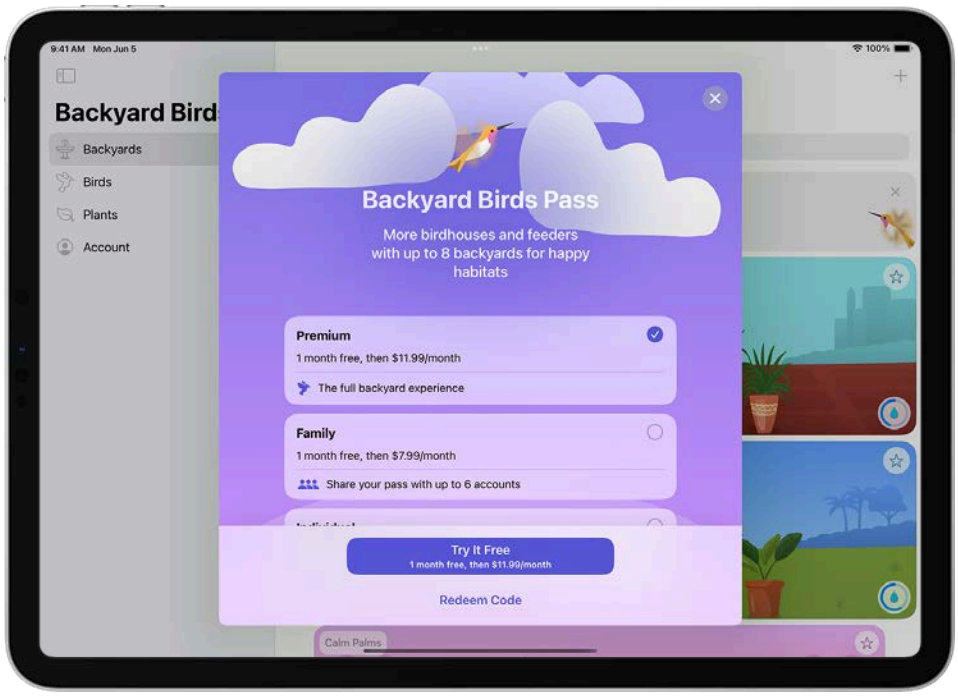

ペイウォールの迅速な作成

StoreKitビューを使用すると、アプリ内課金とサブスクリプションの直感的な支払い体験を簡単に構築できます。たった1行のコードを使用するだけで、StoreKitビューにサービスレベルごとの説明、価格、期間が明確に表示されます。また、ローカリゼーションサポートが組み込まれているため、追加の開発作業を行わなくても、アプリ内課金の詳細情報が適切な言語と通貨で表示されます。アプリの見た目や印象に合わせてStoreKitビュー（英語）をカスタマイズすることもできます。

- アプリ内課金の設定
- StoreKitの基本事項
- StoreKitに関するドキュメント
- StoreKitビューに関するドキュメント（英語）
- ヒューマンインターフェイスガイドライン：アプリ内課金
- App Reviewガイドライン：アプリ内課金

トランザクションの最新のステータス

App Storeサーバ通知を利用すると、返金、サブスクリプションの状態、ファミリー共有へのアクセスなどの最新のステータスをほぼリアルタイムで確認できます。この情報を使用してトランザクションレコードを更新し、ユーザー体験をカスタマイズできます。例えば、ユーザーが自動更新をオフにした場合に、サブスクリプションの再登録を促すプロモーションオファーを表示することができます。App Storeサーバ通知を有効にするには、App Store ConnectでサーバのHTTPS URLを設定します。

App Store Server APIを使用して、プロダクトのエンタイトルメントとトランザクションに関する最新情報を取得することもできます。アプリ外で行われたステータス変更を含めて、アプリ内課金のトランザクションの最新ステータスと履歴を確認できます。

- App Storeサーバ通知に関するドキュメント（英語）
- App Store Server APIに関するドキュメント（英語）

テストに役立つツール

開発のプロセス全体でテストツールを活用することにより、サブスクリプションオファー、購入の中断、返金などの一般的な購入シナリオに対して、アプリとサーバで適切に対応できるようになります。初期開発の段階で、Xcodeを使用してアプリ内課金のシミュレーションとテストを実行することができます。App Store Connectでアプリ内課金を設定す

ると、Sandbox環境またはXcodeのStoreKitテスト機能で、実際のプロダクト情報を使ってテストできるようになります。

テストへの参加者を確保できる場合、TestFlightを使用して、社内外のテスターから貴重なフィードバックを入手できます。テスターのEメールアドレスを使うか、パブリックリンクを共有することで、最大1万人の外部テスターを招待できます。TestFlightでのアプリ内課金はSandbox環境を使用するため、テスターはアプリ内課金を無料で入手できます。ただし、アプリがApp Storeでリリースされたあとのプロダクション環境では使えなくなります。

アプリ内課金のテストが完了したら、審査に提出します。

開発の全段階におけるテスト（英語）

マーケティングとエンゲージメントに関する機能

アプリ内課金を公開したあとは、様々な方法でプロモーションを行い、エンゲージメントを促すことができます。アプリのプロモーションに関する詳しい情報は、こちらをご覧ください。

App Storeでのプロモーション

iOSおよびiPadOSでは、ユーザーはアプリ内課金アイテムをApp Storeで直接閲覧でき、アプリ本体のダウンロードに先立ってアプリ内課金アイテムの購入手続きを開始することもできます。プロモーションの対象となるアプリ内課金アイテムはプロダクトページに表示されます。検索結果への表示や、「Today」、「ゲーム」、「App」のそれぞれのタブでの紹介を通じて、コンテンツを幅広いユーザにアピールできます。

さらに詳しく ›

サブスクリプションオファー

一定の期間、自動更新サブスクリプションを割引価格で提供したり、無料で利用できるようにしたりすることで、サブスクリプションの登録者を獲得し、継続的な利用につなげることができます。App Storeでのトランザクションには認証が行われるため、1つのアカウントで無料トライアルを何度も利用するといった不正行為を最小限に抑えることができます。

さらに詳しく ›

App Storeでのアプリ内イベント

ユーザーは、iOSやiPadOSのApp Storeでイベントを見つけることができます。デベロッパはこれを利用してリーチを拡大することができます。イベントへの参加にアプリ内課金やサブスクリプションが必要な場合は、イベント詳細ページに記載されます。

さらに詳しく ›

プロモーションコード

報道関係者やインフルエンサーがアプリまたはアプリ内課金を先行的に利用できるように、プロモーションコードを発行できます。各プラットフォームで、アプリのバージョンごとに最大100個のプロモーションコードを発行できます。また、アプリ内課金ごとに最大100個のプロモーションコードが発行可能です。

さらに詳しく ›

App Bundle

App Bundleは、有料アプリ、または自動更新サブスクリプションを提供する無料アプリで作成できます。アプリでサブスクリプションが提供されている場合、ユーザーはバンドルに含まれるすべてのアプリにアクセスできます。

ファミリー共有

自動更新サブスクリプションまたは非消耗型のアプリ内課金を提供するアプリでは、ユーザーはファミリー共有を使用して、最大5人のファミリーメンバーとアクセスを共有できます。ファミリー共有はスムーズで便利な機能であり、サブスクリプション登録者の獲得、有

さらに詳しく ›

料サブスクリプションの促進、エンゲージメントやリテンションの向上に役立ちます。

さらに詳しく ›

アナリティクスとレポート

売上、購入ユーザーの数、購入ユーザー1人あたりの平均収益など、それぞれのアプリ内課金に関連する有益で幅広いメトリックスを確認できます。月ごとの最終的な収益、地域や通貨ごとの収益、現地通貨から収益を換算する際に使われたレ　ト(利用可能な場合)、適用された税金や調整額を確認することもできます　また、各月における全トランザクションの詳細レポート(アプリやアプリ内課金ごとのユニット配信数など)をダウンロードすることも可能です。

- App Store Connectのアナリティクスでアプリのパフォーマンスを測定する
- アナリティクスとレポートの概要
- 支払いと財務レポートに支払いと収益を表示する
- 財務レポートをダウンロードする

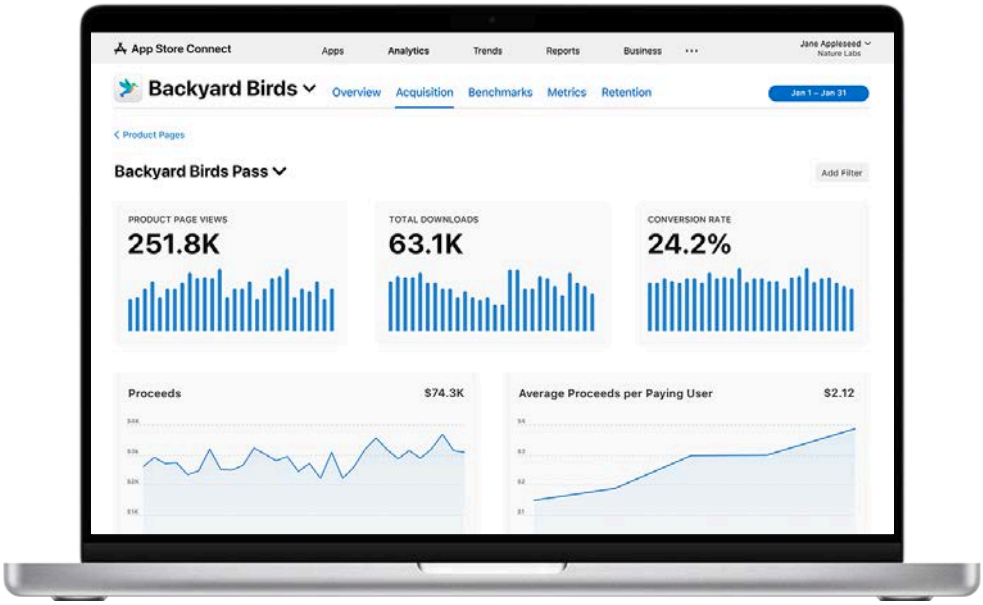

Apple独自のデータインサイト

Appleが提供する独自のデータインサイトを使用してアプリのパフォーマンスを測定し、App Storeでのビジネスを成長させましょう。Appleは毎月、数十億のデータポイントを収集し、以下のような貴重な情報を提供しています。

- iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、watchOSを統合した売上データ。
- App Storeの閲覧、App Storeでの検索、参照元アプリ、参照元Webサイトなど、ソース別のアプリ内課金の収益。
- アプリ内イベント、カスタムプロダクトページ、予約注文など、使用するApp Storeの機能に関連する収益。
- ピアグループのベンチマークデータ。関連するピアグループと比較して、収益化の取り組みがどの程度成果を上げているかを特定するのに役立ちます。
- サブスクリプションの状態(トライアル、有料、解約済み)、サブスクリプションオファーのパフォーマンスメトリックス、サブスクリプションのリテンション率のデータなど、サブスクリプションに関するデータ。

- 再請求に起因するキャンセルイベントやサブスクリプション更新など、サブスクリプション登録者の解約に関するデータ。

アナリティクスの表示について詳しく ›
アプリのパフォーマンスの測定について詳しく ›

パフォーマンスのベンチマークの取得

App Analyticsのピアグループのベンチマークを使用すると、主要なメトリックスに関するランキングをApp Storeの類似するアプリと比較できます。これらのメトリックスの1つに、購入ユーザー1人当たりの平均収益があります。このメトリックスは、アプリ内課金のパフォーマンスを把握するのに役立ちます。プライバシーを保護するため、ピアグループには差分プライバシー手法が適用されます。そのためデベロッパの機密情報が漏洩することはなく、データはデベロッパの手元に残ります。

App Analyticsのピアグループのベンチマークについて詳しく ›
ピアグループのベンチマークのインサイトに基づいた対策について詳しく ›

支払と財務レポート

月ごとの最終的な収益を、テリトリや通貨別の内訳で確認できます。現地通貨から収益を換算する際に使用されたレート(利用可能な場合)や、適用された税金や調整額を確認することもできます。

信頼性と安全性

安全なトランザクションと不正行為の検出

App Storeは、ユーザーとデベロッパにとって安全で信頼できる場所です。Appleは、その安全性と信頼性の維持に取り組んでいます。Appleは、2022年だけで20億ドルを超える不正なトランザクションを防止しています。また、Apple PayやStoreKitなど、より安全な支払いテクノロジーの構築のために、大規模なリソースの投資を継続しています。例えば、Apple Payの場合、クレジットカード番号が加盟店と共有されることはありません。そのため、決済トランザクションプロセスのリスク要因を排除できます。また、購入時には不正利用を防ぐために、パスワードと生体認証セキュリティによる検証が行われます。

これらの保護機能は、ユーザーの安全を守るために不可欠です。一方で、ユーザーが気づかないうちに、別のルートからクレジットカード情報が漏洩したり、盗まれたりすることもあります。App Storeなどのオンラインマーケットプレイスでデジタル商品やサービスを購入し、マネーロンダリングなどの違法な目的に使用しようとする不正行為も発生しています。Appleはこのような不正行為に対して常に目を光らせ、高度なテクノロジーと人の目の両方による確認によって、盗まれたカードが不正な購入に使われるのを防いでいます。

Appleでは、悪用に関連するアカウントの無効化、不正な新規アカウントの作成のブロックなど、不正なユーザーアカウントに対する措置も講じています。

カスタマーサポート機能

配慮の行き届いたサポートは、ユーザーとの信頼関係の構築に役立つほか、エンゲージメントやリテンション率の改善、評価とレビューの向上にもつながります。StoreKitとApp Store Server APIを活用することで、よりシームレスなサポートオプションを提供し、アプリ内課金に関する問題をすばやく効率的に解決できます。

返金リクエスト

beginRefundRequest API (英語) を使って、アプリ内に返金リクエスト専用の場所を設けると、ユーザーがアプリ内で直接返金をリクエストできるようになります。また、返金をリクエストするオプションの前に、テクニカルサポートやアプリ内クレジットなどのオプションを提供することもできます。

App Storeサーバ通知を有効にすると、ユーザーが返金を受けた時に通知が届きます。この情報をもとに、返金に応じてアカウント残高を更新する、アプリ内課金でロック解除されたコンテンツへのアクセスを制限するなど、適切な措置を取ることができます。こうした措置を取る場合は、ユーザーに変更内容を知らせ、ユーザーによる対応が必要な場合はその旨を伝えるようにしましょう。また、Get Refund History (英語) エンドポイントを使うと、ユーザーが過去にアプリで購入したアプリ内課金アイテムに対して返金を受けたことがあるかどうかを特定することもできます。

Appleは様々な要素を用いて、返金リクエストが承認／却下されるかどうかを判断します。返金プロセスに関する情報提供とプロセス改善のため、ユーザーから返金リクエストを受けた場合は、Consumption API (英語) を使用してユーザーの消耗型のアプリ内課金に関する情報（ユーザーがアプリ内課金アイテムを使用したかどうか、購入されたアイテムをデベロッパが提供できなかった、など）をAppleに送信することができます。

- 返金リクエストに関するUIのベストプラクティス
- App Storeサーバ通知の有効化 (英語)
- 返金通知の処理
- サブスクリプション登録者へのサポート

購入の管理

ユーザーがアプリ本体を再ダウンロードした場合や、新しいデバイスに切り替えた場合は、ユーザーが購入したアプリ内課金のコンテンツや機能にすぐにアクセスできるようにしてください。StoreKitのcurrentEntitlements (英語) プロパティを使ってユーザーのエンタイトルメントを把握し、それに応じたアクセスを提供しましょう。また、「App Reviewガイドライン3.1.1」に従って、復元可能なアプリ内課金に対する復元メカニズムをアプリに実装する必要があります。

ユーザーからアプリ内課金に関するサポートをリクエストされた場合は、Look Up Order ID (英語) エンドポイントを使うことで、正しい購入アイテムに対してアクションを実行することができます。AppleからEメールで送られた領収書に記載されている注文番号の提示をユーザーに依頼し、このエンドポイントを使って、請求書と関連情報（ユーザーが購入アイテムについてすでに返金を受けたかどうかなど）を確認したり、購入の日時をデベロッパ側の記録と照合することができます。

ファミリーのためのツール

Appleには、デベロッパや保護者が子どもに安全な体験を提供できるよう支援するツールがあります。「承認と購入のリクエスト」を使用すると、子どもが新しくアプリを購入またはダウンロードしたり、アプリ内課金を利用しようとする時に、ファミリー管理者にリクエストを送信できます。保護者はスクリーンタイムを使用して、すべてのアプリでのアプリ内課金など、App Storeでの意図しない購入や不正な購入を防ぐことができます。

Appleによる支援

Appleは世界レベルのカスタマーサポートを提供し、請求に関する問題を効率的に解決できるよう支援します。ユーザーは、「問題を報告」を使用して、アプリ内またはApp Storeで行われたアプリ内課金についていつでもサポートを受けることができます。また、Appleのサポートチームは世界各地に配置されているため、迅速に対応できます。ユーザーが購入を行うたびにAppleからEメールで領収書が送信されます。ユーザーはApple IDアカウントで購入履歴を確認できます。

Apple Developer Programのメンバーシップ、App Store Connect、テクノロジーや機能の実装などについてご不明な点がありましたら、いつでもお問い合わせください。

App Storeでの配信について詳しく ›

SDKとベータ版

すべてのAppleプラットフォーム向けのSDKとオペレーティングシステムのベータ版をダウンロードしましょう。

ダウンロードを表示する（英語）›

ドキュメント

APIリファレンス、記事、サンプルコードなど、最新のドキュメントを確認しましょう。

ドキュメントを読む ›

セッションビデオ

WWDCやその他のイベントで発表されたAppleテクノロジーの最新情報を確認しましょう。

ビデオを見る（一部日本語字幕）›

フォーラム

開発関連のトピックについて質問を投稿して、Appleのエンジニアや他のデベロッパとディスカッションしましょう。

フォーラムを見る（英語）›

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.

Apple Developer Programとプライバシー

Apple Developer Programを利用すると、自分の情報を安全に保護しながら、アプリの開発と配信を行うことができます。

- Appleは、デベロッパアカウントの作成・維持のために、デベロッパの個人データを収集します。
- 政府発行の本人確認情報または自撮り画像をご提供いただいた場合、Appleおよび本人確認サービスプロバイダはこれを活用して本人確認を行い、不正行為を防止します。
- 本人確認や不正行為防止のため、デバイスの利用パターンを含むデバイスに関する情報がデバイスで評価され、その情報に基づくスコアがAppleに送信されます。
- また、Appleは、デベロッパへの支払いの実行、不正の特定と防止、法的要件の遵守を目的として、デベロッパの銀行口座および税務情報を収集・使用する場合があります。

Appleは個人情報のプライバシーとセキュリティを重視しています。デベロッパの皆様がAppleプラットフォームで成果を挙げるため、またユーザーが安全にサービスを利用できるようにするために必要な最低限のデータのみを収集します。Appleがどのようなデータを収集し、なぜそれらのデータがデベロッパをサポートする上で必要なのかということを皆さんにご理解いただくことが重要だと考えています。Appleが収集、使用する情報の種類の例をいくつか次に示します。

Apple Developer Programへの登録

Apple Developer Programへの登録時に、Appleは、デベロッパアカウントを作成・維持し、Apple Developer Programの機能を提供するために、デベロッパの氏名、メールアドレス、年齢、電話番号、使用言語、国または地域など、Apple IDに関連付けられた情報を使用します。また、Apple Developer Webサイト、イベント、コンテンツへのアクセスを提供したり、メールや通知を送信したりする目的で使用する場合もあります。

本人確認

Apple Developer Programへの登録、メンバーシップの更新、既存のメンバーからのAccount Holderの役割譲渡の受諾といった特定の状況では、本人であることを確認するため、政府発行のID番号、写真付き本人確認書類（IDカード、運転免許証、パスポートなど）の画像、または自撮り画像の提供が求められることがあります（所在地域の要件に基づきます）。Appleはほかにも、Apple Developer Programへの登録申請に使用したデバイスに関する情報や、Apple IDで有効にしているセキュリティ設定の情報を収集します。また、お使いのデバイスが、不正行為を検知する目的でデバイスの利用パターン（例：デバイスが移動した時間の割合、週間通話回数の概数、マップの利用履歴）を使用することがあります。デバイスがこの情報を評価し、それに基づくスコアがAppleと共有されます。

Appleとその本人確認サービスプロバイダは、Appleの代表として、収集した情報を本人確認および不正行為防止の目的にのみ使用します。Appleはサービスプロバイダに対し、不要になった時点で、かつその保持が法律で規定されていない場合に、当該情報をただちに削除することを義務付けています。政府発行の本人確認書類の画像をご提供いただいた場合は、Appleの本人確認サービスプロバイダによって本物かどうかが確認されます。その際、確認と不正行為防止のため、あなたの氏名、住所、書類のID番号が取得されます。Appleの本人確認サービスプロバイダは、本人確認を完了するまでの間、ご提供いただいた画像を短期間保持します。

その後、画像は削除されます。政府発行の本人確認書類の提供を希望されず、かつ法律で提供が義務付けられていない場合には、developer.apple.com/contactからAppleに別の本人確認方法について問い合わせていただくことも可能です。

デベロッパチームへの招待

別のデベロッパが、Apple Developer Programであなたをチームに招待するため、Appleにあなたのメールアドレスを提供する場合があります。あなたが招待を受け入れると、あなたのApple IDがそのチームに関連付けられます。

支払い

Appleからの支払いを受けるには、銀行口座情報および税務書類を提出する必要がありますこれらはApp Store Connectの「契約／税金／口座情報」セクションでいつでも更新可能です。Appleは、デベロッパへの支払い、不正行為の特定と防止、適用される法律の遵守を目的としてこれらのデータを使用します。

イベント

イベントへの参加申請を行う場合は、Apple Developer Programメンバーシップに関連付けられたApple IDを使用して申請する必要があります。このアカウント情報は、イベント参加者の選考プロセスに従って、参加者を選考したり、選出された応募者をイベントに登録したりする目的で使用されます。特定のイベントに参加する場合、本人確認とイベントのセキュリティのために、有効な政府発行の本人確認書類またはパスポートの提示を求められる場合があります。

購入

Appleは、ユーザーが購入を試みた際に、デバイスの使い方に関する情報（通話やメール送受信のおおよその回数など）に基づいてデバイスの信頼スコアを算出します。このスコアは、その基盤となっているデバイス内の値をAppleが把握できない形で送信され、Appleのサーバに一定期間保存されます。

データの保持

Appleは、あなたがApple IDを保持している限り、Apple Developer Programのメンバーシップに関連付けられている個人データを保持します。アカウント情報は、適用される法律に基づいて保持する必要がある場合を除き、アカウントの削除依頼を受けた時点で削除されます。Apple Developer Programに関連する個人データの使用方法について質問や懸念がある場合や、Appleのデータ保護責任者への連絡をご希望の場合は、dpo@apple.comまでお問い合わせください。

Appleが収集する情報は、いかなる場合においても、Appleのプライバシーポリシー（www.apple.com/jp/privacy を参照）に従って取り扱われます。

フィードバックアシスタント

バグレポートを送信したり、APIや開発ツールの改善をリクエストすることができます。

フィードバックを送信する ›

フォーラム

開発関連のトピックについて質問を投稿して、Appleのエンジニアや他のデベロッパとディスカッションしましょう。

フォーラムを見る（英語） ›

お問い合わせ

ご不明な点やリクエストがありましたら、電話またはメールにてサポートいたします。

サポートを利用する ›

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.

App Storeとプライバシー

あなたの検索、閲覧、購入、デバイスのトラストスコアに関する情報は、あなたのユーザ体験のパーソナライズ、Appleマーケティングを含む通知の送信、ストアの改善、および不正行為を防止する目的で使用される場合があります。

App Storeはあなたの個人情報を保護するように設計され、どの情報を共有するかを選択できるようになっています。

- Appleは、あなたがApp Storeおよびその他のAppleオンラインストア（iTunes Store、Apple Booksなど）で購入、ダウンロード、またはアップデートするコンテンツを提供するために、あなたの個人データを収集します。
- Appleは、App StoreおよびApple Newsと"株価"（利用可能な場合）であなたと関連性の高い広告を表示するために、ストアでのあなたのアカウント、購入、およびダウンロードに関する情報も使用します。後述の通り、この広告については選択が可能です。
- Appleは、あなたに合わせた機能とおすすめを提供し、Appleマーケティングを含む通知を送信するために、ストアでの購入、ダウンロード、その他の活動に関する情報を使用します。後述の通り、この目的のためにこのデータを使用しないように選択することもできます。
- 詐欺行為の発見と防止に役立てるため、購入時に、デバイスの使用状況に関する情報（通話やメール送受信のおおよその回数など）に基づいて、デバイスのトラストスコアが計算されます。送信データは、お客様のデバイスの実際の値がAppleには分からないように設計されています。スコアは一定の期間、Appleのサーバに保存されます。
- Appleは、ストアの改善に役立てるために、あなたの閲覧、購入、検索、およびダウンロードに関する情報を使用します。これらの記録は、IPアドレス、ランダムな一意の識別子（発生する場合）、またはApp Storeやその他のAppleのオンラインストアにサインインしたApple IDと共に保存される場合があります。

ストアによる情報の使用

Appleは、App Storeおよびその他のAppleオンラインストアでサービスおよび機能を提供するために、あなたの個人データを使用します。この情報には、アカウントと支払い情報（"設定"でアクセスおよび変更が可能）、購入履歴などが含まれます。

Appleは、あなたが求める払い戻しなどの特定のサービスを提供するために、個人データを使用する場合もあります。これらには、あなたが直接Appleに送信した、またはアプリデベロッパが支援してあなたがAppleに送信した払い戻しリクエストが含まれます。あなたの同意を得た上で、デベロッパは払い戻しリクエストの処理を支援するために、購入品を使用したかどうかなどのあなたに関する特定の個人データをAppleに提供する場合があります。

App Storeからアプリをダウンロードしたり、Apple Watchにアプリをインストールしたりすると、Appleによってデバイスのハードウェア IDやIPアドレスなどの識別子がApple IDと共に記録されます。

ストアの改善

Appleは、App Storeおよびその他のAppleオンラインストアでの体験を改善するために、あなたのストアの使用状況（App Storeを開いたときまたは閉じたときの日時、検索したコンテンツ、閲覧またはダウンロードしたコンテンツ、App Storeのプッシュ通知とバッジ、アプリ内のApp Storeからのメッセージに対する操作など）を収集します。また、デバイスの種類、OSのバージョン、デバイスの空き領域などの情報も収集します。この情報は、要求されたコンテンツをダウンロードできるかどうかを判断したり、デバイスのストレージの一般的な使用傾向を把握したり、およびデバイスがWi-FiまたはモバイルデータAppleの通信のどちらで接続しているかを確認したりするために使用されます。例えば、この情報は以下の方法で使用されます:

- 検索したコンテンツの情報は、トレンド検索を提供するために使用されます。

- 閲覧またはダウンロードしたコンテンツの情報は、“あなたにおすすめのゲーム”などのパーソナライズ機能を提供するために使用されます。

ストアのパーソナライズ

Appleは、あなたが自分と関連性の高いコンテンツを見つけられるようにするために、あなたのApp Storeの操作を使用します。例えば、Appleは、あなたが以前にApp Storeで検索、表示、ダウンロード、アップデート、または評価した内容に基づいて、あなたが興味を持つと思われるコンテンツをおすすめします。また、Appleは、あなたの購入履歴（アプリ内課金とサブスクリプションを含む）と購入方法を、Apple IDから得られたアカウント情報（使用しているデバイスやアクティベートした新しいデバイスなど）と共に使用します。より良いコンテンツをおすすめするために、Appleは、デバイス解析をAppleと共有することを選択したユーザの、アプリの起動、インストール、および削除に関する集約的な情報、ならびにアプリの評価に関する集約的な情報を使用します。App Storeは、おすすめを強化するために、デバイス上のローカル処理を使用します。デバイスに保存されたアプリ使用状況データ（よく開くアプリ、特定のアプリの使用時間、インストールおよびアンインストールするアプリなど）を使用して、App Storeは、より関連性の高いアプリとアプリ内イベントを提案することができます。Appleが受け取るあなたのストア利用に関する情報は、あなたがタップして閲覧したパーソナライズされたコンテンツに関する情報を含みます。

お使いのApple IDの“パーソナライズされたおすすめ”をオフにすると、App Store、Apple Books、iTunes Store、Apple TV、ポッドキャスト、およびAppleのサブスクリプションのパーソナライズ機能をオフにすることができます。iOS、iPadOS、またはvisionOSデバイスでは、“設定”＞[自分の名前]＞“メディアと購入”＞“アカウントを表示”に移動し、“パーソナライズされたおすすめ”をタップしてオフにします。“設定”>“App Store”>“パーソナライズされたおすすめ”に移動し、“アプリの使用状況データを消去”をタップすることで、iOSデバイスおよびiPadOSデバイスのパーソナライズのためにデバイスに記録されたアプリの使用状況データを消去することができます。これによりデバイスに記録されたデータは削除されませんが、アプリの使用状況データを消去する時点までに記録されていたデータは一切パーソナライズに使用されなくなります。App Storeのパーソナライズ機能は、アプリの使用状況データ履歴を消去したあとで記録された新しいデータを使用します。

情報の送信

Appleは、App Storeや、あなたが関心を持つ可能性のあるその他のApple製品、サービス、およびオファーに関する情報をあなたに送信するために、所有しているApple製品やAppleサービスへのサブスクリプション登録などのあなたのアカウントに関する情報を使用する場合があります。Appleはまた、あなたのApp Store内でのアクティビティに関する情報を使用して、App Storeで利用可能な新機能、コンテンツ、およびオファーに関する情報を送信する場合があります。

メールマーケティング
メールマーケティングを受け取ることに同意すると、メールによってこれらの情報を受け取る場合があります。appleid.apple.com にアクセスするか、iOS、iPadOS、またはvisionOSデバイスでは“設定”＞[自分の名前]＞“個人情報”＞“コミュニケーション環境設定”から、メール設定を変更し、これらのメールの受信を解除することができます。

プッシュ通知
プッシュ通知によってこれらの情報を受け取る場合があります。iOS、iPadOS、またはvisionOSデバイスで、通知設定をアップデートまたは通知を停止するには、“設定”＞“通知”＞“App Store”に移動します。

広告

Appleが提供する広告は、App Store、Apple News、“株価”でアプリ、製品、サービスに出会うお手伝いをします。Appleは、あなたと関連する広告が表示されるように、デバイス、アカウント、購入、サブスクリプション、および以前のダウンロードに関する情報を使用します。App Storeで、関連性のある広告を提供するために、検索を行ったときのクエリー、閲覧するページやダウンロードするアプリについての情報などのコンテクスト情報を使用する場合もあります。Appleでは、類似する特徴を持つユーザをまとめたグループ（“セグメント”と呼びます）を作成し、これらのグループを使用してターゲティング広告を配信します。個人に関する情報は、その人をどのセグメントに割り振るか、つまり、その人にどの広告を配信するかを決めるために使われます。プライバシーを保護するため、ターゲット広告は5,000人以上のユーザがターゲット基準に該当する場合のみ配信されます。どの広告があなたと関連するかを決めるために使用される情報は、ランダムな識別子に関連付けられ、Apple IDには関連付けられません。

対象となる複数の広告からApp Storeに表示する広告を選択するときは、上記のいくつかの情報に加え、App Storeの検索と閲覧アクティビティも使用して、ユーザに最も関連性が高いと考えられる広告を決定します。App Storeの閲覧アクティビティには、App Storeの閲覧中にタップして表示したコンテンツおよびアプリなどの情報が含まれます。この情報は複数のユーザから集約されるので、個人は特定されません。よく使用されるアプリなどの、デバイスに保存された情報を使用してどの広告を表示するか選択するために、デバイス上のローカル処理を使用する場合があります。Appleの広告プラットフォームは、Apple IDに関連付けられていないランダムな識別子に対してタップして表示される広告に関する情報を受け取ります。

App Storeに位置情報へのアクセスを許可した場合、App Storeで地理的にターゲットされた広告を表示するために、おおよその現在地が使用されることがあります。位置情報の使用は、iOS、iPadOS、またはvisionOSデバイスで“設定”＞“プライバシーとセキュリティ”＞“位置情報サービス”＞“App Store”と選択してから、“許可しない”をタップすることで、いつでも停止できます。

“パーソナライズされた広告”設定がオンになっている場合、Appleの広告プラットフォームは、より関連性の高い広告を提供するためにあなたの個人情報を使用する場合があります。Appleの広告プラットフォームから、あなたの興味関心に基づいたターゲティング広告を受け取りたくない場合は、“パーソナライズされた広告”をオフにすることを選択できます。“パーソナライズされた広告”をオフにすると、Appleは広告ターゲティングにあなたの情報を使用できなくなります。これにより、受信する広告の数が減るとは限りませんが、広告があなたと関連性の低いものになる可能性があります。

Appleの広告とプライバシーについて詳しくは、www.apple.com/jp/legal/privacy/data/ja/apple-advertising を参照してください。

App Store、Apple News、および“株価”でパーソナライズされた広告の配信を停止する方法について詳しくは、support.apple.com/kb/HT202074 をご覧ください。

第三者との共有

Appleは、Appleと連携しながらAppleの製品およびサービスを提供したり、Appleのマーケティングに協力したり、Appleの代わりに広告を販売してApp Store、Apple News、および“株価”に表示したりする戦略的パートナーに、個人を特定しないデータを提供する義務を負っています。例えば、アプリやコンテンツのパフォーマンスを測定したり、ロイヤルティや課金の要件を満たしたり、製品/サービスを改善したりするために、Appleはお客様によるコンテンツの購入に関し、個人を特定しないデータをアプリデベロッパと共有する場合があります。

Appleは、アプリの運用や改善に役立てるために、デベロッパと情報を共有することがあります。デベロッパは、ユーザの同意の下で収集された使用状況情報にアクセスして、類似する特徴や行動特性を持つユーザのグループ（5人以上）から集約されたデータを見ることができます。また、App Storeで購入および払い戻しされた各自の製品/サービスの領収情報にもアクセスできます。領収情報には個人データは含まれませんが、ユーザ自らがデベロッパに個人データを提供した場合、デベロッパはアプリの使用やダウンロードから得た個人データと領収情報を関連付けることが可能な場合があります。

また、アプリのデベロッパからのアプリ内コンテンツの自動ダウンロードがあると、アプリが最初に開かれる前に、デバイスのIPアドレスがアプリのデベロッパに表示されます。IPアドレスは、アプリのデベロッパのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。アプリを最初に開く前にデベロッパからのアプリ内コンテンツの自動ダウンロードをオフにするには、“設定”＞“App Store”に移動してから“アプリ内コンテンツ”をオフにします。

サブスクリプションを第三者のアプリで申し込んだ場合、申し込み者本人と開発元または発行元に固有の購読者IDが作成されます。Appleは、購読者IDを使用して、あなたが登録したサブスクリプションに関する情報やお住まいの国または地域を含むレポートをデベロッパに提供します。この情報は、デベロッパに提供され、デベロッパがサブスクリプションの実績を把握できるようにします。特定のデベロッパのすべてのサブスクリプションをキャンセルし、再度サブスクリプションを申し込まない場合、購読者IDは180日後にリセットされます。

個人データを処理する際に適用される法的根拠

Appleは通常、お客様との契約を履行するため、サービスを提供するために必要な範囲で、法的義務を遵守する目的において、App Store内の個人データを処理します。お客様の同意が適切な法的根拠となる場合は、該当する現地法に基づいて同意を求めます。

該当する現地法で定められている場合、Appleは、Appleまたは第三者の正当な利益のために、必要に応じて、以下の目的で個人データを処理します:

- 関連コンテンツを表示する、要求されたコンテンツをダウンロードするのに必要な領域がデバイスにあるかどうかを判断する、およびアップデートされたコンテンツの自動ダウンロードを促進すること
- App Storeの機能を改善し、最適化することに役立てる
- お客様が関心を持つ可能性のあるオファーをメールおよびプッシュ通知で送信する、App Store、Apple News、および“株価”で広告を提供するためにセグメントを作成する
- 払い戻しリクエストを処理する
- デベロッパにアプリ内課金に関するレポートを提供する
- 不正行為およびその他の悪意のある活動の防止

使用するデータには以下が含まれます:

- App Storeアプリの使用状況（検索、閲覧、ダウンロード、および購入したコンテンツに対する操作、App Storeの通知とメッセージ、アプリ内の通知とメッセージなど）
- デバイスとアカウントに関する詳細
- IPアドレス
- デバイスのトラストスコア

保持

App Storeおよびその他のAppleオンラインストアでの購入およびダウンロードに関連付けられる個人データは、財務報告関連の適用法によって指定された期間保持されます（期間は地域によって異なります）。多くの場合、保持期間は最低10年ですが、中国などの地域では30年になる場合があります。Appleは、適用規約に従ってユーザがコンテンツを再度ダウンロードできるようにするために、少なくともユーザがストアのアカウントを所有している間、コンテンツの購入およびダウンロードの記録を保持します。また、閲覧活動や検索などに関する情報も短期間保持します。この期間は、データ保持の法的必要条件および特定のビジネス使用事例を考慮して決定されます。ただし、保存されたクレジットカード情報を除く購入情報など、一部の情報は、ユーザがアカウントを削除したりApp Storeの利用を停止したりした後でも、ビジネス記録として保持される場合があります。

支払い用カードを使用すると、今後の購入や定期的な購入や承認済みのその他の使用に備えて、Appleはカード番号と請求情報を保持し、自動的にアップデートする場合があります。Appleは金融機関または支払いネットワークからこの情報を取得し、不正行為防止と確認の目的で使用します。

不正行為およびその他の悪意のある活動の防止

Appleは、iTunes Storeおよびその他のAppleオンラインストア、またはその他のAppleのアプリやサービスでの不正行為およびその他の悪意のある活動を防ぐためにも、個人データを収集します。この情報には、デバイス情報（デバイスの種類、ソフトウェアのバージョンなど）、位置情報（利用可能な場合）、ダウンロードおよび購入履歴、検索、ストアでのその他の操作が含まれます。購入を開始すると、AppleはAppleとの過去のビジネス関係に関する情報を使用してリクエストを処理し、支払いパートナーによる承認に先立って製品またはサービスを提供するかどうかを決定します。

また、Appleは、あなたが購入を試みたときに、デバイスの使用方法に関する情報を使用して、お使いのデバイスでデバイスのトラストスコアを計算します。この情報には、通話またはメール送受信のおおよその回数が含まれます。送信データは、Appleがデバイスのこれらの基になる情報を把握できないように設計されています。デバイスのトラストスコアはAppleのサーバ上で一定期間保管されます。

Appleが収集する情報は、いかなる場合においても、Appleのプライバシーポリシー（www.apple.com/jp/privacy を参照）に従って取り扱われます。

公開日：2024 年 3 月5 日

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.

最新のApple Developer Program使用許諾契約が利用可能に

2023年12月22日

ポリシーの更新に対応し、複数の項目をより明確にするため、Apple Developer Program使用許諾契約が改訂されました。改訂内容は以下の通りです。

- 第3.3.3条(N)の定義：「Tap to Present ID」を「ID Verifier」に更新
- 第14.10条の定義：準拠法および裁判地に関する規約を更新
- 第3.3条：明確化のため条項を再構成および分類
- 第3.3.3条(B)：プライバシーおよびサードパーティSDKに関する表記を明確化
- 第6.7条：アナリティクスに関する規約を更新
- 第12条：補償の免除に関する表記を明確化
- 付属書1：Appleプッシュ通知サービスおよびローカル通知の使用に関する規約を更新
- 付属書9：Apple Developer Programのメンバーシップに含まれるXcode Cloudのコンピューティング時間に関する規約を更新

使用許諾契約全文を表示(英語) ›

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.

App Reviewガイドラインの更新版を公開

2024年4月5日

App Reviewガイドラインがポリシーの更新や近日公開する機能に対応したものに改訂され、複数の項目がより明確になりました。次のガイドラインが更新されました。

- 3.1.1(a) : 音楽ストリーミングエンタイトルメントを含めるよう更新しました。
- 4.7 : 許可されるソフトウェアのリストにレトロゲームのコンソールエミュレータアプリからのゲームを追加し、ミニアプリとミニゲームはHTML5である必要があることを明確にしました。

ガイドラインを見る ›

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.

App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上

App StoreやMac App Storeでは、ユーザーがお気に入りのアプリに出会えるよう、多数のデベロッパによる素晴らしいアプリを揃えて紹介しています。また、注目のデベロッパや優秀なアプリについて、App Storeのエディターが作成したストーリーも公開しています。ユーザーがどのようにアプリやゲームを見つけているか、Appleのエディターがフィーチャーするアプリやデベロッパをどのように選んでいるかを紹介します。

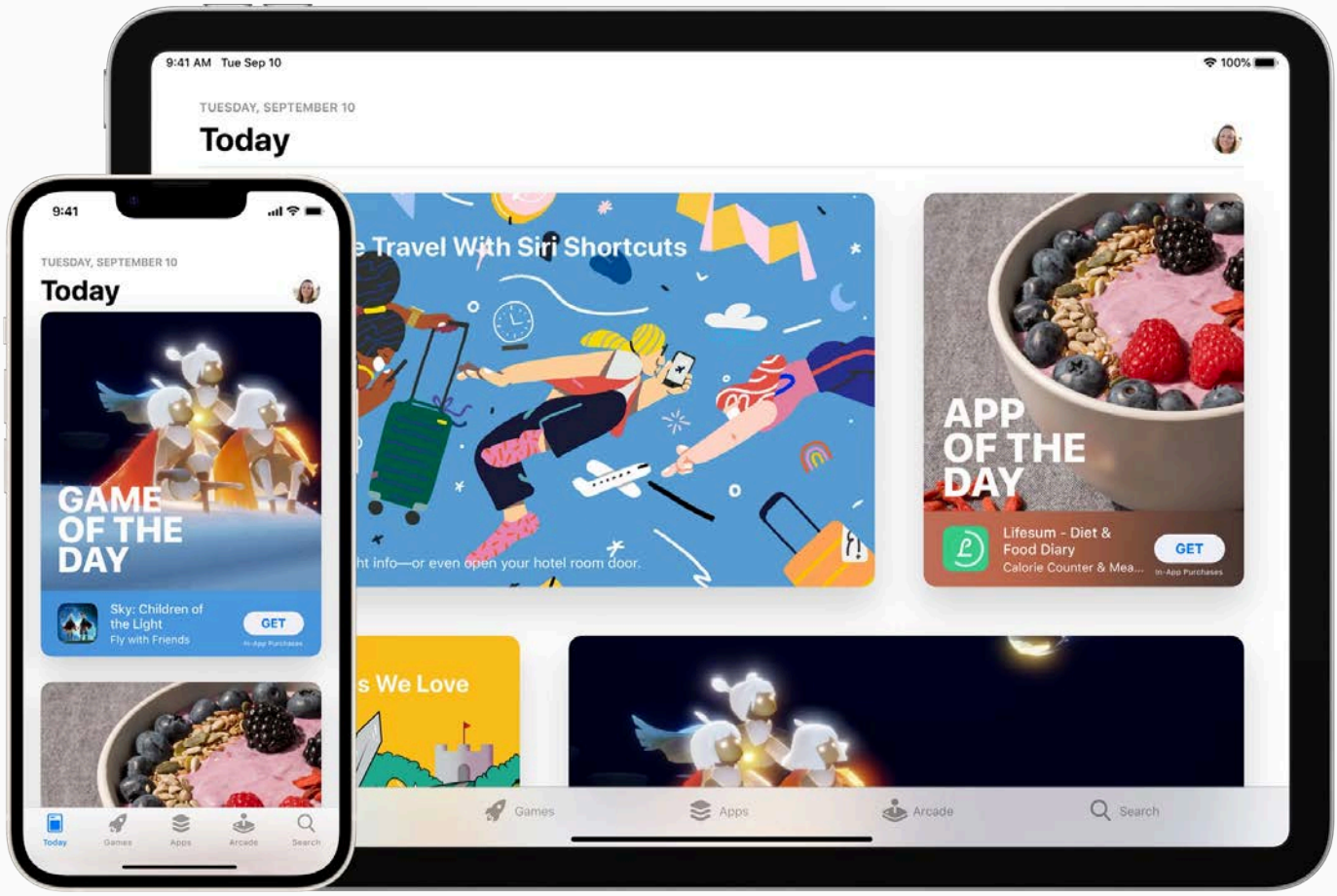

検索

App StoreやMac App Storeでは、アプリ、ゲーム、ストーリー、カテゴリ、アプリ内課金、デベロッパを検索することができます。「検索」では、プロダクトページのアプリやアプリ内課金のメタデータが使用され、最も関連性の高い結果が

表示されます。Appleでは、ユーザーが入力する内容に対して最も的確な結果が表示されるよう、「検索」を常に改善しています。App Storeでユーザーがアプリを検索すると、テキストの関連性（アプリのタイトル、キーワード、プライマリカテゴリとの一致）やユーザーのアクティビティ（ダウンロード数、評価数とレビュー内容）など、複数の要素に基づくランキングによってアプリが表示されます。特定の検索クエリに対する検索結果に加え、探しているものをより見つけやすくするための検索ワードも表示されます。さらに、トレンド検索も表示されるため、同じ地域の他のユーザーがどのようなことに関心を寄せているのかも把握できます。

プロダクトページのメタデータの作成に関する詳細は、「プロダクトページの作成」を参照してください。

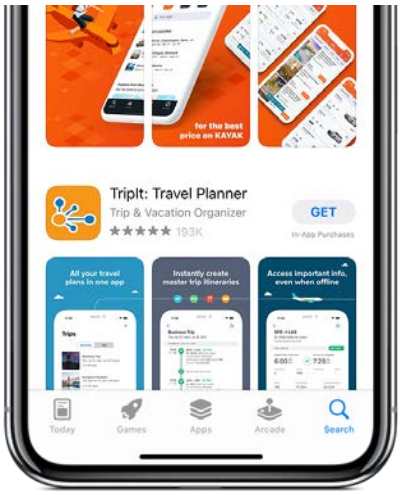

カテゴリ

App StoreとMac App Storeの「カテゴリ」では、主な機能やテーマに基づいてアプリが分類されます。ユーザーは「エンターテインメント」「ショッピング」「ソーシャルネットワーキング」などのカテゴリを閲覧して、そのカテゴリに関連したアプリを見つけることができます。デベロッパは、プライマリカテゴリとセカンダリカテゴリをアプリに設定できます。アプリを見つけてもらいやすくするには、プライマリカテゴリが特に重要です。これは、ユーザーが閲覧したり検索結果を絞り込んだりした際、App Storeのどのタブにアプリが表示されるのかがプライマリカテゴリによって決まるからです。

詳しくは、「カテゴリの選択」を参照してください。

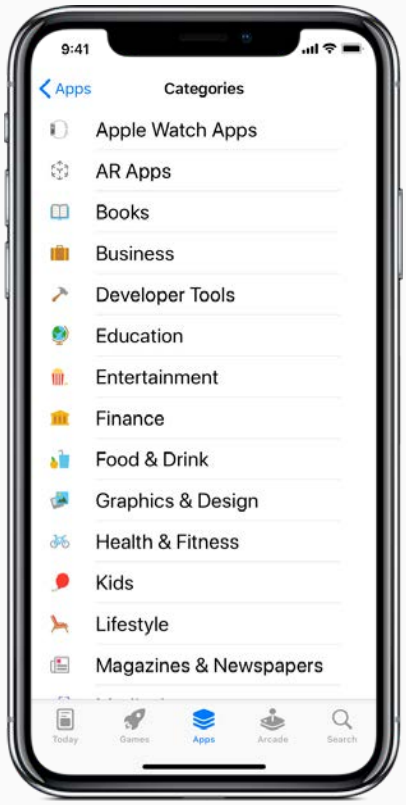

「Today」タブ

App Storeの「Today」タブには、世界中のApp Storeのエディターによるオリジナルのストーリーが日替わりで掲載され、独占初公開の新作、新着アプリ、定番アプリの新しい一面、「今日のアプリ」、「今日のゲーム」などについて特集

が組まれます。ユーザーがアプリを革新的に利用するためのヒントやハウツーガイドが紹介されるほか、注目のデベロッパに対するインタビューが掲載されます。ストーリーでは、アートワーク、ビデオ、デベロッパのコメントを通じてアプリやゲームをいきいきと紹介し、アプリが私たちの生活をどのように変えているかApple独自の視点で紹介します。

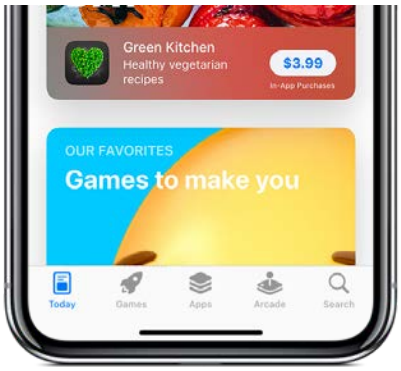

「ゲーム」と「アプリ」タブ

App Storeは世界最高のゲームストアでもあります。おすすめの新着ゲームやアップデート、ビデオ、ランキング、エディターによる厳選コレクション、カテゴリなどを通じて情報を発信し、ユーザーの関心を引き寄せています。各タブではいずれも、アプリプレビューのビデオが消音状態で自動的に再生され、タブ内をスクロールしながら観ることができます。さらに、厳選されたアプリ内課金アイテムも紹介されており、ユーザーがApp Storeで直接購入することができます。

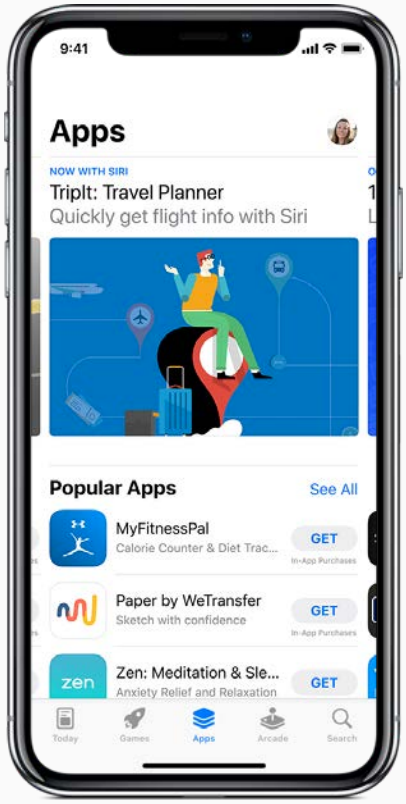

プロモーション対象のアプリ内課金

App Storeではユーザーが直接アプリ内課金アイテムを閲覧したり、アプリをダウンロードする前に購入を開始することができるため、アプリの内容がユーザーの目に触れやすくなります。アプリのプロダクトページでは、サブスクリプションを含むアプリ内課金アイテムを最大20個までプロモーションすることができます。アプリ内課金アイテムは検索結果にも表示され、App Storeのエディターチームによってフィーチャーされる可能性もあります。

詳しくは、「アプリ内課金のプロモーション」を参照してください。

App Storeウィジェット

ユーザーは、App Storeの「Today」タブでフィーチャーされているストーリーやコレクション、アプリ内イベントを直接ホーム画面で見つけることができます。

見つける

「見つける」では、Mac App Storeの注目の最新リリースやアップデートを確認することができます。App Storeのエディターが毎週、注目のアプリやゲームについて掘り下げたストーリーや開発の舞台裏を伝えるインタビューを紹介し、ユーザーがMacでの体験をさらに楽しめるよう厳選されたコレクションを提供しています。

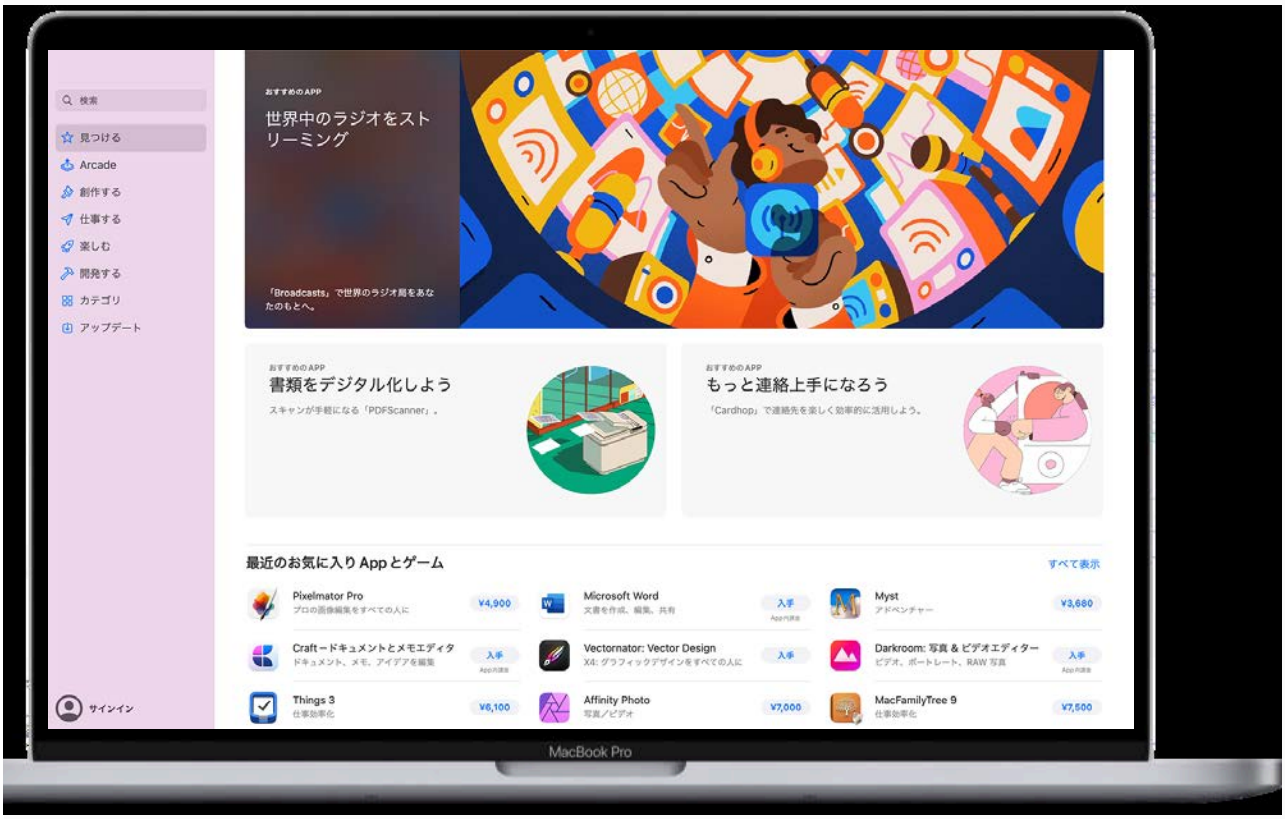

創作する

「創作する」では、エキスパートにとっても役立つヒントやツアーを通じて、Macで直感的、効率的に、そして楽しく創作するためのパワフルなアプリを見つけることができます。

仕事する

「仕事する」では、仕事をする際の集中や整理に役立つ、新しいお気に入りアプリの紹介を行っています。App Storeのエディターによる厳選コレクションや使い方の説明が掲載され、ビジネスや仕事効率化、ユーティリティのアプリを簡単に見つけることができます。

楽しむ

「楽しむ」では、優れたゲームやエンターテインメントアプリを、新着リリース、定番アプリ、厳選されたコレクションのおすすめ情報と合わせて紹介しています。

開発する

「開発する」では、デベロッパのクリエイティビティや想像力が世界中のユーザーに届くよう、App Storeのエディターが厳選したデベロッパに最適なツールやユーティリティを掲載しています。

フィーチャーについて

Appleのグローバルなエディターチームが、各Appleプラットフォームに合わせてApp Storeでのセレクションを選んでいるため、適切な地域の適切なユーザーに、適切なタイミングでアプリやゲームの情報が表示されます。

新規アプリやゲームのほか、大幅なアップデート、アプリ内のスペシャルイベント、限定コンテンツ、文化や季節にちなんだコンテンツなども取り上げています。また、ユニークなストーリーを持ったアプリにもスポットライトを当てています。たとえば、デベロッパがリリースしたアプリがどのように業界に変革をもたらしたか、どのようにコミュニティをサポートしたか、アプリによってユーザーが抱える固有の課題をどのように解決したか、といった舞台裏を紹介します。

App Storeでのフィーチャーについて詳しく

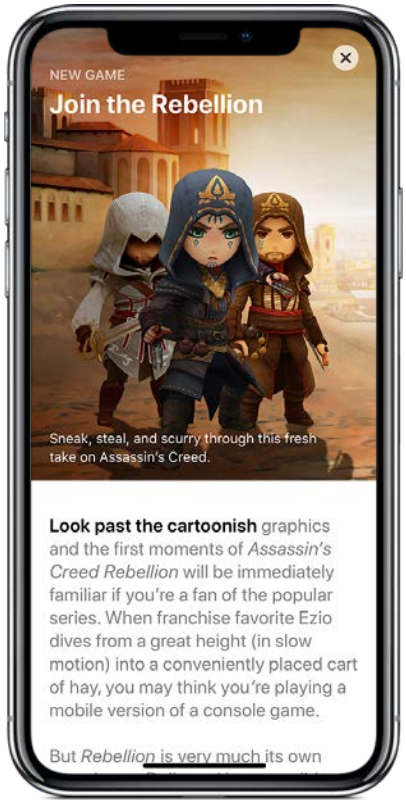

ストーリーをお聞かせください。

ご自身のアプリについてエディターに伝えたいユニークなストーリーがあれば、ぜひお知らせください。新しいアプリや大幅なアップデートの場合は、リリースの6〜8週間前にお知らせください。

お問い合わせ

提出

アプリやアプリのメタデータをApp Storeに提出する準備をしましょう。

管理

アプリ、アナリティクス、売上レポート、契約／税金／口座情報などを管理できます。

さらに詳しく ›

プロモーション

マーケティングガイダンスやツールにアクセスして、App Storeでアプリをプロモーションしましょう。

サポート

ご不明な点やリクエストがありましたら、ガイドや記事を参照するか、お問い合わせください。

さらに詳しく ›　さらに詳しく ›　さらに詳しく ›

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.

評価、レビュー、返答

ユーザーは、App Store上での評価とレビューを通じて、アプリの利用体験についてフィードバックを提供できます。フィードバックは、他のユーザーがそのアプリの利用を検討する際の参考となります。アプリを評価してもらい、レビューに返答することで、アプリをより見つけやすくして、ダウンロードを促すとともに、ユーザーとの信頼関係を築くことができます。

評価

ユーザーは、アプリに1〜5個の星を付けて評価できます。アプリの総合評価は、プロダクトページや検索結果に表示されます。総合評価は、App Storeの各テリトリごとに表示され、アプリの新しいバージョンをリリースする際にリセットすることができます。ただし、評価のリセットは慎重に行うことをお勧めします。総合評価をリセットすると、総合評価にはアプリの最新バージョンに対する評価のみが含まれるようになるため、以前発生していた問題点を解消したアップデートをリリースする際には便利なこともあります。一方、評価数が少なくなるとアプリをダウンロードするユーザーが減少してしまう可能性もあります。また、総合評価がリセットされても、アプリに対して投稿されたレビューはリセットされないことにも注意してください。ユーザーは自分のデバイスで、アプリのプロダクトページからiOS、iPadOS、macOS、visionOS、tvOS向けのアプリを評価できます。また、ユーザーは自分のiOSデバイスで、アプリのプロダクトページからwatchOS向けのアプリを評価できます。

レビュー

ユーザーは、レビューを通じて、アプリを実際に利用した体験をより詳しく共有することができます。ユーザーは、デバイス上のアプリのプロダクトページで、iOS、iPadOS、macOS、visionOSのアプリのレビューができます。watchOSのアプリについては、iOSデバイス上でレビューできます。総合評価をリセットした場合でも、過去のレビューは引き続きプロダクトページに掲載されます。

評価とレビューのリクエスト

ユーザーがアプリを利用している間、適切なタイミングで、アプリの評価とレビューを求めることができます。アクション、レベル、タスクの完了時など、ユーザーがアプリの利用に満足感を得ている可能性が高く、かつ実行中のアクティビティを妨害しないタイミングでリクエストを設定するようにしましょう。

SKStoreReviewController API (英語) を使用すると、ユーザーにアプリに関するフィードバックを簡単に送信してもらうことができます。評価を求める画面は、1年間(365日)で3回まで表示できます。ユーザーは、標準化されたプロンプト上で評価を送信できるほか、利用中のアプリ内からレビューを書いて送信することができます。

アプリ内やApp Storeのプロダクトページの見つけやすい場所に、サポート向けの連絡先を掲載してください。こうすることで、ユーザーが問題に直面した場合にデベロッパに直接連絡できる方法を提供でき、ネガティブな体験を解決する機会となり、好意的でないレビューを未然に防ぐことができます。

ベストプラクティスとガイドライン

「ヒューマンインターフェイスガイドライン」では、評価とレビューを求める際のベストプラクティスの詳細をご確認いただけます。ユーザーのレビューに返答する際のガイドラインについては、「App Reviewガイドライン」の「安全性」セクションをご参照ください。

レビューや返答の管理

AdminまたはCustomer Supportの権限を持つ
App Store Connectユーザーは、レビューの閲覧、分類、レビューへの返答を行えます。さらに詳しく ›

App Storeに投稿されたレビューへの返答

App Storeのプロダクトページに投稿されたフィードバックに直接対応することで、ユーザー体験を向上させ、アプリに対する評価を改善することもできます。App Store Connectでは、レビューが書かれたタイミングにかかわらず、アプリのすべてのレビューに返答できます。レビューに返答すると、レビューの投稿者に通知が届き、投稿者はレビューを更新できるようになります。返答はいつでも編集できますが、公開されるのは最新の返答のみです。

返答内容は、簡潔でありながら、ユーザーのフィードバックに明確に対応したものが理想的です。礼儀正しく丁寧な返答にしてください。個人情報、マーケティングに関する内容、スパムを含めることはできません。また、アプリのイメージにそった、親しみやすいトーンになるように心がけてください。可能であれば、似たようなレビューに対して定形回答を返すのではなく、レビュー内容に合わせて返答することをお勧めします。

すべてのレビューに返答することが難しい場合は、評価で星の数が1個であったレビューや、現在のバージョンのアプリで発生している技術的な問題を報告しているレビューがあれば、それらのレビューに優先的に対応することを検討してください。レビュー投稿者のフィードバックを確認したこと、また、その問題の対応に取り組んでいることを明確に伝えます。

以前のレビューで報告された問題を修正し、アプリのアップデートをリリースする際は、修正に関する情報をリリースノートに掲載します。また、問題に関連したレビューを報告した投稿者にも、修正を通知するために返答することができます。このような方法は、以前アプリに関して不満を感じていたユーザーを再獲得するのに効果的です。

アプリのメジャーリリース後に投稿される新規レビューや更新されたレビューには、迅速に返答するようにしてください。ユーザーがフィードバックを共有する傾向が最も強いメジャーリリース直後に返答することで、ユーザーとの対話の機会を設けることができます。
App Store Connectの「ユーザと役割」セクションでメールアラートを設定すると、デベロッパが返答したレビューに対して、ユーザーがそのレビュー内容を再度編集した際に通知されるようになります。

Appleサポートにユーザーを案内するのが適したケース

レビューの投稿者による報告内容が、ダウンロードに関するエラーや請求に関する問題である場合は、Appleサポートへ案内します。App Storeやユーザーのアカウントに関連した問題ではないとAppleが判断した場合、Appleはデベロッパに連絡します。

問題の報告

レビューに不快な内容、スパム、またはAppleの利用規約に違反するその他のコンテンツを発見した場合は、レビューには返答せずに、App Store Connectの「レビュー」にある「問

題を報告する」オプションで問題を報告してください。問題を報告しても、該当するレビューを投稿したユーザーに通知されることはありません。

評価とレビューの活用

アプリの現在の評価が正確に反映されている限り、アプリの評価をマーケティング資料で活用することができます。レビューの内容については、レビューの投稿者から許可が得られた場合のみマーケティング資料で活用できます。

関連記事

- 評価とレビュー：ヒューマンインターフェイスガイドライン
- 評価とレビューの管理：App Store Connectヘルプ
- APIリファレンス（英語）

提出

アプリやアプリのメタデータをApp Storeに提出する準備をしましょう。

さらに詳しく ›

管理

アプリ、アナリティクス、売上レポート、契約／税金／口座情報などを管理できます。

さらに詳しく ›

プロモーション

マーケティングガイダンスやツールにアクセスして、App Storeでアプリをプロモーションしましょう。

さらに詳しく ›

サポート

ご不明な点やリクエストがありましたら、ガイドや記事を参照するか、お問い合わせください。

さらに詳しく ›

Copyright © 2024 Apple Inc. All rights reserved.